

日野市議会会議録

平成8年 第4回定例会

第31号 ～ 第38号

12月4日 開会

12月19日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354



1964014

平成 8 年 第 4 回 定 例 会 日 程

12月4日	(水曜日)	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程
12月5日	(木曜日)	一般質問
12月6日	(金曜日)	一般質問
12月9日	(月曜日)	一般質問
12月10日	(火曜日)	一般質問
12月11日	(水曜日)	一般質問
12月12日	(木曜日)	一般質問、議案上程、請願上程
12月19日	(木曜日)	審査報告、議案上程

平成 8 年
第 4 回定例会 日野市議会会議録目次

○12月 4 日 水曜日（第 1 日）

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会 期 の 決 定	5
行 政 報 告	6
諸 般 の 報 告	7

（議案上程）

議案第 63 号	平成 8 年度日野市一般会計補正予算（第 4 号）の 専決処分の報告承認について	7
議案第 64 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	9
議案第 65 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 66 号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の 臨時特例条例の制定について	12
議案第 67 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	13
議案第 68 号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第 69 号	日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の 一部を改正する条例の制定について	15
議案第 70 号	平成 8 年度日野市一般会計補正予算（第 5 号）	20
議案第 71 号	平成 8 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算	

	(第1号)	44
議案第72号	平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計補正 予算(第1号)	46
議案第73号	平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	46
議案第74号	平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算 (第2号)	46
議案第75号	市道路線の認定について	49
(報告)		
報告第11号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告 について	50
(取り下げ)		
	紹介議員の取り下げの件	53
(請願上程)		
請願第8-29号	法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情	53
請願第8-30号	豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置 することを求める請願	53
請願第8-31号	豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願	53
散 会		54

○12月5日 木曜日(第2日)

出席議員		55
欠席議員		55
出席説明員		56
議事日程		56
開 議		57

(一般質問)

竹ノ上武俊議員

1. 革新市政7期目に向う新年度予算編成に望む	57
-------------------------------	----

宮沢 清子議員

1. 「高齢者等財産保全サービス制度」の制定について	78
----------------------------------	----

2. 学校教育の場での「心肺蘇生法」の講習について	85
3. 百草・落川・新井・程久保地域等の道路整備について	91

菅原 直志議員

1. ネットワークの活用で市民サービスの充実を（その3） ～災害対策情報網を構築せよ	97
2. 窓口サービスの充実を	108

一ノ瀬 隆議員

1. 監査体制をさらに強化せよ	117
-----------------------	-----

森田美津雄議員

1. 『個人情報保護条例（案）』の成文化は、どのような責任体制で検 討され、進められているのか	130
--	-----

散 会	144
------------------------------	-----

○12月6日 金曜日（第3日）

出 席 議 員	145
欠 席 議 員	145
出 席 説 明 員	146
議 事 日 程	146
開 議	147

（一般質問）

沢田 研二議員

1. 再度問う、日野市の行財政改革について ―― 何を重点課題とし、日程等具体的実施計画は ――	147
2. 幼稚園（保育園）入園希望者に障害者（弱者）救済措置を	162

馬場 繁夫議員

1. 21世紀の責任ある市政運営に向けて財政の健全化を問う	170
2. 田中地区センター建て替え促進と地域問題について	184
3. 滝合橋歩道の拡幅促進について	187

小川 友一議員

1. 日野市の将来について	188
---------------------	-----

田原 茂議員

1. (仮称)西豊田駅誘致について森田市長は本気で実現する意志があるのかと問う！	203
2. 「市長相談」のあり方を問う！ (市長は真に市民の声に耳を傾けようとしているか)	218
散 会	224

○12月9日 月曜日(第4日)

出席議員	225
欠席議員	225
出席説明員	226
議事日程	226
開 議	227

(一般質問)

夏井 明男議員

1. 心身障害者の人権	227
2. 日野駅改札口問題 —— 平成8年度実施調査結果より ——	231
3. 多摩平団地建て替えと市民の生活権	235

吉富 正敏議員

1. 福祉・保健・医療の総合的な運営と多摩川苑福祉ゾーン整備計画について問う	248
2. 多摩平団地建替事業と豊田駅周辺再開発事業について問う	258

板垣 正男議員

1. 自由民権運動のいぶきをいまにつたえる文書館の建設について	269
2. あたたかい障害者施策を前進させるために「障害者計画」の策定について	279

鈴木美奈子議員

1. 多摩平団地の建て替えについて	285
2. 子どもたちにゆきとどいた教育の保障と、教職員の健康を守るために	299

米沢 照男議員

1. 革新日野市政24年と豊南橋など緑と清流のまちづくりについて	305
散 会	321

○12月10日 火曜日（第5日）

出席議員	323
欠席議員	323
出席説明員	324
議事日程	324
開 議	325

（一般質問）

佐藤 洋二議員

1. 高齢者の雇用拡大を望む 325
2. 有効活用して欲しい市遊休土地 335

小山 良悟議員

1. 市立総合病院の建て替えが本当に可能か
—— 実現に向けての課題を問う —— 341
2. 幼稚園の官民格差是正と今後の課題について問う 352

渡邊 馨鴻議員

1. 平成9年度予算編成の基本方針について問う 359

江口 和雄議員

1. 「下水道・南部地域医療施設・総合スポーツ公園・西豊田駅新設」
この事業の進捗状況と今後の見通しを市民に明らかにせよ！ 378

奥住日出男議員

1. 「地域福祉のネットワーク」づくりの推進を 394

散 会	404
-----	-----

○12月11日 水曜日（第6日）

出席議員	405
欠席議員	405
出席説明員	406
議事日程	406

開	議		407
---	---	-------	-----

(一般質問)

内田 勲議員

1. 遅れ、遅れの豊田南区画整理事業の実施計画は、現在どのように
変更されているのか 407
2. 平成6年度に建設工事着工予定の（仮称）豊南橋はいつ完成する
のか 422

中谷 好幸議員

1. 国による保健医療制度の改悪に反対し、社会保障を目的とした国民
健康保険制度を守れ！ 433
2. 長期不況と規制緩和の下で苦境におちいる中小零細の建設業を守れ！ ... 447

旗野 行雄議員

1. 高齢化社会への対応について
（北九州市行政視察に学ぶ） 452

佐瀬昭二郎議員

1. 良好な住環境を守り、住民の安全を確保するために、ふえ続ける
住宅地の通過車輛問題に対策を 462
2. 日野の城館遺構を市指定文化財に 472

散	会		482
---	---	-------	-----

○12月12日 木曜日（第7日）

出	席	議	員		483	
欠	席	議	員		483	
出	席	說	明	員		484
議	事	日	程		484	
開	議		487			

(一般質問)

天野 輝男議員

1. 国道日3・3・2号線、日3・3・4号線の促進について問う 487
2. 多摩川苑福祉ゾーン特養ホームについて問う 498

橋本 文子議員

1. 来年度に向けて、痴呆性高齢者の福祉施策について問う	505
2. 多摩平団地建て替えに伴う、住民と市長との「四つの約束」を守 れ	512
3. 女性センター事業の「女性相談」について	520
4. 可燃ごみは、公害を出さないために紙袋を指定せよ	523

執印真智子議員

1. 就学時健康診断について再度問う	528
2. このままで日野市は超高齢少子化社会を乗り切れるか —— 目指すもの、限界、担い手をどう構築するのか ——	534

(議案上程)

議案第76号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	553
--	-----

(請願上程)

請願第8-32号 宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関す る請願	556
請願第8-33号 自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関す る請願	557
請願第8-34号 「1%節電」に関する請願	557
請願第8-35号 東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に 関する市への提案に関する請願	557
請願第8-36号 日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う 際、捺印の不要を求める陳情	557
請願第8-37号 「1%節電」の実施を日野市の公共施設及び市民 に呼びかける請願	557
請願第8-38号 豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請 願	557
請願第8-39号 日野市にオンブズマン制度を求める請願	557
散 会	558

○12月19日 木曜日(第8日)

出席議員	559
------	-----

欠 席 議 員		559
出 席 説 明 員		560
議 事 日 程		560
開 議		565
(議案審査報告)	(総務・文教・厚生・建設)	
議 案 第 70 号	平成 8 年度日野市一般会計補正予算 (第 5 号)	565
	(総務委員会)	
議 案 第 2 号	日野市行政手続条例の制定について	567
議 案 第 64 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	568
議 案 第 67 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	568
議 案 第 68 号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	568
	(文教委員会)	
議 案 第 53 号	日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正す る条例の制定について	569
	(厚生委員会)	
議 案 第 66 号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の 臨時特例条例の制定について	573
議 案 第 71 号	平成 8 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	573
	(建設委員会)	
議 案 第 65 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に 関する条例の一部を改正する条例の制定について ...	574
議 案 第 69 号	日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の 一部を改正する条例の制定について	574
議 案 第 72 号	平成 8 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正 予算 (第 1 号)	575
議 案 第 73 号	平成 8 年度日野市下水道事業特別会計補正予算	

	(第1号)	575
議案第74号	平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算	
	(第2号)	575
議案第75号	市道路線の認定について	575
(取り下げ)	(建設委員会)	
請願第6-64号	清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願	576
(請願審査報告)	(総務委員会)	
請願第8-18号	東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情	576
	(文教委員会)	
請願第8-19号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情	577
請願第8-25号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 ...	577
	(厚生委員会)	
請願第8-13号	「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため日野市障害者雇用促進援助事業の適性実施に関する請願	578
請願第8-35号	東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する市への提案に関する請願	579
(継続審査)	(総務委員会)	
請願第8-16号	消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情	579
請願第8-29号	法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情	579
請願第8-33号	自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する請願	579
請願第8-34号	「1%節電」に関する請願	579
請願第8-36号	日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情	579
請願第8-37号	「1%節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願	579

請 願 第 8 - 39号	日野市にオンブズマン制度を求める請願 …………… 579 (厚生委員会)
請 願 第 8 - 3号	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ 開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずる ことを求める陳情 …………… 580
請 願 第 8 - 12号	「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため 障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関 する請願 …………… 580
請 願 第 8 - 22号	公営斎場の建設に関する請願 …………… 580
請 願 第 8 - 24号	高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引 券の交付に関する陳情 …………… 580 (建設委員会)
請 願 第 6 - 57号	減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …………… 580
請 願 第 6 - 58号	住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補 償を主とするようにして下さいの陳情 …………… 580
請 願 第 6 - 59号	3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を 確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …………… 580
請 願 第 7 - 11号	多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市 「調整部会」に反映させるための請願 …………… 580
請 願 第 8 - 14号	WTO協定改訂・セーフガードの発動など都市農 業を守り発展させる施策を求める請願 …………… 580
請 願 第 8 - 26号	豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地 区計画の見直しを求める請願 …………… 580
請 願 第 8 - 30号	豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置 することを求める請願 …………… 580
請 願 第 8 - 31号	豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願 … 580
請 願 第 8 - 32号	宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関す る請願 …………… 580
請 願 第 8 - 38号	豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請 願 …………… 581

(継続審査議決)

文教委員会の継続審査議決に関する件	581
議会運営委員会の継続審査議決に関する件	581
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件	581
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件	582
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件	582
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件	582
(議案上程)	
議員提出議案第18号	第9次治水事業5カ年計画策定に関する意見書 583
議員提出議案第19号	国民負担を大幅に増やす医療保険制度の改悪に反 対する意見書 583
議員提出議案第20号	消費税率5%への引き上げに反対する決議 583
議員提出議案第21号	特定目的借上住宅を多摩平団地に導入を求める意 見書 584
議員提出議案第22号	東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に 関する意見書 584
議員提出議案第23号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国 庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求め る意見書 584
議員提出議案第24号	東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削 減に反対する意見書 585
閉 会	585

12月 4 日 水曜日 (第 1 日)

平成 8 年
第 4 回定例会 日 野 市 議 会 会 議 録 (第31号)

12月 4 日 水曜日 (第 1 日)

出 席 議 員 (30名)

1 番	江 口 和 雄 君	2 番	佐 藤 洋 二 君
3 番	菅 原 直 志 君	4 番	渡 邊 馨 鴻 君
5 番	吉 富 正 敏 君	6 番	小 島 久 君
7 番	小 川 友 一 君	8 番	森 田 美津雄 君
9 番	佐 瀬 昭二郎 君	10番	中 谷 好 幸 君
11番	沢 田 研 二 君	12番	田 原 茂 君
13番	宮 沢 清 子 君	14番	執 印 真智子 君
15番	土 方 尚 功 君	16番	天 野 輝 男 君
17番	奥 住 日出男 君	18番	橋 本 文 子 君
19番	板 垣 正 男 君	20番	鈴 木 美奈子 君
21番	内 田 勲 君	22番	馬 場 繁 夫 君
23番	夏 井 明 男 君	24番	黒 川 重 憲 君
25番	福 島 盛之助 君	26番	旗 野 行 雄 君
27番	小 山 良 悟 君	28番	一ノ瀬 隆 君
29番	竹ノ上 武 俊 君	30番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	資産税課長	福 嶋 明 視 君
選挙管理委員会 事 務 局 長	遠 藤 治 二 君	市民税課長	渡 辺 盛 彦 君
		保険年金課長	小 寺 瑞 彦 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 保 木 シゲル 君

議 事 日 程

平成8年12月4日(水)

午 前 10 時 開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 諸般の報告

(議案上程)

日程第 5 議案 第 63 号	平成 8 年度日野市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告承認について
日程第 6 議案 第 64 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案 第 65 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案 第 66 号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について
日程第 9 議案 第 67 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案 第 68 号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案 第 69 号	日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12 議案 第 70 号	平成 8 年度日野市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 13 議案 第 71 号	平成 8 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 議案 第 72 号	平成 8 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 15 議案 第 73 号	平成 8 年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 16 議案 第 74 号	平成 8 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 17 議案 第 75 号 （報告）	市道路線の認定について
日程第 18 報告 第 11 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（取り下げ）	
日程第 19 紹介議員の取り下げの件 （請願上程）	

日程第 20	請 願	第 8 - 29号	法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情
日程第 21	請 願	第 8 - 30号	豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置することを求める請願
日程第 22	請 願	第 8 - 31号	豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第22まで

午前10時53分 開会

○議長（土方尚功君） これより平成8年第4回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

25番 福島盛之助君

26番 旗野行雄君

を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（奥住日出男君） 議長の御指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

去る11月29日、午後2時から議会運営委員会を開催いたしました。議案、請願の取り扱い、また日程などの協議の結果、会期は本日より12月19日までの16日間と決定いたしました。

なお、議案、日程等の内容につきましては、お手元に配付してあります資料を参照願います。

それと、理事者側から追加議案の上程を今議会中に予定しているという報告がございました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から12月19日まで期日16日間と決定いたしました。

次に、日程第3に入る前に理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（坂口泰雄君） 貴重なお時間を拝借いたしまして大変恐縮でございます。説明員の変更について御報告を申し上げます。

教育長の園田匠、及び市民部長の宮本寿が病気のため入院加療中でございます。本議会を欠席いたしますので、それぞれの担当の課長が説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） 次に日程第3、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日より、本年度第4回定例会をお願いいたします。

私から行政報告を申し上げます。

先の定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より5件の報告を行い、他は提出資料をもって代えさせていただきます。

1. 流域下水道浅川処理区工事の進捗について（都下水道当局の報告より）

a. 本市にかかわる流域下水道日野幹線については、立日橋通りから四ツ谷前区画整理地内の区間、管きょ埋設工事に着手されました。シールド工法、管径1,350mm、延長881m、平成10年3月の完了予定であります。

残る立日橋通りから中央高速道路の区間は、平成12年には全線完成の予定であります。

b. 浅川処理場では水処理施設第三系列工事に着工され、この施設によって全体計画50%の整備率とのことであります。

2. 豊田駅周辺再開発事業に関連し住宅・都市整備公団への申し入れについて

JR中央線豊田駅周辺は、当時の整備状況からすでに30余年を経過し、今後に適応できる再整備が必要と考えられます。豊田駅周辺整備の視点から、住宅・都市整備公団が進めている多摩平団地建替事業と整合させるため、同公団再開発部門の協力が望ましいと考えております。

本年7月に住宅・都市整備公団に「街づくり推進室」が設置され、地方自治体のまちづくりについての相談窓口が開設されましたので、豊田駅周辺の再開発事業に関する協議の申し入れを10月29日付文書で行いました。

3. 西豊田駅誘致事業の進捗状況について

西豊田駅誘致事業の現地事務所の開設について先般報告いたしましたが、推進体制編成につき、周辺住民組織、企業、団体等の参加要請説明のため表敬訪問をもって、93団体まで一応終了致しました。今後は、この推進体制の設置を目的に準備会を予定して事務を進めてまいります。

4. 市内都営姥久保団地建替に伴う公共公益施設の考え方について

日野市新町一丁目都宮姥久保団地は昭和39年に建設されましたが、東京都当局により現在建替えが計画されております。

当該団地は日野駅に近く、利便性の高い本市玄関口と言うべき場所に当たるため、ある程度の増戸と、この地区に適当な市民施設のため、床面積約1,300平方メートルのスペースが予定されております。

地域に欲しい複合文化施設として、児童館、図書館分館、集会室をほぼ均等スペースをもって設計する考えであります。

5. 社会福祉法人「マザアス」による多摩川苑福祉ゾーン特養ホーム事業について
多摩川苑福祉ゾーン特養ホーム事業については、経営主体に社会福祉法人「マザアス」を選定し、同法人による事業計画書が東京都当局に提出され、審査を受けております。

この計画は、特養ホーム100床のほか、ショートステイ20床、デイサービスセンター、在宅介護支援センターにつき、市の事業計画に準拠する内容であります。

事業計画の進捗に合わせ、用地の確定その他必要手順を整え、来年度、東京都の補助内示を受けた後、年末には着工の運びとなる予定であります。なお、業務開始は、平成11年の春を目途に予測しております。

以上、主要な行政事項についてご報告申し上げ、議会のご理解、ご指導をお願いする次第であります。

○議長（土方尚功君） 収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第4、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第63号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第63号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認について

本議案は、平成8年度日野市の一般会計の補正予算第4号であり、地方自治法第179

条第1項の規定に基づき、平成8年9月30日付けで専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ5,677万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を456億8,001万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは議案第63号、平成8年度日野市一般会計補正予算第4号について御説明申し上げます。

ただいま市長から御報告をさせていただきましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ5,677万5,000円を追加し、補正をさせていただくものでございます。

この補正は、10月8日に公示されました衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の執行に所要の経費を補正をさせていただいたものでございます。

恐れ入ります。6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、都支出金の委託金、総務費委託金でございますが、選挙、国民審査に要する費用の全額、都の委託金により財源を賄っております。

恐れ入ります。8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。総務費の選挙費、25日の衆議院議員選挙最高裁判所裁判官国民審査費といたしまして所要の経費を計上をいたしております。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第63号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、都市計画税の税率の特例を平成9年度まで延長するため、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係課長から詳細説明を求めます。資産税課長。

○資産税課長（福嶋明視君） 議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

市税条例第133条において、都市計画税の税率は100分の0.3と規定されておりますが、付則において特例規定を設け、平成6年度から平成8年度までの3年間、都市計画税を100分の0.05引き下げて100分の0.25とする減税措置を講じておりますが、これをさらに1年延長するものでございます。1年間の期間延長をすることにつきましては、平成9年度の税制改正の動向が不明であること、地価の動向が定まらないこと等を考慮したものであります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。付則第34条は都市計画税の税率の特例規定でございまして、現在使用している税率が27市の平均税率となっておりますので、先ほど申し上げた理由によりまして、見出しを含めて付則第34条中、「平成6年度から平成8年度までの各年度分」を「平成9年度分」に改めるものでございます。

最後に施行日でございまして、この条例は平成9年4月1日から施行するというものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第65号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第65号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、万願寺地区整備計画区域の地区計画の一部変更並びに福祉施設地区を新設するため、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 議案第65号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

中身に入ります前に、この条例の中身を実現する前段で万願寺の土地区画整理事業区域内に福祉ゾーンを設け、そこに福祉施設が建設可能なような手続きを、用途地域の変更、地区計画の諸手続きを終えまして、平成8年5月31日の日に変更の決定がされております。それを受けまして、今回、建築基準法第68条の2により条例化されたものの一部を変更するものでございます。中身につきまして、新旧対照表が説明しやすいので御説明申し上げます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。4ページの方が新しいものでございますので、まず、上の沿道地区がでございます。これは名称が旧が日野3・3・2号線沿道地区につきましては、これは名称を一律にするために変更をさせていただきました。

それから中身でございますけれども、福祉施設地区ということで、今までの地区計画では建築の制限が通常の一般住宅でございましたので、ここに列挙してございますような老人ホーム、老人保健施設等々の建物は建てられるようにいたします。それから敷地の最低面積を1,500平米にいたし、壁面の後退を4メートル、このような変更手続きを完了いたしましたので、このたび条例化するものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小島　久君。

○6番（小島　久君）　1点、確認しておきたいと思います。

今の御説明ですと、いわゆる旧の名称が日野3・3・2号線沿線、これを今回提案されたものが、ただ単に沿道地区ということでございますけれども、提案理由では名称を一律にするという今お話でございましたけれども、私は、むしろ従来の3・3・2号線があった方がよりわかりやすいのではないかと、こういうふうに思うわけでありすけれども、3・3・2号以外の幹線の道路もこの地区計画の対象に拡大されているのかどうか、むしろわかりにくくなってしまうのではないかと、こういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　この地区計画の名称のところにつきましては、東京都で標準化してございます。その中で一定の路線についてを入れないで沿道地区ということで、ある程度幅を広げた名称に一律に変更されておりますので、今回この該当があるものにつきましての変更をさせていただきましたのが1点だけございます。

それから、御質問のとおり確かにわかりやすいとは思いますが、当地域に鑑みましては、この3・3・2号線ということでございますので、その辺、内容については変わりございません。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第65号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第66号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第66号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について

本議案は、社会福祉法人明徳会が八王子市に建築している特別養護老人ホームの改築事業及び社会福祉法人東京都知的障害者育成会が八王子市に建築している精神薄弱者更生施設の新築事業に対し、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例第1条の規定にかかわらず資金を助成するため、臨時特例条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 議案第66号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例について御説明申し上げます。

この条例は、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例第1条において、助成の要件として、日野市の区域内において日野市民を対象とした社会福祉事業との規定についての特例を定めるものでございます。社会福祉法人明徳会及び社会福祉法人東京都知的障害者育成会が八王子市において行う事業に対して助成を行うためのものでございます。助成の内容は、社会福祉法人明徳会が建築している特別養護老人ホームについては20床分、1億2,000万円を平成9年4月1日から10年間の均等払いとすることとし、社会福祉法人東京都知的障害者育成会が建築している精神薄弱者更生施設については2床分、2,400万円を20年間に分けて助成するものでございます。

施行日は、平成9年4月1日から施行でございます。臨時特例規則案を資料として提出してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第66号、社会福祉法人に対する助成の手続に関

する条例の臨時特例条例の制定の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定

本議案は、公職選挙法、同法施行令及び国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部改正に伴い、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第68号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、選管事務局長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 選管事務局長から詳細説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） 議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、公職選挙法の一部が改正されましたので、これに伴って関係条項の規定の整備をするものです。また、最近における賃金及び諸物価の変動に伴い公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費の限度額が引き上げられました。これに準拠して、本市に

おきまして公費負担の限度額を改正しようとするものであります。

それでは、4 ページから 9 ページに記載した新旧対照表によって御説明いたします。

まず 4 ページと 5 ページの第 1 条の解説でございますが、選挙運動用自動車の公費負担「法第 141 条第 6 項」を「法第 141 条第 9 項」に改めるものです。第 2 条の改正でございますが、自動車を無料で使用することができる候補者 1 人についての限度額「5 万 1,500 円」を「5 万 7,800 円」に改めるものです。また、候補者の立候補の届け出、法「第 86 条第 1 項」を法「第 86 条の 4 第 1 項」に、無投票当選、法「第 100 条第 1 項」を法「第 100 条第 4 項」に、それぞれ改めるものです。

次に 4 ページから 9 ページにわたります第 4 条の改正でございますが、第 1 号の一般運送契約で、自動車の使用について一日の限度額「5 万 1,500 円」を「5 万 7,800 円」に、同条第 2 号アの一般運送契約以外の契約で、自動車の借入れについて一日の限度額「1 万 3,390 円」を「1 万 5,000 円」に、同号ウの自動車の運転手の雇用について一日の限度額「1 万円」を「1 万 1,200 円」にそれぞれ改めるものです。

なお、同号イの法「第 86 条第 1 項」については、法「第 86 条の 4 第 1 項」に改めるものです。

第 8 条の改正でございますが、選挙運動用ポスター 1 枚当たりの作成単価「462 円 88 銭」を「489 円 50 銭」に、企画費「25 万 7,500 円」を「27 万 2,435 円」に改めるものでございます。

2 ページに戻りまして、付則でございます。1. この条例は、公布の日から施行する。
2. この条例は、施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に議案第 68 号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例の一部改正については、公職選挙法の一部が改正されましたので、これに伴って関係条項の規定の整備をするものです。

それでは、4 ページから 5 ページに記載した新旧対照表によって御説明いたします。

まず 4 ページと 5 ページの第 3 条の改正でございますが、候補者の立候補届け出、法「第 86 条第 1 項」を法「第 86 条の 4 第 1 項」に改めるものです。第 6 条の改正でございますが、無投票当選、法「第 100 条第 1 項」を法「第 100 条第 4 項」に改めるものです。

2 ページに戻りまして、付則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 1点、お尋ねをいたします。

特に67号ですが、選挙運動の公費負担ということで今のような数字が示されたわけですが、それによってトータルとして、予測ですけれども、どのくらいの財政負担の増があるのか、その1点を教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） 公費負担につきましては、市長選挙の場合につきましては最高の限度額として116万6,757円ぐらいになる。それから市議会議員に関しましては、1人当たり最高の限度額が86万6,757円というふうな限度額になります。それで、前回との差ということになりますと約2万円、市長選挙に対して2万円、財政負担になっておる。それから市議会議員につきましては、同じく今言った額が最高の限度額として財政負担になっておる。これは候補者の関係で、例えば市長選挙で何人候補者が出るか、あるいは市議会議員の場合に何名候補者が出るか、これによつての負担が変わってくるかもしれませんが、おのおの当選した形の中での1名、あるいは30名といった形になれば、今言った数字に1名、あるいは30名掛けたものが公費負担にかかるということになります。

○議長（土方尚功君） これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第69号、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第69号、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、日野市農業委員会の選挙による委員の定数を11名に改めるため、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 議案第69号、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

日野市農業委員会の選挙による委員の定数につきましては、昭和38年、1963年でありますが、条例第6号で15名と定め、今日に及んでおります。この長い期間の中で当市の農家数、農業人口、及び経営耕地面積につきましては、当時と比較し、約6割程度の減少を示すなど農業事情は大きく変化をしております。

また、こうした変化の中で昭和55年、1980年には農地法の改正により、農地転用につきましても農業委員会の中で許可制が届出制となり、また平成4年、1992年には生産緑地法の改正により、農地は生産緑地と宅地化農地に区分されるなど取り扱い業務も大きく変化をしております。

一方では、本年2月には農林水産省経済局長依命通達をもちましても、農業委員会の今後の活動方向につきましては活動を着実に推進するため、農業委員会の体制、活動に応じた定数の見直しの通達も示されております。こうした状況から農業委員の定数につきましては、農業委員会の活動に応じた定数の見直しをするために、農業委員会定数見直し部会を本年7月に設置いたしまして、現在の農業事情の変化の中で農業委員会の活動展開に応じた委員定数の見直し、検討を行い、一定の結論に達し、現行の委員定数15名を4名減の11名とするものであります。

公布の日から施行するものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） 今、部長の方から改定理由が説明されたんですが、活動に応じた定数ということなんですが、もっと具体的に中身を教えて下さい。若干いろんな昭和38年以降、農家の定数とか何か減ったというのはわかりますけれども、活動に応じた定数にするという最も大切な、重要な部分ですけれども、もう少し具体的にわかりやすく、突っ込んで説明してください。

それから、15名から11名に4名削減になるんですが、4名削減による人件費がどのくらい少なくなるのか、以上2点について教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 御説明の中で、農家件数、あるいはまた経営耕地面積、こうした対象になるものが減じておるといようなことでありますけれども、これにつきましても法律の中でも、500ヘクタール以下については15名以下と、こういうような基準がございます。そうした中での現行の15名でもありました。この農家件数、あるいは経営耕地面積、これにつきましても、ただいま御説明申し上げましたように6割方減じておる、こういうような対象件数の減にもなっております。そうしたことが6割程度の減と。現行農業政策の中でも平成7年の中では284ヘクタールというのが経営耕地面積であります。御説明申し上げましたように500ヘクタール以下、15人以下、こういうような法律の中の基準でもあります。

そうした中で活動に応じたと申しますのは、こういう対象件数というようなものが当然の一つの件数というような中での対象物であります、こうしたものに向けましての活動というものが当然出てくる、定数の一つの基準の中でも。こうした中の活動、対象物、対象件数、こうした関係の活動に応じたと、こういうような意味でありますけれども、通達の中でも活動状況に応じたというのが対象物、対象件数というものが当然一つの基準になってくる、こういうことであります。

それから、4名減の金額的なものでありますけれども、月額でありますけれども、4万8,500円の4人です。その12カ月分ということですから、230万程度ということでもあります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございました。

人件費の方はわかったんですが、問題は、確かに法的な面で一つの基準を下回ったということで、基準が参考になるんでしょうけれども、こういう例は今後いろんな面が出てくると思うんですね、いわゆる行革の面で。過去にも、ある一定の基準を切ってしまった、その場合には見直しをしないのかということ、いろんなテーマでもって本議会でも議論されているところでございます。例えば学校の問題、児童数の減少ということで、そんなこともいろいろ踏まえて、今後、どんな形でこういったことを手をつけていくのか、当然5年間の行革の中でいろいろとたたかれていくんでしょうけれども、その辺の考え方、決意、市長が今どのように考えているのか、何か農業委員会のことだけで、別に農業委員の見方云々じゃないんですけれども、前回は手当の見直しがあったときにも

農業委員だけが据え置きになったという、こんな経過もございまして、何か一つが集中的にやられているのかなというような、ひがみ根性で申しわけないんですが、そんな気もいたします。

それから、問題は、質的な面で活動に応じて定数削減は法的なことで理解をしなければいけないと思うんですけども、今、その〇-157の事件以来、地場産業の育成が若干見直しをされている。特に日野の場合には、自校方式ということを各学校が持っておりますから、そんなことで、私どもも最近、あるイベントでもって農家の方にお願ひしまして、地場産、いわゆる取りたての野菜を即売というようなことをやっておりますけれども、こんなふうにだんだん、だんだん消費者の方から見直しがされてきている。

こういうことを考えると、活動に応じたという面では違った面で質的に、定数を削減するのは、これは仕方がないところでございましょうけれども、もっと農業という面で見直しが今後されていくのかどうか、違った面の育成がされてもいいんじゃないかなと。ただ単に耕作面積が減ったから、あるいは500という基準を切ったから、こういうことだけではなくて、それに相見合うような形でもって日野市の農業をもうちょっと違った面で育成するという、こんなことも行政としてやっていくことが大切ではないかというふうに思うんですが、その辺の見解をお聞かせいただきたい。

特に、今、部長の方から答弁ございました法的にという面で、今後、行政改革の中で、こういったことも事例としてどんどん、ひとつ出ましたので、今後の考え方、こういうものを全部整理をしてやられるのかどうか、その辺の決意も含めてお答えをいただきたいと、このように思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） ただいま審議会等の定数の見直し等に関係しまして、行政改革の方針等のお尋ねでございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

今回の行財政改革の取り組みの中では、主要な項目を幾つか挙げておりますけれども、その中で定員管理等の適正化ということで、これは主として私ども市職員の関係のものではございますけれども、そのほかに審議会、委員会等の定数の見直しという項目も1項立てて取り組んでいるところでございます。この中で社会状況の変化等を判断し、審議会等の定数について見直しを図ってまいりますということで、基本的な方向を示しております。

具体的には現在挙がっておりますのは、きょう御審議をいただいております農業委員会の委員、それから市史編さん委員会、それから駐留軍関係離職者等対策協議会、それ

から土地区画整理事業審議会、土地区画整理評価員、それから青少年問題協議会委員等を検討の課題として具体的に挙げているところでございます。今後、これ以外にも全体の見直しの中で出てくるものがあるかもしれませんが、今、具体的な改革の計画の中では、今挙げましたものを挙げております。

今後とも全体に見直しをすべきもの、そうしたものについては全般にわたって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 農業振興でありますけれども、これにつきましても本年度、御存じのとおり農業振興計画というものを策定しております。これからこの委員会の中でも大きく協議させていただいて、つくっております計画に基づいて事業の方も展開していきたいと、こういうふうに考えております。この、つくっております農業振興計画、まさに農業委員会の方にも大きな力を借りてつくっておるところであります。以上です。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 今の関連ですが、教えていただきたいと思います。

過去に農業委員会のあり方について、組織変更に関絡して市の当局の努力がなされたというふうに聞いたことがありますけれども、昭和38年以降、今日に至る、いわゆる農業委員会の事務局の編成ですね、そこら辺の歴史をお話をさせていただきたい。

もっと率直に申し上げますと、たしか定数の削減も事務局はなされたんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 事務局の体制につきまして、過去のことにつきまして――現行につきましては3名の職員の体制でございます。本年の4月に3名のうち1名が欠員状況になっておるという状況にはございます。これにつきましては、大きな市の組織の中での他の業務への配置ということの中の1名の減というような体制でございます。過去、定数はたしか5だったのでしょうか、農転等が盛んなころでありますけれども、5名の定数というような中で、現行は今申し上げましたように3名の配置と。それで本年の中で1名、今欠員と、こんな状況になっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

す。

お諮りいたします。これをもって議案第69号、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時17分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成8年度日野市の一般会計の補正予算第5号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3億5,916万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億3,918万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算第5号について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,916万5,000円を追加補正させていただくものでございます。以下、繰越明許費以下につきましては、それぞれの当該の表により御説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。第2表、繰越明許費でございます。民生

費、社会福祉費の関係でございますけれども、精神薄弱者生活寮でありますグループホーム第三こばと寮開設にかかるものでございます。本件につきましては、平成8年度当初予算におきまして高幡市営住宅西側の高幡864番地に建設を予定しておりましたが、その後、寿徳寺北側の南平四丁目11番地の市有地を障害者施設に対し使用提供することといたしましたので、施設の適正配置のため当該施設の建設地をこの南平の方の土地に変更をいたしました。このため、当該施設につきまして年度内の建設完了が困難となりましたので、工事費の70%相当額3,710万円及び備品、消耗品等の購入費を明許繰り越しをさせていただくものでございます。

次に第3表、債務負担行為補正でございます。1点目は（仮称）しんめい児童館開設にかかるものでございますが、同児童館の開設につきましては、平成9年度5月に開設が可能という見通しになりましたので所要の備品等につきまして平成8年度中に購入契約をし、開設に支障を来さないように処理をさせていただくため債務負担行為補正をさせていただくものでございます。

次に（仮称）日野市保健福祉センター、土地・建物の購入でございますが、これは、このたびの都の保健所業務の再編に伴いまして、廃止棟になりました東京都日野保健所の土地・建物を買い入れ、市の施設として量を計るものでございますけれども、土地につきましては現状の面積で3,419平方メートル余り、建物につきましては1,621平方メートル余りでございます。

限度額の内訳でございますけれども、土地につきましては3億8,673万5,000円、建物につきましては8,737万8,000円ということになっておりますが、それにこの土地・建物を5年の分割による支払いを行い、購入をいたすことといたしましたので、所要の利子を加えまして、5億3,574万9,000円という額を計上させていただいております。土地・建物ともに購入額は、都の今回の財政措置により評価額の7割減の金額になっております。

次に駒形公園築堤護岸工事、その4でございますけれども、本件は、今年度の第3号補正で債務負担行為を設定させていただいたものでございますが、その工事の委託先でございます建設省側から、工事計画の検討を進める中で工事費に不足が見込まれるということで増額の要請がございましたので、ここで限度額の増額をお願いするものでございます。1,000万円の増額をし、補正後6,500万円とさせていただくものでございます。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。第4表、地方債補正でございます。地方債補正につきましては、住民税等、減税補てん債にかかわる補正でございますが、

補てん債につきましては、地方交付税算定上の許可予定額が確定をいたしましたので、限度額をこれにあわせまして増額補正をさせていただくものでございます。

以下、歳入歳出予算事項別明細書により御説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。まず歳入でございますが、市税の市民税の個人分でございますけれども、7億円余りの減となっておりますが、厚生年金法の改正等によりまして所得控除額の増による調定見込額の減、それから給与所得等の減に伴いまして減収が見込まれることとなりましたので、ここで減額補正をお願いするものでございます。均等割等につきましては若干の増となっております。

次に、分担金及び負担金以下でございますけれども、以下、国都の支出金も含めまして、主に民生費関係の実績等による増減の補正を行わせていただいております。

恐れ入ります。18ページをお開きいただきたいと思います。

18ページ、都支出金の中の土木費補助金でございますけれども、この一番上の都市計画費補助金の緑化推進事業でございますが、これにつきましては、平成8年度から東京都の当該の補助制度が廃止となりましたので、これによる減をさせていただいております。全額減となっております。

それから、続きまして湧水対策費補助金でございますけれども、これにつきましては都の補助金の増額要望をしまいったところでございますけれども、ここに計上しました100万円余りの増をお認めいただきましたので、それに対応した増額補正をさせていただくものでございます。

次の項15の委託金でございますが、総務費の委託金の中で徴税費の委託金でございますが、減額になっております。これは都民税徴収額の実績減に伴う取扱費の減でございます。

続きまして、次の20ページ、21ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金でございますが、基金繰入金として財政調整基金繰入金でございます。今回の補正におきます歳入歳出のうち、歳入不足額に充当するための繰り入れを3億2,700万円余りさせていただいております。

それから、次に繰越金でございますが、繰越金につきましては、前年度繰越金7億5,400万円余りございましたが、これまでの開きの残、全額を開かせていただくものでございます。3億2,280万円余りでございます。

次に22ページ、市債でございますが、先ほど第4表により御説明をさせていただいたとおりでございます。

続きまして24ページ、25ページ、歳出に入らせていただきます。

歳出につきましては、各項・目に職員の変動による人件費の補てんをそれぞれさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

26ページをお開きいただきたいと思います。26ページの総務費の5項、総務管理費、一般管理費の中の説明欄2番目のところの一般管理事務経費のところの弁護士謝礼の補正がございます。これにつきましては、固定資産評価審査委員会を被告とした事件につきまして委員会側、すなわち市側が勝訴をいたして結審をいたしました。これに伴う弁護士成功報酬費として補正をさせていただくものでございます。

30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。民生費でございますが、民生費の第5項、社会福祉費の15目、精神薄弱者福祉費のところでございますが、説明欄3番目の項目のグループホーム第三こばと寮開設事業経費でございますが、繰越明許費のところでも御説明いたしましたとおり、建設予定地を変更することに伴いまして、新たに予定しております敷地に擁壁工事等を必要とするため、所要の経費を計上させていただいているものでございます。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。40目のコミュニティ費でございますが、説明欄の1番目の項目、地区センター整備経費の中に（仮称）東豊田地区センター耐震診断委託料というのがございます。これは現在まだ使われているところでございますけれども、旧商工会館ということになるわけですが、ここを地区センターとして活用することといたしておりますが、この建物につきまして耐震診断を行うための経費を計上したものでございます。

次に38、39ページをお開きいただきたいと思います。衛生費でございますが、15目の健康管理費の説明欄2番目の事業、母子保健移管準備経費でございますが、平成9年度4月から都からの事務移管に備えまして、所要の備品等を整えるための経費を措置させていただくものでございます。

それから、その下の清掃費の中でごみ処理費及びし尿処理費でございますが、まず、ごみ処理費の施設維持修繕料、これにつきましては、可燃ごみ処理施設の追いだき装置等の修繕を必要とするものを計上しているものでございます。その下のし尿処理施設につきましては、脱臭装置等の改修を行う経費でございます。

次は44、45ページをお開きいただきたいと思います。

土木費でございますが、15項、河川費、5目の河川総務費の中の説明欄2番目の事業でございますが、歳入のところでもちょっと触れさせていただきましたとおり、雨水浸

透施設設置補助につきまして都補助金の追加が認められましたので、これに対応する事業費の増を行うものでございます。65基分ということになっております。

それから、このページの一番下の部分の都市計画費の中の40目、緑化費でございますが、説明欄の緑化推進事業費の中で減額補正をさせていただいておりますのは、歳入のところで申し上げました都補助金の廃止によりまして、都補助の対象分の事業費を減額をさせていただくものでございます。

次に46ページ、47ページをお開きいただきたいと思います。

消防費でございますが、消防費の10目、非常備消防費、消防団運営経費の中で東京都消防協会幹部研修負担金の計上をさせていただいておりますが、日野市消防団の団長が東京都消防協会の南多摩支部長に就任をされたということで所要の研修がございまして、負担金を計上したわけでございます。

次に48ページ、49ページをお開きいただきたいと思います。

教育費でございますが、教育費の10項、小学校費の中の15目、学校保健給食費の関係、説明欄の2番目と3番目の事業でございますが、学校保健経費、学校給食運営経費等につきましては、いわゆる〇-157対策ということで所要の補正をさせていただくものでございます。

52ページをお開きいただきたいと思います。30項の体育費、10目、市民プール費でございますが、市民プール運営経費のうち運営及び渡し船業務委託料のところの減額がございまして、これにつきましては、市民プールの運営にかかる委託につきまして日野市企業公社に委託予定を、社会教育協会、日野社会教育センターの方をお願いをするという意向がございましたが、契約上の執行残額をここで減額をさせていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。小島 久君。

○6番（小島 久君） 1点だけ質問させていただきます。

33ページなんです、説明がなかったんですけれども、いわゆる老人健康増進事業経費の中のトイレ維持管理委託料が計上されております。私は、この予算の提案につきまして、いささか疑問を持っておりますので、その件についてお答えをいただきたいと思っております。

まず、このトイレの設置をする場所と、それから委託先ですか、まだ、もちろん決まっていないと思いますが、お考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） ゲートボール普及事業費として、トイレ維持管理委託料として計上させていただいております。これは、場所につきましては新坂下公園、それから吹上公園の中に簡易水洗タイプで設置するもの、これの管理も含めた委託料ということでございます。一応まだ委託先が決まっておりますけれども、見積もりにつきましては衛生公社から見積もりを取っております。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 今回、計上されている39万5,000円というのは、新たに新坂下公園に設置をする費用だと、こういうふうに解釈していいですね、吹上も入っているんですか。そうすると、新坂下だけだと幾らになるんですか。その件から先に答えてください。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） これはリースの形をとるわけですがけれども、1カ月、管理費を含めて6万4,800円というのは1カ月の費用です。これをそれぞれ3カ月分、1、2、3と、この3カ月分を計上させていただいております。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） ありがとうございました。

そこで、続いてお伺いいたしますけれども、今、新坂下の公園と吹上の公園というのは、いわゆる都市計画法に基づく都市公園としての位置づけになっているか、その公園がですね、どうですか。

○議長（土方尚功君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 都市公園としての位置づけになっております。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） つまり、私が冒頭に予算の提案について疑問を生じているということで質問をさせていただきました。今、この予算は民生費ですね、民生費ということで予算が計上されております。これは、いわゆる日野市の公共・公益の地図を発売しておりますね、都市計画図とともに。その中に、いわゆる都市計画決定をした公園と都市計画緑地と、それから都市公園と、それから、それらによらない地区広場と、いわゆる公共・公益施設ということで明示されております。

そこで、今、民生費ということで老人福祉課が主管となると思うんですけれども、ここが予算を提案して設置をするということになりますと、いわゆる都市公園の管理者に

対して占用という形をとって許可をいただいて、それを運営する、こういう形になると思うんですね。その辺はどうですか、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） この民生費でもって予算を組ませていただいたということは、もちろん事前に公園の管理者の方とも協議を進める中で、私どもとすれば、あくまでもゲートボールの普及事業、そこでゲートボールに参加する方たちのトイレの問題、これは大変なニーズの高いものであるということで緊急に対応しなければならないということで、この補正を組ませていただいたわけですが、公園管理者として設置するトイレとなりますと、なかなか、いろいろ事業計画の関係もございまして小回りがきかないということで、私どもとすれば、もっと簡便な方法で一時使用することを管理者に許可をしていただいて、緊急にこのニーズに応えようというのが趣旨でございます。形式は占用申請をして、それを許可をしていただくという形になろうかと思えますけれども、いずれにしても管理者の御協力、御理解をいただきながら、この事業を進めていきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 説明はよくわかりました。しかし、わかりましたんですが、現実にはそのトイレを設置したときに、そのトイレを利用する方々は、ゲートボールをする方々に絞るんですか。普段の運営はどうなんですか。24時間中、放置の状態で、ゲートボール以外に公園に来た方々も利用できるような方法を考えていらっしゃるんですか。それともゲートボールだけの方々が利用するという方法を考えているんですか、どうですか、それ。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） このトイレの問題は、管理が非常に苦慮するところでございます。私どもとすれば、やはりゲートボールを利用する方たちからの非常に強い要請があってこれを実現するということから、管理上は、その方たちにかぎを預けて限定的に使用していただくということが一番管理する上からはよろしいわけですが、これについては、その他、それを閉鎖的にしてしまうということも問題があるかと思えます。

いずれにしても近隣にかぎを預けるとか、同じようなかぎを近所の人に持っていただくとか、いろんな工夫があろうかと思えますけれども、いずれにしても常時開放ということは、今のところ現状では難しいんじゃないかなと思います。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 財政部長に伺います。今、主管部長はそうにお答えしているんですけども、財政部長としては、いかがですか。同意見ですか。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） いずれにしても予算計上は、それぞれ事業にふさわしい適切な科目に計上をするということを旨としてやっておるところでございます。今回の事業につきましては、ただいま福祉部長の方から説明をさせていただきました趣旨で予算要求がございまして、必要性があるということで、ここに計上をさせていただいておるところでございますので、これまでの経過の中では、こうした形での執行もやむを得ないのではないかなと考えております。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） そこで、ちょっと長くなりますけれども、今提案されているこのトイレを設置するという場所、2カ所ということで吹上、あるいは新坂下公園、つまり都市計画公園として、いわゆる都市公園として立派に手続きを取って公園として開放されているわけですね。本来なら、都市公園なんですから都市公園の中につくる施設としては、都市公園法の中にはっきりと明示されているんです。公園の施設というのはトイレも含まれているんですよ。この都市公園法の2条の中にトイレも含まれているんです。

本来は私は、ゲートボールの方々が使うのも大いに結構だと思うんですけども、せっかくつくるトイレですから、この都市計画法に定められたとおりの、簡易トイレでも何でもいいんです。本来はこの公園を管理している主管課が、いわゆる主管課になると公園緑政課になると思うんです、今の状態だと。その主管課が予算を提案をしてゲートボールを使う方々も含めて、一般の人にも開放するのが本当の予算の提案じゃありませんか。どうですか、その辺……。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 私どもとしましては、管理者、管理所管の方との協議の中では、やはり本格的な都市公園法に定める施設としてのトイレについては、やはり本格工事によってやるという意向が非常に強くあったわけでございます。しかし、私どもとしては緊急のニーズに応えるという立場からは、そういった本格的なトイレ、都市公園法上の施設でなくて、もっと簡便な方法で設置できないか、ここに私どもの考え方がございまして、公園管理所管の方との協議の中で民生費の方で計上したと、そういうよう

な経緯でございます。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） そういう答弁だと、ますます納得しないんですよ。

それでは質問の観点を変えますけれども、今、福祉部長がおっしゃった方法ですと、事前に予算を提案する前に企画財政部長なり建設部長なり、あるいは都市整備部長も関係するんですかね、計画決定までありますから。そういう横のつながりの関係部課の方と事前に協議いたしましたか、今のことは。どうですか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 都市整備部、及び企画財政部との協議はいたしませんけれども、建設部との協議はいたしております。

○議長（土方尚功君） 小島 久君。

○6番（小島 久君） 長くなりますから閉じたいと思いますけれども、やっぱり法律が優先するんですよ。それから仮に今簡易トイレであっても、簡易トイレじゃいけないなんていう法律になっていないんですよ。正規の管理している課がその予算を計上するのが本当のルールじゃありませんか。それでなければ、めっちゃめっちゃになってしまうんですよ。管理する人のところに、ほかの方々から、いろんな方々から占用させてくれ、占用させてくれ、簡易だからやらせてくれ、めっちゃめっちゃになってしまうでしょう、そういうことは私は避けるべきだと思うんですね。

したがって、これは今、年度途中ですから良といたしますけれども、新年度以降、横の連絡をよくとって、そして正規なルートで提案してくる。それぞれの管理者がいるわけですから……。そういうことを要望して、終わります。

○議長（土方尚功君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 1点だけ質問させていただきます。

歳入部分で個人市民税が大幅減といいましょうか、7億円を超える減収ということでいろいろ苦労されたわけでございますけれども、この今の時代では、こういうことも十分予測をされている範疇ではないかと思えます。そこで、こういった市民税が予測よりも減ってきたときには、それなりの内部努力というものも当然されてはいると思うんですが、今回は、こういう事態に対して、この補正予算の中では出てこないまでも具体的にどんな努力をされたのか、そのあたり、何か検討した内容がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 御指摘にもございましたとおり、今回の補正で市税収入につきまして減額をさせていただいております。もとより制度改正等に伴うものもあるわけですが、その他に給与所得等の減というふうな変化もあったということで、大変厳しい内容であるというふうに受けとめております。

これに伴いまして、今御指摘もありましたとおり、どのような措置をとということでございますけれども、私どもとしましては今後の新年度の予算編成に向けても同様こうした事態を想定した厳しい予測を立て、予算編成をしていかなければならないというふうに考えております。

さらに年度内の予算執行につきましても、この11月28日付の依命通達によりまして、平成8年度予算の執行について厳しい状況にあるので、執行上発生した契約差金、あるいは経常的な経費の中でも節減の図れる費目について、執行の内容についての緊急的な措置を各部にお願いをしたところでございます。

この依命通達を受けまして企画財政部といたしましては、予算執行について賃金、報奨費、旅費、需用費、役務費、使用料、その他の各科目につきまして、執行残の5%を目標に節減を図るようお願いをしております。

さらに各費目の契約差金等についても、当初から契約差金につきましては一定の制約をかけてはおりますけれども、差金の執行については凍結をするということで通知を差し、安易な予算の流用、目的外執行も慎んで節減を図っていただくよう、各主管、部署にお願いをしておるところでございます。

○議長（土方尚功君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 毎年そうなんです、ここ特に数年、非常に厳しい予算の中で苦労して予算を組み、そして最終的には繰越金の形だとか、そういうことでかなりの繰越金が出ております。これは恐らく、こういう時代が続いておりますので、繰越金をそれだけ多く残せば次年度に生かせるという考え方もあるんですが、ただ予算の段階で相当市民要望を抑えて予算組みをし、そしていろんな状況の中で減額されてくる。そして、ここでもた、いろんなものを停止していくというようなことを繰り返していきますと、本当に市民要望からだんだん、かけ離れていくというような結果になっていくと思うんですね。ですから、いろんなものを契約をやめたり何とかという、必要のないものであれば、あるいは緊急性のないものであれば、そういう方法もやぶさかではないと思うんですが、その辺を十分考慮、検討していただきたいなと。特にここ数年見ますと地方債が、当初から30億前後の地方債が組まれている中で、途中で1度、2度、3度と追加を

されてくると。繰越金なり等については、自分たちのもともとの予算であるから、使うのはやぶさかではないんですが、この地方債をどんどん発行していくというようなことは、結果的には後世にそれを残していくわけですから、そういった方法が果たして本当にいいのかどうかという非常に疑問が残ります。

したがいまして、いろんな他市でも、こういう状況の中では工夫をして削減ということをやられておりますので、ぜひ、予定していた事業をやめて、その結果で予算を動かすというような方法は極力とらないような方向での努力をしていただきたい。これはまた一般質問等の中でも触れる部分でもございますので、ここでは、とりあえず要望だけさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 何点か質問をさせていただきたいと思うわけでありますけれども、質問に入る前に議長にお諮りをさせていただきたい件が1点あります。質問の内容に伴って、選管事務局長に対しての質問も何点かございます。できたら選管事務局長の出席を要請をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 質問内容が選管に及ぶということですから、事務局長をして出席方の手配をいたします。小川友一君。

○7番（小川友一君） 選管に関する質問は後回しにさせていただいて、前段で何点か質問させていただきます。

今、沢田議員の方からも質問がありました。7億強の市税収入の減額補正がなされました。給与所得の減が大きな要因であるということですが、当初予算を組むときに7億も減収をするということは、当初予算を組むときの見込みの過ちではないかというふうに我々は理解するんですが、執行部側としてはそれなりの努力はされていたとは思いますが、給与所得とか、それから控除額の法改正があったということだけで7億も減収があったのか、簡単にその部分だけ御説明いただきたい。

○議長（土方尚功君） 市民税課長。

○市民税課長（渡辺盛彦君） ただいまの御質問の回答をさせていただきます。

まず、今回、減額補正のお願いをするものでございますが、税額減収による御迷惑をおかけしましたことを担当課長として深くおわび申し上げます。

それでは、市民税個人分所得割の収入見込額が7億3,402万円の減となりました内容を申し上げます。

主な原因は四つございます。まず給与所得控除額の引き上げで、これは給与収入600

万円以下の場合に適用されていた（「そんなことは言わなくていいよ」と呼ぶ者あり）——はい、給与所得控除額の引き上げが税額に直しますと、2億7,842万3,000円の減額でございます。

次に、給与所得者の厚生年金保険の保険料率の引き上げて、これは税額に直しますと2億130万3,000円の減額となります。続きまして老年者控除額の増加で、これは65歳以上の方で年収が、前年の合計所得金額が1,000万円以下の方なんです、こちらの方の控除が48万円となりまして、722人ございましたので1,535万円となります。

それから、最後に分離課税にかかる土地譲渡の減少で、こちらの方が税額に直しますと2億3,849万1,000円、30.7%の減額となります。

以上、主な合計は7億3,357万2,000円でございます。大変雑駁な説明でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） わかりました。見込み数値の部分は、多分、自分の方からなかなか言えないと思います。基本的に法改正に伴ったり、今の社会的状況をかんがみた中で個人市民税の減収となったというふうに理解いたします。

そこで市長にお伺いします。市長は、毎週月曜日に職員に向けて「月曜スピーチ」というのをなされているらしいんですけども、私はお聞きしたことはないんですけども、たまたま私、職員のデスクのところへ行ったら、市長の「月曜スピーチ」というので資料がありましたので、ちょっとどんなことをおっしゃっているのかなと思って読ませていただいたんです。その中で非常に問題な部分があったので、市長の真意を問わせていただきます。「基本的に私たちが今取り組んでいる日野市の行財政改革は、いわゆる市政改革ではなく、市役所の中に市民不在の慣行や能率のよくない状況があれば、それをよくし、全体の活性化を図るよう目指すもので——ここからが問題なんですね、行政の過誤をただすという性格のものではありません」とおっしゃっているんです。

これをさっと見たときに、過去二十数年間にわたって森田市長がなさってきたことは過ってはないということだというふうに私は思うんです。それに伴って行財政改革は、この文言から見れば、する必要はないんだというふうに私はとれたんです。いかがでしょうか、その部分だけお答え願います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 月曜スピーチ、これは職員に対する市長の対話であるというつもりで行っておるわけでありまして、いわゆる行政の仕事は、市役所の職員が市民の

負託を受けてやらせていただいておりますから、いかに能率よく市民要望に応えていくかということが大切なところでありまして、市民要望、あるいはまちづくり全体を含めて、政策的に過ったということでは私はないと思っておりますので、職員が意識改革をして、そして政策そのものにも優先順位をつけなければなりませんし、それから事務事業に対する取り組みにおきまして、なるべく能率は高く、つまり経費を少なくということにも言えるわけではありますが、そういう意味のことを職員に理解を求めている、こういうつもりでございます。

国政のことを言うことはないと思いますけれども、国の政策には、いわゆる大きな国債発行という方法で240兆円という膨大な、いわゆる国民のまた借金があるわけがあります。日野市は、そういう状況ということとは全く比較すべきことでもありませんし、行政の仕事をあずかっておる者がみずから常に襟を正しながら、しかも、入るを計って出るを制する。あるいは仕事を能率的にやって市民サービスに積極的に応える、こういう意味で行っておる私の考え方の一端であるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長、前々から行財政改革には取り組みますと市長はおっしゃっていたんですよ。おっしゃっていたんです。それで審議会をつくって答申を受けて、今、主管課を置いているでしょう。主管課を置いてやろうとしているでしょう。それですね、職員に対するスピーチはそれを否定しているんですよ、これは……。ということは、幾ら行革をやると推進本部をつくって、それらしくやっているけれども、これはみんなジェスチャーじゃないですか、本当にやる気があるんですか。今はもう、そういう状況じゃないでしょう、市長、いかがですか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の申し上げた趣旨は、御指摘をいただいております趣旨と全く同じでありまして、別段、行革をみずから否定するなんていうことは全くないわけでありまして、率先をして行革に意識改革を果たして実現を図っていこう、こういうことを主張しております趣旨でございます。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 細かいことは、後ほどの一般質問でやります。そのぐらいにとどめておきたいと思います。

もう1点、教育費の中の、53ページにあります委託料、市民プール経費の減額286万

9,000円ですか、減額補正が出されました。説明がありまして、社会教育センターに委託替えをしたということでありますけれども、この時期に補正が出るということは、新年度予算を我々が認めた後に委託替えがなされたと思うんですね。何か問題があって、今まで委託していたところに何か事故があったとか問題があって委託替えをしたのか、なぜ委託替えをしたのか、そしてまた委託替えをした時期ですね、含めて御説明いただきたい。

○議長（土方尚功君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君） 市民プールの委託の変更につきましては、当初予算では株式会社、企業公社ということで予算を御承認いただいております。市民プールの開設に当たりましては、4月、5月の段階で決裁を受けるわけでございます。その決裁の過程の中で理事者より、生命の安全確保のためのいわゆる管理責任体制がさらに明確であるためには、教育委員会の直営が望ましいというような指示、指摘を受けております。かつては教育委員会の直営で14年間ほどやってきておりますけれども、このところは委託という形で進めてきております。

そういう関係で、この時点で今のスポーツ振興課の体制の中では、直営ということは不可能でございます。ただ市民の生命の安全ということでございますので、スポーツ振興課の職員をプールに毎日、常時配置をして、責任管理体制を明確にするということも一つ入れまして、そして、直接プールを管理をしている、運営をしております財団法人社会教育センターへ直接委託をして指示、指導ができる体制をとってやっていくということで変更替えをいたしました。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 今の部長さんの御説明ですと、市民の生命の安全を確保するために委託替えをしたと。企業公社に委託をしていたものに何か事故があったということではなくて、要するに市民の生命の安全を確保するために社会教育センターに委託した。それで、今の説明の中で直接社会教育センターに委託をしたということになりますと、今まで企業公社に委託をしていたものが、企業公社が社会教育センターに再委託をしていたというふうに理解をするところなんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君） これまでに企業公社へ委託を実施していた間において、大きな事故はございません。小さな事故は日常ございますけれども、それは本年度も同

じでございます。ただ、生命の安全というところから教育委員会が直接にということでございましたので、直接職員を配置したということでございます。

それから社会教育センターに、企業公社へ委託を出した際も、それから主要な部分につきましては社会教育センターが企業公社より委託を受けて開設しております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 企業公社が任意団体で運営されていたときに、市長、いわゆる企業公社の任意団体で自由に市長が勝手にやってもらっては困りますということで法制化しましたね、なぜ企業公社では生命の安全が確保できないんですか。有能な経験のある方々に、行政上問題のないように、市民に不備がないように企業公社に委託することが望ましいんだと市長、何回もおっしゃったでしょう。なぜ市民の生命の確保が企業公社ではできないんですか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 委託先に専門性、あるいは能力、経験、これらが重く見るのは当然であります。二重委託で、「二重委託は最初からわかっているでしょう。」と呼ぶ者あり）——いやいや、だから二重委託をなるべく省くということで行ったことから、そのように、ひとつ御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 市長、我々議会をばかにしては困るんですよ、3月の予算委員会で、ちゃんと委託先も示して、予算を我々も認めたんですよ。それを5月になって委託替えをするなんておかしいんですよ。普通、予算計上するときには、議会で求めるときには前年度の10月とか11月、12月を含めて委託替えをして、ある程度の予算の枠組みをかえて、今度は新たにこういうふうな形で委託をしますと言って議会に示すのが当たり前なんですよ。3月の議会で認めて間もなくじゃないですか、これ。何を考えているんですか。いかがですか、その辺は……。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 手順としては不手際を指摘されても仕方がないと思いますが、行政の実務といたしまして、なるべく経費は節減をする。そうして責任体制は明確にする。そういうふう考えるのが当然だと思っておりますものですから、議会を——提案の説明をかえたという趣旨ではなくて、よりよくしたというふうにお考えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） それは、もう結構です。

もう1点だけ、大変恐縮ですけれども、教育費に関連してお尋ねをさせていただきたいと思います。きょうは教育長が出席をしていないということで、学校教育部長にお伺いします。

今、日野市にある小学校の先生、教員の勤務時間は、何時から何時まででしょうか。それと小学校の生徒が一般的に下校する時間は、大体何時ごろでしょう。

その2点をお答え願います。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 勤務時間の件でございますが、学校によって多少違うんですが、8時から4時というふうな、一般的には、そういう時間でございます。運用によって、ずれる場合がございます。

それから、下校時間は大体、小学校では3時、中学校ではもう少し遅い4時以降になるということでございます。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 先般、指導課長の方に私は指摘をさせていただいていますから、学校教育部長は調べていただいていると思いますけれども、3,000人署名に御協力をくださいということで、東京都の教職員組合南多摩支部の分会の方でビラを配りました。それと、また学童クラブ、百草、そして八小地区の学童クラブで、子供さんの通信する袋があるらしいんですね、その袋の中に「憲法児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充を求める請願書」に署名をしてくださいということで、子供さんの通信の袋に入れて署名用紙を配った。

もう一つは、学校の下校のときに小学校の先生が自分の教え子に、「すべての子供たちに行き届いた教育を求める請願書」に署名をしてくださいと、子供に言って子供に持たせて、親が署名をしたら私のところへ持ってきなさいと学校の先生の名前が書いてあるんですね。

両部長にお伺いしますけれども、こういうふうな事例が把握されているのかどうか、その2点だけ、まずお伺いします。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 先般、指導室長の方から報告を受けましたけれども、学校の状況は把握しております。内容でございますけれども、配付していない学校は6

校ございまして、児童、生徒から手渡した学校もあります。半分くらいあります。それから父兄のみに渡した学校が6校、教員のみの学校が2校というような実態でございます。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 百草学童等において、父母会からの連絡という形で個別の連絡用のポケットにその文書が入っていたということは、昨日、知りました。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 再度、お伺いします。

今、学校教育部長のお話ですと、6校はやってないけれども、あとはそういうふうな事実があったということですね。

それでは再度お伺いします。いつの時期に、大体いつごろそれが配付されたのか、時期、そしてまた、配付した時間等がおわかりいただけたら御答弁を願いたいと思います。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 学校によって、いろいろございますけれども、全体を通してみますと、10月の4日から11月の12日までの約1カ月間ということでございます。時間については、調査では、いろいろ放課後とか、学校の外とかいうふうに書いてありますが、これは組合員がやったものですから、十分に把握し切っていないという校長のそういうこともありますので、いろいろ調査をした結果、いろいろな場所でそういうことをやっていたということで、詳しく学校それぞれの報告をいただきましたけれども、まちまちでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 再度お伺いします。

今のお話ですと、時期は10月の4日から11月の12日まで、大体この近辺だろうと、それで時間はまちまちだということですが、1点、部長にお伺いします。私の知り合いのところの子供さんが持ってきたのは、学校の帰りに門のところで先生が、これを持っていってお母さんに署名をしてもらってきなさいと言われた。それで学校の先生の勤務時間は8時から4時までだと、一般的には。それで生徒の下校時間というのは大体3時だ。という、これは勤務時間中にやられたんではないかな。これは職務専念義務違反ですよ、一つには。

それから、学校教育基本法を読みながら「義務教育諸学校における教育の政治的中立

の確保に関する臨時措置法」という法律があるんです。教育の中立性をうたっているんですね。教育基本法にも自治法の中の職務専念義務にも抵触するんじゃないですか、こういうふうなことは……。その辺は、どのようにお考えですか。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 御指摘のとおりだと思います。時間内にもしやったらすればそういうことで、時間外にも子供を使うというようなことがございますれば、その地位の利用や職務専念義務や信用失墜とか、今おっしゃられた法律の中の基本法にも該当してくるのではないかというふうに考えています。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 福祉部長にお伺いしますけれども、学童クラブで配られたこれは、つい先日、29日の日でしたので、私、細かくまだ調べてないんですけれども、基本的に学童クラブの先生であろうと父母会であろうと、何であろうと、子供さんの、要するに通信の袋にこういうふうなものを入れて署名活動をするということは、教育の場にこういうふうなものが入ってくるということは、どう思いますか。いかがですか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 学童と父母とをつなぐ一定のメッセージを介する機能というのは、これは、あってしかるべきだと思います。父母会が主催する連絡、いろんな行事への連絡、これは直接その袋を利用しているケースはございます。ただ、今おっしゃるような一つの運動にこの機能を使ったり、子供を使ったりということは、ふさわしくないのではないかなと思います。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 福祉部長には、ぜひ、こういうふうなことは嚴重に注意していただきたい。要するにこういうふうな活動をするなら駅でやればいいですよ、どこかほかのところで。子供にこんなものを持たせて、親に署名を持って来いなんていうのは言語道断ですよ、こんなもの。信じられない。嚴重に注意していただきたい。今、学校教育部長の方から、まだよく調べてみないとわからないけれども、そういうふうな職務専念義務違反とか、要するに教育の中立性からいっても決して適正じゃない、適法じゃないというふうな御答弁をいただきました。

選管事務局長、お待たせしました。御出席いただいて、ありがとうございます。今、学校教育部長からお話があったとおり、スタートしたのが10月の4日から11月の12日ということですね、それで、たしか衆議院の選挙が27日でしたね、27日に解散、解散がさ

れて投票日まで署名は公選法で禁止されていると思うんです。要するに選挙期間中じゃなくても解散された段階からいけないということになると、10月の4日から11月の12日ということになりますと、私が把握しているのは、14、15、16でまいていたんです。そうしますと、公選法の逐条解説の中の138条の2、「何人も選挙に関し、投票もしくは目的を持って選挙人に対して署名運動をすることができない」と書いてあるんです。できないと。それで、自治法の中でも——これは判例ですからね、してはいけないと書いてあるんです。それで自治法の中では、明らかに直接請求に関しての署名運動はいけないと書いてあるんですね。選挙期間中にこのようなものを署名活動をしたということに対して、公選法に抵触するのかどうか、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） ただいまの署名運動がされた後での選挙管理委員会のコメントということでございますけれども、実施された後のコメントは、ちょっと選挙管理委員会でする立場ではないというふうに今考えます。

ただ、公職選挙法の138条の2の関係でございますが、これは選挙に関し投票を得、若しくは得しめ、又は得しめない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできないと、これは選挙期間、あるいは選挙期間をはずした以外でも、すべてにかかる問題でございます。それで、これはあくまでも選挙に関し、ということの署名でございます。

それから、もう一つ、自治法の関係につきましては、確かに直接請求については期間等の歯どめでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 選挙も過ぎてしまいましたので、なかなか選管としては、お話しできないと思いますが、それでは逆に、こういうふうな運動が公選法で認められるとしたら、どんな形でやられて、どんな形に内容をかえて、幾らでもできるようになってしまうと思うんですね。要するに候補者の氏名が書いてなければ、それを署名をどんどんとって、後ほどその要望について、これこれ、こういうふうな方にこういうふうにしていただきますよというふうな電話でやれば幾らでもできてしまうと思うんですよ。こういうふうなものというのは、現実的にできることと判断していらっしゃるのか、現段階で結構ですよ、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（遠藤治二君） この関係、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、この辺の関係につきましては、選挙管理委員会じゃなくて取り締まり機関の方の関係になるのかなと、こんなふうな気がします。その関係で、先ほども申しましたけれども、選挙管理委員会としてのコメントについては大変申しわけないけれども、立場がございますので……。

○議長（土方尚功君） 小川友一君。

○7番（小川友一君） 結構です。なかなか公の場ですから、いろいろあると思いますので結構です。

最後に、こういうふうなことが教育の場でやられるということに疑問を感じております。法律に抵触するかしないかは別として、要するにその関係に当たられている方は、しっかり、こういうふうなことが今後ないように指導、監督していただきたい。その辺をちゃんとやっていただきたいということだけお願いをして終わります。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ちょっと、お尋ねをします。

まず10ページのところで、先に議員の方から質問がありましたけれども、7億からの個人市民税の減が説明をいただきました。こういうふうに理解してはいけないのか、初めの説明では給与所得の減というふうにお話がありましたので、単純にそれを理解しまして、かなり不況が長引いて、市民の方の個人生活が非常に厳しいんだというふうに数字を読んでいるわけではありますが、よく説明を聞いていますと制度改正、いわゆる控除所得の引き上げ等の、また厚生年金法との改正等の、いわゆる制度の改正による影響というふうに読み直したわけですが、私の当初、理解した、市が予測をしていた以上の給与所得が伸びなかったといいますか、生活が、この数字の中から厳しくなったというふうには読めないのかどうか、その辺、もう1点、確認の意味で教えていただきたいというふうに思います。

それから、債務負担行為の補正のところにかかりまして、神明の児童館の開設ということで、平成9年から開設をされるということですが、ここは、私の記憶では、いわゆる都営住宅の併設の複合施設というふうに理解をしまして、この都営住宅の供用開始も、このぐらいの年度に始まるのではないかというふうに理解しています。その都営住宅の方も非常に大きな反響がありまして、ある意味ではこの児童館の開設以上に市民の方に大きな反響があって、倍率も相当高かったと思います。これは、市の方でも状況は把握をされていると思います。

さらに、この児童館の開設は東京都の、いわゆる大坂上都営住宅の事業とも密接に関連した事業なわけですが、そこでお聞きしたいのは、実は今、大坂上の第二期工事が始まっておりまして、来年の3月、4月以降からは新しい第二期工事の都営住宅に入れる状況があるというふうに伺っております。

ところが、この広報「ひの」の12月1日号ですが、この中に都営住宅の入居者募集というふうなものがあります。ここに「新築地元割当、管理人住宅の募集」というふうにあるんですが、ここをよく見ますと、「新築地元割当募集戸数」という欄があるんですが、これは大坂上の3-11-1、まさに私が指摘した場所ですが、この募集戸数がシルバーピアで7戸、単身向けですね、それから2人世帯向けのシルバーピアが6戸、それから車いす使用者の世帯向けが2戸、こういうことなんですね。聞くところによりますと、あとの百何十戸という戸数はどうなったのかということなんですが、いわゆる新町の姥久保都営住宅の建て替えに伴って、その方たちが、要するに仮入居で入ってくる戸数がある。それに約100戸以上の戸数を八王子の都営住宅の建て替えに伴って仮住居として入ってくると、こういう話があります。

御承知のとおり都営住宅の建て替えでこういうふうな支障のところには、実際にその都営住宅に仮移転という名前ですが、実際に入って、その方たちが希望すれば、またもとの建て替え後の都営住宅に入れますよという制度ですが、大半の人はそういうふうな希望を出されないで、引っ越しを2回やるのは大変ですから、出されないで、そこに定着をされるということは、市の行政の方もよく御存じの実態だというふうに思うんです。

八王子の都営住宅に住まれている方が、大坂上の都営住宅に100世帯以上から入ってこれるということは、要するに日野市の立場から見まして引き受けようということではなくて、要するに新築の地元割り当て、いわゆる地元優先枠という制度が実際あるわけですが、これは地元の市町村には、それだけの枠を取りましょうということで歴史を刻んできた制度ですが、今、私のお話をさせていただいている八王子からの100世帯からの入居というのは、地元優先ではなくて、その逆の地元劣等枠というか、そんな言葉だと思っんですね。

ですから、その地元優先枠という制度が非常に合理的な理由を持って納得をされて展開をされているわけですが、なぜ、このような話が急に浮上したのか、市長の行政報告の中でもありませんでした。私も経験不足ですが、市町村にまたがって都営住宅のこういうふうな手法というのは、私は率直に言っても初めて聞くケースなんです。

日野の市民の方でも、いわゆる都営住宅に申し込みをしたくて、はずれる人は随分多いわけですが、こういう方々から見たら、新築のその部分を全部そっくり、そのまま持っていくというのは、私、納得がいかないと思うんですね。

ですから、やはり市の方としても主張すべきはして、住宅事情に応える必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺、私の今お話をした話が情報として、正確な情報なのかということが第1点。第2点が、市長としては、そういうふうな大きな動きに対してどのように考えておられるのか、2点、これを聞きたいと思います。

以上、とりあえず、その2点をお願いします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 実務担当の方から、後ほど具体的な状況があればお答えをさせていただきます。

私は、都営住宅が建て替えられる際の原則的地元割り当てというのを40%、これは、もう日野市民で希望者がある限り確保できる数値だというふうに思っております。それを無視しているという事実があれば、そのことはただしていきたい、こう考えております。

たまたま、大坂上都営住宅、事業としては3区分になっておるようであります。第三期建て替えにつきましては、まだお願いをする余地がある。できうべくば高齢者の方のサービスセンターを適当な面積をひとつ確保したい、こんなふうに思っております。

大坂上建て替え関係で、いわゆる地区センター、それから児童館、もう一つ学童クラブ、これは都営住宅の数と、その他の供給公社とか、何か、いわゆる東京都関係の住宅建築に当たる、住宅供給に当たる機関のトータルで700平米、これを建物の中のスペースとして確保した。その中で新しい地区センター、それから学童クラブ、もう一つは児童館、この機能を来年から市民施設として使える、こういう状況になったということを御報告をしておるわけでありまして、姥久保の場合、また新たな建て替えに伴ってのお願いをした結果のスペースの確保だというふうに私自身、承知しておりますので、あと御質問に私の申し上げた以外の情報があれば、ひとつ担当の方からお答えをさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 都営住宅につきましても開発指導要綱に基づきます協定を主管しているという立場でお答えをさせていただきます。

大坂上の都営の建て替えにつきましては、細かい数値につきましては、ちょっと手元

に資料がございません。概ね約400戸を4期に分けて建て替えております。概ね大体1年間、120とか150、そういうような形で最終的な4期につきましては約30ぐらいということになっております。そこで、平成8年度までは227戸を予定してございます。

御質問にございました件につきましては、今まで確立されているルールがございまして、東京都もそのルールの中で、今市長が申し上げましたとおりのルールの中でやられているし、そういうふうに承知をしてございます。具体的なものにつきまして確認をしてございませんものですから、そのことにつきましては確認をいたしますけれども、基本的にはルールの中でやって、それをもしルール違反がございましたら、それは当然のことながらただしていくということになると思いますし、いずれにしましても最終的には、4期が終わるまでの間には、ちゃんとしたルールに戻すということにしたいと考えています。

それから、今まででは、情報では、やはり今朝ヶ島の都営につきましても落川の都営につきましても若干やはり、よその市へのお願い等はしておりますので、その数もまだ確認できませんけれども、若干、東京都の都営住宅という近隣市との協力をしながら都営住宅は建て替えられなければいけないだろう、そういう立場でいることは事実でございまして、基本的には、日野市の市民が受ける利益が都営住宅で損なわれないように今後もチェックをしながら協議をし、そのことのないようにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（土方尚功君） 市民税課長。

○市民税課長（渡辺盛彦君） 先ほどの御質問に対し回答させていただきます。

まず給与所得控除額の引き上げなんです、これは給与収入600万円以下に適用されていた給与所得控除率の適用料率対象となる給与収入の範囲の引き上げということでございまして、わかりにくくて申しわけないんですが、具体的に申し上げますと、控除率が、給与収入が例えば600万ですと、今まで600万で20%だったんですが、それを660万まで引き上げたということでございます。ですので、該当する控除率が上がりましたので、控除比率が上がるということは税額が下がるということで、これが2億7,800万円ほどございます。これは、実は所得税法及び消費税法の一部改正の法律に基づいて影響してきたものでございます。

次に、厚生年金保険の保険料率の引き上げに伴う減額でございしますが、これは2億円ほどございしますが、これは保険料の第一種被保険者、それから、これは船員等以外の男

子ですから、ほとんどが該当するんですが、それから保険料第二種被保険者、これは女子の保険者すべてでございます。この保険料率なんですが、従前の1,000分の145から1,000分の165で、1,000分の20違いまして100分の2ということでございます。これはあくまで本人の給与天引きの引き上げということでございまして、個人の負担増にかかるところは、この2分の1になりますので1%上がることになります。これは厚生年金保険法の改正に伴うものでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） それでは、大坂上の都営の方の話をさせていただきますと、今の私の話は、うわさの域であれば結構なんですけれども、それ以上のものがあるように思います。今、私は、ぜひルール、詳しいルールがあるんだと思いますが、ぜひ、そのルールを守るようにしていただきたい。特に日野の市民の方が楽しみにしてまして、もう有名になっているんです。あそこがもうすぐ、いつか募集になるだろうということとで……。ところが、この12月1日の広報「ひの」を見て、みんながっかりしたわけですよ。神明の方の、いわゆる児童館と併設をするところだけしか募集がないような数字になっていますから、あれは一体どうなったんだろうか、うわさによると八王子の、もっと言いますと中野の都営団地の人が入ってくるんだと、こういう話まで入ってまして、そこまで入っているのであれば市の方も、それはもう情報として得られているんじゃないかというふうに思って、お聞きしたわけです。

確かに東京都の都営住宅ですから、都民が対象ということで、その中には市町村があるわけで、そこら辺のやりくり等は、これはわかりますけれども、そのやりくりようを完全に超えているんじゃないかというふうに私は思うものですから、この話を出させていただきました。ぜひ、東京都の方も東京都なりの考えはあるでしょうけれども、ぜひ日野の市民の方の実態を正確に、要望を吸収をされて、ぜひ話をしていただきたい。決して市のエゴの段階の話では、私はないと思います。

それだけお願いをして、終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件は、歳入全般及び歳出のうち議会費、総務費、消防費、第2表、繰越明

許費、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、労働費を厚生委員会へ、歳出のうち農業費、商工費、土木費を建設委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第71号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第71号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成8年度日野市の国民健康保険特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億1,418万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億4,795万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長に説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係課長から詳細説明を求めます。保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） 議案第71号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成8年度特別会計補正予算書及び説明書をごらんいただきたいと思います。

1ページでございます。第1条につきましては市長が先ほど申し上げましたとおりでございます。

次に2ページでございます。これは歳入歳出予算補正の款項の補正額でございます。内容につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

それでは、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。款10、国庫支出金でございます。6,264万6,000円の増額でございます。平成8年度の老人保険医療費拠出金の額が決定されたための項5、国庫負担金、目10、療養給付費等負担金の増額補正でございます。次に、款15、療養給付費交付金、2,036万1,000円の増額でございます。7年度の退職被保険者等療養給付費交付金の確定

による過年度精算分による増額補正でございます。

8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと思います。款30. 繰入金でございます。1,213万2,000円の増額でございます。歳出予算の財源不足に伴う一般会計からの繰入金でございます。款35. 繰越金でございます。1 億1,904万6,000円の増額でございます。前年度繰越金の充当でございます。

次に10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

款10. 保険給付費5,750万円の増額補正でございます。内訳でございますが、項 5. 療養諸費、目15. 一般被保険者療養費550万円の増額補正でございます。6 年、7 年度の決算数値及び8 年度9 月までの一般被保険者の療養費実績により算出いたしました不足分でございます。次に目20. 退職被保険者等療養費300万の増額でございます。前述同様、実績に基づく不足分でございます。

続きまして、項10. 高額療養費、目 5. 一般被保険者高額療養費3,100万の増額でございます。6 年、7 年度の決算数値及び8 年度9 月までの一般被保険者高額療養費の実績により算出いたしました不足分でございます。次に目10. 退職被保険者高額療養費1,800万の増額でございます。前述同様、実績に基づく不足分でございます。

12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

款15. 老人保健拠出金 1 億5,661万6,000円の増額でございます。内訳でございますが、項 5. 老人保健拠出金、目 5. 老人保健医療費拠出金 1 億5,661万6,000円の増額でございます。6 年度老人保健医療費拠出金の確定に伴う精算分、475万1,000円と7 年度概算額 1 億5,186万5,000円の決定による不足分でございます。

続きまして、款25. 保健事業費 6 万9,000円の増額でございます。内訳でございますが、項 5. 保健事業費、目 5. 疾病予防費 6 万9,000円の増額でございます。節12. 役務費、1. 健康普及事業経費、郵送料、医療通知の件数の増加に伴う不足分でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第71号、平成8 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1 号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第72号、平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第73号、平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第74号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第72号、平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成8年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2億9,899万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,723万円とするものであります。

議案第73号、平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

本議案は、平成8年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,432万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を84億2,432万7,000円とするものであります。

議案第74号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号）

本議案は、平成8年度日野市の受託水道事業特別会計の補正予算第2号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,885万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億427万円とするものであります。

以上3議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 議案第72号、平成8年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書及び説明書の15ページから御説明をさせていただきたいと思います。開いていただきまして、19ページ、補正額は2億9,899万3,000円でございます。

歳入について御説明申し上げます。20、21ページでございます。

国庫補助金でございます。1億6,600万円、国の補助金が増額をさせていただきましたので、それぞれ国の補助金を受けている東光寺上第二、百草園駅北、新町の組合施行の区画整理事業について整備をさせていただいたものでございます。繰入金につきましては、支出の方で不足分について繰り入れをお願いをいたしました。

22、23ページでございます。繰越金でございます。今回の支出に伴いまして繰り越しをいたしました額の必要額について開かせていただきました。

24、25ページ、歳出でございます。一般管理費の負担金、補助及び交付金4,140万円、これにつきましては、先ほどの国の補助金の増の部分について数値の整理をいたしまして、4,140万円を補正をするものでございます。それから万願寺区画整理事業の委託料、2億5,785万1,000円でございますけれども、現場が平成7年度から8年度に引き続き協議、交渉いたしました結果、12棟分の家の移転についての見通しが立ちましたので補正をお願いするものでございます。

それから、万願寺第二区画整理事業のうち19. 負担金、補助及び交付金につきましては、万願寺第二地区の水道整備につきまして現場がどうしても必要になりましたので、負担金を支払いまして、水道をお願いをするものでございます。その他、各地区につきましては、人件費につきましては、それぞれ整理をしたものをお願いをしておるものでございます。

○議長（土方尚功君） 上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君） 私の方からは、議案第73号、平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

恐れ入ります。33ページをお開きいただきたいと思います。市長からも提案のときに御説明させていただきましたように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,432万7,000円を追加補正をするものでございます。

以下、詳細につきましては39ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、使用料でございます。使用料につきましては、当初の見込みから比べまして水洗化が大分進みまして、使用料の増収が見込まれましたので増額をさせていただくものでございます。

それから繰入金でございますが、使用料の増収と前年度の繰越金を充当いたしますために減額をさせていただくものでございます。

次の40、41ページをお開きください。繰越金でございますが、既に当初予算で500万

円の開きをしておりますが、今回の補正財源といたしまして1億37万3,000円を開かせていただくものでございます。

歳出でございます。維持費でございますが、管きょ管理経費でございます。マンホールの修繕、あるいは取り付け管の修繕、あるいは管更生工事ほかでございますが、国道の工事に伴いまして、既に埋設されている管きょの防護工事を行うものでございます。それから、その下の多摩平の処理場跡地の管理費でございますが、当初、見込みの違いがございまして不足額が発生したものでございまして、補正させていただくものでございます。

一番下の公債費でございますが、説明欄のとおり財源補正でございます。本件については、よろしくひとつお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第74号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

歳入歳出それぞれに1,885万1,000円を追加をさせていただくものでございます。事項別の52ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、歳入につきましては、すべて東京都の支出金によって賄うものでございます。

次の歳出の54ページ、55ページをお開きいただきたいと思います。浄水費に浄水施設管理経費、動力費というものがございまして、ことしの夏には渇水がございまして、利根川水系の貯水池の不足がございました。これを補うために市内にございます深井戸からの水を上げました。そのために電気代が不足したということでございまして、不足分を補正させていただくものでございます。

それから、一つ飛びまして給水費でございますが、臨時職員雇い上げ、これは欠員がございまして、その臨時職員1名分のものでございます。それから給水栓布設替工事、これは老朽化いたしました給水管をステンレス管に替えまして、漏水の防止等を図るものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第72号、平成8年度日野市土地区画整理事業特

別会計補正予算（第1号）、議案第73号、平成8年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第74号、平成8年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第75号、市道路線の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第75号、市道路線の認定について

本議案は、M17-12号線他1路線について、開発行為の完了に伴う道路の帰属により、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定をするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 議案第75号、市道路線の認定について御説明いたします。

1点目は、市道M17-12号線でございます。起点は南平二丁目32番の6地先から、終点は南平二丁目31番19地先までの道路延長73.28メートル、道路幅員は4メートルでございます。

2点目は、市道M51-5号線でございます。起点は三沢四丁目8番19地先から、終点は三沢四丁目8番17地先までの道路延長57.44メートル、道路付近は6メートルでございます。

本2路線は、開発行為によって築造されました道路の用地が市に帰属されたため、道路法第8条第2項の規定に基づき、今回、市道として認定をするものです。なお、2ページ、3ページに認定路線の位置図が明示してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第75号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

本報告は、庁用車の事故等による相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） それでは報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について御説明申し上げます。

報告事項は2件ございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願いたいと思います。

まず1点目でございますが、日野市神明三丁目5番12地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市神明三丁目5番12地先路上の事故でございます。和解の相手方は日野市大阪上三丁目21番地の18、車両所有者の笹本竹司様と運転しておられました洪美珍様でございます。

事故の発生状況でございますが、平成7年11月28日午前9時35分ごろ、庶務課職員が庁用車を運転し、日野市神明三丁目5番12地先の交差点を通過する際、一時停止義務を怠り進入したため、左側から走行してきた相手方車両と衝突し、相手方車両を損傷させ、運転者を負傷させたものでございます。損害賠償額は65万8,438円で和解が成立いたしましたので、平成8年10月4日に専決処分させていただいたものでございます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

なお2点目は、建設部長が御説明申し上げます。

○議長（土方尚功君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） それでは、3ページをお願いいたします。

日野市南平一丁目28番地5の緑地用地の倒木による車両損傷事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。

事故名は、日野市南平一丁目28番5の緑地用地の倒木による車両損傷事故でございま

す。和解の相手方は、日野市南平一丁目15番地の23、浮貝和人様でございます。

事故発生状況は、平成8年9月22日午後1時10分ごろ、日野市南平一丁目28番地5の緑地用地横市道に被害者の車両が駐車中、台風17号の風雨の影響により緑地内の樹木が倒れ、車両前部に損傷を与えたものでございます。損害賠償額は27万931円で和解が成立いたしましたので、平成8年10月22日に専決処分をさせていただいたものでございます。よろしく御承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　1件、交通事故の方の関係なんですけど、毎回、毎回、議会のたびにこの報告がありますね。それぞれ車に乗る機会も多分、相当多いんだろうと思うんですけど、それにしても多過ぎるんじゃないかというのが実感なんですけれども、例えば我々、民間企業の場合ですと、車で通勤をする人、あるいは業務上車に乗らなければならない人、その他、マイカーを持っている人もそうなんですけど、特に車で通勤をするような人の場合は、交通安全週間などに就業後、日野警察から講師を呼んで安全講習会といったようなことを必ずやっております。特に、こういう業務で乗らなければならない職員の方が大勢おられると思うんですけども、その方に安全管理というのはどういうふうな形で組織的に行っているのか、個人の自覚だけに任せているのか、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にございましたように車両事故が多くて、議会の報告が相変わらず、というようなことで残念に思っております。避けて通れないような事故もあるわけですが、百二、三十台の車を運転している中では物損事故等も出てきております。

安全管理につきましては、交通安全週間のときには啓発を行っておりますし、また警察から交通課長をお招きしまして、運転者講習会等も行っております。特に事故の発生をもたらした職員につきましては、必ず義務づけを行っております。

それから、また事故ゼロを目指してはおりますけれども、なかなか皆無ということではございませんが、去年の件数より半減してきておるということでございます。これが安全管理が徹底したということではございませんが、一応平成7年より8年は半数に減ってきたということは、ある程度、管理の影響、あるいは職員の自覚がそれだけ出てきたんじゃないかというようなことでございます。今後も、なお一層安全管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） それなりの努力をされているということなのですが、今、交通安全週間の中では、日野警察から講師を呼んで安全講習会もやっているということなのですが、やっていることはわかったんですが、どのくらいの方が参加をされているんでしょうか。そのあたり、数字がわかれば……。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 講習は、50名ほどが受けております。

○議長（土方尚功君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 今、車両の台数が百二十数台と言いましたかね、五十数名の方ということは、最低でも車の台数分の運転手がいるわけですから、それが交代、交代で乗るとなれば、その何倍かの人が運転をする可能性があるわけですから、これは多分、強制はできないので自主的なことで講習会参加ということだと思うんですが、これは時間外でやられているんですか、それとも就業内ですか。それと、そのあたりの参加の呼びかけというのは、どういう呼びかけ方をしているのか。業務上で乗るわけですから、場合によっては事故を減らすためには、時間内であっても構わないんじゃないかなというふうにも思うんですが、そのあたりの実際の運営の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 講習につきましては、ほぼ人を指定したり、あるいは人員を一挙に全員に受けさせるというわけにはいきませんので、50名ぐらいの中でございますので、所属にそれぞれ2名、3名というような割り当てをしております。

それから、先ほど申し上げましたように事故を起こした職員については、必ず受けるというようなことでございます。また、時間内にできるだけ行うようにしております。

それから、これまでも申し上げてまいりましたが、実技講習も行っております。

○議長（土方尚功君） 沢田研二君。

○11番（沢田研二君） 最後にしますけれども、これだけ本当に事故が多いというのは、運転をしている人だって事故を起こしては一番困るわけですし、また最近では市民を巻き込んで死亡にまで追い込んでしまったというようなケースもありますので、これは形だけのものではなくて、相当力をいれて取り組んでいただきたいなと思います。

正確な場所は忘れたんですが、北陸電力だったか東北電力だったか、そういうところが、これはまさに、いろんな意味で車に工事とか、いろんな意味で相当の距離、年間に

すると、それこそ何十万キロ、何百万キロぐらいの移動を伴う、仕事上ですね。ところが、年間に車両事故を1件も起こしたことがないというような時もあるというようなことを聞くんです。東京との交通事情の違いはあるにしても、やはり、そのあたりの安全管理というものを相当徹底したことだと思うんです。

これは幾ら管理者が口うるさく言ってもしょうがない話で、やはり運転するその人がそういう気にならなければいけないんですけれども、やはり何らかのそういう指導の仕方というものもあると思うんです。ぜひ、そういう交通事故の少ないところを参考にさせていただいて、こういうことは余り毎回、毎回、報告に出てくるようなことがないように、さらに力を入れていただきたいということを要望しておきます。

以上で結構です。

○議長（土方尚功君） これをもって報告第11号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより日程第19、紹介議員の取り下げの件を議題といたします。

請願第8－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願について、佐藤洋二君、馬場繁夫君、簗野行雄君より紹介議員の取り下げ願いが提出されております。

お諮りいたします。申し出のとおり紹介議員を取り下げること御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって、佐藤洋二君、馬場繁夫君、簗野行雄君の申し出のとおり紹介議員を取り下げること決しました。

これより請願第8－29号、法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第8－29号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第8－30号、豊南橋計画を従来の計画どおりに人道橋として設置することを求める請願、請願第8－31号、豊南橋を計画どおり人道橋で早期実現を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第 8－30号、請願第 8－31号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時19分 散会

12月 5 日 木曜日 (第 2 日)

平成 8 年
第 4 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第32号)

12月 5 日 木曜日 (第 2 日)

出 席 議 員 (30名)

1 番 江 口 和 雄 君
3 番 菅 原 直 志 君
5 番 吉 富 正 敏 君
7 番 小 川 友 一 君
9 番 佐 瀬 昭二郎 君
11番 沢 田 研 二 君
13番 宮 沢 清 子 君
15番 土 方 尚 功 君
17番 奥 住 日出男 君
19番 板 垣 正 男 君
21番 内 田 勲 君
23番 夏 井 明 男 君
25番 福 島 盛之助 君
27番 小 山 良 悟 君
29番 竹ノ上 武 俊 君

2 番 佐 藤 洋 二 君
4 番 渡 邊 馨 鴻 君
6 番 小 島 久 君
8 番 森 田 美津雄 君
10番 中 谷 好 幸 君
12番 田 原 茂 君
14番 執 印 真智子 君
16番 天 野 輝 男 君
18番 橋 本 文 子 君
20番 鈴 木 美奈子 君
22番 馬 場 繁 夫 君
24番 黒 川 重 憲 君
26番 旗 野 行 雄 君
28番 一ノ瀬 隆 君
30番 米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	企画財政部参事	楨 島 英 紀 君
市 民 課 長	米 倉 幹 雄 君	監査委員事務局長	田 窪 鎮 夫 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 樋 園 裕 子 君

議 事 日 程

平成8年12月5日(木)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1

○議長（土方尚功君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、革新市政7期目に向かう新年度予算編成に望むの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） おはようございます。通告に従いまして、新年度予算編成について、市民要求実現を望む立場から質問をさせていただきます。

「もういいかげんにしなさい」。橋本新政権に突きつけられている国民の声です。

けさの新聞記事にもいろいろと国民の意見が出ておりました。保健局長時代の昨年10月28日、2人は知人の女性2人を同伴し、新潟越後湯沢のリゾートホテルへ出かけた。これはけさの記事ですからね。費用はすべて小山容疑者が負担した。すごい接待。アワビに伊勢エビ、ステーキと豪華な夕食……。同伴した女性は、岡光容疑者が1本5万円以上もするワインを惜しげもなく飲んでいて光景を印象深く思い出す。明朝、群馬県高山村のゴルフ場に移動した4人は、昼食を挟んで18ホールを回った。厚生省老人保健福祉部長だった平成3年12月に小山容疑者から岡光容疑者が会員権をもらったゴルフ場だった。遂に、こういうことをした厚生省前事務次官が警視庁捜査二課によって収賄容疑で逮捕されました。夕刊専門新聞などに「大腐敗、大疑惑、大増税内閣」と、これ以上つくれないというぐらゐ大きな活字が躍る毎日であります。恐らく来年の市長選挙のころには、どの候補者も自民党の推薦だけはやめてくださいと、そういう状況になるのではないかというふうに、私は今の国政の状況を見ております。

厚生省の本省の課長さんなどをしたある方が、けさも新聞に発言をされております。「七、八年前だが、当時の上司は既に高齢化対策は成長産業だ、そこに厚生省の権限を伸ばす必要があると言っていた。厚生省が箱物をつくり出すようになって利権の温床が生まれ、厚生省が変わっていった。岡光容疑者が主体となって打ち出したゴールドプランの総事業費、10年間は6兆円強。さらにこれを受け継ぐ新ゴールドプランでは、総額9兆円を上回る規模に膨れ上がり、高齢化対策の補助金も歩調を合わせるようにふえ続けた。これによって厚生官僚の裁量の範囲が増大し、政治家だけでなく官僚にも職務権限が拡大していった」というような記事などがけさの新聞に記載されておりました。

今回の厚生省の汚職問題は、薬害エイズに続いて政・財・官、あるいは政・財・業の

癒着まで含めた徹底的な究明が国会の責任で行われるように望みますし、また期待もしている次第でございます。

さて、日野革新市政の今日とあしたはどうか。先日の新聞報道によりますと、市民参加によって擁立されたという市長候補がおられます。この方は日野市議を2期務められました。在職中は革新市政に対してかなりの非難または批判をされた方であったというふうに記憶しております。その方がおっしゃった一、二の発言と、その後の日野の市政をちょっと見てみたいと思います。

「ばらまき福祉」ということもいろいろと発言をされておられたわけでございます。しかし、日野の住民本位の革新市政の福祉政策は、今や大きく市民の中に定着しております。せんだって、市長が理美容券に所得制限を導入しようと提案したところが、議会が超党派でこれを否決するというような状況にまで福祉の施策は定着をしてきている。そして市民から喜ばれてきている、私はそのように考えております。

また、日野市では孤独死がないということが、ある医療関係の雑誌に出ておりました。それは、毎日給食を届けているので、もし仮に亡くなっても翌日の朝までには発見される。そういうようなお年寄りと行政との密着した関係が打ち立てられている。ところが、近くの市では20人孤独死があったそうですけれども、そのうちの10人は1週間以上たってから市民が発見をした。こういうような状態がすぐ隣の市にはあるわけでございます。このような点で、日野の老人給食が全国的に高い評価を受けるようになってまいりました。

また、小中学校の学校給食についてもこの方は、民間委託、あるいはさらにはPTAのお母さんたちが交代で当番制で給食をやったらいいいではないか、こういう趣旨の発言までなされたわけでございます。ところが、この日野市の学校給食は、O-157のときには特に注目をされました。日野方式で学校給食をやるのが最もベターであると新聞社の社説にまで紹介されるように、そのすばらしさが全国の注目を浴びているわけでございます。この自校方式、あるいは食堂方式の学校給食。これも日野革新市政の行政の姿として、ひっきりなしに他市町村からの視察が続く、そういう状況にまで頑張ってきているわけでございます。

また、小中学校教育については、広島などの修学旅行に行って悲惨な戦争の事実を見せる必要はない、厳島神社などに行ったらどうだという発言などをされました。しかし、日野市の小中学校の学校教育は、学校図書館への司書職員の配置などによりまして、子供たちはますます真実を自分の力で発見をして、自立して生きていく、そういう子供た

ちが大きく成長する。これも注目をされる日野市における学校教育の現状でございます。

また、日野市の行政の清潔さについても、私は特筆すべきであると思います。先日、ある市民の集会がございました。市の職員の古参の方でございましたが、発言をされておりました。今、他の都道府県で官官接待などのことがある。しかし、日野市は20年前にそういう古いしきたりはなくなった。日野市の職員として勤めていて私は幸せでありますというような発言があったわけでございますが、本当に日野市の行政は、そういう点でも森田市長を先頭に清潔な行政というものを続けて、そしてそれがまた定着をしてきている、こういう状況だというふうに思います。ですから、森田市長のここ最近の一、二年間は、全国のあらゆる報道機関が取材に来るほど、その実績、人格、こういうものが影響を広げているわけでございます。

そういう革新市政の中で、私の経験ですけれども、最近では農業者の方々が小型のトラックに乗って運転しながら、私どもの宣伝カーに会うと勢いよく窓から手を出して振ってくださるというような状況にまで、日野の革新市政は進んできております。こういう到達状況の中で、来年の市長選、今の革新市政のこの到達点を傷つけるとか倒すとか、それを乗り越えるというような方は、これはなかなか出てこないのではないかと。私はそういう意味で、タイトルにもつけましたように、来年は革新市政7期目、そういう方向に森田市長を初め市の職員、また市民が力を合わせまして発展していくに違いない。そういう確信のもとに予算編成をしていただきたい。こういう立場から期待をいたしまして、質問をするわけでございます。

第1番目は、今、市民の中から出ている市民要望について、どういう立場で来年度予算に反映をさせていただけるか。この点について担当者や市長のお気持ちなどを聞かせていただきたいと思います。

日本共産党市議団は、今年度も11月、166項目、小さな要求を入れますと数百、千というふうになりますけれども、項目に並べますと166項目を市長に予算要望書として提出をいたしました。また、私が住んでおります公共住宅、ここの自治会の協議会では、日野公住協といいますけれども、18項目の要望をこれまた市長に提出をしているところでございます。私が住んでおります百草団地、ここの自治会なども、毎年数十項目、これはほとんど住都公団、京王帝都などへの要求項目がほとんどでございますが、こういう要求項目を掲げまして要求実現の諸活動を行っております。

私ども、たくさんの日野市の幅広い団体と懇談会などをして積み重ねてまいりました。そういう中で、例えば教職員の組合では30項目の切実な要求を出されております。教育

委員会に向けてであるかと思いますが、そういう要望書も出されていると聞いております。これらの市民の要求をぜひとも新年度予算には大きく反映をしていただきたい。そういうことをまず要望をし、このような市民要望に対してどういう立場で臨まれるか、答弁をいただきたいと考えております。

再質問の中で、必要ならば今申し上げました中から一、二、具体例で、こういったものは特に予算化されたらどうかという提言をして、また答弁も聞きたいと思うわけでございます。

市民は、小さなことでも本当に役に立つ施策であれば行政に対して親しみを感じ、また感謝もする、そういう状況でございます。私が住んでいる付近でも、道路舗装について自治会長が市役所をお願いをする。すると一定の期間を取って、すぐこの修復をしてくれる。御礼に行かなければいけないかしらと自治会長などがおっしゃるように、身近でそういう住民要求を解決していただいております。また、ガードレールをつけてほしいと一市民が市役所に要望すると、やがてそこにガードレールをつけていただく。市民の人が、革新市政というのは本当に市民の声を取り上げてくれる、そういうふうにおっしゃっております。例えば、私が一般質問で提言をいたしましたシルバーカーなどに付きましても、これは東京都と共同の政策でございますが、あれが実現してから、既にお年寄りから11件も利用の申し込みがあって利用されている。こういうふうに、ささやかな要求であっても、どんな財政状況でも、市民本位の予算編成というものはできる。私はそういうふう考えております。

また、予算編成に当たっての注意しなければならない点として、一つ市民から伺ったものがあります。それは、現在大規模改修の促進が要望されております小中学校、大規模改修に予算をつける。そういう際に、教育に支障がないかどうか、そういう点についてやはり現場の教職員の方々と話し合って、準備の段階、設計の段階から作業工程に至るまで話し合いなどをされるというような、そういう予算編成の仕方。これが大事ではないかというふうに思います。予算要求があったから予算をつけるというだけではなく、今申し上げたような過程を踏んだ予算編成というものをさせていただけば、より一層、予算をつけた効果というものは行政の方により結果としてはね返ってくるのではないかと、そんなふうに考えるわけでございます。

ただいまの中の2点目という形で質問をいたします。新年度予算編成に当たりまして、消費税5%アップ、このことによる日野の自治体としての被害、それを金額であらわしていただければ幸いです。

また、財政が厳しいという中、中央高速の固定資産税課税についてもしばしば要望を議会からしてまいりましたが、これの進捗状況をお聞かせいただき、ぜひ新年度予算に反映するような形で行っていただきたい。こういう立場から、この件についても答弁をいただきたいと思います。

大きく第2番目の質問でございます。これは日野市の行財政改革の大綱、これの実施状況について議会に報告というような形でお示しをいただきたい。7月1日に答申が出ました。それを受けて、市は大綱を決定して、既に具体化の中に入っているというふうに聞いております。御存じのように、日野市行財政改革大綱の中身は答申を尊重するということが当然であるというふうに思います。この答申の中に考え方というようなものとして流れているところを若干指摘したいと思います。

今後とも日野市が市民の視点に立った効率的な行財政システムの確立に向けて自主的な行財政改革に取り組むことを強く望むものである、こういうふうに指摘がされております。また、地方自治体は財政責任にこたえるため、行財政の改革を不断に行い、効果的な財政運営を心がけるとともに、自主的財政運営を行えるよう、常に国に対して財政自主権、ひいては地方自治を阻害するような不合理な施策を是正するよう主張し、この実態を市民に明らかにする努力が必要であると、こういうことも述べられているわけでございます。

また、市民への行政サービスの低下を来す行財政改革であってはならないことは言うまでもない。そこで効果的、能率的な行財政の改革に当たっては、職員は市民に対する奉仕者であることを自覚し、効率性やコスト主義といった経営感覚や政策形成能力などを養成し、職員の意識改革の資質の向上を積極的に図るべきであるという項目もございますが、それに続きまして、職員の自主性や議論を保証して、能力と適正と意欲により適材適所となる人事配置を徹底することが極めて重要である、こういうような指摘もあります。

また、開かれた行政とは、情報の公開にとどまらず、施策の立案、実施についても開かれた形態を行政に導入する時代である。特に協議の福祉部門、都市計画、教育などでは直ちに実施すべきである。地方自治が民主主義の学校であり、市民が主人公の市政においては市民みずからが市政の業務を行政と共同して担う市民参加のシステムが確立されなければならない。ボランティアのことを言っておりますけれども、この観点が強調をされているわけでございます。

また、私が以前に一般質問で提起いたしましたオンブズマン制度の検討、このことも

指摘をされております。

そして、健全な自立的な財政運営を行うに当たって、現行の国や都への財政依存体質を改め、国・都に対して改善を要求していくとともに、日野市としての自立的財政構造の確立を目指すべきであると。国・都への改善を要求することも、この答申の立場になっております。

また、都制度の私立幼稚園児保護者補助金等の変更については、都の動向に連動することなく、市独自の補助金のあり方を検討し、対応すべきである。こういったことが行革大綱の答申の中心的な精神である。私はそういうふうに取り組みまして、以下、二、三、質問をいたしたいと思います。

例えば、市民会館の使用料につきまして関係協議会に答申を出してほしい、こういう要請が参っております。私もその一員として議会から派遣をされております。そこでの市民の専門家の皆さんの意見は大体一致しているところが多いわけでございます。ある人は会社の重役であり、ある人は日野市の広範な文化活動の中心的なメンバーの方であります。そういう方々が押しなべて発言されていることは、具体的にはこういうことでございます。市民会館の運営に2億円の経費がかかる。入場者から入る入場料は4,000万円である。だからその差を縮める、その努力を市はしたいと。市の説明は大体そういうところが中心になっております。

しかし、ここに参加している市民の皆さんの発言は、そういうことも理解できるけれども、日野市民会館を中心とした日野市の文化活動をどうするかという観点でいろいろ論議するのが中心になるべきではないか。そういう観点になると、例えば駐車場の問題が出てくる、バスの便が出てくる、あるいは市民会館の中の施設についての意見が出てくる。そして市民会館をもっと、ただ催し物を見るという場所ではなくて、第2の公民館的な位置づけで、市民がもっと出入りして生き生きとした市民活動を盛り上げる場になるような工夫が、市でも努力が必要ではないか。そして市民参加の企画をもっとどんどんやるべきではないか。日野市の文化費というものはどういう位置づけであるか。この文化費という点から見ると、2億円というものはそんなに大きな額ではないのではないか。もっとそういう大所高所から文化活動を見た上で、しかも市が努力する中で使用料の見直しということを相談するということになれば、また生きた対話もできるのではないか。そういう趣旨の発言がほとんどであるわけでございます。

ですから私は、単に経営的な観点から今度の行革大綱を市の職員や市民に提起していく、そういうやり方ではなく、質の問題として真の行政改革を進めていく、そういう立

場が必要ではないかというふうに見るわけでございます。

例えば、学校事務員の定員削減についての提起などがされていると聞きました。中学校では事務職員が、府中市と日野市だけが他に比べて3人ほどの正職員を配置している。もう全般的にそういう状況になっているから日野市も1人減らしたい、こういうような提起がなされているわけでございます。しかし、これについても数の上、財政の上からだけ行革を提起していくのでは、私は話し合いにならないと思います。今、日野市における中学校の実態。教室数が少なくなっている、生徒数が減っている、そういう中で先生も当然極端に減ってきている。そういう中で事務職員が、学校行事を初めさまざまな形で生徒とつながりながら、今の厳しい生徒の教育環境の中で果たしている役割。そういう仕事の中身などについても十分に知った上で、そういう今築き上げてきている中学校での事務職員の方々の仕事の状況。こういうことなどを中心にして話し合っていけば、私は対立ではなく話が進んでいくのではないかと、そういうふうに思うわけでございます。結論先にありきで1人減らしてくれ、こういう形のことはやっていच्छらないとは思いますが、そういうふうには職員が受け取るような形での行革大綱の進め方では真の解決にならない。こういう点でも、やはり質の問題を中心として考えていただきたい。そういうふうにするわけでございます。

また、例えば一般の経常経費の削減も毎年行われてまいっております。これは利用者の声でありますから、市にはまた別の言い方、実情の説明があらうかと思えますけれども、例えば一例で、湯沢会館の例を申し上げたいと思います。湯沢会館は年間3,000人を超えるような人たちが利用しているというふうに見ておりますが、それだけに利用者が多いので、室内のいろいろな設備、あるいはトイレトペーパーなどはどんどん使われてしまって足りなくなる、こういう状態があります。しかし、これを一律に経費削減ということになりますと、トイレトペーパーが不自由して、これをどう要求したらいいのか、自分で持っていかなければいけないのか、市民の皆さんはさまざまに悩むというような状況にまで至ってしまいます。そういうところなどについてはよく現場を見て、やはり経費の点についても一律的な削減ではなく、住民との関係、職員との関係、そういうものをよく見て私は予算編成をしていただきたい、そういうふうにするわけでございます。そのような立場から、行革大綱の進め方について市の考え方を、あるいは今実施している状況を教えてもらいたい。

この点でもう一つ要望したいのは、行革大綱の職員に対する進め方の具体的な実態を聞かせていただきたいということでございます。資料の要望をいたしましたけれども、

現在、職員組合と話し合い中であるので、労働条件の問題なので、実態を今、示すことはできないというのが担当参事のお答えでございました。しかし、こと市役所の職員の問題というのは、私は職員組合との間の関係だけで成り立っているものではない、そういうふうに思います。議会があり、市民がある。市民サービスに直接直結する、さっき言いました学校事務員の場合などは一例でございますけれども、あらゆる職場にこのことが言えるわけでございます。そういう点では、たとえ人を減らす必要がある場合が、みんなが認めるような状況があるにしても、やはり議会や市民にもその実態を示しながら市民参加で進めていくということが、この答申からも言えるのではないかと思います。いろいろ知らせると市民の間からまたいろいろな運動が起こる。そういうことも危惧されているかと思いますけれども、市民の運動が起これば起こったで、それこそ真剣な話し合いによって信頼関係で、私は真の効率的な民主的な行政というものが進む。こういうふうに考えますので、今申し上げました資料を示していただければ幸いです。

次に、もう一つは東京都の行政改革の実態についてでございます。これに日野市はどういうふうに対応しようとされているのか、この点について質問をいたしたいと思います。

東京都は数日前、財政健全化計画というものを発表をいたしました。それによりますと、直接日野市に関係のある都民サービスの大幅切り下げという問題が浮かび上がってまいっております。老人福祉手当について、敬老金の廃止について、私立幼稚園の保護者負担軽減補助の所得制限の導入について、ごみの全面有料化について、無認可保育室などへの運営費助成事業の大幅な削減について、市町村への道路整備特別交付金の廃止について。まあそれは大変な項目で都の行革大綱が打ち出されましたが、これを具体化したのが今度の財政健全化計画でございます。これらについて市は御承知だと思いますけれども、どのような態度で臨もうとされているのか。都の財政健全化計画が日野市に具体的にはどのようにあらわれようとしているか御説明をいただきまして、それに対する市の対応、その状況をお聞かせをいただきたい、このように思います。

最後は市長に対する質問になります。これは再質問のやり取りが終わってから、最後に消費税の問題や、現在の政治腐敗に対する見解や、また企業献金の禁止の問題や、第7期の革新市政への予算編成の展望などについての抱負、こういったものを最後にお伺いしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（土方尚功君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 新年度の予算編成に向けての市民要望に対してどのよ

うな考え方で臨むかということでございますけれども、予算編成に当たりましては、来年度の予算編成のみならず、これまでも当然のこととして可能な限り市民の要望にこたえるべく予算編成をしてきているところでございます。来年度に向けましても、例年どおり10月中ごろ、平成9年度の予算編成に臨んでということで市長名の通達を発しまして方針を定め、臨んでいるところでございます。

その中でも、大変財政状況が御承知のとおり厳しい中でございますので、事務事業全般の厳しい見直しをし、その中で創意工夫を重ねて、歳出内容に徹底した能率化を図っていかなければならないと。そうした中で、特に市民要望に即する緊急性を見極めて財源配分を行っていかなければならないということで臨んでおります。比較的財政に余裕がある時代と現在のような時点では、市民からの要望におこたえする内容について、どうしても十分にいかないという部分があるかと思いますが、基本的にはそういうつもりで臨んでいくということで、今、作業を進めさせていただいております。

それから、予算編成過程の中での御注意というふうな御指摘もございました。もちろん限られた財源を使っただけの予算化でございますので、できるだけ効率的な内容をとということもさることながら、事務事業を進める上で支障がないような調整を十分取って進めていくことは申すまでもないというふうに考えております。

それから消費税の関係でございますけれども、消費税につきましては3%が5%になるということで、これに伴います負担増でございますけれども、私どもの試算では4億円程度の負担増になるということで考えております。

それから、固定資産税等の財源の確保の問題と申しますか、そういう御指摘もございました。固定資産税の中央高速道路への課税の問題につきましても、これまでの方針に沿って、現在、当該の主管部でその作業を進めているところでございますので、そのように御理解いただきたいと思います。

以下、行革大綱関係等につきましては、担当の参事の方からお答えをさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 1点目の行革大綱の実施状況でございます。行革大綱は、いわゆる答申に沿った形で大綱をつくってあるわけでございます。したがって、議員がおっしゃいました内容、行革大綱の中身、これにつきましては、ほとんどがいわゆる市民の方々の行革に対する答申の結果を踏まえて大綱をつくっております。

それで、実施につきましては、大綱につきましては9月20日に大綱推進本部で策定を

いたしまして、基本認識といたしましては、行財政改革を行いまして健全かつ機能的な行政の推進を図るということと、歳入歳出を一段と精査して財政の弾力的な運用を図るということに基づきまして、取り組みにつきましては大綱の具体的な各項目ごとに年次目標、あるいは推進レベルといいたしめようか、実施していくのか検討していくのか、そういうものも含めて着実に年次目標を立てて推進をして、実効性を確保したいと考えております。

その中で、具体的にお示しになりました市民会館の使用料等のお話でございますけれども、これにつきましては使用料、手数料等の基本的な考え方を示させていただいております。社会情勢や利用目的に見合った適正な額への見直しを行うということと、見直しに当たりましては市民負担の公平性を十分に踏まえて、経済の動向や、あるいは他自治体の状況、市民への影響を常に掌握して、必要に応じてきめ細かく検討し、不断にその適正化を図るということでございます。行革だからやるということではなくて、使用料、手数料についてはやはり不断にその見直しが必要と考えておるところでございます。

学校事務職員の件でございますが、中学校の生徒数につきましては、1980年でございますが、7,362人いたわけでございます。これがピークでございます。現在は4,399名であります。それから教育庁の教育人口推計によりますと、なお平成20年ごろまで減少傾向が続くということでございます。それに基づく推計として3,600人ほどになるわけでございます。それからもう一つは、中学校1人当たりの生徒数が現在550人でございますが、小学校が417人。そしてさらには中学校の平均550人を超える小学校が5校近くあるという現状がございます。したがいまして、教育に対する配慮、これも当然大切なことでございますが、小中学校の配置のバランス、これが崩れてきているというのが現状でございます。そして小学校では1名配置、中学校では2名配置。これについては職員間でも、学校の事務そのものは、多少中学には生徒派遣費等の事務がありますけれども、内容についてはさほど差異はないということでございます。教育委員会とも十分協議をいたして、職員組合とも協議を重ねているところでございます。質の問題につきましては、そういう意味で職員の意識改革も含めて適正な人事配置を行いたいと考えております。

それから、組合提示のいわゆる労働条件、勤務条件にかかわる件の資料の提出でございます。これにつきましては議会が始まる前にお求めがございましたので、個別にといえますか、資料をお出しすることについては、現在交渉中のために御勘弁いただきたいということを申し上げました。現在は既にこれにつきましては職員組合に提示してござ

いますので、必要ならば資料という形で提出させていただきたいと思っております。

次に、東京都の行革の対応でございますけれども、前回の議会で資料を提出させていただきました。その後、各項目、それから東京都の財政健全化計画、これらについて発表されまして、具体的に各所管課の方に私どもの方も調査や、あるいは実態を確認をしているところでございます。市長会等でも、あるいは関係27市の関係部課長会、こういうところで進めておりまして、具体的に全部がなくなるとか、あるいは段階的に補助率を下げるとか、そういう部分が出てまいってきております。

したがいまして、全体の行革大綱についての考え方としましては、やはり市町村については、東京都の財政が非常に9,000億円等の税の減少の中で、その負担を市町村にということについては、市町村もそれなりに、もっと厳しい状況でございますので、反対の方向で今後取りまとめて、27市足並をそろえて東京都の方とまた協議、あるいは意見を申し上げたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 若干の再質問をさせていただきたいと思います。

日野市の行革大綱についての資料については、必要な場合は今後は示すことができるという趣旨の答弁でございましたので、今後要望した場合には、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

それから、一般的に言って答申を尊重して行革大綱の作業は進めているということでございますので、それを信頼しながら、今後行く先々を見守っていききたいというふうに思います。

また、東京都などに対しては、市町村への財政負担のしわ寄せが来るというようなことについては、これは反対という立場で市当局としても動いているというような趣旨の答弁でございました。これについては東京都への要望項目という詳しい資料などもいただいておりますので、感じる点もございますが、さらに一層、市町村の自治体が団結をしていただきまして、東京都のそういう行革の市町村へのしわ寄せというものは一つ残らずはねのけていくということが必要だというふうに思います。

全国の報道によりますと、保健所の廃止についても、府県によっては自治体と住民が反対運動をして保健所の存続が認められた、あるいは1年間廃止が延期された、そういうようなところも方々に出ております。ですから、運動によって我々は必要な行政、その水準、こういうことを守っていくことができるのだという証拠が出ておりますので、

そういう点も参考にして、日野市当局もいろいろ頑張っていただきたい。

もちろん、同様の趣旨は政府に対してもそういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思うわけです。橋本首相が所信表明の演説をされました。五つの改革というものが出されたわけでございます。この五つの改革は、よく見てみますと「経団連ビジョン2020」という中の五つの改革と全く同じ中身の文章。これを橋本首相が読み上げたというもので、まるで財界の要求を全部飲み込む。その犠牲は生活や仕事で苦しんでいる国民に負担させる、こういう状況でございます。行政改革の内容についても、経団連が主張している小さな政府の実現ということで、さまざまございますが、経団連と同じ内容を所信表明で言うておられます。地方や民間への業務と権限の委嘱による行政のスリム化、地方には財政支援はしない、そういう所信表明でありました。

また、経済構造改革についても、規制緩和など財界が望む規制緩和で、一般国民が望む規制緩和にはなっていない。金融システムの改革についても同じです。金融資本市場の整備ということで、経団連が望んだことをそのまま国会に持ち込んだと。

社会保障の構造改革もそうです。効率的な社会保障システムの構築ということで、経団連が出した方針と全く同じでございます。これによって今度の医療費の国民負担というものは大変な状況で、結局は患者負担が2倍、4倍になっていく。こういうような社会保障構造改革の橋本総理の見解のようでありました。これから予算委員会等で明らかになっていくと思います。

財政構造の改革についても全くそうでございます。中立主義とかネット主義とかということで法人税を引き下げて、その他の課税を高めると言っておりますけれども、差し引き財界にはゼロ、または財界の方が納税額が減る。一般国民の方がふえる、そういうシステムに持っていこうとする中身でございます。全く財界の望むような財政構造の改革。

こういうものを受けまして、全くそっくりなのが東京都の行革大綱であり、今度の財政健全化計画でございますので、そういう中身、背景を見抜いて、やはり市民を守るという立場から行政改革には取り組まなければいけない。そういうことを考えていただきたいと思います。幸い、行政改革担当の参事は市民の心や職員の心を深くつかんだ優秀な参事であるというふうに信じておりますので、ひとつそういう立場で頑張りたいと、こういうふうに思う次第でございます。

具体的なことで若干の質問を行います。

一つは福祉部長にお伺いをいたします。先ほどの東京都の財政健全化計画で、具体的

に、例えばたくさんの例がございいますが、日野市が該当するものとしては保育室、家庭福祉員、重度脳性麻痺、こういったことに関連して補助金を切っていこう、こういうことが日野市は該当するようでございます。そういうことについてはどういうふうに補助金をカットしようとしているのか。そのことに対してはどういう対応を福祉関係の市町村はしようとしているのか、もし御存じならばお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、予算編成について具体例を挙げて、私の身近なことで要望を兼ねて質問をいたしますので、このことについては予算化の方向で努力ができるのかどうか、具体的にお答えをいただきたいと思います。

私どもの予算要望書にはまだ載せていなかったのですが、改めてここで説明をいたします。3中という中学校が私どもの近くにございます。ここでは部活動としてブラスバンドが活発でございます。今、中学生の中でさまざまな問題が発生しておりますが、そういう中で部活動によって活発な中学生生活を送り、3年間本当にこの活動をしてきてよかった、こういうふうにして卒業していくクラブとして、私は3中のブラスバンドのクラブを見聞きしてきているわけでございます。ここの子たちは頑張りまして、全国的にも東京でも有名どころまでブラスバンドの演奏の質そのものも進んできております。また、地域にも出ようということで、近隣の小中学校やふれあい祭りでの青少年協の活動、こういうところにも出演をしたりしております。

そういうことが発展をいたしまして、市内ではまだ初めてだと思っておりますけれども、市民会館を借りて定期演奏会を行っているわけでございます。ブラスバンドのクラブを維持するためにお父さんお母さんが負担している金額は、前期3,000円、後期3,000円、年間6,000円。合宿の費用1人2万円。演奏会に出るときの教育委員会の補助で不足分のいろいろ運搬費や交通費、そういったものを負担をして、親もともども、熱心な先生の指導のもとに頑張っているという実態にあるようでございます。こういうところが定期演奏会をやりますと、3中を卒業したOBの者たちも来まして、50人ほど参加しまして、四、五百人が集まって、父母も含めてですけれども、定期演奏会を今、1回、2回とやってくるわけでございます。

これに対しては、今申し上げましたような部活からさらに発展した活動でございますので、教育委員会からの補助というような手段がないわけでございます。しかし、いろいろな教育上の効果とか、そういうことを考えますと、例えばこういう活動を発展させるということによって、中学生の生活が、今言われる非行防止、こういったような観点

からも非常にいい影響を与えていく。また、それを見た3中学区の小学生たちが中学校を見物して、中学校に行きたいと、こういうふうになっていくわけですので、逆の面だと、もう中学校に行くのが嫌になるというような声なども聞かれるひどい現象なども出てきているわけですが、そういう中で、この部活動は私は評価できるものではないかと思います。

市民会館を借りますと、会場費だけで10万円、12万円。それに照明だ何だという附属設備を借りますと、もっと高くなるわけですので。そのための移動、さまざまな宣伝、そういう苦労などを見ますと、相当費用がかかるというふうに聞いております。こういうものは、私は日野市の全予算の中でささやかな援助。例えば会場費であるとか、何かその一部を、全額でなくても半額とか、例えばそういうふうに予算をつけていくことによって、また大きな中学生の学習や活動の発達につながっていく。そういう方向性が見出せてくるものではないかと思います。しかし、まだ1校しかやっていないから不公平になるという意見もあるかと思いますが、しかし、そういうところから私は、新年度は本当に教育の質というものを見て予算をつけていく、こういうような発想の仕方。これは一例として挙げたわけですが、もし教育委員会なりで、あるいは市当局などで答弁がいただければお願いしたいと思います。

第2点目は、私が本会議場でも取り上げました豆腐屋さん、魚屋さんなど、こういった家業。夫婦、子供などで営業をしている零細企業に対する行政としての援助でございます。例えば豆腐屋さんに対しては水道料の免除が東京都からありましたけれども、これが打ち切りになって、今そういうものがない。それも微々たるものです。しかし、こういう家業をやっている方々は、行政がわずかなりとも支援することによって仕事に誇りを持って市民生活に貢献できる、また後継者もできてくる、そういうふうに発展していくわけでございます。

今、大規模店、そしてスーパー、こういうものがどんどん規制緩和で市内にもふえてまいりました。こういう中で次々とこういう家業的な商業の皆さんが、あるいは工業関係もいらっしゃると思いますけれども、店を閉めざるを得ない、こういう状況にあります。これらの点について、下水道料減免というようなことなども申し上げたこともございますが、生活、産業、経済、こういう発展という担当の部門ともよく相談をさせていただいて、こういう人たちに対する行政としての激励措置、そういうものを新年度では何らかの方法を工夫をさせていただいて、生み出されたらどうかというふうに思うわけでございます。

そのほか関連することはたくさん、私ども予算要望をしておりますけれども、一例として業者の組合自身も市に交渉などに来るように団結をして、営業と生活を守ろう、そういう努力をされている。本当に早朝から頑張る、そういう家業でございますので、こういう方々を日野市に残したい。私はそういうふうに願ってきたわけですが、その辺についても、やはりどういう財政状況でもその程度のことはしていけるのではないかと、そういうふうに思いますので、これも予算編成の一つの市民本位という発想の一つに取り入れて具体化できないものか。どなたかから御答弁をいただきたいと思います。

最後になりますので、これらの担当部長さんなりの答弁が終わりました後、先ほど申し上げましたことについて、市長からの答弁もいただきたいと思います。

消費税が5%になれば、年収800万円、これ以下のところは9割以上の世帯になりますが、仮に減税があっても差し引き増税になる。この減税がなくなれば大変な増税になっていくわけでございます。また、日野市に与える消費税、これは4億円程度のという試算を担当からお答えがございました。計算の仕方によれば10億円というのもございましたし、今までも消費税導入に伴う影響額は、平成8年度、1996年度まで入れまして、1989年実施から48億円に既になっているわけでございます。橋本総理が1%は地方に回すなどと言っておりますけれども、それが具体的にどうなるかということは、今までの消費税を福祉に使うという公約が全然そうではなかったという例からも信用できないだけでなく、実際に具体的に計算をすれば、東京都や日野市も結局損になってしまうのだということになるわけで、これはもうどんな意味からも反対をしていかなければいけません。

消費税の増収額は、1989年以来、51兆2,798億円、我々国民が払っております。そのうち国庫配分額が31兆1,781億円。ゴールドプラン関係事業費に回ったのは、8年間で1兆8,813億円。こういう状況で、もうほんの6%しか福祉には回らなかったという結果が出ているわけでございます。しかも、そういうものが厚生省に見られるような、あるいは泉井マネー、石油開発公団を通じてやはり税金がああいうところに行って、回り回って自民党などの多くの党の政治家に政治献金として使われる、接待に使われる、汚職につながる。そういうことでありますから、厚生省汚職に伴いまして、国民の怒りは最高潮に達しているわけでございます。5%増税だけはやめろという署名も、もう既に国会に、総選挙後だけでも400万人近い方々が毎日請願を提出をされているという状況でございます。これについて再度、市長の見解をお聞かせを願いたいと思います。

そして、中央高速については実施の方向で進めているということでございましたので、

それであればそれだけでもいいのですけれども、発言されることがあればお答えいただきたい。

また、今の厚生省のこの大腐敗事件。これは公務員の規律を責めるだけではなく、政治家の腐敗、政・官・業、政・官・財の腐敗でございますので、これらに対する市長の最近のお気持ちというものも、この際お聞かせをいただきたい。

そして最後に、来年度予算編成と、これから革新市政を継承、発展させる方向についての市長の抱負というものを、お気持ちというものをお聞かせいただければ幸いです。

以上、お願いいたします。

○議長（土方尚功君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 広範にわたりまして、いろいろ指摘、質問をいただいたわけであります。

私どもが担当させていただいております一つの地方自治体の行政という範疇におきましても、時代の変化とともにいろいろな場面に直面するわけであります。私が市長の任を務めさせていただいている期間でも、第1次石油ショック、あるいは第2次石油ショック、今回はバブル崩壊ショックと、こういう大きい経済情勢の悪影響に直面をいたしました。それぞれに市民の皆さんの御理解と、また議会のいろいろな御指摘によりまして、一応全体の日野市の姿といたしましては、だんだんと建設や、それから施策を重ねながら今日の状況に到達をし得ているということでございまして、一面の考え方といたしましては、よくお互いに努力をし合っているという感じであります。

当面の我が国の政治情勢の中、あるいは経済情勢のもとで、地方自治体がかなり厳しい財政事情にも、また行政事情にも置かれておるということをつくづく感じないわけにはいきません。答えはどうしても抽象的にならざるを得ないわけでありますけれども、みんなが協力をすれば突破できないという状況はないというふうに、意欲をますます高めて臨むべきだというふうに考えております。

客観的に、いわゆる政治不信があります。これは国民の期待にある程度こたえ切れていないと。しかも公約と実際の施策が乖離していると。こういう状況もあるだろうと思いますし、いわゆる選挙によって選ばれた人たちが、本来の託されている使命を何か私物化してしまう、こういう傾向もたくさん例があるわけでありますので、ますます政治不信を拡大をしていくという状況と言っているかもしれません。

私どもの自治体行政、余り才能が指導者としてあり得たということではありませんが、

誠心誠意、しかも何と言いましょうか、不潔なことには全く無関係であるというところで、若干の信頼はつなぎ得させていただいているのではないかと、こんなふうに思っております。

御指摘の消費税のアップ。これは国の財政事情から言えばいろいろな理由はあるだろうと思っておりますけれども、立場の弱い国民に平均的な負担を、生活の負担に税を課するということでもありますから、逆進制のことも言われておりますとおり、適当な税制ではないというふうに言うべきではないかと思っております。特に、自治体財政に今まで3%でも6億円、5%になれば10億円と、こういう負担をふやすことになりますから、ぜひこれはひとつやめていただきたいと。施行しない結果になったというふうになることを期待しております。

それから、具体的な「入るを量りて出ずるを制す」という一つの視点から、たまたま中央高速道路に対する課税権のことを唱えました。結論といたしましては、違法でもないし不当でもないということのようであります。したがって、来年の課税には間に合うように手続を進めて、そして適正な評価と、それから借りている部分もありますので、それらが無税にする形で差し引いて課税額を定めて通知を出したいと、こんなふうに思っております。

予算編成は、御承知のとおり厳しい、つまりいろいろな御要望はあるわけでありまして、かなり厳しい環境にございますので、やはり今までやっております仕事をなるべく優先順位を正しく判断をして決めていくということ。とりわけ今、ハードな面の下水道事業、あるいは区画整理事業に真正面から取り組んでおる状況でございますので、これの遂行をぜひ優先をしなければいけないと、このように市民の御理解をお願いしたいと思っております。

当面の行財政改革のことにつきましては、たまたま広報で3月の時点で、日野市にも行財政改革推進本部を設けましたという記事を書いたものですから、この12月1日の広報に「本市の行財政改革推進大綱について」という報告の記事を簡潔に記載をいたしております。これをごらんになっていただければ、大体の趣、傾向がおわかりいただけるのではないかと、このように考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 東京都の行政改革を受けて、東京都の方から各局に絡む個別の協議事項が東京都市長会を通して、また東京都市長会の方からそれぞれの事務方の

方に検討の指示が参っております。

福祉部の絡みで具体的にということですが、福祉部の絡みでは福祉局及び衛生局の管轄の事項で6項目についての協議が参っております。そのうち、今お話の保育室の運営費助成事業の見直し、それから重度脳性麻痺者介護人派遣事業の見直し、この二つがございます。

保育室の運営費助成事業の見直しにつきましては、基本的な保育室に対する期待やそういう役割として、3歳未満児を中心とした役割を担っていただく。それから一時保育、あるいは延長保育の対応を重点的に担っていただく。そのような基本的な考え方の中で運営費の費用負担のことを掲げております。今まで都基準の10分の10という補助率であったわけですが、これはあくまでも都が定める、認める事業の10分の10ということで、若干、全体事業費の10分の10という意味ではございません。そういう都の事業であったわけですが、それを、いわゆる受益者である保護者と、それから市町村と東京都と折半、つまり3分の1ずつこれを負担し合うということを平成9年から行いたいと。

もう一つは、重度脳性麻痺者介護人派遣事業については、これも東京都の単独事業ということで10分の10の費用負担だったわけですが、これをいわゆる国庫補助の対象となる心身障害者（児）ホームヘルプ事業の枠組みの中に組み込みたいと。つまり国庫が2分の1、東京都と市町村が残る4分の1ずつを負担すると。そういうような事業に切りかえていきたいと。こういうような協議が参ってきていたわけです。

これに対して、事務方として事務的な問題点を詰めて、それを市長会厚生部会の方に報告をし、市長会としてこれを東京都に対してまた強い要請、要望という形で出された経緯がございます。それを受けて、この2事業、今申し上げた重度脳性麻痺者介護人派遣事業と保育室等、これは保育家庭福祉員、いわゆる保育ママも入るわけですが、これらの扱いについて若干の激変緩和措置ということで提示がされ、それについての検討結果も、また市長会事務局の方に出している段階でございます。検討の内容については、それぞれ東京都下の市の担当部長会等の名において市長会の方に出しておりますので、そういう連携の中で今後対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは、予算編成等にかかわる御質問もございましたので、私の方から答弁をさせていただきます。

具体的な例を挙げての項目がございましたけれども、現在、新年度の予算につきまし

ては編成作業中ということでございまして、個々の事業について、まだここでとやかく申し上げることができませんので、御要望の趣旨といいますか、これまでもいろいろ広範な団体、それから議会の各会派からも要望をいただいている中で整理作業を進めさせていただいておりますので、基本的には先ほど市長の方からも答弁させていただきましたとおり、大変厳しい状況だということについては御理解をいただきたいというふうにお答えをさせていただきたいと思います。

それから、先ほど私、消費税の関係でアップの分だけということで、歳出での負担の分だけを申し上げましたので、ちょっと補足をさせていただきますが、今回のこの税制改革に伴いましての地方税の財政措置という観点から見てまいりますと、市として消費税導入という絡みで出てまいりますところですが、まず減税につきましては、平成8年度の場合の減税額というのは、特別減税相当額が7億円、それから制度減税相当額が18億円ということになりますので、このまま制度改正が行われるということになりますと、特別減税は一応なくなるということですので、一応減税が、いわゆる恒久減税ないしは制度減税と言っているものが18億円あるわけでございます。

これに対しまして、地方消費税の導入によりまして、これまでありました消費譲与税が廃止になるわけですが、この消費譲与税として歳入をしておりましたものが約8億円ございました。この8億円にかわるものとして、地方消費税に係る譲与分として東京都の試算をもとに私どもの市を計算をいたしますと、約18億円歳入があるということで、譲与税については差し引き10億円ふえるということになるわけでございます。したがって、この限りのみでも18億円の恒久減税に対して財源が補てんされるのが10億円しかないということに、ここの限りではなるわけでございます。したがって、8億円の減と歳出での4億円の増、合わせて12億円は確実に財源措置が困難になっていると。

さらに、今回の制度改正の中で政府の行っております方針といいますか、内容は、地方の負担の補てんを地方消費税と地方交付税で補うということになっておりますので、おおむねこの比率が地方消費税の分が5分の2、地方交付税の分が5分の3という比率になっておりますので、私どもの市、不交付団体の市にとりましては、いわゆる先行減税に対する減税補てん債の償還財源、その他社会保障費等の増額分の補てんに当たる交付税については実額の交付が受けられないということで、これらも計算すれば、さらに数億円の金額になるというふうになっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 市長にもう一言、聞くことを落としました。当初には申し上げましたが、再質問のときに項目を挙げませんでした。朝日新聞の社説、そのほか各紙も最近強調している記事が多いのですが、企業献金の即時禁止を国会として真剣に検討すべきである、こういう立場を新聞社などももう主張を公然と始めております。企業献金についての市長の見解というものを一言お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 政治には金が必要ということがよく言われますけれども、私もその理由が全くわかりません。したがって、金のかからない政治をおやりになれば、特に後ろめたい政治献金などに依存をする理由は全くないと。むしろ国民は政治献金をしないということで政治をひとつやっていただくというふうに期待をしたいと思うぐらいであります。

○議長（土方尚功君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ただいま企業献金という立場で質問をいたしました。市長がこういうものは禁止すべきであるという明快な立場を主張されたというふうに承りました。考えてみると、革新市政の6期、予算編成前後の議事録などを見ても、どんな困難な時期にも、結局、市と市民が力を合わせて乗り切って、市民本位の予算編成をしてきたという経過がございます。そういう立場で来年度の新年度予算編成はぜひ頑張りたい。また、私が具体的に挙げました2件の要望についても、ぜひ前向きに予算編成に生かしていただきたいということを要望をいたしたいと思います。

今度の厚生行政をめぐる汚職、黒い三角形と言われる政・官・業の癒着でございますので、これは徹底的な究明、再発防止、そういうことで私も全力を挙げて頑張っていきたいということを、この場で表明をいたしたいと思います。

行革のことについてでございますけれども、地方自治体の職員の数についての統計はまだ持っていません。しかし、国家公務員数というような全体的な規模での公務員数の各国比較を見ますと、人口1,000人当たり、日本は行政職員が37人、イギリスは77人、フランスは93人、アメリカは71人、ドイツは61人という状況になっております。税の仕組みが違いますから、多い少ないは簡単には比較できないと思いますが、日本の公務員が多過ぎるのだという説は国際的には成り立たないわけでございます。ですから、そういう点についても注目をしながら、真の意味の行政改革。日本共産党が国会にも提起しておりますように、企業献金、団体献金の禁止、天下りの禁止、情報の公開、こう

いうことを進めてこそ国民が納得する真の行革が進む。私はそういうふうはこの件に関しても表明をいたしておきたいと思います。

大企業には税制でも大幅な便宜が図られております。ソニーは1995年の利益が285億円あったのに、いろいろな制度によりまして法人税、住民税はゼロでございました。また三菱自動車も利益が204億円あったのに、法人税、住民税はゼロであったわけでございます。こういう大企業優遇税制を改めただけでも、我々国民向けの福祉・教育は十分に国民要求実現、その力が日本にはあるわけでありますので、こういうことも考えていただきたい、そういうふうを考えるわけです。

また医療改革でも、財界の負担というものが欧米よりも極めて低いという状況が日本の実態でございます。そういう中で、やはり財界の負担を減らして一般国民、サラリーマンから負担額をふやしていくという、こういう橋本政権。政府のそういう医療制度の改悪にも反対する。そういう観点から日野市の医療行政、保健行政についても考えていただきたいと心から願う次第でございます。

いよいよ来年は第7期目の革新市政を目指す市長選挙が訪れてまいろうとしております。今、日野市がその源流だと言われておりますように、政党としては、全国政党としては日本共産党が一つという中でも、保守勢力まで含めました良識的な市民の運動によって、6期目までの革新市政が実現をしてきたわけでございます。この力はますます日野市に大きく増量するといいますか、活力をふやしつつあるわけでございます。

全国的にも、総選挙後もそういう変化があらわれております。小田実という人が「西方に異説あり」ということで、なぜ日本共産党が神戸などそのほかで参議院補欠選挙で大きく自民その他6党連合を超えて得票が伸びたかという小論を寄せておられます。こういう小田実という方々などは、日本共産党については相当違う見解をお持ちの方でございました。しかし、今、生活再建、震災における災害の個人補償の確立、こういうことなどを基盤といたしまして、今、国会で日本共産党とともに生活再建援助法案、こういうものをつくろうではないかと一緒に動かれております。

日野市でも、一々例は挙げませんけれども、本当に広範な方々が日野の革新市政、憲法を市政に生かす、市民が主人公、こういう革新市政を第7期目に発展させよう、そういう活力がみなぎっているときでございます。森田市長を先頭にして、第7期目の革新市政の誕生も確実に近づきつつある。そういう予感を持ちながら、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって、1の1、革新市政7期目に向かう新年度予算編

成に望むの質問を終わります。

一般質問2の1、「高齢者等財産保全サービス制度」の制定についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔13番議員 登壇〕

○13番（宮沢清子君） 通告に従いまして、「高齢者等財産保全サービス制度」の制定について一般質問をさせていただきます。

人生80年時代、高齢者が直面する問題は、生活、住居、病気、相続など数多くの不安を抱えております。最近、私たちに寄せられる市民相談も、高齢社会を象徴するような内容の相談で、介護に関係するものが多くふえてまいりました。心の悩みでは、ひとりで暮らす高齢者から孤独や不安が寄せられます。寂しさとか悩みを聞いてあげることが心の支えになるようです。法律関係の相談は、財産をだれにどのようにしたらよいのか、遺言書の書き方等、相続に関係したものもふえてまいりました。

先日、ひとり暮らしのKさんから、病弱でみずからの財産を保全するのが困難なのでどのようにしたらよいかとの相談を、友愛訪問員のSさんに話されました。Kさんは、自分が最も信頼をしているSさんをお願いをしたいと思ったようですが、Sさんは私に公的機関でできないものではないかと伝えてきました。

新聞のコラムに、長く新聞記者として活躍してきた金森トシエさんの近著「生きる楽しみ老いる楽しみ」という本の内容が紹介されておりました。この中で「人持ち」という言葉があります。経済的なゆとりを示す「金持ち」に対して、友人関係の豊かさをあらわす造語だそうです。対語は「人貧乏」。喜びや悲しみを分かち合える友人、懐かしい思い出を共有する友人がいることは高齢期の幸せの条件と、「人持ち」を勧める著者の一文に共感したとありました。

日本、アメリカなど5カ国の60歳以上の男女を対象にした総務庁の調査でも紹介をされておりましたが、それによりますと、親しい友人がいるという答えはアメリカの93%がトップで、日本は66%。5カ国中最低だそうです。親しい友人はいないという人が多いことだと思いました。

Sさんのように友愛訪問員さんやケースワーカーの方、ホームヘルパーの方等が家庭訪問をして、病床にある方、またひとり暮らしの方、高齢者世帯の方たちを心から励まし、信頼を得ている方は多くいらっしゃると思います。厚生省などでは、成年後見法の検討を進めて、財産管理や身の上看護を行う後見人を付する制度の制定を課題としているようです。また、東京都も現在、判断能力が不十分な痴呆性老人にかわって財産

の保全、管理をする金銭管理アシスタント制度の導入を検討しておるようです。

高齢者や障害者の方、また在宅生活を支えるためにも大切な財産等を保管する財産保全サービスと、金銭の支払い等を代行する財産管理サービス制度を制定していただけないでしょうか。お尋ねをいたしたいと思います。

質問の第1点目といたしまして、高齢者等財産保全サービス管理制度について、各市の取り組みの状況はいかがでしょうか。また、実施状況についてもお伺いいたします。そして、日野市の対応についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。お伺いをいたします。

質問の第2点目といたしまして、前にも一般質問をさせていただいておりますが、24時間ホームヘルプ事業について検討していただいていることと思いますが、その後の取り組みの進捗状況についてお尋ねをしたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

第3点目といたしまして、公的保証人制度についてお伺いをいたします。先日、72歳の〇さんから、保証人がいないというだけで引っ越しができないのです。現在住んでいる住居を建て直したいので明け渡してほしいと言われたのです。一人で不動産業者を回ってアパート探しを始めたそうですが、そこで初めて現実の厳しさに直面して途方に暮れたそうです。もし火災を起こしたら、また病気になったり亡くなったときのことを考えると、二の足を踏むのは当然だろうと思ったそうです。社会の中で孤独にさいなまれているひとり暮らしの人が、自分と同じような立場の人が引越もできなくて困っているのではと言って相談に見えました。母子家庭の人や障害者、65歳以上のお年寄りの方たちに、ぜひ公的保証人制度を制定していただき、安心できるよう施策の前進をお願いしたいと考えますが、御見解をお伺いいたしたいと思います。

以上、御答弁のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 高齢者等の財産保全サービス制度について御説明申し上げます。

高齢化の進行に伴って、行動力や判断力が低下して、それぞれ御自分の身の周りの財産管理の判断が確実に行えないような高齢者も増加していることも事実でございます。しばしば悪質な訪問販売員や、あるいは預金を使われてしまったとか、あるいは今お話の遺産相続の問題だとか、あるいは暴力など、人権侵害も発生することがままあると言われております。

また一方で、現在の高齢者は相当程度の住宅や預貯金等の資産を有している方も多く、調査によれば、高齢者の持ち家率は65歳以上は74.1%にも達していると言われております。これらの資産は、ほとんどの方が老後のために蓄えたものであり、それを失うということは死活問題にもなると言っても過言ではございません。高齢者の多様な状況に対応しながら、それぞれ自己決定権を尊重しながらきめ細かな支援をできるような、新たな成年後見制度の検討が国によっても行われているところでございます。東京都でも、軽度の痴呆性高齢者の財産管理サービスの検討も行っており、試行的な補助も開始しているところであります。

各市の取り組みであります。現在、都内で11区7市が何らかの形で実施しております。財産保全と財産管理、この2種類に分けられると思います。財産保全の内容は、定期預金通帳あるいは有価証券、保険証書、不動産の権利書、実印等の保管であります。財産管理としては、預貯金のお出し入れ、税金、保険料、公共料金の支払い、入退院時の代金の支払手続、あるいは生活物資の購入等が挙げられます。これらの制度を実施している18区市の取扱いはいろいろさまざまですが、財産保全と財産管理の両方を実施しているところが8区4市。その他の6区市は保全サービスのみ実施しております。特に痴呆性高齢者への対応をしているのは3区1市のみで、まだまだ試行段階ということでもあります。

実施方法等ですが、高齢者等の財産保全管理サービスの実施主体は、ほとんどが福祉公社でございます。18区市のうち14区市が福祉公社となっております。対象者はおおむね65歳以上の高齢者または障害者で、利用者は実施主体の福祉公社と委任契約を結ぶ形を取っております。公社では、お預かりした財産をそれぞれ契約金融機関の貸し金庫に保管し、本人の申請を受けて職員がお出し入れを代行するという仕組みでございます。利用料金は無料から月額3,000円、さまざまでございます。

日野市の対応でございますが、現在のところ、財産保全管理についての相談は窓口にはほとんど来ておりません。今後、痴呆性高齢者の増加に伴ってこの種の相談がふえるということは十分予測されるところでございます。したがって、今後も検討していくわけではございますが、何分にも個人の財産をお預かりするということで、慎重な対応が必要と考えております。

制度の問題点としては、法的整備がまだ不十分という点、それから本人の意思決定能力の低下及びその判断能力がなくなったということをどの段階で判断するのか、またそれが判断するのかといった問題。それから意思決定確認が取れない痴呆性高齢者は対象

外とせざるを得ないわけですが、それでいいのかどうか等々、またトラブルの発生時の対応の問題もごございます。高齢者の権利擁護と合わせ、高齢者が安心して生活できる地域福祉を進める上で重要な課題であると考え、検討していく所存であります。

次に、24時間ホームヘルプ事業についてであります。一定地域の寝たきりの高齢者、痴呆性高齢者がどのくらいいて、その介護力がどのようになっているかをまず把握する必要があります。その把握の方法の1段階として、今現在、保健福祉計画の見直しの前段の調査ということですが、第1段階としての高齢者の生活実態調査を開始したところであり、まず第1次調査の集計をもとに、第2次調査では痴呆性高齢者を重点に訪問聞き取り調査を行って、あわせて介護力を把握していきたいと考えております。この高齢者の生活実態調査の結果を踏まえて、24時間ホームヘルパーを必要とする方の分布状況を把握して、効率的な方法での家族介護の負担軽減が図られるよう検討していきたいと考えております。

公的保証人制度についてであります。公的保証人については、目黒区と国分寺市の2区市が実施しております。これらの経験を参考としながら前向きに検討しているところではありますが、この制度は保証人のいない高齢者にとって非常に有効な制度とも思われます。二つの自治体の利用者の実績は意外と少ないということもごございますが、PRの方法等、若干の検討をする要素があるのではないかと考えているところでありますが、いずれにしても、住居の確保は生活の基本的条件でありますので、高齢者が地域で安心して生活できるような支援をしていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） ありがとうございました。

では、具体的に御質問させていただきますが、今、御答弁いただきまして、大変理解を示すところでございますが、品川区の社協がこの財産管理保全サービスを始めてちょうど1年たつようでございますが、その成果が私どもの新聞に掲載というか、紹介をされておりました。この中でいろいろと現状を探り、また今後の課題ということで掲載をされておったわけなのですけれども、このところで自己の決定権を最大限に尊重してこの制度を生かしたことによって、高齢者の方というか、おひとり暮らしの方、また対象になる方たちが安心できるようになったという、そういう声が寄せられているようでございます。

今、御説明にもありましたように、国の成年後見法の検討が厚生省でも進められてお

りますし、東京都でもアシスタント制度を検討して、次年度からできればいいのではないかと、ということで、痴呆性高齢者総合対策検討委員会に緊急提言として提案をされ、調査をされているようでございます。新年度にこのことが進められればいいということで、モデル事業をスタートさせたいという意向を東京都が表明をしておりますので、ぜひ日野市がそのモデル地域の対象になるような、先取りをした施策を進めていただけるような呼びかけをぜひ東京都にさせていただきたいなというふうに考えるところでございますので、これからなお一層進む高齢化に対応していく必要があります、また大変大切な施策ではないかと思います。

細かいことの御説明は、今の御答弁で理解をいたしますし、またそのことに一つ一つ触れてまいりますと、時間等の関係もございまして、割愛をさせていただきますが、ぜひ新しい施策として高齢者が安心して生活できる地域社会を目指していく上で、これから大変重要な課題となっていきますので、この権利擁護として今後も検討していきたいというようなお話も承っておりますので、ぜひ新しい施策としての方向性を見出していけるように、このことを検討していただきたいと思います。後ほど市長さんの御見解も伺っていきたいと思います。

それから、もう一つ緊急的なことでございますが、何回となく御質問、予算委員会や決算委員会等でもお願いをしまいった次第ですが、24時間ホームヘルプ事業について。これは緊急的な課題ではないかなというふうに私は感じております。これは一つまた、大変私たち公明は住民相談を重視をしまいいりまして、年間にわたる市民相談の数も多岐にわたり多数の市民相談が寄せられております。私は現場に赴き、そしてその市民の声に一つ一つ耳を傾けながら、親切丁寧に、また相手の方に安心していただけるような、そんな誠意を持って市民相談をさせていただくわけでございますが、本当に現場の声というか、市民の一つ一つの声というものは切実性があるなということを感じております。

先般も、程久保に住むAさんのところから御連絡をいただきました。Aさんは御自分の父親が、やはりアルコール中毒症で目白の医療病院に入院をされております。また御自分の夫の母親を、今、痴呆性、徘徊の状態の母親の面倒を見ております。本当に40代にして若くして、御自分のお子さんが思春期でありますし、思春期のお子さんを抱えながら、本当に両方の父親と母親の面倒を見ていく。せめて母親の方が徘徊をするものですから、ぜひ特養に入れてもらえないかという思いでいるようでございますが、夫の方が父親を早く亡くしたものですから、せめて自分のところで母親は最後までみとっていききたいという思いが夫には、息子さんにはあるようでございます。嫁の立場として本当

にはざまに立たされて大変な思いをされているようでございますが、その方が一言おっしゃったのは、ケースワーカーの方がとても親切なので、私はその方に励まされて、今一生懸命両方を介護しておりますと。でも、目白の方の病院に入院している方は、どうしても保険の関係で退院をしなければならない。でも、鼻に酸素を当てているのに、どうしてこの父親を退院させることができるのでしょうかということでもございましたので、よく病院の方に御相談をされて、そして、この状態で自分の父親を退院させられたときに我が家でみとることができるのかどうか、生命を維持することができるのかどうか、よくその症状を聞いてもらなさいと。そして医務相談室または担当の主治医によく御相談してみたらいかがでしょうかと。その上でまだできるだけの御相談に乗ってあげましょうということで、対応の仕方をまずお話し合いをさせていただきまして、そのとおりに対応というか、病院の方かけ合いましたら、逆に、保険の制度の中からどうしても退院をしなければならないという状況でありましたけれども、やはり家族の強い意思と思い医師の方が心を動かされまして、少し退院を先に延ばしていただいたという状況でございます。

本当に私は24時間のホームヘルプ事業が進んでいくことによって、負担の軽減というか、家庭で介護をしていらっしゃる方の、その負担軽減が図られるような施策が、今、必要ではないかということを感じた次第でございます。御答弁にもありましたように、高齢者生活実態調査の結果をもとにして、必要な分布状況というのですか、そういうものを把握した上で施策の展開をしていきたいというお話も伺っておるところでございますが、この辺の取り組みで何回となく御説明していただく中で、取り組んでまいりますという御答弁をいただいておりますので、施策として目に見える形でどのような対応を今後していただけるのか、市長さんの方にそのことも伺ってまいりたいと思います。

私、おととい、12月3日に市民会館でありました、人権週間にちなんだ講演と映画の集い、橋幸夫さんの「お母さんは宇宙人」という講演を聞かせていただきまして、本当に感動というか、会場に集まった人たちが本当に男性の方たちを初め――男性という言い方はいけないのですけれども、その会場に集った一人一人が目頭を押さえながら橋幸夫さんの講演を聞いておりました。私も本当にきょうここにきてよかったなど。その会場の市民会館の中はもう満席で立ち見席でございました。本当に高齢化社会に向けて、今この問題に関して関心のある方というよりも、むしろ自分の問題としてどうこの講演を受けとめていったらいいのだろうかという思いで、お一人お一人が感動のるつぼの中でその講演を伺ったのではないかと感じた次第でございます。

また映画の中でも「爽やかに風吹く町」ということで、同和問題への正しい理解を深めるための映画でございましたが、その映画の中でも、日本は貿易は黒字であるけれども人権は赤字だという、その一言を聞いて衝撃的なショックを受けた次第でございます。

また、橋幸夫さんがおっしゃっていましたが、本当に9人兄弟の末っ子で、御自分がみとるということを決めたときの橋幸夫さんの奥さんの思いというか、看護の姿を二重写しにしたときに、本当に大変だったけれども、家族がみとるということのすばらしさと、その後に施設に入れて、家族が1回1回心を込めて兄弟がお見舞いに行ったと。そのときに御自分の娘さんも連れて見舞いに行ったそうでございます。そのときにも、娘さんが4年制の大学を選ぶかというときで受験期にあったようでございますが、その施設のところにお見舞いに行ったときに、本当にそこに当たっている一人一人の職員の方たちの振る舞いを通して、私は生涯のライフワークとして、4年制の大学よりも専門学校に行って介護士の資格を取って、この仕事に生涯をかけていきたいということで、介護士の資格を受けて、今、その任についているようでございます。

多くの議員の皆様もそこにいて御存じかと思えますけれども、私は今、親から子へ、子から孫へとこの世帯がしっかりと受け継いでいけるような施策をつくっていくとか、行っていくということがとても大切ではないかということで、たまたま一般質問を前にしてすばらしい講演を企画をしてくださった担当者の皆様に感謝の思いでその会場を去った状況でございます。また、その講演を伺わさせていただく中で、自分自身の一般質問への決意という思いも固めさせていただき、そしてきょうここで質問をさせていただいている状況でございます。

公的保証人制度につきましても、事例を申し上げましたとおり、本当に大変な思いをされているのだなということを、もうひしひしと感ずる次第でございます。いろいろと財政難の中で厳しい問題が山積みしていると思いますが、本当に一つ一つ人の心の中に、琴線に触れるような施策は本当に早くやっていただきたいと念願をいたしておりますが、市長さんはこの3点についてどのようなお考えをお持ちなのか。また、その御見解と御決意を伺いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 実感のこもった御質問をいただきました。いわゆる経済成長という形で、都市が商業主義的には非常に華やかな状況になっているわけですが、一面にまた高齢化社会を迎え、なかなか現実の行政施策を初め、国民意識と申しましょうか、なかなか伴っていかないという多くのもどかしい問題があることは、もうよく承

知しております。

項目として、高齢者に対します公的介護の手段。だんだんと制度化を進めなければならないわけではありますが、当初は仮に不十分であっても、とにかく取り組むということが大切だと思います。したがって、例えば例を申し上げますならば、新しい仕組みとして医師会が訪問看護という形のお仕事を始めていただいて、大変役立っているわけでもあります。何かそういうステーションを設け、スタッフになっていただく方々にいろいろ勉強していただきましてスタートできないものだろうかというふうに感じた次第でございますので、ひとつこれからも追求していきたいと、このように考えます。

それから、公的保証手段、保証人。これもとにかく、ひとり暮らしということと自己判断能力を失っておられるという状況で、確かに心配の伴う問題でありますから、何か先進市も既に着手されておるということでもありますので、学んでいかなければならないと、こんなふうに向った次第でございます。

24時間ホームヘルプの問題も全く同様でございます。御趣旨に沿いまして、とにかく具体的に、初歩的な発想でも取り組みを進めるということで早速進めていきたいと、このように向った次第でございます。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） ありがとうございます。ぜひ施策の前進をお願いしたいと思います。また、安心して、本当に日野市に住んでよかったと。これはもうかねがねどなたでも思う思いでございますので、よろしく願いをしたいと思います。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（土方尚功君） これをもって、2の1、「高齢者等財産保全サービス制度」の制定についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後12時03分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問2の2、学校教育の場での「心肺蘇生法」の講習についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○13番（宮沢清子君） 午前中に続きまして一般質問をさせていただきます。

学校教育の場での「心肺蘇生法」の講習についての質問でございます。

消防庁によりますと、昨年1年間で全国の消防機関が医療施設に搬送した心肺停止状態の患者は7万2,016人いたそうです。このうち家族や救急隊員が心肺停止を目撃したのは3万6,372人に上っております。救急車が現場に到着するまでの所要時間は平均5分18秒ぐらいと聞いております。急病、事故で心臓が停止した場合、数分以内に脳や心臓に血液を送るための人工呼吸、心臓マッサージを行わなければ、その後に高度な処置がなされても心臓機能が元に戻ることは難しく、仮に戻ったとしても重大な脳神経障害が残ることが多いのではないかと懸念をされておるところであります。つまり、この数分間に現場に居合わせた家族や市民が応急処置をするかしないかが生死を分けると言われております。この応急処置ができなかったために手おくれになったケースが大都市で増加しつつあるということも聞き及んでおります。原因は、救急車の出動件数の増加と、交通渋滞による到着のおくれにあるのではと指摘をされておるところであります。

欧米では、ボランティア活動の中で救命手当での講習を受ける人が多いようです。特にアメリカでは7,000万人の市民が心臓病学会や赤十字主催による講習を受けていると言われ、市民による初期救命処置が高い救命率を誇っております。

一方、我が国でも自治体や消防署を初め医師会、日赤、企業等によって地道な普及活動が展開されておることも事実であります。欧米並みのレベルには達していないのが現状です。ますます高齢化が進んでいく中で、家庭の中に救命処置を心得た者がいれば、これほど心強いことはないと思います。市民に広く定着を図り、学校の教育の場で救命活動の大切さ、具体的な処置方法を学ぶ機会を早急に設けるべきではないかと考えます。

文部省の調査研究協力者会議の報告書によりますと、阪神大震災をきっかけに、学校の防災教育を教育課程に明確に位置づけ、体系的、計画的に指導することが必要であるとして、幼稚園から高校、特殊教育学校まで、学校ごとに取り扱うべき具体的な内容を示しておるところです。その中で、中学校では止血や人工呼吸などの応急手当の実習などが挙げられております。大人は、いざというときの人工呼吸の仕方などは、防災訓練などの機会をとらえてみずから学習できますが、子供たちは学校教育の場で取り組むことができれば大きな効果を上げられるのではないかと考えますが、お考えをお伺いしたいと思っております。

質問の第1点目といたしまして、学校教育では応急処置学習はどの程度行われているのでしょうか。現状についてお尋ねをしたいと思います。

第2点目といたしまして、中学生が止血や人工呼吸などの学習をすることは意義があると考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

第3点目といたしまして、心肺蘇生法の講習を授業に取り入れることを検討されたことがありますでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、3点についての質問をさせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 学校教育では応急処置学習はどの程度行われているか、現状についてということでございます。

小学校でございますけれども、小学校の学習指導要領がありますけれども、この内容には特に例示はございません。しかし、教科書には鼻血が出たとき、やけどをしたとき、頭を打ったときなどのみずからの処置の仕方について触れられています。この範囲で指導をしているところでございます。教科書は5、6年で「新しい保健」という、こういう教科書で、絵がついているものです。

それから中学校でございます。中学校では、学習指導要領の保健体育の保健分野の目標に「障害の防止と疾病の予防について理解を深めさせるとともに、応急処置の基礎的技術を習得させ、これらを実践できる能力と態度を育てる」というふうになっております。内容については包帯法、止血法、人工呼吸法及び運搬法の基礎的方法と、障害や急病の応急処置を取り上げ、実習を行うことが例示されています。学校では止血法や人工呼吸法について、理論を中心に指導し、実習を適宜行うなど、学校の実情に合わせて指導を行っているところでございます。中学校の方は、こういう保健体育の本がありまして、これに載っております。

それで、学校の方をちょっと調べてみましたが、今、私どもでは、幾つかの学校では人工呼吸法は理論。教員が自分の体でということで理論をやっている学校。3年生の2学期で理論を生徒に対してやっているところ。それから止血法ですけれども、理論。1年生の4時間とか、実習を3年の2学期にやっているところがございます。すべての学校ではございません。

それから、いろいろな問題でも、その実践の器具の問題もございます。夏のプールに親、先生六、七人で消防署から来ていただいてそういうようなものをやったり、開放プールで親や先生方と一緒に家庭教育学級で実施している学校、教職員対象に参加をしてもらって消防署の研修を実施しているところ等がございます。それが1番の内容でござい

ます。

2の2でございますが、中学校で止血や人工呼吸などを学習させることは有意義ではないかと考えますがということでございますが、障害が発生した際には医師や医療機関などへ連絡をして治療を依頼することが基本です。障害の状況において適切な処置、運搬等は障害の悪化を防止できることから、応急処置の基礎的技能を学校で習得させることは大変意義があるというふうに考えています。

なお、教員対象の応急処置法や実技研修。消防署の協力を得て小学校、中学校には行っておりますが、都が実施している中学校保健体育教諭対象の応急研修会などの研修に参加するように、全員ということではありませんが、積極的に働きかけているところでございます。

それから、2の2のハでございますが、心肺蘇生法の講習を授業に取り入れることを検討したことがあるかということでございますが、命にかかわる応急事態への対応として、心肺蘇生法の講習を授業に取り入れることは大変大事なことだと考えています。応急医療先進都市を目指しているある都市で、ダミーを使って心肺法を授業に取り入れ指導をしている例があることは承知しております。

現在、21世紀の教育について、中央教育審議会で審議された第1次答申が出されました。そのキーワードの中に「生きる力」という大きなタイトルがあるのですが、その要素としては、社会の変化に主体的に対応できる資質、能力、豊かな人間性、健康と体力などが言われていますが、命のとうとさを教えていく大事さと、まさにこの救急時におけるサバイバルの力も必要とされると考えられます。今後、教育委員会といたしましては、一人一人の子供を大事にする教育活動を推進した中で実施して、そういうものを取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） 市民への取り組みはいかがでしょうか。多分、総合防災訓練でやっているということではないかなというふうに思うのですが。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） ちょっとお尋ねがなかったように聞いておりましたので、失礼いたしました。

市民への心肺蘇生法の講習でございますけれども、これは総合防災訓練でも行っておりますし、また9月9日「救急の日」、これは医師会、消防署のお力添えを得て毎年やっ

ておるところでございます。特に消防署におきましては、救急救命士という新しい資格制度ができました。この人たちが、この心肺蘇生法についてはかなり熟練しておりますので、この方をお願いして、また医師会の援助も得ながら、これから普及の機会はふやしていきたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） ありがとうございました。

では、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、今、御答弁の中で緊急医療先進都市を目指している市で実施されているとおっしゃっていましたが、多分、千葉県船橋市のことではないかなというふうに理解をいたしますが、もし部長の御答弁の中で他の市であるのかどうか、その辺をちょっと確認をしたいと思います。

私、先般、船橋市の学校で取り入れたという話を伺いまして、その方が質問に立たれたきっかけも、交通事故で被害者を救済するときに、どなたも応急処置ができる、手当てをする人がいなかったということで、この命という問題に対して、もしそこで自分がそのことができたらどんなによかったのだろうという思いで御質問をされまして、船橋市の学校では保健体育の授業の中にそれを取り入れるようになったきっかけだそうです。

実際、きのう連絡を申し上げまして状況を伺いましたらば、今、御答弁の中にありましたように、開放プールのとときとか、それから保健体育の授業のとときとか、それから運動会ですか。体育祭とか、そういった主要行事のときにそれを取り入れているというか、行っているというお話も伺いまして、大変成果というか、効果を上げられているようでございます。実際に船橋市の中学校で心肺蘇生法を習得したことによって、児童生徒を救うことができたという体験というか、実例も誕生したそうでございます。そういったことをきのういろいろと、電話での問い合わせでございましたけれども、お伺いをいたしました。

船橋市の学校では、酸素自動蘇生機も設置をしているようでございます。これはポータブルのものようで、大体金額的には28万円くらいの御予算だそうです。簡易的に持ち運びができるということで、非常に利便性があるということで、もしものときに備えて設置をされておるようでございますが、こういった備品が日野市の学校の中にも備えられているのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

その2点をまず再質問でお答えいただければと思います。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 1点目でございますが、議員さんのおっしゃられた船橋市でございます。県の方針を受けて、船橋市は緊急医療先進都市を目指したということに基づきまして、私の方もちょっと質問をしたのですけれども、ダミー6体をローテーションで学校へ回しながら実施訓練をしているとか、今おっしゃられたほかに、ダミーは1体20万円から30万円ぐらいするとか、いろいろ伺いました。そういうことです。日野市にこういうものがあるかということですが、現在のところは消防署で借りてくるとかという以外には、備品としてはございません。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、緊急的なものでございますので、必要か必要ではないかというのはその場に立ってみなければわからないものでありますが、できれば設置をしていただきたいというふうに提案と要望をさせていただきたいと思います。

先般の読売新聞に紹介をされておりましたけれども、文部省として来年までの2年間で、北海道の奥尻町とか神戸市や静岡県清水市など、防災の先進地域というのですか。そのところに実践教育を、実践研究を委託をして、来年度から先進的に行っていくようでございますので、ぜひ日野市といたしましても、今後、今、御答弁いただきましたように教育活動を推進する中の1点として、教育委員会の中で御検討をお願いできればと思います。

もう一つは市民への普及でございますけれども、ぜひ、緊急時に一番最初に言われるのは意識があるかどうか、それから呼吸があるかどうか、脈があるかどうかという、その三つを確認することによって助かる命もある。また助からなくなるといふ、その迅速といっても、ふだんの人に尽くす心といふか、そういうものが備わっていないと、いざというときにそれを実際の行動として起こすことができないということで、人を助けるというのかしら、その心を鍛えていくということで、とっさに体が働くのではないかというふうに感ずるところでございます。地球より重たい1個の人間の生命と言われている、その生命をふだんから大切にしていこうという心がけといふか、そのことが大事ではないかと思うのです。

また、先ほども申し上げましたけれども、交通事故のときにお母さんが被害を受けて、そばにいた小学校のお子さんが、本当にお願いだからお母さんを助けてと言って泣き叫んだと。そこに当直明けの救急救命士の人がたまたま通りかかって人工呼吸と心臓マッ

サージをすることによって、救急車が来るまでの応急的な処置ができて助けることができたという事例も伺っております。

ですから、「備えあれば憂いなし」ではございませんけれども、また生死こそ大事でございますので、万一に備えた正しい知識。今、理論教育をされていると思いますというところをおっしゃられましたけれども、理論と実践というのはかみ合わなければいけないのではないかなと感じますので、ぜひ理論とともに実践教育、正しい知識を持って正しい対応のできる教育を進めていければと思いますので、前向きの御検討をお願いしたいと思います。このことに関しましては、今回は提案とさせていただきますので、よろしく御協議をいただければと思います。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君） これをもって2の2、学校教育の場での「心肺蘇生法」の講習についての質問を終わります。

一般質問2の3、百草・落川・新井・程久保地域等の道路整備についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○13番（宮沢清子君） きょうは地域の生活環境の改善について、特に道路の問題を中心といたしまして御質問させていただきたいと思っております。

窓口でもいつもいろいろと御親切に、また丁寧に対応していただき、本当に市民の皆様もいろいろと適切な対応をしてくださって、心から感謝をしているという声も聞いております。本当に職員のお一人お一人の御努力に対して敬意を表するとともに感謝をしたいと思います。また、そういった中から、特に予算づけの部分と、それからすぐ対応できるというよりも、これからの検討の中でなお一層取り組んでいただければという思いで、地域の生活環境の問題として身近な問題を今回は質問させていただきます。

日野市道P40-6号線、新井地域についてお伺いいたします。この路線につきましては、現状を調査していただいていると思いますので、そのお取り組みについてのお考えをお答えいただければと思います。

第2点目といたしましては、幹線市道2-7号線についてお伺いいたします。川崎街道の三沢西の信号から京王線の踏切を横断して、精進橋、中島道路へと通過していき、日野保健所の北の信号へと通じていく道でございますが、昨今、高幡区画整理事業とモノレール事業の促進の中で、2-7号線を利用する車が大変ふえてまいりまして、交通量が著しく多くなってまいりました。そんなところが8小の通学路となっておりますので、その2-7号線のところの水路が、一部は暗渠になってふたかけをしてくださって

いるのですが、その手前が、川崎街道の手前のところがまだふたかけがしてありませんので、できればこのところにふたかけをしていただきまして、歩道としてきちっと設置していただければと思いますので、その点、歩行者の安全を図るという意味でお尋ねをしたいと思います。また、水路の箇所にはびついて破損したままのグリーンベルトが放置したままの状態になっております。大変に危険を感じますので、改良をお願いしたいと思いますので、この点はまた現状を見ていただければと思いますので、その改良の点についてはまた御検討をお願いしたいと思いますが、水路にふたかけをして歩道としての機能ができるかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

第3点目といたしましては、程久保川の精進橋のところですが、第8小学校の通学路にもなっております。踏切を横断しますと、遮断機が昇降するときに歩行者と車が一斉に渡るものですから、踏切の幅員がぎりぎりの状態なんですね、対向車同士がすれ違う状況の中で。そこに小学生とか、または御年配の方とかいろいろな方たちが横断して、歩行者が大変危険な状況で横歩きをしているところも目に触れてまいりました。本当に子供の目に優しい位置で、ぜひその踏切を渡ったところの水路のところを改良していただけないかどうか。この辺をお伺いしたいと思います。

それから4点目といたしまして、幹線市道2-5号線です。百草園駅前の郵便局のところでもありますけれども、落川331番地先付近です。御存じのとおり、今、川崎街道は大変交通量が渋滞してまいりまして、裏道が主要道路と同様にメイン道路となってきております。もうそれは皆さんも御存じのとおりだと思いますが、このところの拡幅整備はできないものでしょうかということで御相談があったわけでございますけれども、現状を把握する中では大変厳しい状況なのかなということは感ずるのですけれども、何かいい方法があってこのところが整備できないかどうか、お伺いしたいと思います。

第5点目といたしましては、市道N4-4道路についてお伺いいたします。これは程久保地域でございます。特に、緊急車両が入れる唯一の道路は高幡台団地の外周道路から入ったところでございますが、幅員が狭くて狭隘道路になっておりますので、ぜひ拡幅をして緊急時の対応をお願いしたいと思いますが、いかがなものかなというふうに考えております。これもかつてお願いをしたところでございますが、諸般の事情でなかなかいい方向への方策が見えてこない状況でございますが、何とか市民のために、またその地域の生活環境として安全な対策をお願いしたいと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

きょうはとりあえず5点に対してお伺いしたいと思いますので、御答弁のほどを

よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） ただいまの落川・三沢・新井・南新井、それから程久保地区の道路整備についての御質問でございますが、第1点目の市道P40-6号線。これは南新井地区でございますけれども、平成6年に道路用地として寄附を受けて認定したところでございます。道路幅員は4メートルから4.5メートルの住宅内の生活道路として使用しているところでございます。現況状況ですけれども、砂利道で排水施設等もない急勾配の道路であり、利用者からも整備するように要望が出されております。したがって、認定時にも整備計画を立てましてまいっておりますが、東京都で行っております多摩都市モノレールの関連、それから地下に入ります下水道事業の関連、これは7年、8年で完了いたしております。今後は道路の舗装、それからそれに伴う排水設備を整備してまいりたいと思っております。

それから、第2点目の幹線市道2-7号線、通称精進橋通りというところでございますが、この地区の三沢地内の件でございますけれども、昭和51年当時に道路の整備、道路幅員5メートルと、それからそれに沿っている水路の幅1メートルとして整備をしてまいりました。現在、交通量が非常に増大してまいっておりますので、特に8小等の通学路との関係で危険な箇所もございます。今後その水路の利用についての調査と、それから用水組合との関連、これらを調査して、対応できるように努力したいと思っております。

それから、その地区でガードレールの補修ということで御質問がありましたけれども、これにつきましては早急に対応し、交通安全を図ってまいりたいと思っております。

それから、同じ路線でございますけれども、京王線と程久保川との間の道路部分でございますけれども、モノレール路線の踏切等の迂回路として非常に車両が増大してまいっております。整備を要する箇所として我々も認識をしておりますけれども、この地区は京王帝都電鉄の電車区、それと高幡土地区画整理事業との関連で、財産のつけかえ及び寄附の関係の手续を現在進めてまいっております。また、高幡土地区画整理内の京王帝都用地内を通る現道、現状の道路でありますけれども、これをつけかえる予定でありますので、この整備とあわせて整備に着手したい、かように思っております。

それから4点目の落川地内、幹線市道2-5号線でございますけれども、特に百草園駅前の郵便局の周辺の道路についての質問でございますけれども、川崎街道への通過、それから逆に新井橋へ抜ける道路として交通が非常に込んでいるところでございます。

幅員が狭く、車の交差にも支障を来しているところがございます。公共用地を最大に有効利用して、歩行者の確保を図っているところですが、既成住宅地内でもありますので、拡幅については財産的問題等、困難な点が多く考えられますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

それから5点目の程久保1丁目地内ですか。路線名でN4-4号線。下程久保と高幡団地とを結ぶ重要な生活道路でございますが、認定幅員が1.8メートルと狭い道路であります。現状は建築基準法に基づいた道路でありますので、住宅に面しているところにつきましては公道より後退をして供用しておりますが、農地や、それから駐車場に面している箇所は法律上の義務がなく、公道に直接面するような状況になっておりますので、これらについて、市といたしましても地主さんに積極的に働きかけて、改修に向けてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） ありがとうございます。御答弁いただいたとおりで理解をしたいと思いますと思いますが、何点か感じたことを再度申し上げたいと思います。

特に通学路。まあ通学路となると学校関係になってしまうのですが、児童生徒の安全ということで、踏切事故があったらどうしようかというのを大変心配をするところです。新学期の初めとか学期の初めのときは、校外委員会のお母さんたちもそこに立ちまして、安全の確認というか、登下校のときにはそういった対策も考えて、学校側としても対応してくださっているようでございます。

一番ちょっと感じたのは、先日、大型トラックがカーブミラーに当たりましてミラーを破損してしまったんですね。ミラーだからすぐお願いをして直していただいてよかったのですが、これが本当に道幅の狭い中で子供たちへの事故でなくてよかったねということと、それからそのカーブミラーが破損したときに通行人がいなくてよかったということで、本当にそういった一事を、そういった事故が起きなくてよかったというようなお話をされておりましたけれども、やはり用水路の関係になると、暗渠にしたりふたかけにするのは大変難しい部分もあるのではないかと思いますけれども、ぜひ御答弁いただきましたとおりの御検討でお願いをしたいと思います。

それから、幹線市道2-5号線、百草園駅前郵便局のところですが、実際、今お話しいただいたとおり、また私もあそこはよく通りますので、車の状況、歩行者の状況等もよく把握させていただいているところですが、例えば市内で区画整理事業によっ

て面整備ができたところというのは大体50%ぐらいあると思うんですね。で、面整備のできないところをこれからどういうふうにしていくのかという線の整備ですね。そこをどういうふうにしていくかということが大きな課題というか、取り組みではないかと思います。それぞれの立場で都市計画税、目的税というものは納めているわけですので、地域の方たちにとって、その地域への恩恵というのでしょうか、そういうものが受けられるような受け皿をつくっていく。また買収方式によって積極的に線の整備をしていただきたいなというふうに感じているところなのですが、ぜひこのところは時間がかかるかもしれませんが、お取り組みをお願いしたいと思います。

それから程久保地域の通称金久団地でございますが、本当に日野市内はいろいろなところが袋小路になっております。行きどまりで緊急車両が通過できないというか、入れないような状況のところがたくさんあります。そこは幾つか存じ上げているのですが、特にこのところはずっと続けて要望が多いものですから、御質問という形を取らせていただいているのですが、高幡台保育園の近くにマンションができて、マンションの1、2、3、パート1、パート2、パート3と言っているのですが、できて、そこに大きく駐車場ができました。その駐車場のところが、今度は通行だけではできる状況になっているのですが、車が通行できないような行きどまりの状態になってしまいました。

それともう一つは、今、モノレールの関係で程久保のところに、ちょうど京王線のガードの下を下りたところがモノレールの駅舎になっているんですね。それで信号機を移設をされております。それから、ちょうどその京王線のガード下を入ところが非常に見通しが悪く、また急勾配になっている状況。それと消防自動車は、消防団の普通の消防車なら入っていけるのかもしれませんが、高さの高低の問題で消防自動車が入れないような状況ではないかなというふうに感ずるところでございます。

ですから、一番どこから入るかと言ったら、高幡台団地の外周道路を入ったところから入っていく、その1カ所だけが唯一の道なのです。それが、今、御説明にありましたように認定1.8メートルのところもありますということで、公道としての4メートル道路の機能が果たされていないという状況でございますので、その辺のところは御検討を要するのではないかというふうに感じます。

私も本当に、高幡台団地の火事がございまして、私たちはその問題に対して本当に心を痛め、そして住民の安全と安心して行ける、そういうことで総合団地環境整備を団地の中でさまざまな機関の御協力を得まして進めさせていただいて、今、第4期工事に入っ

ているところでございます。その間、私たちは自治会の役員みんなで協議をいたしまして、また総合団地環境整備の委員さんともども一つになって、また居住者の御協力を得て進めているところでございますが、今現在、消防署と自治会と公団と警察署の4者協議会も定期的に設けさせていただきまして、そしていろいろな対応を進めさせていただいているところでございますので、そういったところを思いますと、本当にまた周りの地域、そして日野市内が本当に安心して行けるような道路の整備。面の整備とともに線の整備をお願いいたしたいというふうに感じております。

特に年末年始、また冬に入りまして、火の元ということが大変懸念される時期でございますので、心配をいたすところでございますので、その辺のお取り組みもお願いしたいと思います。

いろいろと要望を申し上げて恐縮でございますが、最後に市長さん、狹隘道路の整備要綱というものをつくっていただきたいということで何回か御質問、一般質問もさせていただいているところでございますが、その後のお取り組みについて、市長さんの御見解はどのようになっているのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。市長さんをお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ現地の生活道路について御指摘いただきました。

大きく区画整理事業等によって都市計画道路、あるいは区画街路、面整備を行ったところもかなりあるわけでありましたが、従来の古い道路形態のままで市民生活を営んでいただいている、こういう地域もまだまだ少なくないわけであります。

狹隘道路のいわゆる整備要綱と申しましょうか、担当の部署にはそれらのことも一応できているというふうに思っております。議会ごとに市道の認定をしたり廃道にしたり、そういう事務とともに、優先順序ということを決めるのもなかなか難しいかもしれませんが、それぞれに取り組みを進めておるというのが実情でございますので、具体的なことにつきましては、担当からお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 狹隘道路の関係でございますけれども、現在のところ、4メートル以下の道路につきましては、これらについては、その道路に面している地主の方といいますか、地権者からの寄附をお願いしているということになっておりますので、実情はなかなかその整備が進まない、そのような状況になっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 宮沢清子君。

○13番（宮沢清子君） どうもありがとうございました。まだまだ詰めたいところですが、ぜひそういった要綱を定めていただきまして、安全な生活、快適な状態を1日も早くつくり出していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって2の3、百草・落川・新井・程久保地域等の道路整備についての質問を終わります。

一般質問3の1、ネットワークの活用で市民サービスの充実を（その3）～災害対策情報網を構築せよの通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔3番議員 登壇〕

○3番（菅原直志君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

12月になってめっきりと冷え込んでまいりました。外に出ますと足底からしんと冷えてくるものがあります。また、肌を突き刺すような北風にも厳しいものを感じます。

さて、この底冷えする季節は、私に2年前の神戸での体験を思い出させます。冬の神戸市、六甲の山からの風は非常に冷たく、崩壊した町に対する思いを一層かきたてられるように思いました。あの阪神大震災から学ばなければならない教訓を自治体行政に生かし、市民の命を守るサービスを提供するのが地方自治や行政の役目だと思います。今回は、阪神大震災の教訓を生かすべく質問させていただきます。

あの震災の直後、私は神戸に行ってまいりました。東灘区の公民館でボランティアをしてきたことは、今までの議会で何度か取り上げさせていただいております。そのときに感じたことの一つに、情報の錯乱による混乱というものがありました。だれに聞いてもみんな答えが違うのです。今どのような状況になっているのか聞いても、一人一人、わからないけれどもこうかもしれない、そんな答えしか返ってこなかったのです。ガスの復旧状況はどうなのか、電話の復旧状況はどうなのか、電気も水も危険地帯の情報も何もかもが憶測でしか話せない。うわさだけが町中を駆けめぐっている非常に危険な状態でした。正確な情報のない状態は、そのまま行政への不満に変わり、行政不信、マスコミへの無用な攻撃へとその矛先が向けられたのが私の経験でした。

また、情報の混乱、不足によるしわ寄せは社会的弱者に向けられたことも御存じのことだと思います。高齢者、特に独居老人、障害を持つ方々、子供たち。社会的にだれかの介助、援助が必要な方々が最初に被害に遭い、そして最後に助けられた、そういう一面もあったと思います。情報の不足による災害、これを私は「情報災害」と呼んでいます

が、この情報災害をいかにして解決するのか。それが今、問われていると思います。今回は、市民サービスを市民への情報提供という切り口から質問させていただきます。

さて、まずは大規模災害のときの情報網の現状についてお伺いいたします。現在、地域防災計画は改定作業が進められていることは存じ上げておりますが、それを踏まえて現状の姿を教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 大規模災害時の情報網の現状についてのお尋ねでございます。

大規模災害が発生し、災害対策本部が設置された段階での情報の関係でございますが、現在は有線系統と無線系統の二つによって、被害状況あるいは関係機関との連絡等を行っております。災害対策本部が設置されますと、市民からの被害情報を専門に受ける本部通信連絡員が防災情報センターに参集いたしまして通信事務をとります。そして関係防災機関からの情報収集は安全防災課職員がこれに当たりまして、これは有線を使用しております。

災害の状況にもよりますけれども、有線が途絶えた場合は無線によるわけでございますが、現在、小中学校、保育園、幼稚園、警察、消防署、消防団、医師会、ＪＲ、京王帝都電鉄とか、あるいは東電、そのようなところに防災行政無線を配置してございます。この無線によりまして情報の収集を行うわけでございます。また、言葉による収集のほかに、この機械は無線のファックスということでファックスも使えますので、一応ファックスも使用できます。

それから地域外の、特に東京都への被害状況の報告や、あるいは支援を要請するようなときには、東京都が設置いたしました災害情報システムがございます。このシステムは東京都にホストコンピューターを置きまして、各市町村に端末パソコンが設置されて、無線電話回線で結んだネットワークシステムでございます。したがって、日野市から東京都だけでなく、よその市町村の被害状況も検索できるような内容でございます。

それからまた、一般に水道、電気、ガス等のライフラインの状況の情報につきましては、それぞれの機関の広報活動で市民にいろいろ連絡を取りますけれども、市の方の同報無線を必要とするようなときは、またこのライフライン機関からの情報を、119基あります同報無線によりまして市民にお知らせすることができるとおもいます。

また、避難所などに生活する市民への情報提供や避難所からの情報連絡につきましては、小中学校などに配置してあります防災行政無線を通じて行います。

このように、現在は無線で災害時の情報連絡を行っておるわけですが、この無線の使用については毎月定期的に訓練を行って、その機械になれていただくというようなことを行っておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） ありがとうございます。今の答弁を私の今回の切り口、市民と行政との連絡というところ、情報というところで、もう一度整理したいと思います。

市民と行政の間での情報経路の問題なんですね。で、今の答弁はいろいろと詳しく多岐にわたってお話いただきましたけれども、次のような理解で市民と行政というところをとらえたいと思います。市民から行政への情報吸い上げのルートとしては、本部通信連絡員、これは建設部4名、都市整備部3名というふうに聞いておりますけれども、この7名が窓口になるというふうに聞いております。そして、吸い上げの方法はやはり、例えば電話であったり、または直接お話しするであったりというところで、それがほとんどだと思います。つまり、音声による情報ということだと思います。

次に、もう一つ確認させていただきますけれども、行政から市民へ、今度は逆ですよ。情報を提供するという場合は同報無線が主であって、そのほか学校の間では、やはりこれも音声での情報のやり取りであると。結局、行政の中では幾つか、今、ネットワークが敷かれ始めていますけれども、その行政の中から今度はそれを市民に出すとき、または市民から情報を得るとき、それはすべからず音声であるというふうに理解をしております。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 市民からの情報の吸い上げは、御質問のとおり電話での吸い上げが主でございます。恐らく直接というのはほんの近所、防災情報センターの御近所の方からの直接の口頭の情報はありますが、99%は電話というふうに理解しております。

それから、逆に行政から市民への情報の連絡ですけれども、やはりお尋ねにありましたように、一般には拡声機を使う同報無線が主でございます。あとは基地としての小中学校とか、そういうような公共施設にある無線を利用するということで、そのとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） あとは臨時的にチラシ、ビラ、そういうものがまかれるのだろうと思いますけれども、現状はやはりほとんど音声であるというところをとらえておきたいと思います。

では、次の話にいきます。さて、ちょっと話は変わりますが、皆さんは伝言ゲームというゲームを御存じだと思います。例えば10人ぐらいの方が1列に並ぶわけですね。1列に並んで一つの文章を先頭の方から一人一人口伝えをしていく。そして最後尾の方まで耳打ちをしていくというゲーム。皆さんもされたことがあるかと思います。このゲームのおもしろさは、正確に伝えたはずの言葉が最後尾に伝わるまでに全く違うものになってしまうというところにあるわけですね。人間の言葉、音声による伝達の不確実さをあらわしたゲームだと思います。このゲームに象徴されますように、私たちがふだん交わっている音声による情報の伝達というものは、非常に危ういものだと思います。

そこで、先ほどの現在の災害情報対策について考えてみようと思います。現在の情報の対策は、基本的に音声に頼っています。私はそのことに非常に不安を感じます。特に災害発生時のパニック状態の中で、情報発信側の考えが受け手の市民にどれだけ確実に伝わるのか。まさに伝言ゲームのように少しずつニュアンスが変わり、断片的な情報の錯綜があり、市民側の憶測が飛び交う、非常に危険な状態になる可能性があります。この点について、行政としてはどのように解決をしていこうと思っているのか、お伺いしたいと思います。

また、これは私の提案なのですが、これの情報の混乱を抑えるのは、やはり文字情報しかないと思います。私が以前から提案しておりますパソコン通信やインターネット、いわゆるマルチメディアを使った災害対策をしていく必要があると思います。確かに災害発生後、すぐには使えないかもしれませんが、しかし、数日するとこの施策の重要性が発揮されるのです。ネットワークを使った文字情報の収集、提供についてどのように考えていらっしゃるのか、御見解をお伺いいたします。お願いします。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） お尋ねにありましたように、災害の発生時の情報の錯乱。これについては市民の心情を安定させるために、正確に速やかにといいますか、情報を提供する必要があるわけでございます。それで、現在は先ほど申し上げましたように電話が主体でございますし、これが途絶えた場合は無線というようなことになっております。これでは十分でないということはたしかでございますが、吸い上げる立場といたしましては、情報を市民からキャッチする立場といたしましては、できるだけ必要な項目

をあらかじめ用紙につくっておきまして、情報収集連絡員はこれを筆記しまして、正確にまた関係者にその文面を手渡すというようなことで、かなり、伝言ゲームのように10人というような間隔ではなく、一つか二つの経由でございますから、そう間違いはないかと思いますが、逆に行政から市民へ伝える情報でございますが、これは拡声機で行いましたり、あるいはまた、刻々と変わる情報が何分か置きに出されますと、市民の方は混乱するかというふうに思います。

そんな中では、御質問にもありましたような文字関係の情報ということは、かなりこの音声のカバーするものとして必要だというふうに考えております。特にパソコン通信というようなことでは、最近普及してきてございます。そういう中で、パソコンを利用するということを検討しておるところでございます。現在、市では電算管理課の方で一応パソコン通信について登録をしてございます。そのような中で、そのネットワーク化したパソコンについて利用していきたいというふうに思っておりますが、当面はやはりパソコンに習熟するということが必要かと思います。これは災害の担当職員、あるいは情報連絡員だけではだめでございますので、通常の業務の中でパソコンに常になれておくということが必要ではないかというふうに思っておりますし、また将来の機器の発達、開発によりましては、無線によるファックスといいますか、現在、携帯電話があるわけですが、この携帯電話でファックスも使えるというような状況でございますから、そういうようなことでの文字の情報というような方法も考えられるのではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 必要性を認識していらっしゃるということで理解します。またうれしいのは、通常の業務の中でも使っていくことで習熟していかなければいけないというお答えもいただいて、ちょっとこの後、質問しやすくなっているわけなのですけれども、ちょっと次の話に行かせていただきます。

しかし、いろいろヒアリングしていきますと、結局はこうなんですよ。必要なのだと。文字情報は必要なのだと。パソコン通信だったり、またはインターネットだったり、そういう情報提供は必要だと。でも、それはだれかが条件整備をしてくれたらそれに乗るよとか、それを利用しますよとか、そういう答えしかどうしても返ってこないのです。これは、やはりこの行政の中でだれかがこの災害情報ネットワークを構築しなければいけないのだと思います。各部署の担当では、これはなかなか難しいと思うんですね。今の総務部長のお話にありましたように、この災害情報ネットワーク、または通常の情報

ネットワークをつくるということは、各職員一人一人が習熟しなければいけないという前提もあるわけです。そうすると、じゃあ例えば防災の方で欲しいと思ったから全部の部署でパソコンを使えるようにしましょうとか、そういう話にはなかなかならないというのが本音のところだと思います。

そこで、これから具体的に情報ネットワークの構築について質問をしていこうと思います。

ことしの6月の議会で文化スポーツ振興協会の設立が議会で承認されたことは皆さんも御存じのことだと思います。この文化スポーツ振興協会の事業の中に、パソコン通信局の開局というのがございます。既にパソコンを設置して開局の準備をしている状態です。私は、このパソコン通信局に大きな期待を持つ反面、不安もたくさんあります。特に、この通信局がもししたら文化・スポーツという限定された活用しかされないのではないかという不安が大きいのです。確かに今までの議会では、福祉部長や、または生活文化部長などからも積極的な御答弁をいただいてきましたが、まだまだ実際の運用面での不安があります。各部署の管轄を横断的に関係する事業だけに、難しいところもあると思いますが、ぜひ拡大解釈をして、市民が使いやすい通信局にしていきたいと思います。

さて、紹介いたしました文化スポーツ振興協会のパソコン通信については、早期に実現していただきたいのですが、このパソコン通信の事業は文化スポーツ振興協会の中で育てて、一人前になった時点で発展的解消をしよう。担当所管を市役所の中枢機構に組み入れる必要があるのではないかということを私は思います。そのことから質問をさせていただきたいと思います。また、先ほどもお話ししましたとおり、この事業は市役所のサービスの行政全般にかかわることなので、最終的には市長の判断に左右されるものだと思います。早期のネットワーク構築についての御英断をお願いしたいと思いますので、後ほど御見解をお願いいたします。

さて、私が提案しておりますネットワークの概要については、簡単には次のようです。まず、パソコン通信でもインターネットでもいいのです。研究をしていただいて、一番よろしいという方法でやっていただければと思います。

2番目に、行政と市民が相互に情報提供できるものでなければいけないと思います。幾つかの自治体のネンターネットであったりパソコン通信を見ましたけれども、すべて行政からの情報がほとんどなんですね。市民から情報を吸い上げるルートが非常にもろいというふうな印象を持っておりますから、相互に連絡できるものでなければいけない

と思います。

また、生活情報、手続の情報、広報、イベント情報、議会の動きなど、行政はできるだけの情報を提供すべきであると。または、今さまざまな文書の公開等がございますけれども、そういう観点からもさまざまな情報をこのネットワークの中に提供していくべきだと思います。市民はその資料を自由に閲覧し、検索できるということが大切。そして発言も基本的には自由であること。これは一定のルールを持とうということです。

また、災害対策の方に行く前に、ふだんからこのような情報窓口を周知させること。こういうものがあるのですよというふうに周知させることによって、アクセスの回数が増えるであろうと思います。これは、例えば今、アパートの空いているところがありますよね。そうすると、ドアのノブにビニール袋に入れて、例えば東京ガスからの連絡であるとか、またはNTTから、または水道局からというふうな連絡の紙が入っておりますけれども、そこに市役所の情報アクセスポイントの電話番号はここですよというふうに入れておくのです。そうすると、今、家庭用ファックスの普及率は16%まで行っておりますので、その人たちは家庭から、市役所に行ったら例えば住民票の移動はどうしたらいいのかということから全部わかるわけですね。または母子健康手帳もどうしたらいいのだろうとか、そういうことがわかる。または会社に行けば、ほとんど今の会社はファックスを持っています。そういうところからもアクセスできる。しかもそれが24時間できる。こういう形で周知していくことができると思います。私は、「広報ひの」だけに1回だけ電話番号を載せたから周知できたとは思いませんので、継続して周知できる方法はたくさんあると思います。そういう形で周知を徹底させていくこと。

また、ちょっと前後しましたがけれども、ファックス窓口は当然欲しいというところ。これらを整備していくことが必要だと思っております。

さて、ちょっと長くなってしまいましたけれども、今まで、または過去の議会の中でお話ししてきた、この情報ネットワークの問題。これを実現するに当たってクリアすべき問題が何なのかということは、今まで議会の中では聞いておりませんでした。そこで今回、この実際の運用面でクリアすべき問題についてちょっとお伺いしたいなと思っております。こちらの方で幾つかポイントを絞らせていただきましたので、それに沿ってお願いしたいと思います。

まずは、どこの部署が担当するのか。担当部局の問題ですね。これは想定で結構だと思います。または、だれが情報を整理して収集するのかということ。またはその財源の問題。または市民にどうやって周知させていくのかという問題。そして技術的な問題。

この辺にポイントを絞ってお伺いできればと思っておりますので、御答弁の方をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） ネットワークを利用した形での市民との情報交換を中心とした市民サービスの充実ということで、災害対策を中心とした形でのお話でございますけれども、このネットワークを構築するための具体的な問題点といいますか、検討すべきこととして、今、幾つか御質問の中で挙げていただいたことというのは、私どもがこの問題を検討する中で、まさにそうした問題点。特に情報発信の窓口の一本化といいますか。これはネットワークによる情報の提供ということで、利用する側からはかなり簡単な装置と手続でアクセスができるわけでございますけれども、このアクセスをされる側といいますか、サーバーといいますか、キー局になるところ。あるいはデータベースと言ってしまってもいいかもしれませんが、このものの構築というのはそれなりの手間と、しかも情報のアップ・ツー・デートといいますか、新しさを確保しなければならないという点で、大変な管理上の手間といいますか、そうしたものもかかるだろうというふうに思っております。

それから、そうした情報の内容の市民のニーズの優先度の把握、このことも考えていかなければならないと思いますし、システム構築上の技術的な問題。確かにこの電子的な通信技術そのものはかなり発展をしております、技術的な可能性という点についてはいろいろな可能性があると思いますけれども、これを一定のコストの中で、行政の中で取り扱っていくということになりますと、それなりのコストの低下といいますか、そうしたものが伴った技術でなければならないというふうに思っております。

それから当然、これまでの議論の中にもありましたとおり、職員のこうしたことに対する知識の向上といいますか。コンピューター関係でよくいう言葉で言えば、いわゆるスキルアップというふうな言葉で言っておりますが、そうしたものも必要になってくるというふうな問題があるかと思えます。

で、どこの部局が扱うかという冒頭の問題がありましたけれども、これは情報を発信する窓口の一本化以前に、こうしたことにどう取り組んでいくかという方向性を出す上での部局というふうに考えるところですが、基本的には私ども、こうした問題を今回の行財政改革の課題の一つにも挙げているところでして、OA化の推進という言葉だけでない、そうした広い意味での通信機器を使ったそうしたもののあり方を検討していきたいというふうに考えておりますので、庁内にこうした検討委員会を設けていくと

いうことを進めていくつもりであります。その意味では、私ども企画財政部の企画課なり、技術的な問題からいけば電算管理課なりが中心となって、広報も私どもの部内にございますし、市民との情報ということになれば全部局にまたがることですので、関連の主要なところ等も含めて庁内に検討委員会といったようなものを設置して、ただいま挙げましたような問題点の洗い出し、それからそれぞれの取り組みについて、可能性といえますか、どこから取り組むかとか、そういったことの分析を行っていく必要があります、今そのような準備を進めているところでございます。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） できないことはないかなという感じを私は持っているのですけれども、やはり窓口の一本化という言葉に代表されるように、この情報ネットワークは今までの行政ともう一つ違った観点から仕事を考えていかなければいけないのだろうなというふうに思っております。担当する、企画なのか電算なのか、または広報なのか、どこの部署になるかわかりませんが、実際にそういうお話を聞くと、受け皿がないのです。

私もこのネットワークの件、例えば今回の質問でいくと、電算管理課が対応として出てくるわけですね。しかし、電算管理課というのは庁内のOA化についての管理をする部署だというふうに私は考えておりますので、市民と、または行政全体の情報を管理する部署ではないというふうに考えています。パソコンがあるから、パソコンを管理しているからネットワークの方も電算課というのは、余りにも簡便すぎるのかなというふうな印象を持っております。

それはちょっと周りの話になってしまうのですけれども、これらの話の中で、市長にちょっとお伺いしたいなと思っております。現状だと、今回取り上げております震災情報、震災時の情報網の構築というのは、私は急がれると思っているのです。急がなければいけないというふうに思っております。そのことについて、やるのかやらないのかということですね。またはそこまでいかなければ、重要だと、必要だと思うのかどうか。そこについて、まずはお答えいただければと思いますけれども。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一般的に言いますと、行政はかなり保守的ではありますが、いいことはなるべく急いでやるということも、また役割の中に伴うわけであります。検討を担当に指示をいたしまして、対応についての考えもまとめておく必要があると、こう思っております。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 重ねてちょっとお伺いしたいと思うのです。この提案というのは、実は魔法みたいなもので、話すとみんなやりたいと思うんですよ。でも、制約条件がいっぱいあり過ぎるのです。どこの部が担当しても、例えば企画の方が担当してもほかの部がついてこないとか、またはそのときの話の中で、職員の、やはり先ほどスキルアップという言葉も出ましたが、習熟という問題が出てくると、では習熟するのに何年ぐらいかかるのかという話になってしまうわけです。ここのあたりが非常に魔法なのです。みんな欲しいと思っているのだけれども、なかなかできない。

となると、だれかが機関車になってやらなければいけないと思うのです。だから先ほど、担当部局はどこなのだというのを聞きたかった。ここは市長が指導力を発揮して、必要なのだからやるのだというふうに明言していただきたいというふうに考えているのですけれども、市長も任期間近ですから、ここでやるのだと言ってもなかなか難しいと思いますけれども、思いというところでお伺いしたいのです。必要だと思うかどうか。そして、もしまだまだ任期があるのだたならばぜひ推進したいとか、そういうところの明確なお話をいただければありがたいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほどの答えの中に込めたつもりではありますが、有意義なことは、要するに積極的にやると。やるきっかけは、やはり企画当局が発想するということから庁内を動かしていくということになろうかと思っております。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 別に信じていないわけではないし、疑っているわけでもないのですけれども、でも焦る気持ちもあって、何度か重ねて質問させていただいているわけです。毎回感じるのは、やはりのれんに腕押し、ぬかに釘というやつで、言ったのだけれども、しかも答えもちゃんと返ってくるのだけれども、実際、ではどうやって動くのか見えてこない。で、今回は検討委員会をという話もやっと出てきましたので、非常に期待はしているのです。ただ、先ほども言ったように職員の習熟であるとか、そういう問題。またはこの庁内でいうと、この庁舎の中の電力の問題というものも絡んできたりして、制約条件が結構あるのです。それらをクリアするのは、やはり強力な指導力ではないかというふうに思います。

さて、そろそろまとめたいと思うのですけれども、この「ネットワークの活用で市民サービスの充実を」というタイトルでの質問は、今回が3回目なのです。毎回タイトル

は同じでも、視点や切り口を変えて、要望もそれぞれ違うようにしてきたつもりですが、すべての質問に共通するものというのは、行政の最大のサービスというのは市民の命を守ることなのだとこのところにあります。市役所というのは市民の役に立つところであるというのが基本原則だと思います。そのつもりで提案してきました。議会の答弁は前向きにさせていただいておりますし、提案の意義や必要性も、各担当の部長や職員の方々には理解していただいているつもりです。しかし、なかなか進んでいるようには思えないのも残念なところなのです。やはりここはもう一度重ねてお話しさせていただきますと、市長の指導力でやるのだと。もう庁内全部、横断的にこの情報ネットワーク、情報による市民への情報サービスというところにポイントを置いて事業を進めていくのだというところを発揮していただきたいと思います。ネットワークを使った市民サービスの提供は、市役所全体の事務改善が必要になってきます。仕事の仕方が変わるのはたしかだと思います。それだけに重ねてお願いしているところなのです。

さて、ちょっと話はそれますが、薬害エイズの問題がございましたね。官僚が非常に批判を浴びたという例では、皆さんも御記憶の中に新しいと思います。その中で「不作為の責任」という言葉がうたわれました。何もなかったことが問題になったわけですね。これだけ、あの阪神大震災から学ぶと。あの阪神大震災を繰り返さないというところからずっと議論されてきて、しかし、もしこの情報ネットワーク、これだけ必要だ必要だと。しかも意義を感じている。しかし何もやらなかったでは、やはりこれは責任があると。責任を問われても仕方がないことだと思います。そういう意味でも非常に急いでいるというのが私の本音のところなのです。

もう一度言います。行政の最大のサービスは、市民の命を守ることだと思います。このことをぜひ理解していただいて、この情報ネットワークについての検討を進めていただきたいと思います。

最後にもう一度、市長の方にお伺いします。検討委員会をしたいという部長たちの意見もありますけれども、市長の答弁の方はまだまだオブラートに包まれたような感じでしかありませんけれども、例えば年明けに1度でもいいから検討委員会を始めてみると。そういう御意向がとおりでしょうか。一応期限を区切ってお話を聞かないと、きょうは帰れませんので、そのあたりをお願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この議場には、我々行政側の組織の幹部がみなそろっております。同様に今の御指摘のことも聞いておりますし、私の答えも聞いております。した

がって、十分それで答えになっているというふうに私は思っておりますが、なお問われるならば、もう一度言葉を使って組織に指示をしてみると、こういうふうに考えております。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 失礼なのはわかっているのですが、何度も聞かないといけないという今までの質問の反省もございまして、失礼ながら質問させていただきます。

この情報ネットワーク、市民の命を守ると。そしてまた市民生活をもっと市役所に近づけるというところ、または市役所が市民に近づくという観点から、なお一層考えていただきたいと思います。

これで一つ目の質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって3の1、ネットワークの活用で市民サービスの充実を（その3）～災害対策情報網を構築せよの質問を終わります。

一般質問3の2、窓口サービスの充実をの通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○3番（菅原直志君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

次の質問は、窓口サービスの充実をという質問です。これも今まで何度もお話しさせてきていただいたことなののですが、また重ねてというところで質問していきたいと思います。

私は議員になる前、サラリーマンをしておりました。そのときの体験や思っていたことの一つが、例えば会社を午前中休まないで住民票が取れたらという思いでした。新人のぺいぺいだった私にとって、会社を休むということは非常に大変なことでした、なかなかその時間も取れなかったことを覚えています。

さて、議員になって住民票の自動交付機が存在を知り、日野市政にも導入しようとして、さまざまな研究や提言をしてまいりましたが、この秋になってやっと実際の検討に入っているというふうに聞いております。大変うれしく思っております。このことについては、この後の質問の中で伺っていきます。

まずは、市民窓口の延長ができないかという提案です。

先日、町田市に行ってまいりました。町田市は現在、いわゆる市民窓口の延長を行っておりまして、好評を得ております。週に2回、閉庁した後1時間ではありますが、住民票、印鑑証明、その他の証明書交付ができます。職員は50名余りの市民部職員がローテーションを組んで対応しています。大体2カ月に1回の残業なので、大きな負担には

なっていないというふうに聞いております。実際に延長時間に行きまして、ソファーに座りながら様子を見てきました。閑散とした雰囲気ではありますが、何人かの市民の方が書類の交付に来ておりました。町田市は確実に市民サービスの拡大に努めているという印象を持って日野市に帰ってまいりました。

最近では調布市も窓口の延長をやっておりました。こちらの方は住民票の自動交付機の導入と同時に廃止になりましたが、町田市も近々、住民票の自動交付機を導入する予定だと聞いております。それまでの措置としての窓口延長というお話を聞いてまいりました。

さて、この市民窓口の延長について、日野市はどのように考えていらっしゃるのか、御見解をお伺いいたします。お願いします。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君の質問についての答弁を求めます。市民課長。

○市民課長（米倉幹雄君） ただいま御提案いただきました町田市の時間延長による窓口サービスの件につきましては、町田市では昨年4月から実施をしているというふうに手前どもも聞いているところでございます。

御提案の趣旨のように、市民の方々にとっては最も身近な行政サービスになる窓口サービスのあり方については、現在、市民ニーズの多様化に対応できるよう、一層の充実を図る必要が求められているというふうに認識しているところでございます。時間延長による窓口サービスにつきましては、種々の問題解決を図らなければならないための関係部署との協議が必要となりますので、十分な調査検討を進めていきたいと、さように考えているところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） ありがとうございます。この窓口の延長については幾つかの議論がございます。実際に職員を張りつけるわけですから、そのことによる経費の上昇をどのように考えるのか。二つ目は職員の勤務体制の問題。そして三つ目は、市民への周知と利用率の問題。こういう問題がございますけれども、しかし、それらを超えて各市が導入し始めているというのは、最終的に市民サービスになるのだという精神だと思えます。

ちょっと事例を挙げていきます。宮城県、これは大和町というのでしょうか。こちらが1996年4月から窓口延長を始めております。これは毎日新聞の1996年3月5日宮城版に載っています。ほかは——とりあえずここぐらいですか。住民票の時間の延長という

のは、しかし過去の中でも随分と一時期はやったりしたというふうに聞いておりますので、この住民課の窓口の延長については今後、書類の交付のみならず、よろず相談所的な役割も持たせて今後の提案とさせていただきますので、よろしく御検討の方をお願いいたします。

さて、本題に入ります。以前から住民票などの自動交付機の導入について提案をさせていただいておりますけれども、9月議会の後の検討の経緯について教えていただきたいと思います。検討を開始し始めたということは聞いておりますので、その件が一つ。もう一つは、その検討の経過の中でどのぐらいの時期に導入していこうというふうな話になっているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 自動交付機の導入の検討の件でございますけれども、今、お話にもありましたとおり、具体的には関係をいたします市民部と企画財政部内の電算管理課、企画課により検討を進めておるところでございます。この検討の中では、まだ緒についたばかりということですので、いつまでにとかいうことでの結論を得たということではないわけですが、一つの来年以降の経過の中では、現在の私ども日野市の電算組織のメインになっておりますコンピューター、いわゆるホストコンピューターと言っておりますけれども、これの更新の時期を来年の秋に控えておるところでございます。自動交付機等の導入ということになりますと、全体の電算管理システムといたしますか、その全体の管理にかかわってくるということもありますので、このコンピューターの更新の時期といたしますか、それに合わせた形での検討が一つ具体的に出てくるということで、今、そのあたりの分析といたしますか、どういう対応ができるのかということを検討しております。

これは、自動交付機そのものが一斉に導入できるということになりますと、なかなか費用的にもかかりますし、このプログラムの開発上の問題とか、いろいろ出てまいりますけれども、一つには、この交付機の導入によって、今、御指摘のありました、どの程度の効果が上げられるかということ、まずやはり検証するべきだろうというふうに思っておりますので、そういうこととあわせて実現といたしますか、導入の緒につけるための検討を進めていきたいというふうには思っております。

時期等につきましては、さらに検討を進めた中で、コンピューターの更新あるいはプログラムの開発等の費用の問題、開発等の期間の問題等もあるかと思っておりますので、もう少し検討の期間をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 時期については、なかなかやはり明言がいただけないみたいですので、それはまた次の話にさせていただきたいと思います。ただ、やはり実際に担当の課長または部の方が検討を始めたということは非常にうれしいことですので、そのまま積極的に検討をしていただきたいと思います。

さて、この自動交付機の導入にかかわる背景について御見解をお伺いいたします。

まずは一つ目。今もお話がございましたけれども、庁内の電算化にかかわるところのホストの更新。これは来年の秋ということを知っております。となると、今のホストというのは住民票の基本台帳をもうすべて一元管理というか、一括管理というか、そういうふうになっているがために、庁内の職員が帰る、またはそういうときには、ホストの方もすべて切らなければいけないというふうに聞いています。そうなってくると、夜間または土曜日・日曜日の住民票の交付が無理だという構図だったというふうに理解しております。

ところが、新しいホストになったときは、そこをもう少し工夫するということで解決していきます。技術的には、ホストと、そしてまた住民票の基本台帳としてのサーバーを別に設けるというところが基本だと思うのですが、そういう形で自動交付機導入の条件が整ってくるのかなというふうに考えております。

また、このサーバーを設けることによってどのような効果がありますかというのと、今、毎年あの1階の住民票の交付、何回かとまってしまっているのですね。これはなぜかと申しますと、例えば雷。または電圧の変更とか、いろいろ何か条件があるみたいなので、すけれども、そのことによって、せっかく市役所の窓口に来た市民の方々が1時間、2時間、住民票1枚のために待たなければいけないということも聞いておりますが、そのことも、では今まで1時間待っていたのが15分のダウンで、停電で済んでしまう可能性が出てきます。そういう意味でも、ダウンリカバリーシステムというのでしょうか。ホストがだめになっても住民票の基本台帳はしっかりと動けるというような意味でも、この自動交付機の導入、そしてまたホストの更新というものは必要になってくるのだと思うっております。

そして、もう二つほどございますけれども、今、行財政改革大綱ということで、行財政を今どんどんどんどん変えていこうという検討をして、実際に計画も上がってきております。この中にも住民票の自動交付機の導入というものは明記されているわけです。その点について絡めて、後で、やはりやるのですねという確認をさせていただきたいと

思います。

また、先日渡されました日野市第3次基本構想、基本計画の中にも、電算化総合計画の策定というものがございます。この電算化総合計画の策定という中に自動交付機というものも入っているというふうには聞いておりますけれども、そのあたりの実際のところもお伺いできればと思っております。

そして、多摩平支所の問題です。市立病院の建てかえとともに多摩平支所をどういうふうにするのか。移転なのか、廃止なのか。そのあたりの議論というのは必ずやしなければいけないと思っておりますけれども、そのあたりも絡めてお伺いできればと思います。

そしてその後、市長には次のようなことを聞きたいと思います。先日の「広報ひの」の中で、市長は次のように発言しております。多摩平支所廃止に伴う代替の窓口を新しい市立病院の中に考えるというようなニュアンスのことを「広報ひの」で全市民に広報をされたわけですが、そのイメージについてお伺いしたいと思っております。

それでは以上の点、お願いします。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 自動交付機の導入の検討につきましては、先ほど御答弁をさせていただいたことで現在進めておりまして、種々御指摘のございました電算運用上の、特に過去に問題があったダウンリカバリーの問題等につきましては、これは自動交付機云々という以前に一定の対応は必要なことだというふうに認識をしております。これらについては当然あわせてということにはなるわけですが、さらに緊急性の高いものという認識で対応していきたいというふうに思っております。

それから、行政改革の中にもということでございますけれども、特に先ほどそこまで言葉は触れませんでしたけれども、当然この検討の方向というのは、行財政改革の大綱の中にも位置づけられていることとしての行動といいますか、検討であるというふうにお考えをいただけたらと思います。

電算化総合計画の策定等につきましても、先ほど申し上げましたOA化なりコンピューターの有効利用全体を庁内で検討を進めるということを申し上げましたけれども、こうしたことをもとに総合計画の策定にも向けていきたいというふうに思っているところで、そのような御理解をいただきたいというふうに思います。

それから関連をして、多摩平支所の関係のことがございましたけれども、これまでも移転計画等の中でもお話をさせていただいておりますとおり、多摩平支所につきまして

は基本的に本庁への統合という方向で進めているところでございます。この中で、本庁の方に統合ということになりますと、確かに多摩平支所を御利用いただいております市民の方には、やはり御不便をおかけする局面が出てまいってしまうわけでございますけれども、前段の方の御質問の自動交付機の関係も、一つにはこの多摩平支所の統合廃止にかかわる代替措置といたしますか、住民サービスへの補充といたしますか、そうした形の一つの有効な手段になり得るのではないかとということで、先ほどはちょっと申し上げませんでしたけれども、具体的な導入の、言ってみれば最初の例として有効に活用できるのではないかとという形で検討をさせていただいているところでございます。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 多摩平支所の病院建て替え問題に伴う解決といたしましては、今、部長がお答えしておりますとおり、基本的には本庁統合であります。しかしながら、市立病院という施設に置きかわりまして、ほんの一部分のコーナーを、住民の方の行政にかかわります受付や、いわゆる広報。これらのことは何か工夫をして、機能として役立てる手があるのではなかろうかと、こんなふうに思っております。将来は駅ビルでもできれば、駅ビルの中に設置すべきものだろうと思っております。そういう考え方があります。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 今の市長のお話の中で、では、病院の中に窓口をとということになると、そこに人をつけるという考えで、理解でよろしいのですか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 2人ぐらい人が要るかなという感じはいたします。しかし、何かに委託するという手もあるだろうと思います。

○議長（土方尚功君） 菅原直志君。

○3番（菅原直志君） わかりました。ちょっとこれはまた今後の検討の資料に、参考にさせていただきたいと思います。

次に、市民サービスというところで、9月議会ではちょっと時間の関係でできませんでしたので、市長とやはりもう少し市民サービスについて、または市役所に市民が来るということについての見解の違いが出たと思っているので、そこについて市長とちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

9月の議会では、市長はこんなことをお話しされております。議事録を読まさせていただきます。「自動交付機という新しいメディアが一般的な商業サービスには役立つ面

も多いだろうと思っております。が、果たして行政サービスに適切に機能できるのか、そのあたりの見極めがなかなか難しいところである」ということ。また次に、「窓口においでになった市民の方と行政職員が、いわゆる対話できるとか、あるいは多少の余裕のある雰囲気、一面また信頼関係に役立つ一つの要素である」というふうに考えていらっしゃる。私は、ここまではわからないでもないのですけれども、次がどうもわからなかった。「ですから、的確迅速とか、あるいは24時間サービスとかいうことだけに終わらない、もっと貴重なものがあるといいのではないか」と。

つまり、私は住民票の自動交付機を入れましょうと。それが、例えばサラリーマンは会社を休まなくてもいいし、または駅前にあれば、わざわざタクシーで市役所まで来て、往復3,000円かけて150円の住民票を取るということもないわけです。または土曜日・日曜日に交通至便な駅前で取るのがいいことではないかと。そしてまた窓口の方も、仕事量がもしかしたら減るかもしれないと。そこでゆっくりとお話できるようなことという提案をしたつもりだったのであるけれども、この住民票の自動交付機というのは一つの商業サービスのものというふうにとらえていらっしゃるのかなと思ったことが一つです。で、または行政の市民サービスというのは、24時間サービスとかに終わらない、もっと貴重なものがあるといいのではないかという、そのところが随分違うのかなと思ったので、もう少し市長の考えと私の考えをすり合わせたいなと思っているのです。

その後にもう一つ、今度また読みますね。「時には役所にも来ていただく。そして、たたずまいを見てもらったり、状況の的確な把握をしていただくと。それが奉仕者としての役所の姿であるべきだ」というお話なのですけれども、これは市民に自分たちの仕事を見に来いよと言っているようなものなのです。しかも会社を休んでと。それで私は市民サービスというのはなかなか語れないというふうに思っているのです。このお話が誤解であれば誤解でいいのですけれども、ちょっと心配になっておりますので、御見解をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般に人間関係というのは、面と向かって意見交換をする、いわゆる話をするということが対話でありますから、そういうことも可能だというふうに、窓口事務にはあっていいと思っております。そういう意味で、能率的、あるいはその時間や経費の節減ということももちろん大切なことでありますけれども、人間関係をつくるということも大切だと。そういうことを申し上げたつもりであります。

○議長（土方尚功君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君） 話もわかるのですけれども、住民票の自動交付機を入れることが、今度はすり変わって対話が必要だとかいう答弁になると、では僕は何の質問をしたんだっけと。何を要望しているのだと。市民と職員が対話しなさいという質問をしたつもりは全くないわけですね。そのあたりはちょっと、多分誤解とか、言葉のとらえ方とか、そういう違いだと思うのですけれども、こういう議場ではなくて、また別の場で、ずれが出たらですね。何かいまひとつわかりにくいんですね。そのあたりは、もしかしたら世代の違いなのかわかりませんが、今後もまた追っていきたいと思います。

時間もできれば1時間と思っていましたので、そろそろと思っています。ただ、ちょっとこれだけはお話しさせていただきたいと思うことがございますので、もう少し聞いていただきたいと思います。

私はこの春、4月1カ月間、市民課の窓口の日参りまして、今の住民票または印鑑証明、そういうもろもろのことについて実際はどうなっているのかという実態の調査をさせていただきました。そのときには市民部長を初め市民課の皆さんに大変、本当にお世話になりまして、この場をお借りしてお礼をさせていただきたいと思っております。本当にありがとうございます。

そして、でき上がったものがこのファイルなのです。で、このときの実態調査のテーマというものは、住民票の1枚単価で幾らなのだろうということ。そしてまた、では実際に何人の職員が窓口に必要なのだという試算をしてみようと思ったわけです。その2点について調査した報告をさせていただこうと思っております。反論がございましたら言っていただいて結構なのですけれども、お話をさせていただきます。

調査方法は次のとおりです。市民課の窓口が交付する中で、主な8項目についての業務フローを書きました。2番目、それぞれの書類にかかる時間を計算してみました。で、年間の交付の枚数を確認して、電算化に伴う費用を算出しました。人件費を年間880万円として計算してみた。それらの中から算出したのが1枚単価であったということなのです。そして、その中で出てきたものが1枚単価。住民票1枚の本庁単価が1,017円、七生支所が901円、多摩平支所が1,873円、平均で1,111円、こういう数字が出たわけです。多摩平支所は七生支所の2倍の単価で住民票が出ているのではないかというふうな計算が出てきました。その原因は人件費であろうというふうに思いました。人件費の改革、つまり適正な職員配置をすることによってこれらの問題は解決するであろうというふうに考えたわけです。

そこで考えました。自動交付機を導入することによって人員の見直しができないかと

いうことであります。現在、3支所を合わせて窓口職員は24名いるというふうに聞いておりますけれども、この住民票の自動交付機を入れることによって14名にしようと考えます。この14名という数字は、私なりの試算をした中で得た結論です。10名減ということですね。資料がございますので、御希望の方にはいつでも御説明させていただきます。ただ、ここでは時間の関係上、結論のみをお話しさせていただきました。

ここまでで話を終わらせると、OA化というとならえ方をされると思うのです。自動交付機の導入イコール職員のリストラということになりかねませんので、しっかりと説明させていただきます。自動交付機の導入によって、10名の余裕人員というふうに私は考えます。余裕人員が生まれますので、ここで職員の再配置を考えようということ。交付に伴うカードを発行する事務と、または交付の機械の保守、こういうものに1名1名、または合計で2名、そのぐらいを充てていこうと思います。そして、このあたりは移行措置の中で弾力的に運営していくということ。そして、残る8名をどうするのか。この8名を、ここからが私の提案のみそなので、よく聞いていただきたいと思います。この8名を、来るべき超高齢社会に対応すべく福祉部の増員に充てようというもの。これが機械を入れることによってコストを下げる、そしてその職員を再配置すること、こういう提案なのです。

その上でもう一度試算をしてみると、本庁が1枚当たり660円、七生支所712円、多摩平支所693円、平均で680円。400円余り1枚単価が安くなるという計算です。ただ、ここには運用するコストは全く考えておりませんので、かなりの数字のばらつきは出てくると思うのですけれども、しかし、それだってそんなに間違えた試算ではないというふうに考えております。

こういう観点から、つまり住民票の交付をする、または印鑑証明、窓口を運営する総コストを考えて安くなるからこそ、自動交付機の導入が急がれるのではないかというふうにも考えているわけです。財政的な問題を解決するため、そしてまた超高齢社会への対応のため、そして市民サービスのため、これらの施策のために自動交付機の問題を追ってきたつもりです。

この試案に御異議のある方、反論のある方はぜひ御一報いただきたいというふうに考えております。納得のいくまで話し合いたいと思っております。また、今回の発言、一面だけとらえられてまたチラシに書いたり、そういう場合がちょっと不安なのです。それはしっかりと一度意見の交換をしてから書いていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

最後に、ちょっと御意見か何かがございましたらと思いますので、なければこのまま終わらせていただきたいと思いますのですけれども、ございませんか。特にないみたいですので、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって3の2、窓口サービスの充実をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時36分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問4の1、監査体制をさらに強化せよの質問通告者、一ノ瀬隆君の質問を許します。

〔28番議員 登壇〕

○28番（一ノ瀬 隆君） 監査体制をさらに強化せよと「さらに」と殊さら申し上げたのは、現状も強力であるが、これを一層強力なものにしていきたいというものであります。

公認会計士の肩書を持ち、経験豊かで厳正で、かつ包容力があり、多くの実績を上げてきた代表監査委員。そしてラインの部長で活躍させたかったと評価の高い聡明な監査事務局長を初め、多くの職員の中でも選り抜かれた事務局職員と、現況は強力であり、議員のうちから選任された監査委員が足を引っ張っても微動だにしないものであります。これを、その重要性、必要性から、監査委員の増員、常任制の導入など、監査体制のさらなる強化が不可欠だと考えたところです。

最近の新聞やテレビによると、空出張、官官接待、職員同士の飲食、補助金流用など不透明な公費支出は全国的な広がりを見せ、公務員の綱紀の乱れが大問題となってきました。これらの大問題は地方自治体のものではありませんが、日野市には全く関係のないことであり、日野市ではあるはずがないと確信しているところです。しかし、こんなことは絶対に起こらないように未然に防ぐためにも、監査体制の強化が必要であると思います。

今回の監査体制の強化についての主張は、実は今からちょうど10年前、日本社会党の

1988年度予算要求で私が要請したものとほぼ同様のものであります。ここで再び監査委員に選出させていただき、この10年前の要請が妥当であることに自信を持ち、代表監査委員とも意見一致し、質問に取り上げた次第であります。

この質問を機に、市の監査業務について改めて勉強しました。いや、勉強しようと試みました。不運にも質問の初日、その時間が短縮されてしまいました。さすがに日本一の市政図書室。最初、行政法が地方自治法の本の一部にしか出ていないと思った地方自治体監査の本が、1冊の本になっているものが5冊もありました。この本がそれです。学陽書房発行で、現在も保谷市で代表監査委員をやっている公認会計士の池田昭義さんの著した「地方自治団体の監査制度仕方・受け方の実務」というものがあり、同じ発行所、同じ著者で「地方自治実務シリーズ・監査実務質疑応答集・仕方受け方のすべて」がありました。また、発行所が同じ学陽書房で、ことしの6月まで宮崎県日南市の市長だった宮本義雄さんの書いた「地方自治体の監査委員・監査の着眼点と運営の指標」がありました。さらに、第一法規発行、日本監査研究学会・地方自治体監査研究部会編の「地方自治体監査」があり、ぎょうせい発行、園部逸夫監修、川名弘一編著の「自治体の監査」がありました。

監査委員としてのささやかな経験と、これらの書物で確認したところですが、監査委員の業務には実に多くのものがあります。まず、これを日野市の場合として羅列してみますと、1、地方自治法第75条に定められた直接請求監査。2、地方自治法第98条第2項の議会要求監査。3、地方自治法第125条の請願措置監査。4、地方自治法第199条第2項の行政監査。5、地方自治法第199条第4項の定期監査。6、この定期監査の一環としての工事監査。7、地方自治法199条第5項の随時監査。8、地方自治法第199条第6項の都知事・市長の要求監査。9、地方自治法第199条第7項の財政援助団体等監査。10、地方自治法第233条第2項による決算審査。11、地方自治法第235条の2、第1項の例月出納検査。12、地方自治法第235条の2、第2項の指定金融機関監査。13、地方自治法第241条第5項の基金運用審査。14、地方自治法第242条に定められた住民監査請求監査。15、地方自治法第243条の2の職員の賠償責任監査。16、地方自治法第246条の4の大臣・知事よりの委任監査。

以上であります。地方公営企業法第2条第2項によって公営企業会計とされる総合病院会計のみを対象としたものがあります。17、地方公営企業法第27条の2による公金の収納等の監査。18、地方公営企業法第30条第2項、第3項による地方公営企業会計決算審査などがあります。

これら多くの監査業務を分類して考察すると、継続監査と臨時監査に分けることができ、さらに義務監査、任意監査ないしは随時監査、請求監査の三つに分類することができます。また、財務監査と行政監査とに分けて考えることも重要であります。従来の監査は財務と事業の経営を対象とし、限定している財務監査だけでありましたが、1991年の地方自治法の改正で行政監査ができるようになり、例えば職員の身分取り扱いや行政水準を確かめるようなことも監査の対象とすることができるようになりました。

継続監査であり義務監査であって、かつ財務監査として代表的なものは、例月出納検査、定期監査、決算審査であります。

例月出納検査は、監査委員が地方自治法第235条の2、第1項の規定に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うものであります。例月出納検査の目的は、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているかどうかを検査することにあります。したがって、その内容は各種の検査資料によって係数の正確性を確かめ、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否、当否を検査し、現金残高を調べ、預金、一時借入金の残高を確認することになります。私たちは、毎月最後の水曜日にこの例月出納検査を実施し、普通会計では収入役、会計課職員から説明を聞き、総合病院企業会計でも同じ日に、病院事務長を初め担当者から実情を聴取しているところでございます。

定期監査は、監査委員が地方自治法第199条第1項第4号の規定に基づき、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について監査を行うものであります。私たちはこの定期監査を、今年度は市立保育園に絞り、11月6日、8日の2日間、12園すべてに出向き、これを実施いたしました。

一般会計等普通会計の決算審査は、監査委員が地方自治法第233条第2項の規定に基づき、地方公共団体の決算について審査を行うものであります。ことしの決算審査は7月8日から19日まで、朝9時からほとんど連日行いました。年間の監査の仕事として最も比重の大きいものとなっています。

以上の財務監査に対するものとして、行政監査があります。監査委員による行政監査は、1991年に改正された地方自治法第199条第2項の「監査委員は前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは普通地方公共団体の事務また普通地方公共団体の長の権限に属する事務の執行について監査をすることができる」というような規定に基づいて行われる、新たに加わった監査委員の監査であります。行政監査という形での監査はまだ実施されていません。

池田昭義さんのその著書で、行政監査についてこう書いています。「いかなる行政監

査を実施すべきであるかという行政監査の基準、準則については、これからの行政監査の実績を踏まえて作成されるべきものであるが、この場合、監査基準そのものは財務監査の場合と大差ないと考えられるので、従来の人的基準、実施基準、報告基準をそのまま準用することができよう。したがって、行政監査の実施準則の整備をこれからの行政監査の実践の中からの帰納要約する形で行うことになる。行政監査の目的の一つは、住民の行政に対する不平不満を未然に防止することにある。財務監査の場合は、財務会計につきものの誤謬と不正の摘発という機能を通じて、さらに積極的に誤謬と不正の発生を未然に防止することにあった。したがって、行政監査は財務監査における住民監査請求監査と同じように、住民の立場からは積極的にオンブズマン（行政監察委員）の機能を果たすように運用されることが望まれる」。

そして行政監査の実施について、その経験から日野市の場合を考えると、3ないし4名の担当職員で1テーマ1カ月ないし2カ月ぐらい要するだろうと言っています。行政監査を財務監査での定期監査のように確立することは、現監査体制ではとても無理だと言えます。現状では各部、各課を対象として行う決算審査の折、あるいは従来の定期監査の折、この行政監査を加味して行うことがよいのではないかと私は考えています。

「監査実務質疑応答集」に、行政監査の事例として、著者の池田昭義さんが担当したごみ清掃事業の管理運営について見たものが出ていました。この行政監査の事例を紹介させていただきます。ごみ清掃事業の管理運営についてであります。1、収集作業について。今後10年間ぐらいのごみの発生量の把握は合理的に行われているか。毎日収集と隔日収集の経済性の比較が行われているか。収集作業について直営と委託の経済性の比較が行われているか。分別収集が行われているか、その方法は妥当か。清掃工場について、建設計画、改良計画は樹立されているか。運転状況、稼働状況は良好か。運休されている場合の原因分析は妥当か。土日、祝日、年末年始、夜間の作業に問題はないか。直営と委託の経済性の比較が行われているか。工場周辺の住民の苦情処理は適切に行われているか。3、終末処理について。終末処理場の確保に関する長・中期計画は立てられているか。環境等現状に問題点はないか、搬入経路等について住民の理解は得られているか。4、減量化対策について。減量化計画は立てられているか。またその内容は妥当か。自己処分について積極的なPRと協力要請が行われているか。再生利用についての協力要請が行われているか。5、住民の苦情処理について。住民の苦情処理は適時適切に行われているか。窓口は一元化されているか。6、先進都市の視察等。ごみ清掃行政について進んでいるとされる先進都市の視察を行い、参考となる点について情報を入

手する。新聞、関連情報紙等から広く情報を入手し、整理保存する。7として、行政監査の報告書は、当然のことながら長文式監査報告書として作成し、関係資料も添付する必要がある。以上が行政監査の事例の紹介であります。

なお、公営企業会計については、行政監査の必要性は認められないということであります。地方公営企業に「行政」は存在しないということです。

次に、監査とオンブズマン制度との関係について触れておきたいと思います。3月定例会だったと思いますが、執印真智子議員の質問に大崎総務部長の明快な答弁が記憶に残っています。オンブズマン制度については、行政監査も可能になった監査制度の中に吸収させることも考えられるというものでした。

これに関連して、前日南市長の宮本義雄さんは、先ほど申し上げたその著書で次のように言っています。「オンブズマン制度のあり方については、臨時行政調査会の第5次答申においてもこれを取り上げ、検討の方向を示しているが、都道府県単位の行政監察室の廃止とも照応すれば、住民の監査の直接請求、住民による監査請求制度が住民にのみ認められ、国民には認められていないところから、地方オンブズマン制度は見方によっては住民による監査請求等はこれに当たるので、これを拡充し、臨調で答申している程度の地方問題については、監査委員制度に附置するのが最も望ましい。したがって、国の行政管理庁が直接地方問題に関与しなくても、十分にオンブズマンとしての役割を果たせると考える。これを裏づけしたものとして、地方財務会計制度調査会が昭和37年の答申の中で「行政効果の測定、住民の苦情処理、職員のサービスの考査、非違の防止等、行政監査は地方団体の長または委員会で行うものとするが、行政庁、当該地方団体の議会もしくは長の要求または直接請求がある場合は、監査委員において監査を行うものとする」と指摘しているのは現在もなお妥当とする部分であり、実に先見の明がある。もちろん、時代の進展変化とともにこの指摘を地方オンブズマン制度に切りかえ、より住民の身近なものに請求方法を改めれば、監査委員が最もふさわしい処理機関であることを位置づけしている」。

オンブズマン制度の設置にも大きな費用もかかると聞きます。行政監査という有効な武器を加えた監査体制を充実させ、これにオンブズマン制度を吸収させることが現状ではいいのではないかと私は思います。

8日前の11月27日の朝刊は、都道府県・政令市に外部監査制度を義務づけるという地方制度調査会の具体案が固まったことを報じていました。これは法律で外部監査を義務づけ、自治体と契約を結んだ監査法人や弁護士、公認会計士、行政経験者が、自治体の

財務や行政について抜き打ち監査を含め、住民や議会の要求があった場合に随時監査を実施するというものです。今回の案を義務づける自治体に日野市は入っていませんが、将来、監査機能の充実に向けて、外部監査制度の導入も検討すべきだと考えます。

以上、いろいろと申し上げました。監査機能を充実させるために体制の強化が必要であることを強調したいと考え、このことを主な目的として申し上げました。

私、12年たちまして、再び名誉ある日野市監査委員に選出していただきました。監査委員はどこの市でも議長・副議長と並んで議会三役と位置づけられているようです。日野市議会ではこのような認識は薄いようではあります。そういえば日野市広報では、この3月、議会の役職が改選されて、土方議長、鈴木副議長を初め常任委員、特別委員まで紹介されていました。私が下水道特別委員であることは紹介されましたが、監査委員が板垣議員から私になったことは、どこを探しても広報には載っていませんでした。市によっては多くの住民監査請求がなされているようですが、日野市では全くないようです。日野市では監査請求が出されるような粗末な行政は行っていないのだと思っていたところですが、あるいは市民に監査委員がだれであるかも教えないという情報提供の怠慢が、監査請求ゼロとしているのかなとも思ったりもしました。

地方自治法は、近代地方自治の基本原則の一つとして、地方公共団体の行政の能率化と公正の確保を掲げています。監査委員制度はこの原則を根拠として運用されるべきで、監査の職能としては摘発的職能、批判的職能、指導的職能が挙げられています。

監査委員の摘発的職能とは、誤謬——誤り、間違いの意味ですけれども、誤謬と不正の摘発と防止を図る役割のことだと説明されています。例月出納検査は100%誤謬と不正の摘発を目的として行われるべきものと池田昭義さんは言っています。

監査委員の批判的職能、指導的職能とは、能率化、合理化を促進する役割を果たすことであり、地方自治法の規定からも、定期監査、行政監査をただ単に誤謬と不正の発見防止に目的を置いて行うだけでは不十分であり、財務事務、行政事務を通じて効率的執行が確保されているか否かを批判し、必要に応じて是正、改善方策を指導することも予定しています。

現在までの日野市の監査体制は、豊かな知識と経験、そして勤勉な星野代表監査委員を中心に、摘発的職能に加え、批判的、指導的職能が発揮されて、実績を上げてきていると思います。

もちろん、四半世紀を超える、だれよりも真面目に活動してこられた経験豊かな前監査委員の板垣正男議員がいたことも忘れてはいません。

この点、特に指導的職能で、幾つかの監査で最も多く立ち会った収入役と病院事務長のコメントを求めたいと考えています。

最初にも申し上げましたように、現状も強力な監査体制ではありますが、さらに強力なものにするための手段としてまず挙げるべきは、監査委員の増員だと考えます。地方自治法第195条第2項は監査委員の定数を定めています。25万人以上の市は4人、その他の市は3人または2人となっています。三多摩でも、人口25万人以上の八王子市、町田市は別として、保谷市、田無市、立川市、府中市、小金井市、東村山市では3人となっており、監査の激務とその重要性から、日野市でも3人とするべきだと思います。

次に、監査委員の常勤化についてであります。議会選出の監査委員は非常勤であります。識見を有する監査委員は常勤とすることができます。1991年の改正で、25万人以上の市にあっては少なくとも1人は常勤とすることが義務づけられました。25万人以上の八王子市、町田市はもちろん、三多摩でも武蔵野市、保谷市、田無市は常勤の監査委員を置いています。非常勤の監査委員では、義務づけられた監査、要求監査だけで精一杯であって、幾ら着眼点を各項に取り上げても手が届かない。非常勤の監査委員の実働には限界があり、常勤監査委員がどうしても必要であると考えます。常勤監査委員が誕生することによって監査体制がより強力となると同時に、市役所全体が引き締まり、一皮むけるように思え、市政が発展していくように思えてならないのです。

なお、私は10年前にこの監査委員の常任制を要求しています。10年前、監査と監査事務局の強化が必要であると、当時、課長待遇だった監査事務局長を部長待遇にすべきだと、日本社会党の予算要求で要請しました。その後しばらくして、教育次長だった小山哲夫さんが監査事務局長に異動し、部長待遇の局長が誕生しました。森田市長は社会党の言うことを聞いてくれたと喜んだのですが、小山部長が退職して、その後につかれたのが田窪課長でした。その後、田窪さんは部長に昇進されましたが、監査事務局長の部長職が確立されたとは聞いていません。

今、護憲平和の日本社会党はなくなりました。残されていた要求をちょうど10年目に実現してやるのは、そんなに難しいことではないと思います。これにあわせて、監査事務局体制の強化、すなわち事務局職員の増員が望まれるところです。

次に、監査委員の重要性と活動内容に見合った待遇改善について申し上げます。

私の読んだ監査制度についての本の1ページに書かれていました。監査委員の給与についての説明で、「現在の各地方公共団体の監査委員の給与は、その職責から見て一般に低いと言われている」とあり、「地方公共団体の財務会計において、監査はますます

重要性を増していくことを再認識し、監査水準を向上させるためにも現行監査委員の待遇改善は急務であると言えよう」とあります。星野代表監査委員の活躍ぶりを見て、その感を強くしたところです。以上を申し上げて、質問します。

質問1、日野市の現状の監査機能について、例月出納検査や決算審査に立ち会った収入役の所感をお聞かせいただきたい。

質問2、日野市の現状の監査機能について、公営企業会計からの病院事務長の所感をお聞かせいただきたい。

質問3、監査委員の増員と常任制についてどうお考えでしょうか。

質問4、監査事務局長の部長待遇の確立など、事務局体制の充実についてどうお考えでしょうか。

質問5、監査委員の重要性と活動内容に見合った待遇改善についてどうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（土方尚功君） 一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。収入役。

○収入役（落合 豊君） 御指名でございますので、お答えをさせていただきたいと存じます。

収入役の立場といたしましては、監査委員さんには監査を受けるという立場で、毎月1回定期的に行われております例月出納検査でございますとか、あるいは決算調整後の決算審査等でいろいろと御指導、御指摘をいただいているところでございます。

議員さんもよく御承知のように、収入役の職務といたしましては、現金や物品の出納、保管、あるいは小切手の繰り出し、決算の調整等々、その他多くの職務がございますけれども、中でも支出負担行為に関する確認事務と申しまして、これは長からの支出命令を受けた場合に、その支出にかかわる支出負担行為が法令または予算に違反しているかどうかというふうなことから、債務が確定しているかどうかというふうなことを審査する仕事でございまして、実は会計課の仕事ではこの仕事が大変、通常は大きな量をなしているものでございます。

しかし、支出負担行為の審査事務と申ししても、審査内容につきましては比較的狭い範囲の審査というふうなことが申せるというふうに思います。ただ、年間5万5,000件を超えるような支出命令書、1日に平均しますと230件ほどの膨大な量の支出命令書を、係長以下4人の職員で審査をしているわけでございますので、必ずしも十分な審査が行われているというふうには申し上げられない面もあろうかとは思いますが、

職員、一生懸命頑張っているところでございます。

一方、監査委員さんの職務内容につきましては、ただいま議員さんから御指摘がありましたように、1991年の地方自治法の一部改正によりまして、それ以前は規定の解釈上、不明なところがあったけれども、その改正で行政監査という点がはっきりと明確に法律で規定されてまいりました。監査委員さんの職務の内容と申しますか、職務権限と申しますか、非常にその範囲が広がったというふうに申し上げることができると思います。

こうした中で、監査委員さんからは、先ほど申し上げました各種の検査とか審査の中で、従来いわゆる係数を中心とした監査から、いわゆる行政執行の内容に関する課題でありますとか問題等について、種々御指導や御指示をいただく面が多くなっているというふうに申し上げることができると思います。

例えて申し上げますれば、前年の定期監査に際しまして、土地開発公社の借入金の利子が従来から固定金利制度であったわけでございますけれども、昨今の低金利状況の長期化というふうなことを踏まえまして、変動金利制に移行するようにと、借りかえ促進についての御指摘がございまして、担当部課の努力もございまして、変動金利制に借りかえることができました。その結果、数億円に上ります金利差を生じることができまして、市の財政に寄与したというふうな成果もございました。

監査委員さんの職務の拡大というふうな中で、いろいろと御指導をいただいているわけでございます。最近マスコミで大きく取り上げられております幾つかの地方公共団体の会計処理に関する不透明な支出につきましても、私ども日野市には絶対はないというふうに信じているものでございます。ただいま申し上げましたような監査の拡大というふうな中で、監査委員さんの職務の重要性につきましては十分認識しておるところでございます。これからもよろしく御指導をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 公営企業会計からの現状の監査機能について所感はというお尋ねでございますけれども、市立総合病院につきましては、現在、毎月1回でございますが、月例の検査、また年1回、決算審査をお2人の監査委員さんから受けているという状況でございます。

通常の歳入歳出全般にわたる経理面の監査の御指導はもとよりでございますけれども、特に代表監査委員の星野監査委員さんには、企業会計の専門的な立場からの確かな御指導、

御助言をいただいております。今後も経理面はもとより経営面も含めまして、不明な点、また選択を必要とするような問題につきましては積極的に御相談を申し上げ、御指導をいただきながら、誤りのない企業会計の執行に努めていきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（田窪鎮夫君） それでは、3点ほど御質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、監査委員の増員と常任制についてという御質問でございます。これにつきましては、先ほど一ノ瀬議員さんからも御指摘をいただいておりますけれども、近年、行財政の執行に関しましては住民の方々の関心が大変深くなってきております。そこで、住民監査請求等も全国的には大変増加をしている傾向があるというふうに私どもも思っております。このような中で、限られた職員により効果的な監査を実施をしなければならぬわけでございますけれども、事務局体制の強化は当然のことでございますけれども、監査委員さんについても、やはり増員が必要な時期に来ているのではないかというふうに思います。監査に伴います事前の打ち合わせ、あるいは協議等、必要なときがあるわけでございますけれども、現状では非常勤の監査委員さんでございますので、必ずしも十分とは言いきれないところがあるわけでございます。したがって、常勤化により監査の充実を図っていく必要があるのではないかというふうに思っております。

それから、次の4番目でございますけれども、監査委員事務局長の部長待遇の確立、それと事務局体制の充実ということの御質問でございますけれども、これにつきましては、1991年でございますけれども、地方自治法が改正されまして、一ノ瀬議員さんも御指摘のとおり、行政監査を実施する権限が新たに監査委員に認められたわけでございます。こういった中で事務局の強化が急務であるというふうなことが言われまして、1991年でございますけれども、監査委員より市長に対しまして職員1名の増員要求をいたしております。これにつきましては、1994年8月でございますけれども、1名の増員を認めていただいております。現在、事務局の体制は4名ということになっております。また、事務局長の待遇につきましては、監査体制の強化の観点からも、できますれば部長待遇が望ましいのではないかというふうに考えております。

それから5点目の、監査委員の重要性と活動内容に見合った待遇の改善についてとい

う御質問でございますけれども、これを、一ノ瀬議員さんの御指摘もございましたけれども、監査水準の向上をさせるためにも、現行監査委員さんの待遇の改善が必要ではないかというふうなことが言われておりますけれども、当市の監査委員さんの年間スケジュールを見てみますと、毎月の例月出納検査、決算審査、その他定期監査等を含めると、年間的には50日前後の出勤と。実働日数ということになっております。その他、これは打ち合わせ等におきまして電話等、確認事項も頻繁に行っているわけでございますので、実働日数と監査委員さんの職務を、職責を考えると、やはり待遇の改善ということとは、できますれば必要ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君）　一ノ瀬隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　答弁ありがとうございました。収入役と病院事務長からは、私ども監査機能への評価をお聞きしたところであります。田窪事務局長とともに喜びたいと思います。

質問3から質問5までの答弁が監査事務局長だったことは心外でありました。

私は、監査委員になってから一般質問はやりませんでした。監査職能に摘発的職能、批判的職能、指導的職能が与えられ、まじめに監査の職責を果たすならば、その必要は薄くなると考え、さらに地方自治法第198条の3の2項により、監査には守秘義務が課せられていることも考え合わせ、議事進行にも協力するのだとも理由づけて一般質問は遠慮してきました。調べてもみませんが、他の議会でも議会選出の監査委員は一般質問はしないのではないかと思います。それにしても、今年、本会議で全く発言しないのでは、自分では充実した1年だと思っていっても、そう思われなくてもいいと怖くなり、この定例会、質問に踏み切ったところです。

一般質問をやるとしたら、監査職能を超越したこの質問、ずっと考えていたこの課題が適当であると思ったところです。期待した答弁をいただきたいために、監査業務の実情を長々と発言させていただいたものですが、これらに詳しい監査事務局長が答弁するのだったら、その必要はなかったかもしれません。監査事務局長の出席を要請したのは、私が間違った発言をしたり、わからないことがあったら教えてもらおうと思ってのことでした。監査事務局長との関係は監査職能以前のものです。場所が改まったとはいえ、身内からの答弁でありました。このような難しい状況であるにもかかわらず、答弁をありがとうございました。監査事務局長の答弁は100点満点の90点ぐらいだと思いますが、身内からのものですから、そのまま「これでよかった」とはいかないと思います。

身内が90点で、市長に100点の答弁は無理かもしれません。ここで市長に90点の答えをお願いし、あわせて監査の重要性、体制の強化についてどのように考えるかをお聞かせいただきたいと思います。

なお、先ほど申し上げました行政監査についてどう考えるか、オンブズマンと監査との関係をどう考えるか、外部監査についてどう考えるかなど、お聞きしたかったところですが、監査事務局長しか答えていただけないとしたら意味がないように思えますので、やらないことにしました。市長にこの辺も含めてお話しいただければ幸いです。市長、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行政組織に監査委員さんの制度がありまして、今までいわゆる学識経験委員の監査委員さん、それから議会選出の監査委員さん、日野市の場合は2名の監査委員の方と、それから事務局がその日常的な事務の担当者として成り立ち、行政組織全体が一定の責任とバランスによって、立派に年度年度の事業、あるいは伴う会計が行政執行されているということを、当然我々もよく建前としては承知しているわけでありますが、特にこういう形で議場で議会選出の監査委員の方から発言があったということは、今まで経験がなかったと思っております。

私も長い行政責任者の期間で、歴代の監査委員の方々の性格なり、あるいはお考えの視点なり、いろいろ経験をさせていただいておるわけでありますが、むしろ我々は受け身で、要するに監査委員さんに監査を経て、意見もいただいておりますし、とりわけこの金銭、あるいは会計を正規にあずかって間違いないということを確認をしたということを報告をいただきまして、これによって1年1年が卒業できたという、いわば受け身な形で監査事務の存在を実感をしておったということでございまして、大変ありがたい歴代の監査委員さんでもあったことは言うまでもありませんが、役割の重さというものを本当に我々自身もまた尊重し、理解もしていかなければならないという責任感を、特に指摘された思いであります。

市勢の——市勢というのは市の勢いですが、成長に伴いまして、事務量が多くなることも当然でありますし、また会計ないしは会計支出そのものが、いわゆる行政関係の公務にわたる事務として、姿勢正しく、また間違いなく執行できるということは、また御指導に依存することが多々あったに違いないと、このように思っております。

今、率直に申し上げましたように、何かこう、卒業させていただくと、その証書をいただくというふうな1年1年の監査報告を受けとめたような状況でございましたが、そ

の事務の重さというものを一層ありがたく尊重しなければならないということの思いを強くしている次第でございます。

事務量に伴いまして、監査の制度もますます複雑になることでもありますし、また人数として、税理士さん、あるいは会計士さん、学識経験の方にはそういう資格をお持ちの方をお願いをしておるわけではありますが、あわせて事務局の人数体制、あるいは監査委員さんの、やはり事務量にかなう人員の体制、これらもあわせ必要だということをつくづく受けとめさせていただいたところでもあります。

御質問の、そのお仕事の中で、特に会計監査、あるいは金銭の経理に伴います監査のことはもちろんであります。行政執行につきましても、あるいは行政体制の状況等につきましても、意見ということでこれまでも毎年指摘をいただき、またそれに伴って対応もしてきた思いではございますけれども、不十分だということもまた申し上げざるを得ない状況かもしれません。執行機関の中でも十分ひとつ、賜りました御意見も検討いたしまして、対応のこともまた考えさせていただくということをお答えをする次第でございます。

とりわけ行政監査。建前としては会計監査というものが第一で、行政監査は行政側に対しますいろいろな、また御指導もいただくことも、言うまでもなく必要なことだというふうに思っております。特に、近ごろ行政組織の一環としてオンブズマン制度ということが、たまたま川崎市で起きた不透明な出来事によって、川崎市自身がその制度を設けたということも承知はいたしております。しかし、近ごろの傾向といたしましては、市民運動としてオンブズマン的視点からの活動が、むしろ地方自治にとっては制度的な組織よりも別の意味で役割を果たすということもあるわけありますので、私の考えといたしましては、組織にオンブズマンを置くよりも、全市民がオンブズマンになっていただく。そういう市民運動の対応で地方自治というものをますます住民本位に、また正確なあり方として対応していくということに依存を今、しているような気持ちでございます。十分またこれらのことも、広くあちこちの状況も学びまして、御指摘のことに十分お答えのできる能力をつくっていききたいと、このように申し上げたい次第であります。

必ずしも用意をした答えでなかったものですから、不十分な点もあるかもしれませんが、ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） 一ノ瀬隆君。

○28番（一ノ瀬 隆君） ありがとうございました。監査体制の充実と、それに伴っての市政の発展を願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって4の1、監査体制をさらに強化せよの質問を終わります。

一般質問5の1、『個人情報保護条例（案）』の成文化は、どのような責任体制で検討され、進められているのかの通告質問者、森田美津雄君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（森田美津雄君） 朝からの一般質問で大変お疲れだと思っておりますけれども、いましばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

6月と9月の両定例会におきまして、情報公開制度と表裏、表と裏の関係にある個人情報保護制度について具体的に御提案申し上げ、市長を初め理事者の皆さんの積極的な御理解と、それに基づく御答弁をいただき、また関係主管課においても鋭意、制度実現へ向けて取り組み、検討の努力をされているという情報に、まずは感謝を申し上げたいと思います。

本日は少し具体的に、検討過程と成文化作業へ向けた責任体制について、6月、9月の定例会での質問と答弁を踏まえ、どのような運びになっているのかをお伺いし、条例規則の成文化と施行への道のりをはっきりと示していただきたいということを冒頭にお願いをしまして、質問に入らせていただきます。

個人情報保護制度の制度化へ向けた日野市の取り組みの沿革について少し振り返ってみますと、1987年、昭和62年5月1日ですけれども、要綱で日野市における総合的な個人情報の保護のあり方について広い視野から検討を行うために、日野市個人情報保護制度検討委員会が設置をされました。

翌63年1月29日、1988年1月29日には、中央大学今村教授を会長とするこの委員会に、制度を実施するために個人情報保護制度の基本理念、制度に関する主要課題、その他制度化に伴う必要事項についての意見を求め、諮問がなされました。

また、同じ年の6月15日には、庁内にも要綱で日野市個人情報保護制度庁内検討チームが設置をされております。

翌年の1989年、平成元年5月には、委員会から16回の会議を経て、先行市のそれと比べても極めて立派な答申が市長に提出されております。委員会から提出された答申をつぶさに読まさせていただきましたが、示された日野市における総合的個人情報保護制度のあり方は、基本的には現在と将来に通用する内容であり、示されたあり方に沿って具体的な制度検討がされれば、極めて質のよい、しかも理念にかなった条例規則とそれを

支える制度ができ上がるというふうに確信できるものであります。

今回は、6月、9月に質問させていただいたことを再度細かく繰り返すことはいたしませんし、その必要もないと思いますけれども、さきの委員会の答申の基本理念については、成文化作業に当たって常に心しておかなければならないことだと確信しますので、確認のために一部引用させていただきたいと思います。

今日、個人のプライバシー保護に対する関心が著しく高まっている中で、個人のプライバシーを侵すさまざまな動きからどのようにして人間としての権利を守り、どのようにしてプライバシーの権利を確立するかという課題がますます重要になってきています。プライバシーの概念について言えば、これは9月の議会でも触れたところですが、まず個人の秘密や他人に知られたくない情報を暴かれないようにする、受動的かつ消極的な権利としての性格を持っていると理解されてきたわけです。

ところが、高度情報化社会への展開において、プライバシーの権利をもっと能動的に、積極的なものとしてとらえる必要が出てまいりました。だれがいつどこで何の目的でどのような個人情報を収集して利用しているのか、簡単にはわからないような状況が生まれ、いつ何ときどのような不利益を被るか予想できないようになってきたために、従来の私ごとをみだりに公表されない権利を保障するにとどまらず、自己に関する情報の流れをコントロールする権利、いわゆる自己情報コントロール権の制度的確立を目指さなくてはならなくなってきました。

とりわけ身近な政府としての地方自治体にとっては、地域社会における民主主義の観点からも、極めて重要な意義を有していると言えます。なぜなら、地方自治体の行政機関に保有されている市民の個人情報は膨大にわたり、その運用によっては市民の平穏な生活が脅かされる恐れがあるばかりでなく、市民の知らないうちに個人情報を勝手に収集し、間違った個人情報に基づいた不適切な行政施策を実施するようなことがあれば、それは市民による市民のための市民の政治を目指す地方自治体の存立基盤そのものを崩すことになりかねないからであります。個人情報保護制度こそ、個々の市民が主人公でなければ成り立たない制度であることに留意するなら、この制度の確立なくしては地域民主主義の確立もあり得ないと、それは言うことができるのではなからうかと思います。

以上であります。本日の質問に対しても、この基本理念を念頭に置かれ、積極的な御答弁をお願いしたいと思います。

さて、9月の一般質問の折に、個人情報保護制度の理念の質疑の後、条例の制定の提案をさせていただきました。企画財政部長はその折に御答弁の中で、既に現在、条例化

という方向で検討しているけれども、質問中にある幾つかの点を初めとして検討しなくてはならない事項が多いこと。とりわけ個人情報保護条例を確立してきちっと運用していくためには、個人情報というのがどういう種類のものがどこにどれだけあるのか。それぞれの業務の中では管理されているわけだけれども、市民の方々にそのことがいわゆる登録情報として一覧性をもってわかるようにしなければならないと。このことがこの制度の実務的なことと言いますか、目に見える形での根幹になる部分で、これについてはかなり膨大な作業を必要とすると考えている旨の発言をされております。

確かに、条例を機能させるためには、施行にあわせて各実施機関の全業務の登録作業がなされていなくてはならないわけで、膨大と言えば膨大な事務作業があるわけであります。そのことには一定の理解を示すわけですが、これらの作業の実績という意味では、既に近隣市に先行市としてのものがたくさんあるわけで、実務作業についても収集整理された結果についても参考になるものが既に多く整えられております。何も宇宙空間の、しかも未体験ゾーンに突っ込んでいくというような話ではないという意見もあります。要は、予測が十分できるはずの作業が、どのような責任体制で、こういった段取りで進められてきているのか、制度化に向けた決意を庁内でどう共有されたかが、まず問題であろうかと思うわけであります。

今回提出しました質問、件名の後の質問要旨が多少いら立ったものと受け取られる向きがあるとすれば、市長を初めとする理事者のこの制度への意欲に比べると、実務を担当されている方々の熱意が私どもに十分伝わってこないことに対して、多少の疑念を持ったこと。ひょっとして行政実務の中で、情報公開条例や、あるいは個人情報保護条例がまだ消極的にしか評価されていないのではないかという思いさえ持ったからであります。多少言い過ぎたかもしれません。失礼があればお許しをいただきたいと思います。個人情報保護制度は、一般的に情報公開制度に比べてより多くの作業と綿密な検討を要するという意味では、相当な熱意を持って腰を入れて取り組まなければ、また全庁的に取り組まなければできないものではないこともたしかであります。そして、時間をかけたからできるというものでもないと思うわけです。しかし、頑張っていたきたいと思います。

プライバシーの権利は、一たん侵害されますと、その回復は非常に困難なものであり、まして今日の高度情報化社会にあっては、日々侵害の危機にさらされているプライバシーに対してしっかりとした歯どめをかけることこそ、個人の尊厳を保障するために欠くことのできない緊急かつ重要な要件となっているのではないのでしょうか。だとすれば、今

こそ時間と競争しながら条例化への作業は、関係ありとされる主管課はむしろ積極的にみずからのテーマとしてとらえ、全庁的に呼びかけながら体制をつくっていくというくらいの熱意と行動があっていいというふうに理解しているところであります。

前藤沢市長であった葉山峻さんのお話を伺うことができました。個人が他人からみだりに干渉されない、あるいは自己の情報がどのように取り扱われているかを知ることができるという個人の権利を制度的に保障した個人情報保護条例と、すべての人々に等しく知る権利を保障した情報公開条例が相まって、市民の皆さんの平穏な日常生活の擁護と、信頼に裏づけられた共生のまちづくりに寄与することを願ってやまないということでありました。葉山前市長の言われたことと、私が6月、9月の一般質問の中で、市長からその表明としてお聞きした思いは重なるものであります。

今さら申し上げることではないかもしれませんが、個人のプライバシーの権利は個人の尊厳に由来する基本的な要請であり、憲法上保障されている個人の人格権にかかわる、最も大切な基本的人権の一つであるとすれば、そして加えて住民の命と暮らしを最前線で守ることを使命としている自治体の責任ということから言っても、その気で頑張れば住民を守ることができる大きな意味と効果を有する事柄でありますので、それこそ全力で制度化することが必要であるというふうに思うわけです。

そこで具体的にお聞きしますが、6月、9月の質問と答弁を踏まえて、この間どういった責任体制を調整され、どんなタイムスケジュールを立て、またどういった具体的作業を進められてきたのか。率直に具体的な検討過程についてお話をいただきたい、そういうふうに思います。とりわけ成文化作業へ向け、その前提としての必要と思われる登録表のまとめや一覧化への取り組み等、作業がどこまで進んでいるのかをお答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 森田美津雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 個人情報保護制度の条例制定への作業についての御質問でございますけれども、質問の冒頭にもございましたように、個人情報保護制度の条例化ですね。これを目指して現在取り組んでおるということは、前回の議会の際にもお答えをさせていただいたとおりでございます、私どもは制度を条例化をするということで作業をまずは進めているところでございます。

基本的な理念を忘れないようにということで、これはもちろんでございますけれども、条例化に当たりましては、まずは個人のプライバシーを保護すること、これは当然でございますけれども、さらに積極的に市民の自己情報コントロール権の保障を目指すとい

うことも、前回たしか申し上げたというふうに思います。さらに、地方自治体における個人情報保護制度は、情報公開制度と相まって地域の民主主義の確立に寄与するものであると。この二つを今回の制度の基本的な考えに置くということで考えているところでございます。

責任体制、作業過程等の御質問の中で、必ずしも取り組みが十分ではないという向きの御指摘もございましたけれども、私どもとしましては、責任体制につきましても、私どもの企画財政部企画課がこの検討委員会の提言を受けた作業をした主管課でもございますので、まず制度化に向けて、この提言をもとにした検討事項の整備をし、情報公開条例等のこの提言の中にもあるわけですが、情報公開条例との同じ主管をするところで扱うべきであるという提言にも沿いまして、総務部の庶務課とともにこの制度化の検討を進めておりますので、御質問にあったように、担当の者が必ずしも理解が不十分でということは決してないというふうに考えております。当然の制定に向けての作業として、両課が調整を取りまして作業を進めさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいというふうに思います。

条例を進める中でのスケジュールということになりますけれども、8月以降、先進市等の情報の収集を初め、個人情報保護制度作業部会という形で、先ほど申しあげました2課にさらに、電算関係の情報保護条例を廃止をして統合するということでもありますから、この関係の電算管理課も含めた部会の形の作業部会を持ちまして、調整を取り、進めております。具体的には、庁内の個人情報保護の保持状況といいますか、これが根幹になるということは、今、御質問の中でもおっしゃっていただいたところでございますけれども、これらの掌握の作業につきまして、11月の期間を通じまして各庁内の部課に照会を出しまして、調査の資料の収集をいたしました。あわせまして、各市の条例の制度内容を比較検討するための資料の作成等もしてまいっております。現在、11月末までの過程の中で、各市の条例の比較、それからさらに、本制度を当市での条例化をする際の素案の骨子となる内容の検討等を進めてきております。

また、作業的にも未知の世界に行くようなという表現もあったのですが、私どもは決してそのように申したつもりもございませんし、先進的な事例も収集をし、手法につきましても、既にこの提言を受けた際にも、そうした作業に向けた取り組みをした過程もありましたので、それをもとに作業を進めておりますので、全く方法が未知だとかいうふうには思っておりません。十分可能なこととして取り組んでおりますので、現在さらに各市の条例の比較をもとに、条例素案そのものの検討にも入ってきている状況

でございますので、今後一層の作業を進めまして、この先はそれぞれ実施機関と言われる範囲といいますか、それぞれの機関に最終的な意思の確認とか、所要の関係機関への調整とかを進めながら、条例文案そのものの取りまとめ、必要な規則の案の作成、それから当然、条例でございますので、議会の御審議をいただいて制度化するということになっておりますので、できるだけ早い機会の議会に提案させていただけるように努力をいたしておるところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） ありがとうございます。

今お聞きしていることで、1点再質問をさせていただきたいと思うのですが、私は先ほど作業について、例えば登録表等々の集約作業といいますか、調査を依頼されていると思うのですけれども、これがどこまで進んでいるのでしょうかということを、少し細かいかもしれませんが、質問させていただきました。

と申しますのは、9月の一般質問の中で、成文化自体はそう難しいことではないのだけれども、前提としての作業、つまり各主管課にどのような個人情報があるのかということ、この集約が大変膨大であると。しかも、市民が後に個人情報保護条例を使うときに、あるいは公開条例でも同じなのですけれども、窓口に行って、どこにどういう自分の情報があるのかということを調べたいというときに、やはりそういうファイルがきちんとされていなければならないと。つまり、市民が十分に使えるものとしていくためには、やはりそういうものを調整していくことが大変であり、大切であり、しかもそれは成文化に向けての前提作業として非常に膨大なのだと。だから時間がかかるのだというような含みの御答弁をいただいたというふうに記憶をしているわけですね。で、窓口で話しましても、総務部庶務課あるいは企画財政部企画課、そして電算課というふうに3課が主にかかわっておられると思うのですけれども、結局その調査等々、登録されて、そして登録を調査されて、そして一覧表にまとめていくという作業が最も膨大かなというふうに理解をしていましたので、急ぎながらも、ある程度の時間が必要なのかなというふうに私としては理解をしていたところなのです。

それで、今回のこの質問を用意したのは、その大変だという作業を一体どこからどういう旗振りで本当に全庁的に進められてきたのかなということを、ぜひ知りたいというふうに思ったからであります。で、そういう作業が整わなければ、なかなか成文化に向けて最後の詰めができないのだというふうな響きもありましたので、そのことだとすれば、その作業は一体どんなふうに進められているのかなということは、当然疑問に

思うところでありますので、質問として用意させていただいたわけです。

したがって、再質問としては、大まかでいいのですけれども、作業はどういう段階に今、進んでいるのかですね。とりわけ個人情報の保有状況についての調査を依頼されていると思いますけれども、それがどういう形で返ってきているのか、この1点をちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 先ほどもちょっと不十分で申しわけありませんでしたけれども、個人情報の収集状況といいますか、保管状況についての調査を11月の1カ月間で行ったと申し上げましたけれども、これは保有状況を各課に照会をして出していたという段階でございますので、これを整理をしなければならないわけなのですけれども、このことが今回の制度の中でどう重要かと言いますと、量が多いということはもちろんあるのですけれども、それにもまして重要なことは、個人情報を保護するということについて一番眼目になるのは、目的外に利用してはいけないとか、目的の範囲内だったら利用ができるという、ここが非常に重要なところなわけでございます。このことが、どういうところで目的外であるかないかということを判断する基準というものが、当然この制度の中にはなければならぬわけでございます。

で、実施機関は個人情報を特定の業務のために収集をして保管をしている、その範囲を超えて利用してはならないということは当然のこととして規定をしようとしているわけですが、ただし次のいずれかという表現になるのだらうと思いますが、その実施機関は目的外にも利用することができるというふうなことで、その目的外に利用できるというふうにされますのは、極めて限られた範囲になるわけございまして、例として挙げれば、市民の生命、健康、財産を守るためにやむを得ないと認めるときとか、政策の立案または決定をするために明らかに必要と認めるとき、あるいは法令とか条例に特別の定めがある場合というふうなことになるわけございまして、このことが行政を運営する上と個人情報を保護する上の、この目的の内にあるのか外にあるのかということを整理するための基本になりますのは、現在収集しております各文書とか簿冊、ファイル、そうしたもののの中に入っております個々の個人の情報を業務内容ごとに整理をして、大項目、中項目、小項目といったような形で整理をしていかなければなりません。

その中で、この項目の中で、これは提言の中でも例として挙げられているもので、今こういうふうに決まるということでは必ずしもありませんけれども、提言の資料の中でも、例えば福祉の関係の分野を大項目というふうにとらえ、中項目に児童というものを

挙げております。その中に小項目として保育所入所に関する業務以下、民間保育園助成事務とかいうふうに幾つか挙がっています。この言葉自体はこの際、余り関係ありませんけれども、こういうふうにして整理をし、さらに小項目の中に事業内容に応じたファイルの一覧を整理すると。

こうしてまいりまして、この目的の範囲がどこにあるかということを判断する際に、今申し上げました項目の範疇といいますか、その部分をどうとらえて目的外であるかないかという整理をしなければいけない、この作業があるわけでございます。したがって、単純に資料の収集だけで終わる作業ではございませんので、今後こうした整理をさせていただかなければならないということで、まだその作業にこれから入っているところでございます。

もちろん、これらについても全く例がないわけではありませんので、全く手探りでやるということではございません。一定の方向は見えておりますし、ただいま申し上げた例示の中にもあるようなことで基本的にはいけるだろうというふうに思っておりますけれども、かなり個人情報も時代とともに考え方が変わってきている部分もありますし、さらにコンピューター利用等については提言の当時とまた変わった状況も出てきておりますので、そうしたこともあわせて、ほかにももちろん幾つか検討項目がありますけれども、ちょっと省略をいたしますが、そういうことも含めて新たな時代としての検討項目もありますので、それらの整理を含めて現在作業をさせていただいております。

○議長（土方尚功君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） 大切な部分のお話をいただきました。ありがとうございました。

今、部長のお話しになったとおриだと思うのです。一番我々が怖いのは、集積された個人情報が目的外に流用されたり、あるいは利用されたりすると。しかも、我々はそのことを個々人はよけ得ないというような自体が生じたときに、まさに憲法の保障している人格権というものが大きく侵害されていく。しかも、その信頼を取り戻すことはまた難しいというところに陥るのだというふうに思うのです。

このやり取りは、したがって、その作業がどこまで進んだか、それがどれだけ量があるかということをいつまでしていてもしようがないのですけれども、ぜひ今取り組まれている収集作業といいますか、保有状況についての調査等々、それからさらにその分類を早目に進めていただきたい。そして、それは一主管だけでは大変だと思いますので、先ほど総務部とも協力してというお話がありましたけれども、積極的な協力をしていただきたいというふうにお願ひもするところであります。

それで、担当されている課長さんが努力されていますように、この制度が市民にとっても実効のある利用しやすいものとしていくためには、請求者の必要とする情報を迅速に特定して探し出せる、先ほど申しました検索システムというものが、情報公開制度についてと同様に必要であるわけであります。そのために、まず、今進められていると思いますけれども、個人情報実施機関ごとに登録された個人情報を業務別に分類し、個人情報目録を作成するということが、この次の段に必要なってくるわけです。

今、私ははっきり理解できなかったのですけれども、その際に、私は特に注意しておく必要があるのは、目録をつくるときに、その目録を個人別に分類していくのか、それとも業務別といいますか、そういう形にしていくのかという点が一つ大切なのではないかなと思うのです。

ちょっとわかりにくいのですけれども、もし個人別に分類すると、個人を引いていくと何でも情報が出てくるということになりかねないのです。そうすると、先ほどおっしゃった目的の範囲を超えて情報が出てきてしまうということがあり得るわけですね、言ってみれば。そこら辺の仕分けといいますか、それを何をメルクマールにしていくかということというのは、やはり大切なのではないかなというふうに思うのです。

それで、この提言について私、読まさせていただいたのですけれども、方向性としては多分、業務目的別というふうに示唆されているのではないかなというふうに思うのです。はっきり言い切ってはいないのですね。比較して、例えば個人に総背番号がつくようなことというのは避けなければいけないというようなニュアンスが伺えるのです。だとすれば、やはりこれは個人情報の流用等の危険性があるとすれば、やはりそれはあらかじめ避けておくような方法がいいのではないかなというふうに思うのです。とすれば、あくまでも業務目的別とすべきではないかなというふうに考えているところであります。いずれにしても、その作業が最も大変なことだと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいなと願っております。

それで、町田市での取り組みについて、もう一つ話を伺いました。その際に、作業の

大変さも十分感じたわけですが、大変印象に残ったお話も伺うことができました。町田市でも例外ではなく、成文化へ向けての取り組みの中で、各実務機関の全業務の登録作業には大変御苦労があったようであります。全庁を対象とする説明会を数回、各課ごとの説明会も数十回。しかも、その説明会后1カ月の間に各課で登録表を作成し提出というような段取りで、日常業務を行いながらの準備であったと。時間外勤務による対応も相当時間に及び、大変だったということですが、ただ、その大変な作業を通してこそというのか、ここが大変印象的だったのですが、その作業を通じて職員一人一人の個人情報保護制度への理解が飛躍的に深められたということ。さらに、日ごろさほど意識していなかった個人情報の収集、提供、委託という一連の流れを改めて個々人が認識できたという多くの声がしばしば聞かれるようになったということでもあります。つまり、この話で象徴されるのは、しっかりとした目標を持ったこの作業を通じて、制度の目的と権利の性質までもが、職員の皆さんの行政担当者としての大切な体質にもなり得るきっかけとなったということではないかなというふうに思うのです。

先日、担当課と勝手に私が思っていました課に行って、職員の方の話を伺ってみましたら、条文をつくるのは簡単なんですよという言い方。これは多分にいろいろな意味が含まれていたとは思いますが、ちょっとこう、何かなというふうに思ったのです。確かに条文をつくる、つまり作文することだけというのは、参考になる先進市のももありますし、職員の方にすれば何時間かあれば十分かもしれないというふうに思いますが、私が6月、9月とかけて、それから予備調査を含めると半年にわたってこのことを調べて、そして資料も、事務局の手を煩わせながら集めていただきながら調べたことからすれば、この私が言っている成文化というのは、そのためにクリアしなくてはならない予測される、今、部長が誠意を持ってお答えになりました、そういう作業を大前提としている話であるわけで、そのための責任体制はどうなっているのですかと。あるいは段取りはどうなっているのですかということをお聞きしたかったわけです。

別にこれについては恨みつらみもないのですが、この段でありますから、そこは今の部長のお話で、関係主管課が一緒になって頑張っているのだというふうにお伺いしたことでありますから、今後の見通しということについて、決意を込めたお話もいただきたいというふうに思います。成文化へ向けた今後の作業日程と、くどうでしょうか、責任体制等について、条文化までの段取りと、一体いつ仕上がるのかと。あるいはそれをいつ仕上げようというような決意を込めたお話も伺いたいと思うのです。

で、その際に、あわせて具体的な提案もさせていただきたいと思うのですが、主管課

でお伺いしているときに、その条例や規則が制定されたときに、先ほど申しました一覧表までがセットにされていなければ意味がないと。逆であったかもしれません。一覧表がセットされるような段階を迎えて初めて条文化が、あるいは成文化がされるのだというふうな話をお聞きしたのです。

しかし、例えば藤沢市にしても川崎市にしても、あるいは町田市にしても、あるいは昨年度ですか、八王子市にしても、その6市に余る市を調べてみたのですけれども、なかなか同時というのはいないですね。ここはやはり条例や規則をきちんとつくるということと、それからこれを施行するときに必要なものがそろうということ。これは多少、時間のずれがあったとしても、やはり私は進めるべきだと。条例化すべきだというふうに思うのです。それが、ただ精神的な規定になってはいけない、条例になってはいけない。これはもう当たり前なのですけれども、その条例化を通した多くの職員の方々の熱意等々、やはりそれを共有できるとするならば大変大きな意味があるし、それからこの市でこの条例を持っていること。情報公開条例とともにこれを持っていること自体の意味というのは大変大きいというふうに思います。したがって、場合によっては、その現実的な話を詰めるなら、1日も早い制定作業を先行させることに大きな意味があるというふうに思うわけです。

したがって、成文化をしっかりと進めていくということをぜひ決意をしていただき、そしてまた、それが3月になるやら6月になるやらということではなくて、市長はこの前の9月の議会のときにも、9月に出したいというふうに思ってきたのだがというお話もされました。しかし、先ほど来お話ししていますように、なかなかその前提作業も伴ったので、そのことを十分理解しているわけですが、ここまでくれば、分類しなければいけないこともほぼ各市とも共通している部分が多いかと思うのです。何件のものが上がり、そしてそれが分類されるという作業。これをやはり集中的にやりながら、ぜひ条例と規則については早い段階で成文化をしていただきたいなというふうに思います。

それで、部長にお伺いしたいのですが、この制定の見通し、これをぜひお話しいただきたいなというふうに思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 先ほども冒頭の御答弁の中でも申し上げましたとおり、今後の作業につきましては幾つか申し上げまして、これらの問題を解決しつつ、できるだけ早い議会に提案したいということで御答弁を申し上げました。そうした努力をしてまいり所存でございますし、先ほど御質問の中で御指摘がございました、何か一覧表等

がすべてそろわなければ条例ができないというふうに言ったというふうなお話もございましたけれども、ちょっとそのことと現在作業をしていることとはまた別な問題といたしますか、関連があるのですけれども、条例に基づく、市民に対するどういう情報を保有をしているかという登録後の資料一覧といたしますか、そうしたものは条例施行に伴って制度の中で行われるものというふうにお考えいただければよろしいかと思しますので、その前段の作業について、今、私どもは申し上げているというふうに御理解がいただけたらと思しますので、すべてがそろわなければできないということとはちょっと違うということで御理解をいただきたいと思します。

いずれにしても、指摘のあった内容につきましては十分留意をして、格段の努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） それでは、時期的なことに触れるわけですがけれども、この段取りと、今進めておられる保有状況等についてのものがそろい、そしてそれが分類されたというふうな段階を予測しながら、どれぐらいの時期にこれが成文化をされるのかという点。ちょっと私、先ほど質問したのですけれども、お聞き取りいただけなかったのかなというふうに思うのですけれども、もしそこら辺の決意がございましたら、企画財政部長にお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） ですから、先ほど申し上げましたとおり、できるだけ早い、直近の議会に提案できるような努力をしたいというふうに申し上げましたので、当然それには成文化ができ、条例案、規則も整えるという意味でございますので、そういうふうに御理解をいただけたらと思します。

それから、ちょっと関連をしまして、先ほどちょっと質問というか、前段で御指摘がありました件なのですけれども、分類の問題をどういう分類をするかという話は大変大事なことですので、ちょっと私、答弁といいますか、言わなかったように思しますので。

個人情報保護制度の中では、先ほど触れられましたように個人情報そのものを分類をしてしまうということではないわけですね。そのものを。要するに、どういう形態でどこにどういう種類のものが保存されているかということを整理するのが制度の立場でございます、個人情報そのものは業務の中で扱われるものでございますので、その中に入っているものを整理をしてくし刺しにしようとか並べてしようとか、そういうことではございませんので、事業に基づいた整理をするのだというふうに御理解をいた

だきたいと思うのです。

ただ、その中で、目的の範囲の中に、逆に非常に重複した形での個人情報が収集されているという例は多々ございます。これらにつきましても、今回の制度の中では、共通の個人情報に関するデータを必要とする場合があると。そのことを前提とした共通個人情報といったような欄を設け、その中に掲載をしていくといえますか、そういう合理的な方法で、煩雑にならない事務処理をするということは考えておりますけれども、それは当然、目的の範囲内の中で重複があった場合と。目的外に利用するという意味ではなく、そういった形での整理はすることがありますけれども、基本的には事業に沿って整理をするということだということを、ちょっとつけ加えさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） よくわかりました。ただ、最後にお触れになった点ですけれども、業務にとって複数の事業にまたがっている場合に、共通の個人情報に関するデータであるというような、そういう仕分けをするという点も、業務の必要性ということでもいいかどうかですね。そういう切り方で、安易ではないと思うのですが、もしそこが、これは複数にかかわるよということで単純に仕分けられていたり、あるいは共通のものにされたりするということがあれば、私はやはり、それはそうではないのではないかと。もう少し厳格に、まさに目的を厳しく解するという必要があるし、そこがやはりこの制度が生きるかどうかの、ある意味では分水嶺になるのではないかなという気もしないでもないのです。ただ、それは大変細かいことになろうかと思いますので、ぜひ皆さんの見識を集めていただきまして、いいものをつくっていただきたいと。成文化していただきたいというふうに思います。

最後に、市長、お疲れだと思っておりますけれども、この質問をお聞きになって、感想めいたものがあればお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 個人情報の保護という考え方と情報公開という考え方は、まさに行政の表と、また表を支える裏側という関係になればならないものだと思っております。したがって、本来ならば今のような質問とその答えの関係ではなくて、もっと早い時期に、情報公開条例を定めたときに本来制定すべきものだったということをつくづく感じるわけでありまして、したがって私自身の指示の不徹底があったと、このようにも受けとめております。

厳密に法理論で言えば、非常に厳しく、また量の多い作業が伴うようではありますが、

むしろ精神条例として、我々は情報公開条例をつくる際にも、そう完璧を期したわけではありません。しかし、市民からここが足りないとかあそこが不足だとかいうことを指摘されたこともまたありません。したがって、精神条例でいいのではないかというふうに思っております。

要するに、日野市が電算化事務を開始しましたときに、いわゆる民間の企業にいろいろ個人情報を渡すことになりますので、渡すべきもの、あるいは渡すためにはこういう注意が必要だということを検討していただくために、いわゆる電算化事務に伴う情報保護の条例というものをつくっております。したがって、これは当分の間のものであって、電算のことも含め、また一般的な個人情報の保護ということで、表には情報公開、またその背景には基本的人権を守るための個人情報の保護と表裏一体をなして一つの体系をなすものであると。憲法を市政に生かそうという我々の自治体でこれが十数年も条例化しなかったということは、私自身の、何と言いましょ、指導力の不足があったなということをつくづく感じております。完璧を期するよりも、私は早くつくることが大切だと思っております。したがって、できるだけ完璧であった方がいいに決まっていますけれども、よそでもできておりますから、そう難しく考える必要はないだろうと思っております。なるべく早い機会に条例化をするという大原則は必ずおこたえをしていきたいと、こう思っております。

○議長（土方尚功君） 森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） どうもありがとうございました。市長からもまた積極的な御答弁、そして振り返ったお話もしていただきました。これは市長に責任があったということではなくて、こういうふうな公開条例、そして個人情報保護条例というものが時代の中で要請されてきたなど。そして改めて高度情報化社会の中でさらされる個人のプライバシーというものが際立ってきたので、特に現代的な問題になってきたなというふうに理解をしているところであります。

もしも人が自分自身にかかわる情報の主体であることができずに、そしてまた、そのコントロールを他者に委ねることを余儀なくされたというふうになったら、そこでは人は自由であり得ないと。個人としての尊厳と自立性を否定されるということにもなりかねないと思います。プライバシーの権利が保障されないところでは、社会の構成員たる個人自身、市民自身の自立や自治が原理的に成り立たないわけであります。自己情報の自己支配が可能であって初めて、市民の自立に基礎を置く市民自治も可能となると言えると思います。高度情報化社会の様相がますます深まっている今日、自己情報コントロー

ル権の確立が個人の尊厳を保障するために欠かせない要件であり、21世紀を目指す人間都市の文化規範としても、条例づくりは御答弁のとおり速やかに進められるということを切にお願いしまして、本日の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって5の1、『個人情報保護条例（案）』の成文化は、どのような責任体制で検討され、進められているのかの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時22分 散会

12月 6 日 金曜日 (第 3 日)

平成 8 年

第 4 回定例会

日 野 市 議 会 会 議 録 (第33号)

12月 6 日 金曜日 (第 3 日)

出 席 議 員 (29名)

1 番 江 口 和 雄 君
3 番 菅 原 直 志 君
5 番 吉 富 正 敏 君
7 番 小 川 友 一 君
9 番 佐 瀬 昭 二 郎 君
11 番 沢 田 研 二 君
13 番 宮 沢 清 子 君
16 番 天 野 輝 男 君
18 番 橋 本 文 子 君
20 番 鈴 木 美 奈 子 君
22 番 馬 場 繁 夫 君
24 番 黒 川 重 憲 君
26 番 旗 野 行 雄 君
28 番 一ノ瀬 隆 君
30 番 米 沢 照 男 君

2 番 佐 藤 洋 二 君
4 番 渡 邊 馨 鴻 君
6 番 小 島 久 君
8 番 森 田 美 津 雄 君
10 番 中 谷 好 幸 君
12 番 田 原 茂 君
14 番 執 印 真 智 子 君
17 番 奥 住 日 出 男 君
19 番 板 垣 正 男 君
21 番 内 田 勲 君
23 番 夏 井 明 男 君
25 番 福 島 盛 之 助 君
27 番 小 山 良 悟 君
29 番 竹ノ上 武 俊 君

欠 席 議 員 (1 名)

15 番 土 方 尚 功 君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	企画財政部参事	槇 島 英 紀 君
企画財政部参事	平 井 忠 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 川久保 友 子 君

議 事 日 程

平成8年12月6日（金）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時08分 開議

○副議長（鈴木美奈子君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、再度問う、日野市の行財政改革について——何を重点課題とし、日程等具体的実施計画は——の通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（沢田研二君） おはようございます。

それでは通告に従いまして質問をいたしたいと思います。

今、副議長からお話がありましてとおり、再度問うということで日野市の行財政改革について特に何を重点課題とし、そして日程等具体的実施計画について伺いたい、こういう内容で質問させていただきます。

行革についての質問、実は9月にも行いました。私の時間の配分ミスもありまして伺いたいことの何点かを残してしまいましたので今回再度の質問としたわけでございます。行革の必要性及び背景等につきましては前回も十分に触れ、またその後のテレビ・新聞等ニュース、マスコミでも最大の話題となっております。加えまして10月に行われました3年3カ月ぶりの衆議院選挙では争点がないと言われながらも、その中心は行政改革であり、新内閣はその取り組みの成果が問われる形となっているほど、今や国も地方も行革への取り組みが最大の課題となっていると言っても過言ではないというふうに思います。

11月24日の日本経済新聞に'95年度の都市財政の分析結果が出ておりました。これは毎年この時期に発表されるものでございます。これは全国664市の'95年度の決算を日経の地域データバンクを使って分析した結果として発表されたものでございます。それによりますと現在の都市財政は第1次オイルショック直後の、これは1975年度——昭和50年度ですか、それ以来の厳しい局面にあることが鮮明になったと報じられています。特徴としては都市間の財政の硬直度に格差が目立ってきたと言われております。このことは私なりの解釈をするならば、トップに立つ人の能力なり裁量なり時代の変化を読み取る洞察力などの差によって市民サービス、すなわち財政の硬直度に大きな格差をもたらすということであろうかというふうに思います。例えば地方債の残額を例にとりますと、

言うなれば市民一人当たりの借金と言いかえてもいいと思うんですが、最も多いところは神戸市で、実に114万3,000円でございます。これは前年度の2倍、もちろん御承知のとおり阪神大震災の復興に多額の費用を要したということでございます。そのほかにも全国では100万円を超えところが3市ございます。それはいずれも北海道でございまして、三笠市、夕張市、歌志内市。これも炭鉱閉山による人口減少で過疎債の発行ということで、いずれもそれなりの理由が明確になっているところでございます。一方、地方債が一人当たり10万円台と少ない自治体も10市程度ございます。少ない方の全国10位以内のうちの四つが東京都内でございまして、武蔵村山市、青梅市、保谷市、福生市のこの4市が地方債10万円台と、少ない方でございます。ちなみに御承知のとおり、日野市は30万円台後半というようなことで都市部としては極めて高い水準にあるということが言われているわけでございます。

また経常収支比率の水準が財政の柔軟性を示すと言われているわけですが、'95年度の全国市平均の経常収支比率は83.9%にもなっています。一般に80%を超えると黄色信号というふうに言われているわけですが、そして、ちなみに東京27市の平均は90.8%。日野市は御存じのとおり92.6%と、これまた極めて高い数値になっているのは御存じのとおりでございます。

全国を見たときに改善努力をしている市の内容の中には思わぬ資産が入るようになったというところもあるんですが、大方は経費削減努力の結果ということであります。その内容の一部を拾いますと、臨時職員の雇用を削除あるいは職員の出張旅費等を減らす、補助金物件等を抑えた等々によるものでございます。また経常収支比率が悪化しているところの最下位4市というのは、いずれも震災を受けた兵庫県に集中しているのはやむを得ないとして、ほかにも悪化しているところがあります。その内容を見ますと、市内事業所の業績が悪化し法人市民税が半減してしまった。あるいは人件費の増加による、あるいは一般行政職員数は他の同規模の市並みだが、学校の給食調理員が多く、生徒数が減っているにもかかわらず各校で給食をつくる自校方式のため職員の削減が進まない。これは日野市のことではなくて神奈川県南足柄市の事例でございます。等々の問題が提起されているということでございます。

今二つほど事例として紹介したわけですが、ほかにもいろいろな状況が報告をされています。今の事例の中にも日野市としては他人事ではなく、極めて身につまされるべき内容が含まれており、早急なる改善が必要であります。すなわち行財政改革は日野市の現況からして最優先課題であるということがうかがえるわけでございます。9月議会で

積み残した部分も若干ありましたが、加えて厳しい状況ながらも、より市民の負託にこたえるためということで再度の質問としたわけでございます。具体的な質問に入りたいと思います。

まず大きな1点目でございます。具体的課題7項目のうち、特に重点課題として取り組む項目、もしくはテーマは何かということで、これは主なものを伺いたいというふうに思います。

森田市長は広報を使って、ことしの3月1日号と12月1日号の2回にわたって行財政改革についての「市長室から」のお知らせを行われました。すなわち推進本部を設けましたよということの内容と推進大綱をまとめましたということのお知らせであったかと思います。このお知らせは極めて淡々とした内容であって、財政的には相当厳しい状況下にあるといった危機感のようなものがほとんど伝わってこないというのが一般市民の受けている印象でございます。改革の概要7項目があるわけですが、これはそれぞれもちろんいずれも大切なことばかりであることは当然でございますが、その中でも特に重点とすべき課題なりテーマはあろうかというふうに思います。そのことについて考え方を伺いたいということでございます。

具体的な答弁は恐らく担当参事が行われるんだろうと思いますが、その前にちょっと市長に先にお伺いしたいと思うんですが、改めて何ですが、日野市の行財政改革推進本部長というのはだれがやられるのか確認をしたいと思います。それからまた、現状に対して市長はどの程度危機感を持っておられるのか、そのことについて初めに伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） かねて沢田議員さんから、いわゆる自治体の行財政改革のことで基本的な、特に財政問題の御指摘をいただいておりますこともよく存じております。危機感という質問でございますが、切実感というものは持っておりますが、私は危機感というほどのものは必要ないというふうに思っております。いろんな場面を適切にくぐっていかなければならないことは言うまでもありませんが、日野市が市政で何か重大な間違いを犯したというふうにはどなたもお考えになっているわけではありません。つまり時局の変化によって、特に政治・経済を主管するいわゆる政治並びに経済界、それぞれの適切さを欠いた。よくも、我々が考えますのは、後で考えてバブルと言われるような、ああいう上ついたといいますか内容のない経済成長を謳歌したという時代があったわけであります。私はそれこそ一番の失政の原点だろうというふうに思うわけであります。

したがいまして、危機感というものはみずからの心構えには持たなければなりません、市民に対して何か大変だ、大変だという言い方は私はする必要はむしろない。行政当局がみずからを厳しく戒めて、そうして成すべきことをきちんと果たしていくということではないかというふうに思っております。

したがいまして、いわゆる行財政改革本部というものを、推進本部というものを設けたということも市民にも御報告をいたしました。言うまでもなく本部長は行政の責任者である市長であるということも十分御理解がいただけると思っております。

私はどちらかといいますと、今まで経済成長の、我が国がどんどん生活も向上した、そういう期間を地方自治体の責任者として受け持ったという幸せの期間も大変あったというふうに思っているわけでありまして（「そうなんだよ、市長はいいときやったよ」と呼ぶ者あり）その間に、いわゆる給与のありようといいますか、職員の数もどんどんふえましたし、給与もどんどんふえてきたという経過があります。そうして第1次基本構想の内容に示されておりますとおり、当時の意識は、つまり47年に決めた、決めたといひましようか、持った基本構想が10年たつと十七、八万の人口になる、こう書かれております。それほど人口急増の時期があったわけですが、その人口の急増がまるで一直線で先行きに進む、こういう認識を不思議に思われないぐらいなそういう時期があったということを示すものだと思っております。私は第2次基本構想の期間を担当したことになりますので、市として今までの乱開発を何とか、いわゆる開発の後遺症ということで後始末をしていくこと、それから憲法の理念にありますとおり、人間尊重のことは言うまでもありませんが、弱者に対する整った福祉施策を整えていくこと、それから将来発展する地域性を持つ日野市でありますので、都市基盤の整備を正確に行って後世にいいふるさとを残せる、こういうことを目指したことは言うまでもありません。いずれも私はそのときそのときの行政責任者としては、先代の市長も、それから私も、いわゆる行政上の見解について、あるいは施策について大きな間違いがあったということとはあり得ないというふうに考えさせていただいてしかるべきと思っております。

したがいまして時代の傾向を早く認識をして常に対応するということは市民サービスの上でもまた重要なことでありますけれど、何か問われておりますような危機感をどの程度持っておるかというふうな問い方は私の余り好まないところであります。時代は確かに正確な展望を持たなきゃなりませんが、地方自治はそんなに脆弱なものではない。可能性の宝庫と言えるごとく融通闊達に考えるべきものであって、消極的、悲観的に考えることは一つもない、こんなふうに思っております。これからまたそういう考えを

持ち続けていきたい。ただ今回の行財政改革は何といたしましても具体的に目に見えるものという、今、組織の肥大ということでもありませんし、どちらかといいますと少々職員の数、人口がふえず、また収入も伴いませんのに職員のみふえた、こういう期間があったことも事実であります。したがって定年退職者をなるべく補充しない形で、しかも行政職員を中心に残すようにして、そういう健全な体制づくりをしよう、こういう考えであります。

今回、項目として挙げておりますように、例えば人事の体制であります。内部の検討の結果、5年間ほどかかるわけでありまして、101名を削減をしようという具体的な年次計画も持ち得ております。それから給与につきましては、もうふえる余地はないと思っております。したがって、1番目に見える人件費の形で経常収支比率をなるべく抑制をする、そういう効果を具体的に期していきたい、こう考えております。市民サービスを落とすということもあってはならないと思っております。行政の目的は福祉の増進にあるわけでありまして、何か経済優先で走ったのが、どちらかといいますとバブルの原因を成したというふうに分析してもよろしいのではないかと思います。こういう見解でありますことを総論としてお答え申し上げておきたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 済みません。担当参事、もうちょっとお待ちください。

今、市長から御答弁いただいたんですね。ちょっとそれに対してもう一回質問させていただきますが、危機感という言い方、それから切実感という言い方、これは言葉は確かに違うんですが、通常、財政の場合は財政危機という言い方をしますから、危機感でもそう言い方がおかしいとは私は全く思っておりませんけれども、いずれにしても、切実感であっても今の御答弁を聞いている限りではさほどのそういうものは感じていない。別にバブルの時代があったり、それが崩壊したり、あるいは一自治体、人口の急増があったりとか、これは一地方の首長の責任だけではないいろんな要素があるわけですから、何もすべてが森田市長、二十数年の中での問題が起きて今の日野の現状があるということを行っているわけではなくて、そういうことは当然途中であったわけですから、何か危機感なり切実感を問題にすることは、市長自身は自分の責任を追及されているだけみたいな何か被害者意識みたいな、そんな受けとめをされているのかな、何かそんなような印象も受けなくもないんですが、それはそれで結構です。

それでは再質問しますけれども、日野市は当面している財源不足というのはどの程度というふうに見込んでおられるのか、このことをちょっとじゃあ数字であらわしていた

だきたいと思います。平成9年度から何年か先でも結構なんですが。それで東京都の青島知事が9月の定例議会で、健全な財政運営の確立ということでかなり明確に実態を述べまして、都議会なり、あるいは都民に理解と協力を要請しているという——御存じだと思うんですが、ちょっとその部分的に紹介しますと、「都財政は7年度決算で見ると実質的には3,000億円を超える大幅な赤字が生じており、財政構造の著しい硬直化も進行しております。来年度以降、毎年度数千億円の財源不足が見込まれるとともに、数年後には起債制限団体に転落するという憂慮すべき事態に立ち至っております。このまま事態を放置すれば社会資本の整備が著しく困難になるばかりでなく、高齢者福祉、産業振興など都民生活に深く関連する施策の実施にも支障が生じてまいります」——間を飛ばしますが、「都民の税金を一銭たりともむだにしない都政の実現は私の都政改革の原点の一つであります。財政健全化に向け全力を傾けてまいりますので、都議会並びに都民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます」と、こういうように選挙期間中にはベッドだか畳の上かわかりませんが、横になってテレビを見ていた人が知事になって、やっぱり厳しいときはこういうふうにみんな厳しいんだ、だから議会も都民の皆さんも協力をお願いしますよ、私も先頭に立ってやりますよと、こういうことを言っているわけですね。二十数年もトップの座でいろんな体験をされてきている市長が今のような答弁で本当にいいのかな。やはり淡々として切実感がないというふうに最初申し上げたんですが、まさに私はそんな受けとめを改めて感じます。

最近、近隣あるいは都区内でもいろんな具体的施策を示しております。練馬区あるいは江東区などではやはり人員問題を取り上げて、職員の5%あるいは4%を削減しているとか、あるいは近隣の小金井市では8年間ではありますけれども、187人の人を減らしているというようなこととか、あるいはいろんな市が具体的な数字を示しながら、しかも今どれだけ財源不足をしているんだ、それを乗り越えるためにはどういう施策を講じなければならないんだというふうに非常にわかりやすく取り組みをされていると思うんですね。

ですから、そういう観点からして、今、切実感は相当なものではないんだという言い方をされたんですが、日野市の財源不足の実態と、それから今紹介しました青島知事の発言に対しての感想をあわせてお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 東京都は規模も違う自治体要請を担当する立場でありますから、また全体的ないわゆる行政改革に直面をするスケールもおのずから違うのが当たり

前だと思います。したがって自治体の長の立場として、そう我々も差があるということではないわけであります。ただし、職員がいわゆる数として、サービスのまた量としてふえている状況を能率の改善という形でひとつ少数精鋭でも成り立ち得るというぐらゐの意識を持って、我々責任者とまた職員もその意識に立ってもらって、いわゆる自治体財政に対するみずからを非常に律する建前、これは市民の信頼を得るためにも大切なことでありますし、そういうことで、そういう立場で我々も臨んでおるわけでありますので、何か意識が低いというふうに言われることなく、もう少し積極的な御理解もいただく、またどういう部分があるんじゃないかという提言もいただく、こういうことで行政機関、立法機関が努めて生かしていただければ幸いではないか、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） この問題を幾ら論議し合っても多分かみ合っていないし、すれ違いのままだと思いますので、このことについてはこれ以上突っ込みませんけれども、ほかにもいろいろ行財政について質問されている方が大勢おられますので、その後ちょっと補完していただくとしまして、ちょっと、これは質問の趣旨と直接関係ないと言われても困るんですが、正直言いまして今ひとつ迫力を感じてこないんですね。それで、そんなことからお伺いしたいんですが、来年の4月にはもう市長選挙が迫っております。はっきり申し上げて次期市長選挙に市長としては出馬をされるつもりがあるのか、ないのか。これは「憲法を生かす市政」何とかという会が、市民公募か何かわかりませんが、14名も推薦があった。これは14名は民主的というよりは、むしろ全くまとまりのない驚くべきことでございまして、しかもその14名の中に森田市長が入っているかどうかは言えないと（「入ってない」と呼ぶ者あり）——入ってないから言えないんですかね。それだったらぜひ入れていただきたいな。（笑声）せっかくこれまで頑張っていたので、頑張っていたきたいなと思って……。普通だったら、私どもの感覚であれば14人でもいいんですが、森田市長を含めて14人とか、現職なんですからそれはそういう表現をしても何らおかしくないんじゃないかなと思います。それはそれでいいんですが、それで、まだまだ市長はお見かけしたところ意欲は十分。ただ、気力、知力、体力はこれは年齢とともにだんだんやむを得ない部分があるのかなと思いますけれども、そのことについて、ぜひお伺いしたいと思います。これは、これから質問する質問の仕方もその辺によって大分ニュアンスが変わってくるものですから、ぜひ伺いたいな。いつか、元黒川議長が敬老の日か何かのときに言ったと思うんです。「人生は70歳より」という

言葉の中で、80かな。80歳にして、もうよろしいんじゃないんですかと言ったときは、まだまだ早いということで4年間頑張りました。85歳でその時期に来たときは、まあそう急がなくてもいいんじゃないかというのが今多分市長の心境じゃないのかな。もう1期頑張って90歳のときに、もうよろしいんじゃないんでしょうかと言ったら、多分時期を見てこちらの方からぼつぼつ宣言するよと、こんな感じなのかなというふうに思うんですが、その辺のことは別にしまして、市長の、あと4カ月少しと迫っている次期市長選挙にはどういうお気持ちで今おられるのか。この行政改革をみずからの手でやろうとされているのか、無関係ではありませんので、もし伺わせていただければお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろのことについて市民にいかにより自治体という役割の責任を持てるかということについては真剣に考えております。そのような質問の形にまた答えなきゃならない責任も感じておりません。状況によりましてはまだやらせていただく部分があるというふうにみずから考えております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　やはり意欲は十分ということのようでございますので、ここはわかりました。

それでは担当参事の方から最初に質問したことをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君）　行財政改革大綱につきましては、いわゆる答申に沿いました7項目、大きな柱でございます。それと26項目の体系、さらには基本的な具体的な95項目が示されておるわけでございます。特に重点課題として取り組む内容でございますけれども、市長の方からもお考えを今示していただきましたが、特に具体的な改革・改善の内容の多い事務事業の見直し、さらには定員管理の適正化。これがいわゆる特に重点の課題ということで認識をしておるところでございます。また、これにつきましては、やはり義務的経費の節減。今までも予算の上ではマイナスシーリングだとか物件費の節減、これは毎年やってきておるわけでございます。しかしながら、人件費、交際費を初めとする義務的経費、これがやはり大きな財政負担になるということで、これを今後この中では重要に取り組む課題として考えておるところでございます。以上です。（「もっと詳しく言いなさい」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 私が今再度質問しようとしたら市長の方から何か担当の方に、もう少し具体的に主なもので結構ではございますけれども、もう少し詳しくというか、具体的にこういうもの、ああいうものというようなことが多分あると思いますので、その代表的なものを幾つか挙げていただければと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 定員管理の適正化のところでは具体的には配置基準の見直しによる定数の抑制。全体含みまして、事務事業の見直しも含めまして、いわゆる定員管理については101名の削減ということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 重点課題あるいは重点テーマということで質問したわけなんです、重点課題だけではなくて、それではちょっと聞き方を変えますけれども、重点課題だけではなくて、今回の行革で取り組む項目の推進計画実施に伴う影響額ですか、いろんなことをやって、それによってこれだけの額が節減できるとかというようなことが当然あると思いますので、そういった具体的な額の積算もされているというふうに思いますので、それがもしわかればお伺いをしたいと思います。

それから確かに大きな項目で今二、三御答弁いただいたんですが、例えば福祉分野だとか教育分野の改革についてはどういうものがあるのか。特にその中で目玉的なものがあれば具体的に御説明いただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） まず1点目の影響額でございます。行革は5年間という期限でございますので、総体から申し上げますと全体で事務事業の見直しあるいは財源の確保、さらには人件費の抑制による影響額ということで試算をいたしますと25億1,700万ほどでございます。

それから福祉の分野あるいは教育の分野ということですが、特に福祉の分野につきましては、行財政改革につきましては福祉の切り捨てだとか、あるいは公共料金の値上げ、そういう意味で総論では御理解いただけるわけですが、各論につきましては、そういう批評、批判もいただくわけでございます。特に政策的な分野につきましてはこの中にはほとんど取り入れてございません。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 例えば福祉だとか教育についてはどうしてもなかなか取り組み

ないというか、踏み込めないという聖域的な考え方があるんですが、見直しをするとか改革をするというのは必ずしも切り捨てということとは違うと思うんですよ。そこをやっぱりきちっと切りかえていかないと、何かこういう福祉・教育の分野を踏み込むということはどうしても市民からそういう部分を取り上げて言われるケースはありますけれども、これだけ日野市としても危機感がある状況の中ですから、やっぱりその部分は時代に合った、あるいは今の日野市の体力に応じた対応の仕方というのは絶対必要だと思うんですね。全く5年間それをして100項目からの項目の中には入っていないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 教育の分野につきましては事務事業の見直しの中で数項目入っております。福祉の分野につきましてはございません。しかしながら、大綱で取り上げた改善・改革の対象事業以外につきましても大綱の趣旨を徹底して不断に検討、見直しを行うという考え方でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） これは、それじゃあ要望しておきますが、ぜひ福祉あるいは教育の分野も含めて、決して切り捨てるという感覚ではなくて、状況に見合った見直しをする、改革をするということでぜひ加えていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、先ほど市長に伺ったけれど、答弁がなかったんですが、日野市の当面する財源不足はどのぐらいかということを伺ったんですが、具体的な数字が出てきませんでした。担当部長からこの件について御答弁いただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 財源不足について具体的な数字でというお尋ねでございます。

基本的に財源不足というものをどのようにとらえるかということもありますし、結果的には予算編成そのものは財源の範囲で行うという形になるものですから判断の難しい部分がありますけれども、具体的な数字ということで一つの考え方を申し上げますが、今回の税制の改正、それに伴う地方財源の国の施策における手当ての中での私どもの日野市で具体的にどの程度の影響かというふうなことを基本に考えてまいりますと、今回の地方消費税の導入という形での減税措置、そうしたものの補てんが交付税の中にその財源を入れて地方財源の補てんをするということになっておりますので、その形の中で試算をいたしますと、今回この内容で執行されますと消費譲与税というものが廃止にな

るわけでごいまして、これで8億円の減ということになります。これにかわりまして地方消費税が創設されたことに伴って交付されてまいります額が18億円というふうに試算をされております。これは東京都の方の情報をもとに推計をしているものでございます。したがって、この関係では差し引き10億円の増ということになるわけでございます。

一方、減税によりまして平成8年度の例ですと減税額は約25億円でございますが、このうち特別減税が7億円というふうに見ております。したがって、9年度以降行われる減税は制度化された、いわゆる恒久減税と言われるものでございます。これが18億円。したがって、この18億円については税収がないということでございます。しかも地方消費税導入の措置に伴いまして当然のこととして減税補てん債の発行は認められないということになりますので、この分のついでに財源の補てんは別途ということになるわけですが、直接的にはないということになるわけでございます。

それから消費税の3%から5%にアップになります。要するに歳出の関係の日野市の行政が消費者としての立場の支払いをする際に所要の経費が増額になるわけですが、これが4億円というふうに見ております。したがって、これらを差し引きいたしますと、この限りにおいてだけでも、先ほど申し上げました10億円の増を差し引いても出入り12億円は今の範囲だけでも財源的に補てんがきかない部分が出てきている。加えて今回の地方財政制度の改正の中では、国が先ほど申し上げました減税補てん債の償還財源について、元利償還についてはやはり地方交付税その他の補てんをするということになっておるんですが、不交付団体である当市にとりましては交付税算定上は当然基準財政需要額として算定が可能なわけでございますけれども、実額としては補てんがされない。それから社会福祉関係の事業の増に伴うものにつきましても同様に交付税上、それから地方消費税の算定の中で地方財源を補てんするということになっておりますが、これらについては具体的な数字はちょっと示しにくい部分がありますけれども、少なくとも減税補てん債の償還財源等を平年度的にとらえれば4億程度は所要の額、来年すぐ必要ということではありませんけれども、平均的に考えればそういうものが出てくるということになりますので、先ほども申し上げました数字を総合しますと20億円程度の数字にはなるのではないかというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございました。

大変詳しい説明ではあるんですが、やっぱり例えば市民に今の日野の実態がどうなの

かというようなことを聞かれたときは中身はもちろん、そういう今説明いただいたようなこと、いろんなことがあるにしても、よその市でも、あるいは区なんかでも明確に出しておりますが、例えば練馬区なんかでは3年間で240億不足するんだとか、それから江東区は'97年度だけで100億不足するんだとか、昨年度——平成7年度、調布は70億不足しているから行財政改革を率先してやるんだとか、もう非常に市民にもわかりやすい言い方をぱっとしているわけですよ。ですから、やっぱり日野市もそういう視点でやっぱり説明していかないと、本当に市民の皆さんから見たときに日野の財政は本当にどうなのかとか、金持ちの日野市と周りから言われているのに、なぜ厳しい厳しいという話になってくるのかということになってしまいますので、ぜひ何らかの方法をされるときはわかりやすく表現していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは大きな2番の質問に入らせていただきます。

具体的な改革を実施するに当たってその手順、日程等計画、これは5年間で、どうなっているか。とりわけ平成9年度から反映すべき予定のものはどういうものがあるのか。そのことについて伺いたいと思います。

完了年次計画は平成8年度を初年度として5年間、これは2000年までというふうにしております。国の方ももう5年間、こちらの方は2001年までという言い方をしているわけです。この言い方に対してはマスコミ関係はいろんな言い方、とらえ方、解釈をしております。若干茶化し的な部分も入っているようにも思いますが、2001年まで別に橋本政権が続くわけではないだろうとか、あるいは21世紀まで何もしないとやっているのと同じなのかといったようなことの批評もありますけれども、私はそうでないことをぜひ願いたい。すなわち必ず行革については実行してもらいたいというふうに信じ、かつ願っているところでございます。

日野市の場合もそういう言い方をしますと当然心配な面がなきにしもあらずでございます。それは過去に明白な前科がありまして、4年前の市長選挙の公約の一つに、5年間で下水道100%ということをお大段に構えて市民に期待を持たせたわけなんです、これは物理的にどう方策を講じて也不可能であるということは知人ぞ知るわけでありまして、私もそのことに対して厳しく指摘をさせていただきました。それに対する答えは、あれは目指すということなんだと、したがって何ら市民に対して公約を裏切るものではないという、そんな答弁がございました。そのとき私は怒りというよりは、むしろあきれ果てたことを忘れるわけにはいかないわけでございます。そんな過去の事例もありますので、今回の5年間ということの内容、すなわち具体的な手順、これは考え方、

進め方等日程計画等を伺いたいというふうに思います。これはテーマ、内容によって9年度中に完了可能なもの、あるいは2年、3年かかるもの、また5年かけてようやく体制が整うもの、いろんな状況が考えられるわけですが、どのようなことを考えておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 大綱の具体的な改革・改善の内容を実施するに当たり、今後、取り組んでいく行財政改革の各項目ごとに実施あるいは検討等の推進レベルや、あるいは年次目標を明らかにすることによりまして行財政改革を着実に推進して実効性を確保してまいりたいと考えております。

そのために行財政改革推進計画を策定をいたしました。この計画を推進し、進行管理につきましても行財政改革推進本部を中心に各所管、部課並びに職員一人一人が主体的に積極的に取り組んで実行してまいりたいと考えております。計画の期限につきましては5年ということをめどにしておりますので、大綱で示した改革すべき具体的内容のうち、平成9年度には62項目にわたる項目を来年度予算に反映をさせていきたいと考えております。

大綱につきましては、ここで策定をいたしたわけでございまして、2日の日に推進本部会議を開催しまして内部決裁をいただきまして、現在、印刷の方にかけて、来週中ぐらいには各所属あるいは内部徹底を図りまして、また必要なら議会の方にも御提出をしながら取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございます。

第1回目の推進会議を12月2日ということで、まだ開催し始めたところということでございまして、本来でしたら重点となるところを、こういう年次計画でというところまで伺いたいんですが、それはまた別な場で伺いたいと思います。

再質問しますが、行財政改革推進本部の会議の開催はどんな計画で進めようとしているのか。また、それはだれの責任で招集されることになっているのか。その基本的なことの確認をちょっとさせていただきたい。

それからもう一つは、推進計画ができますと当然頻度チェックというものが行われないと、そのままずるずる行ってしまう傾向があります。どういう形で年何回行おうという、そういうところまで詰められているのかどうか。

そのこと、その2点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 会議の招集でございますけれども、本部長名により招集して会議を進めるわけでございます。当然、その前に具体的な内容につきましては推進本部会議の中に部会もございます。課長、課長補佐を中心とした部会もございますので、その辺を具体的な内容を詰めた上で推進本部会議におかけするという手順でございます。

それから、いわゆる計画の実効といいますか、あるいは効果測定という部分だと思えますので、これにつきましては、いわゆる全庁的な取り組み、あるいは部課単位での取り組みがございますので、これから進行管理表を具体的なものをつくって本部長に、部長が中心となって本部長に報告するような形で、毎月というわけにはいきませんが、年に何回かそういう結果報告をしながら軌道修正もあるでしょうし、あるいは実効の内容についていろいろと本部会議で中心として内容を詰めていくようなシステムにしていきたい、このように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 今の答弁からしますと、今、具体的にはまだそういうふうにしちっとそこまで整理がされてないけれども、これからそういう方向でチェックシステムだとか、あるいは開催の年何回という時期に開催をするとか、そういうことをきちっと決めていきたいということではよろしいのでしょうか。再確認します。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） そのようで結構でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 余り、ちょっと元気のない返事なんですけど、ちょっとそれと関連して、じゃあ確認しますけれども、前回の行革は10年前に行われて、そのときはそういう推進本部なりあるいはそのチェックシステムというか計画というか、そういうものはされてきてたんでしょうか。そのことをちょっと確認したいと思いますが……。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 10年前の行革につきましては、いわゆる大綱、基本的な考え方を2年あるいは3年ぐらいの期限の中で取り組むということでございますので、5年なりあるいは長いそういう実施計画や、あるいはそこら辺の効果の測定はなかったと思っています。しかしながら、全体の中での推進レベルあるいは実効したものにしまして取りまとめをしてございます。過去の年度にはそのようなことはございません

でした。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 恐らく前回の行政改革の進め方については、そのとき、スタートのときには何となくそういう形を整えてはいたと思うんですが、頻度チェック的なことのチェックはされなかったんじゃないかと思うんですね。ですから9月議会でも指摘しましたけれども、この10年間、あの時点で指摘されたことのほとんどがこれといった改善がされてなかった。一部、こんなこと、あんなことというのはもちろんありますけれども、10年もたっているわけですから。だけれども、その答申に基づいた、あるいは指摘に基づいた改革というのはほとんど進んでなかったわけですね。それは恐らくきちとした今回のような体制というか、あるいは推進経過の頻度チェックの機構システムとか、それからその他開催に対する責任の明確さとか、そういうものがされてなかったからそういう結果になったんじゃないかなと思うんですね。この件について、市長、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の考え方ではありますが、行政改革ということは10年置きぐらいに一つの機会を定めて集中的あるいは総合的に反省するということは必要だと思いますけれども、常時反省をしながらやっていくというのもまた一つの年次的手法でありますので、私は特に前回はどうやむやになったとかあいまいになったとかということではなく、一応の対応はなし得て今日に及んでいるというふうに考えております。

ただ、内輪の何ていいますか、仕組みにも我々も責任がありながら、また疑問も多いわけでありまして、計画というのは計画を立てたのが目的ではなくて、実行することが目的ですから、本来ならば計画の策定なんていう言葉じゃなくて、計画の施行という言葉で決裁をとるべきだということをごく最近指示いたしました。役所というところはどれも計画をつくれば、その計画で既に終わったというふうにとりがちでありますので、そうではなくて、計画を実施するための基準だ。したがって施行というのが正しい認識でなければいけない。こういうことを特に指示をした状況もあるわけでありまして、その点の御指摘については、より具体的な実施の手順というものが特に幹部自身の頭に必要であるということを強調したいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） もう少し早い時期にその辺を気がついただければ第1次の行財政改革ではかなりのことの改善ができたんじゃないかと思います。もう当然、今市

長が言われたようなことも世間一般では当然のことなものですから、二十数年目にして気がついたような言い方をしましたけれども、ちょっと気がつくのが遅かったのかなというふうな感じがします。ぜひ今回の行財政改革ではそのことを実践していただきたいというふうに思います。

この改革を本気で進めていこうということであれば、その推進本部のメンバーだけが幾ら一生懸命やっても決して達成できるものではないというふうに思います。管理職の職員の皆さんはもちろんですし、また一般の職員それから労働組合もあるわけですから、そちらの方の理解と協力、そして何といたっても先ほどの東京都知事の発言内容も一部紹介をしましたけれども、いわゆる市民に対しての理解それから我々議会に対しての理解あるいは情報を流すという、そういうようなことをやっぱり全部含めてやっていかないとなかなかこういうことはできるものではないというふうに思います。そのためには、できるだけ余り何か今の厳しさなりの情報を流すということは自分のやってきたことに対しての反省のような受けとめになってしまうから、どうしても流しにくいわけですが、それは現実には現実ですから、できるだけ情報を流していただいて訴えるべきは訴える。そしてみんなが一体となってこの改革を成功させる。そういう意気込みで、これは市長だけではなくて、それぞれの各幹部の皆さんもそういう思いの中で進めていただきたいということを最後に要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって6の1、再度問う、日野市の行財政改革について——何を重点課題とし、日程等具体的実施計画は——の質問を終わります。

一般質問6の2、幼稚園（保育園）入園希望者に障害者（弱者）救済措置をの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

○11番（沢田研二君） それでは2点目の質問に入ります。

幼稚園（保育園）入園希望者に障害者（弱者）の救済措置をとということでの質問でございます。

今年度も11月1日の広報には幼稚園の園児募集、それから12月1日号では保育園の入所案内が行われております。昨今は昔のような、つまり入園のために前日から並んで申し込むというようなことは、ごくごく一部の有名幼稚園であるかないかというような状況に変わっております。むしろ一般的には少子化現象の中で定数確保に園の方が一生懸命といった傾向の方が強いのかもしれません。そんな社会情勢が続く中で、日野市は三多摩で一番多くの公立幼稚園7園を有しております。今回の通告の趣旨とは若干それですけれども、過去のある時代あるいは時期、確かに功績のある事業であったことはだれ

しもが認めるところでございます。そしてかつ今も日野の市民からは公立幼稚園への希望者が多くて、また運営そのものも立派に行われているというふうに思います。ただ、現況の国、地方を含めた財政難の中で、10年前あるいは20年以上も前の発想と同じ考えで公立にこだわり続けていることについては極めて大きな疑念を持たざるを得ません。このことは以前も一般質問あるいはその他公式の場で問題を指摘してきております。今回は関連しての再度の指摘ということにとどめさせていただきます。

さて本論に戻りますが、少子化、定数割れと言われる中ですが、日野市においては全体数では十分おさまる数値であっても、地域性なり、地域性で、しかも年度によって定数オーバーという事態がときどき生ずるというふうにとっております。今回、質問として取り上げたのは、今では数少なくなったと言われる定数オーバーのときのさばきに関する件で問題提起をいたしたく取り上げた次第でございます。視点とするとところは幼稚園への入園、保育園への入所を希望する者の中で障害を持たれている方、いわゆる何らかの理由による弱者と思われる人たちへの配慮あるいは気配りがあっていいのではないかということの提起でございます。

幼稚園の入所案内なり、あるいは保育園への募集要項またそれぞれ広報での案内の申し込み資格を見ましても特段の制限的なものはうかがえません。ただし、福祉部が発行しております「日野の福祉」という、あの分厚い冊子の中の乳幼児の保育の、保育所の項で唯一「障害児の場合も所定の要件が整えば入所は可能です」ということの記事が記載されています。一方、幼稚園に関する規則の中では、入園資格として3項目あります。一つは、伝染病または悪質の疾患のある者。二つには、心身が虚弱で保育にたえられない者。三つには、その他入園を不相当と認めた者。以上でございます。いずれも抽象的な表現であって解釈に苦しむわけですけれども、恐らく言わんとするところは、団体生活が支障なくできる者ということを行っているのではないかというふうに思います。そして今回質問している障害者または弱者というのは、あくまでもこれまでと言いましょいうか、今現在と言いましょいうか、もう入園が認められている程度範囲のものでございます。以前、どなたかが言っておられました、一人での行動ができない子供あるいは団体生活が難しい子供も一緒にいわゆる一般学級へ入れるべきということの提言もありましたけれども、この場ではそこまでを含めてという意味ではございません。それを明確にしておいた方が話のかみ合いがよくなると思います。ただ、基本的には一緒でも可能であれば、それはそれにこしたことはないということは当然でございますが、ここではそれまでは含まないということでお聞きしていただきたいと思います。

しかし、以上のような程度の比較的軽い弱者等であるとしても、本人、家族とすれば一般行動というのはかなり負担、ハンディを負うことが訴えられております。そのハンディを持つ子の保護者から定数オーバーの幼稚園あるいは保育園にぜひ入りたい、あるいは入れたいんだということの申し出があったとき、今のルールでは平等という名目のもとで抽選による選別方式がとられているかというふうに思います。したがって、ここでは弱者に対する何らかの配慮のようなものがあるべきという考えのもとで質問をさせていただいているわけでございます。その点についてはどのように考えておられるかということでございます。

以上の質問を整理いたしますと、1点目は、ハンディを持った人の入園に際する制約事項及び条件のようなものは何かあるのかどうか。

もう1点は、ハンデを持った人の入園希望者に対しての救済規程のようなものはあるのかどうか。

この2点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 公立の幼稚園という立場でお答えをしたいと思います。

まず最初に2の1ですけれど、入園に際する制約事項及び条件はどうなっているかということでございます。これは結論を申し上げますと、特別に制約事項はないんですが、先ほど議員さんのおっしゃられたような決まり、伝染病、心身が保育にたえない、その他ということで三つございます。それのみでございます。

幼稚園は小学校就学までの幼児に集団生活を通じて教育を行うところです。市立幼稚園では幼児の体や心が幼児期にふさわしく健やかに育つために、それぞれの幼稚園が教育目標、教育課程を立てて幼児の生活を大切にしながら教育を行っています。そういうことでございまして、かたいことになりますけれども、学校教育法では、第1条に学校の範囲とありますけれども、その中に小中学校を含める幼稚園が入っております。それから第7章の方の学校教育法の第77条の方には、幼稚園の目的がございまして。「幼児を保育し、適当な環境を与え、その心身の発達を助長する」というふうになっております。それから第78条でございまして、そこには一通りのことが書いてございます。幼稚園の目標ということで「健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること」というふうになっております。それから「園内において集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と共同、自主及び自立の精神の

芽生えを養うこと、身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと」というようなことが書いてございます。音楽のこともございます。以下ちょっと省略いたしますけれども、そういうふうなことでございます。

そして日野市の規則の中には先ほどの内容がありまして、それぞれの園が毎年、教育のカリキュラムを立てて集団生活を通じて、よりよい保育を行うということで実施しているわけでございます。そういう中で集団生活において、もし介助が必要で集団生活になれるということであれば、そういう措置をしながら集団生活になじめるような場合も入園は可能ということで実施をしているところでございます。第2の目的としては、本人の発達の可能性ということを考えてやっているというところなんです。

それから、入園希望者に対して救済規程のようなものがあるかということですが、公平で入園を抽選でやっておりますので、特にございませんが、どんなものに問題があるかと、弱者も含めると双子の場合とか、抽選で問題になるのは年子の場合とか、それから議員さんが御指摘のような方ということがございますが、すべて平等に行っております。そういうことで特別なやり方というのはしておりません。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 保育園の部分についてお答え申し上げます。

まず入園に際しての制約事項及び条件についてであります。当市における障害児の受け入れについては厚生省児童家庭局長通知に基づいて受け入れております。受け入れの基準に「保育に欠ける要件があり、障害の程度が中程度、集団保育が可能な児童」としてしております。現状では公立・民間保育園全園で受け入れ体制をとっております。健常児と一緒に保育——混合保育ですが、するために1園での受け入れ数は3名程度としております。

次に入園希望者に対しての救済規程のようなものはあるかという問いですが、保育所への入所措置要件は政令で定める基準に従って条例で定めております。その内容は「保育の児童の保護者のいずれもが昼間、居宅外で労働することを常態としていること、妊娠中であり、また出産が間もないこと、疾病にかかり、もしくは負傷または精神もしくは身体の障害を有していること、長期にわたり疾病の状態にあり、または障害もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること等に該当し、また同居の親族その他の者を児童を保育することができないと認められる場合」これらが決められております。障害のある児童をそのことだけで優先して措置するということはやっておりません。また障害のある児童を受け入れる場合には、児童の状況によって児童相談所等か

ら意見を参考にしながら介助員を配置して集団生活ができるように配慮しているところ
でございます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ありがとうございました。

いずれも幼稚園も保育園もともに今私が要望しているようなことの策はとられてない
ということでございます。学校教育部長の方から、これは保育園の方も一緒だったと思
うんですが、公平にやっている、すべて平等だ。こういう観点で今抽選方式をとられて
いるんだと思います。

関連して質問しますが、そのハンディを持ったことの負荷というのは、これは子供だ
けではないということもありますので、またいろんなケースが考えられますので話があ
んまり交錯しないために、先ほども申し上げたように、今入っているクラスの程度のと
いうか、ハンディを持った人というようなことで理解いただきたいんですけども、い
ろんなケースを一つの事例に絞って程度を示します。例えば親のハンディの場合だって
あり得ると思うんですね。例えば親の足が非常に不自由で送り迎えが大変だというよう
なケースもあります。一番の希望するところはもちろん近くて、遅くとも自分で歩いて
子供を送り届けたいというようなことが当然条件としてあるわけなんです、それが定
員オーバーしたから抽選の結果、申しわけありません、遠いところでいかがでしょう
かということは、これはやっぱり本当に平等という扱いなのかどうかですね。そういうこ
とを申し上げているわけです。

それから子供本人の場合にもあります。これは子供本人とそれから親にもかかわって
くる一つのケース、事例として、例えば小児性の糖尿病というのが最近あるようなん
ですが、例えばこういうような場合、この子供は日常生活は全く普通の子と同じように生
活できるわけです。ただし一つだけ糖尿病ですから食事の前の一定時間にインシュリン
の注射が必要だ。もし注射をしなくて食事をするとうどうなるかという、猛烈にのどが
渇いてもう水をがぶ飲みしたくなる。そういう現象が続くということなんですね。その
ために食事の一定時間前に親が注射をしなければならない、しかもこれは毎日なわけ
です、3度の食事、3度のたびにやる。そうしますと、もし幼稚園にそういう子供が入園
したときに、当然親はその一定時間前に合わせて注射をしに通わなければいけない、こ
ういうことなわけです。

こういうことを考えますと、やはりそこにハンディを持った人に対して多少の配慮を
しても、そう一般の市民からはむちゃくちゃな批判というのはないんじゃないかな。今

はそういうルールがないですから、こういうことで配慮しましたと言ったら、多分、親はだれしも自分の子供を最優先したいというのはもう当然といえば当然の、エゴといえどエゴですけれども、当然のことなのでこれはやむを得ないと思うんですが、そういう観点で問題提起をしているんですが、そういうことに対して再度両部長からお伺いしたいと思いますが……。

○副議長（鈴木美奈子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 現在の内容でございますけれども、確かにそういう問題はあります。そういう中でどのようにやったらいいかということは、この間、園長会も開いたんですが、そういう問題が出ました。ケースがいろいろあると思いますが、いずれにしても幼稚園の目標・目的でそこへ通えるという前提の中でそういうものがあつた場合にどうするかということでございます。そして最近では少し定員をオーバーして、どうしても抽選になったところで応募したいという場合に、やはりその人だけが納得するというだけでなく、公平に納得できるような方法を検討して、いい方法があれば今後検討してまいりたいというふうに思います。

いろいろケースがございますので、特にケース・バイ・ケースでちょっと考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 保育措置の場合は御承知のように国の制度を受けてのものです。自治体独自の判断でこれは運用できるかということ、ある程度制約があるのは当然でございます。ただ、その制度の中で運用できる範囲、つまり独自に保育所入所基準表なるものを設けてそれぞれその保育をする必要がある重要度、要望の程度、これらを総合的に判断して措置を決めるわけでございます。今おっしゃられたこと等もこの運用の許される範囲であれば積極的に対応してまいりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） 福祉部長ね、あくまでもそういう一定の基準はクリアした中でそういう対象者ということでございますので、そういうハンディを持っているから優先してとかという、そういうことでは全くございませんので誤解のないようにしていただきたいと思います。

この問題をもし実施に移すときは当然いろんな人が大変になるだろうと思います。特に行政職員の立場からしますと今でも大変だろうと思うんですが、そういう規程、ルールを設けますともっと大変になる可能性は十分にあります。しかし、大変な人は行政の

職員だけではなくて、応募して外れた人、これも2種類あって、今言ったような健常者もあれば何らかの形でのハンディを持った人もいます。そういうふうなことを考えますと、やっぱりだれが一番大変かという、もう言うまでもなくそのハンディを持った人が外れたときですね。例えば多摩平のすぐ近くに住んでいる人が多摩平の幼稚園、保育園を希望したけれども、こういう理由で抽選で外れましたよと、そして別な遠い所へならいいですよと入れたときのその大変さというのは、たまたまその選別をするときの職員の大変さに比べれば比較にならない大変さだろうと思うんです。これぐらいの裁量はきちとしたルールさえできていれば決してこれは不平等でも何でもない。むしろ弱者を少しでもカバーし合うということからすると必要なことではないかと思いますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと関連してほかの、今の件とは外れますが、広報の11月1日号で幼稚園の園児募集がされました。これは毎年そうだと思うんですが、11月1日号で募集をする。申し込み用紙の配布は1日から6日まで。そして申し込みは7日、8日。翌日の7、8ということですね。そうしますと1日から6日までという、ことしの場合でいきますと3日間休みが入っちゃうんですね。1日に広報が出る。もちろん、こういう対象者はもうずっと前からそのことをきっちり調べてそれなりの準備はしているとは思いますが、それにしても、なぜこんなに緊急的な形で広報し、そしてこれだけに時期を抑えて、申込も。親の方だっていろんな都合があるし健康状態も損なうときだってあるし、いろんなことがあると思うんですね。保育所の方は相当な期間を持ってやられているんですね。同じ行政がやるのにどうしてこんなに違うのかな。事務手続の関係でこうやっているんだとすれば、これはもう市民の方に全く目を向けていない行政ということになりますので、その点、どうなのでしょう。見直す検討の余地はないのかどうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 期間が短いということに関してはそのとおりだと思いますが、10月に私立が募集して公立が11月というような形になっておりまして、その期間についてはそういう中で今応募した方々の御意見もちょっと聞いてみまして、期間は、事務の方は短くて整理がしやすいんですが、応募者の方はいかがですかということで、今回みたいに日曜日が入っちゃう場合には配慮しなけりゃいけないということは十分わかりますので、そういうことの配慮がちょっと足りなかったかなと思いますが、今後、検討で少しやっぱり時間をとらなければいけないのかなというふうに思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ことしはたまたま3日連休ということだけじゃないんですよ。

じゃないんですよ。これは去年も見てください。去年だって同じことなんです。仮に1日が月曜日だとしても3日は必ず休みなんです。それから6日目は土曜日で休みなんです。ですから、いずれにしても3日か4日の勝負という非常に厳しい状況の中での募集ということなんです。これはやっぱりもう少し市民にゆとりのあるというか、事務サイドの都合ではなくて、ぜひそういうことも十分考えていただきたいなというふうに思います。

それからもう1点、保育に関係したことなんです、これ、ちょっと私のとらえ方が間違っていればそれで結構なんです、募集案内、入所案内に「保育所に入所するには」というところで、母親が外勤している場合とか自営業に従事しているとか、母親が内職しているとかと全部これは母親なんです。今、男女平等でいろんなことが言われているときに、これは過去は確かに男は外へ出て仕事をする、女は家庭で云々ということのそういう基準があったから、これを見ても不自然ではなかったのかなと思いますが、今の時代、こういう表現方が本当にいいのかなとちょっと疑問があるものですから、これも検討された方がいいんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 最近のこういう時代の流れを考えまして、男女役割分担のようなものは受け取れないような形の配慮をしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 沢田研二さん。

○11番（沢田研二君） ぜひ、最後に幼稚園、保育園に対しての広報、抽選の仕方についての問題提起もいたしましたけれども、いずれにしても弱者救済といいましょうか、そういう視点でもう少しきめ細かくいろんな市民の皆さんに配慮した行政が行われることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって6の2、幼稚園（保育園）入園希望者に障害者（弱者）救済措置をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1 時05分 再開

○副議長（鈴木美奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問 7 の 1、21世紀の責任ある市政運営に向けて財政の健全化を問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（馬場繁夫君） それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

長期にわたる景気の低迷により国及び地方行政の財政状況は厳しい状況が続いており、来年度もより一層の深刻さを増してくることが実情でございます。地方分権や高度情報化等の時代的变化や急速な高齢社会、少子化等の人口構造の変化、さらには社会的変化や年齢層の変化等に伴う市民ニーズの多様化等、地方自治体を取り巻く環境は課題が山積している状況であります。将来にも責任が持てる行財政運営を行うためには、バブル時代に肥大化した行政を低成長時代に即した行政の果たす役割の根本から政策の見直しを初めとする事務事業、組織表等、新しいニーズに対応した行政システムへと再構築しなければなりません。そのためには市長は説得ある明確なビジョンを掲げ、強力なリーダーシップのもと職員の意識改革による高質行政、さらには自立した個人による真の市民参加へと展開していくことが臨まれるわけであります。

日野市では行財政改革の推進に関する基本方針に基づき日野市行政改革大綱を 9 月に作成したところでございます。そこで質問をいたします。

第 1 点目としましては、行財政改革大綱策定に当たりまして、財政健全化計画を策定していると思いますが、先ほどの沢田議員の質問にありましたように、平成 9 年度としては 12 億円の財源の不足が生じているという答弁がありました。今後、この財政の健全化を求める大綱に伴って 5 年間ではどの程度、財源不足が生じていくのか。また第 3 次基本構想計画におきましては、どのぐらいの財源不足が予測されているのかお伺いいたします。

第 2 点目としては、行財政改革大綱による達成すべき目標数値が先ほどの沢田議員の質問の中で 25 億円等と発言があったようですが、もう少し明確なる答弁をお願いしたいと思います。それと同時に、事務事業や組織機構などの見直しによる 5 年間における具体的な取り組みのプロセスについてもあわせてお伺いいたします。

3 点目としては、大綱における重点としては事務事業の見直し、職員の定数管理ということでございますが、事業としての重点施策や優先順位は今後どのように決定をされ

ていくのか。また、その決定のプロセス及びその内容について伺います。

第4点目としては、地方分権など、行政を取り巻く社会的な変化を今後どう組み入れていくのかについて伺います。

5点目としては、この行財政改革大綱を実施すれば、今後、行政としては責任ある市政運営ができるのかどうか、この辺のことについて。

とりあえず以上5点について伺います。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 何点かにわたる質問でございますけれども、行政改革にかかる部分につきましては後ほど担当の参事から説明をさせていただきますが、概略、私の方から――。

まず第1点目の財源不足に対する健全化のための計画ということでございますけれども、午前中の質問にもございましたとおり、地方財政制度等の改正に伴っての収入、歳出の負担増といいますか、財源の補てんがされない金額については御説明申し上げたとおりでございますけれども、この状態につきましては、ここの数年間、行財政改革の取り組みを進める5年間ということになりますが、今の制度が執行されていけばこの状態は続くだろうというふうに思っておりますので、この財源不足をこの5年間で見ますと、おおむね先ほど申し上げたものは平年度での負担でございますので、これの5年間にわたる部分の財源が従来に比べて補てんがきかない部分として想定されるところでございます。現在、実施計画につきましては、これは事業の方、事業実施の方の基本計画に基づく実施計画につきましては3年間ということで策定いたしましたけれども、この3年間も終了が間近になりますので再度次のローリングをしなければならないというふうに考えておるところでございます。今、現時点におきまして、この健全化計画という名称の計画そのものは成文的なものとしては用いていないところでございますけれども、今後、行財政計画の推進計画、それからただいま申し上げました基本計画に基づく実施計画等のローリングの中で、現在の状況を再度折り込んだ計画のローリング等進めなければならぬというふうに考えているところでございます。

それから行財政改革の財源、それによって浮かせられる財源といいますか、節減できる財源につきましては、内容につきましては後刻説明をさせていただきますが、大綱の事業といいますか、大綱の中で言っている行政改革の対象となる重点についてはともかくとして、事業を進める方での重点についてどう考えていくかというお尋ねかと思いま

す。これにつきましては予算編成に臨みまして編成方針等は毎年度検討するわけですが、基本計画、実施計画に基づいた編成方針を基本といたすところでございます。

しかしながら、大変厳しい財政状況ということがあるわけでございますので、このことを配慮した取り組みを進めなければならないということになるわけでございます。その中で、やはり都市基盤整備事業等の公共下水道あるいは区画整理事業、こうしたものについては財政状況を十分に把握して、その中で、その見通しを持った中での着実な取り組みというものはやはり進めていかなければならないというふうに思っておりますし、それから、ここで地域保健体制の整備とか、そういう関係のもの、それから来年度の取り組みとして具体的に挙がってきております例に見られますように、高齢者福祉に対する特別養護老人ホーム等の開設の手当てをしていくわけでございますけれども、こうした福祉の面での事業について優先的に考えていかなければならないというふうなことが基本になろうかと思っております。

それから分権にかかわることという御質問でございましたけれども、地方分権ということにつきましては、これは基本的には地方自治体の権限を拡大するという観点から見ますと大変本来あるべきことというふうにとらえておりますし、地方自治体にとっては古くからそれを望んでいた内容であるわけでございますが、ここでいろいろな検討が進められている中で、特に東京都の関係等で言いますと、やはり権限といいますか、事務はおりてきても、それに財源がなかなか伴ってこないというふうなことがございます。これは都と国の関係もそうですし、特に補助金の一般財源化、いわゆる地方交付税算入化というのは、これまでも何度かこの席でもお話をさせていただいておりますけれども、こうした形での財政的な裏づけといいますか、内容を伴った分権ということになりますと、結果的には地方の負担がふえてくるということになりまして、やはり権限とともに財源についてもそれに見合った手当てがなされなければならないということで、これまでもそうしたことを市長会等を通じ要望をしてきているところでございます。

そうした意味で具体的な項目はほとんどが東京都を通じた事務の移管という形でおりでまいりますので、これらについても基本的には、きのうの御質問もありましたとおり、分権化といっても、いわゆる東京都のリストラの一環というふうな見方もできるので、反対すべきものには反対をしていかなければならないですし、財源的な裏づけについても強力な要望をしていかなければならないということで取り組んでいるところでございます。

いずれにしましても、この財源不足等を対応するために行政改革等に取り組み、これ

に対応していかなければならないということで、このことを進めることによって責任ある行政が進められるのかということにつきましては全力を尽くして行財政改革の目標を達成し、これらの今後の事業、それから財源についての不足についての対応ができるように全力を尽くしてやっていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（槇島英紀君） 大綱達成の目標でございます。それから影響の額でございます。

9月に大綱を策定いたしまして、3日前ですけれども、12月3日で推進計画を策定いたしました。直ちに執行しまして行財政改革を着実に推進して積極的に取り組んでまいりたいと思います。

影響でございますけれども、額につきましては事務事業の見直し、あるいは財源の確保、さらには人件費の削減、抑制。こういうことで生ずる金額は5年間で25億1,700万円でございます。ただし人件費の関係につきましては、特に12年度以降も継続するものがございまして、全体では25億1,700万円の影響が額として試算をしているところでございます。

それから事務事業としての重点でございます。優先順位をつけて5年間の取り組みのプロセスということでございますが、事務事業につきましては大綱の中で、実施計画の中で38項目でございます。これにつきましては、いわゆる市立病院の関係、病院とか都市計画基盤の関係がございまして、継続的に、単年度ではなくて5年間、さらにはそれ以上という部分もございまして、事業の重点につきましては、また、いわゆる基本計画の中の実施計画で定める事業もございまして、特に行革大綱の中では、いわゆる施策的なものについては、事業的なものについては病院と都市基盤整備があります。そのほかにつきましては、いわゆる事務事業でございます。したがって、この内容については具体的に年度を明確にして取り組む、実施計画の中には年度を具体的な項目の中に掲げてございまして、5年間の計画を立てて積極的に取り組んでいく考え方でございます。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） どうもありがとうございました。

本当に基本的なことがちょっと理解できないんですね。今回、行財政改革の大綱ができましたけれど、本来であれば将来的に超高齢化社会になる、そしてまたいろんな市民

ニーズが変化してくる。そういう中で財源不足が伴ってまいりますので、今後どの程度の財源が不足してくるんだ。まず、その基本的な現状の分析、要するに将来がどのぐらい財源不足が伴うんだと、結局は新しい時代に即応した施策を遂行するためには、やっぱり予算的に、今まではどんどんパイが大きくなってきましたから、大きくなった分のパイで新しい事業ができましたけれど、今度、パイが大きくならない。パイが今度どんどん小さくなっていく。そして新しい時代に即応したいろんなことをしなきゃいけない。そうすると、明らかに財源不足が出てくる。だから、ですからまず最初に財源がどのぐらい足りないんだということをまず策定の前に分析を明確にする必要があると思うんですね。そうすると当然これにおいては財政の健全計画とか、いろんなことをしっかりしないと先の大綱ができないんじゃないんですかね。ですから、もう少しその辺をどのぐらい財源が必要なんだということをもう少し明確に、まだここでは言えないのか、本当に余りにも金額が大きいから言えないのか、それとも十分なその辺が見通しができてないのか、それについてよくわかりませんが、もう少しそれについて答弁していただきたいんですよ。だからゆえに将来の市民の皆さんに責任あるサービスを提供するためには、今、行政改革をしてむだを省き、場合によっては思い切った政策変更をしながら財源を浮かしながら将来的にサービスの、本当の行政が行う本当のサービスは低下しないようにしていく。これは一つの行政の一番責任分野と思うんですね。それが不明確であれば後で大変なことになるんですね。そういうことを1点しっかりと押さえておいていただきたいんですよ。

もう1点は、今までは官僚に、官僚というか、国に依存した地方行政だった。それが今度、地方分権によって権限も地方に委譲されてくる、移管されてくる。その中で非常に地方自治体の責任がすごく大きくなるわけですね。確かにそれに伴って財源については国や都が、財源も伴ってくればいいんですけど、それが伴わない部分がたくさん出ますから、ますます地方行政に高負担になってくる。ですから、なおさら財政的なことは基盤をしっかりしなきゃならないということも一つですね。それと同時に、これから市の行政としてどう調査をし、計画、立案をして実施していくかというのは地方行政がすべて責任を持っていく。ですから地方行政の考え方ですべてその市のサービス状況というのは決まってしまう。大きなこの2点があると思うんですね。この2点を踏まえた、本来であれば大綱になっていくわけですよ。その辺について非常に不明確であり、今の状況では将来的にすごく不安がありますし、この発想の転換をどうさせるかが大綱だと思う。大綱を実施していく姿だと思うんですけど、その辺が非常に見えてきてない。

これについてぜひ具体的に質問としては健全計画というか、この大綱を立てる前にどのような分析をしているのか。現状分析、将来的な予測をどうしているのか。それによってどのぐらいの財源が地方自治に不足してくるんだと。特に高齢化社会——高齢社会ですね。高齢社会に対応していくために、また少子化——少子社会になっていく。また同時に財源がますます先細になる可能性が高いですから、そういう中でどのぐらいの不足が生じるか。もちろん国や都から、いろんな兼ね合いによって明確には言えない部分がある程度幅持っているのはしょうがないですけど、その幅も含んで結構ですけど、どのぐらいの財源不足が伴ってくるのか、この一つをしっかりと教えていただきたいと思う。

それと同時に、先ほど言いました、この大綱を本当にどう進めていって、先ほど25億1,700万。これは本当に達成できるのか。また、達成するためにはもう少し具体的に詰めがないとこれは達成できないんですけど、12月3日に推進計画を策定したんだというのですが、その推進計画を見ませんと具体的なことはよくわかりませんが、その推進計画のとおり本当に25億の財源が調達できるのか、これについてまずちょっと確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 御指摘のとおり地方に権限が移りしてくるということ、市独自の能力で行政に取り組む、取り込まなければならない状況を控えているということについては、そのとおりだというふうに思っているところであります。これは権限を持って行政を進めるという意味では、市民の立場に立った基本的な単位である市町村のレベルでの行政的な判断、そうしたものができるといことは大変好ましいといえますか、望む姿ではあるわけですが、先ほども申し上げましたとおり、これには財源の問題も伴ってこなればなかなか取り組みは難しいという状況もあります。

そうした中で、特に御指摘もありましたような高齢者福祉の時代を迎えて、そうしたものに大きな費用が財政的にもかかってくる。これについての将来的な金額等の詰め、そうしたものを今ここで数字的に明快な御答弁ができるのが一番いいわけですが、どうしても、保健福祉計画、そうしたもののの中に事業の内容等については組み込んでいるところでございますけれども、そのみならず、これまでの整備をしてまいりました施設等に対しての老朽化に対する対応というふうなものも伴ってまいります。

御指摘の点は大変ごもっともでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、今後の実施計画等のローリングの中でそうしたものについては数字的なものをさらに積

み上げ、精査をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、厳しい財政状況の中で今課題となっております行財政改革、これを進めるということが最優先の課題として取り組まなければならないというふうに思っておりますので、これによる今の仮の二十何億という数字、計算上の数字ではありますがけれども、可能な限り実現をして今後の実施計画あるいは基本計画等の計画内容が遂行できるように努めていかなければならないと思っておりますので、そういう努力を続けるということで御了解いただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） 努力をしていただくということは当然であり理解できると思うんですけど、やはり大事なことは、やはり将来的な、しっかり予測、現状分析した上に将来的な予測を明確にして、そしてそれに伴って現在の行政とのギャップをどう埋めていく施策を展開していくか、これが基本の流れと思うんですね。残念ながら今回はそういう流れに十分なってきたようなのは非常に残念であります。

特に、それについては後ほどまた市長にお尋ねしたいんですけど、行政の担当者ではそのぐらいが答弁としては限界かと思っておりますので、後ほど市長に答弁をお願いしますけれど、その前に、特に地方分権ということが非常に重要な流れになってまいります。今回はリストラということで何人か職員さえ減らせばいいんだということではなく、もっともっと大事な要因があるということを踏まえていただきたかったんですね。

若干、リストラについて最初まず述べさせていただきたいと思うんですけど、リストラというのは事業の縮小や不採算部門の切り捨て、人員削減といったスリム化のための手術というものを意味するのではないんだ。リストラというのは時代のトレンドを読み取り、事業形態や組織運営に構造的に修正を加えることなのである。自治体におけるリストラとは、時代の変化や地域住民の期待にこたえられる前向きの事業の再構築なんだ。要するに行政の再構築なんだということが一番の重要な問題になってくると思うんですね。ですから古い慣行や枠組みや前年度実績主義といった、そういうのを打ち破って環境適応の新しい事業を再構築を目指すことは大事なんだということを、これは国士館大学の下条教授が言われているところなんですけれど、そうしますと、これを具体的にどう進めていくかというのが非常に重要だと思うんですよ。

それで、この答申の中に非常に重要なことが出ているんですけど、一つは、地方自治行政の変化という中で、一つは官の依存から市民の生活環境をみずから守る行政に試行してくるんだ、このとおりだと思うんですね。そして今度は、2点目としては、行政

に参加し行政の内容を知ることを通じて参加の質を高め、市民福祉の拡大を担う方向にあるんだ。そして3点目は、高度情報化により経済、社会の構造を根本から変えようとしているんだ。事前に変化を予測して変化に対応する施策を検討する必要性が出てくるんだ。例えば職員一人一人がパソコン1台となり、事務組織、政策決定のあり方、組織、人事等根本的な変化が生ずると予測されている。こういうふうに述べられているわけですね。

それで大きく二つ目としては、地方分権の流れに即応する体制の確立をと。政策決定機関として責任は重くなり調査、立案、判断力を高めなければならないんだ。また二つ目として、地方自治の財政責任が重要になってくる。三つ目としては、財政責任にこたえられる行財政の改革を不断に行うんだ。このように非常に明快に出ているんですね。このとおりだと思うんですよ。ですから、この答申は本当にすばらしい答申だなと前にも賛嘆したことがあるんですけど、すごくいいと思うんですね。だから、これがどう大綱に生かされていくか。そしてこれから推進計画にどう生かされていくかが重要なんです。残念ながら大綱になりますとかなりトータルダウンしてきているのかなと思うんですよ。

ですからもう一度この辺について今後この基本的な考え方をどう生かしていくのか。これについて具体的にお尋ねしたいと思うんですけど、よろしくお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 行財政改革調査会の答申の中での答申の意見といえますか、内容を御紹介いただいたわけですが、私どもも今回の大綱を策定するに当たりましては、この提言を基本として取り組んでいるところでございます。個々のそうした言葉について大綱の形では述べてはおりませんけれども、提言の中で述べられている精神といいますか、そのことを踏まえて大綱の事業への取り組みという、個々の項目を挙げて大綱をつくり推進計画を策定しているところでございますので、御指摘のとおり、今の内容につきましては、今後、推進をする中で当然そのような内容として取り組みを進めていかなければならないというふうに考えております。

特に地方分権の絡みでの御指摘につきましては、権限がおりてくる、仮に財源が望むようにおりてきたとしても、自治体の能力がそれに応じていなければそれに対応できないということになってしまうわけございまして、特に地方自治体の職務に当たる職員そのものの能力のアップといいますか、そうしたものにたえられる力をつけなければならないというふうにも考えておりますので、それらの点につきましても今回の大綱の中

では職員の能力のアップ、あるいは現在当たっている職務についての知識はもちろんですけれども、場合によっては職務の配置がえをしてでも適切な配置ができるようにというところまで検討をして進めていかなければならないというふうにも思っております。

いずれにしても、御指摘の内容につきましては提言の中に述べられているだけに終わらせるということではなく、そのことを踏まえて大綱も推進計画もつくって取り組んでいくというつもりでおりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

なかなか答弁には理解はしないんですけど、先ほど総論としての大きく2点の流れを答申の中で説明させてもらったんですけど、じゃあ具体的に地方自治の流れをどう具体化するかについてはもう少し、どういうふうな方向になっていけば大綱の答申に即した内容の、答申に即した行政になれるんですかね。何が一番今度の、そういう意味からいうと、要するに今回、地方行政という、地方自治という視点の中で、地方分権という視点の中でいった場合、今回の大綱は何が一番ポイントになってきますか。それについては、どう今後具体的に進めて、強く推し進めながら重点を置いてしていったらいいのか。それについてはどう考えますか。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 大変難しいお尋ねでございますけれども、まず今回、国の各機関といいますか地方分権に係るものとしましては国の諮問機関である地方分権推進委員会というふうな形の中で各種の検討が進められております。その具体的な内容の中では機関委任事務の廃止とか税財源の充実、確保それから国の関与に対する規制というふうな形で言葉としては出てくるわけでございます。しかし、中央省庁では地方自治体に権限が委譲されれば全国的な統一性、公正性の確保とか全国的な規模、視点で行われなければならない施策や事業といいますか、一般的には、これは最近余り使わない言葉ですけれども、いわゆるナショナルミニマムといったような言葉であらわされる内容のことを地方自治体の単位での視点で担うことはできないのではないかというふうな反論もされているところでございます。こうした地方分権では内政一般を地方自治体に任せるとともに、その財源を、何度も申し上げますように、その財源を国から地方へ大幅に委譲することが必要だという、この観点からの議論が地方自治体としてはもっと進んでいかなければならないのではないかというふうに思っているところでございます。そうした中で、今私どもがここで行財政改革の取り組みについて、それをそういった地

方分権を前提とした取り組みで何が一番重要なのかということになりますと、これは制度上の問題につきましては、これは地方自治体の組織を通じ、都道府県あるいはそういうところを通じて国に要望していくということに形の上ではなるわけですが、当然のこととして個々の自治体がこれに対応する能力を、先ほども申し上げましたように積み上げておかねばならないということだと思います。その中央省庁での権限委譲について抵抗があるというのは、やはり今、誤解を恐れず言えば、地方自治体の能力についての疑問といいますか、そういうものを持っているのではないかというふうに思うわけでございまして、それにたえられるような力を自治体がつけていくということはまず地方分権を求める自治体としての正当な考え方だというふうに思っているところでございまして、私どもも今回、行財政改革を進める中では個々の人員の定数の問題とか、そういう取り組みにも当然取り組む一方、職員の意識といいますか、意識改革という言葉で述べている大綱の中の項目がございしますが、これは単に財政が厳しいという意識を持ってもらおうということだけではなくて、地方自治体の権限といいますか、そうしたものを意識をした市民のための行政を行うということでの意識改革だというふうに思っております。そうした意味で、それとともに、もちろん財政制度、その中で、自治体の権限の中でいえば、具体的に言えば起債制限の問題とか幾つかあるわけですが、申し上げるものでもないということだと思いますが、そういうことについての一方の裏づけといいますか、そういうものが伴うような内容を求めていくということだというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） どうもありがとうございました。

その辺はわかるんですが、それについて具体的にそれをするためにはどう推しはかっていくかということが非常に重要だと思うんですね。その辺のことがちょっと御同意いただかなかったんですけど、要するに、今大事なことは自治体の改革の中では一つは量的な、財政的な問題、あとは質的な問題という大きくこういうふうに立て分けることができるかと思うんですね。

それで市長にお尋ねしたいんですけど、そういう状況の中で今までの担当部長の質疑の中で、市長は今後、行財政改革については、一つは財源的な部分、また将来的な日野市がどのぐらい財源的に不足しているか、それについてはどう感じているのか。市長の今までの市政運営についてどうこうということではなく、それはもう置いておいて、今回の質問については、これからどういうふうに日野市の行政をどういうふうに改革を

し進めていくかというその視点だけで答弁をいただきたいんですよ。過去のことは時間がありませんのでちょっと申しわけないけれど、触れないでいただいて、今後、将来的にどう取り組んでいく必要があるのか。一つは財源の問題、もう一つは国云々ではなく、日野市として地方分権をどう受けとめて、どう質を高めていくことが新しい時代に即応した市政になり得るのか、それが21世紀において責任ある市政に転換できるのか、こういう視点から市長の発言をお願いしたいと思うんです。簡単明瞭で結構ですから……。

○副議長（鈴木美奈子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　いわゆる地方分権という総論的な言い方は大変声が高いわけでありまして、じゃあ実際、何が分権されたかということはほとんど事実にはありません。（「いっぱいあるじゃない」と呼ぶ者あり）それからもう一つは、高齢化社会を迎えるということはもう間違いない現実の問題ですから、それに対する財源が欲しいということに尽きると言ってもいいぐらいだと思っております。それには何とかひとつ工夫をして20億円ほど金が欲しい、こういうことであります。

○副議長（鈴木美奈子君）　　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　　簡単明瞭で、ありがとうございます。20億円じゃ足りないんじゃないんですか。

○副議長（鈴木美奈子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これをどういうふうにして捻出するかということもあります。一番簡単なのは、やっぱり職員の給料を減らすということが、何といたしますか（笑声）——身銭を切るというふうになるわけですが、したがって、それに積極的に取り組もうという考えであります。これは職員を減らすという意味ではなくて、職員の能力を高めて、そうして補っていく、こういう趣旨でありまして、サービスには全く欠けないという考え方です。

○副議長（鈴木美奈子君）　　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　　答申に沿っていきますよ。答申によりますと、事務事業の見直しという中で市民福祉、まちづくり等の将来像を早急に示し、その対策を具体化の必要があるんだ、こう書かれてあるんですよ。私が思うのは、大事なことは、過去はともかくとして、将来、日野市政としてどのようなビジョンを掲げて、どのような日野市の歩む姿を都市像というものをどう掲げていくか、これをまずしっかりつくり上げなければならないと思うんですね。その上でそれに対してそれを達成するためには財源をどう確保していくのか。それと同時に、それを推し進めるときには職員の皆さんの後

押しがなければできませんから、職員の皆さんにどうすれば元気よく一生懸命市民サービスをできるような質を高められるか。大きく言うとその三つに分けられると思うんですよ。ですから、まず行政のトップの責任者は具体的に日野市をどういうふうにしてくんだというビジョンをもっと明確にする。そしてそのためにはどのぐらい財源が必要なんだということを明確にしていく。その足りない分について具体的に行財政改革で明確に財源を確保していく。ここの部分は本来であればこの大綱に出てきてほしいわけですよ。ここのところが、やっぱり一番出てないんだよね。将来的に非常に先が不明確なんです。じゃあどういうまちづくりにするんだということが、まさか第3次基本構想、基本計画というわけじゃないでしょうし、もう少しですね。そのためには今までバブル時代に肥大化した行政組織をどう再構築して新しいニーズに対応できるようなシステムにつくり上げていくか。それで、じゃあどうすれば職員の皆さんが本当に今まで以上に知恵を出して調査、立案、実施という、その辺がワンセットでできるようになる職員体制になるか、この辺が大きなポイントとなると思うんです。だからこそ職員給与のあり方も本格的に見なきゃいけないし、能力があり仕事をやる人はその立場になっていく。ですから昇給制とかいろんな部課長の役割についてももっと明確になるだろうし、それに対してのいろんな試験制度とかいろんなものを導入して、いろんな面で体制が変わっていけば大きく職員の皆さんもやる気も出てくるだろうし、そういう大きな大改革が必要だと思うんです。またそれと同時に組織的な部分も大きく見直ししていかなければならないだろうし、それを総合的にやるのが非常に今大事じゃないかと思うんです。それは市長がやっぱり一生懸命やっていたかかないと、職員の皆さんでは限界ですから、そういう方針をもう少し具体的に、将来像について、市長、お示しを願いたいんです。そうすればやりやすくなりますので……。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　極めて項目的に簡単に言えと言われますからそのようにお答えをいたしました。

日野市のビジョンというのは、これは市民の方々がもうよく御存じのとおり、地方自治の本旨に沿って自主性と、そして整った環境、まちづくり、そして市民の皆さんが安心して暮らせる条件を整えるということで大体尽きるだろうと思っております。それらの仕事を一つ一つ事業として今積み上げているのが現状であります。

議会からもいろいろ御指摘もいただいておりますし、今やっていることに大きく離反していることは私はないと思っております。したがって、なるべく簡単に、そして

率直に簡素化、機能化、能率化を図るということでこの状況を突破するということは十分可能であるというふうに信じております。それを実現するために複雑な事柄も伴うわけでありますけれど、職員が一致一丸となって、いわゆる意識改革を行う。自分たちは市民に奉仕する機関の、しかも税によって生活を支えていただいております、そういう公務員という立場である。こういう認識を持てばおのずから道はどんどん明るく開けていくと私は心から今までやってまいりましたし、これからもやっていきたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） 今ね、市長はそういうとらえ方をするかもしれませんが、違う見方もありますけれど、それについては今ここで議論するつもりはありませんけれど、例えば、じゃあ行政職員に対してどのような見方をしたらいいのか、考えた場合ね。その行政職員の従来の書記型や、何ですか、労務型から政策の立案、執行、評価のプランナー型とか、プロデューサー型に移行することが必要じゃないかという指摘をされているんですよ。例えばプロデューサーというのは生産者であり制作者でもあると言われている。企画、スタッフであったり構成員であったら制作員であったり、また経済面の一切の責任を持つ、一通りの意味でプロデューサーという形で言われているそうであります。例えば映画のプロデューサーであれば一人一人の出演者を知り尽くしていく、また調べ尽くしていくんだ、そしてその演出をしていただく。そういう総合的な視点がまたあるんだ。そういう意味から見ると行政職員の転換という側から見ますと、職員の目を自治体と自治体の関係の住民に向けていくんだ。制作とシナリオを書く。このシナリオを書くことはさまざまな角度から研究、調査がされていくのは当然としても、自治の構成する要素の市民や団体や伝統や、その他諸条件の要素を総合して地方自治という舞台上で演じていくんだ。これがプロデューサー型の職員像なんだというふうに言われているんですね。

ですから、このような具体的に市長からいろいろと先ほど答弁いただきましたが、もう少し、市長がそう思っても多くの職員の方はなかなかすぐには感じてない面があるんです。ここに大きな隔たりがあるんです。ですからもう少し市長が言われていることがいいか悪いかは別として、新しい時代に即応した職員像をもう少し明確にしながら、そうした職員の人たちが仕事しやすいような土壌をつくっていく。そうすればどんどん市政も新しい体制になると思うんですね。まさに制作型職員になっていくと思いますよ。だから、そういうことをつくっていただきたいんです。だから、そういう意味では市長

にももう少し発想の転換をしていただきたいと思います。

例えば12月1日に市長が本市の行政改革推進大綱について述べられております。これは沢田議員も取り上げているところでございますが、この中で何点かちょっと違いがあるんですけど、一つは「親切、清潔は評価できるとしても、能率の点ではまだまだ多く反省の余地があることを自覚しています」こういうことが言われているところであります。それからもっと前段の中でもちょっと勘違いしているのかなという気がするんです。要するに、今回の行財政改革というのは官依存から地方行政が政策決定の機関として調査、立案、決定というすべての責任を持っていくんだ、それに大きな変化があるんだということで、残念ながら、市長が言われている本市「行財政改革推進大綱」についてという中には残念ながら見受けられないんですよ。あくまでも何か中央の閉塞的な、政治の閉塞より経済・政治的な部分からずっとうたわれながら述べられていますけれど、もっと自分たちの行政が地方分権という中で政策決定の機関として責任を持って機関でやるんだというような認識を少し持っていただければなというのが一つなんですね。

それと同時に、だからこそもう少し本格的なしっかりした財源については財源確保することが今後は地方行政にとっては責任ある行政運営ができますので、財源確保についてはしっかり内部努力をしながら発想を転換しながら対応していただきたい、このことが非常に市長にお願いしておきたいと思うんですけど、これについて何か、市長、コメントがあればお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　12月1日広報に私の掲げた記事、この書き出しの部分ですが、ほとんど経済の低迷が大きく原因を成して、そうして行政施策あるいは市民生活に何となく明るい状況がづくりがたい。これが数年来のバブル崩壊以降の国民的認識といいましょうか、環境ということではないかというふうに考えております。したがって、いわゆるこういう状況を脱却するには生活そのものをなるべく簡素化する。基本的な人権でありますとか、あるいは基本的な栄養は、これは下げることはあってはなりません。いろいろな工夫をすればむだはたくさんあるように言えると思います。

また、今までむだをあえてつくることが、これが消費を高め景気の維持にも役立ったということもあったでありますけれども、現状を脱却するには余り何ていいますか、消費に依存をするということとはなかなか難しいわけありますので、やっぱり多少の生活水準を下げても仕方がないと思わなければいけないだろうと思います。健康である限り歩くべきところは歩く、あるいは電気を節約する。いろんな方法も現実問題として身

近にあると思っております。そういう認識に国民が立つならば、立つことができるならば、つまりそれが意識改革である。その意識改革によってまた日本国民が大きな世界的な文化の先頭に立って一定の展望も開くことは不可能ではないというふうに考えるべきではないかと私は思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） 先ほど市長の答弁の中でちょっと誤解があったので一言つけ加えたいと思うんですけど、既に例えば老人福祉計画、平成5年ですか、策定しました。それは今までは国や都が策定してきたものを各市町村が責任を持って老人福祉政策をつくり上げて住民の身近な市町村の中で政策を展開するというような大きな法改正に伴って日野市でもつくった経緯がある。既に地方分権の動きがたくさん出てきたわけです。それと保健所のこともそうですし、また機関委任事務の東京都から確認業務が日野市においてきております。そのように既にもう日野市でもそれに対応しているところが現実なんですから、この地方分権というのはどこか他人事ではなく、既にもう私たちの生活の中に、また市の中に入ってきていますのでよく認識していただきながらしっかりと、それをただ事務的に受けるのではなく、そういう権限を持ったこと自身はどれだけ地域住民に今までと違った政策を転換しながらサービスを提供できるんだという、身近な市町村ができるということはすごい住民にとってメリットが出てきますので、きめの細かい政策を展開するために発想の転換をしていただいて、特に考える機能としての企画、立案については力を入れていただきたいと思うんですよ。

そのことを市長も発想を展開していただかないと新しい時代に即応した対応というのはできませんので、そのことを強くお願いをしておきます。

また、これについてはもう少し時間があるときに論議をしていきたいと思うんですけど、とりあえず時間、次の予定もありますので、この問題、これで終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって7の1、21世紀の責任ある市政運営に向けて財政の健全化を問うの質問を終わります。

一般質問7の2、田中地区センター建て替え促進と地域問題についての通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

○22番（馬場繁夫君） 久しぶりに地域問題を質問させていただきます。

田中地区センターは昭和45年ですか、木造2階建ての地区センターが完成しているところでございます。ところが、出入り口の問題とか建物等の老朽化とか、また前の南側

の道路の交通問題等大変ネックがたくさんふえてきておりますので、今後、建て替えを視野に入れながら検討をしていただきたいということが一つであります。

それと田中こども広場につきましても非常に場所的に山合いの一番奥の場所にありまして、出入り口が1カ所ということで大変利用者は防犯上も危険を感じているところがあります。ですから市道のL11-10号線でしたっけ、そこを少し整備していただいて田中こども広場の出入りを2カ所にできれば、防犯上解決がかなり進んでまいりますのでこのことをひとつお願いしたいのであります。

それと、ことしの台風の中で樹木が倒れましてフェンス等が壊れておりますので、その修復と同時に、何本かの木が倒れるような、傾いておりますので、今後、危険がないように対応をよろしくお願いいたしたいと思います。それについての御答弁をお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 田中地区センターについてでございます。

昭和47年に開設しました。2階建ての木造の建物でございます。長い間、あの地区センターにつきましてはくみ取り式トイレ、こういうことであったんですけど、昨年度の中で公共下水道切りかえも終わりましたで一応の形態を整えた施設というようなことになってはおります。建物を昭和47年開設でありまして二十数年たつような状況にもございます。

今お話がありました土地の関係につきましても、入り口がここの中でちょっとしたことから玄関口に行くまで一回りするような状況になっておるということも確認してまいりました。場所的にも非常に交通量の激しいといいますか、所に接した建物となっておる、こんなような状況にあることも承知しております。市の方といたしましては平成10年から1館ずつ改修をしていこう、こういう計画を持っております。この古くなった建物といいますか、昭和40年代につくりました地区センターも6館ばかりでございます。また昭和40年の後半につくったというものも13館ございます。こうしたものも総合的に見た中で、これから1館ずつの改修を目的としまして改修計画を持っておるということでございます。

田中地区センターにつきましては建て替えとあわせまして、ただいま御発言がありましたような使用しやすい形状の土地も考慮において検討をしていきたい、こういうふうに考えております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 田中こども広場の件でございます。

この広場はことしの9月22日の17号台風で、隣接している西側の雑木林の斜面が被害を受けて広場内に木が倒れ、フェンスを4メートルほどを壊しました。また同時に斜面の木が7本ほどですが、広場の方向に傾いてきております。倒木についてはすぐに処理いたしましたが、斜面の木については民地でもあり、借地部分とは違いますので直ちに対応することもできず緊急の措置としてロープで危険区域に入らないよう対応しております。壊れたフェンスについては修繕を予定しております。ロープ規制については冬場の利用者が少ないということもあり、安全確保のため傾いている木の安定する状況の見きわめがつくまで、ある程度地盤が落ちつくのを見きわめてからこれを外すことを考えております。

2方向避難については現在広場への出入り口の話のとおり、南側のみでございます。北側の民家から見られない手前側に出入り口ができれば広場利用の利便性は増すと考えております。民地であること、また市道整備の問題がございますので、関係課とも協議してまいりたいと思います。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 田中こども広場に隣接しておりますL11-10号線の道路整備についての御質問でございますけれども、御希望の箇所につきましては、道路の境界確定がなされておる部分でございますので整備は可能であると思っております。またこども広場の取り付け道路につきましては土地所有者の御意見や取り付け位置の問題等がありますので関係課との調整によって対応してまいりたいと思っております。

それから田中こども広場周辺の交通対策についてでございますけれども、広場の西側の道路は4メートル未満の幅員であることから、居住者専用道路の交通規制によって安全が確保されております。また東側地域につきましては一部4メートル未満の幅員箇所がありますので隣接土地所有者の御理解をいただき拡幅ができるように努力いたしてまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上でこの問題を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって7の2、田中地区センター建て替え促進と地域問題についての質問を終わります。

一般質問7の3、滝合橋歩道の拡幅促進についての通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

○22番（馬場繁夫君）　またひとつ地域問題でございますけれど、滝合橋は昭和45年に完成しておるところでございます。歩道の有効幅は1メートル35センチで大変狭くってすれ違いが大変困難な状況でありますので、この歩道の拡幅ができないかということでございます。特に利用者も随分ふえてまいりまして、すれ違い等が大変不便を感じているところでありまして、また冬場になりますと雪が降りまして道路が狭い中、凍結しまして歩道を歩くことが大変危険な状況になりまして、多くの人たちは車道を通行するということが多々ありますので、この歩道の拡幅を検討していただきたいということが1点目であります。

第2点目としては、浅川橋上流左岸の市道幹線2-31号線が左岸の堤防沿いの道路でありまして、特に堤防が完成した後、この堤防を何とか利用しながら交通安全対策として歩道に整備できないかということが一つでございます。そして浅川の上流の幹線2-31号線がちょうどかすみ堤近くで道路が特に狭隘になっておりまして、しかも道路がカーブをなしているところが大変に事故が多発しております。また、このところに歩道用の縁石も置いてある関係上、そこに乗り上げる事故もございます。この歩道を堤防の方に設置していただければ縁石も撤去できますし、この道路の付近も広がってまいりますれば交通事故も減少してまいりますので、あわせてこの付近の対策もお願いをしたいということで質問いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　滝合橋の歩道の拡幅という御質でございますけれども、橋の幅員構造でございますが、地覆を含めまして全体の幅が8.5メートルでございます。そのうち車道部分が6メートル、歩道部分が1.7メートルで歩車道が分離された構造になっております。また歩道上には歩行者が車道へ飛び出すことを防止するためのガードレールが設置してありまして、実質有効幅員は1.3メートルの歩道になっております。

御質問の歩道拡幅でございますが、橋梁全体の拡幅は構造上、事業費も相当な額になることが予想されますので、したがって、現状の歩道幅員の中でガードレールの構造と設置場所等を変更することによって拡幅ができるかどうかの検討を進めてまいりたいと思っております。

それから浅川の左岸の堤防を伝わりまして滝合小学校へ行く道路でございますけれども、その部分の歩道設置、それからその先のかすみ堤部分の一部狭隘の部分の改修につ

いての御質問でございますけれども、この点について建設省と十分協議をしまいたいと思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君） ありがとうございます。

特に滝合橋の幅員につきましてはガードレールの整備によって若干は拡幅が可能だと思うんですけど、それにしても歩行者のすれ違いについては大幅な改善になってまいりませんので、今後、歩道の幅員を大幅に広げるようにまた今後検討していただくように、このことについては強くお願いをしておきたいと思います。

また浅川の左岸につきましても、途中でかすみ堤がありまして堤防がつながっておりませんので、これも将来的にはつながる計画があるようですから、それに伴いましてサイクリング等のできますように整備もあわせてお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって7の3、滝合橋歩道の拡幅促進についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時52分 再開

○副議長（鈴木美奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問8の1、日野市の将来についての通告質問者、小川友一さんの質問を許します。

〔7番議員 登壇〕

○7番（小川友一君） それでは早速質問に入らせていただきたいと思います。

今、日野市が抱えている大きな事業——区画整理事業そしてまた下水道事業、病院等の財源の確保、そしてまた、これから事業計画そしてまた財政計画等を踏まえた中で質問させていただきたいと思います。当面、病院に関しましては私たちの会派の小山議員の方から質問があるというふうに聞いておりますので、病院を省いた中で区画整理事業そしてまた下水道事業の今後の進捗そしてまた財政の状況等踏まえた中で質問をさせていただきます。

早速であります、今私たちのまちで行われている区画整理事業でありますけれども、総事業費に占める平成8年度までの財源が投下された、いわゆる事業を進めるためにどの程度の財源が充当されているのか、そしてまた総事業費の残高ですね、事業計画の中の残高、市施行そしてまた組合施行と別にいただきたいと思います。

それと今、万願寺、豊田南、西平山、この3地区は国の補助金を充当した中で区画整理事業が進捗していると思いますけれども、当面、平成6、7、8年度あたりで国の補助金がどのような推移をしているのか。ふえていっているのか、減っていっているのか、その辺の状況。そしてまた交付金地区、いわゆる高幡とか万願寺第二、東町、この地区での交付金の状況等踏まえた中で事業がどのように今進んでいるのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 区画整理事業の市施行と組合施行の別々に総事業計画ということでございます。それと進捗でございます。

区画整理事業は事業計画を決定するときに都知事の認可を得て行います。その数値を申し上げます。市施行につきましては6地区で、総事業費が1,632億4,800万円、それから市の繰入金が261億3,100万円でございます。平成8年までに終わりましたが、平成8年はまだ予算でございますけれども、一応その数字を終わったと仮定いたしますと418億3,400万円。それから市から繰り入れていただきましたのが78億8,800万円。それから組合施行でございますけれども、組合施行は総事業費が271億4,900万円、それから市の助成金が予定しておるのが91億6,600万円です。平成8年までに終わりましたが、組合施行が76億5,800万円。市の助成金が22億3,000万円が消化されております。したがって残りが市施行につきましては1,214億円。それから市の繰入金の残が182億円でございます。それから組合施行につきましては194億円と69億円が残でございます。

それから補助金の入りぐあいでございますけれども、全部合計した数値でお話をさせていただきますと、平成7年度が国の補助金、都の補助金、組合等に対する今申し上げました財源として国や都の補助金でございますけれども、平成7年度が22億8,900万円。平成8年度が37億6,600万円ということでございます。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） そうしますと、ただいまいただいた数字はわかりました。そうすると、この事業を進めるための到達年度というのは大体どの年度を想定して計画がな

されているのか。そして今、質問の中で国費、都費に関しては、今部長のお話ですと、ふえているように伺ったところなんですが、都の補助金、国の補助金に関しては今現在その年次を追ってふえている状況と理解していいのか。その辺も再度質問させていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） この到達年度は今までいろんなローリングを繰り返し、これからも見直し等してまいる予定ではございますけれども、この数値を確定した時点では西暦2018年を予定してございます。

それから国の補助金だけを取らせていただきますと、平成6年度が4億9,000万円、7年度が3億7,000万円、8年度が3億5,000万円ですから、少しずつ減っておるわけでございますけれども、これにつきましては国の総予算の中でどうしても削減を、ないし内示の段階でかなり交渉いたしますけれども、どうしても少しずつ減ってきております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） そうしますと確認します。国費に関しては多少減っているというふうな傾向だということではよろしいですか。——よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、これが到達年度が2018年がこの事業の到達年度という形で財政計画が持たれているというふうに理解をしました。

ざっと今計算してみますと、市施行、組合施行を合わせて事業費の総額の残額が1,431億円ぐらいになっているように思います。そしてまた一般会計の、一般会計から見れば繰出金になると思うんですけれども、この残高が市施行に関しては繰入金ということで、組合施行に関しては助成金というような形で支出されていると思うんですけれども、その残高が252億円というふうにお話を受けとめていただいてよろしいでしょうか。——よろしいですね。

それでは企画財政部長にお伺いします。今回の12月議会に提出されました1996年——今年度ですね、平成8年から3カ年の実施計画が私たちのところに示されました。基本的に3カ年の実施計画ということになりますと財源の裏づけがあって、その財源の裏づけに基づいて事業を進めるというふうに我々は理解したんですけれども、それでよろしいかどうか。企画財政部長にお伺いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 基本的にそのとおりだというふうに考えます。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） そうしますと、じゃあ豊田南地区、いわゆる国庫補助の対象の区画整理事業のところの平成8、9、10の財源を見てみました。平成8年度は1億7,200万ですね。平成9年が2億、平成10年が3億1,000万、こういうふうに事業計画の中に折り込まれているんですね、実施計画の中にね。今、部長のお話ですと、年次を追って国費は下がっている、下がってきているというふうにお話がありました。この実施計画は何を基準にどの財源をここへ持ってきて、どういうふうな形でこの財源の数値が出てきたのか。仮にこの財源をベースに事業を進めるとして国庫補助が下がった場合には、一般財源をここに充当しなくてはその事業ができないと思うんですね。その辺も含めてこの予算をもらえるだろうと思った根拠をお話ししていただきたいと思います。——どちらでも結構です。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 計画を立てる上での特に実施計画というレベルでは当然のこととして財源の調整をして計画をするところでございまして、今回の実施計画についてもそのような基本的にそういう考えのもとに進めているところでございます。

しかしながら、これまでの御質問の中でもございましたとおり、税収の減といいますか、そうしたものが制度的な予測をされたもの以外にといたしますか、個人の市民税等につきまして今回の補正等も行っているような条件にも入ってきておりまして、必ずしもこの計画を立てた当時の財源どおりに確保ができるかどうか大変難しい状況にあるという認識をしております。この計画上は確かに一定の税につきましては固定資産税等を中心にした若干の伸びではありますけれども、最小限の伸びとして予測もして計画をしたところでございますけれども、若干の伸びがある反面、他の条件で減になる部分も出てくるといふ状況もあるものですから、正直申し上げて、基本的な考えは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、その後の状況で大変この計画の財源の中につきましては厳しい状況もあるというふうに認識をしております。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） そうしますと我々に示したこの実施計画は希望的観測の予算なのかな。普通、我々にこの3カ年、向こう3カ年ですから、ことし入れて、あと来年、再来年ですから、我々がこれを見れば、ああ、これだけの予算をつけてこういうふうに進めるのかなと思うんですが、これはあくまでも今の企画財政部長のお話ですと、こういうふうな予算がつけばいいなというふうなことだと思うんですね。

それで、今、年次を追って区画整理事業が到達年度2018年に向かって、要するに事業総額の残高が事業費で1,400億、それでまた一般会計からの繰り出しが250億以上あるんですね。今、8年、9年、10年のこの事業だけで、この到達年度までにこの今の事業計画で到達する見込みがあるのかどうか。その辺、これから区画整理事業をどういうふうに進めていこうとしているのか。そして、これに伴う財源措置をどこでどういうふうに求めようとしているのか。その辺、都市整備部長にお伺いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 数字的な部分につきましては私の方からお答えをさせていただきます。

最初申し上げました数値につきまして、現在、予測できるあらゆるものを組み入れまして収入の確保もしながらこの事業を進めたいと考えております。その中で、やはり今までのように保留地処分金を後年度ではなしに、保留地処分金についての処分を早目に前に持ってくるというようなこと、それから市施行につきましては新都市建設公社にこの業務を委託してございます。新都市建設公社の設立の趣旨からしまして、市にかわりまして事業を進められる部分が多々ございますものですから、今までその活用につきましては少し控え目にしてございましたので、そういうものについての利用をさせていただきまして、いわゆる新都市建設公社の立かえ金等を利用いたしまして、最終的には2018年ではございますけれども、財政的な運用の中ではそれをなるべく前に持ってきて、直接市民生活に関係あるところにつきましては、なるべく早目にこの事業が推進できるような、こんなことをこれから次の実施計画等にらみながら考えていきたいと考えております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） そうしますと今部長の答弁ですと、いわゆる市民生活に影響を及ぼさない範囲でということになりますと、そのところまで新都市建設公社の立てかえをしてもらっても事業を進めるというふうなお考えでいいのかな。

それと今、区画整理法の網かけをしているところは、いろいろと市民の皆さんが不都合を生じているんですね。相続が発生しても建物が建てられないからその土地を売れないとか、物納は今なかなか取ってもらえないという時代ですので、なかなか困っている。ちょっと建物を建てたいけれども、といってもなかなかできない。自治体の方で法の網かけをしておいて、お金がないからということでどんだんだんだん事業計画を変えていたり、いわゆる放置しているような状況では行政責任が果たせないと思うんですね。今

部長がおっしゃったみたいに、基本的にどの部分まではどの財源で進めていこう、それで市民生活を送る中で支障がない形までは持っていかなくは私はいけないと思うんですね、行政責任の中で。それで建て替えを勧めながら、いわゆる区画整理法の中で言われている第76条が承認できるところぐらいまで自治体の責任として一刻も早く進めていただきたいんですね。

それで、それに伴う財源措置をこういうふう to 実施計画の中で希望的な観測ではなくて、新都市建設公社の立てかえはどのぐらいだ、幾らぐらい。それから今、一般財源から充当しているのは年次を追って下がっているんですね、財政が厳しいから。だけれども、財政が厳しいからといって一般財源からの繰出金をどんどんどんどん下がってれば事業なんか進まないんですね。ですから、その辺を踏まえて区画整理事業をもう少し財政計画そしてまた事業計画をある程度見直していく時期ではないかなというふうに思っているんですね。その辺、再度、部長にお伺いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 今、議員さんのおっしゃられるとおりでございます、基本的には市民生活でございますけれども、この実施計画、次の実施計画へのローリングをするときには基本的には住環境の改善を急ぐ地域でございますとか、防災上必要性がある、交通安全それから都市計画施設の早期実現、こういうものを基本的な考え方の柱といたしまして、もちろん区画整理事業全部すぐにやればいいわけですがけれども、この辺のところを重点に置きながら、まず現場でのあたりをし、それからその財源につきまして、今申し上げましたようなことに加えて、やはり不足するところにつきましてはこれから広く市の財政計画の中でも少し手厚くしていただきまして市民生活には最終的に影響がないように、このようなことを考えながら事業は進めていきたいな。

それから第76条につきましては、そこで土地利用をされる方には、実際には区画整理事業が終わってからしていただきたいわけでございますけれども、当然そうはいかない地域が出てまいります。それはすぐ解決できるものと、やはり時間が必要なところがございます。そこで、こういう事態も踏まえて第76条での、簡単に言いますと、そこで建物を建てたい、そういう方につきましては今までの運用基準を少し緩めまして直接市民生活に影響がないような措置も考えながら進めていきたいな、このように考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） 市長、簡単で結構ですけど、今部長が答弁なされたような形

で区画整理事業は進めるということによろしいんですね。簡単をお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 今回提案をしております、いわゆる都市計画税の1年現率の継続ということをお願いをいたしております。本当は延期しないで3年間の時限立法ですから、ほうっておけばもとの率に戻る。そうすると5億円ぐらい、つまり0.01%が、約1億に近い金額に相当しますから庁内でかなり議論をいたしました。1年間、他の市も全く動きがないものですから、また一方には市民負担を強いるということにも現況の状況ではなかなか苦しいということもありまして延期をいたしました。

間接的な答えであります、この財源に、つまり本来の限度額に回復することによって、もし議会にも御理解もいただければ相当な財源は確保し得るという可能性はあるということだけは申し上げておきたいと思います。そういう判断の中でどういう選択があり得るか、一般会計からの繰り出しができればこれにこしたことはないわけでありすけれど、そういう選択をここ1年の間に、議会の御理解ももちろんでございますし、判断をしなければならない、こういうふうには考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） わかりました。区画整理事業を進める中である程度、事業計画を見直すというか優先順位をつけて、ここの部署は、ここまではというふうなものはある程度新都市の立てかえを受けても、ある程度のその部分までは事業を進めていただきたいと思うんですね。区画整理事業が進まなければ当然市長は平成10年までに下水道100%にするといった公約はもう守れないんですね。いわゆる下水道事業を幾ら面的整備をしても枝線整備をして、要するに幹線、区画整理事業に伴った幹線整備ができなかったら供用開始ができないんですね。

そこで関連しますので上下水道部長にお伺いしますがけれども、基本的に今、国の方からの補助金が大体10億ぐらい来ているんですかね。その10億を償還するために必ず、一般、その10億の仕事を消化するために今日野市の一般会計からの繰入金ですね、繰入金、事業部から見れば繰入金——繰入金を充当してやっていると思うんですけれども、基本的に、以前は国の補助金は近い将来、いわゆる3年とか4年、その近い将来というのは何年かわかりませんが、近い将来、供用が開始ができることを前提に補助金が出されていたと思うんですね。今、面的整備、要するに幹線整備ができないで枝線整備をしているのが現状じゃないかなと思うんですよ。それで、今事業を進めていっている中ですぐに供用開始ができるものの事業をやっている部分と、将来10年とか十何年か

たたなかったら、この部分は供用開始ができないといった事業、どの程度の比率で今行っているのか。その辺、おわかりでしたら御答弁をいただきたい。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　前段の部分にお答えしておきたいと思います。

まさに御指摘のとおりであります。したがいまして本来的な財源である固定資産税というものに依存をするということは、どうしても避けられないというふうに考えて御理解をいただかなければならないのではないか、こう考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君）　御質問の中に国庫補助金の出し方のお話がございました。確かに数年前までは二、三年のうちに供用ができる事業についてやりなさいという大きな指導がございました。最近は国でも下水道事業が一番優先しているということで、すぐにはできなくても——いいとは言ってませんが、厳しくそういう指示は、指導はございません。それで、市でもそういうこともございますけれども、事業につきましてはできるところをなるべく早くということで、全体の、日野市区域全体を100とした場合、既に整備をされて今すぐ使えないという区域につきましては、人口での率ですけれども、8％でございます。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　小川友一さん。

○7番（小川友一君）　将来的には、長い将来を見たときにはそれでいいと思うんですけども、基本的にこの下水道事業の起債の償還を見たときに、要するに起債を起こした償還は下水道の使用料で賄うということが前提だということを聞いているんですね。それで償還をざっと見ました。元利利子合計額が平成8年度で大体これが18億ですか、18億ぐらいですね。それが、もうちょっとあと何年かたちますと一番ピークが平成19年ですね、36億4,000万強ですね。そうしますと16億もふえていってしまうんですね。それに反して、下水道使用料の平成3年から平成7年度までの使用料のアップ率を見たときに、大体1年間で2億——1億5,000万円から2億ぐらいしかふえてないんですね。それで、いわゆる今言ったみたいに将来10年とか15年先に供用開始ができる部分に今財源が投下されていて、なかなか区画整理が進まないから幹線が整備されない、供用開始がスタートできない。こういうふうなのが現実だと思うんですね。それで将来的に、今一般財源からの繰出金が非常に減ってきている。当然、一般財源からの繰出金が減れば国の方の補助金も減っていくと思うんですけども、その辺は上下水道部長、いかがなんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君） 10年の先のお話をさせていただきますけれども、10年ほど先に行くというのは基本的に現在ございません。

それから一般財源からの繰り入れでございますが、現在、今お話がございましたように、国からの補助金は10億を限度に、限度というか、その前後で財政計画を立てております。これはイコール一般会計からの繰り入れがどのくらいになるかによってこの10億をふやすこともできますし、逆に一般会計からの繰り入れが少なければ減らさざるを得ないということでございまして、現時点では、最近の状況では10億の国庫補助金に対しまして、建設事業費に対する国庫補助金でございますので約40億円の事業費を組んでおります。これが一般会計からの繰り入れが三十数億でございますので、これが減ってきますと事業費のものは減りますけれども、国庫補助金も同時に減らさざるを得ないという形になってきます。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） 市長、再度お伺いしますけれども、今、上下水道部長がお話していましたけれども、要するに財源が厳しくなってくると区画整理事業も進まない。そうすると下水道事業に対する一般会計からの繰出金もなかなかそこへ充当してこないということになれば、国庫補助金もそれにあわせて減ってきちゃうんですね。市長がしゃっていたように、なかなか下水道100%には到達しないと思うんですよ。ということは、幹線整備、いわゆる下水道事業の一部分でも幹線整備を先行してでも、そういうふうなものに一般財源からの繰り出しをすれば財源充当を考えていかなければなかなか区画整理事業、下水道事業が要するに到達年度に達するのがだんだん遅くなってしまうと思うんですね。

そこで、ある程度、この時期ではもう前々から言っているんですけども、財政計画の見直しと事業計画の見直しをしなくてはいけないと思うんですね。いわゆる償還期間がずっとある、平成43年ぐらいまで償還していくということですけども、いわゆるこの償還ができなくなった場合には新たな起債でも起こさなかったら返せなくなってきちゃうと思うんですね、これ、今の財政状況からいったら。ですから一日も早く使用料が上がるような基盤整備の計画を立て直していただきたいんですね。その辺、市長、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 当を得た御提案だというふうに承っております。私も今問わ

れないことを発言をいたしましたのは、いわゆる正規の都市計画税という税制があるわけでございます。全くこれも自治体の固有の財源でありますので、そのことについても配慮いたしたいということを間接に御理解をお願いをしておるような次第でございます、それらを総合してなるべく計画年次を延長しないように、また必要な計画の見直しもこれもあわせてしなきゃならないというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） ぜひ、そんな形で基盤整備を進めていただきたいと思います。

そこで、きょうは何か財政問題が非常に話題になっているわけでありますけれども、視点を変えて財政に、いわゆるこの事業を進めるためにも財源の裏づけがなきゃ何もできないわけですので、どのような形で財源を捻出していつているのか。今の財政状況を踏まえて企画財政部長にお伺いします。

いつも私、企画財政部長に言っているんですが、今の私たちのまちの経常経費、いわゆる物件費や公債費や人件費、これのアップ率が非常に多いんですね。平成元年から、決算が平成6年まで、ことしの決算は終わっていますけれども、数値を見るのに平成6年度まで見てみたんですけれども、物件費で17億円ですね、プラスが、5年間で。それで公債費は下水道事業費が入っていないから1億ぐらいのプラスですけれども、扶助費が18億、そして人件費に至ってはこれは35億の過去5年間、平成元年から平成6年のたった5年間でふえているんですね。それで、当然この経常経費がふえているということは投資的経費が非常に減ってくるということですね。投資的経費は平成元年は155億あったんですね。それが平成6年には66億、半分以上ですよ、たった5年間で。もうある程度の見直しをしなくては財政危機が来ますよということも3年も前から言ってたんだよ。だけれども、何も手をつけてなかった。それで平成7年から平成9年、今この実施計画が出された年次ぐらいは大体経常経費がどのぐらいまで押し上げられるのか。企画財政部としては当然資料を持っていると思うんですが、どの程度押し上がると思っているんですか。お答えをいただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 御指摘のとおり、経常経費につきましてはその内容の主たるものが義務的な経費ということでございまして、今まさに御指摘のありました人件費、扶助費、公債費といったものが中心になっておりますために大変伸縮が難しい経費でございまして、年次を追ってどうしてもふえる要素がある。それから近年のこうした社会経済の状況を反映しまして、どちらかといえば当市の場合は扶助費の負担という

のはふえるよりも負担が軽くなる傾向に従来あったものが、急速にここへ来て伸びが大きくなってきているというふうな状況がありますために、今御指摘のような内容になっているところでございまして、今後の数年間のこの経常的な経費につきましては、実施計画の中でも義務的な経費を中心として見積もりをしているところでございすけれども、これまでの御質問の中でも出ておりました行財政改革等の取り組みも含めて、現在以上の伸びにならないように（「そういうことじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）抑えていきたいということで考えているところでございまして、いわゆる経常収支比率での見方につきましては、今の質問との関連で見ますと下水道事業ですね、これについての繰出金につきましては、従来は建設費を中心といいますか、その財源としての繰り出しが中心でございましたので、いわゆる経常経費というよりは普通建設事業費で最終的に当たる経費として臨時的な経費というカウントが主要なものであったわけですが、経常経費としてのカウントの割合がふえてくるというふうなこともありまして、繰出金等につきましては経常経費を引き伸ばす要素として今後出てくるというふうに予想をしているところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） あのね、企画財政部長にそんなことを聞いているんじゃないんですよ。最低、自分だってこんなもの5年間でどのぐらい伸びたかなということはちょっと調べればわかるんですね。当然、企画財政部長であれば、こういうふうな状況を踏まえて、要するに義務的経費がこのぐらいふえちまえば投資的経費はこのぐらいといってもうなくなっちゃうなということはわかるでしょう。——わかるでしょう、そのことは。そうすれば今、区画整理事業をするたって下水道事業をするたって一般会計の繰り出しができないでしょう。だから、そういうふうな数値は持っているんですかと聞いているんですよ。たった5年間で50億——投資的経費が89億も減っちゃっているんだから。そうでしょう。89億も減っているんですよ。そうしたら当然この義務的経費は余り今行革も何もやってないからふえることはあったって、減ることは何もないんですよ。人件費だってそうでしょう。すべてそうですよ。そうすれば向こう3年、4年ぐらいの数値は持っていっちゃるでしょうと言っている。その数値はどのぐらいですかと聞いているんです。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） この実施計画——（「実施計画はだってみんなうそのことが書いてあるじゃないですか」と呼ぶ者あり）——実施計画の中での計画事業費と

いうのは——（「さっき言ったじゃない、希望的な予算だって……」と呼ぶ者あり）——
今お尋ねの、いわゆる投資的経費といいますか、普通建設事業費のほぼそんなようになるわけでございますけれども、'97年度、'98年度では、'97年度では78億9,000万、それから'98年度では81億というふうな見積もりをしているところでございます。

それから御指摘のとおり、大変財源お厳しい中での予算編成といいますか、財政計画でございますので、経常的な経費の伸縮がなかなか難しいという結果、普通建設事業費、投資的経費の割合が大変落ち込んできているということについては、結果的にそういうところにしわ寄せがいくという形になっておりますので、御指摘のとおりだというふうに思っております。このこと全体は限られた財源の中で、計画にしろ予算編成にしろ整えていかなければならないということですので、やはり義務的経費を計上し、さらに優先的な事業に絞ってこの財政計画なり予算編成をさせていただいているという状況でございます。（「いいよ、そんな……」と呼ぶ者あり）そういうことですのでよろしく御理解いただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） 私はそういう質問をしているんじゃないんですね。数字ぐらい持っているでしょうとってお話しして、なかなか数字も出てこないんですけど、じゃあ他会計への繰出金、今言ったみたいに病院とか下水とか、他会計への繰り出しがありますね。平成元年に19億だったんです。5年たって平成6年には40億7,300万円なんだ。倍以上になっている。そうでしょう、たった5年間で。じゃあ他会計への繰り出しはどのぐらいこれから先伸びると思っていらっしゃるんですか。いかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 正直に申し上げまして、他会計への繰出金ということになりますと国民健康保険会計、土地区画整理事業、下水道、もちろん病院に対する負担金、補助金、出資金等もあるわけですし、老人保健会計それから、これは金額は少ないですけども、老人入院共済というふうにあるわけでございます。この中で特に国民健康保険会計への繰り出しの伸びがここ数年、金額的にも大きくなってきておりますし、これは大変、これはもちろん内容的には義務的なものでございますので、こうした伸びはかなり今後も避けられないというふうに思っております。それから市立総合病院等につきましては、現在、健全化計画等に取り組んでおりまして、これに対する、いわゆる赤字分の補助金については極力ゼロに近く持っていこうという努力を今後努めていくつもりでございます。

そうした状況の中で土地区画整理事業、特に下水道事業（「そんなことを聞いているんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり）——これらの会計についての繰出金の額も大変困難な状況でございますので、現在、来年度の予算編成等に向けましても関係部局と調整をさせていただいている、編成の調整の中でございますので、十分な御指摘の点につきましても検討を進め、私どもとしましては区画整理事業、下水道事業につきましては、現在の財源の許す範囲で事業計画等の再検討とか見直し等をお願いしながら進めていっているところでございますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） あのね、企画財政部長も何年もそこで一生懸命やっているんだから、我々素人に言われなくたって十分わかっていると思うんですね。今、日野市はそんな状況になっているんですよ。要するに他会計への繰り出しにしても義務的経費にしても投資的経費をどんどんどんどん圧迫しているんですよ。何もできない状況になってきているのはもう目の前に見えているんですよ。ねえ市長。

市長、要するに行政の過誤を正すというふうな意味じゃないなんて言っている時期じゃないんですよ、今の日野市の財政状況は。やっぱり市長の責任で今までやってきたことに過誤があったとか、過誤がないという状況じゃなくて、もう少し財政状況をしっかりと把握しなくてはいけないと思うんですよ。

再度お伺いしますが、歳入の根幹である市税収入、個人の、そして法人市民税。過去5年間、平成元年から平成6年まで、たった7%しかふえてないんですよ。それで、ことしの当初予算だって今12月議会で7億の市民税の減収が出てきたでしょう。それは法律が改正されたり控除額がふえたからというふうな要因はあるでしょう。しかし、現実的に市民税も、そしてまたことしの6月でしたか、法人市民税の増額補正がされましたけれども、その反動で今度は法人市民税の減額がなされるでしょう。そういうことだって想定できるでしょう、当然。それで、今回の実施計画、この実施計画を見たときに、いわゆるこの事業をするための財源の裏づけが必要だと今企画財政部長がおっしゃったでしょう。それで、これの財政計画書の普通会計のところを見てみたんですね。1996年というから平成8年ですね。平成8年度は290億ちょっと、市税収入が。そして1997年ですから平成9年になりますから来年度ですね、市税収入は322億ちょっとあるんだという、こういうふうな財政計画を立てているんですね。ことしの市民税が減額されてきて、来期は法人市民税が減額されることが想定できるんですよ。何を根拠に30億も市民税がプラスになるというふうにお考えなんですか。事業を進めて、要するに実施計画

をつくるために、これは繕ったんですか、これは。なぜ30億も増収がなる、増収がなる
と見たのか。増収がなるという根拠を示してください。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 確かにここに示しております数字と現時点におきます
状況は数字的な乖離をしているということはそのとおりだというふうに思います。ただ、
私どもがこの実施計画を詰める際に想定していた状況というものと必ずしも今実際に制
度的な問題で出てきております内容が一致をしない。確かにその辺は見通しが甘かった
というふうに（「来年のことを言っているんじゃない」と呼ぶ者あり）指摘されればや
むを得ないところでございますけれども、一定の税の動向等見まして伸びを見込めると
いうふうに見積もったところでございます。したがいまして、単純に数字を合わせるた
めにだけやったということでは決してございませんで、この計画の中でもまず歳入の見
通しを立て、その上で歳出の方を調整をするという取り組みをしたわけでございまして、
結果的には確かに数字のずれも出てきているということで、これにつきましては今後の
この計画どおりにいかない部分が確かに出てくるだろうという御指摘については、今後
の9年度予算編成に向けてかなり従来にない調整を進めなければならないというつもり
で取り組んでいるところでございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） 余りでたらめな実施計画を出してもらいたくないんですね。さっ
きだって企画財政部長、来年度の財源不足は12億から20億ぐらい財源不足すると言っ
たじゃないですか。要するに、ことしより来年の方が最低でも12億から、場合によっ
ては国の法律の内容によっては20億ぐらいの財源不足が想定されるんだとおっしゃって
たでしょう。それが、なぜこの実施計画の中に30億も予算、市税の増収があるというふ
うなよく書けますね、これ、こういうふうなことを。信じられない。市長、どうですか。
こういうふうな現実を見て。いかがですか、市長。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 期待的願望という——（「期待、予算は期待じゃないんです
よ」と呼ぶ者あり）——ふうになる面もあるかと思っておりますが、大蔵省あるいは日
本銀行の、いわゆる景気動向調査でも、国民には景気は徐々に回復しておるというふう
に説明をされているわけでありまして、我々もそれに期待をしておるという面が多分に
あるわけであります。現実には厳しいものがあるということもまたあわせ考えながら是
正すべきものは是正しなきゃならない、こう思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　小川友一さん。

○7番（小川友一君）　市長、今は正直にみんなで、議会も市民も一生懸命やらなくちゃいけないんですよ。そのときに、これは期待だからいいですよ。これは期待だから。でも、期待だからいいと許せるものじゃないですね。自治体の予算ですからね。そして、まして実施計画書の財政計画の中に出ているんですよ、はっきり資料として。

市長、この前、行政の過誤はなかったとおっしゃっていました。いわゆる投資的経費、いわゆる事業を進めるための経費は平成8年3月に財団法人・東京市町村自治会調査会が公表した過去10年間、27市における市町別の財政分析、これが出たんですね。私もたまにそれを見て日野はどんなかなと思った。そうしたら投資的経費は当初平成6年は27市中8位だったんです。5年たってみたら26位ですよ。27市中ワーストツーですよ。いわゆる5年間の間の市長の財政運営のまずさが投資的経費が圧迫されてきたことなんです。ということは過誤があるんですよ。その過誤は、やっぱり過誤として認めて、やっぱり行財政改革に本気で取り組む時期なんですね。やっぱり市長も自分ではなかったと思いますけれど、現実的に数字がこういうふうにあらわれているんですね。ぜひとも認識をしていただきたい。

その辺を踏まえて前々から行財政改革に早く取り組みというふうなお話がありました。さきの一般質問で菅原議員の方から、市民課の方に何日かこうして調査してみた。その結果、ある程度の人員が削減できるというふうなお話がありました。やっぱりそういうふうなことは議員がやるんじゃなくて、自治体の主管課がそれぞれ創意工夫をして、どういうふうな市民ニーズにこたえていくか。要するに人の配置をどういうふうに転換していくか。厳しい財政状況の中でどういうふうにしてみんなで工夫をするかということ。を率先してやるのが、議員がやるんじゃなくて理事者がやらなくちゃいけないんですよ。強く要望しておきます。

最後になりますけれども、ちょうど市長の任期が参りました。来年の4月22日が森田市長の任期だというふうに聞いてます。森田喜美男氏が当初、市議会議員であった昭和48年当時、古谷 栄さんが市長だったように聞いていました。そのとき市長は、任期満了が近い。よって次年度の年間予算を、次年度の予算編成のときには年間予算を組むことは民主主義を侵す行為になるのではないかと森田市長がおっしゃっていたんですね、市議会議員のときに。当然、今回は次の選挙に出るか出ないか別として、当然、これは市長が言ったのは、骨格予算組めと、経常経費だけ組んでおけば後は新しい市長がやるんだというふうなことに思うんですけども、それで間違いないと思うんですね。当然、

自分でおっしゃっていたんだから、来年度の予算は骨格予算をお組みになるんでしょうね。その辺いかがですか。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の過去のことを顧みて大変幼稚、未熟であったというふうに——（笑声）——反省をいたしております。当事者の立場になりますと市民に御迷惑をかけないということを大前提にひとつ民主主義もまた考え直していきたい、こう考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 小川友一さん。

○7番（小川友一君） 市議会議員であったときと権力を握ったときとはちょっと違う、こういうふうなことで理解をします。どっちにしても過去二十数年間担ってきたんですけども、自分でやったことは自分でしりぬぐいをしていていただきたい。こんなことを要望して終わります。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって8の1、日野市の将来についての質問を終わります。

一般質問9の1、（仮称）西豊田駅誘致について森田市長は本気で実現する意志があるのかと問う！の通告質問者、田原 茂さんの質問を許します。

〔12番議員 登壇〕

○12番（田原 茂君） それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私、不覚にも風邪を引きまして少しせきが出るものですから、聞きづらい点もあるかと思いますが、しばらくお許しをいただきたいと思います。

（仮称）西豊田駅誘致につきましては長年の懸案事項であり、日野市民にとっても最も関心の高い市民要望の一つであります。しかし、市民の皆様からは本当にできるのか、できるとすればいつごろできるのか、いや、できるわけがない等々さまざまな情報も流れ、市民の皆様も思いあぐね、戸惑いがあるのが現実ではないかと思っています。そのような状況を踏まえて、今回西豊田駅誘致につきまして当然一日も早く西豊田駅誘致を実現していただきたい、このような立場から市の対応につき質問をさせていただきたいと思っております。

早速、質問に入らせていただきますが、9月定例議会において佐藤洋二議員の質問の答弁の中に、西豊田駅誘致事業推進本部の設置に向け、その組織づくりの活動に全力を注ぎたい、このような答弁がございました。当初は庁内組織としての位置づけであったようですが、その後、強力的なインパクトを持った組織とするために全市的な官

民の能力を結集した組織としたい、このような組織づくりに全力を挙げたい、こういうことでございました。

そこでまず初めに、この西豊田駅誘致事業推進本部について、その性格や位置づけに関して何点かお聞きしたいと思います。

第1点目は、根本的な問題であります、この設立目的は何かということでございます。

第2点目は、組織のあり方を定めた要項等はできているのかどうか。

第3点目は、推進本部の構成員はどうなっているのか。

第4点目は、本部の組織の形態について。庁内組織、庁外組織との関係も踏まえて教えていただきたいと思います。

第5点目は、組織の運営方法、運営形態はどうなっているかということであります。

第6点目は、西豊田駅誘致事業推進事務所を去る7月1日に西平山まちづくり事務所に併設し、組織づくりの活動をスタートさせたわけですが、その後の今日までの活動状況を教えていただきたいと思います。

第7点目は、今後の取り組みについて具体的に年次を追って教えていただきたいと思います。

第8点目は、周辺の自治会、企業等の反応はいかがだったでございましょうか。意見や要望等があったかどうか。そんなものも紹介をしていただきたいと思います。

とりあえず以上8点につき、御答弁をお願いをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） それでは御質問の8点について順次お答えいたします。

まず第1点目の根本的な設立目的は何か、こういうことでございます。

御承知のとおり、西豊田駅の誘致につきましては昭和60年7月以来、当時の国鉄に、そして現在のJR当局に新駅の設置の要請を行って既に10年以上を経過しているわけでございます。この間、事業化促進の資料としましても事務調査報告書を専門家に依頼しまして技術面あるいは経営面の適合性を調査するとともに、現在施行してございます西平山土地区画整理事業では換地設計に駅前広場の公共用地を設定するなど計画推進に努力をしてきたわけでございます。この結果、本年2月9日には双方の交渉において駅設置に具体的な、いわゆる基本条件が示されたわけでございます。それは一つが技術的に

可能であること。二つ目は、経営的に見通しが持てること。3点目は、経費を全額地元負担とすることの3点でございます。したがって、このことを受けて地元としてこの3点をクリアするために全市的な能力を結集して、そして積極的にその取り組みを進めよう、こういうことでございます。このために、その運動組織としまして西豊田駅誘致事業推進本部を設置することにしたわけでございます。現在では現地に7月1日に推進事務所を開設して組織づくりをしているわけでございます。

次に2点目でございます。定款等組織のあり方を定めた書類はあるのか、こういうことでございます。

この本部設置に当たっては、去る6月1日付をもって西豊田駅誘致事業推進本部要綱を制定しております。この要綱については第1条から第8条までの構成となっておりまして、内容的には所掌事項あるいは組織、顧問団、会議それから幹事会、事務局等を定めてございます。

次に3点目、本部の構成員についてということでございます。

これは要綱第3条の組織において、本部は行政、住民組織、企業、事業所、団体等の代表をもって構成する、こういうふうになってございます。

次に4点目の本部の組織形態は。庁内組織と庁外組織との関係ということでございます。

本部には行政、住民組織、企業、団体等の中から選ばれた代表者25名をもって組織することをただいま考えております。庁外組織については、現在、西豊田駅実現広域住民期成会、これがございます。したがって本部が設置され次第、この組織についてのいわゆるあり方それから連携等、これについて検討をお願いすることを今考えてございます。

それから5点目になります。組織の運営方法、運営形態は、ということでございます。

本部は、当面、市長が本部長として各組織から選出されました本部員を招集し運営することにいたします。また本部には部会を設置して課題の検討をお願いいたしますが、これらの議題等については市の関係部長で構成する幹事会で事前に検討して提案する方法を考えてございます。なお会議の開催、時期及び回数等については、今後十分検討し定めたいと思います。

次に6点目でございます。推進事務所の関係でございますが、7月1日の設立から今日までの活動状況は、こういうことでございます。

現地の推進事務所、これは3名体制で去る7月1日に開設し、この推進本部への参加

対象いたします関係住民組織、企業、事業所そして団体等の調査をまず行いまして93団体等を抽出いたしました。そして、これに対する協力と参加の要請に表敬訪問をしまして、先月中旬にこれも終了したところでございます。現在は本部設置に先駆けて準備会の開催を予定してその事務に当たっているわけでございます。

7点目でございます。今後の取り組みについて具体的に年次を追って答えよ、こういうことでございます。

この推進本部の設置を目的に活動しているわけでございますが、この現地の事務所では本部の設立に先駆けて準備会を新年早々に開催することで、その事務を進めているわけでございます。この後、本部設置の体制が整うこととなりますので、具体的な取り組み等については本部発足後にJRの動向あるいは区画整理事業の進捗状況等も踏まえてその検討をしていきたい、かように思っております。

8点目の周辺の自治会、企業の反応はということと、意見や要望、こういうことでございます。

新駅誘致事業の推進に係る本部設置について関係する93団体と表敬訪問しまして参加要請の説明をしたところでは、自治会、団体等はおおむね期待をしております。一方、企業、事業所、これにつきましては資金負担の心配あるいは駅設置の時期等の照会が多かったと報告がされてございます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） どうも多岐にわたりましてありがとうございます。

組織の内容というか形態というか、そういったものを荒々御答弁の中で述べていただいたわけでございます。大体の概要はわかってまいりました。

先ほどの答弁の中で何点か再質問をさせていただきます。

まず第1点目は、1点目の私の質問に対するお答えの中なんですが、要するにこの組織の根本的な設立目的は何かという質問の中で、お答えの中で、経過的なものが何か中心的に述べられていたような気がするんですが、はっきりしないんですね。そんな意味で私、思いますのに、この推進本部というものを内外ともに強力なインパクトを持ったものをつくっていくということで、あえて内外ということで、官民ということでなさろうとしているわけであります。やはりこの目的というものを明確に最初からいたしませんと途中からある意味では恐らく財源的な問題になってくると思うんですね。そんな意味でいくと私はこの推進本部の根本的なやはり目的というのは、はっきり言えば、いわゆる気運を盛り上げていくということは当然としても、主たる目的はやはり財源負担を、

財政的な負担をどうするのかということを中心に、そのためにあらゆる角度から検討していくということがこの推進本部のやはり主たる使命であり目的なのではないかというふうに思っているところでございます。

先ほどの答弁の中に周辺の自治会あらゆる企業等の反応の中で、やはり期待はするけれども、財政的な負担をどうするのか、お金を出すようになるのかどうか、これがやっぱり一番の特に周辺地元の企業、事業所あるいはまた自治会関係者においても、お金を出す必要があるのかどうかということも踏まえて一番の関心事であることは間違いないわけであります。そんな意味でストレートにやはり財政負担をどうするのかということをおの設立目的にはっきりほかの形で、そのほかにも当然付随するものもあるでしょう。しかし、最低限このことをうたうべきではないのかということ強く思っているところでございます。何かああいうふうな形で意見を聞く、あるいはまたいろんな周辺の方々の協力をいただく、こういう抽象的な形でスタートして、後で何か金の問題だ、こういうふうなことになるんでなくて、やはりこのことをきちっと踏まえた中で、これをどうするのかということをお皆さんと一緒に話し合っていきたい、検討していききたい。また捻出するためにはどうするのが一番ベストなのかということをお検討していくんだということがこの主たる目的であるということをお、まず鮮明に私はすべきであるというふうに思っています。

そんな意味で、先ほど御答弁の中に要綱等もつくっておられるということでありました。その中に、先ほどの御答弁の中で形態の説明があったわけですが、目的というものはなかったわけですね。そんな意味できちっと私は要綱をつくっている中でありますから、今からでも変更等が可能であると思いますので、やっぱり要綱の中からきちっとその目的は何かということをおはっきり明示をするということが大事なのではないかな、このように強く思っているわけでありますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 確かに御指摘のとおりでございますけれども、財源負担だけでなく、いわゆる誘致事業の促進を図る、こういうこともございますので、御指摘の点については要綱の所掌事項に明記することを今後検討をしてみます。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

検討していただくということでもありますので、あえて言いたくないんですが、たしか、これは3月議会の答弁のちょっと記録を見ますと、ちょっと触れてみますと、部長

答弁の中でこういうふうに言われているんです。——「いわゆる、この事業を行うに当たりまして推進と、さらには財政的な受け皿を目的とした法的な組織、法的団体と申し上げますか、法的団体に準ずるような組織をつくっていかねばなりません。そのために市民団体あるいは自治会、そしてさらには企業それから事業所、そういった範疇の方々たちと手を携えてこれから誘致に向けて積極的に進めていく、こういうことでございます。いずれにしても、それぞれこの駅ができることによりまして反射的利益をお受けする方々もいらっしゃるし、この目的とする使命は、やはりこの事業にかわる建設事業費の全額負担、これらがテーマになっていくことと思います。」——このように明確に述べられているわけでありますので、あえてこれ以上言う必要はないと思いますので、ぜひそんな形で、まず位置づけをはっきりとさせていただきたいことを要望させていただきたいと思います。

それから次の質問ですが、目的ということで、やはりどういうこと、どういう形にその組織の運営を持っていくのか、その目的ということがはっきりと定まっていればおのずからその運動形態が定まってくるわけであります。そういう観点から、この問題に関連してもう1点だけお聞きしたいのですが、先ほどの設立目的の質問の御答弁の中に、JR側から3点の条件が出されました。その3条件についても推進本部で検討していく、こういうことでありました。これは私はちょっと趣旨が少し違うのではないかな、こんなふうに思います。いわゆるJR側から提示された3点のうち、少なくとも第1点目と第2点目、いわゆる技術的な面で可能かどうか、2点目は、要するに採算性があるかどうか、とれるかどうか。これは基本的にはJR側で考えるべき内容ではありますが、市としても当然一応の案というものを提示してJR側の積極的な対応を期待する、こういうのが市のとるべき姿勢ではないのかなと思っております。推進本部で検討するというよりもむしろ市として、行政として対処していくべき事項であると思うわけであります。このように市としての、行政としての役割分担は何か。そしてまた推進本部でやるべきことは何か、その役割分担というものを私は明確にやっぱり区別していく必要があると思うんですね。言いかえれば責任の所在というものをはっきりさせる必要があると思うわけであります。今のやり方を見ますと、何か市は責任の所在をすべてこの推進本部に押しつけようとしているような気がしてならないわけです。

最終的に、ある意味では、これはやっぱり相手のある事業ですから、場合によったら断念せざるを得ない場合も出てくるかもわかりません。これはできれば当然やっていただきたい事柄ではありますが、そういうことも想定を当然これはしていかなければなりま

せんね。あり得ることだと思います。ということを考えますと、やはりそのときに、私はどこにどういう責任があって、どういう形でこれはこうなったということを明確にすべきだと思うんですね。そんな意味で私はこの推進本部に全部押しつけようという、こういうようなちょっと姿勢がとって見えるものですから、そんな意味で、やはりこのJR側の提案の3条件を絞ってみても市としての、行政としての役割分担、さらに推進本部としての役割分担、こういったものをきちっと位置づけをしていくということが非常に大事な出発点になるのではないかな、こんなふうに思っているわけではありますが、このような市側の役割分担、また推進本部の役割分担、このようなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 2点目の役割分担の問題でございます。

責任の分担のいわゆる明確化ということではないかと思いますが、基本的には誘致事業については市が果たす役割といいますか、それは非常に大きいわけでございます。そういった中で、ただ市だけが誘致運動に、誘致の要請にJRに行ってお願ひするというのではなくて、そういった本部が設立されることによって、先ほども議員さんからお話があったとおり、対外的にインパクトを与えるような体制をつくって対処していこう、こういうことでございますから、これらの推進本部に対する責任というよりは、市の方では駅が設置できるいわゆる環境整備、例えば駅関連の都市施設、こういったものを整備をすることによって駅が誘致できる、誘致しやすくする、こういった責任を負っていく。したがって、もし行政と推進本部との間で責任分担の不明確さがもし出てくるならば、本部の皆さんとそれらについてはいろいろと御相談し、そしてその区分を考えてみたい、かように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

今後、この本部の構成員とともにそういったものがあれば考えていきたい、また役割分担というものを考えていきたい、こういうような御答弁でありました。そんな形で、私は役割分担というものを明確に市のできる、市だからできること、また市であるからこそやらなければいけないこと、こんなことを中心に明確に私は線引きをしていく中でやっていく、これが一つの、両輪としては大きな役割を果たすものではないかな、こんなことを強く思いますので、しっかりと線引きをしていくという方向での検討をしっかりとお願いをいたしたいというように思っております。

もう1点だけ、また再質問ですが、先ほどの答弁の中での再質問でございます。これは何点目でしょうか——7点目ですね。今後の取り組みについてということで具体的な年次計画によって質問したわけですが、JRの動向と区画整理事業の進捗状況も踏まえ検討していきたい、こういう御答弁であったと思いますが、私はそんな悠長なことを言っていていいのでしょうか、こういうふうに思うけであります。

中央線の国立駅と立川駅の間に今、今というか、もう前から仮称東立川駅の誘致運動が近場ではあるそうでありますね。これも45年たっているそうであります。昭和25年から始まっている、こういうことで45年たっているそうですね、話はちょっとずれますが。大体、駅誘致というのはこんなに一つの息の長い運動が必要だ、こんなふうにも言われているわけではありますが、しかし、この日野市に限ってみれば、いわゆる区画整理事業というものがあるわけありますから、区画整理事業の中で組み入れていくわけありますから、私は少なくともタイムリミットがあるわけですから、私みたいな素人目で見ても、向こうはやっぱり10年ぐらいで結論を出さなければいけないのではないかな、こんなふうに、私、素人目で見たってわかるわけありますね。

そんなことを考えますと、やはりこういった意味での推進本部もできるわけありますから、やはり年次計画、もちろん相手もいることですから、このくらいのことはできないにしても、やはり何ていうんでしょうね、技術面や、先ほどあったような技術面や採算性についての条件は大体平成何年ぐらいまでには結論を出さなきゃいけないとか、あるいは財源問題については平成何年ぐらいまでに詰める必要があるという、こんなことはもうやっぱり今からやっていくべき時期なんではないでしょうか。また、ある意味では、場合によっては何年までにこの条件が、あるいは財源的問題としての結論が出なければ、ある意味ではこの事業は断念をせざるを得ないのではないかなというようなことも、これはやっぱり今の段階として、ある意味では射程距離にというか、可能性の問題ですからね、これは。これからの事業の、または推進本部の運動、市の働きかけ、いろんなことがあって、もう全市民的といっていいかどうかわかりませんが、希望している方が多いと思う、西豊田駅については。当然、実現してもらいたいことは当然ですが、やはり現実を見ると可能性としてどのぐらいの割合があるのかということを考えますと非常に私は今の段階を見てもいかなものか、こんなことも考えざるを得ない、こんな状況でもあるわけあります。

そんな意味で、やはりこれは荒々の区画整理事業との関係もありますから、荒々の年次計画というか、年次といかなくてもいいですよ、3年とか5年先とか7年先はどうか

とか、10年から、15年ぐらいの間でこれは考えていかなければもうできないんじゃないんですか、市長。これを年次計画とか計画的なものということについて、これは市長にちょっとお伺いしたいんですね。いかがですか、市長。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅の誘致につきましては日野市民として長い過去の期待感の歴史があります。また周辺のかかなり広域の範囲からも、できるものならば早く実現してほしい、こういう期待の生まれることは当然であります。こういう運動に一番大きく条件整備といたしましては、つまり運動の能力といいましょうか、結集した力をはっきりと示すことができる、いわゆる組織力と言ってもいいかもしれません。

それから、いわゆる財政負担をどのように見通すことができる、こういうことになればかなり具体性が高くなる。幸いにＪＲが提示した３件というのは、悪く考えれば断る言葉にもとれないわけではありませんが、実現する上には極めてまた明快な条件だというふうに我々は解釈をいたしております。したがって、運動体制といいましょうか、あるいは財政力の調整能力といいましょうか、そういうものを行政がもちろんまた事務局的中心の役割はするわけですが、全市民の皆さんに意思をなるべくまとめて参加をしていただくという推進体制もまた大切であります。

よその例で参考になりますのは、よく地域経済団体という組織上のまた役割がありますので、日野市の場合も何かそれに匹敵する組織づくりはできないだろうか。あわせてその関係の方々にも日野市にも商工会議所といえるような組織をおつくりいただけませんかということも御提案といいましょうか、お願いをしておる、こういう状況でございます。

国鉄と交渉しておりました際は、地元が経費の負担をするなんてことは全く考えなかったわけでありまして、今のＪＲの建前からいいますと、一番つまり何ていましょうか、採算がとれれば、いわゆる投資ということになりますから、その投資をまた地元依存をするという一番横着なあり方ではありましょうけれど、それにこたえるぐらいのまた熱意を持たないとクリアし切れないというふうに考えておりますので、そういうことを目指してひとつ力をつけていきたい、こう考えております。

少し具体的に申しますならば、やっぱり第３セクターとして公社といえるふうなものが必要かなという感じはいたします。つまり、例えば金融機関から資金をある程度調達のできる能力あるいは立てかえて、あれですね、借り受けを受ける能力、こういうこともあわせ考える必要があるだろう、このように思っております。

議会に一々御了解をいただいたわけではありませんけれど、議会の皆さんには顧問団ということで、ぜひ大きく推進の役割を御支援いただきたいと思っておりますので、ひとつ、その点もお願いを申し上げましてお答えにさせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） 長々とありがとうございました。

市長の話を聞いていると何か、こういう運動をする場合の一般論ですね、一般論を述べているんであって、御自分が当事者、当事者の長であるという、何かこういう責任感というのがちょっと感じられないんですね。何か他人事というか一般論を評論家みたいに述べているような、そんな気がしてならないんですね。何か市長の発言から誘致しようという意気込みというのは伝わってきません。昨日の菅原議員の言葉をかりればまさに「のれんに腕押し」「ぬかにくぎ」こういう感じであります。

時間もないので次にいきますけれども、次に、3点につき質問いたします。

先ほどの件ですが、やはり計画ぐらい、市長、しっかりつくってください。よろしくお願いします。

次に移りますが、3点につき質問いたします。

第1点目は、J R側からの駅設置の基本的条件の3項目について市としてどのようにクリアしようとしているのかを教えてください。

第2点目は、建設費として概算額を教えてください。

第3点目は、参考として、今建設中の南八王子駅についての費用負担の実態を教えてください。

以上、3点につきお願いをいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） ただいま3点の御質問がございました。

1点目が基本的条件の3項目について市はどのようにクリアしようとしているのか、こういう御質問でございます。

J Rから基本的条件の3項目が示されているわけでございますが、このうち技術的問題点と採算性の問題、これについては原則的にJ Rが考えることでございますが、市としましても促進するという立場から、過去に調査した報告書もございます。これをベースにして再度、都市的あるいは経済的な観点から検討しまして、その技術的工法なり、あるいは収益性についての方策を検討しました。そしてJ Rに提案したい、このように考えているわけでございます。

そして、その費用全額負担についての問題でございます。市が支出するには法的にも制約がございます。この資金調達についてどのような方法で対処するのか、また関係団体等の負担についてもどの程度の割合にするか、これにつきましては今後推進本部で議論をしていただきたい、このように考えております。

次に２点目の建設費としての概算額を教えてほしい、こういうことでございます。

建設費につきましては駅設置のいわゆる地形的諸条件、これを加味した総括的な額の算出が必要なわけでございます。概算といたしましても試算するためにはそれ相応の専門的知識も要します。したがって非常に難渋しているところでございますが、おおよその目安としましては市が作成した調査報告書の試算額そして横浜線南八王子駅あるいは五日市線の武蔵五日市駅、こういったところの先例もあります。これらを参考にして十分調査検討し本部発足後にこの試算を試みたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

３点目が南八王子の費用の件でございます。南八王子駅の費用負担でございますけれども、この事業費は約29億5,000万円と伺ってございます。そのうち約８割に当たる費用を住宅都市整備公団が八王子ニュータウンのこの事業の関係で負担するそうでございます。したがって残る２割を地元の八王子ニュータウン新駅設置協議会、こういうものがございまして、この会で負担するということであります。八王子市からは直接支出するということはないと聞いてございます。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） ありがとうございました。

それでは何点か再質問させていただきますが、まず１点目についての再質問でございます。

J R側の条件としての１と２、すなわち技術面と採算性についてJ R側に提案していく、こういうことございました。大体、前回もこのような形の御答弁なわけですが、今回内容的に前進しているのかどうかということで、どのような内容を提案をされていくのかということが今わかっていれば教えていただきたいということと、あと経費負担についてのいわゆる市が支出する場合のいわゆる法的なものをクリアする意味での、そういったものを検討するということですが、今考えられる方策というのはどういうものがあるのか。先ほども市長からちょっと第３セクターということもおっしゃっていましたが、それも踏まえて市側としてどのようなものを今想定しているのか、わかれば教えていただきたい。

とりあえずこの2点についての再質問をお願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） それではお答えいたします。

1点目の技術的工法なり収益性についての具体的な考え方という再質問でございます。

技術的工法についてでございますけれども、これは現在私たちがJRと交渉している中で、JR内部ではいわゆる現在の選定について問題としているわけです。したがって、これからこの問題について推進本部との協議も必要でございますけれども、いずれにしてもJRを納得させる、こういった原案を作成したい、こういうふうに思っております。

それから収益性の問題でございますけれども、JRが心配しているのは駅勢圏人口についてでございますので、周辺で南側は区画整理、北側についてはもう既成市街地、こういった中で、できれば区画整理事業区域内に人口を呼び寄せる公団あるいは公社、都営住宅等、こういったことも誘致することを検討したい、このように思っております。

それから2点目は、日野市での費用負担に対する考え方ということでございます。

市が直接費用を負担することについては地方財政再建促進特別措置法で禁止されているわけでございますけれども、いずれにしてもこの方法論といいたしでしょうか、について今私たちが考えられるのは二通りを考えてございます。一つは駅舎等の設置に当たって、この法律のただし書き、これを適用できるような事業の形態にして自治大臣の認可を得て一定額を支出する方法、これが一つ。それから二つ目は、先ほど市長が言いましたけれども、第3セクターを設置して、ここに負担させる方法、この2点ではないか、かように思っております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

どのような市側の提案をするのか、JR側の条件についてということでの再質問で、特に採算性についてのことでございますが、公団等の誘致も考えていきたい、こんなような答弁がありました。できるか、ないにしても、できたとしても大したというか、もう微々たる団地しか、恐らく土地柄からして恐らくそんなに大きなものは当然考えられませんね。そんなことを考えますと大きなインパクトにはなり得ないのかな、こんなことを、私素人から見てもちょっと感じますので、やはりこれ以外にいろんなことを考えていかなきゃいけないということを考えますと、聞く話によりますとJR側として、いわゆる附帯事業をさせてもらえれば採算性はとれる、こんなことも俎上にのっているようでありますので、どのような附帯事業がしたいのか、できるのか。こんなことをこち

ら側の誠意として接していく中で聞き出していくというか。例えばコンビニなんかも営業すればかなりもうかれれば、そういったものもその採算性に入っていくというふうなことでございますので、そんなこともやはり積極的にこちら側から接して交渉していくという中で、コンビニは一つの例ですけど、いろんな形での附帯事業というものができるのかどうか。こんなことも踏まえて、これはもう早急にやっていかなければいけないことですよね。そんなことで、そんな方向での取り組みもあわせてしっかりとまた早急をお願いをしたいというふうに思っているところであります。

また市の負担の話ですが、いわゆる地方財政再建促進特別措置法のただし書きによる自治大臣の承認を得る方法と、先ほど市長がおっしゃられた第3セクターによる方式、この当面というか、今のところこの二つしか考えられないというような話でありました。これも恐らく前回の佐藤議員の話でも出てきた内容かなというふうに思っております。

私が言いたいのは、もうわかっているんですね、これは。あえて聞いたわけです。わかっているんですから、もう前回からずっとこういう話なんですね。ですから、この二つが想定として考えるのであれば早急にやっぱりこの事務所に行ってかけ合うとか、そういったことをしっかりやっていただきたいんですね。前からこういう答弁の繰り返しではやっぱり全然前進しないし、私が冒頭申し上げたように推進本部ができなければできない問題じゃないわけですね。これこそやっぱり市で積極的にやってもらわなければならない問題だろう。これこそ市長の責任としてやっていかなければいけないことですよ。そういった意味で、もしこれが断念せざるを得ないなんてことになれば、こういったことの市の失政というものを私は大きく追及したいな、こんなふうにも思っているわけではありますが、いずれにしても、こういったことを明確にわかっているわけですので、どうか早急にこういったものについて手を打っていただきたい。これを強く要望させていただきたい、こういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次の再質問は2点目、3点目についてであります。建設費の概算についてはまだ出てないということであります。これもやはり9月議会でも佐藤さんがやっぱり言ってまして、出てないと、こういう答弁でありましたね。これも含めて、要するにできることからきちっともう、片づけていくということが大事だと思うんですね。

また3点目の南八王子駅の費用負担の実態が先ほどの御答弁で、これも今回明らかになった内容でしょうか。8割が八王子の南八王子駅の経費負担については、なんと地元の中で、いわゆる八王子ニュータウンですか、八王子ニュータウンを建設するということで住都公団が何か8割を負担する。これはもう大変なものですね。これは29億5,000

万円の事業費、8割で23億6,000万。こういうもう本当に願ってもないお金がおりてくるといことであります。それで残りの20%が5億9,000万円。これがいわゆる地元負担ということでの八王子ニュータウン新駅設置協議会等で負担をしていく。具体的には八王子市は入っていない、こういうお話ではありました。

これを見てもみると、ある意味ではいい示唆を与えてくれるのではないかなというふうに思うんですね。単純にこれをそっくり日野市に当てはめるわけにはいかないでしょうけれども、しかしながら、いわゆる八王子がたまたま目玉として、また大きな一つの目玉商品としてニュータウンができたという格好の材料があったからこそ80%もの多額の金額が、膨大な金額が公団からおりた。残りの20%は地元、ということで考えますと、これを日野市に、乱暴な言い方で大変恐縮ですが、ある程度当てはめてみますと、大体地元負担というのは20%ぐらいなのかなと、こんなことを荒々考えてみますと、前回の質問の中でも荒々この事業費、日野市の西豊田駅の建設費、新聞等でも報道されたごとく荒々30億プラスアルファ、こんなふうにも今言われている中で、これは本当に単純な言い方で恐縮ですが、当てはめてみますと、この20%をもし仮に地元負担とすると6億。逆に言えば残りの24億をどうするのか。こういうことを考えますと、いわゆる八王子の場合はたまたま公団が目玉商品で建ったからこそ公団ができた。支出した。これを日野市に翻って考えてみますと、先ほどの話の中で公団が仮に誘致をしたとしても微々たる団地になるでしょう。そんなことを考えますと、これを八王子の件を日野市に当てはめますと6億が住民、または地元企業等の負担、これを仮になさいますと、24億がこれが必然的に私は市の負担ということに降りかかってくると思うんですよ、必然的に。そんなことを考えますと、これは本当に冷静に費用負担のことを考えていきますと非常に暗たんたるというか、本当に大丈夫かいな、こんなことで憂えざるを得ないわけですね。

そんな意味でこの事業を考えてみますと、特に費用面でこの事業を考えていきますと、越えなければいけない困難な、本当に困難なハードルが幾つもあるのがわかってくるわけでありまして。日野市が合法的に財政負担ができるのかどうかということも、これは越えなければいけない、越えなければいけないハードル。仮にですね、仮というか、これは日野市が仮に財政負担をしないということになればこの西豊田駅はまずできません。不可能であります。そんな意味で何とかしても市の財政負担というものをクリアするような形で検討をしていかなければならないわけでありまして、仮にこれが、財政負担が可能であるというようになったとしても二十数億というお金が10年先あるいは15年先

に果たして日野市がどのような方法をとるにしても負担ができるのかどうか。きょうは行財政計画の質問が集中したわけでありますが、もう来年は18億、20億の財源不足が出てくる、こんなことが言われている中で、今後、高度経済成長はまず再来はしない。本当に低成長が続くだろうという、まして不況から本当に脱出できるのかどうかという、こんなような状況の中で、この金額というものを見てみたときに、これはもう本当に暗たんたる思い、こんなことを思うのは私一人ではないんじゃないかな。こういう経費的なものを荒々考えていってみますと、そんなことを考えれば本当にこの西豊田駅、できるのかと、市長はこの財源的なもの、今、荒々の本当に荒削りな形で日野市はまず二十数億は必要ではないか、こんなことを私は思ったんですが、このようなことについて二十数億かかるとして、市長、できますか、この事業が果たして。はたまた先ほどの話とも関連しますが、このタイムリミットがあるわけですから40年、50年先にやるんだから少しずつためていこうと、こんなことは許されないわけですね。そんなことを考えると、市長、この財源的なものを二十数億出せるのかどうか。そしてまた市長がこの事業のタイムリミットは何年を先に考えているのか。もちろん区画整理が行われていることはもう重々承知なわけですからタイムリミットがあるのは御存じですよ。そんな中でタイムリミットは市長はいつまでと一応考えておられるのか。そしてまた財源的なもの、二十数億、どういうふうに手立てをするおつもりなのか。この辺についてちょっとお聞きしたいんですね。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　明快にお答えするということは不可能でございます。なるべく早くいろいろな力を結集して現実に向かって取り組みを進めていくということの、ごくレギュラーな前進計画こそ一番重要ではないか、こんなふうに思っております。

一つだけ、これは国鉄の当局にも言ってきたことですが、JRに対しても同じでありまして、日野市には中央線の大切な電車区を立地させていただいておる、立地してあります。このことはかなり向こうさんにも借りという立場でお考えをいただくということは、いじわるな言い方でなくて極めて紳士らしい応対として充分威力があることだ、このように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　田原　茂さん。

○12番（田原　茂君）　それはちょっと甘過ぎるんじゃないんですか、市長、そんなことは、今さら言たって。やはり私はこの問題を取り上げて、御答弁も担当部局から聞いて、また市長からも聞いて、やはり一番問題なのは、そもそも森田市長にこの西豊田

駅を誘致する意志が本当にあるのかどうかということであります。今まで質問してきて明らかなように、タイムリミットが決まっているにもかかわらず年次計画さえもつくっていない。市の合法的な財政負担の操作さえも担当参事に命じていない。推進本部はいいですが、その目的さえははっきりしていない。建設費の概算すら算定していない。財源の見通しすら何も立っていない。こうないない尽くしでは信じるという方が無理な話ではないでしょうか。市長の方から反論があればお聞きしますが……。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） よろしく願いいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） もうあいた口がふさがらない。市長、やはりそういう一般論的なことでなくて、市長みずからが先頭になってこのことをどうするんだということを身をもって行動で示していただきたい。市長が現実にはJRに何回伺っているんですか。あえて回数は聞きませんが、みんな知っていますよ。市長みずからこの問題については体を張ってやるとおっしゃっているんですから、とことん私は市長にやってもらいましょう。そのことを強く、じゃあ要望してこの質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって9の1、（仮称）西豊田駅誘致について森田市長は本気で実現する意志があるのかと問う！の質問を終わります。

一般質問9の2、「市長相談」のあり方を問う！（市長は真に市民の声に耳を傾けようとしているか）の通告質問者、田原 茂さんの質問を許します。

○12番（田原 茂君） 月に2回程度、土曜日という休日にもかかわらず、市長みずから出向いて市長相談という形で直接市民の生の声を聞く「市長相談」が行われていることに私も敬意を表するものでございます。このような市長相談という直接市民の声に耳を傾けるといふ声が継続され、市民に喜ばれ、市民の負託により多くこたえていただきたい。こういう観点から最近の事例を引きながら話を進めさせていただきたいと思います。

まず事実関係を担当部長よりお答えをいただきたいわけですが、第1点目は、ことしに入って市長相談が急に中止になったり、相談日が変更になった件数はあるのかどうか。あれば何件ぐらいあるのか。まずこの辺からお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 市長相談につきましては今御質問の中にございました

とおり月2回、第2、第4土曜日に1日3件程度を限度に行っておるというところでございます。

相談日を、土曜日が閉庁日であるということで連携がとれない不都合とか、主管課との連携がなかなかとりにくいという不都合その田の理由がありますけれども、こうした中で、過去に土曜日以外の日にちを設定した経過もございますけれども、その後、土曜日に戻して執行しております。

ことしに入って市長相談が中止になった件があるかということでございますけれども、相談日が変更になったのは、中止が9月28日の1件です。変更になったものは11月23日の相談を30日に。なお、その30日の相談を相談者と調整の上、別の日に設定させてほしいということになっております。その日程はまだ詰めておりませんが、相談者サイドにとっては中止になったというふうな理解がされているかもしれないということで、そういうことがあれば大変説明が不足しているかなというふうに思っておりますけれども、お尋ねの中止の件についてはそのような状況になっております。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） ありがとうございます。

ことしに入っては明確な中止が1件ですかね。あと、これから私はそれについて詳しく述べますが、中止らしきものが1件、こんなことでございました。これについては相談日が変更になったということでの、去年の、あえて聞いてはいないんですが、要するに予定を、予定日を入れておいてというか、予定を入れて待っていたところ、直前になって市長の日程が合わないということで、本当にもう予定日の直前になって1週間延ばしになったりしたことが何件かあるわけであります。それは私どもに情報が入っております。予約を入れた人は、一緒に行く予定だった仲間に連絡をし調整するのが大変だったということで、直接市に来たのかもわかりませんが、苦情やおしかりのお話を何件か承っているわけであります。

最近の例で言いますと、私の知り合いが、これは11月の12日か13日の日に地元の問題として、やはりこれは担当部局、部長、課長、当然話をしていた中でなかなか進展をしないということで、ひとつ市長の御意見を承りたい、その中でまた再度判断していきたい、このようなことで11月12日か13日だと思うんですが、市長相談を予約をした。それが23日の市長相談で入っていたので、入ったというか、たまたま入れたので予約を入れた、こういうことであります。ところが、予約を入れて23日ということで決まっていたわけですから、当然お仲間の方々と連携をとってみんなで工夫をしながら、土曜日は休

みの方もいるし働いている方もいるでしょう、都合をつけて皆さんで、仕事を休んだ方もいるかも知れません。そんな中で23日に予定を組んで皆さんで、どういうことを市長に言おうか。楽しみにしながら、また市長からどういうお話が聞けるのか、こんなことで楽しみにしながら23日を待っていたところ、11月21日ですか、直前になって1週間延ばしにしてほしいということが入ったわけですね。そしてまた1週間延ばしになった30日ですよ、それもさらに30日を急遽中止にしてほしい、こういうことが入った、こういうことなんです。

そこで、これの事実関係を私は明確にちょっと事実関係を、私は又聞きですから、これの事実関係をちょっと担当部局から聞きたいんですよ。要するに11月23日の相談日には何件の予定が入っていたのか。そして30日に変更する通知は、いつしたのか。そしてまた30日を中止にする通知は、いつしたのか。そして23日から30日に変更した理由は何なのか。わかる範囲で結構です。そしてまた30日が中止になった理由は何なのか。その辺をわかる範囲で結構ですから教えてください。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 11月23日の市長相談の件でございますけれども、相談件数は2件でございました。23日の相談を30日に変更することの通知は、確かにおっしゃられますとおり間近になりました2日前の21日に電話連絡によっていたしたところでございますけれども、1件の相談者には連絡がとれずに翌日の22日になってしまったところでございます。また30日の市長相談はその30日に、30日の市長相談は主管課で対応しますということの連絡を23日の午前中にいたしたところでございます。1件の相談につきましては30日に主管課で対応をいたしました。もう1件の相談につきましては主管課の対応であるならば30日でなくても都合のよい日に主管課に出向きますとのことでございましたので、主管課へはその旨を連絡をいたしてあるという状況でございます。23日の相談案件2件についての経過につきましては、このような事実関係になっております。連絡等が直前になりましたことは大変御迷惑をおかけしたというように思っております。大変申しわけないことでありましたけれども、そういう経過でございます。

中止といいますのは、相談そのものの中止というか、日延べをということでお願いをしているところでございまして、予定をしておりました当初の日を変更させていただくということをお願いしたのは市長のスケジュールによるものであるということでございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） 私のつかんでいる情報と荒々一致したところであります。11月21日の夜に1度電話をした。連絡がつかないので翌日の22日の日に、22日の日に30日に変更してくださいという連絡を入れた。そしてその翌日ですよね、翌日の23日の日に今度は30日ちょっと日程があるので中止にしてください、こういうことですね。これは市長は余りにも市民をばかにしてませんか、こんなことで。1日1日でこんなに變更していいんですか。市民の方々はお仲間の方々と日程調整しながら23日から30日に變更になってもしょうがない、みんなにすぐ連絡をして待っていた。じゃあ30日でしょうがない、また頑張ろう。1日もたたないうちにまた中止ですか、市長。市民との約束を何と考えているんですか、市長、一体。市民をばかにしてませんか。愚弄してませんか、ちょっと。どうなんですか、市長。市長は簡単にそんなに市民との約束を破るんですか。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私は問われる御趣旨がよくわかりませんで、どういうことかなというふうに今承った次第であります。

日ごろ市民相談という仕事、長年やってまいっておりますし、いろいろな市民生活のお困りの実情をじかに聞くということも大変有意義に、言い方によっては私は楽しみに行ってまいった経過があります。市民の御期待にこたえなかった事実があるとすれば大変申しわけない、こんなふうに思っております。誠心誠意そういうことにならないようにこれから御期待におこたえをしていきたいと思います。

多少、連絡の不十分等で御迷惑をかけたことがあったかもしれないわけでありまして、その意味では申しわけなく思っております。最近、ときどき私上の仏事が伴うものですから、あるいはそういうことであったのかなというふうに反省をいたしております。御指摘に対しましては心よりおわびをいたしまして、これからはそのような誤解を受けることのないように努めたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） 市長ね、そうとばけないでくださいよ。何か知らないような言い方を最初されましたね。リサイクル課の問題ですよ、市長、覚えているでしょう。リサイクル課長に、こんな問題はリサイクル課長に話をすればいいんだってことだったんじゃないんですか、市長。こんなに1日1日延びるほど予定がかわるんですか、市長、そんなに急に。仮にかわったとしてももう1カ月近く前から入れているわけですよ、予定を。市民の方々は楽しみに市長にこう言おう、ああ言おう。こういう状況を市長に伝えよう。そういう思いで待っていたわけですよ。それを1日1日でも30日だ、中止だな

んて言われたらたまったものじゃないですよ、市長、そんなことで。

それで何か聞く話によると、市長はとぼけているようですけれど、何か内容によって市長は1日前に大体状況を聞かいらしいですね、詳しい内情を、市長相談の内容を。これは真実かどうか、ちょっと漏れ伝わった言葉で言いますと、こんな問題は主管課長に話をされればいい。これがもし事実だとすれば大変なことですよ、市長。これほど市民を愚弄したことはないんじゃないんですか。こういう市長相談という制度があるにもかかわらず、だったら初めからこんな相談はやらなきゃいいですよ。市民ときちっと声を聞く、私はだから敬意も表し、すごいなと、この点はすごいな、こんなふうに私は敬意を表して尊敬の念も持っていましたよ。こんなことをされたんじゃないものじゃないですね。どんな思いで市民の方々は悔しがったか、わかりますか、市長。覚えてないなんて言わせませんよ、市長。どうですか、覚えてませんか、その話は。リサイクル課の課長の話に、どうのこうのという話ですよ、覚えてませんか、市長。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いずれにいたしましても、そういうことのないように申しわけなく、またごあいさつもしなきゃならん、このように思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） わかりました。冷静にもう1点だけ、これに関連して、私、ちょっと思ったんですが、この市長相談というのは場合によっては、相談内容によっては中止にする、要するに受けない、こういうことがあるのかどうか。今までにもあったのかどうか。これをちょっと担当部長にちょっとお聞かせいただきたいです。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 相談内容、市長相談の申し込みを受けた際に、その相談内容が特段取り立てて聞き出すということは本来、相談の趣旨からいけばおかしいわけでございますけれども、それは相談者の方でこういう向きだというお話もしていただけませんと用意の都合があるものですから、お伺いすることが多いわけでございますけれども、相談内容が明らかに主管課の方の対応で解決が考えられるなという判断できる場合には、申し込みを受ける市民相談で、市民相談の担当の方で主管課を案内するというので、それに応じていただけたということは実際にもございます。

ただ、基本的に今おっしゃられたように、内容がこうだから市長相談を中止するということとはございません。ただ、市長のスケジュールによっては延期をさせていただくということはこれまでも全く例がないということではありませんし、現実にもございまし

た。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） 部長、それはちょっとおかしいんじゃないかな。じゃあ市長、例えば区画整理事業関連の相談で、換地の相談がきたら、市長、受けてますか。どうですか。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 原則としてほとんどお会いをし何らかの示唆をお答えもし、また内部にも伝えた、このように思っておりますので、何か大変欠落をしたというふうにはちょっと思い出す節がございません。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） 事実だけ私は申し上げておきます。区画整理の換地の問題については、もうこれは制度的に決まっているからということで、もう内容を話ただけで、これはもう受け付けないということじゃないんですか。何件もきました、そういう話が。あくまでもとぼけるならいいですけど、私が言いたいのは、それはそれでいいですよ。内容的に確かにこれは制度的に市長に会ってどうこうしてもしようがない問題というのはいっぱいありますよね。それはそれで、こういったものについては制度的に云々ということで列挙してくださいよ、そういうのは、じゃあ。こういうのについては会いませんと。市民からすれば、今、門戸を開放して何でも承りますとなっているんでしょう。それで申し込みをしたら内容的に、これはいかんなということで直前になってキャンセルされたらたまったものじゃないんじゃないんですか、市民は。ですから、いいんですよ、内容的に確かに市長に会っても、これは全然意味のないものもあるでしょう。そういうものをきちっと列挙をなさいよ、じゃあ、きちっと。私はそういうのがあっていいと思いますよ。

ちょっとつけ加えておきますと、先ほど私が申し上げた11月23日の件というのは、これは担当部長、課長と話をしているんだけど、なかなかその辺が進展しないということで市長の御意見をお聞きしたい。その御意見の中で今後の対策を練りたい、こういう積極的な市民のエゴでも何でもないですよ。市長に御意見を承った上で判断をしたい、こういう純真な市民の声を市長は遮ったわけですよ。そんな意味で、実際には内容的に会う、会わないという事実が行われているんですよ。どう思いますか、市長、一体。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ御迷惑の節があったとすれば全く私の失儀でござい

ますので、これからはそういうことのないように積極的に戒めていかなきゃならないというふうに考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 田原 茂さん。

○12番（田原 茂君） 今後、一層この市民相談事業の発展を願って、この質問を終わります。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって9の2、「市長相談」のあり方を問う！（市長は真に市民の声に耳を傾けようとしているか）の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は12月9日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時56分 散会

12月 9 日 月曜日 (第 4 日)

平成 8 年
第 4 回定例会 日 野 市 議 会 会 議 録 (第34号)

12月 9 日 月曜日 (第 4 日)

出 席 議 員 (30名)

1 番	江 口 和 雄 君	2 番	佐 藤 洋 二 君
3 番	菅 原 直 志 君	4 番	渡 邊 馨 鴻 君
5 番	吉 富 正 敏 君	6 番	小 島 久 君
7 番	小 川 友 一 君	8 番	森 田 美津雄 君
9 番	佐 瀬 昭二郎 君	10番	中 谷 好 幸 君
11番	沢 田 研 二 君	12番	田 原 茂 君
13番	宮 沢 清 子 君	14番	執 印 真智子 君
15番	土 方 尚 功 君	16番	天 野 輝 男 君
17番	奥 住 日出男 君	18番	橋 本 文 子 君
19番	板 垣 正 男 君	20番	鈴 木 美奈子 君
21番	内 田 勲 君	22番	馬 場 繁 夫 君
23番	夏 井 明 男 君	24番	黒 川 重 憲 君
25番	福 島 盛之助 君	26番	旗 野 行 雄 君
27番	小 山 良 悟 君	28番	一ノ瀬 隆 君
29番	竹ノ上 武 俊 君	30番	米 沢 照 男 君

欠 席 議 員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	企画財政部参事	平 井 忠 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 本 間 ムツ子 君

議 事 日 程

平成8年12月9日(月)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（土方尚功君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問10の1、心身障害者の人権の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員 登壇〕

○23番（夏井明男君） おはようございます。それでは、1問目の心身障害者の人権から質問させていただきます。

まず、誤解を受けないために申し上げたいと思いますが、このような方々のお世話をしていらっしゃる市の職員、都の職員、国の職員の方がいらっしゃるわけですが、また、それを周辺で支えている、ボランティア活動されている善意の多くの人々に支えられて、こういう方々と一緒に人生を全うしていこうという大勢の方で運営されている、そういうことの事実をわきまえながら、また感謝をしながら質問させていただきたいというふうに思っております。

御承知のとおり、これは朝日新聞ですが、ほかの新聞にも出ておりましたが、11月の27日の朝刊ですが、いわゆる東京地裁で、心身障害児に平手打ち、職員らへ賠償を命じる、という判決が民事裁判としてありました。問題点を申し上げますと、記事の中に全部入っておりますので、御紹介したいと思います。

東京都青梅市が設置した心身障害児施設「しろまえ児童学園」へ通っていた少女（10歳）と両親が、「職員から暴行され、精神的苦痛を受けた」として、職員、既に退職しておるようですが、4人に総額200万円の慰謝料を求めた訴訟で、東京地裁は26日、平手打ちなどの行為があったと認め、少女本人への損害賠償として計3万円を支払うよう職員と青梅市社会福祉協議会に命じる判決を言い渡した。東京都への請求は棄却した。大内裁判長は「偶発的なものだったが、指導方法としては行き過ぎだ」と述べた。障害のある子らへの体罰をめぐるっては、被害者の意思表示が難しく、事実の有無が争いになる例が多い。判決は「往復びんたなどの体罰は日常的だった」との原告側主張については「証拠がない」と退けた。判決によると、少女は自閉症の傾向があり、1990年4月から施設に通園。1991年10月4日、職員は運動会の練習中にパニック状態になった少女をいすに座らせようと両太ももを三、四回、左のほおを平手で1回強くたたき、少女は鼻血を出した。大内裁判長は「ほおを平手で強打することは、有形力の行使の限界を超える」として「励まし程度だった」との被告側主張を退けたと、こういうことでござい

ます。

実は、これに関連して、全国的なレベルで「施設内の人権は守られているか」という課題で、弁護士の有志の方が、このような方々の人権を守るということで、全国的な取り組みをしている事実がございます。最近の報道でも、具体的な形として報道をされているところであります。

若干の紹介ですが、申し上げますと、大分県のケースであります。これは3年前、1993年の3月の報道であります。大分県では盲学校、要するに目の不自由な方の学校ですが、盲学校小学部の児童が、一昨年1月、宿題をやっていないとして担任の男性教師に左目付近を殴られて眼内出血を起こし、左の目を摘出したとして、訴訟になったケースがあるということであります。これは損害賠償として事件となったケースであります。

さらに、名古屋の中央裁判所、同じ1993年のことでありますが、名古屋地方裁判所の判決が出る予定ということで、やはりここでも具体的な話として、1988年9月に、名古屋市立の養護学校に通っていた17歳のときの長男の個人指導の問題であります。これは、個別指導のためという名目で、男性教員に校舎内の更衣室に連れていかれ、そこで教師に左手で右目を強く押されて、くも膜下出血を起こした。ほか、ズボンを下げられて、性器を強く握られるような暴行を受けたということであります。長男は言葉も不自由だが、断片的に語る中から夫妻は、暴行があったと考えられるようになった。しかし、学校側は、当の教師が事実を否定し、目撃者もないことから、長男の言うことには信頼性がなく、暴行はなかったとした。この裁判で争いになりましたのは、目撃者がいないということと、いわゆるこの長男の方の信憑性がどのくらいあるかということで裁判になり、これは高等裁判所に上告されて、最高裁判所というふうな有名なケースになった事例であります。

それから福岡市の、これは1995年の話ですが、福岡市の指定の養護施設「福岡育児園」の話であります。ここで指導員らが、入所している子供たちをバットで殴ったり、こぶしでたたいたりするなどの体罰をくれていたことが、31日にわかった。福岡市の民生局では、恒常的に行われているかどうかも含めて事情聴取をしている、こういう事例であります。これは実は、内部告発に基づいての指導であったということでありまして、これも具体的な解決を見た問題であります。県警、それから法務局、それから市の発表ということで、具体的な解決を見ております。

まだ多く紹介した記事がございますけれども、そこでお伺いしたいのは、日野の市内にも各施設が展開をしておりますが、その状況、職員の数、それから心身障害者等の実

態はどうなっているのかということでもあります。それが第1点。

それから、現場でそういうふうなお世話をしている方の立場、苦労もあるわけですが、こういう方々への人権の配慮ということをどういうふうにされているのか、日野市には今私が申し上げたような極端な事例はないかもしれませんが、こういうことへの考慮、配慮等も十分されているかと思いますが、その辺の現状をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、心身障害者の人権についてのお尋ねでございます。順を追って答えさせていただきます。

まず、市内の状況についてであります。身体障害者（児）のまず人数であります、肢体不自由、肢体障害、あるいは視覚、聴覚、言語、こういった障害者のほかに、心臓とか腎臓等の内部障害を合わせて、およそ3,306人おられます。このうち、90人が18歳未満であります。重複障害が66人、あるいはトリプル障害と呼ばれているものが2人となっております。精神薄弱者（児）の人数は、合計で509人、うち、18歳未満は112人です。このほかに、難病患者であるとか、被爆者等もいるわけですが、精神障害者は546人、これは平成6年度の医療助成の概数による数字でございます。身体障害者関係の施設は8カ所、入所者数が361人、職員数は臨時とか非常勤等も含めますけれども、280人です。公設が2カ所、社会福祉法人の設置が4カ所、その他の民営が2カ所となっております。精神薄弱者関係施設は13カ所です。入所者等は合計で444人、職員数は合計で258人です。公設が6カ所、社会福祉法人設置が2カ所、その他の民営が5カ所となっております。

今御紹介いただきました、しろまえ児童学園の事件その他の事件に絡み、その問題点であります。このしろまえ児童学園のケース、青梅市のケースは、今お話のとおり、障害者施設で、保母から日常的に暴行を受けたとして、自閉症児とその両親が、市等への損害賠償をしたケースでございます。自閉症児の特徴として、突発的行動と、時として家族への暴力の問題があります。家族から引き離し入所させたケースで、指導員の訓練になじまない結果の事故との見方があります。自閉症児に対する処遇の難しさに尽きると言えるものであります。現場の状況であります。知的障害者、自閉症をあわせ持つ人は特にありますが、指導員のすきを見て施設から抜け出したりすることもあります。そんなときは、施設の職員を動員して捜したり、一方で他の障害者の世話もあり、施設

を挙げてこれを探すというわけにはまいらないわけであります。そこで、実施機関の日野市に連絡し、時によっては、担当ケースワーカーが、保護者あるいは警察等の手を煩わしたりすることもあります。携わる者として一番の願いは、本人の身の安全であり、無事保護という連絡に一同安心するといった状況も多々あるわけであります。このほかに、思春期を迎えての性の問題や、自立を願う家族と、家族のもとを離れたがらない本人との思いの差、そのようなとき、ケースワーカーが、家族、施設との調整に苦慮することが多いわけです。余り具体的な内容に触れることができませんけれども、幾つかの事例として挙げさせていただきました。

人権への配慮につきましては、日野市の職員一同、障害者基本法の基本理念すべてであります「すべての障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」、この規定がすべてであります。障害者福祉行政に携わる者の基本姿勢として、肝に銘じている次第であります。意思表示や判断、意思疎通の不十分から、施設職員の指導員との間でしばしばトラブルが発生するおそれがあります。市では、施設訪問等を行って、状況の把握に努め、不幸な事態を防ぐ努力を払っております。最近の報道でも、職員が倫理綱領をつくった例もあると聞いております。なお一層、気を引き締めて、障害者の人権を最優先する質の高いサービスを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） この件については、1点要望したいんですが、要するに健常者に許されないことでも、そういう方々には許されるという発想が根強く私はあると思います。まずその点を十分考えていただきたいということです。それから、現場の苦勞、今のお話でも、どこかへ出かけていってしまうというケースもあったり、実際にそこに現場に携わっている方の労働条件等も大変なものがあるというふうに聞いてもいます。それはそうですが、やはり一人の人でも、生涯を健常者の人と一緒に全うできるような人生ということで、とかく閉鎖社会、いわゆる小学校、中学校のいじめの問題もそうですが、とかく風通しのよくないところでは、行き過ぎたものが実際に発生しやすい土壌は、私はあるというふうに思っています。そういう特殊性をよく考えていただきながら、なお一層のよい仕事をして、感謝されるようにしていただきたいということを切に要望して、質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって10の1、心身障害者の人権の質問を終わります。

一般質問10の2、日野駅改札口問題——平成8年度実施調査結果より——の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君） この質問ですが、私も、この日野駅の改札口が今非常に不便であるという状況は、特に大坂上、日野台、神明の方から聞いたわけですが、通行、いわゆる通勤・通学をする人にとっての不便性ということで初め調査をいたしました。だんだん調べていくうちに、単なる交通の不便性ではなくて、要するに事故の発生の危険度が非常に高いということが、だんだん調査でわかってきた次第です。ちなみに私も、平成6年の6月、9月、12月、平成7年の6月、9月、それから平成8年の6月というふうに取り上げさせていただきましたが、要するに通勤・通学をする毎日の出来事であります。私も中央線沿線を調べてみましたが、今の日野駅のような状況のところはないということを見まして、特に実感を強くしたわけですが、ことしその認識のもとで、行政の側としても、300万の調査費をつけて調査に入られると、前回の小島議員の質問に対してもお述べてになっておりますが、その調査結果の報告、さらに今後の対応について、どのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 日野駅の調査についてと、こういうことでございます。このたび実施いたしました、日野駅の乗降客の流動調査については、日野駅が置かれている事態を把握しまして、そして確認することによりまして、かねてから市民要望のあった、駅改良等の必要性、これをJR当局に認識していただくと、こういうことで、駅利用者の立場に立ちまして、一応調査を行ったものでございます。調査につきましては、日野駅周辺と駅構内の乗降客について流動調査を行い、これに基づいて実態の流動分析、そして第3次基本構想の目標年次でございます2003年、つまり7年後になりますけれども、平成15年の上限人口18万人を想定した駅勢圏内の将来流動予測を行ったものであります。

このことにより、日野駅が抱えている課題、問題点も整備を試みたところであります。調査の実施については、調査地点を10カ所設定いたしました。そして、去る10月2日に行いました。時間帯については、午前7時から午後7時までの12時間を対象として実施したところであります。この結果については、順次その概要を申し述べたいと思いますが、詳細については、来る20日ごろに報告書ができますので、追って参照いただければ幸いです。

それではまず、駅周辺の構外交通流動の実態であります、これにつきましては、ま

ず駅からの交通流動と、駅への交通流動、この二つに分けて調査いたしました。駅からの交通流動については、流動総数が2万5,570人、降車人員1万8,310人、こういうふうになってございます。この分散傾向の割合といたしまして、高い順から申し上げますと、国道上りの日野本町方面が35%、下りの日野台方面が31%、駅南の大坂上方面が16%、同様、駅南の神明方面が10%、そして西の栄町方面、これが8%と、このようになってございます。次に、駅への交通流動については、流動総数2万5,400人、乗車人員2万1,270人、こういうふうになってございます。この集合傾向の割合といたしましては、これも高い順から申し上げますと、国道上りの日野本町方面からが36%、下りの日野台方面からが24%、そして駅南の大坂上方面からが19%、同様に、南の神明方面からが13%、駅西の栄町方面から8%と、このようになってございます。

次に、駅構内でございます。構内の交通流動についてでございますが、改札口における乗降客の状況といたしましては、乗降人員が3万9,580人、この内訳といたしましては、乗車人員2万1,270人、降車人員1万8,310人となっております。乗客が最も多いピーク時、これにつきましては、午前7時から8時までの7,773人と、そして午後の6時から7時までの4,486人、この時間帯でございます。

今申し上げました駅構外及び構内の交通流動の実態を分析してみますと、おおむね次のことが言えます。ピーク時の特徴といたしましては、朝夕のピーク時は、改札口から西側のバスターミナル間の間においての歩行者が多く、改札口から国道ガード下歩道の通行量が多い。また、駅からの歩行者を大きく分けてみますと、次の五つに分けられます。一つは、八王子駅行きのバスに乗車にする。これが1番乗り場でございます。二つ目は、国道20号を立川及び八王子方面に歩いていく。三つ目は、大坂上方面に歩いていくと、こういうふうに分類ができます。全体的な特徴といたしましては、駅の北側は、通勤・通学のため、朝夕の通行量が多いということでございます。一方、駅の南側の道路沿い、ここにはスーパー、あるいは商店、飲食店等があって、午後から徐々に通行量が多くなりまして、午後2時から3時ごろがピークとなっております。駅へのアクセスについては、駅の改札口が立川寄りにあるため、南側からの乗車が不便な状況にあることが歴然としております。駅周辺における歩道のサービス水準については、西側のバスターミナルから駅へのアクセスとなる国道ガード下歩道と交番前の歩道は、電車到着時に建設省が定めた歩行者の有料によるサービス水準の基準では、歩行が困難、及びやや制約の状況となっています。

以上の交通流動の実態から、現況の問題点を抽出いたしました。その結果、5点指摘

されております。第1点は、改札口と西側バスターミナルを結ぶ国道ガード下の歩道が、通行量に対して十分な幅員がなく、形状が直線でないため、通行しにくいということがあります。第2点は、駅ホームの幅員は、階段付近では6.4から7.1メートルでございます。階段幅員は、立川寄りで2.9メートル、八王子寄りで3.1メートルとなっています。このため、ホーム、階段とも幅員が狭く、ラッシュ時には混雑を来しており、危険な面も見られます。第3点は、ホーム、階段の土地が立川寄りに寄り過ぎているので、降車する人の大半は、立川側の4両までに集中しております。さらに、乗車する利用者也、降車駅の階段の関係から、立川側に集中している傾向が見られます。そのため、利用者には不便と混雑を来しております。したがって、八王子側に改札口があれば、利用者が平均化されて、混雑の緩和に役立つものと考えられます。第4点は、改札口の客だまりが狭いため、ラッシュ時における利用者は、客だまりから国道の歩道にあふれている状態であり、国道を通行する人の妨げにもなっております。第5点目は、身障者、高齢者に対するエスカレーター等の設置が望まれているところでありますが、現在の階段幅員が狭いため、他の駅で通常設置している2人用エスカレーターを設置する場合には、工事中的仮囲いを含めて、約2.5メートル必要であります。通行できる階段幅員が60センチとなってしまいますので、事実上階段は閉鎖することになってしまいます。したがって、1人用エスカレーターを設置することも考えられますが、ラッシュ時の通行に問題を生じるとされております。この5点が、現状の問題点として指摘されているところであります。

このような状況の中で、さらに第3次基本構想の目標年次でございます2003年の交通流動を将来予測として検討してみますと、市の人口を上限の18万人と推定して、日野駅の駅勢圏内には、これから土地区画整理事業及び都営住宅等の建て替えによる乗降客の増加要因が顕在しております。この増加する乗降客については、多摩都市モノレールの開業による甲州街道への利用者を除いても、現状より約12%の4,780人の増加が予測されております。この将来予測をもとに、この時点の状況を見てみますと、駅構外においては、国道ガード下歩道のサービス水準はさらに低下します。ピーク時の歩行者の通行がほとんど不可能な状況値になっています。また、駅構内においても、改札口、ホーム、階段はますます混雑をきわめ、その危険性が増大するものと思われます。

さて、これまでの検討結果を踏まえて、現状の問題点を解決するために、その対応策を整理してみますと、おおむね次のとおりでございます。第1点の国道下歩道については、将来の通行量に対して、サービス水準を自由通行とするためには、現在の歩道幅員

1.9メートルを約7メートルにする必要があります。このためには、国道20号の大幅な拡幅や、それに伴う駅舎の改築が必要となっております。これについては、実現の可能性が小さいということで、国道ガード下を通行せずに駅へアクセスする方法としまして、現在の駅舎を廃止し、新駅舎をつくり、駅西側と東側からアクセスする方法を提案しております。これは南北可動橋の中間に自由通路をつくることにより、分断されているまちの一体化を図り、人の流れをよくする効果が考えられます。第2点目が、ホームと階段の幅が狭いため、その拡幅が必要ということでもあります。これにつきましては、階段付近のホーム幅員をエスカレーターの設置も考慮して、約8メートルに拡幅する必要があると、こういうことでございます。3点目のホームの階段であります。立川側に寄り過ぎていることから、電車の停車位置の変更、あるいは階段位置の変更が必要であります。このことについては、ホームを立川側に延伸し、ホーム階段の位置を中央付近にすることが考えられますが、現在の線路の状況では、その延伸が困難であります。このため、ホームのスペースを生み出すために、上りと下りの線路間を広げる必要があります。また、階段の位置の変更については、可動橋があるため、八王子寄りに大きく変更することは、構造的に極めて困難でありまして、若干の変更はできても、大きな期待はできません。第4点の改札口の客だまりが狭いことについては、駅舎の改築が必要であります。この駅舎の改築については、大改造が必要であり、この実現は極めて困難であると思われます。第5点のエスカレーター等の設置については、駅舎の新設を実現して設置することが、より機能的であります。このことは、現在の状態でエスカレーターの設置をすることが極めて困難であるので、抜本的な駅舎の新設へ対応することを求めています。

以上のとおり、今回の調査では、この対応策が報告されております。なお、この5点の問題点については、共通する事項もありますので、今後も調整する必要がございます。調査の概要については、今申し上げましたとおりであります。この報告書の取りまとめに当たっては、JR側の求めに応じ、調査状況を説明して、その調整も行いました。その結果、JRでは、市の報告書を受けて、駅改良についての基本調査をJRとして実施するために、その調査費700万円を計上し、既にその準備に入っていることを、去る11月29日の要請行動で確認しております。JRが行う調査の内容といたしましては、この市の報告書を受けて、改札口や階段の位置、そしてホームの拡幅、エスカレーターの設置も含めて調査検討が行われます。したがって、市は今後は、市のこの報告書と、JRが実施する調査を踏まえて、JRが作成する事業計画の俎上にのるよう、その道筋を

つくる方向で努力をしていきたい、かように思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ありがとうございます。

今の報告で、かなり一步前進をしたようであります。最後の方でちょっとお話がございましたが、ＪＲの方でも、自分のところの予算で700万円の金をかけて入っていくということではありますが、これはやはりＪＲの方でも、市の調査報告から見て具体的に2003年ということですから平成15年、あと6年か7年には今のような危険状況が非常に起きてくるということ、調査報告書では具体的に指摘しております。こういう状況を突きつけられて、ＪＲの方もこのように具体的な調査費を計上して、本格的な取り組みを始めたということで、日野駅を利用される市民の方にとっては、大変希望の持てる展開になってきたというふうに思っております。私の調査では、駅のホームが改札口が偏っているために、その付近のところに、ホームにまんべんなく乗降客が散らばるのではなくて、どうしても乗降客が改札口付近のところにたまってしまう危険性ということ、私も今の指摘で、なるほどなというふうに思ったわけであります。ここまで市の方の努力をされたことに対しては、厚くお礼を申し上げたいと思います。さらに具体的にＪＲの方の事業計画の中に、それが展開されるような努力をぜひしていただきたいというふうに思います。

また、日野市議会の方でも、この問題については、具体的に私の記憶で申し上げますと、沢田議員さん、それから佐藤議員さん、小島議員さん当然でございますが、何人かまた質問をされておりますし、委員会でも多く議論をされているように思っております。そういう意味では、議会の総合的な意思も形成されているというふうに私は認識しておりますので、ぜひ力強くこの日野駅の問題については、さらに力強く進めていただくことをお願い申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって10の2、日野駅改札口問題——平成8年度実施調査結果より——の質問を終わります。

一般質問10の3、多摩平団地建て替えと市民の生活権の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君） これは今の日野駅の改札の質問の回数よりも、3倍も4倍も質問しているように思いますけれども、私どもの生活が壊れるか壊れないかという話であります。市長も、これはもう何年来となく、質疑がされているところでありますから、そ

らんじている話だと思います。そういうふうなことを前提にしまして、ぜひ誠意のあるお話を承りたいというふうに思います。

去る10月29日に、市長の提案ということで、日野市、公団、自治会の三者によります建て替えの話し合いが、この庁舎で行われたわけであります。この会合には、いわゆる公団の方の東京支社長も出席をされております。第2回目のこの話し合いがそのときに、11月28日ごろの予定ということで予定されておりましたけれども、森田市長の12月市議会の準備の都合というふうな理由もありまして、延期になったという経緯がございます。それも第2回目のいわゆる日野市、公団、自治会の三者による話し合いが、今月の12月24日ごろ開かれる予定というふうに伺っておりますが、そのように理解してよろしいでしょうか。これは市長からお願いします。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 建て替えのことにつきましては、その後、そう大きく状況が変わっているというふうには思っておりませんが、なるべく現実の問題をより詰めていく手順が当然必要でありますから、そのような機会をつくりながら、また公団当局自身の熱意も具体的に求めながら進めていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ちょっと大事な今お話で、私は日にちは具体的ではありませんけれども、第2回目は流れたわけですから、第2回目を今月終わってですね、議会が終わって、できるだけ早い時期に第2回目の開催があるということで努力をしてくださるということでよろしいですね。（市長「はい」と呼ぶ）

それでは次にお話を承りたいと思いますが、この三者による話し合いで、建て替えの基本的な枠組みを決めるということで話の調整をしております。例えば家賃の問題の設定、それから都営住宅の問題、それから市営住宅の併設の問題、それから特定目的借り上げ住宅の制度の導入の問題、それから高層住宅がどの辺の程度の問題、それから建て替えの戸数を大体どの辺にするか。大枠は聞いておりますが、具体的にどのぐらいにするか。それから樹木の保存をどういうふうな手法で整えていくのか。それから大規模開発になりますので、環境アセスメント等の手順はどうか、こういうことが大枠としてこれから三者による話し合いで、大枠は決まっていくわけですが、そういうふうに私どもは理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういうことだろうと思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） この三者による協議の中間会合といいますか、これは公団さんの方からあったわけですが、三者による話し合いの中で、三者による学習会、勉強会をやるのではないかとということで、11月11日、この市役所の会議室で学習会が行われたわけですね。そのときに、公団から建て替えの基本的な考え方について説明を、勉強会ということで話を、私どもも聞きました。その会合の最後に、これからは私どもの――ま、公団さんの考え方はわかりましたと。私たち住民の方の側からも、基本的な枠組みの考えを持っておりますので、それを提示をしたい。そういうふうな話し合いで、公団さんの方もそれを了解をされております。これからは、そういうことで、第2回目の三者による話し合いの場では、この建て替えについての基本的な考えを、私ども住民の立場でどういうふうに考えているかという案を提出をすると、こういうふうな段取りになっているわけですね。そこで、お互いの考えを調整し合って、基本的な合意点を見つけていきたい。こういう作業として第2回目を迎えたいというふうに思っておりますが、基本的にはこういうふうに理解しておりますが、認識に違いはないと思うんですが、その点、市長、どうでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市といたしましては、建て替え計画を持つ公団の考え方と、それから建て替えを受ける、現在居住しておられる方々とのいろいろな利害関係のといえますか、具体的な予測のことの調整をあっせん、図ってあげるというのが役割だと思っておりますので、そのように努めていきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ところが、市長、情報としても入っているかもしれませんが、住都公団の方は、来年の1月に、これはうわさですので、うわさをもう少し超えているかもしれませんが、1月初めに指定というスケジュールを組まれていると。その具体的な場所についても、2月にそういうふうな会場をとっていらっしゃるというふうにも聞いているわけなんですけど、そういうふうな情報もあるんですけども、要するに第2回目で話し合いが具体的に土俵に入ったばかりですので、何回か要するに私ども住民の方にも、会合のあるたびに大勢の、2,000世帯ぐらいの方に、こういうことで、話し合いの内容としてはこうでしたということを報告を申し上げて、またそういうところの意見の吸い上げという作業も含めますから、毎日連続して会合を開くということは物理的に不可能ですので、その辺の時間をいただくというふうな作業をしていきますと、

このいわゆる1月指定の段階から入っていくということは、私は物理的にも時間的にも、また能力的にも到底無理だというふうに思っておりますが、その辺、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私も詳しくは、制度的な手順のことについては、担当部の方からお答え申し上げていいと思っておりますが、要するに相互理解がかなり大筋で整うという状況になるべく早くつくり出すことだと、こう考えております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） それでは、市長、これ、もう何回か前の議員の方からも、吉富さん、鈴木さん、橋本さんを含めてお話も聞いていらっしゃるの、当たり前のことかもしれませんが、要するに市長の方も、南集会所に参加していただいて、住民の方の話も聞いていただいた中で、日野市といわゆる、その建て替えについての住都公団との基本合意を結ぶというその前の前提で、我々団地に住んでいる方の意見をお聞きして、事前に皆さん、こういうことで了承をしましょうということになって、それから基本合意に入っていくということ、市長は約束をされているわけですが、それは要するに、別の言葉で言いますと、指定になる前に、指定の前の段階で、私どもがこういうふうな基本枠で結構ですと、また、こういうふうな家賃の設定で結構です、というふうな合意ができてから、その指定という作業に入っていくと。それまでは市の方も、市の権限として、用途地域の見直しの変更等もされたわけですが、公団さんの方は、市の協力が得られなければ、そういう作業に入れないんですから、市の方では責任を持ってそこは詰めてまいります、というふうに再三約束を皆さんの前でも話をされているわけですが、その基本的な姿勢に私は変わりはないというふうに思うんですが、もっと率直に言いますと、その指定が公団さんの方では、公団さんの事情で、そういうふうな手順として行きたいということがあったにしても、住民の、住んでいる方の合意というものが得られるまでは、公団さんしてはいけませんよということは、市の権限でもってそれを守っていきます、というふうに私は理解しているんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） できるだけそうあってほしいと思っていますし、また、そのように努めていこうと思います。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ちょっと大事な点ですので、夏井さんしつこいなと言わないで、もう少し聞いていただきたいと思います、今おっしゃっていただいた、そういうふうに努めていきますということで、ありがたいなというふうに思うんですが、そのところは、市の方の何といいますか、基本的な権限で——権限でというと、公団さん、非常にかちんとくるかもしれませんが、要するに市長のおっしゃるように、用途地域の見直しがあったにしても、大丈夫ですよ。市の方は、あなた方一人ひとりの、泣く子を一人も出さないという、こういう姿勢でやりますからということもおっしゃっておりますから、今のそのお話ですね。指定の前の段階で、無理やりしていくということはさせないと。それが取りも直さず、市民の方は一人も泣く子を出さないということなんだというふうに私は理解をしているわけですが、しつこいようですが、その決意のほどをもう一度、別の言葉でも結構ですから、お話をしていただければありがたいと思うんですが。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　住宅公団は役所ではないわけですが、役所の政策を代行する機関として設置された経緯があるわけであります。したがって、指定とか認定とかいう言葉が、どういう行政上の意味をなすか、私はよくわかりませんが、当然の信頼関係をつくり出す措置としては、要するに不信行為をしないということが、またお互いの何といいますか、考え方の根拠でなきゃいけませんから、当然信頼関係を損なわないための行動というものは、おのずから定まったものがあるというふうに思っております。

○議長（土方尚功君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　これ、市長、重々御存じかもしれませんが、改めて申し上げますと、要するに公団の方で指定というふうな形になりますと、どういう作業が始まってくるかといいますと、旧借家法の保護のもとにある居住権を、いわゆる建て替えのための一時賃貸借、一時お借りしますよという契約に変えていく作業を公団の方では手法としてやるわけですね。それを進めないと、建て替えが実際には法的にもできないわけです。そうすると、一人ひとりの居住権の問題ですから、公団という巨大な権力を持ったところの集団で一人ひとり来られますと、こっぴどい人になってしまうんですね。ですから、指定に入ってから、その作業が強力に始まるわけです。一般一人ひとりとは、旧借家法で守られている法的な居住権と、いわゆる一時の賃貸借契約とが、どのぐらいの権利の差があるかということは承知していません。まして内容証明とか、行く行くは裁判で訴訟を起こすとか、そういうふうな前ぶれの文書で来られたりなんかしますと、ほとんどの人たちは、裁判の経験というものがありません。原告、被告なんていうことで、

被告なんていう名前を聞いただけで、もう嫌になっちゃいますから。それが日常生活している、我々の日常生活ですね、平凡な。そういうところに、矢面に立たせては私は、市長がおっしゃる、泣く子を一人も出しませんよということに私はならないと思うんです。そこに入っていっちゃうんですね。ですから、そこに入らない前の段階で、市長が再三約束をされていますが、その前の段階で、具体的に泣く子を出さない方法というのはこういう方法があるんです、こういうこともありますということを詰めていただいて、それから個々の一人ひとりの居住権の問題が、作業が入っていくと、こういうふうに市長も理解されているでしょうし、鈴木助役も重々そこは実務的にも理解されているところだと思うんですね。ですから、今の話をさせてもらっているわけです。それで、なぜ指定の前に、指定をしないでくださいねという意味は、そういう重大な意味が入りますので、話しております。その辺、御理解をいただきたいと思うんです。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） よく状況を詰めて、適切有効な判断をするということは当たり前でありますから、そのように御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） ぜひ、私が申し上げたのは、決して言葉の誇張でもありませんし、過去の公団の建て替えの手順もそうですし、そういうところで、公団の建て替えの中で苦しんだ人が、この三多摩でもいっぱいいらっしゃいます。そういう人にぜひ聞いていただければ、その実態というのはわかると思いますので、ぜひその作業をして、その指定の前、後というのは、どういう意味があるのかということを改めて承知をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、これは市長も言いにくい話かもしれませんが、率直にお話をしていたきたいんですけれども、これは助役の方からかもしれませんが、要するに多摩平団地の建て替えについては開発協力金というのが入るわけですが、協力をするのでお金を差し上げましょうという言葉になるんですが、市の方としては、かなり流動的ですけれど、一説には、31億から32億ぐらいというふうなことも入っておりますが、その辺、この点はどうでしょう。1点、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まだ具体的な計算をしたことはありませんが、相当な何といましようか、自治体に対する協力の伴うことは申し立てていくつもりであります。それからあわせて、今回の行政報告で申し上げておりますとおり、豊田駅周辺の法律上で

言う再開発という言葉に該当させるかはともかくといたしまして、再開発的手法あるいは措置を必要とすることが、多面的にあると思っておりますので、そういうことに対する、本来ならば、委託する側が経費を負担するというのが前提ではありますが、将来長く、いわゆる貸し借り関係の消却のできる方法として、特に増戸ということについては、基本的な事例もあるわけでありますから、自治体として十分主張すべきことは主張していくというふうに考えております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 実務的な立場から、その開発協力金ですが、今大体こう、積算的な情動的なものは、人数に掛ける幾らというのがあるわけですけど、大体どのぐらいでしょうか、上限。

○議長（土方尚功君） 助役。

○助役（鈴木栄弘君） 市の開発指導要綱によりまして、戸数に対しまして、ある一定の控除はございますけれども、概略で申しますと、戸数に対しまして、1戸当たり156万2,000円ほどの負担金をいただくということで、協力金をいただくということでございます。これは公益施設に対するものと、それから緑化推進に対するものと両方含めてでございます。総額でしたがいまして、仮に2,000戸としますと、それに掛けるということで……（市長「金額なんか言うものじゃないよ」と呼ぶ）

○議長（土方尚功君） 市長、発言があるなら発言してください。市長。

○市長（森田喜美男君） 一般的ないわゆる開発指導要綱に基づく民間開発の負担金の現実的数字というのは、あることは事実であります。しかし、都営住宅とか公団住宅とか、あるいは国にかかわる事柄については、これはまた別の基準が当然必要でありますから、低い積算を見積もるなんていうことはあり得るはずありませんし、我々の常識的な判断でも相当な金額である、こういうふうにお答えをしておくべきだと思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長が今おっしゃっていることも一部わかるんですね。私がなぜこれを質問しているかといいますと、この開発協力金というのは、一体どこから出るかという、公団から出る。公団は一体、これどこから出るかという、家賃から出るんですね。家賃から出るわけですよ。で、その家賃はじゃあだれが払うのかという、要するに住んでいる人たちですね。ですから、その人たちが最終的に払って、出どころはどこかという、そこから出ますから、ですから今助役がおっしゃった、1戸当たり

百五十何万円とおっしゃいましたが、大体の予測がどのぐらいなのかということは、最終的に払う側の人から見れば、重大な関心なんですね。それは実務的な問題はあるかもしれませんが。でも下限はこう、上限はこうだというのは、私は市の開発を進める、今市長がおっしゃった、豊田駅周辺の開発、この中には、確かに2,000戸ふえますから、駅の問題等とか、いわゆるそういうふうな問題が起きてきますから、そういうところに当然、その資金を導入するということも考えられるでしょうけれども、しかし、そういう点だけでなくお聞きしているわけです。ですから、今市長がおっしゃった、総体的な予測の金額なんて言うものじゃないっていうのは、それは行政側の運営側であって、最終的に払う側からすれば、どのぐらい入るんだというのは、私は予測でも大体、下限はこう、上限はこうと言っても、私は決して失礼な話ではないというふうに思うんですね。それでお聞きしたわけです。結構です。大体15万円で2,000戸というと、大体30億円から31億円というふうな数字が出てくるなというふうに予測をしました。

それで、これも市長、非常に答えにくいかもしれませんが、信頼関係を、要するに信頼をしていただきたいということを市長はおっしゃっていますから、その点で確認をする意味でお聞きをしますので、つらい答弁かもしれませんが、ぜひ答えていただきたいというふうに思います。

それは、今市長のお話では、その開発協力金、社会教育センターの会合がありましたですね。運営委員会のときにあったわけですが、11月12日の火曜日ですね。運営委員会、2時から4時までありました。ここに私も、それから土方議長も、森田美津雄議員も、それから多摩平団地の自治会の会長笹原さんも、運営委員ですから同席したわけですが、そのとき市長は、この多摩平の建て替えによる開発協力金で社会教育センターの建設費をそれで賄うという話をされているわけですが、その真意はどこにあるのか、対外的に発表されていますけれど、これは森田美津雄さんもいらしたから、当然知っていらっしゃると思うんですが、その辺は、かなり開発協力金の使い方が、駅の周辺のアクセスの問題ということをかなり飛び越した話だなというふうに私受けとめて、びっくりしたわけですが、私のこれは案ですけど、確かに社会教育センターの問題もあると思いますけれど、建てるお金がないから協力金でやるというのも一つの考え方かもしれませんが、むしろその開発協力金で、これはほかの地方自治体でやっているところですが、現実に建て替え後の高家賃によって住めなくなってしまう、そういう方を守るために使うことを具体的にやっているところがありますよね。議会でも発言があったと思いますが、そういうところに積極的に展開する御意思はないかどうか。

その辺、どうでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 意思や考えていることは事実ではありますが、理論的な結論に到達し得ておるという状況は具体的にはないわけであります。したがいまして、ごく常識的に、大型住宅を建設する政策機関には、当然伴って、いろいろな形の文化施設、複合文化施設という言い方もありますが、そういうことを施策としてお願いをするということは、今までもやってきたことでありますし、むしろ当然なことではないかと思っております。その財源に何か限定した負担金で依頼するというよりも、むしろなるべく効果大きく、また事業を達成するための一つの政策としてお考えいただくというのが、自治体としてのお願いをする側としてのまた立場であっていいと、このように思っております。社会教育センターという非常に地元になじんだ、いろいろな仕事をしていただいている機関でもありますし、今日野市が場所の提供ぐらいは考えなきゃなりません、本来ならば、社会教育センター自身、あるいは大きな政策をおやりになる住宅公団の役割自身でやっていただくことも、私は決して出すぎたお願いではない、このように考えております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長、ちょっと答えにくいかもしれませんが、社会教育センターという一つの財団に対外的に発表していますから、私は発表したというふうに理解していますから、それで、これは大変重要な話ですし、ある意味では、私たちの信頼というのをどの辺に置いたらいいかという根本的な問題にかかってきますので、もう少しわかりやすく話をしてください。それはぜひお願いします。まず1点なんです、要するにそうですね、中学3年生の人に話してもわかるように、これは皮肉ではなくて、話をしてください。人によって解釈が違ような表現は、できるだけ避けていただきたい。そうしめんと、疑心暗鬼になってしまいますから。疑心暗鬼になりますと、やはり信頼というものは生まれませんので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

1点は、これは市長は社会教育センターで、今私、具体的な議員の名前、出席している人もいっちゃっている、これは確認しての私は話をさせてもらいたいと思っておりますけれど、市長は対外的に運営委員会のときに、そういうふうにおっしゃいましたよね。ちょっとつらいかもしれませんが、答弁してください。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市民として、役割とそれからお仕事の上で、長くなじん

できている社会教育センターには、必ず現在以上の役割を果たしていただける、そういう場所は約束しなければならないと思っておりますと、こういう趣旨でございまして、どの金でどうするというふうに申し上げたわけではありません。これからいろいろと創意工夫を凝らして、日野市民が求められていることにいかにこたえるかという立場で考え方を進めていきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） そうしますと、いわゆる公団からの開発協力金という、出る三十数億のお金になるんでしょうか、その中の財源を使って社教センターの建設費に充てるということは発言をしていないということによろしいですね。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） はい。直接的には発言して——そういう意味を持った発言ではない、というふうに御理解をいただいて結構です。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 直接的には、というふうに言われてしまうと、非常にこれは裁判所ではありませんので、別にそういう失礼なことをぐいぐい突いていくつもりは毛頭ありませんけれど、今のお話ですと、開発協力金については、そういうふうには考えていない、というお話に受け取りました。それで、市長、ほかの地方自治体、具体的に事務の方でも知っていることなんですが、要するに開発協力金というのは、団地の居住者から出たお金が最終的にそこに回っていくわけですね。お金が回っていくわけですね。それで、豊田駅の開発については、確かに団地の住民の方も多くふえますから、その分の投資というものをそこから投入するというのも、それはわかります。

しかし、その多くの予算の中で、具体的に要するに、年金生活をしていって、家賃を払ったら、それこそ水しか飲めないという形の現象も実際あるわけです。市長がおっしゃっている4団地の中に全部それで済まないんですね。いわゆる既存の施設の中におさめて、最終的にそういう展開をしていけば、空き家の中に入っていけば、当てはめられるのかといっても、当てはめることはできない。これは事務方の方でも、それはもう証明していると思います。最終的にはそれでは、最終の解決にはならないということも御承知だと思うんですね。

ですからそうなりますと、市長の具体的に、市で何ができるかということの提案が具体的になされているわけですが、市長はどういうふうに、泣く人を出さない、寂しく団地を去るようなことのないように、生涯を全うできるように、きょうの生活が、次の生

活ができるように、要するに1食のおかずを減らして食費を切り詰めていくことのないようにというのが、私は一番大事だと思うんですよね。市の方は、一番問題はお金ですよ。じゃあ、夏井さん、どこにお金があるんだと言われると、私も答弁できないわけですが、お金があるじゃないかということを申し上げたいわけです。それだけ救うだけの財源もあると。それは日野の市民の税金を使うわけじゃないと。公団が要するに、家賃から持ってきたものをやるということですから、まず優先的に助けなければいけないところにその金を使っても、私は決して日野の市民の方から非難を受けることはないと思うんですけれど、どうでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日本住宅公団という大きな政策機関が、トータルとしては経営全体を大きく家賃に属するということは当然でありましょうけれど、いわゆる財政投融资というまた国の政策的な資金に依存をして戸数をふやすとか、あるいはいろいろな事業を進めるための政策に当たって、民間の経営とまた別次元の大きな能力があるということは、むしろ私は期待すべきことだと思っております。したがって、民間の投融资、何と申しましょうか、一番こう、経営の原理と多少違うところが大きくあるのではないかというふうに思っておりますが、近ごろの情報によりますと、経営が大変傲慢で、民間経営以上のまた家賃の価格などになっていて、極めて評判がよくないということも承知しております。

したがって、日野市では、何といいましょうか、公団自身の狭い意味での事業というよりも、大きな立場での我々が従来、期待をしたり、また信頼をしたりしている、そういう立場で振る舞っていただくというふうに考えておるわけでありまして、国鉄がJRに変わったことといい、あるいは住宅公団の性格も自主経営というふうにだんだんと行政改革という影響があらわれていることもあるだろうと思っておりますけれど、いわゆるつまり、国民の住宅政策を何とか解決をして、そうして将来の国民生活に期する衣食住の中のまた住という立場の大きな政策の原理があるはずでありますから、何か窮屈に考えないで、自治体としましても、求めるべきものは正当に求めていく。そしてまた、協力をし合い、住民の方々になるべく被害感とか、そういう感情が残らないようにしていくというのが、これまた我々の立場として当然だと、こんなふうに思っております。今の段階で、そういった抽象的と言われるかもしれませんが、その域を大きく具体化する何もございませんので、そういう立場で自治体として対応していくのが当然ということではなかろうかと、このように思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長、私も今、一生懸命聞いているんですけど、わからないんですよ。わかりますか。——わからないですよ。市長ね、私が聞いているのは、そういう答弁されていると、要するに信頼、お互い信じなきゃだめですから、あんまり、市長を別にお説教する意味じゃないですよ、私。本当にわかるように話ししてください。要するに、今市長は、自治体としてできることは、本当に泣く子を出さないんだというふうにおっしゃっているし、別の言葉で言うと、皆さんが助けてもらわなくても結構だと、こう言われるまでやります、というふうにもおっしゃっているんですね。それは信頼します。それを具体的にどういうふうにしたらいいかということがこれ悩みですよ。しかし、制度として具体的な制度がありますよね、いっぱい。市営住宅とか、特定目的借上げとか、いろいろな市の方でできる制度が具体的に制度としてある。じゃあ、財源はあるかという、財源もありますよね。

私、前に申し上げましたけれど、新しい市民の方2,000人ふえてくると、市民税がどれぐらいふえるか積算してもらったことがあります。大体年間6億円から8億円になるだろうと。こういう財源問題も、実は絶好のチャンスとして開発協力金があるわけですね。それから多摩平団地は、下水道とか上下水道については整備されていて、2,000戸ふえても、それに新たに投入していくような面整備については、新たな投資というのは、ほかの地域と違って幸い多くないですよ。今市長がおっしゃったように、豊田駅の再開発の方にその資金を使っていきたいというふうなニュアンスの答弁がありましたけれど、そういう話ですよ。で、社教センターの建設費の方という話まで、私は聞いているものですから、私はこの間、聞いたんですけど、それだったら、そこまで財源を回せるだけの三十数億円のお金ですから、市長が助けてもらわなくても結構だということを具体的に私は話をしなければ、じゃあ、どこで市長、具体的に助けてあげるんですか。どうやって助けてあげるんですか。ちょっとおっしゃってください。それを期待しています。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 家賃の金額におきましては、年金生活者でも払えるといいでしょうか、住む権利があるという具体的な対策をどうするかということだろうと思っております。大きな原則というものを設定して、だんだんと具体的にそれを詰めていくということによって、実行計画になるわけでありますから、全部を今どうするという言い方じゃありませんが、公的な立場、あるいは公団の責任という立場、いろいろな形で納

得のいく処遇を受けながら、建て替えという大きな変化にもそう不満なく対応できると、
こういう状態をつくることだと思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長、具体的にどういうふうに助けてあげるかということ、
今の今、私は提示をされなかったら、だめだと思いますよ。要するに、信用を失うと思
うんですよ。具体的に、それは一人ひとり事情がありますから、4団地の中に、4街区
の中に押し込めることは具体的に不可能だという数字も出ているんですからね。ほかの
自治体では、別の方法、手法で助けている例があるわけです。制度もある。それから実
際の実例もある。それから財源もある。確かに厳しい財源です。ただ、この財源の使い
方については、日野の市民の方の動向というものは、市の財政としても、公平な使われ
方ということは重大な関心があります。これも認めます。しかし、その方々に違和感が
なくできる使い方もあるということも提示されているわけですから、その中で具体的に
助ける方法を提示されなかったら、市長のおっしゃっていることはうそになってしまう
と思いますよ。ですから、今回の6日の沢田議員の答弁に対しても、現在の今までの社
会というのは経済優先の社会だったと、福祉をおざなりにしてきた制度だったというこ
とを答弁されてきていますよね。そういう基本姿勢があるならば、今のような抽象的な
言葉ではなくて、まさに今、市長の考えで具体的にそれを提言しなければ、私は無慈悲
だと思いますよ。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） まだ我々、建て替えそのものの具体的な実情を知り得ていない
わけでありますので、それをより具体化しながら、1件1件を具体的にまた解決をする、
そういう状況を推し進めていく中で、今御指摘のことにこたえる、そういう対応のこ
とを議場でも説明のできるようにしておきたい、このように思っております。

○議長（土方尚功君） 夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 市長も、議場での制約ということもあるでしょうが、ぜひ、ま
た再度お願いしますが、要するに建て替えの指定に入れば、公団という巨大な組織で一
人ひとりの生活というのは、こういうふうなことだということで、一方的な制度の説明、
そういうことでどんどんなっていっちゃうんですね。現実にもそうでした。実際に建て替
え後に、家賃が高くなって住めなくなって出ていく例があるわけです。そういう人を一
人でも出しちゃいけないわけでしょう、市長。泣く子を一人も出しませんよというのは。
ですから、公団の指定があったら、そういう作業が強力にこれから進みます。ですから、

今私が心配をしている話、そういう点について、指定はさせないというのが、我々の納得のいく、泣く子を一人も出さないということが確実になった、そういう合意が得られたという段階まで、市長は公団に対して、胸を張って、体を張って阻止をしてください。それを再度お願いして終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって10の3、多摩平団地建て替えと市民の生活権の質問を終わります。

一般質問11の1、福祉・保健・医療の総合的な運営と多摩川苑福祉ゾーン整備計画について問うの通告質問者、吉富正敏君の質問を許します。

〔5番議員 登壇〕

○5番（吉富正敏君） それでは、福祉・保健・医療の総合的な運営と多摩川苑福祉ゾーン整備計画について問うと題しまして、多様化した市民ニーズに対応する行政サービスの推進をということで、担当役員並びに市長に御質問をさせていただきたいと思います。

夏井さんに引き続いて、多摩平団地建て替えの質問を続行したいところでなんですが、その件は休憩を挟んだ午後にやりたいと考えております。私の一般質問の持ち時間は最大90分ですので、午前中は「福祉と建て替えの吉富」というキャッチフレーズを掲げています私としては、福祉の話というところから進めていきたいと思います。多摩平団地の建て替えの問題は、地域の住民にとってはまことに大きな問題でございます。その前に、社会全体、日野市全体としては、高齢者に関する問題が大問題となっております。そのような観点に立ちまして、まず最初に、総合的な行政サービスの推進のために、組織改正と多様化した市民ニーズに対応する窓口の整備をといったサブタイトルをつけますして質問をさせていただきたいと思います。

先月、私ども民主クラブでは、報告書にありますように、会派の研修として北九州市へ行ってまいりました。そこで保健福祉センターというのを見学というんですか、視察というんですか、見てまいりました。北九州市は政令指定都市ということで、人口が100万を超えるという大都市でございます。そこでやっている事業を、財政規模も何もかにも違う日野市で単純に比較実施をしろという質問をこれからしようというのではありません。要は、この保健福祉センターというのは簡単に言いますと、保健・福祉・医療のサービスを総合的に行う拠点として、今廃止になります日野保健所の機能、それから福祉事務所はなくなってしまったんですが、日野市の福祉部というものの機能をあわせ持った高齢者の保健・福祉・医療の相談に応じる年長者相談コーナーというのも併設をしている、そのような保健・福祉・医療の総合サービスのセンターであると、こうい

うものでございます。また、これは市に1個ではなく、北九州市の場合、区がありますので、各区にありますので、援護を必要とする高齢者などを地域全体で見守り、要はボランティアですね。それから支え合うために、地元の医療機関や地域住民との連絡調整を行い、より効率的な地域ケアシステムを推進する、これがうたい文句でございます。北九州市の担当の役員の方、それから課長等職員の方等から説明をいただいたんですが、政令指定都市の北九州市ですから、本当に規模は東京都の衛生局や福祉局が合併して新しい健康福祉庁と、そのような規模のものですよと、はっきり説明されていました。

その中で、私は、ことしの3月議会で、保健・福祉・医療の総合的な運営をするために、名称変更や組織改正について質問をさせていただきました。要は、名称変更や組織改正をして、市民にわかりやすい名称と組織の運営、そして窓口サービスの一本化と、それから専門の相談員の配置等をお願いしたいという内容でした。北九州市へ視察に行きまして、私が3月議会で、ぜひ実施検討していただきたいと質問した内容が、もう現実の市民サービスとして実施されている。それも市内の各地でと。そのような現実を目の当たりに見まして、私はただびっくりして、すごいなということで、担当者の説明に聞き入ってまいりました。大体説明を聞いているうちに、ああ、そういえば、どこかで聞いたな、あの話はな、ということで、だんだん思い出してまいりまして、いつも議会では言っておるんですが、私が三多摩の保育園連合会の副会長をしております、私の母は保育園の、まあ組合で言う連合のようなものが東京にございます。東京都保育推進協議会というのがございまして、保育園の大きい団体が三つほどありまして、その連合会の会長をしております。そのような中で、厚生省や東京都の社会福祉の審議会や、いろんな委員会の方、それから私どもの方で出している委員の方から、今こんな検討をしています、吉富さんどうでしょうか、というような相談が直に入ってきます。そのようなことで、その北九州市がやっていることが、本当にもう3年か4年前に厚生省の審議会を担当官が説明した内容のままなんですね。大変驚きました。そこまで厚生省の図面どおりに実施されているというのもめったにないことだなと思って、大変びっくりして、北九州市の担当者に、厚生省の課長や審議官が、いろんな会議の席で私どもによく話す、その社会福祉の将来展望という説明のままおたくでは実施をされて、ままといいうか、それ以上ですね。それ以上に実施をされている。どういうことでしょうか、というふうに質問しました。そうしますと、北九州市の担当者は、実は福祉部長に厚生省から出向の方が来ていました。そして、その方が出向中に精力的に動かれて、北九州市では今のような福祉のベースができたんです、と胸を張っておっしゃっておいりました。私も、

どなたですかというのは大変失礼なので聞きませんでしたので、多分、新聞紙上で逮捕等疑惑になっている方とは違うというふうに私は願っておるんですが、そのようなことで、厚生省も悪人ばかりではなく、いいことをやっている方が多いんだということは、私も理解をしております。たまたまああいう方が出たんだと、欲に目がくらんだ人が出ちゃったなあ、というふうには思っております。

さて、話を「緑と清流と福祉のまち日野」に戻しまして、私が3月議会の一般質問で提言した内容、保健・福祉・医療サービスの手続が多様化をしてきたと。その中で、総合サービス窓口として旧の福祉事務所を近代化して、なおかつ、保健所の廃止後の役割を担う福祉総合ネットワークセンターを設置していただきたいというふうをお願いしております。その内容としては、今市役所にあるコンピューター、ホストコンピューターがございまして、LANシステムというのがあって、窓口にはほぼ全部コンピューターの端末がございます。それを活用して、個々のケース管理をコンピューターで管理をしていただきたい。それから、住民の登録も台帳も全部コンピューターに入っています。その中でデータバンクも活用した高齢者相談業務の実施もできないでしょうかと。もちろん、もっと単純な話で、特別養護老人ホームがどこがあいていると、どこが何人待っていると、デイケアセンターがどうだとか、要は入れない方はデイケアを受けるしかないわけですから、待機者のための在宅ケアサービスがこうだということを市民に直接紹介できるシルバーインフォメーションセンターというんですか、そういうのをぜひ検討実施していただきたいということを3月の議会で私は、御提言と言ってはおこがましいんですが、質問をさせていただきました。その後、12月ですので、大体市の方ではどのように検討をされているのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 時代のニーズに合った機構というのは、これはどうしても必要であります。一方で、肥大化する組織と機能の調整、これも一つの課題であります。現状の組織の中で、北九州市のお話もありましたけれども、やはり窓口の連携ということは、これは不可欠でございます。今現在、そのような形で内部努力はしているところでございます。保健、福祉の一本化、一体化の一つの切り口として、現状の組織を前提として考えた場合には、私どもとすれば、在宅介護支援センターが一つの切り口になるであろうということを考えております。それから、保健・福祉・医療をネットワークによってサービスの向上を図る、これについては、福祉部内に一応のチームを設けまして、コンピューターを活用した情報の共有であるとか、サービスデータの整理だとか、こう

いったようなことを課題に庁内チームを発足させようとしているところでございます。
目安は平成9年度の10月ごろまでには一定の結論を出して、企画財政部との調整を図りながら可能性を探っていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 平成9年の10月には何か形を見たいという御答弁で、検討を進めていただけるということで、大変ありがたく思っております。先般の東京都議会の開会の冒頭の青島都知事の所信あいさつというんですか、その中で、これに関するような話がございました。青島さんの場合は、行政改革大綱の一部として組織改正を進めますと。で、高齢者施策推進本部ですか、それを置いて、福祉局、衛生局、養育院ですか、の高齢者部門の統合をしてやっていくと。青島さんののは、行政改革で費用は浮かそうという意味の方で言っているのだと思いますが、私が言っているのは、費用を浮かす方ではなく、市民サービスをもっと効率よく進めたらどうでしょうかと。施設をつくるのとも違うし、新しい人材を置いて予算がふえるということではございません。今あるものの組織変更をして、行政改革という、すぐ切り捨てとかというふうに極論になりますが、要はリストラですね。再構築という方をぜひ検討して、進めていただきたいということです。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この議会で先般、沢田議員の方で、保育園や幼稚園の障害児の入園に関する質問というのがございまして、福祉部長の方でもう1個答弁してくればよかったというのが、私は関係者としてあったんですが、要は児童福祉の方では、市民サービスということで、保育園の入園ですね。いろんな方が来ます。窓口で入園時期になると700人ぐらいでしたかね、どっと来ますので、窓口で事務的に、あなたはだめです、どうですと事務的に処理をするようになります。でも、保育園の方では、入れる入れないの問題の前に、あなたの子育てについて悩みや疑問のある方は、ぜひ来てくださいというシステムはございます。それが、子育て相談というのがございまして、厚生省の補助金、東京都の補助金ということで運営をされております。担当の職員として、今囑託なんです、元児童福祉課長をやっていた方、もちろん、事務ではございません、現業の方でございまして。公立の保育園の園長を経験され、幼稚園の園長を歴任された方が、そういう業務についてやっております。ですから、保育園の方は割と障害児等入園の問題等専門の職員がおりますので、そんなにトラブルはないというふうに私は信じております。何かの手違いであったのかなということでございましたら、沢田議員に後でおわびを申し

上げますが、制度としてはそういうことがないように児童福祉の方では進んでいると、整備がされていると。老人福祉も、同じ福祉部の右翼と左翼といいますか、両翼でございます。痴呆老人や寝たきり老人を抱えた家族のさまざまな相談に乗ると。保育園の方が子育て相談ですから、まさかボケ相談とも言えませんので、高齢者何とかか何とか相談ということで進めると思いますが、ぜひその相談業務だけでも至急開始をしていただけないだろうかと思い再質問したいと思います。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 現在、福祉部の窓口へ来ておられる方、これはそれぞれ社会福祉、あるいは障害者、高齢者、児童、その窓口へそれぞれほぼおいでになる場合、なるべその人たちの目的が即達成できるように、それぞれの窓口で連携をとりながら対応しているのが現状でございます。新たな組織ということになりますと、これはまた全体調整の中で考えていかなければならない問題かとも思いますけれども、今後努力してまいりたいと思います。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 今予算の編成中でございますので、3月議会のお話を蒸し返して大変申しわけないと思いますが、市長ぜひ、大して予算がかかりませんので、高齢者相談というのを来年度実施をしていただければと思います。お願いをして、次の話に入りたいと思います。

福祉の方の本日の2番目、とりあえず12時には終わろうと思うんですが、2番目の質問をさせていただきます。多摩川苑「マザアス特別養護老人ホーム」の整備計画と資金計画並びに補助金内訳はと題しまして質問したいと思います。

毎議会で配られます市長の行政報告の5番、社会福祉法人「マザアス」による多摩川苑福祉ゾーン特養ホーム事業についてというのがございます。その報告の中で、何だかんだ書いてあるんですが、その報告と一緒に、「特別養護老人ホーム多摩川苑（仮称）の施設整備計画概要」というのが配られました。私は当選以来、2回当選していませんから、まだ1回ですけども、当選以来、議会活動の中で、市民ニーズにこたえるために、民設民営方式による特別養護老人ホームの早期着工というのを毎議会で取り上げ、そしてくどくどとやってまいりました。私の市長に対する説得のかがあったのか、先ほどの答弁にも何かありましたけれども、時代の流れがそれを認めたのかということは、今後の社会的な評価に私は任せるとしまして、ともかくも平成11年の春には、名前はわからないんですけども、ともかく特別養護老人ホームが、多摩川苑「マザアス」とい

うんでしょうか、それが開始をされるというところにやっときぎつけることができた。整備計画の概要によりますと、敷地の面積が3,300平米。よくわからないので坪に直しますと1,000坪。購入金額は10億円。建物の延べ床面積が6,209平米。これも坪に直しますと1,900坪。建築総額32億円。その施設利用定員というんですか、内訳が、特別養護老人ホーム100名、ショートステイ20名と、それから栄町にあるのと同じデイサービスが、一般が20名、痴呆性が10名。それから地域業務として、給食サービスが1日50食。間違っていたら訂正してください。土地建物総額42億円の特別養護老人ホーム多摩川苑「マザアス」が、今まさに着工されようとしております。民設民営方式の熱烈な推薦者の私といたしましては、関係各位の御努力に敬意を表したいと思います。そちらの辺にお座りの方をお願いなんです、4月の市長選挙のときには、6期目の革新市政の実績として、何かのチラシに書くとは思いますが、ぜひ吉富正敏が熱烈に提言して民設民営方式ができましたというのを、ぜひチラシの隅っこに入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

冗談はさておきまして、土地の購入費と建物の建築費、推定総額42億円に対して、厚生省や東京都の補助金総額21億円、これは多分、確定だと思うんですが、差し引きますと、21億円残ります。半分ですね。その半分に対して、これは補助の対象外となり、本来ですと、社会福祉法人「マザアス」が、全額自分で背負うというのが定番でございます。21億円背負える法人はすばらしいなと。私も社会福祉ですけれども、21億円背負ったら、その場で首をつるようですね、と思っております。その残額21億円に対して、日野市の補助金はどうなるとかいう部分は、まだ最終決定はなく、流動的な部分が多くあるんだろうと思いますので、この議会では余り細かくは聞こうとは思っておりません。3月議会では、次年度予算が上がってきますので、そのときには詳細の積算根拠等を分厚い資料でくれるのかなと思っておりますので、そのときはよろしくお願いします。概略で結構ですので、当初の多摩川苑福祉ゾーンの公設公営方式の老人ホームと民設民営方式でどの程度節約ができたのかなというのが、積算できていなければ結構ですけども、あれば御報告をお願いします。

それから、9月議会で質問したと思ったんですが、その法人の選定過程について再度御説明を願いたいと思います。何で9月に聞いたことをまたおまえは聞くんたということなんですが、実は私の友人、知人、後援者等の中で、吉富さんは熱心に民設民営論を説くと。今、新聞やテレビで、厚生省の疑惑が取りざたをされていると。先ほども言いましたように、私は団体の立場上、いろんな情報が入ってきます。知っています。厚生

省の疑惑みたいなことにあなたは関知しているのか、かかわっているのかと。だから民設民営を説くのかと。まあ、冗談だと思うんですがね。何人かの人、吉富疑惑があるのか、と言ってきます。私は別に、決まりました法人の「マザアス」さんの役員でもありませんし、日野市の法人を決める委員会のメンバーでもありません。それからもう一つ、私が持っていると言ってはいけないんだな。私の役員をしております社会福祉法人「吹上会」が、施設経営候補に立候補もしていません。はっきり言ひまして、全くのぬれぎぬでございます。そのぐらいの利権にかかわって大もうけをしたいというのははっきり言ひてございませけれども（笑声）、それは置いておきまして、それはひとり言だということで。不謹慎だと思いますが、清廉潔白な森田市長に限ってはもちろん、私と同様、そういう疑惑はないだろうというふうに思っております。また、その市長の御指導のもと、市民サービスの向上に邁進する日野市の、前にいるのは幹部職員ですね、幹部職員の方、それから後ろにいらっしゃる職員の方等、そんな疑惑があるはずはないということは私も十分承知はしております。まことに申しわけございませんが、私にかけられたあらぬ疑いと、それから日野市長や職員に向けられた疑念を晴らすためにも、ぜひ、その部分の説明も再度お願いをしたいと思っております。

私は市民の代理として、夢のような話だった特別養護老人ホームを、実現に向けて福祉団体の役員という立場を利用して。疑惑のように聞こえますが、利用して、私の知り得る限りの情報を駆使して提言をしてまいりました。そして、ここに実現を迎えたと。森田市長にしても、立場は私とは違いますけれども、早く老人ホームをつくりたいという思いは同じだったと思います。市長に言わせればいつも、減税で二十何億円の金がないんだと。2年続けて五十何億円だということで、金がない金がないというのが口癖でございました。金があれば、とっくにつくっているよというのがたしか、いつもの答弁だとございます。公設公営方式ではできなかったことが、民設民営方式でできたということで、ぜひその辺の市民に対する思いは同じでございます。私も本当にこんなつまらない質問はしたくはないんですが、本当にあんなつまらない官僚がはびこりますと、本当にもう市の末端行政までそういう疑惑がかかると。特別養護老人ホームの土地建物の取得総額42億円、普通、42億円の日野市がつくり、買う場合は、管財課ですかね、そういうところで入札をして、物すごい競争入札の中で進められていきます。しかし、社会福祉に関しては、あの疑惑のとおり、法人が決定すると、その法人の内部の選考ですべてが進みます。ですから、日野市に法的権限がないとか、何とかということで、いつもの市長の定番の逃げを打たずに、その「マザアス」の着工のときには、補助金の

水増しの請求がないだろうかと。たしか、きょうの新聞にも書いてございました。老人ホームの1億でしたか、何千万でしたか、水増しがしてあるというのが新聞に載ってありました。そういうことはない。それから、補助基準を逸脱して華美につくっていない。また、建設業者の選考というんですか、選定というんですか、に当たっては、法人関係者や市の関係職員が役員をしている建設業者が落札をするということが全くない、もちろん、新聞にあったように、にせの建設会社の領収書が添付されて上がってくるといようなこともないということで、ぜひ、そういう指導監督を評価していただいて、一刻も早くすばらしい多摩川苑「マザアス」老人ホームをつくっていただきたいと思います。つまらない質問でございますが、御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 多摩川苑福祉ゾーンに建設する特別養護老人ホームについての整備計画についての概略は、11月現在ということで資料として提出させていただきました。計画の概要につきましては、今吉富議員さんがおっしゃったそのとおりでございます。そこで、当初、多摩川苑基本計画という形で発表された概要と現在の計画との差、それから公設の場合と民設民営の場合の補助制度の違い、これらを中心に御説明させていただきます。

平成6年3月に策定した多摩川苑福祉ゾーンの計画におきましては、特別養護老人ホームが134床、それにショートステイ26床の合計160床を多摩川高齢者在宅サービス、その160床に加えて、高齢者在宅サービスセンター、それから在宅介護支援センター、訪問サービス拠点、これらを備えたもので、延べ面積は約8,460平米を予定していたわけがあります。これに対して現在計画しているのは、特別養護老人ホーム100床にショートステイ20床を加えた合計120床、これに高齢者在宅サービスセンター、在宅介護支援センター、訪問給食等の訪問サービス拠点としての機能のほかに、痴呆性高齢者デイサービスセンターE型と地域交流スペースを併設しており、延べ床面積は6,200平米となっております。

基本計画と現在計画しているものとの違いは、まずベッド数が40床少なくなっております。これはショートステイも含めてということであります。これは現在の特別養護老人ホームの待機者約120名余りとなっております。これは申請が出された数字に基づいているわけですが、この中には入院中の方も含まれており、また、申請の中を調査することによって、さらに入所可能者、入所対象者はもう少し少なくなることが見込まれます。そして、施設を運営していく上での適正有効な規模が、やはり今回計画した規模の

方が、この点でもメリットがあると。さらに、東京都の土地助成制度が平成8年度から限度額10億円、これは平成7年度までは17億円だったわけですが、これらの補助制度の変更がありまして、この制度を有効に活用するためには、規模の縮小もやむを得ない、そういうようなことを判断したものでございます。また、基本計画での個室割合は10ベッドとなっておりますが、これを東京都が認める限度の30%、つまり36ベッドにふやし、できる限り入所者の生活に配慮していることが一つ違いがございます。さらに、痴呆性高齢者がふえている現状に対応するために、痴呆性高齢者デイサービスセンターや、地域の人々と入所者の交流が可能であったりボランティア活動の拠点として使える、こういった機能を持った地域交流スペースも併設しているところにも違いがございます。公設公営と民設民営の補助制度の違いを今回の計画にある程度当てはめてみますと、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を新設する際の補助金制度は、土地取得に対する助成と建物建設に、これは設備も含めます。に対する助成制度に分かれます。現在計画している特養多摩川苑（仮称）については、公設の場合と民設の場合の補助金の比較をしてみると、このようになります。

土地取得に対する助成は、いわゆる都の単独補助事業であります。先ほど申し上げましたように、平成8年度から10億円が限度ということになりますけれども、民設の場合は、取得額の4分の3、公設の場合は2分の1、これが補助されます。したがって、この部分で4分の1の差が生じてございます。仮に今、取得価格を10億円と仮定した場合に、2億5,000万円ほどの差が生じてまいります。次に建物に対する助成ですが、国と都を合わせた補助率、これは額面上は4分の3となります。公設、民設の違いはありませんけれども、平米当たりの補助単価が若干民設の方が有利になっております。これをもとに試算しますと、約2億円ちょっとの差が生じてまいります。さらに施設運営についても、公設に適用されませんが、民設に適用される経費がかなり多く、試算では年間で約二千数百万円程度は民設の方が多いと試算されます。

以上のように、民設民営方式が補助金上有利に事業展開できるわけですが、さらに日野市が希望する事業についても、ほぼ100%反映できるということを前提に考えましても、さらに事業の総体の事業費の削減をお願いするように市としてもお願いをしてまいりたいと思います。

それから、厚生省のお話もちょっと出されましたけれども、特別養護老人ホームの新設に当たって、御承知のとおり国や都の補助制度がございます。また、法的にも厳格な書類審査が前提となっております。建設を予定している社会福祉法人は既に申請書を、

計画書を東京都に提出し、今協議審査を受けているところでございます。建物の構造、設備面での指導はさることながら、入札方法等についても指導を受けているわけであり、また、したがって、あのような事件については、日野市は無関係だと思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 助役。

○助役（坂口泰雄君） それでは、社会福祉法人「マザアス」の選定の経過につきまして私の方からお答えさせていただきたいと思います。

この社会福祉法人の選定に当たりましては、庁内に私以下、福祉部長初め関係する部課長によりまして検討委員会を設置いたしまして、二、三回検討いたしました。これにつきましては、社会福祉法人の一応選定基準をつくりました。一つには特別養護老人ホームの建設に意欲のある法人ということでございます。それから現に特別養護老人ホームを経営し実績のある法人。三つ目には都市型の老人ホームの建設、経営が可能な法人ということでございます。特に痴呆性に対応のできる法人ということでございます。四つには日野市の住民を100％入所させることが約束できる法人。五つ目には在宅支援、デイホーム、入浴サービス、ショートステイ、老人給食等ができる法人。この五つの設定基準によりまして審査をいたしました。建設を希望をしている法人につきましては、五つの事業者といいますか、社会福祉法人がございましたが、その中から最も意欲のある、また市の提案する内容と合致できる、そういう法人として「マザアス」を選定したわけでございます。また、施設の規模あるいは事業の内容につきましては、これら検討委員会と別の、いわゆる実務者による検討委員会をつくりまして、これにはケースワーカー、あるいは施設の職員、あるいはそのヘルパー、こういう方たちに検討していただきまして、具体的な検討に入ったわけでございます。また、実際に現在「マザアス」が活動しております特養老人ホームにつきましても、私も二、三回現地を視察したこともございます。以上の経過によりまして、社会福祉法人「マザアス」を選定したわけでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 部長、助役と、本当につまらない質問に対して答弁いただきましてありがとうございます。あれだけの厚生官僚が汚職をやるということは、末端の日野市まで可能性があるという市民の疑念を晴らしたいということで、大変申しわけない

質問をさせていただきました。また、私の発言内容等に不穏当な部分がありましたら、関係各位等に後ほど陳謝をしたいと思いますが、私の質問の内容はそういうことでございますので、ぜひ御理解をいただき、日野市の民設民営に関して吉富疑惑はないと、日野市に対しても厚生省のような疑惑は全くないということがこの議会で明らかにされたということで質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君） これをもって11の1、福祉・保健・医療の総合的な運営と多摩川苑福祉ゾーン整備計画について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時23分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の2、多摩平団地建替事業と豊田駅周辺再開発事業について問うの通告質問者、吉富正敏君の質問を許します。

○5番（吉富正敏君） 大変お待たせをいたしました。午前中の質問に引き続きまして、午後は団地の問題を取り上げたいと思います。多摩平団地建替事業と豊田駅周辺再開発事業について問うと題しまして、市民参加で住んでよかったと言える多摩平のまちづくりをとということで質問を進めたいと思います。本日は、1番目に夏井議員、2番目に私、そして一つ飛びまして4番目に鈴木議員と、多摩平団地居住の議員の一般質問が集中しております。議員諸兄は、一般質問の順番が公正にくじ引きで決められていることはよく御存じのことと思います。我が会派選出の土方議長と奥住議会運営委員長が、集中させて森田市長を困らせようというような悪意があってきょう集中をかけたわけではございません。たまたま本当に偶然の出来事、神のみぞ知るとい世界でございます。我々多摩平の住民にとっては、一般質問の傍聴に1回で済むということで、本当に神の恵みでございます。

さて、テレビや舞台の時代劇ではございませんが、夏井議員の第一幕はドラマチックにストーリーが展開されまして、私が受け持ちます2番目の質問はわかり切っていることが淡々と展開され、よくあるパターンで、悪役に殺されちゃう役じゃないかなと。もちろん、視聴者も、あーあとか、やっぱりなとかいう展開があるのかなと思います。そ

して、鈴木議員の第三幕は、よくあります桃太郎侍や遠山の金さんが定番で格好よく登場いたしまして、悪役が公団か市長か知りませんが、許さん、とか、これにて一件落着、とかいうことで展開をされるのではないかなと思っております。鈴木議員は女性議員ですので、宝塚の星組や花組のように、シャンシャンと鈴をつけたあのグランドフィナーレのような形で最後を締めくくってくれるのではないかと私は期待しております。私は二番手なもので、損な役回りということで、少々いじけて質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

また、午前中は「福祉と建て替えの吉富」ということで、毎議会定番の福祉をやらせていただきまして、午後は多摩平団地建て替え問題について進めていきたいと思います。夏井議員のドラマチックな展開の中で、推理小説ではございませんが、犯人の目星や疑問の点等あったと思います。その点は後ほどまとめてやっていきたいというふうに思います。私は第二幕の平凡な展開の中で、悪役に脅かされて悩んでいる島帰りのやくざのチンピラか、悪役の方にだまされて殺されちゃうどこかの商家のばか息子というようなのがはまり役かなと思いますが、そういうことはぜひ克服して、多摩平の建て替え事業計画について質問を進めていきたいと思います。

先ほど、午前中、特別養護老人ホームのお話をしました。厚生省の建築に対する補助単価、本体工事ですね、要は鉄筋コンクリートの部分、大体平米31万円。厚生省は生活保護を主体にして計算を出しておりますので、公団住宅の方が生活保護よりは上だと思いますので、多分、公団の単価はそれと同額か、それ以上だと思います。そうしますと、今取りざたをされております多摩平の建て替えの計画は、1戸当たり平均60平米、20坪弱ですね。それを厚生省の単価に単純に当てはめると、水回りや何かを入れて大体1戸2,000万円ぐらい、これが工事費の推定ではないかと私は思っております。1戸当たり2,000万円弱としまして、今2,000戸増の4,800戸、まあ、5,000という数字を当てはめた方が早いものですから、2,000万円掛ける5,000戸、単純に計算しますと1,000億円、0が11個ついていて、幾らか私もよくわからなかったという、私の電卓では数字がはみ出ちゃったという、もう一度書いてやったら1,000億円になりました。工期自体は1期で全部を進めるわけではないようで、大体今までの市の説明、公団の説明の経過によりますと、4回か5回に分けて工事を進めていくと。大体1回当たり200億円ぐらいの工事を年次計画でとんとんと進めていくというような推定でございます。私の勝手な推定ですから、100億ぐらいの誤差があったりするかもしれません。その辺は後で当局の方で正確な数字、訂正をしていただきたいと思います。要は2億3億の工事ではない。

100億の工事でもない。1,000億単体の工事であるという物差しをまず理解をしていただきたいと思います。

市長の行政報告の2番、豊田駅周辺再開発事業に関連し住宅都市整備公団への申し入れについて、というのがございます。要は豊田駅周辺整備の視点から、住宅都市整備公団が進めている多摩平団地建て替え事業と整合させるために、豊田駅周辺の再開発事業に関する協議の申し入れをした、とあります。この件に関しまして、幾つか質問をしたいと思いますので、お答えをお願いします。

多摩平団地建て替え事業の全体の説明、そして豊田駅周辺再開発事業の全体の説明をまずお願いをしたいと思います。両事業の事業開始時期並びに予算規模等の詳細が未定でしたらば、概要で結構でございますので御説明をよろしくお願いしたいと思います。過去2年間の日野市の予算書、決算書によりますと、平成7年度決算では、豊田駅北口周辺整備基本計画策定調査委託料ということで、473万8,000円が使われております。また、平成8年度の予算では、同じく豊田駅北口周辺整備基本計画（2）策定委託料1,180万円となっております。2年間続けた日野市の事業としましては、豊田駅北口周辺整備基本計画と、いつ北口周辺から豊田駅周辺再開発事業になったんでしょうか。

それからもう一つ、9月の議会の答弁の中で、住民参加をしていただけるというのがありました。部長答弁に対して市長は、1月の予定ということで訂正をされました。予定が未定では困るものですから、いつになったら住民が参加できるのか、その辺もお答えを願いたいと思います。

豊田駅周辺の再開発と多摩平の建て替えをドッキングして進めていくということですから、団地住民はよく知っておりますので、はっきり言ってこのままいけば、多摩ニュータウンの二の舞になる。ゴーストタウンの多摩ニュータウンというのと同じで、ゴーストタウンの多摩平ニュータウンができるのではないかと、団地の住民は皆疑問に思っております。また、森田市長は住宅都市整備公団にだまされているのではないかと、という方も大勢いらっしゃいます。もちろん、市長の支持者の方々ですが。豊田駅北口や多摩平だけではなく、周辺ということですから、もちろん、南口の区画整理も組み合わせてくるということになれば、豊田駅の南北多摩平団地まで、総額何ヘクタールになるのか知りませんが、ゴーストタウンができ上がると。このバブル崩壊の御時世に、豊田駅の南北を再開発して、なおかつ、多摩平団地も建て替えるという。私の電卓では、推定総額2,000億円ではないかと。もっといくのかもしれませんが。巨大開発です。こんな巨大開発を、今いろんなところで批判を受けている自民党政権ですらやらないんじゃない

でしょうか。私ども多摩平団地の住民は、森田市長の、公共の福祉のために多摩平団地を建て替えるから、だから泣く子はいないと、私に任せてもらいたいといった内容の、発言じゃない、趣旨ですよ、趣旨の言葉を信じて、日野市とともに歩んでまいりました。森田市長は、大変忍耐強く私ども多摩平団地の住民の無理な要望を快くお聞き入れいただきまして、全国初の公団の東京支社長ですか、を交えた市と公団と住民の三者会議というものを開催していただきました。また、多忙な公務の合間を縫って陣頭指揮をしていただき、大変速やかな対応をしていただきました。この件に関しては、私ども多摩平団地の住民は、心より感謝を申し上げたいと思います。

しかし、この住民参加の御時世に、信じろ、任せろ、この一点張りでは、2,000戸を超える多摩平団地の住民は、納得できません。また、自治会の幹部にしても、納得をさせることは不可能です。いかに今新聞等で話題になっている建設官僚、自治官僚の天下りの天下という住宅都市整備公団が相手であっても、私ども住民に速やかに正確な情報をお伝えしたいと思います。住宅都市整備公団が相手ということで、市長は大変難儀な問題を背負っているとは思いますが。市長権限ということを私はとやかく言う気はございませんが、一人で抱えて悩むことなく、私ども住民にもっと情報を公開していただき、一緒になって考えていただきたいと思います。私ども多摩平の住民は、いつでも市長とともに歩む覚悟はしております。はっきり言いまして市長が最後のとりででございます。市民活動は市長が考えているよりもはるかに成熟しております。かえってデマや誤報に尾ひれがついて、住民のパニックが進んでいます。ちゃんと公開していただけるものは公開をしてください。情報の一人歩きで私ども住民が悩むことはないんです。同じ悩むならば、市長と一緒に新しい多摩平をどうするかということで悩んでいきたいと思えます。とりあえず何点か質問しますので、その部分について関係当局の御答弁をお願いしたいと思います。

まず1点、豊田駅北口周辺整備基本計画は、いつ、どのように、北口周辺から豊田駅周辺再開発事業になったのでしょうか。単純な質問でございます。

2番目、豊田駅周辺再開発事業と多摩平団地建て替え事業の全体の説明、両事業の事業開始時期、予算等々概略の説明をお願いしたいと思います。

3番目、豊田駅周辺再開発事業と多摩平団地建て替え事業を整合させるため、住宅都市整備公団に、再開発事業に関してどのような協議を申し入れたのか。内容でございます。

4番目、その豊田駅周辺再開発事業と多摩平団地建て替え事業に関する市民への情報

の公開、計画立案への住民の参加の見込みについて答弁をお願いいたします。とりあえずそこまでお伺いできれば。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（鈴木栄弘君） まず第1点目の、豊田駅北口周辺整備というのが、どうして今度、豊田駅周辺になったのかという、こういう御質問でございます。これは、日野市が独自で行っておるのが豊田駅北口周辺、これは日野市として豊田駅周辺のまちづくりをどういうふう将来位置づけたいかと、こういう形で、日野市が独自で調査をしているものが、昨年から実施している内容でございます。今回、公団、行政報告の中にもございましたとおり、豊田駅周辺整備というふうなことで、これは住都公団に、この地域のまちづくりの要請をしたと、こういうことでございます。公団の中に「街づくり推進室」というものができたということでPRがございました。これは住都公団の本社でございます。そういうことで、そこへそういう申し入れをしました、こういうことでございます。

それから2点目の、全体がどういうふうになるのかと、こういうことでございますけれども、全くこれはスタートしたばかりでございますので、これからどういう形で公団が検討していくのか、そういう具体的な内容についてこれから協議が始まる内容でございます。したがって、まだその検討する方法もこれから始まるわけでございますので、時期等につきましても、その中でおのずと煮詰まってくると、こういうふうに考えております。

それから、その再開発をどういう形で申し入れたのかと、こういうことでございますけれども、前段で説明したとおり、公団の「街づくり推進室」のPRがございました。これに基づきまして、10月の文書をもって協議の申し入れをしたと、こういう内容でございます。

あと住民参加でございますけれども、これは、この協議が検討が進む中で、ある一定の時期、意見を聞く、そういう機会はこれから設けて、公団の場合も設けていかれるだろうと思いますし、市の行っておるものにつきましても、当然そういう時期が来れば意見を聞いていきたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 助役の回答に少し補っておきたいと思います。豊田駅周辺という言い方は、たまたま日野市では御承知のとおり、豊田南区画整理事業、つまり駅南

を、駅南から浅川までのかなり広い範囲の豊田南区画整理事業を行っておるということは御承知のとおりであります。そして、その豊田南区画整理事業の中で、いわゆる駅前の区域、これは区画整理事業では換地を行って、一定の駅前広場の整備あるいはその他の将来の施策のあしらいをする、そういうことになるわけであります。そして、特に駅の北側、つまり多摩平側であります。それから駅の南側、これは御承知のとおり、高さに大きな格差があります。何とか北と南を歩行通路によって交流ができるように、買い物でもあるいは日常生活でも、何か市民生活になるべく徒歩で行き来のできる、そういう仕組みをつくりたい。今でも駅の中を通して通路はあるわけでありすけれど、もっと便利のいい状況をつくりたい、こういう考え方があります。南の区画整理事業の中で今、いわゆる駅南、日野市、それから東京都の新都市建設公社、それからJR自身、たまたま将来、いわゆる南方に何とかいいましょうか、共同ビルをつくると。そのビルの中にもまた、ある程度消費者のためのショッピングのできる場所、あるいは駅南の、現在商業経営をやっておいでの方々もテナントとして入れるような、そういうビルをつくると。特にJRは、列車の運行の電気装置が、かなり大きな施設が現在あるわけでありすから、それらを施設の配分によって、一定の協議を経て共同ビルをつくると、こういうことが伴っておるものですから、その北側と南側の通路を中心にして、南には本来、駅南は新都市公社がかつて、いわゆる駅前再開発の絵をかいたことがあります。建物4棟ぐらい、何か経営のできる仕組みをつくって、駅前という条件を、将来日野市の、言い方をしますならば、会議や、それからある程度の会合のできる、そして宿泊のできる、こういう施設をつくらうという考え方があります。新都市建設公社に投資事業としてやってもらいたいというふうには考えてきたわけですが、新都市は近ごろ、経営を非常にかなり引き締めた形で、なかなか投資をするという事業感覚は生まれてこないようであります。そういう状況の中ですから、かねて聞いておりました住宅都市整備公団、これはいわゆる再開発事業という事業を一つの事業の権限といいましょうか、施行する資格を持っておりますので、より住宅都市整備公団の方が能力が大きいということはもう間違いない事実ですから、相談をかけてみようかというふうに思い立っておるところであります。

それから今、住宅都市整備公団の東京支社が担当いたします多摩平建て替え事業、駅前のあたりには、平家で商店街もできておるわけであります。あの商店街をあの1階のまままで放置するということは極めてもったいないことですから、今回はむしろ、あの部分には相当高層化の設計をして、しかも上層部には住宅を設計することも可能であると。

2,000戸増戸をなるべく駅に近い方に可能な限りは接近をさせるということは、事柄の順序であろうと、こんなふうにも思っておるわけであります。そのようなことを含めて再開発事業を業務といたします住宅都市整備公団の能力、機能をひとつ活用できるように相談をしていきたい。日野市の今の税制、あるいは財源規模におきまして、短期に単年度事業で一つひとつを積み上げていくということは、かなり難しいことでもあります。したがって、長期の何といいましょうか、投資と、それからそれをまた回収あるいは返済のできる、そういう仕組みを都市整備公団は持っていると思っておりますので、そういう能力を大きく活用して、日野市自身の発展と地域の発展のこともありますし、建て替え事業のまた具体的な展開、これらに大きい役割を持っていただこうと、こういう考えであります。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 豊田駅の南北の再開発、そして多摩平の開発ということで、市長みずからが、開発の全貌を、概要をお話をさせていただきました。私ども多摩平の住民は、団地の建て替えがあるということしか情報がないんですね、大体が。だれも商店街に土地を持っているわけでもございませんし、南口に大きな農地があるわけでもない、普通のサラリーマンの普通の定年退職の方です。ですから、市は情報を流していたかもしれませんが、私ども多摩平の住民は、それこそ団地の建て替えのことしか知りません。今初めて市長から、多摩平南北、そして団地を含めた巨大開発という話が出ました。私どもは、市長の言う「公共の福祉」という美名のもと、市長に協力をして建て替えの話に応じてまいりました。もう少しそういう総合的な情報を市民に伝えていただけませんか。そして、もちろん、まちづくりに対しても市民参加であるということが基本です。団地の建物は公団のものかもしれません。私どもは間借り人でございます。間借り人であっても、日野市の住民でございます。根なし草の団地の人間かもしれませんが、市民であることに変わりはありません。巨大開発を市長独断で公団と密約することなく、市民を交えて進めていただきたいと、これが私ども団地の人間の願いでございます。

今後、何らかの方法、何らかの場所を住民にお与えいただいて、参加していただけるということが助役の答弁にございました。後で市長が訂正するということがないようお願いをしたいんですが、余り時間がないので市長の答弁は要りませんが、はいか、いいえかでお答えいただければ。お願いします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） はいで結構です。それから巨大開発というふうに私どもは思っておりません。日野市が提唱する最小限の何といいたいでしょうか、将来に機能できる、また日野市の発展に役立つ、商店街も生き生きとしてくる、こういう状況をつくりたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○５番（吉富正敏君） 主観の相違とか、価値観の相違とかということで、私は2,000億円というのは巨大開発だと思っているんですが、市長は巨大開発じゃないと。その辺の論争は今する気はございませんが、私が推定2,000億円と言っている巨大開発に対して、多摩平団地に住んでいる人間の、特定目的何でしたか、特目住宅制度というんですかね、そういうことすらもやってくれない、やろうとしてくれない市長が、2,000億円の開発は巨大ではない、と言っております。この辺の考えについては、今後とも自治会を挙げて市長に追及をしていくつもりでございます。まずきょうは、あと13分しかありませんので、幾つかの質問が残っておりますので、それを片づけたいと思いますが、まず多摩平団地の住民が、今市長が言いました、市長は巨大開発と言っていないんですが、私いわく巨大開発の内容趣旨等をよく理解しないうちに、両方の計画に関知しておる住宅都市整備公団が、多摩平団地の建て替えの指定をしないと。もちろん、団地の住民が豊田駅の南北の地権者ではございませんが、その地権者の了解等々も全部あった中で、複合といいますか、総合開発ですので、その１個として多摩平団地の建て替えの指定が初めて動き出すということをお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） このたび、行政報告で、住宅都市整備公団の東京支社ではなくて、本社にそういう事業部門があるので、ぜひまちづくりに相談に乗せてほしいと、こういう、いわゆる公団にしてみれば、一つの営業のPRでしょうから、果たして乗ってくるものであるか、どういうことであるか、やってみないとわかりません。またそれには当然、市としての相当内容のある状況も出てくるだろうと思っております。したがって、まず議会に、こういうことを行っておりますということを、いわゆる行政報告をして、住民の方にもこれから何か具体的な話がつながるならば、大きな節目節目は、きちんとした協議を遂げつつ、進展を図るということは当然であります。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○５番（吉富正敏君） 当然でありますということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

巨大開発の話から一転、話がせこくなるんですが、午前中に夏井議員が、開発協力金は幾らとか、そういうお話を、質問をしたと思います。その部分の、あと10分しかないんですが、再確認をしていきたいと思います。はっきり言って、開発協力金は幾らなんですか。公団が示すんでしょうか、市が要求するって言っちゃ変ですかね、市が決定する金額なんですか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういうことがつまり、事業を進めるために、どういう役割分担が大切だということが、協議の内容として進むわけでありますから、今幾らというような計算をしてかかっているということは全くありません。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 2,000億円の巨大開発に対して、約1%の税金と言ったら近いんでしょうかね、30億円ですから。そんな金額の話すらも市長は決められないのに、その巨大再開発の話を進めていかれるんですか。私ども団地の住民が唯一言っていることは、年金で暮らしている人は、年金で暮らせる場所を、まあ与えてくださいとは言いませんが、市長の努力で確保していただきたいと、これが団地の最低の要望だと思っています。また、工事が4期か5期で、10年、20年にわたる中で、今、年金予備軍という方もおります。そういう予備軍も含めた低家賃政策、これをお願いしているはずでございます。その資金源として開発協力金が充当されるというのはこれは事例がございます。私どもはその事例をもとにして開発協力金は幾らなんですかと。で、その開発協力金がどこへ使われるんですかというのを、こうやって皆さんが聞きにきております。また、私もつまらないことだといつも怒られておりますが、毎回、真剣になって質問しております。31億円が3億円じゃパアなんです。31億が50億、60億と増額がなるような、市長が公団と話を煮詰めていただいて、2,000億でも3,000億でも構いません。たとえば森田疑惑と呼ばれようとも、豊田の再開発を進めていただいて結構だと思います。それが団地の住民の本音でございます。

ただ、市民としてむだな再開発を無謀にやるということに対しては、おのおの意見がございます。その部分については、ぜひ日野市に住民参加の道を、場所を、時をつくっていただきたいと思います。もし、それがなく、森田市長が建て替え指定を公団に強行させるということになれば、森田市長は住宅都市整備公団と共犯者と、それこそ森田疑惑だということの証明になるんじゃないかと私は思っております。清廉潔白な森田市長ですから、そういうことは絶対にないと私は信じております。市民のために二十数年、

全霊をかけて日野市の発展のために尽くしてこられた市長でしょうから、私ども住民の要望はよく御理解をいただいていると思います。あと6分ほどございますが、市長、その辺についてお答えがございましたらお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 少々意識の次元の違いがあるように思っておりますけれど、そういう言い方をするよりも、日野市民の方、また日野市の自治体としての立場、大きな事業であれば、それを一つの機会として、できるだけ幅広く、しかも将来に向かって利益が残るということを考えるのは、これは行政のまた当然の考え方であるわけであります。御懸念なくひとつ、何かこう、仕組みというのがすべて利権で仕組みられているように思っておられるのは、全く私は縁のないことでありますので、正々堂々と市民の御理解をいただきながら進めていくことが、いわゆる公共事業であると、こう考えております。それに質実ともに差異のない、そういう行政運営をやっていくのがまた我々の責任であると、こう思っております。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） ラスト4分でございます。もう1点、団地の住民がもろもろの理解をする、そして説明を受ける、参加できるという過程を踏まえた上で、初めて建て替えが指定されると。1月の指定はないと、端的に言いますと。そういうことで理解してよろしいでしょうか、御答弁をお願いしたいんですが。とりあえず1月の指定はないという御答弁をいただけるとありがたいんですが。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 全くそういうことを公団と話し合ったこともありませんし、すべてこれからの手順だと、こう思っております。公団の機関、我々の自治体の機関お互いが信頼をし合って具体的な取り組みをするというのは当たり前だ、というふうに思っております。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 機関同士の話し合いが煮詰まっていないので、市民不在ではあるが、1月の団地の建て替えの指定はないと、そう理解してよろしいですか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういう言い方はしておりません。機関と機関として信頼のできる、そういう手順を踏んでいく、というふうに申し上げておるわけであります。（「質問の仕方が悪いんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 私の質問の仕方が悪い、という御批判を今いただいておりますが、1月の指定はないというところの文句まで前後を省きました。いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 全然話題にしておりませんので、そういうことに対するまだ結論はちっとも触れていないということであります。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 両者の間の結論はないと。それでは日野の市長として、我々団地住民の代表者として、代理人として森田市長は、1月の指定を公団が持ち出した場合に、ノーと言っていただけでしょうか。それについてお答えをお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 理解できなければノーと言いますし、当たってみないとわからないというのが私の答えをしておる理由であります。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） 無理難題を申しているわけじゃございません。住民が理解しないときには、住民の代表者として市長が先頭に立って公団に待ったをかけていただきたいんだと、それを申しておるんです。市長に個人的に理解とか、理解しないとかということをお願いしているのではなく、公職の市長として、住民の利益代表者として、1月指定をとめさせるということのお返事をいただきたいんです。1分なのでよろしく願います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市として、そういう要請はしてみたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） おわかりでしょうか。よくわかったらマル、わからないならバツで。何かよくわからないと言っています。あと1分なので、再質問です。同じ質問でもう少し……。〈市長「もう、答えませんから」と呼ぶ〉ああ、そうですか。わかりました。市長はノーコメントということでございます。答えませんということはノーコメントということと一緒に思いますので、市長がついに答えないというところまでなってしまうました。私の議員としての非力のゆえを皆さんにおわびをして、ぜひ、公団の方、そして市の方に、団地の方に情報公開、そして納得をさせる手段をもっと積み重ねてほしいという要望をしたいと思いますが、それは御理解していただけるでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御趣旨はよくわかりました。

○議長（土方尚功君） 吉富正敏君。

○5番（吉富正敏君） タイマーがゼロになりましたので、時間切れのようでございます。もう少し詰めていきたいと思いますが、三番手に大フィナーレが待っておりますので、大フィナーレの方に譲って、私はとりあえず降壇をしたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって11の2、多摩平団地建替事業と豊田駅周辺再開発事業について問うの質問を終わります。

一般質問12の1、自由民権運動のいぶきをいまにつたえる文書館の建設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番（板垣正男君） 自由民権運動のいぶきをいまにつたえる文書館の建設についてという題で質問を行ってまいりたいと思います。

歴史をさかのぼって見てまいりますと、下総の国佐倉領の領主の過酷な租税に対しまして、村民の命を守るために、まさに命をかけて闘いました義民、佐倉宗五郎の名前は、よく御承知のことです。日野市民のつくりました歌に「我が同族の一人なるらし多田嘉助 義民なりとて観光のPRに」というのがございます。信州における多田一族の闘いがございますし、これもまた記憶にあるところであります。宝暦の11年、箱訴事件というのが発生いたしました。今で言う埼玉県と三多摩にまたがりまして、高麗郡、多摩郡の領民の闘いがございます。明治の初めごろまでに、奥多摩の人たちの間に「大丹波には、佐倉宗五郎のような働きをした人がいた」ということが、口伝えにひっそりとあったそうでございます。

慶応2年、徳川幕府体制の崩壊寸前のころになりますと、全国で一揆その他争議が、徳川時代最大の件数に上ったと言われております。その中の一つ、武州一揆、今の埼玉県名栗村から始まりますこの一揆、世直し運動は、広く周辺の村民を巻き込んだ、大きな闘いになりました。

明治に入りまして2年から3年の正月にかけまして、品川県庁への直訴を行った、いわゆる門訴事件が起きております。三多摩、現在の北多摩周辺の村民、当時、日野の落川も一部品川県に編入されてありました。そして、このみずからの命を守るという闘いと権利意識の目覚めなどが、やがて明治7年、今から122年前ごろを起点といたしまし

て、自由民権運動が大きく全国的に広まったものでございます。この自由民権運動と呼ばれます約10年前後にわたる一時期は、板垣退助らの民選議院設立建白書の提出をきっかけといたしまして展開されていくわけでありますけれど、近代日本における民主主義運動の源流を見ることができるものでございます。これはまさに偉大な闘いの時代であったと言っても過言ではないと思います。

この中に地租の軽減であるとか、国会開設、基本的人権の確立、不平等条約の撤廃を叫んで、まさに日本列島あらゆるところでこの声が沸き起こり、明治の専制政治に対しての庶民の闘いが展開されたわけであります。時の政府は、富国強兵、殖産興業、文明開化などを目標に掲げまして、ひたすら近代化の道を強行したわけであります。そして、時代が進んで、土佐を中心に幾つかの政治結社、民権政社が、当時の士族たちによってつくられてまいりました。この動きと地租改正反対運動の展開を行っている農民闘争と結びついて、大きな全国的な政治闘争へと発展していったわけであります。

例えば明治11年から13年にかけて闘われました越前七郡の地租改正反対闘争は、非常に全国的な影響を及ぼすものでもありました。石川県令の天下り式の収穫高決定に対して、農民の不満は高まり、権力は不服といたしました10カ村1組合に脅迫と弾圧を加えてまいりましたが、県下28カ村は、これらの脅迫には屈せず、戸長や副戸長の連署などによって、この収穫高決定を変えるよう嘆願を行いました。しかし、却下されたわけがありますが、官は官の権、民は民の権と主張し、この闘いを進めたわけでございますが、土佐の民権家と結びついて、ついに明治13年、地租3万9,000円、反別1町歩減の成果を勝ち取るという運動がございました。

その後も全国各地に豪農や、あるいは士族などを中心とする自由民権の政社が続々つくられていったわけでありますが、その中で国会期成同盟という新しい組織がつくられてまいりました。これを機会に、全国で国会開設の運動が新たな高まりを見せるようになったわけであります。「天下翕然として国会開設請願の声を伝え、ほとんどその請願書を呈さざるの地方なし」と言われているくらい、全国24万6,300名を結集して、国会開設の上申書が各地から提出されたものであります。その一例として、岡山県1,171カ村106カ町の有志者、総代を選んで、国会開設の請願書を政府に提出したというわけでありますから、今日の消費税増税に反対する全国的な署名運動などにも匹敵するような大請願運動が展開されたことを容易に想像できるものであります。

この全国的な運動の高まりは、もちろん関東にも及んでまいったことは言うまでもありません。神奈川県においても、その運動が高まり、運動の中心は三多摩、八王子であ

りました。近辺の村落には、学芸講演会が組織され、ここで人々は新しい知識を吸収し、みずからも演説をするというところまで育っていくわけであります。千葉卓三郎、深沢権八、土屋勘兵衛など、八王子や五日市、全県下に民権傑士が生まれるという広がりを見せてまいりました。まだ17歳の北村透谷は、この潮流の中で自由民権運動を体験した一人だったと言われております。この国会期成同盟、あるいは基本的人権、そしてみずからの民主主義を憲法に結実させようという動きが、このころからまた急速に広まってきたわけであります。いわゆる私擬憲法草案の作成という形で全国に広まり、民権家などを中心といたしまして、憲法草案づくりが行われたわけでございます。この時期に、現在まで研究者の手によって明らかにされた憲法草案は、元老院の草案などを含めると、71種類に及んだというわけでありますから、いかに憲法問題についての当時の人民が、強い関心と呼んでいるかということをあらわしているものと思うわけであります。

既に私は、この議会でも明らかにいたしましたように、当時の憲法草案の双璧と言われております、土佐の植木枝盛の憲法草案、五日市の千葉卓三郎による憲法草案がございましたが、紹介をいたしましたこともございます。それに加えて今回は、岩手の民権家、小田為綱のたくさんの文書から発見されたと言われております『憲法草稿評林』という中の一部を御紹介したいと思います。

当時の民権家が、天皇についてどのように考えていたかということがあらわれているものであります。「天皇陛下といえども、みずから責を負うの法則を立て」と述べております。さらに「皇帝憲法を遵守せず、暴威を持って人民の権利を抑圧するときは、人民は全国総動員投票の多数をもって廃立の権を行うことを得ること」と述べておりますように、天皇といえども、憲法に違反するようなことがあれば、国民投票によって廃位することもできるんだということを、当時の民権家は考えていたものであります。

私も、こうした当時の新しい民権家の息吹を感じるに当たり、既に日本人民の中に、天皇に対する考え方、また民主主義に対する考えが広く深く進みつつあるということを感じるものであります。終戦直後、日本は現在の新しい憲法を制定しようということで、さまざまな民間の憲法草案が当時のGHQに提出されたと言われております。これも既に研究者によって明らかにされつつありますけれど、当時、14種類の憲法草案が提出されました。その一つ、憲法研究会の鈴木安蔵が草案いたしました民主的な憲法草案は、実に100年以上前の明治期の民権運動家が草案したものを下敷きにしたと言われております。さらに憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と記されてございますが、これもほとんど同文が民間草案に書き込まれて、それ

を下敷きにしたと言われております。今の憲法に100年以上前の人民の精神が生かされているわけであります。

もう一つ重要な民間草案に、憲法懇談会が日本国憲法草案をつくりましたが、その中心的な役割を果たした稲田正次という人が、昭和20年の5月から既に、憲法作成の準備に入っていたというわけであります。これは8月の終戦以前から、憲法制定の作業を行っていたということでございます。後に自由法曹団の団長になります海野普吉さんという方は「日本は武器を持たざる国家、平和国家とすべし」という1条をつけ加えることを提案したそうであります。現在の第9条「戦争放棄」の規定と同じ意味のことを当時既に提案をしていたということでございますから、この提案を受け入れ、現在の憲法に生かされていると私は判断するものでございます。70種類以上の民間あるいは公の憲法草案のこれらの結実には、明治期における自由民権運動の人民の当時の意識の反映にほかならないわけございまして、私たちはそれらを学ぶことによって、一層現在の憲法の内容の豊かさ、日本人民の意識が脈々と流れているということを酌み取らざるを得ないわけであります。

しかし、歴史は、この自由民権運動に対する弾圧もまた強まってまいりました。国会開設、あるいは憲法草案の作成などの高まりによって、受け身に立ったときの政府は、明治の14年、来る23年には国会を開くと発表いたしました。そして、集会条例を發布いたしまして、民権家などによる政談演説会、講話会等々の集会の規制を強めてまいりました。福島事件、あるいは群馬事件、そして明治18年、秩父事件、19年へと続く武相困民党事件など、相次ぐ弾圧を加えてまいったわけであります。時の政府は、天皇制絶対主義体制の確立とともに、明治24年、第1回帝国議会を開いたわけでありますが、このときのことを北村透谷は、次のように書いてございます。「代議士の榮譽を荷ひて議場に登るや、酒肉足りて脾下見苦しく、肥ゆるもの多し」と嘆いたわけでございます。寄生地主化し、天皇制体制内の政治家に変質したことを書いたわけでございます。しかし、民権の思想は、明治から大正にかけての社会主義運動へと、その伝統が引き継がれていったものでございます。明治41年4月、社会新聞紙上で片山潜は、次のように書きました。「我民権史の発達を見るに、言論、出版、集会・結社の自由は実に民権論者主張の命になりき。おもへば、明治民権論者の主張は、未成品として吾人に遺されたるなり。ゆえに、それを完成するは吾人の責任あらずや」と社会主義運動へと引き継いでいったわけでございます。

さて、こうした日本の全国的な民権運動と新しい伝統の引き継ぎを受けて、日本人民

の精神の中に流れていくわけでありますが、この日野における民権運動の波はどのような形になってあらわれていたのでありましょうか。明治12年、いち早く神奈川県議会規則が公布されまして、県会議員の選挙が行われました。日野宿から天野清助氏の当選が記されていたわけでございます。制限のある選挙とはいえ、ここで初めて選挙によって議会制民主主義へと歴史を新たにされたわけでございます。神奈川県は、他県に先駆けまして、神奈川県の公布いたしました「町村会規則」に基づいて、同じ年の6月30日、日野宿会の選挙を行っております。25人の議員が選ばれ、7月2日、正副議長が決定し、7月3日、日野宿会の歴史的な開幕となったわけであります。今日の日野の市議会の原点はここから始まったものであります。そして翌年の13年には、八王子で嚶鳴社の設立によって、日野などでも演説が行われるようになりました。翌年の14年、政談演説会が初めて日野で行われたわけであります。こうして自由民権運動の影響が、この日野宿、あるいは七生村民などを含めてひしひしと伝わってまいってきたことは想像に難しくはありません。その後、日野困民党と言われる八坂神社に400人、高幡不動に600人の農民が集まりまして、明治18年前後、不況だった当時の経済状況のもとで、高利貸しへの利率の引き下げなどを求めた集会が行われているものでございます。

私は、こうした自由民権運動の歴史を学びながら、憲法にその精神が生かされているということを見るにつけまして、一層、憲法を市政に生かすというその意味合いを理解することができたわけでございます。しかしこれは、私一人が理解するということではなくて、当時のこうした歴史を正しく市民に公開してこそ、その価値も広がるものと考えられます。加えて、行政上の長い歴史における、その時代時代の市民に直接影響や、あるいは多大な関係をもたらした行政資料もまた重要な意味合いを持つものでございます。

例えば、終戦直後行われました第1回目の町議会議員選挙では、その記録はすべて手書きによって選管事務局の倉庫に保存されております。あるいは日野市議会の戦後の第1回目の議会の出席議員その他、これも手書きによって、議会事務局の倉庫に保存されてございます。請求すれば公開し、それを見ることはできるわけでありますが、いつでもこれを見たり、研究したり、あるいは体系的な歴史を学ぶという点で、私は文書館の設立が必要だと考えているものでございます。

以上の私の申し上げましたことなどを踏まえて、次の点について質問を行います。図書館と文書館、さらに博物館のそれぞれの役割はどういうものかということが1点。

2点目に、古文書、行政文書、行政資料の保存と公開は、文書館によってこそ行える

ものだと考えますが、いかがでありますか。

3点目は、文書館建設の具体案は検討されているかどうか。以上、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君） 御質問の1点目の、図書館あるいは文書館とのそれぞれの役割の違いということでございます。図書館につきましては、その地域の市民に、教養書、実用書、娯楽書等を提供し、市民生活、そして地域文化に寄与することを目的としております。したがって、収集する資料の範囲は大変広範囲の分野にわたります。当然、その地域の歴史、行政にかかわる情報の収集提供も、市立図書館の使命であります。行政資料、郷土資料も含んでおります。しかし、この場合、図書館の場合には、基本的には、資料の刊行辞典から、広く読まれることを意図した資料を中心とした提供が主なサービスになろうかと考えます。

次に文書館につきましては、これにつきましては、特に法令はございませんけれども、その地域の形成過程を示す歴史的な文書、記録、あるいは行政文書、行政資料、そういったものを指すわけで、その収集・保存、そしていわゆる情報公開の窓口になる、そして市民や研究者の調査研究に寄与することを目的とした公的な機関であろうかと考えます。したがって、文書館の資料収集は、図書館に比べまして、その地域にかかわる資料に限定される、そういうことになろうかと思います。

それから情報の公開でございますけれども、古文書、行政文書の保存と公開につきましては、古文書の収集・保存、展示、公開については、現在、ふるさと博物館が行っております。また、行政資料につきましては、いわゆる公文書は除いておりますけれども、行政資料につきましては、日野市においては、他市に例のない市政図書室があり、その収集、公開に当たっております。

それから3点目の、文書館の建設についての具体案はということでございますけれども、過去において検討課題として挙げたことはございますけれども、まだ具体的な案というところまでは至っておらないというのが現状でございます。一般的には、藤沢市、川崎市などで見られますように、いわゆる情報公開の窓口となるため、行政部局、ここでは市長部局だと思いますけれども、所管で設置しているというふうに聞いております。将来的には、日野市においても必要になるとの認識を持っております。ただ、日野市の場合には、前項で触れましたように、他市に例のない市政図書室があります。行政資料や地域情報の掲載資料等、収集公開を行っております。また、古文書については、ふる

さと博物館もあります。それらとの整合性を図りながら、今後さらに検討していく必要があろうかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 図書館と文書館、そして博物館の役割でありますけれど、今の部長の説明で、よくわかりました。要するに図書館というのは、刊行物を扱って、広く市民の利用に供するというのが主な役割としてあるんじゃないかと思います。文書館は、郷土の生の資料を保存し、そして公開するという役割があると思います。博物館は、物を収集し、保存し、また公開するというのが、大体中心的な一般的な考え方ではないかと思います。この三つの施設の役割は、きっぱりとそれぞれが分かれているというものではなくて、重なり合うという部分も多分にあるわけではありますが、中心的な役割というのは、今申し上げたようなことではないかと考えております。過去に検討されたことがある、課題に上ったことがあるというわけでありますから、今後、検討が行われてしかなるべきだと考えるものでございます。

市長に質問をする前に、もう一つ、二つ、つけ加えておきたいと思います。色川大吉著『村野常右衛門伝』という書物がございます。この村野常右衛門という人は、町田の民権家でございます。明治16年、自分の屋敷に凌霜館を建てまして、近隣の青年子弟を集めて剣術を行い、そして政治学習もあわせて、この凌霜館で行ったそうでございます。凌霜というのは、厳しい霜をしのいで進むという意味の文字であります。この中に「凌霜館開場式剣客名簿」というのが現在も残っているそうでございまして、この名簿の中に、豊田村―大分信主という人、平山―旗野仲次郎、旗野勝太郎、大沢重太郎、馬場末吉、根津政吉、小林信造という名前がございます。豊田―遠藤礼造、山口清之介、小峯喜三郎、田島半造、中村由次郎、須崎作太郎といった人の名簿が載っております。町田といっても、野津田村でありますから、当時、野津田村まで日野からどういう方法で通ったのか、あるいは宿泊を行っていたのかは定かではありませんけれど、広く多摩一帯の青年を集めての体の鍛錬と政治教育が行われていたというものであります。その影響は、どうその後、日野の中に生かされて、またあらわれてまいったのでありましょか。私はこういうところにこそ、今後の文書館の研究の余地があるのではないかと思いますし、新しい資料なども場合によっては出てくる可能性もあるわけでございます。

もう一つは、日野の落川に、五十子敬斎さんという方がお住まいでございました。『五十子日記』で既に私どもにも、その日記の内容が知らされてございますが、明治43

年から大正4年にかけて、この五十子敬齋さんが書きとめました『自省録』というのがございます。これを多摩市一の宮在住の佐伯こうじさんが丹念にガリ版刷りで再現をいたしましたものがございます。この中に、明治43年に起きました幸徳秋水らの大逆事件に関するものがございまして、一部紹介しておきたいと思います。「何ノ因縁ヲ以テ世ノ改革ニ先立テ貴重ナル名士ノ命ヲ刑裏毒刃ニ失スルヤ、非歎姑ク考断ニ苦ム。貴重ノ命ヲ投委メ執政ノ非ヲ正シ汚吏ノ暴ヲ彈スルノ義功ヲ殺スヤ」。さらに「見解ヲ異ニスルヲ以生死ヲ為セリ」。さらに「理義ノ得失是非ハ遙ニ別トシ」云々というような下りがあるわけございまして、研究者によりますと、この大逆事件に関しまして、非常な憤りを覚えた。理義の得失というわけでありますから、この思想上の相違を問わないで、考え方が違うというだけで、相手を殺すなどという権力は許されないことなんだ。なぜ、国家はそのようなことを、弾圧を許しておくのかというこの憤怒の気持ちが、この中にあらわれているものでございまして、こういう人こそ、当時の民権思想を心の中にしっかりと持っていたということをあらわした『自省録』だというわけでございます。幸徳秋水らの大逆事件は、明らかになっておりますように、時の権力者によるでっち上げ事件でございました。それに正しくその気持ちを反応させている文書ではないかと思うわけでございます。

こうしたことなど、一部の研究者のみならず、広く市民に公開するところに私は重要な意義があると思うものでございます。森田市長の歴史における民権期の時代の認識と文書館について伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 多摩地域の過去の自由民権運動は、色川大吉教授によって、いろいろ現実的に研究結果が文書になっていることも多少承知しております。たまたま日野市で公文書館、まあ文書館といいたいでしょうか、この庁舎をつくるときにたまたま、日野市の図書館行政を大変高く行政に取り入れました前川さんという方がおられまして、私のお願いで、助役の役を受けてもらった当初の経過があります。今の市政図書室は、その前川さん、図書館行政の高い見識を持っておられた方が、この庁舎の中に図書館の支所という形で分館といいたいでしょうか、いわゆる市政図書室を設計し、その仕事のごく初歩的な取り組みを始めてもらったという貴重な発想とスタートがありました。そして、私も時々行ってみたことがありますけれど、資料が非常に多くて、手狭な感じがすると。何とかこれをひとつ、もっと大きな施設にして、ゆとりのある日野市独自の施策を進めたいものだというふうに考えまして、特に自由民権運動の記録をどうこうというような

高邁な意識よりも、日野市の図書館行政のいわゆる地方自治体としてのありようを特色づけた、そういう文書館、古い資料もあるはずでありますし、なかなか網羅するということが難しいことではありますけれど、できればそういうことの可能性についてということで、多少調査をしてもらった経過があります。

旧庁舎からこの新しい庁舎に上がってまいります、大きな切り通しがあるわけですが、あの低い方側に、緑地としてかなり広い土地を持っているわけでもありますので、何かあの場所を工夫して、そういう建物をつくる場所に活用できないだろうかという形で、担当者にいろいろ工夫をしてもらったわけですが、現在のところでは、まだ建物が建てられるという状況にまでは解決をし得ていないようであります。その理由は、いわゆる緑地をあるいは指定替えをしなきゃならないかもしれませんし、これから市の土地、あるいは管理をする部署が部分によって違うかもしれません。そういうことで、日野市市政図書室の発展に寄与できる、こういう施設を現実に計画にのせるというところにはまだなり得ていないわけであります。しかしながら、多少ゆとりができる状況が生まれた際には、日野市独自の図書館行政、あるいは市政図書室という一つの貴重な足場でありますから、何かそれをより有意義に実現化する手だてを将来に対する計画として持つことは有意義だというふうに思っております。もう一遍現状を内部的にも確認をしたい、このように考えております。

自由民権運動、日野市内にも現実に家柄、それから氏名が該当するお家も多数おいでであります。それらに御迷惑や失礼があってはならないということも配慮しなければなりません。ちょっと別のことですが、よく都市化に伴って、旧家の建て替えが伴ってまいります。貴重な文化財もお持ちでありますから、何か市に寄附をしたいというお申し出も時々受けるわけでもありますけれど、私は、家柄にやっぱり保存をしてもらうことによって、文化財の意味が大きく守れるわけありますので、市が寄附を受けて管理をするということでは、文化財行政は完成しにくいと思いますので、できるだけひとつ、家柄でお持ちください、このようなお願いをしておると。それらを総合して日野市内にはどういう資料が今日でも存続し得ている、あるいは文書としてはこういうものがある。将来の自治体のまた何といひましょうか、日野市の名誉にも大変有意義だと思っておりますので、そういうような考え方をひとつ後々にも続けさせていただければ幸いだと思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 先ほど私が、色川大吉氏の著『村野常右衛門伝』の著書の中から引用した部分で、もう一つつけ加えておきたいことがございます。その中に「三多摩壮士という言葉がある。これは明治の中ごろから大正期にかけて、院外団として活躍した者や、選挙運動のときなどに、ステッキや仕込み杖などを振って実力行使を繰り返した、三多摩における政治青年のグループのことを言っている。この三多摩壮士の逸話を知っている人は、明治の前半期における民権家壮士のたちのことをも、同じような暴力的な分子と考えるかもしれない。しかし、当時の民権家壮士たちは、後の三多摩壮士とは極めて違った倫理意識と深い思想性を持った人々であった。明治前期の青年志士たちには一個の自由民権思想という明確な主義があって行動していたのであり、また、それぞれの指導者に従いながらも、その指導者を批判できるという思想性を持ち合わせていたという点である」ということでございますので、これをつけ加えておきたいと思えます。

部長、そして市長から答弁をいただきましたが、歴史は明治の前半期だけではありませんし、長い、さらにさかのぼった歴史もありますし、また以後、今日まで続いているわけであります。私は今回の質問で、たまたま明治前半期の自由民権運動に焦点を合わせて、その資料の収集や、あるいは保存、公開といったところに焦点を当てながら質問を行いました。特に行政にかかわる資料は、まだまだ長く、そして今日まで続いているものでございまして、これらを体系的に文書館によって保存、整理、公開、そして研究の用に供するということを強調したいわけであります。

例えば行政文書などの例をとりますと、従来、役所の文書が縦書きだったものが横書きに変更されました。この横書きはどんな文書によって指示があり、何年ごろ横書きになったかということは、行政に携わっている我々はわかっている、一般的には知られていない。たった1枚の通達であったとしても、これは行政の書式の歴史を変えるものであるだけに、私はこうしたものが公開されるという場が必要だと考えるわけでございます。さらに、この議会でも論議がありました、一ノ瀬議員が西暦を使うべきではないかという質問を行ったわけですが、現在日野市は、元号と西暦の併記が行われております。議会での論議などもあわせて公開の対象になれば、一層リアルになると考えるものでございます。こうして文書館などを中心といたします貴重な地域の資料、あるいは行政資料の保存、そして公開、研究の用に供されることを願って、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって12の1、自由民権運動のいぶきをいまにつたえる

文書館の建設についての質問を終わります。

一般質問12の2、あたたかい障害者施策を前進させるために「障害者計画」の策定についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 障害者の要求に基づきます施策は、まだまだ十分な到達点に至っていないことは改めて申し上げるまでもないと思います。私は今回「障害者計画」の策定についてと題しまして一般質問に取り上げました。実は、きょう12月9日は「障害者の日」であります。新聞などを見ても、一面などには「障害者の日」と紹介した新聞は、議会にあります新聞を見た範囲では、ありませんでした。1993年、国会で成立いたしました障害者基本法に「障害者の日」と記されたわけでございます。その日が、きょう12月9日であります。法律に規定されました「障害者の日」に当たって、障害者問題を取り上げるという偶然の一致に当たって私は、一層この障害者計画の策定に強い思いで質問を行ってまいりたいと思います。

人間らしく生きたいという障害者だれでも共通の思いでございますが、最近、国際障害者年を契機といたしまして、障害者の法制度や施策に大きな変化が起きてきたというのも事実ではないかと思うわけでございます。先ほど申し上げました障害者基本法に基づいて、総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部が政府に設置されました。障害者施策を国会に年次報告をしろという義務づけが政府に課せられまして、具体的な障害者プランの策定も行えというわけでございました。そして地方自治体も、この法に基づいて、努力規定で障害者プランの策定が始まったわけでございます。一方で、こうした障害者に対する施策の前進があるものの、政府は消費税の増税や、医療や福祉の改悪を今計画をして、国民に対する負担の一層の増大を進めようとしております。憲法第25条の「生存権」を否定するような憂慮すべき事態が起きているというのもまた事実ではないでしょうか。障害者プランの予算化という点でも、必ずしも満足いくような予算が計上されているわけでもありません。こうしたことで、障害者の要求、人間らしく生きたいというその要求にこたえて、どう地方自治体が障害者プランを、実現するためのプランをつくっていくかということが今、緊急課題になっていると思います。

最近の新聞やテレビでも御承知のように、埼玉県の秩父で起きました、重度障害者の息子をお風呂に入れていた高齢の母親が心臓麻痺を起こした。茨城では、障害者を多数雇用していた会社の中で、社員たる障害者にさまざまな虐待と受けとめられるようなことが行われたという事件もございました。長野では、推薦入学で大学の医学部に入るのは十分可能だった松葉づえ使用の生徒が、身体障害を理由に、受験を拒否されたという

例などもございますし、私たちの身近でも、まだまだ差別や、あるいは社会的活動を行う上でさまざまな障害や規制があることは言うまでもございません。

1993年に法ができてその翌年、厚生省の中に、障害者保健福祉施策の推進本部をつくりまして、本格的な障害者施策全般について、厚生省としての検討が始まりました。そして、総理府のもとで、昨年12月、19の省庁の関係者が集まって、政府の障害者プランがつくられたものでございます。ここまで至る経過は、さまざまな困難を乗り越えて、障害者自身、またその家族関係者など粘り強い運動があったことは言うまでもございません。

50年前の1946年には、憲法や地方自治法、あるいは教育基本法が公布されましたが、このころから、患者運動や、盲聾学校の教職員組合の運動が始まっております。特に、国立療養所、あるいは病院などにおける、患者に対する劣悪な診療状態を変えさせていくために、1948年には、日本患者同盟がつくられ、患者の権利を守る運動が始まったわけでございます。その後、朝日訴訟などに引き継がれまして、福祉の充実を求める国民的な運動が展開されてまいりました。

1975年に国連で、障害者の権利宣言の採択が行われました。それに基づきまして、国際障害者年と国連障害者の10年の推進が行われ、1990年には、障害を持つアメリカ人法が制定されまして、世界的な視野で障害者問題をとらえるということが進んでまいったわけでございます。

こうした日本国内の運動や、世界の障害者に対する施策の前進のもとで、政府も従来ありました心身障害者対策基本法を見直して、国会の議員立法で成立したと言われております障害者基本法が、1993年の11月に成立したものでございます。従来なかった積極面はたくさんあるわけでありますけれど、しかし、中でも障害者の権利を擁護する機関の設置であるとか、差別の禁止規定が明らかにされないままになっておりますし、障害者の定義が、国会の審議の中で附帯決議として、てんかん、自閉症、難病を含むという内容のものでございました。こうした弱点を持ちつつ、障害者プランの策定を義務づけているものに基づきまして、政府の障害者プランがようやく昨年12月、つくられたというところでございます。

障害者基本法に欠けているこの障害者の定義や、あるいは差別の撤廃、障害の除去などがプランの中に当然盛り込まなければならないと思うわけでありますけれど、政府のプランの中には、それが明確でないという弱点も持っているものでございます。私は、こうした政府の障害者プランをもとにいたしましても、地方自治体で直接住民に接する

行政の中に、政府の弱点を補って、施策を前進させる障害者計画の策定を行わなければならないのではないかと考えるものでございます。

そこで、質問を行ってまいりたいと思います。一つは、障害者計画策定の意義をどのようにとらえているかということでございます。

二つ目には、全国で地方自治体の策定の状況はどの程度の進捗状況なのか、東京都のものも含めて説明いただきたいと思います。

3点目に、市の計画策定への今後のプログラムをお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず、以上3点について質問を行います。

○議長（土方尚功君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 障害者計画の策定の意義から順次お答えいたします。

障害者基本計画等については、お示ししていただいたとおり、障害者基本法第7条の2に規定されております。国においては、これが明確に義務づけられております。都道府県市町村については、策定の努力義務が規定されているところであります。市町村における障害者基本計画の策定の意義は、当該市町村の障害者の実情を踏まえて行わなければならないとされております。管内における障害者の実情に応じた計画、決め細かに策定していくというところに意味があると思います。したがって、国都道府県市町村の担う役割に応じた障害者基本計画を策定するということであります。

次に、全国的な策定の進捗状況では、本年4月1日現在、総理府の調べでは、全国市町村3,255団体のうち、障害者計画を独自で策定しているところが145団体、地域福祉計画に盛り込んでの策定が334団体。都内での策定状況は、15区14市1村が、地域福祉計画に盛り込んで策定しております。単独で策定しているところは9区1市であります。ここに示されておりますとおり、障害者基本計画の策定は、努力目標とされて市町村の場合はあるわけですが、地域福祉計画で盛り込んだ中での策定も、いわゆるこの法に定める策定とみなす見方を東京都等もしております。東京都では昭和55年、都知事を本部長とする国際障害者年東京都推進本部を設置し、57年には国際障害者年東京行動計画を策定いたしました。昭和63年には福祉のまちづくり整備指針を定め、平成4年3月には新たな行動計画としてのノーマライゼーション東京推進プランを策定し、21世紀に向けての長期展望をもとに、都の障害者福祉施策の目標と策定を明らかにしたところであります。平成7年3月にはやさしい東京のまち実現を目指すため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を目的とした東京都福祉のまちづくり条例を制定し、本年9月から全面施行されております。この業務は、委任業務として市が窓

口で行うこととなっております。また、厚生省の通知を受けて、この11月29日付で、東京都福祉局長、衛生局長の連名をもって、都下市町村に計画策定促進を求めてきている文書も参っております。東京都自身の障害者基本計画は、今のところ、その上位計画までで、具体的な計画はまだ聞いております。

市の策定計画のプログラムであります。日野市における障害者基本計画は、平成6年3月に策定した日野市保健福祉計画の中に盛り込んだ形となっております。この福祉計画は、障害者の現状を把握し、施策の方向及び体系づけをしております。そのうち、障害者の在宅サービスの充実、これが6項目、経済的自立の支援2項目、保健施策、就業生きがい施策、福祉施策の施設の建設など、事業内容、あるいは事業実施年度等も含めて計画を進めているところでございます。この保健福祉計画のローリングの時期が、この平成8年、9年で行うことになっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 部長から今、全国の自治体の策定状況も紹介されました。総理府の調査だということでございますが、ことしの3月に日本障害者リハビリテーション協会が、全国の市区町村あてに、この障害者計画の策定状況についてのアンケートを行っております。3,255市区町村あるうち、このアンケートに回答を寄せたのは2,043件、62.8%だというわけであります。回答しないのはなぜでありましょうか。日野市は回答したものと私は質問を続けているわけでございますが、回答をしないのはどういう事情かわかりませんが、私の意識では、当然回答すべきものではないかと考えるものでございます。そして「策定済み」と回答したのが127件、回答したのは6.2%、「策定中」が103件で5.1%、合わせて11.3%の策定中であり、策定済みだということでございます。それから「地方障害者施策推進協議会の設置が行われているかどうか」というのは、「設置済み」と「設置予定」を合わせまして11.9%、計画を策定したところと策定中というのと大体同じ回答になっておりまして、協議会の設置もあわせて進んでいるということをお知らせしているものと思います。

市町村障害者計画及び障害者施策推進協議会の策定や、設置していない理由といたしまして、幾つか代表的な理由が紹介されております。「総合的な保健福祉計画や福祉審議会が既に存在するから」「既存の制度、組織で対応できる」「障害者のみの単独の計画がないから、推進協議会も設置していない」「国や県の指針が不明確である」「財政、人材が不足している」というような理由になっております。

それから「障害者を対象とする専門の相談窓口の有無」につきましては、回答したうち、「窓口がある」と答えたのが310件で15.3%、「精神薄弱者担当相談窓口がある」と答えたのが285件で14%、「精神障害者担当窓口」、これが181件で8.9%という内容でございます。全体として見ますと、障害者にかかわる相談窓口等含めて、まだまだこれから対応しなければならない分野ではないかと私は感じたわけでございます。

先ほど部長の説明の中で、ことしの11月29日、厚生省は東京都を通じて市町村に対して、障害者計画の策定を促進する旨の通達をおろしたと言われておりますが、法の精神に基づくならば、当然のことではないかと思うわけでございます。計画策定のできない理由に「人材、あるいは財政の裏づけが不明確」といったことの理由が挙げられておりますけれど、この問題も地方自治体の計画策定に大きな障害になっていることは間違いないと考えるものでございます。

私は、この質問でわざわざ取り上げるくらいでありますから、障害者計画を日野市としても独自に策定すべきではないかと要求したいわけでございます。日野市地域保健福祉計画は、ことしから来年、見直しの時期でありますから、見直しを行う際、独立したプランを策定し、そのプランに基づいて実行の段取りを明確にする必要があるかと思うわけでございます。この障害者計画の策定を行う上で、住民参加、当事者参加、あるいは家族などの参加は不可欠であります。大阪の堺市、広島市、そして渋谷区の障害者計画づくりの体験をつづったものを私も拝見しておりますけれど、これらの三つの市は、いずれも当事者や関係者の参加によって、しかもそれまでの運動の成果を実らせるという形で計画づくりが進められております。ぜひ、これらの市の計画づくりなども参考にさせていただいて、今後の検討を行っていただきたいと思うわけでございます。

最後に市長に伺いたいわけですが、市長は就任して以来、障害者の問題にも熱心に取り組んできたとは私は判断しているものであります。就任間もないころ、日野市は難病集団検診を実施するなど、住民参加に基づく集団検診を行ってまいりました。全国的にも話題を呼び、その実践例は広く各地域に教訓となったものでございます。そして、障害者青年学級、少年学級の開設など、障害者の声を市政に生かす施策がその後展開されてまいりました。障害者団体別の施設の提供、そのための用地の提供なども行われてまいりますし、今回の議会でも、補正予算として提案されているものもございます。こうして見るならば、私はその時点時点、時代に応じた障害者のための施策が一つひとつ実現されて今日まで至っていると考えているわけでございます。こうしたこれまでの施策の成果を引き継いで、一層障害者自身の要求にこたえるプランづくりとその実行を心

から要求したいものでございます。市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ御質問いただきました。いわゆる福祉六法という中で、障害者福祉という法律があるわけでありまして、今御指摘の障害者計画というものを各自治体で持つべきだという、いわゆる設置義務のことを少々うかつにしてきたというふうに感じております。そういうまた設置義務があったのかなというようなことをもう少しうかつにしておったとすれば、大変何といいましょうか、大きな手落ちであったと、こう思っております。任期のことを言いますと、比較的早いときに国際障害者年という、いわゆる国連の定めた、そういう国際的な大きい行事の機会がありました。それも一つの啓発のきっかけといたしまして、例えばつばさ学園でありますとか、いろいろな諸運動に教えていただきながら、障害者施策といいましょうか、そういう分野、領域にもある程度の行政施策は進めたわけではありますが、何か体系的に総合計画を持ってということには、まだなり得ておりません。今後ひとつ、そういう総合的な基本計画をもって、やっぱり取り組むことが、全体の認識として必要だな、というふうに感じた次第であります。努めて関係組織とともに協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（土方尚功君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ことしの10月9日でありますけれど、東京都地方精神保健福祉審議会というのが開かれまして、中間答申を知事に提出しております。「精神障害者の保健福祉対策の新たな展開について」というものでございまして、東京都も精神障害者に対する施策を、ごく最近、審議会に答申を求めたところであります。中間答申でありますから、本答申までまだまださまざまな課題が盛り込まれるものと思いますが、この中でも幾つかの緊急を要することとして提言されているものもでございます。例えば、都営交通無料乗車券発行事業など手帳に基づく支援策の充実、これは精神障害者には該当されていないんでしょう、現在ね。それを今度は、精神障害者にも該当しなさいというものでございます。ホームヘルプサービスの事業、権利擁護、財産管理サービスなど福祉サービスの充実、地域生活支援センターの整備、保健所総合精神保健福祉センターの充実など総合的サービスの支援体制の整備などが盛り込まれて、まだ幾つかございますが、このように新しい考え方に基づきます施策の展開を提言しているわけでございます。

保健福祉計画では、既に作成から3年を経過しているわけでございまして、作成時、このような提言がないときにつくられたもの、当然、今日の新しい認識のもとでの計画の手直しが行われなければならないと思います。それには、今申し上げましたような国

の障害者プランを参考にしつつ、地域の実態に合った当事者の参加、そして住民の参加によって、体系的な総合計画をつくることが今求められているのではないかと思うわけでございます。他市の状況などの参考にすることということも大事でありますけれど、しかし、法の精神を積極的に受けとめて、障害者プランをつくるということは、自治体独自に判断を行い、考えによって進めることができるわけでございます。法の精神の積極面を引き継いで、日野の障害者福祉、あるいは医療、教育、地域における生活、それこそ生まれたときから亡くなるまでの一生にわたっての施策が、地域の中で十分人間らしい生活を営みつつ、一生を終えるようなことのできるものにしていかなければならないと考えるものでございます。それには、障害者計画をしっかりとつくって、そのもとで施策の一つひとつの実現を強く要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（土方尚功君） これをもって12の2、あたたかい障害者施策を前進させるために「障害者計画」の策定についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後4時02分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の1、多摩平団地の建て替えについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） 多摩平団地の建て替えについての質問を行わせていただきます。

11月30日に読売テレビで公団問題が放映されましたので、皆様もごらんになったと思いますが、私もこれを見ました。首都圏建て替え団地交流会の代表約60名の方が、公団本社の前で、公団の建て替え問題についての不当な訴えなどについて述べられ、また、空き家の目立つ南大沢の団地が映し出され、さらに公団の天下りの問題、談合問題なども、業者の方やあるいは公団の担当の方が述べられるなど、その公団の実態なども明らかにされました。多摩平の駐車場を管理しておりますJ S（日本総合住生活株式会社）、これなども内容が詳しく放映されたわけでございます。また、二、三日たって夕方6時のTBSでも放映されまして、やはり今、公団の問題は、いろいろと取りざたされて

いるんだということをしみじみと感じたわけでございます。

今、公団の新しく建てる住宅に空き家が目立つことや、あるいは高い家賃によって追い出される、そういうことなどについてマスコミでもようやく取り上げるようになりました。まだまだ住める団地を壊して、そして新しくつくりかえてしまう。もうけ本位の建て替えのこうした住宅、これは公団の設立の趣旨からも、私は違反していると思います。また公団の民営化の動きもございしますが、これは市場家賃にして、もっともっと家賃を高くし、あるいはサービスを低下させる、こういう問題点も起きております。こういう中で、全国自治協や多摩自治協なども、住民の立場に立って「住まいは福祉、住まいは人権、安心して住み続けられる公団住宅に」ということで運動を展開し、12月4日には全国からたくさんの団体の方たちが来られまして、集会が持たれました。このようなときに、全国的な動きが今起きているときに、96年の10月23日に多摩自治協が東京支社の改善部と交渉し、これには12団地17名が出席をされました。吉沢改善業務部長、そのほか12名の方が出席されまして、今年度、多摩平、三鷹台、牟礼の3団地を年内に着手したいと考えている、こういうふうに述べられました。しかし、この件については組織決定していないので、決定次第お知らせしていきたい、こういうことで、スケジュールについてもはっきりとしていない、こういう発言がございました。多摩平団地では、この交渉には参加しておりません。しかし、そういう中で、まだ決定ではないということを受けとめて、団地内での勉強会や住民集会などをやる中で、住民の意見をまとめる、そういう今準備を進めております。

公団の準備室が先ほど、11月25日に「準備室だより」というものが全戸に配布されました。この中で、居住者の皆さんの意見を建て替え計画に反映するために、事前に現地事務所を開設いたしました。そして、公団計画の概要の中で、今後変更があり得るものと御理解ください、このように述べられているわけです。そうであるならば、本当に多くの皆さんが一緒になって、まだ組織決定しているわけでもなく、まだ住民の意見をこれから聞いていくという、そういうことであるわけでございますので、自治会に結集して、多くの住民の皆様が意見を述べ合って、公団に示していくことが必要であるかと思えます。市の方でも住民の声をよく聞き、一人も泣く人を出さない、この言葉のとおり、公団に住民の意思をはっきりと示して伝えていくこと、このことをぜひ私は望みたいと思います。不当な高家賃で追い出される団地住民を、市と市民が一緒になって公団に物を申していくこと、このことが大切でありますし、先ほどの夏井議員の中でも、言うべきことはきっちりと行っていく、こういうことが森田喜美男市長の方から答弁が

ございました。一人も泣く人を出さない、この市長の姿勢評価、大変これは大きなものがございます。日野だけでなく、全国でもこの言葉がずっと使われているようでございます。そういう中において私は、3点の質問をいたします。

1点目は、団地住民の実態調査を行い、高齢者対策を立てよでございます。公団の第1期の建て替え場所が、一応案として示されました。そして、そういう中で、ここの住民の方たちだけではなくて、多摩平全体でこの問題については支えたり、考えていったらどうかということで、住民集会の中でも出されました。ようやく本当に40年近い中で、この多摩平団地がつくられて、地域の中でお友達もできて、ここで子育てをして、安心して住んでいけるだろうと、どなたも思っていたことが、公団の不当な建て替えによって追い出される、こんなことは絶対に許せないと思います。そして、今度のところでは、380戸のうち100戸が既に転居しておりますので、280戸というふうになりますが、そこに入っていらっしゃる方たちが、どういう暮らしをしているのか、例えば年齢であるとか、あるいは2人世帯であるのか、あるいはお子さんをまだ育てていらっしゃるのか、そういうことを私はしっかりと市の方で調べて、そしてこれから先、皆様がどういう住宅を望んでいるのかという、こういうことまできちっと調査をするべきだというふうに思います。高齢者の方たちがどんな不安な思いでいるかということは、私自身、あの地域の方たち一人ひとりの顔を思い出すくらい、私も長く住民として生活させていただいておりますので、多摩平全体を調査すればいいんですけども、もし無理であるならば、期別方式という、公団が全体をやると反対運動が多くて、なかなかまとまらない。そういう中から、最近では期別方式という形で小さくまとめてそこだけに説明をやるという、こういうことをやっているんです。私はぜひ、ここの皆さんたちがどんな思いでいらっしゃるか、そう思いますと、ぜひ市の責任において団地住民の実態調査をしていただき、公団がこういうことでやっていきたいということが示されたときには、市の方から具体的に、ここにはこういう方が住んでいて、私たちは収入のことは見ることができませんけれども、これは税金以外に収入のことを調査することはできないというふうに言われておりますので、公表することはやらないまでも、市の方できちっと調べて、そして高齢者に対する対策を立てていただきたいと思います。

2点目につきましては家賃対策です。公団が不当にも、まだ住んでいかれる団地を壊して、30年代団地が次々と今壊されておりますけれども、家賃が高くて入れない。ここに長く住んでいきたい。御夫婦で長くここで住んでいた方たちが多いわけですから、昭和33年から始まった団地、もう60、70、80は当たり前なんです。そういうときに、本

当でしたら公団が、ちゃんと安い家賃で、ここにどうぞお入りください、公団が建て替えるんですから、というのが当然なんですけれども、公団はそういうことをいたしません。不当にも高い家賃で追い出す。それでは団地にいる方たちはどこに行ったらいいでしょうか。私はそういう意味において、ぜひ家賃対策として、一つは都営住宅の併設、二つ目には市営住宅を建てること、もう一つは特定目的借り上げ公共賃貸住宅、こういうものを建てることや、また、団地内の空き室への入居など、本当に具体的に市の方できちんとつかんで、その対応をしていかないと、私はいけないというふうに思っております。本来は公団にやらせるべきことですが、なぜ本当に市がここまでやらなければならないか。それはやはり、住んでいる人たちを大事にして、将来にわたって、この多摩平に住んでいただきたい、そういう思いがあるからこそ、私はやるべきだというふうに思います。その御答弁をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、公団に対して「日野市住みよいまちづくり指導要綱」の厳守を強く求めよということでございます。公団との約束の中では、日野市は四つの合意がされております。それだけは決まっておりますけれども、そのほかはまだ決まっていないです。その中に、日野市のまちづくり指導要綱に従うというふうになっておりますが、この指導要綱は、ただ言葉だけでは私はだめだと思えます。きちんと守りますということをしっかりと公団の方に認めさせる。そのことを私は、きょうはこの場所で、確認の意味で、これがこの後続く協力金との結びつきにもなってもらいますので、ぜひこの要綱に基づいて、公団に指導要綱を守るかどうかということを強く働きかけていただきたいと思います。この三つの点についてまず質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 三つのことについてお答え申し上げます。

第1番目の実態調査でございますけれども、一定のスケジュールの後に公団等が実際に入るようになりますれば、ある程度の公団での調査をするのは当然だと思いますが、市といたしましては、具体的に今、そこまで入り込んだ調査をするのは、今の段階では、明確にお答えできません。がしかし、弱い立場の方に対する対策は講じなければいけないのは当然でございますので、そういうことで必要ないろんなものは前もってある程度調査をし、公団等の協議の場でいろんなお願いをしていきたい、また、協議をしていきたい、このように考えております。

次の家賃対策、都営、市営、特目、団地空き室等、これも家賃対策では基本的に非常に重要なことでございます。財政的なものも含めまして、まだまだ検討しなきゃいけな

いことがたくさんございますが、十分に認識をした上で、今後もこの実現に向かうことによりまして、安心して住み続けられる建て替え事業になっているんじゃないか、このように考えております。

指導要綱につきましては、都営住宅、公団、指導要綱には書いてございませんけれども、基本的には、日野市がずうっとまちづくりはこの要綱に基づいて行ってまいりましたので、今回の建て替えにつきましても、指導要綱を準じて、また先ほど市長が申し上げましたようなことをこれから公団とも協議をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございました。

1番目の点について、実態調査をということで今お願いしたわけでございますけれども、今から本当に調査をしていかないと、早くて早過ぎるということはないと思うんです。私どもは何としても、来年の2月の指定は阻止していきたい。市長にも後で私述べていきたいと思っておりますけれども、そういう思いはしておりますけれども、一応勉強会という形で示されておりますので、ぜひこれはスケジュールの中に入れていただいて、都市整備部の中でも担当の方がいらっしゃいますので、これだけの大きな団地の建て替えですので、やはり私は、いつでも公団が来たら受けて立つぐらいな、それは弱い人を守る立場ですよ。私、一日も早くやってくださいなんていうことはとても言えません。弱い人を守る立場では、これは早くやっていただきたいと思うんです。

第4回の団地生活アンケート結果というものが出ておりますが、これは全国自治協が毎年——毎年でなくて、何年かに1回ずつやっておりまして、多摩自治協でも1982年以降、6回目の調査をこの間、やりました。今回は35団地2万2,566世帯が集まりまして集計がまとまったわけでございます。公団に長く住み続けたいという、こういう方たちが非常に多くて、40年に建てられた団地では77%、でも、30年代の団地が建て替えられると、今度は次に40年代団地にいくわけですから、この不安があるわけです。昭和30年代団地で公営住宅に住みかえたい世帯が16%もあります。これは、既に建て替え入居した団地では18%にもなって、公営併設、そういう約束で戻り入居した世帯が多いためというふうに言われております。家賃の負担についても、本当に高い。特に建て替え戻り団地では、傾斜家賃で1年に1万円以上上がってしまう。家賃の負担がずっしりと重い。6月の建て替え団地調査では、住み続けられないとする世帯が8割を占めております。

そしてまた、多摩平団地建て替えを指定されない団地も、3年に1回ごとは家賃が上がるわけです。そして修繕なども、建て替えるからということで、なかなか前に進まない、こういう状況もあります。ぜひ、私はそういう意味において、市の方としても、スケジュールを早く決めてやっていただきたいと思います、その点についてもう一度御回答をお願いしたいと思います。一つひとつについて答弁をお願いしたいと思いますので、まずその点について、都市計画の担当の方がいつも、日野市と自治会とが話し合いをするときに、2人出ていらっしゃいます。そういう方に私は、今から準備して、高齢者の対策、あるいは準備することが必要だと思いますので、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） この建て替え事業を進めるのには、ある程度こういう前もって実態調査をしておく必要があるだろうということは、事務方としては思っておりますけれど、いずれにいたしましても、まだこれからスケジュール等が正式に決まっておりますものですから、それまでの間には整理をしていきたいと考えております。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） じゃあ、なるべく早くそういう調整を庁内でやっていただきたいと思います。

それでは次に2番目の問題で、家賃の問題に入りたいと思います。都営住宅の併設の問題なんですけれども、東京都は最近、本当に渋いです。建てないんです。お金をほかのところに使いながらも、都営住宅の併設に使おうとしていない。このことは本当に許せないと思うんですけれども、久米川と府中と武蔵野緑町では、平成8年度の中に建設が予定されるということで回答があったそうでございますが、その後の新川、東伏見、桜堤、これはまだ新川は平成9年、東伏見が10年、桜堤が11年ということで、まだこれは先ということで、ぜひ私は、この中に多摩平も声を出していかなければ、東京都は次々出てくるわけですから、声を出さない限り、公団が東京都の方に申し出ないと思いますので、このことをぜひ言っていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、特定目的借上げ公共賃貸住宅、これは前にも私、一般質問で、こういう制度があるけれども、やったらいかがですかという提案をさせていただきました。2年ほど前だと思いますので、ここまで来ておりますと、これについても私は、ある一定の方向を出して、検討を進めるべきだというふうに思うんです。これは公団住宅の建て替えに当たって、建設された賃貸住宅を自治体が借り上げて、家賃を減額する制

度です。家賃と居住者の負担する金額との差額に対して、その2分の1を国が補助し、さらに4分の1を東京都が補助し、残った4分の1を市が補助する、こういうことになるわけですから、一定のこれは要件があるわけです。高齢者60歳以上の方とか、あるいは母子世帯、こういう方たち、あるいは所得が公営2種住宅入居資格者、こういうふうになっておりますけれども、でもこれも本当に弱者の方たち、弱い立場の方たちを救う一つの方策でもございますので、これをぜひ検討に入れていただきたいと思います。小金井市では、この制度を8月27日に開催された市議会文教委員会の席で、小金井団地の建て替えに当たって、この特定目的借上げ公共賃貸住宅制度の適用実施を発表し、既に公団は、皆さんに示しております。それで、国立団地でも建て替えに当たって、この制度を設けるということで、自治体との折衝をしていることを住都公団が発表しておりますので、この制度、公団が建てたところに家賃補助、国も東京都も市も補助をすれば入れるわけですから、この制度をぜひ私は実施していただきたいと思います。そのことを再度お聞きしたいと思います。

それから、家賃を値下げさせることです。これはできないことではないんです。今までも本当に皆さんの粘り強い運動によって、高い家賃、もう住めないという家賃を、どんどん運動によって、公団も値下げせざるを得ない、そこまで追い詰めてきております。最近では、新所沢第3団地、ここでも下げてまいりましたし、2年前より安い家賃が発表されて、約6%下げさせましたし、武蔵野緑町とか、東伏見団地、こういうところでも値下げが続いてきております。ぜひ、こういう点では、これもまた住都公団が決める家賃です。市に権限がないけれども、市長は市民を守る立場ということを一貫して貫いておりますので、こうしたことを一つひとつクリアしていけば、私はここで本当に泣く人を出さない、そういうことになるのではないかと思いますので、このことについても少し御回答をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 安心してそこに住み続けられる状況をつくり出す最も有効な手段としては、都営住宅があるわけでございます。事業主体が東京都になりますものですから、一定の段階、一定のスケジュールの中では、強くこれも、本来、住都公団の建て替えに伴う都営住宅という、住都公団と東京都との話し合いの中でできている制度でございますけれども、日野市といたしましても、それを側面から後押しするような形でこれからもその実現に強く図っていかねばいけないんじゃないか、そういう立場でございます。

それから、特定目的借り上げ賃貸住宅でございますけれども、これは市の財政上のこともございます。それからもう少し、どのくらい都営住宅、それから特定目的等、市が分担をもしなければいけないとすれば、それにつきましてはまだまだ、その数等はこれからでございます。また、市の財政上のこともございますものですから、よく庁内の詰めをいたしまして、いずれにいたしましても、家賃対策の大きな効果が発揮できる事業でございますので、実現できるような形の道筋を立てていきたいなと、このように考えてございます。家賃の値下げにつきましては、今まで日野市長も何回も公団の上層部と会うときに、そのように申しておりますし、私もそれで同席をして、それを聞いてございます。我々も当然、担当部署とはそのことを第一番目に強く要望しているものでございます。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それではまた質問いたします。いろいろ私が提案いたしましたことについては、やはりこれからどれくらいの方が入るのか、どういうところに入るのかというところに行きつくことになりますので、やはりこれは私が一番目に質問いたしましたその調査とのかかわりにもなりますので、これを早急に本当に調べていただければ、どういう方たちがどこの住宅に入りたいかということはつかめると思いますので、ぜひ、そういう方向で決めていただき、早くやっていただきたいというふうに思います。

次に3番目に入ります。3番目の、公団に対しての日野市住みよいまちづくり指導要綱の目的をということで再度質問いたしますけれども、日野市住みよいまちづくり指導要綱というものは、第1条に目的、「この要綱は、市内で行われる一定規模以上の開発事業に対し、事業施行上の基準と公共公益施設の整備に関し負担を定め、過密化やスプロール化等住環境の悪化及び災害の防止を図り、健康で文化的な市民生活を保障できる、住みよいまちづくりの実現に寄与するものを目的とする」。こういうふうに目的がありまして、日野市のこのまちづくり指導要綱というものは、大変厳しいものだというふうに私どもも聞いておりますし、日野の中で建設する大手の業者ですよね、小さなお家でなくて、マンションなどを建てる方たちは、日野市はきついですね、ということを私も、仄聞ですけども聞いております。でもそれくらいやらなければ、まちがスラム化してしまう、また、緑も破壊されてしまう。こういうことですから、私はぜひ、これを守っていただく。当然だと思います。そして、この中に適用の除外というものがございます。第41条「この要綱に基づく規定は、国、地方公共団体、及び公団、公社などが行う開発

事業については適用しない」、こういうふうになっているんです。しかし、市長は、また都市整備部長も、これは除外ということ、これには適用しないけれども、団地住民の皆さんの意向を聞いて、この要綱に準じた指導要綱をやっていくということが言われておりますので、再確認の意味において、これはきちっと守らせますということを、まず市長にこの点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君） それでは答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 今鈴木議員さんから、かなり現状の地域の考え方のよりどころ、これを説明していただきつつ、ある程度の状況を知ることができたという感じがしております。何か市の行政が意気地なしで、不信感のみの形でぶつけられると、何でこういうことになるのかなということがよくわからないんですが、筋道を整えて質問をしていただければ、なるほど運動あるいは御指摘の御趣旨もだんだんと理解できると、こういう気持ちでおります。

今、三つのことにつきまして集約をして質問があったわけでありまして。要するに居住をしておいでの方の実態調査をということではありますが、これは行政自身がやればいいのか、またやらなければいけないのか、あるいは自治会で一定の項目をお約束をしていただくことができるのか、今一般的には、高齢者の方々の生活の実態調査というのをしておりますので、その中で総論ではなくて、各論として調査が可能であるのか、そのあたりをひとつ十分極めておきたい、このように思っております。また、御相談も申し上げたいと思っております。

それから、いわゆる家賃対策、建て上がったものが入居する際に、何年後にどういう家賃負担になるかということは、確かに生活設計上、大切な関心事であるということもよくわかります。所得と、それから支出の可能性ということでアンバランスがあれば、当然、住みにくい何といいますか、応諾しがたいということに、感情としてはなることは当然だと思っておりますので、家賃はどうあるべきかと、また、所得が不十分であったり、生活の状態がどうこうということは、既に既存の制度もないわけではありませんが、新たにまた施策があれば、やらなければならない、こんなふうに考えております。社会保障という仕組みが一応基本には、日本国民全体にとってはよりどころでありますので、そのようなことも十分あわせ考えながら、判断もしなければならない、こんなふうに思っております。

今まで総論の話を聞いて、一体、団地の建て替えになぜ都営住宅論が出たり、市営住宅論が出るのだろうか、少々奇異に感じておりました。つまり、いわゆる公共住宅は

都道府県が行います、いわゆる東京都の場合は都営住宅、国の施策をまた消化する立場で、大きな家賃原則があるはずであります。市営住宅の場合は、極めて整った家賃制度が適用されておりまして、余計なことですが、団地間のアンバランスということに、一体これでいいのだろうかという感じも持っております。つまり新しいのは高く、古いのは大変安いということであって、やっぱり感情としてはちょっと理解しかねるなどということがあろうかと思っております。余計なことを言ったかもしれませんが、公団とも十分そのあたりを具体的に協議をしてみまして、可能な限度あるいは施策の何といましようか、解決をする役割のことについて協議をしておかなければならない、このように考えております。

1 期建て替えという具体的な話もあったわけですが、おっしゃいました、我々がリロケーションハウスということで承知をしております、いわゆる仮住まい住宅といましようか、ある程度家賃を配慮に入れた、そして最終的な居住ではないけれど、当分の間、お住まいになるリロケーションハウスという言い方でほぼ推測をしておるのが、今の御指摘だろろうと思っておりますので、これは公団自身が行うべきことで当然あるわけありますから、十分実質的に効果を持てるように要請をしてみたい、こんなふうに思っております。思っておるという言い方をしておりますけれども、私どもが思っているということは、あとは相談任せということじゃなくて、基本的に要求すべきことをお願いをしたい、こう考えております。

それから、3 番目に御指摘のありました、いわゆる日野市の固有の開発指導要綱、住みよいまちづくり指導要綱という具体的な名前を持っておりますが、いわゆる民間開発の一つの指導のかなり具体的な基準になっているという内容であります。それで、例外規定ということで、国や都やあるいは住宅公団、これらは除外をしてありますが、その除外の意味は、民間よりも、より多くいろんなことにお願いに応じていただかなければならない、こういう意味で除外をしておるわけでありまして、例えば負担なり、協力なりをお願いするのを民間より下げるという意味では全くございません。言いたいほうだいのことを言うという一つの根拠であります。したがって、守らせることはもちろん、プラスアルファがかなりあるというふうにお受け取りいただきたいと思っております。それで、うかつに今あれですね、きょうの質問でもございましたような、一体負担金は幾ら持たせるなんていうことは、今までも計算したこともありませんし、それから助役が言いかけた、1 戸150万円なんていうのはこれは、基準ではないということ、特に公的な場で言うてはいけないうらろうと思つて制止をしたということでありまう。

おむね答えたんではないかと思っております。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

それではまた、この要綱について、もう少しお尋ねしたいと思います。この第3章の「公共公益施設及び経費負担の原則」というのがありまして、第22条に「事業者は市と協議し、開発区域に必要な公共公益施設を細則に基づき設置しなければならない」、こういうふうになっておりまして、その中の2に「事業者は、次の各号に該当するとき、別に定める基準に従い、公共公益施設を自己の責任において整備し、または整備のための用地及び費用を市に負担するものとする」、こういうふうになっております。そして最後の7のところに「公共公益施設等の費用の納入については、原則として協定締結時とする」、こういうふうになっているんです。私は金額のことは申しませんけれども、今まで、日野市のちょっと決算を調べてみますと、平成7年度の一般寄附金の中で、公共公益施設費として40件入っております。これは約4億1,027万6,000円という金額で、40件でこれだけですから、大きなところではないわけですが、こういうのは住みよいまちづくり指導要綱に基づいて入ってきたものでございます。この要綱というもののこの使い道ですね。この要綱に基づいて、この使い道が決まっていると思うんですが、どこどこにこの寄附が入った場合には使われるのか、そのことをまずお知らせいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 一般会計に繰り入れているということでありまして、特定財源ではありません。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ただいま市長から答弁ございました。それは知っております。しかし、要綱に基づいて使われていくと思いますので、そのことを私はお尋ねしたわけです。

それでは、またもう一つお尋ねいたしますが、日野市では都営住宅などを随分たくさん建てておりまして、これによって大変助かっている方も多いわけですが、都営住宅が日野市の中に建物を建てた場合には、この要綱に基づいて協力していると思うんですが、私が知る限りでは、革新都政のときに、1階に保育園を建てたりとか、最近では児童館とかいろいろございますけれども、都営住宅を建てた場合には、今までどのようなことを東京都は協力してくださったのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 長い歴史を私は記憶しておりますので、私が答えた方が適当だろうと思います。かつて、議場でもこの間、申し上げたことですが、美濃部都政のときに、都営住宅1,000戸について小学校用地1校分5,000坪であります。それから都営住宅2,000戸について中学校1校地7,000坪であります。そういう都の配慮があって、またいわゆる当時の住宅事情と、それから受け入れるいわゆる自治体の、非常にいろんなことに、学校を初め、保育園、福祉園、あるいはごみや水道、下水道、いろいろなことに人口のふえることが経費を伴うわけでありますので、そういう大きな政治的な配慮によって、それらが実現できる、そういう政策があったということであります。私は今でも、その考え方そのものは、そう著しく論理として変わってはいないと。それだけのまたお願いをする資格と理由があるというふうに思っております。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

都営住宅と公団住宅とは違うかもしれませんが、かつて都営住宅を建てるときには、これほど日野市に協力をしてやってくださったわけですから、公団にも私は求めていくべきだというふうに思っております。公団は、入居しない空き家がたくさんある団地をあちこちに建てて、そこにお金を本当につぎ込んでいるのに、新たに建て替えて、そしてそこにも高い家賃で入れないという、そういうことをやっているわけですから、もっとお金の使い道を変える方向へ、やっぱりみんなの運動の力によって変えさせて、こうして都営住宅は協力できる、こういうことがあれば、公団にもこれから高齢化社会を迎える中では、いろいろと特別養護老人ホームであるとか、デイホームであるとか、いろんな協力の仕方もあると思いますので、ぜひそういうことを要求していただきたいと思います。

それから、まだ仮定の話なので、これについても私、ちょっとお答えできるかどうかということもございますけれども、一番最後の、さっき言いました公共公益施設等の費用の納入については、原則として協定締結時とするとなっております。多摩平団地の場合は、最初、今だけちょっと決定されて、あとまだ先になるということが言われておりますが、この協力金というのは、今の第1期に建てられる、その金額だけの協力金なのか、それとも全部多摩平団地が終わってからになるのか、その辺が非常にちょっとまだ、増戸をどれぐらいにするとか、豊田駅前の開発とか、いろいろとまだ難しい状況がいっぱいありますので、ここで数字を幾らというふうに出すのは大変難しいと思うんで

すけれども、一般的なお答えでもいいんですけれども、1回目の住宅が建ったら、その分だけ協力金として入るのか、その辺、一般論で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 純粹の民間開発、どこか合法的に用地を確保して、その土地を何分割の宅地をつくるとか、あるいは何戸の住宅建設を計画するとか、こういう限定した開発事業につきましては、協定をしたら、着工する前に全納してくださいという仕組みになっております。これは対民間の場合であります。それから都営住宅には、今までの一つのルールといたしまして、金銭を求めるということはなかったわけであります。したがって、東町サービスセンターでは、土地500平米、それからスペースとして何百平米でしたか、高齢者施設、いわゆるサービスセンターを、これは有償ですが、土地なしにも設計の中で込めていただいて、スペースとしていただいたということでありまして、それから大坂上都営住宅は、改築に当たりまして、最近で上がりつつあるわけでありまして、具体的に地区センター、それから児童館、それに学童クラブでしょうか、700平米のスペースを、これはでき上がったものを無償でいただくという関係であります。つまり増戸に対する負担というふうに御理解をいただいております。それからこれからできる都営住宅の建て替え、いわゆる高齢者サービスセンターを設計の中に、都側の経費で設けていただく、こういうことをお願いを既にしておる団地もあるわけであります。姥久保の場合は、1,300平米のスペースをいただくことになっておりますので、御承知のとおり、かなりな規模の集会施設——文化施設と言っております。それから図書館、それに児童館をつくったらどうでしょうかということをこのたび、行政報告で御理解をお願いいたしました。都営住宅の場合は、多分、そういう形で、いろいろな施策の施設、スペース、これらを一定の計算根拠に基づいた形で御理解をいただいきたい。で、今一番土地がなければ、高齢者施設ができないというのは、本当に悩みの種になっておりますので、せめて大型の住宅が建て替えられる際には、スペースとして設計の中に入れてもらって、しかもそれをなるべく無償で提供していただく。人口がふえる、あるいは都の行政あるいは市町村自治体の行政、これらのお互いの信頼関係と、それから共存関係を実現する形で、そういうことが一定の部分として成り立っていると。特に日野市では、そういう理解であります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございました。

公団の方は、協力金を市の方に払うのだからということでございますけれども、払うからそれを家賃に上乗せされたら、本当に団地の住民は困るんです。公団でも独自の財源も持っておりますし、また国の方からも、建てる場合には、お金も出るわけですから、それで賄うべきだというふうに思います。

私は最後に、もう一度森田市長にお尋ねいたしますが、先ほどの夏井議員と吉富議員の発言の中にも、やはり2月の指定をやめていただきたいということもございました。私も市民会館のホールをとってあるかどうかお聞きしましたところ、11月のことについては、電話でお断りされたということで、まだ2月はそのまま残っているということです。今、年の瀬を迎えて、本当にここで不安の思いで、年を迎えられるかどうか、そのことを思いますと、私は何としても、2月の指定を食いとめる、このことが今必要だと思うんです。公団と市と都の信頼関係が大事だということをおっしゃいました。公団が住民の立場に立って、本当に市も信頼していくのであれば、私はぜひ2月指定をやめていただく、そのことを公団の方に市長は、先ほども言いますというふうにおっしゃってくださいましたけれども、やはり多摩平の2,000戸以上の方たちが、この2月の指定がされるかどうかということで、大変不安な日々を過ごしております。もし、公団が市とのこうした長い間の信頼関係を裏切って、指定するようなことがあったら、もうすべて建て替え問題は白紙に戻す、それくらいの決意で森田市長は2月の指定をやめるように住宅公団東京支社長に声を上げていただきたいと思いますと思いますが、私も最後の確認なので、3人目の確認となりますが、ぜひ森田喜美男市長にそのことの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 前の方の御質問の中で、何か負担金が我々の――負担金の金額を何か施策に使うだろうと、こういう御認識のようでございますけれど、私らは、負担金はあくまで現金でもらわなくても結構です。施策でいただきたいものだというふうに思っております。その施策と申しますのは、建て替えの施策の範囲でも適用できるものはそういうこともあり得ると思いますし、それからいろいろこれからの考え方の中で要求する、またそのことが市民生活に役立つと。できることであれば、全市的な施策にまず考えるというのが順序だというふうに考えております。それで、今御質問にもありましたとおり、私自身も、その11月末ごろの、いわゆるテレビの放映を、何という状況だろうかと思って、大変奇異に思いつつ、実際に見た経験を持っております。その感情

は、公団に対するかなり不信感として受けとめているわけでありまして、国民の税金を使いながら放漫経営をして、自分の経営のみで生き残りを目指すと、これがどちらかというと今、いわゆる官僚の仕組み、あるいは天下りの仕組み、ひどいのは施策のお金を言うにたえないようなことで取引をすると。まあ、腐ったというよりも、法治国家、あるいは民主主義国家、こういうことがよくごまかせたり、天下の公務員、国政の権力をもって国民にサービスを奉仕すべき機関あるいは……。

○議長（土方尚功君） 市長、発言の途中ですが、時間延長を諮りたいと思いますので、しばし発言を中断してください。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市長、発言を続けてください。

○市長（森田喜美男君） 失礼しました。日本民族も随分低下したものだということをつくづく感じたわけであります。かつては「武士は食わねど高楊枝」というぐらいな理念、道徳があり得たわけであります。もう一遍その状態を復活させなければ、国民こそ迷惑ということになりますから、そういう視点に立って、日野市の自治体は毅然としてやっていくということだけ申し上げておきます。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 森田市長は、かなり痛烈な住都公団批判を、当然だと思えます。私も本当に、自治体が責任を負わなきゃならない。それもあります。しかし、公団が本当にこれほどたくさんの空き家をつくって、それでそのツケが我々に来ているわけですから、私たちは、森田喜美男市長もぜひ住民の立場に立って、最後まで皆さんと一緒にこの2月の指定を阻止するために住都公団の方に声をかけていただきたいと思います。これでこの質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって13の1、多摩平団地の建て替えについての質問を終わります。

一般質問13の2、子供たちにゆきとどいた教育の保障と、教職員の健康を守るための通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） 引き続きまして、子供たちにゆきとどいた教育の保障と、教

職員の健康を守るためにの質問を行わせていただきます。

全日本教職員組合が、教職員の生活と勤務に関する調査を、1992年11月12日から22日まで行いまして、そのあと2次分として、栄養士さんや図書館職員とか、現業職員とか、六つの事務に関する方たちの調査も行いました。この調査によりまして、教職員の方たちが、本当に異常なほどたくさんの方々の健康を害している問題、そういうことが明らかになりました。教育は、本当にこれからの子供たちに、大事な無限の可能性を持った子供たちを、本当に人間的な発達を目指す、大変重要な課題でございます。その上今、教職員の間では、いじめとか、いろんな問題が起きて、教育に専念、研修することを生きがいとして働いていらっしゃる、こういう方たちもいらっしゃるわけですが、大変だというふうに思います。私生活も、能力を超える、そういう限界を超えて勤務が行われております。ぜひ、私はそういう意味において、日野市の中でも、教職員が大変困難な状況の中で、毎日の暮らしと子供たちの勉強を見ている、そういう状況などもこれから担当の方にもお聞きしていただきながら、質問を行わせていただきたいと思います。

一つは、移動教室の問題です。移動教室が市の配慮によりまして、実施されました。これは私が2年ほど前の一般質問を行う中で、養護の先生の困難さと、そして移動教室に行った場合には、看護婦さんがいないと、病気になったときの不安が大変だということで質問をやって、こととして3年目の行事になるわけでございますが、移動教室に5年生はついていないんです、看護婦さんが。そのために、大成荘に行った子供がもし病気になった場合には、診療所まで車で40分ぐらいかからなければ行けないということで、学校の先生も大変ですけれども、子供たちにも負担が強いられますので、移動教室に看護婦さんをぜひ派遣していただきたいと思います。それが1問目でございます。

2問目につきましては、クラブ活動について、公式戦への審判派遣をとということです。これは私は、女性のクラブ活動をやっていらっしゃる中学校の先生のことを例として申し上げたいと思いますが、クラブ活動に参加するために、本当に子供たちは楽しみに学校に来る。例えば6年生から中学1年生に入学したときに、ボールを持って、今度クラブ活動に参加するんだということで入ってきたという、そういう声も聞きました。しかし、このクラブ活動は、先生方の私は善意に支えられているというふうに思います。ほとんど全部の先生が顧問をしたり、あるいはそれを支えている。こうすることで、女性の先生が中学生の体の大きな子供たちのバスケットの審判をやるのがどんなにか大変かということをお聞きしました。その子供たちの前を走って行って、審判しなければならない。もう、体力が追いつかないということでございましたけれども、でも日体大の

学生に個人的に頼んでも、1試合6,000円のお金を払わなければならない。また、学生さんたちはなかなかお家にもいないので、つかまえるのが大変だということで苦労されているお話もされました。そして、月曜日から土曜日まで、水曜日はお休みですけれども、4時から6時の間、クラブ活動する。本当に、特に女性の教職員の方は、家事もありますし、子供たちの保育園のお迎えなどもあって大変かと思いますので、ぜひ私は、クラブ活動についての公式戦に審判の派遣、そしてまた費用の補助、こういうものをしていただきたいと思います。

三つ目には、女性教職員、男性も同じですけれども、特に女性教職員の健康管理の問題、先生方というのは本当に、週5日制になって、職員はふえない、そして詰め込み、大変な思いの中で事業をしているということも現実にあります。そういう中で、健康を害している教職員が非常にふえているんです。「健康について悩みがありますか」というアンケートについて、50代の方は15.4%、それから40代の方が31%、30代が18.3%、20代は0.28%と、やっぱり年を重ねるごとに健康についての悩みがあるということも訴えられておりまして、疲れやすいとか、ひざが痛いとか、目まいがするとか、貧血がするとか、生理休暇がとれないとか、肩こり、頭痛、こんなのはもう、日常的なことで、胸が痛む、こういうことなどの健康についての悩みなども出されております。私はぜひ、市の方でも健康管理をやっていると思いますけれども、婦人科検診の充実とともに、定期健康診断を拡充した内容で行って、受けやすいようにしていきたい、こういう声もございまして、そしてまた、高齢の方たちが多くございまして、骨密度の検査、これをぜひやっていただきたいという声もございまして。それから貧血の検査もやっていただきたい、こういう声もございまして、ぜひ、こういうことはそんなにお金のかかることではないですので、やっていただきたいと思います。

4番目には、30人学級の早期実現というこの努力をぜひやっていただきたいんです。これは東京都の問題になりますけれども、本当に今、40人学級、あるいは35人学級まで来ておりますけれども、少なければ少ないほど、子供たち一人ひとりに目は行き届く、こういうことになりますが、東京都の方では、新規の採用をふやさない、そういうことで、これは東京都内ですけれども、新規採用教員が少ないために、小学校だけでも20校が現在も欠員が補充されていない、こういう問題を共産党の西田議員が文教委員会で取り上げました。東京都とも協力しなければ、30人学級というのはできないかもしれませんけれども、ぜひこのことを東京都の方にも働きかけていただきたいと思います。

以上4点、御回答をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 1 番目の、小学校 5 年生の移動教室への医師、看護婦の派遣と、実施されている学校への対応でございます。現在は、小学校 20 校ありますが、移動教室は八ヶ岳に 19 校、三浦に 1 校実施していますが、小学校の移動教室といいますと 5 年生ですので、1 泊で行っております。医師、看護婦は派遣をしておりますが、現地医療費としては、若干の予算をつけております。現地は八ヶ岳等においても、現地の医療の体制は、駅のお医者さんのところに前もって実踏のときをお願いしておいて、そこへ緊急の事態のときには行くということでございます。養護教諭が一般的にはついていくんですが、養護教諭が都合で行けない場合には、看護婦さんをそこへつけて派遣するというをやっておるところであります。この辺についても、なお一層の充実を図ってまいりたいと思います。

2 番目でございます。クラブ活動についての公式戦への審判派遣という御質問でございますけれども、小学校の教育活動では、公式戦に出場する機会はありません。中学校では、特に運動部が春と秋を中心に、対外試合をやっております。日南地区でやる場合には——日南地区といいますと、町田、日野、多摩、稲城、この近辺でございますけれども、そのときには、正式な審判の資格がなくてもいいということでやっておりますが、都の大会になりますと、準決勝以上の試合になると、有資格者が必要でございます。最近、日野市の場合でも、かなり東京都へ出ていく大会が、種目もいろいろありますけれども、ふえてまいりました。こういう意味で、これに対して大会運営事務局では、数人の公式審判員を用意していますけれども、ちょっと足りない、絶対数が足りないということがございます。担当の先生が市内において、一般的に大会に出る場合、公式戦に出場する場合、顧問が公式審判の資格がないときには、個人的に資格を持つ審判者を探したりしております。近隣の市についても同様でございますので、この辺の予算措置については、いずれの市も今しておりません。今後、他市の状況を一緒に相談しながら、踏まえながら前向きに検討してまいりたいと思っております。

それから 3 番目の、女性教職員の健康管理についてでございます。現在、日野市の教職員互助会の保健事業というのがございまして、互助会を日野市で単独でつくっております。ほかの市にもございますが、東京都もあるんですけれども、その中の女子教職員の現状でございますが、乳がん、子宮がんの受診者への補助は実施しております。昨年は、応募者全員に全額の補助をしております。このほかに、人間ドック、自己負担の補助の実施をしております。こういうことをしておりますけれども、いろいろのさっき、

骨粗鬆症とか、貧血の問題も含めて、今後、これからも充実させていくということを検討してまいりたいというふうに思います。

それから4番の、30人学級の早期実現に努力をということでございますが、この40人学級、30人学級というのは、文部省の方針において決定されて実施をしているものでございます。これまで以上に子供たちが、一人ひとりが目が行き届き、充実した教育が可能に、40人になってなったんですけれども、本市でも、教師の命である授業を改善し、子供たちの個性を生かし、基礎基本を身につけさせるべく全教職員が努力を重ねているところでございます。一方、市内の小中学校では児童数が減少し、学級数もこれに伴って減少するなど変化が生じてきております。中には30人を割っている学級もございます。こうした学級の指導を見てみますと、教育効果の高い側面から見られるものも事実ですが、学級内での男女のバランスやグループ編成やグループ活動においても、ちょっと課題が生じているようでございます。現在の40人学級での日野市の平均を見ますと、小学校では30.69人です。中学校では34.64人となっています。しかし、40人の学級もたまにはあります。20人のところもございます。20人を切ると単学級。1学年1学級のところは20人を切るところも出てきております。そういう中で、40人学級は国の考え方としては、当分継続されると考えられますが、教育委員会では、現状の中で一人ひとりの子供が個性を生かし、意欲的に学習ができるよう、授業改善を中心に条件整備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

私は、一番最初の移動教室の問題では、ほかが実施しているのに、なぜ5年生だけつけないのかなということが非常に疑問なんです。財政的な面もあるかもしれませんが、大成荘という場所柄、もし病気になったら、お医者様のところに車で連れていかなきゃならないという、そういう不安もありますので、ぜひこれについては、御検討をお願いしたいと思います。

それから、2番目のクラブ活動についてでございますけれども、今やっているクラブ活動というのは、このバスケットだけではなくて、いろんなところの、野球にしろ、あるいはテニスにしろ、先生方の、もう本当に身を削るような思いの中で協力してやっている。先生がその顧問をやめたら、そのクラブ活動はなくなってしまうという、それぐらいのところ到现在来ておりますので、特に女性の40を過ぎた先生がこうしたクラブ活動

をやっていること、バスケットボール大会のこの記録を私、記録といいますか、こういうふうにやりなさいよという大会参加についての注意事項をちょっと見せていただきましたら、1 から24まで、細かな注意事項があるんです。これを全部参加する子供たちにも言わなきゃならないし、私は本当に大変な状況の中で先生方が、こういうバスケットボールに善意で土曜日もあるというふうに言っておりますし、日曜日も試合があれば出るということです、このクラブ活動に審判派遣をということだけでも私は、ぜひやります、という答えをいただきたいと思います。

それから、教職員の健康管理について、先ほど言いましたように、全教の調査でも、これは全国的に先生方が、またそこで働く栄養士さんも、調理員さんも、それから図書館職員も、みんな健康破壊が進んでいるということが明らかにされておりますが、日野市の婦人部の方たちのアンケートの中でも、非常に高い率で健康破壊が進んでいるということがアンケートで出されておりますので、多分、教育委員会もこの点についてはつかんでおられると思いますので、今までやっております検診のそのほかに、先ほど私が言いました骨密度検査、また貧血検査、これもぜひ無料で加えていただくよう、このことを再度お願いしたいと思います。先ほど、ほかの市もやっていないからということで、他市の例も出されましたけれども、私はいいことをまねるんないいんだけど、悪いことをまねるんでは、やっぱりだめだと思うんです。ぜひ、そういう点で、財政的な困難さは私は重々承知しておりますけれども、教育の問題にかかわることでございますので、そのクラブ活動の審判派遣、これについての予算をぜひつけていただきたい、このことをちょっと最後に企画財政部長、教育委員会の方から多分、いろいろとお聞き及びだと思っておりますけれども、来年度に予算、そんなにたくさんかかる問題でもないと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 種々の要望等については、今御質問の中でお伺いしましたが、現在、来年度の予算につきましては調整中でございますので、個々の問題についてここで云々というわけにはなかなかお答えいたしかねるところでございますので、十分調整の上、取り組みたいということで御勘弁いただきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは期待をいたしまして、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって13の2、子供たちにゆきとどいた教育の保障と、

教職員の健康を守るための質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後 5 時 21 分 休憩

午後 5 時 36 分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の1、革新日野市政24年と豊南橋など緑と清流のまちづくりについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員 登壇〕

○30番（米沢照男君） それでは、革新日野市政24年と豊南橋など緑と清流のまちづくりについて質問をいたします。

きょうは、1人1時間半の持ち時間で5人を消化するという大変ハードスケジュールで行っています。私が5人目、最後ですので、極力1時間くらいで終わるようにしたいと思っております。それも答弁次第でありますので、ひとつ積極的に御答弁いただくように最初をお願いをしておきたいと思えます。

私の質問は、中身として7点あります。最初に項目だけ紹介しておきたいと思いますが、一つは豊南橋の架橋計画その後の経過について。2点目は水と緑のネットワーク構想について。3点目は緑と清流のまちづくり、24年の歩みについて。4点目が豊南橋計画を変更し車道貫通は、計画として成り立つものかどうか。5点目が豊南橋を中心としたまちづくり計画の今後について。6点目として、市民こそ主人公の“人間のまち日野”の将来展望について。最後は、後でお示ししますが、京都の賀茂川で、いわゆる置き石歩道がありますけれども、浅川で同じような置き石による歩道が検討できないかどうか。この7点であります。

1点ずつ伺っていきたくは思いますが、去る9月の定例市議会に、御存じのように、豊南橋の計画を変更して車道橋設置を要求する請願が出されましたけれども、浅川右岸の平山南平地域の住民の皆さん、都営平山アパートの自治会の皆さんや、南平の田中自治会の皆さんなど多くの皆さんから「民家やアパート、畑が取りつぶされ、保育園、幼稚園、小中学校等の園児や児童・生徒などの交通事故の心配や、団地など住環境の破壊など、多大な影響を受けることになるので、豊南橋の車道化は困ります。多摩丘

陵のもと、遠い富士山を臨み、穏やかに流れる浅川べりを、緑と清流に囲まれた憩いの場として、豊南橋は計画どおり人道橋として設置してほしい」、大変文学的な表現でありますけれども、こういう切実な要求が請願として提出をされ、さらに今日、豊田地域からも、多数の署名が添えられて請願が提出をされました。優に2,000を超す署名が添付をされて請願されたわけでありますけれども、私はこの請願を真正面から受けとめて、以下質問をしたいと思います。

浅川の利用計画調査報告書がまとめられて、既に16年が経過をいたしておりますけれども、21世紀を目指したふるさとの川モデル事業計画策定都市として指定を受け、河川整備構想の検討会が設置をされて、具体的な検討が今日まで進められてきました。早くも9年が経過をしております。私は長年にわたって浅川の近くに住んできたということもありまして、浅川を市民の憩いの場として活用することについては、とりわけ関心を持ってまいりました。この間、私は、浅川親水公園計画や豊南橋計画など、5回の一般質問を繰り返し行ってまいりました。1993年、ちょうど3年前の12月議会で、豊南橋の架橋計画と豊田第一公園計画について質問をいたしましたけれども、そのときの答弁で明らかになったことは、1993年のこの答弁では、一つは豊田第一公園、面積は約2万5,000平米ですけれども、この1989年（平成元年）、ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業の指定を受けた。したがって、一般的な区画整理事業に対する国庫補助だけではなくて、特別な国庫補助の対象になっているということ。第2には、公園予定地内に17棟の民家があるが、平成10年ないし11年には移転が完了するという。第3には、豊南橋の位置は、候補を三つに絞ったので、なるべく早く橋の位置を決めなければならないこと、この3点に要約されるかと思います。3年たった今日、その後の経過、そして取り組みはどうだったのか、まず答弁を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 第1点目の、豊南橋の架橋計画のその後の経過についてでございますが、（仮称）豊南橋の架橋計画につきましては、豊田地区と南側地区とを結ぶ第2の人道橋として計画であります。現在の状況でございますが、平成4年度に（仮称）豊南橋概要書を策定し、橋の形式等の比較できる資料を整え、平成5年度に架橋位置周辺の現状を調査するための地形測量を完了している現況にあります。建設省との協議の中で、架橋位置につきましては、3カ所に絞って調整してまいりましたが、南平側に樋門がありますこと、また河川が湾曲していることで、水床部分がありまして、建設省側で難色を示しておりますので、ある程度架橋位置は絞られ、建設省との協議を

進めるべき体制を整えてまいりましたが、その後、建設省直轄の築堤護岸の改修工事がここ数年継続すること、また、道路整備事業であります都市計画道路の事業に着手しておりまして、この事業に多大な時間と費用を要することなどを総合いたしまして、架橋計画が遅延しております現況であります。したがって、建設省の協議におきましても、架橋年次等、ある一定の方向づけがなされませんと、具体的な協議に進めない状況にあります。今後の計画につきましては、各事業の進捗状況と調整しながら、架橋に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問をいたします。1994年9月議会で、浅川堤防道の整備と豊南橋架橋計画について質問をいたしました。その際の答弁は、次のとおりであります。「平成5年度事業において、地形測量までが完了している状況であります。できれば年度内に位置の特定をする、これが一番早期に対処しなければならない事業であります。いずれにしても、建設省と協議して、位置を特定した上で、いつでも着手できる体制を整えていきたいと思います。今後、事業については、全体計画の中にも影響しますので、庁内調整の上、早期実現に向けて努力してまいりたいと思います」。いつでも着手できる体制を整えると、こういう答弁でありました。さらに、豊南橋を計画どおり人道橋で早期実現を求める請願にも紹介されておりますけれども、「1988年、昭和63年ですが、豊南橋を人道橋としていただきたく、日野市公共住宅自治会協議会を通じて要望してまいり、その結果、1989年、日野市水路清流課から、平成2年度より後期実施計画にのせました。内容は、平成3年度に基本計画設計、平成4年度、調査設計及び測量、地質調査、平成5年度実施計画、そして6年度より工事を予定しております」との回答がなされています。つまり、議会の場でも、それから市内最大の市民団体である日野市公共住宅自治会協議会の例年の大旨に向けての要望書に対する回答でも、積極的な、具体的な段取りが回答として示されております。さらには、後で触れますけれども、市の広報でも2年前に、市民に「こういう計画があるので、ぜひ御理解と協力を求めたい」ということが報道をされてきております。

で、今の答弁でわからないのは、あれこれあるから、計画が延び延びになっていますと、手がつけれないという意味の答弁ですが、ここでもう一度言います。3カ所、位置の設定については絞り込みましたと。これをどこにするかは、建設省との協議にかかっています。5年度だったと思いますね。年度内にその位置の確定をして、さらに設計そ

の他予定された事業を進めます、ということが議会の場で確約されているわけですが、建設省がどんな築堤工事をやろうとも、位置の確定は全く関係ないでしょう。そんなに3年も5年もかけなければ橋をかける位置が決まらないなんて、そんなことはないでしょう、どう考えても。どう思いますか、それ。再度質問いたします。

○議長（土方尚功君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） ただいまの再質問でございますけれども、平成7年度から、たまたま建設省直轄の堤防の改築工事、これは非常に堤防が弱いということで、2001年までですか、その弱小の堤防、10年に一度起こり得る洪水に対して、安全に水を吐くようなことが、計画が発表されました。それに伴いまして、浅川の七生中学校側の右岸でございますけれども、これが一部平成6年、7年ですか、で工事が進行されました。現在は、右岸であります一番橋の上流を平成8年度で今工事をかけておりますけれども、そのようなこともありまして、橋の位置を、議員さんの申し上げますとおり、設定すればよかったのですが、延び延びになって、現在になっている実情でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 肝心なのは、この部分です。これは最後に譲ります。市長の御答弁を求めたいと思いますが、これはじゃあ後回しにしましょう。

2点目、質問いたします。水と緑のネットワーク構想についてでありますけれども、「日野市河川整備構想」、緑と清流を生かすまちづくりの報告書が発表されたのは、1988年1月であります。この報告書の前文で、日野市河川整備構想検討会座長の森田市長は「本市では、目指す都市像として、緑と文化の市民都市を掲げ、自然と人の調和するまちづくりを進めております。本市では、すぐれた自然の条件から、早くより自然の回復に着目し、いろいろの手段による運動と施策を展開しております」と述べられておりますけれども、そして本文で、日野市における浅川の位置づけが明記をされております。一つ「日野市では、多摩川と浅川、及び市内を網の目状に流れている用水路など、水空間面積が行政面積の約14.8%を占めており、川とともに発展をしてきた都市である」と。2点目は「浅川は市内の真ん中を縦断して流れており、市の大半が浅川の流域に含まれることから、浅川に人を引きつける施策を整備すれば、まちづくりにおける市の座標軸として位置づけることが可能である」。3点「これまで日野市の市街地開発は、中央線沿線と京王線沿線に展開してきたが、現在進行中の土地区画整理は、浅川に面した沿線

に展開しており、今後、市民の生活行動圏の中に浅川が取り込まれていくことが予想される」、こういう位置づけであります。

そして、先ほどもちょっと触れましたけれども、1994年8月1日の「広報ひの」では「豊南橋の架橋計画、浅川に市内2つ目の人道橋」という見出しで、市民に理解と協力を求める特集が掲載をされております。この「広報ひの」では、豊南橋計画の市当局の考え方が、大変わかりやすく解説されていますので、この機会にその要点を確認する意味で部分的に読んでみたいと思います。

今日では、急速な市街化により都市河川となっており、流域は大きく様変わりいたしました。今なお残る豊かな自然と美しい景観は、市民に憩いと安らぎを与えています。

「日野市河川整備構想」、その中で浅川は、緑と清流を生かすまちづくりの軸として位置づけられています。また、浅川とその周辺を「浅川を取り巻く水辺ゾーン」として、「自然性豊かな河川整備・保全」「親水性豊かな河川公園整備」「河川景観を生かした施設整備」の三つの整備方針を柱に、一体的整備を行うこととしています。既に完成した万願寺歩道橋や事業中の駒形公園は、この整備計画に基づき具体化したものです。

豊南橋も「浅川を取り巻く水辺ゾーン」の整備計画の一つで、JR中央線の豊田駅を起点に、豊田地域及び京王線南平駅を経由し、南平丘陵公園・多摩動物公園に至る「水と緑のネットワーク」の拠点となるものです。

以下、ずっとまだ解説が述べられていますけれども、ここでの引用はこの程度にとどめたいと思いますけれども、いずれにせよ、浅川を中心として、とりわけ豊南橋は「水と緑のネットワーク」の拠点と、こういう位置づけで計画中だと。したがって、市民の皆さんの御理解と御協力をお願いします、ということで広報に掲載をされております。

日野市河川整備構想の報告書の前文で、「目指す都市像として、緑と文化の市民都市を掲げ、自然と人の調和するまちづくりを進めてきた」という森田市長のあいさつ文に端的に示されているように、水と緑のネットワークづくりが日野市のまちづくりにとって、極めて大きな目標であることは言うまでもありません。「緑と清流を取り戻そう」のスローガンのもと、長年にわたって進められてきた市民本位のまちづくりについて、森田市長初め関係職員、そして市民の献身的な努力は高く評価されなければならないと思っております。水と緑のネットワークづくりのこれまでの取り組みについて、主管課としてどのような感想と今後に向けての決意を持っておられるか伺っておきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 友野豊三郎君。

○建設部長（友野豊三郎君） 2点目の、水と緑のネットワーク構想についてでございますが、水と緑のネットワーク構想は、市内に存在しておる豊かな自然環境を相互に結びつけるために、多摩川、浅川を軸として、周辺の公園、緑地、神社、遺跡等を整備し、それぞれの資源を生かすというものでございます。昭和63年に策定した日野市基本計画、それから本年度策定しました日野市第3次基本構想、日野市河川整備構想等で、水と緑のネットワークの推進について位置づけております。この計画に基づき、浅川、多摩川サイクリング遊歩道に関連した向島用水親水路、七生丘陵散策路等につながる南平丘陵公園、東豊田緑地保全地域から神明上緑地、そして東光寺緑地へと連続した緑地の公有化、水と緑のネットワークに向けて徐々に整備を進めてまいっております。近年、生物に配慮したまちづくりが重要であり、人と生き物が共生できる環境を整備・保全し、生き物が移動できるようなビデオトープネットワークを求めています。昭和63年に掲げた水と緑のネットワーク構想をビデオトープネットワークと位置づけ、緑と農地、水辺等のネットワーク化により、生き物にやさしいまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 今、主管課として、これまでの水と緑のネットワークづくりについて、その立場から答弁がありました。つまり日野市は、後でも触れますけれども、この24年の長い歳月をかけて、一つひとつ、こつこつ施策を進めながら進めてきた遠大な大事業であります。そのことを考えると、もう少し私は、主管課が熱意を持ってやる必要があるんじゃないかと思うんですよ。後でもちょっと触れますけれども、市長からももちろん答弁いただきたいんですが、3点目に、緑と清流のまちづくり24年の歩みについて、私なりにまとめてみました。これは市長から御答弁いただきたいと思いますが、私、この春、みずからの34年の議員活動を振り返って、ちょっと本をまとめてみました。その中心は、24年の革新日野市政のもとで、具体的に市民本位の施策がどのように各年度を追って実施されてきたかということを中心にまとめたわけですが、その中で、緑と清流のまちづくりの施策の部分だけちょっと抜き出して整理をしてみました。清流に関連した行政と緑に関係した行政、各年度、どういう足跡をたどってきたかを振り返りつつ、市長からも一言御答弁いただきたい、こう思います。

あえてこのように24年たどるのは、この「緑と清流を取り戻そう」という当初からのスローガンが、大変なやはり努力、そして歳月、資金もそうです。経て築き上げてきた

いわば金字塔であります。あれこれの理由を並べ立てて、計画をどんどん先送りするなんていう課題ではないと私は思います。文字どおり、まちづくりの中心的な課題ですから、最優先で、力を込めて取り組む課題ではないかということを強調したいがために、あえて触れるわけでありますけれども、御承知のように、森田市長が市政を担当した当時は、下水道事業は計画すらありませんでした。日野市の下水道事業は1976年、昭和51年に下水道調査会が発足して初めて、計画に向けてのスタートが切られたわけであります。そして、78年に下水道の基本方針が決定をされました。そして82年に南多摩処理区、84年に浅川処理区、85年に秋川処理区と、それぞれ下水道事業が着手をされております。今日に至るまで、年々下水道事業が着々と促進をされてまいりました。予算的にも相当下水道事業には割いて、力を入れて取り組んできた課題であります。まさに緑と清流を取り戻そう、その根幹をなす下水道事業が計画的に進められてきたことが1点強調されてよろしいかと思います。

清流に関連した行政ですが、かいつまんで振り返ってみたいと思います。1975年に用水監視員の制度が発足いたしました。76年に清流条例、清流フィルターが全戸に無料配布されました。78年には用水路にコイを1万尾放流するということが行われました。79年には黒川都市下水路の計画が策定をされ、用水への稚魚の放流もこの年に行われております。80年には浅川利用計画が策定されました。清流監視指導員が配置をされております。そして、豊田用水の改修、駒形の渡しの開設がこの年に行われております。81年には黒川公園の整備が着手をされております。82年に浄化槽汚泥処理施設の新設。83年には水路清流化が設置をされて、とりわけ水路への施策がぐんと一歩進むことになりました。用水の浄化対策事業の開始、日野用水ほか19カ所の改修、水辺の親水、水質の調査。84年には浅川堤防の遊歩道の整備、南平用水ほか23カ所の整備が行われております。そして黒川公園では、流水の整備がこの年に行われております。さらに程久保川では、公園化に向けての計画がこの年に策定されております。85年には南平用水など14カ所の改修、豊田用水の樋門の改修整備が行われました。86年には多摩川の堤防、遊歩道の整備、日野用水など20カ所の整備がこの年に行われております。88年には日野市河川整備構想が策定をされました。89年にわき水の現況調査、「清流ニュース」の創刊、ふれあい橋がこの年に完成をしております。90年には水生生物の調査が行われております。91年に駒形の渡し船「かわせみ号」の購入。92年に向島用水親水公園の工事、水辺環境整備計画の策定。93年に平山用水ふれあい水辺整備、浅川・程久保川の合流点のワンドの竣工。94年、雨水親水施設設置への補助金交付スタート。95年に新井用水ふれあい水辺

整備、向島用水親水路の整備、国土庁より水の里として選定を受けるなど、清流に伴う施策が年々計画的に実施をされてきております。

さらに、緑の行政はどうかといいますと、1973年、緑の保護育成条例が制定をされました。ツタとサルビアの無料配布がこの年に行われ、74年は市営苗圃の開設、菊の苗の無料配布、緑化への補助がこの年から実施をされております。75年、公園緑政課が設置をされました。生産緑地保全の奨励事業がこの年からスタートしております。76年には「日野の植生」が刊行され、老人農園の開設、「緑と清流を」の看板、スローガン看板が設置をされております。77年には日野の植物ガイドブックの刊行、緑化推進基本計画の策定、日野緑地の買収、日野台・豊田公園の整備等々、相次いで緑保全のための施策が実施をされたわけであります。78年には住みよいまちづくり指導要綱が策定をされ、直ちに実施をされました。もうけ本位の乱開発は絶対に許さない、こういう立場での積極的な行政指導が行われたわけであります。80年には北河原公園基本計画、矢の山公園など五つの公園がこの年に整備をされております。81年には日野緑地公園用地買収、黒川公園など4公園が整備をされております。82年には公共施設の緑化工事実施ということで、市内の公共施設のあれこれに緑化が推進されました。公園が6カ所、この年も整備されております。83年に老人農園、消費者農園が増設をされております。84年には、すぐ前の中央公園ほか3公園が整備をされ、緑地買収もこの年に行われております。東光寺の野菜団地の整備もこの年に実施をされました。85年には仲田緑地の造成、黒川公園の整備、北河原公園用地買収、平山の消費者農園の開設が行われております。さらに86年には堀之内の緑道、黒川公園の整備、都市緑化見本園の整備、地区広場整備事業、さらに遊休農地の信託事業の実施がこの年から行われております。87年、南平丘陵公園の築造が開始をされ、堀之内遊歩道の整備が行われております。88年には南平丘陵公園が完成を見ております。大変ユニークな自然を生かした公園ということで、各地から注目をされた公園の完成はこの年でありました。緑化公園8カ所整備、環境緑化協会の設立がこの年に行われております。さらに89年、緑地信託制度が発足をしております。緑の登録樹への補助、緑化と公園9カ所の整備が行われました。さらに90年には神明野鳥公園の新設、駒形公園改築基本設計、緑化と公園11カ所整備。91年には生産緑地保全育成事業の推進、緑化と公園9カ所整備。さらに92年、南平ハイキングコースの整備、緑地信託制度が一層この年に推進をされております。緑化と公園4カ所の整備。93年には農業のあるまちづくりの計画が策定されました。緑化、公園3カ所の整備。94年、緑地保全用地取得、市民農園事業の育成、万蔵院のリンゴの里への助成。つい先日、ここで

できたリンゴを食べましたけれど、大変おいしいリンゴでした。青森のリンゴに負けな
いぐらい大変おいしいリンゴでありました。95年には平山の緑地の整備、緑地保全の用
地買収などなどが行われて、清流を取り戻す施策、緑を保全する施策のあれこれが着々
と森田市長を先頭に各職員の努力と相まって進められてきたわけであります。下水道を
初め、緑と清流のまちづくりのためのさまざまな施策が、市民運動を背景に精力的に実
施されてまいりました。

24年にわたる革新森田市政の「人間のまち日野」と言われるまちづくりは、全国から
注目をされ、高く評価をされております。この24年を振り返ってのあれこれの施策、緑
と清流のまちづくりについて、森田市長から一言感想なり見解なりをお答えいただきた
いと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市という地域の地形、地勢、あるいは従来の地域産業の
ありようといひましょか、今御指摘をいただきましたような、いわゆる緑と清流の環
境に、特段の恵まれた状況にあったということは、本当にありがたい地域の古くからの
経過であったと思っております。

たまたま終戦後、昭和30年代、いわゆる都市の住宅化、住宅政策による開発が急速に
進んでいったわけでありますが、南多摩は多摩川を渡るという——多摩川を渡るとい
うか、都市化が多摩川を超えて進んでくるのに若干の時間的な余裕があったということ
ではなかったろうかと思っております。つまり現在のいわゆる北多摩地域の各自治体、
都市計画やあるいは区画整理事業のできないぐらい急速なスピードで都市化をしたとい
う苦い経過があったわけであります。したがって、現在では、当時の田んぼのあぜ
道が生活道路に使われておるというような状況がいっぱいあるように見受けております。
先ほど申し上げましたように、日野市は若干的な余裕があったように思いますが、特に
多摩川、浅川の水系を受けて、水田地帯であったということが、また特殊な条件として
生かすということができれば本当にいい都市になり得る基礎条件があるなということ、
いろいろな専門家の御意見にもございましたし、恵まれた条件だったと言えるように思っ
ております。そして、いわゆる河川、あるいは水路、用水を骨組みとした、そういう形
をできるだけ尊重しながら、あるいは水とつき合って、水辺とつき合って、市民生活を
潤いのある豊かさを持って進めることが可能であるというふうに、特に意識をいたしま
して、いろいろな専門家の御意見もいただきながら、「緑と清流を取り戻そう」という
大きなスローガンを市民の共感といひましょか、理解をいただいたということが非常

に大きなありがたかった条件だと思っております。とりわけこの一番市の真ん中を西から東に流れております浅川を、まあ都市河川ということにならざるを得なかったわけですが、このいわゆる水系を、あるいは流域を、水を中心としたといいたいでしょうか、地形と一番マッチできる、こういう都市を目指すことが一番日野市らしいふるさとづくりになるに違いないという、何といいたいでしょうか、信念と、また行政戦略に立ちまして、関係の職員も非常に協力をし、市民の皆さんの御理解をいただきながら、今、年表のように御指摘いただいた事業を展開してきたということであつたと思っております。浅川計画という、いわゆる水に親しむ計画、あるいは地形にその浅川を大きく位置づけて、そして人間性豊かな、潤いのあるまちづくりをしようということは、一番日野という地域に適合できたというふうに言えるかと思っております。

今、いろいろと評価していただく御指摘をいただいて、二十数年間というと、ちょっと長過ぎるかもしれませんが、歴史を振り返りまして、やりがいのある仕事をさせていただいたというふうに感じております。浅川計画はかなり何といいたいでしょうか、遠大な計画でもありますし、またレベルの高い都市河川を取り入れた計画になっておりますから、年限が相当期間かかる。その意味では、私がかかなり長期に担当させていただいたということが、この自然にかかわる行政というものには、大変なありがたい条件であり、また機会であつたと、このように考えております。一応の布石をやってまいったわけがありますから、これをより仕上げて将来展望を持ちながら、日野市らしい、いわゆる水と緑のと申しますか、緑と清流を生かす、そういうまちづくりに、もう市民の方のいろんな、これぐらい政策として理解をされる政策はあり得ないと言っているぐらいだろうと思っております。将来のますますの自然を尊重した、また人の生活と自然が調和できるまちが基礎的にはできる条件をある程度強固にしたというふうにも思っておりますので、いろいろなまた評価、御意見も拝聴させていただきたい、このように考えておる次第であります。抽象的でございますけれど、以上のような感想でございます。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ありがとうございます。

次、4点目の質問に入ります。豊南橋計画を変更して車道を貫通させるということは、計画として成り立つものかどうかということを率直に伺いたいと思います。

豊南橋の計画を変更して車道橋設置を要求する請願が、先ほども申し上げましたけれども、9月の議会に提出をされました。御存じのように、建設委員会にそれが付託をされ、9月17日にその審査が行われておりますけれども、会議録を見ますと、我が市議団

の竹ノ上議員を除いて、ほとんどの議員が、車道橋、車道貫通の立場から発言をいたしております。一々名前は申し上げませんが、二、三紹介しますと、こういう発言であります。

仮にBとしますと、「人道橋というような形で位置づけがあったような記憶をいたしておるんですけど、その後、いろいろと周辺状況も変わってきましたし、やっぱりその辺については、もう一度見直した方がいいという考えを持っている」。そして「車も通れるような橋をつくるということは非常に重要な位置づけになっていると思います」。Sという議員は「日野市の今の交通網を見ますと、東西は中央線なり、あるいは京王線で、意外といい。南北の道路が余りないんですね。川に橋をかける場合は、車両が通れる橋をつくってほしい、こういう気持ちがいっぱいあるんです」。Iという議員は「豊南橋が人道橋というふうに決められたのはもう、何年も前のことなんですけれども、それも行政主導であって、市長の主張だと思うんですけれども、住民の意向から出てきたものではない。豊南橋をつくって車が通れるようにしなくちゃいけないことなんですけれども、そこを往復するようなバス、それを無料で乗せるようなバスを走らせるのがいいんじゃないか」。さらにEという議員は「日野市の南側地域等におきます八王子の南大沢地区とか、大変開発も進んでいるわけでございまして、そういったところから見ますと、豊田地区だけが気がついてみたら残されてしまったというような、そういうことがあってはいけない。現実問題として、人と自転車だけでは対応できない。ぜひ豊南橋の問題につきましては、車道橋にすることについて私も同様の意見でございます」。

まだありますが、この程度にとどめたいと思いますけれども、いずれせよ、建設委員会は圧倒的多数が、車を通せという意見でありました。この日の建設委員会は「委員の大方が、本請願に対して採択という意見が多かったわけなんですけれども、どうしても継続主張したいということで、竹ノ上委員からの強い申し出がありました。資料を次回の委員会に提出していただいて、次回には挙手採決をさせていただいて、結論を出すということを前提にさせていただきたい」という委員長発言で、この委員会は終わっております。

「緑と清流を取り戻そう」のスローガンを掲げて、「緑と文化の市民都市」を目指す都市像として、24年の歳月をかけて市民運動に裏打ちされた、100を超すさまざまな施策が実施をされ、緑と清流のまちづくりが営々として推し進められてきました。「人間のまち日野」と言われるこのまちづくりは、森田喜美男市長が過去6回にわたって、圧倒的多数の市民の信託を受け、実施してきたものであります。もちろん、議会の承認が

大前提であることは言うまでもありません。

浅川右岸の平山南平地域の現状を見ますと、浅川堤防には、都営平山団地と平山中学校、市立の南平保育園、都営団地専用のゲートボール場、京王線の線路を横断して現在建て替え中の南平都営団地、そして民家やアパート、さらには都道北野街道が東西に走っていて、土・日・祭日などの交通渋滞は、周辺の住環境に多大なマイナス影響をもたらしているのが現状であります。

こうした状況にある平山南平地域にもし仮に車道橋、車道貫通が行われた場合、どうということになるのか。地域の住環境にとって、極めて深刻な事態をもたらすことは明らかであります。豊南橋の計画を変更して車道設置、車道貫通の要求請願に対して、市当局はどう受けとめておられるのか。現地の状況、地理的な条件から判断して、どう考えておられるのか、事務当局の率直な見解を伺いたいと思います。

○議長（土方尚功君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 豊南橋につきましては、人道橋としての位置づけで計画してまいりましたので、車道橋としての調査研究をした経緯はございませんが、車道橋としての計画を考えた場合には、当該地域は地形的に河川、鉄道、それから都道といった施設が隣接しておりますから、道路の規模、形態、架橋位置、周辺の交通対策、居住環境及び資金等におきまして、多くの条件、制約があるものと思われます。また、関係機関との協議も必要であります。したがって、数多くの問題がありますが、これらを整理することができますれば可能性は出てくるものと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 再質問いたします。やりようによっては可能性があるという答弁ですが、浅川の堤防と、京王線のあの線路との距離から考えて、今建設省は多分、平面交差というか、横断は認めないと思うんです。立体交差でももちろん、計画するとすれば、しなきゃならないと思いますけれども、あれだけの短い距離で、立体交差で通すなんていうことは、とてもとても私はできないと思うんです。素人考えで言っても。すぐまた北野街道がありますからね。あそこもさっき強調したように、大変な渋滞状態です。あれこれのことを考えると、私はちょっと、とてもとても、そんな計画が成り立つものじゃないというふうに思うんですが、いかがでしょう。（「あとは建設委員会に任せろ」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君） 助役。

○助役（鈴木栄弘君）　ただいま建設部長が前段でお答えしましたけれども、あの地域は御承知のとおり、都道、京王線、それから河川と、非常に距離的に近い位置にございます。そういうことも一つございますし、また、反対側の豊田の方でございます。これはもう既に都市計画事業として認可をとって、区画整理事業が着々と進んでおります。換地も決まっております。そういう中で、この今現時点での橋の位置、そういう取りつけも全然計画がございません。そういうことで、基本的には非常に難しいということで御理解を賜りたいということでございます。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　わかりました。ありがとうございました。

じゃあ、次の質問に移ります。時間の関係もありますから、急ぎたいと思います。5点目は、豊南橋を中心としたまちづくりの計画の今後についてでありますけれども、一つは、豊田駅南口から豊田第一公園までの間ですね、都市計画道路をシンボル道路として整備をすると。また、ショッピングモール街として整備をするということが1点あります。それから2点目は、2万5,249平米の豊田第一公園の築造、造成があります。それから3点目は、豊南橋の架橋計画がございます。さらに、平山・南平の先ほど言ったような住環境のもとで、さらに地域住民の要求に沿ったまちづくりの計画という、さまざまな諸課題があります。今後の計画、見通しについて、主管課からこの際に改めて伺っておきたいと思います。

ついでにもう1点、これは市長になりますが伺っておきたいと思います。「市民こそ主人公の人間のまち日野」の将来展望についてでありますけれども、そう難しく考えての質問ではありません。森田市長が24年前、市長候補として次のように述べられていたことを今思い出しております。「私は今度こそ、人を大切にする市政、市民が主人公となる市政、愛情の光あふれる市政、そして健康的な新しい幸せをつくる市政を築くために、生涯をかけて闘う決意であります」と、初立候補のときの演説の一節であります。こう市民に訴えたことが記憶に残っておりますけれども、そして楽勝だと思われていた現職の古谷栄さんを、5,000票以上大差をつけて市長に初当選をされました。そして今日に至っておりますけれども、市長就任に当たっての市民へのあいさつを、この機会にちょっと御紹介しておきたいと思いますが、このようなあいさつをしております。

「市民の皆さんの御期待にこたえ、今後、市政を刷新し、真に市民本位の市政を確立する決意であります。新しく11万市民の命と暮らし、平和と民主主義を第一とする市民本位の市政の第一歩が踏み出されたわけであります。私は、選挙で公約いたしました政

策を着実に実現してまいりる決意であります。申し上げるまでもなく、市政の主人公は市民の皆さん自身であります。私は、憲法を暮らしに生かす市政の実現を目指し、市民参加の民主的市政によって、11万市民の福祉を初め、教育の推進、商工業、農業の振興、緑と清流の住みよい生活環境の確立などのために、全力を挙げる決意であります」。以上が24年前、市政を担当するに当たっての市民への森田市長の決意表明でありました。

24年の革新森田市政を振り返って、当初掲げた公約をしっかりと守って着実に政策を実現させてきた実行力と清潔、公正、民主の政治姿勢は、全国から高く評価をされています。「緑と文化の市民都市」日野のまちづくりについて、24年間、市政を担当されてきた森田市長、なお意欲的にあすを見詰めておられる市長の立場から、今後の展望について一言答弁をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 24年間を振り返って、今どうこうという、そういう余裕を持っていないのが現状であります。一生懸命にやってきたことは間違いなく申し上げられるわけですが、とりわけきょうの質問にありました、いわゆる日野の特に浅川計画によるまちづくり、これは下からいいますと、いわゆる都市計画道路5本、6本既に、現実に大きな交通という言い方を私はしてまいりましたが、これらをつまり市民生活に、あるいは地域の産業にも役立つ、奉仕する立場でたしかあるわけでありまして、浅川計画では3本その間に、つまり今できておりますふれあい橋、万願寺歩道橋であります。それから今の市民プールの渡し船であります。それからもう一つ上流に、一番橋と平山橋の間に、豊田駅と南平駅をつなぐ、いわゆるモール街をつくって、そして市内で市民の皆さんがショッピングやいろいろな楽しみのある生活に寄与できる、そういう人道橋をつくろうということがもう、早くから予定をされてまいったわけであります。価値観はいろいろあるわけありますから、いろいろな論議のあることは結構でございますが、日野市の今までのまちづくりといたしましては、一つひとつ現実を進めている中で、豊南橋は豊南橋としての今の人道橋でなるべく計画を存続していきたい、また、そのようお願いをしたい、こう思っております。一番橋は今、建て替えについていろいろ事業も進めておるわけあります。あの、まちの真ん中に川があるということは、大変考えようによっては、楽しいまちづくりでもございますので、市民の皆さんの御理解をいただきながら、当初の目標を進めていただくことが適当ではないか、こんなふうに思っております。

後で御質問がまだあるのかもしれませんが、日野橋下に置き石の公園をつくろう、橋

をつくろうといいますが、そういうことも浅川計画にはのっておりますが、なかなか流れがかなり激しいということと、それから今のところでは、建設省河川管理の京浜工事事務所、それなら大丈夫とか、あるいはそれならひとつ協力をしようという段階にまで届いておりませんが、これからも課題として、いろいろ協議を進めていきたい、このようにあるはずでございます。私が先のことまで申し上げられる立場ではございませんが、いいことは必ず貫かれるというふうに信頼もし期待もいたしております。

○議長（土方尚功君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） それでは、最初にちょっと戻りたいと思うんです。つまり、先ほど申し上げたように、全市民を対象に、広報で「豊南橋の架橋計画、浅川に市内二つ目の人道橋」ということで、水と緑のネットワークの拠点ということで、そこを軸とした周辺のまちづくりの構想が、大変夢のある計画として市民から大変期待を持たれております。そして、先ほども紹介しました、平成2年から後期実施計画、3年度で基本計画設計、4年度で調査設計、測量地質調査、5年度で実施計画、6年度から工事着工と、こういうことが議会の場で約束されてきたわけですが、先ほどの答弁では、ちょっと私は納得できません。もう少し計画どおりに進められるように取り組めないものだろうか。

一つだけ具体的な例を私申し上げて、再答弁を求めたいと思いますが、実はたしかもう十四、五年前のことだと思いますが、あの滝合橋から平山の駅へ通ずる通勤・通学路には、歩道が設置されていませんでした。あそこはどう考えても車優先で、通勤・通学の人が通れない状況なんですね、ラッシュ時は。歩道をつけるべきだということを再三再四要求しましたが、当時の主管課は何と言っていたかということ、建設省が堤防の上ということもあって、地理的な条件からいって認めないと。建設省がうんと言わないんだということの一点張りで結局、先送り先送りされていた。私が当時、宮本参議院議員の秘書と一緒に、川崎の京浜事務所へ行きました。事前にももちろん、電話で連絡をとっておきましたので、当日行ったら、あの滝合橋の周辺の写真、カラーで全部何十枚も撮ってありまして、どうすれば歩道がつけられるかという検討までしてしてくれた。そのことがきっかけで国から補助金が出るようになり、市が後追いで計画して、あれが実現したんです。今だから申し上げますけれど。だから、建設省相手の交渉というのはどうも私は、これまでの経過を見て、ちょっと及び腰じゃないかと。もうちょっと積極的に切り込みようがあるんじゃないかという気が前からしているんですが、今度のこれも、計画に沿って、議会で約束をし、市民にも約束していながら、ずるずると計画が先送りしている状況、ちょっと私は情けないと思うんですが、部長が答弁しにくければ、

市長からももう少し、24年の経過を踏まえて、積極的な御答弁をいただきたい、こう思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　豊南橋を予定しております地域、浅川の右岸で、国の仕事で堤防の改築と申しましょうか、それから用水放流地点の大きい建設工事がございまして、まだ高さが最終的に決まっていないか、あるいは工事されていない、そういうことで、待ったをかけられておるわけであります。そのようなことをひとつあわせ考えまして、京浜事務所にごく具体的な案と、それからお願いをする立場で要請をしなければいけないだろうかというふうに考えております。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　部長から何か答弁ありますか。なければもうあえて求めませんが。（「ありません」と呼ぶ者あり）

最後に一言要望、意見を申し上げて終わりますが、その前に、先ほど市長から、ちょっと先回りして御答弁いただきました。これは京都の賀茂川にある置き石の歩道なんです。実は先日、豊田の地区センターで、豊南橋を計画どおり人道橋で促進してほしいというその集会があったときに、ある参加された市民から、私に写真が示されまして、京都ではこういうことで、気軽に行ったり来たりできていると。日野でも計画できないだろうかという注文が出されました。これについて、先ほど市長がちょっと答弁されましたけれども、日野の例えば浅川の場合、場所は私、どこと限定しません。近い将来に向けて、気軽にこう、散歩でもいいし、買い物でもいいし、こういう安易なといいますか、そう予算もかからない形で利用ができれば、大変市民も歓迎するだろうと思うんです。ちょっと担当の部長の方から答弁いただけますか。

○議長（土方尚功君）　建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君）　ただいまの件ですけれども、河川管理者であります建設省と今後協議をしてみたいと思います。

○議長（土方尚功君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に意見を述べてこの質問を終わりたいと思いますが、先日、浅川右岸の平山・南平の皆さんが、この豊南橋の問題で、市長に直接陳情する機会がありました。森田市長から直接に、豊南橋を軸とした、あの地域のいわゆる緑と清流のまちづくりの将来構想が話されました。そのときに期せずして陳情された皆さんから、今の森田市長の話を地域の皆さんにぜひ生の声で聞かせてやってほしいと、こう言われま

した。つまり、水と緑のネットワークづくり、その拠点としての豊南橋が、大変地域の皆さんから期待を持たれ、そして、それを軸とした、豊田の南口を起点とした多摩動物公園に至る、あのコースの散策路、そういったまちづくりに大変な期待を持っておられることをひしひしと私は感じました。いろいろ諸条件があって、なかなか計画どおりに進められないというその事情は、十分私も承知しております。しかし、くどいようですが、先ほど来、私が強調してまいりましたように、「緑と清流を取り戻そう」のスローガンのもとに、24年の歳月をかけてこつこつと積み上げられてきたこのまちづくりの方向、これはぜひ、きちんと踏まえて、今後とも精力的に、あれこれある課題の一つでありますけれども、とりわけ真正面に据えて、積極的に取り組んでいただきたい。このことを強く要望して、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これをもって14の1、革新日野市政24年と豊南橋など緑と清流のまちづくりについての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時57分 散会

12月10日 火曜日 (第5日)

平成8年
第4回定例会 日野市議会会議録 (第35号)

12月10日 火曜日 (第5日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	企画財政部参事	平 井 忠 君
老人福祉課長	入 手 喬 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橋 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 山 川 芳 子 君

議 事 日 程

平成8年12月10日（火）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

○議長（土方尚功君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員23名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問15の1、高齢者の雇用拡大を望むの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（佐藤洋二君） おはようございます。通告に従いまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

我が国の労働環境の動向につきましては、日本経済の緩やかな景気回復の兆しが見えてきたとは言いながらも、有効求人倍率が低い水準で推移し、完全失業率が過去最高の水準となって、景気回復のテンポは緩慢なものにとどまっているのが現状で、依然厳しい労働情勢が続いています。例えば、本年5月の全国の有効求人倍率は0.69倍で、人手不足が叫ばれておりました90年から91年の1.40倍の半分以上に落ち込んでおり、景気の低迷、不況のあおりを数字が如実に示しております。東京都の有効求人倍率は0.62倍で全国水準を下回る状況になっております。また、本年6月の全国の完全失業者数は226万人で前年同月差で24万人の増となっており、完全失業率は3.5%、好景気のころの90年から91年の2.1%に比べ、1.4ポイント上昇し、最高水準となっておりました。雇用を取り巻く状況は非常に厳しいものがあります。

バブル崩壊後、今日に至る過程の中で、社会状況は企業のリストラ、出向など、とりわけ中高年齢者にとっては厳しい時代となりました。このような情勢において、中高年齢者の求人倍率は低く、東京都の統計によりますと55歳以上は0.11倍、翻って若年の19歳以下は2.79倍と中高年齢の数字と合わせてみますと問題になりません。いかに中高年齢者の就職が困難かを物語っています。

こうした今日の状況下で中高年齢者の就労チャンスをつくっていただくためには、まず企業の御理解をいただかなければなりません。大変うがった言い方をするかもしれませんが、企業は採算を重要視しますから、不況になればなるほど弱者が排除されていきます。そういう傾向にあります。そこは、むしろ企業の社会的責任としまして、こうした中高年齢者を一定割合雇用していくという社会責任というものについて、御理解を得られるよう、行政が今後なお一層の努力をしていただくことをお願いしまして質問をいたしたいと思います。質問は4点であります。

最初の質問は、バブルの崩壊により企業の倒産、それが全国的にかなりの数になっておりますことは新聞、マスコミ等で報道されております。日野市内の事業所がその影響を受け倒産した件数はどのくらいあったでしょうか。また、働いていた従業員数などもお答えいただきたいと思います。

質問の２番目は、日野市内事業所における中高年齢者の雇用と就労者数など雇用状況をお示しをしていただきたいと思います。

質問の３です。中高年齢者の雇用に向けての日野市としての就業対策について質問があります。議会初日に日野市第３次基本構想、基本計画が配付されました。この中の基本計画「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち、保健・福祉計画編」に「社会的に弱い人々の生活と権利の確立を目指して」の中に、老人福祉の充実が載っております。現状と課題に、地域社会での就労を位置づけ、施策の方向として、高齢者が生きがいある生活を送れるよう働く場の確保を図るとともに、余暇、文化、スポーツ活動などの充実を図ります。こう記述されています。働く場の確保を図る、その具体的事例、シルバー人材センターなどがその中心になると思いますが、お示しいただきたいと思います。

また、あわせて、市がこれまでに就業対策に取り組んできたものがあれば、お示しをしていただきたいと思います。

最後に、政府は高齢者雇用を促進するため、奨励金を企業に助成しております。自治体日野市においても、独自の施策の積極的な取り組みを行い、中高年齢者の雇用の拡大を図ることが必要だと考えます。いかがでしょうか。

以上、４点の質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。

生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） お答え申し上げます。

バブル崩壊によります本市での倒産した企業件数、それと失業者数とは、こういうお尋ねであります。東京都労働経済局総務部の資料でありますけれど、本市では平成６年、１９９４年に５件、２３人、平成７年、１９９５年であります、これも同数の５件、２３人、平成８年、１９９６年であります、１０月末現在でありますけれど４件、１７人となっております。また、過去３年間に倒産した１４件の業種を見ますと、製造業１件、卸売業１件、サービス業１件、建設業５件、小売業６件ということになっております。１９９４年から９６年にかけて１４件、６３人という数字であります。

次に、２番目の市内事業所での高年齢者の雇用と就労者数の雇用状況についてであり

ます。財団法人であります東京都高齢者事業振興財団が運営しております東京都八王子高年齢者就業相談所の資料では、日野支部につきましての数を御説明いたします。平成8年の4月から11月までの8カ月でありますけれど、この東京都八王子高年齢者就業相談所のあっせんで就労されました日野市民の方は28名でございます。そこで、日野市内の事業所に6名、八王子市内の事業所に11名、その他の地域の事業所に11名となっております。また、日野市内の事業所に11名の他地域の方が決まっております。日野市内の事業所で雇用しました事業所の種別はビルメンテナンス2事業、医院——お医者さんであります1事業所、総合建設業2事業所、一般廃棄物処理業1事業所、食堂、レストラン1事業所、農林漁港業1事業所、製造業4事業所の7業種の事業所となっております。

次に、3番目の中高年齢者の雇用へ向けての就業対策についてであります。お尋ねの人材シルバーセンターにつきましての件は、後ほど福祉部長の方から御説明申し上げますが、私どもの方から総体的なものを申し上げます。当市におきましては、東京都八王子高年齢者就業相談所と緊密な連携をとっております。当相談所は八王子市と日野市を担当しているのであります。高年齢者のための就業の相談事業としまして、相談所での相談及び出張相談を行っております。出張相談は毎週木曜日の午後、日野中央福祉センターを会場にして行っております。本年は高幡図書館でも実施をいたしました。また、日野駅構内のギャラリーがありますけれども、掲示板であります。掲示物を張る場所でもありますけれども、そこで高年齢者の雇用、就業に関するパネル展、また、市内集合住宅へのチラシの配布等の啓発活動、また求職者の懇談会等も開催をしております。今後、担当課といたしましても、広報への掲載、ポスターの掲示、会場の提供等をもって対応していく考えであります。

次に、4番目の中高年齢者の雇用の拡大を図ることの必要性についてであります。東京都八王子高年齢者就業相談所の呼びかけで、就業にかかわる情報交換、それと相互連携を図ることを目的に、管内の就業等関係機関連絡会議というものも持っております。当市からは、生活文化部の生活課、福祉部、老人福祉課、日野市社会福祉協議会、日野市商工会、日野市シルバー人材センターが参加をしております。今後もこうした関係機関と緊密な連携を図りながら、機会あるごとに雇用促進のための制度の利用案内など、啓発活動を行い、中高年齢者の雇用の拡大に努めていく考えであります。

以上です。

○議長（土方尚功君）　福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　シルバー人材センターについて御説明、御回答申し上げます。

す。

バブル経済の崩壊以後、長引く不況の影響を受けて、高齢者の就業には厳しい環境が続いております。その反映として、高齢者が健康を維持しながら、その豊かな経験と知識を生かし就業を通じて地域の発展に貢献するというシルバー人材センターの活動が、新たな期待を集めているわけであります。シルバー人材センターは年々、活動の充実を図っており、市でもその活動を支援するために、年間2,500万円余りの補助を行っております。シルバー人材センターでは、平成8年度から業務拡大を目指す中期目標を設定し、その中で会員の増強、仕事の拡大、就業率の向上と業務体制の整備、組織活動安全対策、福利厚生の実施、施設の整備等を掲げて活動しているところでございます。会員の増強については、毎月1回の説明会を定期的に行き、4月から既に50人が入会し、10月現在の会員総数は993人、男子が786人、女子が207人となっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） ただいま2人の部長からそれぞれの御回答をいただきました。

ありがとうございました。大方の理解はできましたけれども、何件か再質問と意見を述べさせていただきますと思います。

最初の質問は、いわゆる報告ということでもありますけれども、日野市では94年から96年にかけての3年間で倒産件数が14件、その事業所で働かれた従業員数が63名ということでもあります。この倒産件数、そして、そこに働く人たちの数が他市の倒産件数などと比較をし多いのか少ないのか不明でありますけれども、いずれにしてもバブルの崩壊の影響を色濃く受けているものと思われます。日野市の倒産件数、そして、そこに働いていた方々の実態については理解ができました。

ここから再質問に入っていきますので、よろしくお願いします。

再質問の1番目でありますけれども、高齢者の雇用と就労者数と雇用状況について、再質問をさせていただきます。質問の中身が多岐にわたっておりましたので難しい質問だと思いましたが、通告後、短期間でできる限りの情報収集していただきましてありがとうございました。これからこの問題について触れますけれども、市内に中高年齢者の雇用や就労年数等、雇用状況を示す資料がないのは残念でありました。

そこで、私は、調布市のケースをここで御紹介をしたいと思います。調布市では、高齢者の雇用状況を把握するために、高齢者等の就業実態調査、これは調布市在住の55歳から65歳未満の高年齢者、2万人の中から男性約2,000人、女性約1,000人を抽出し調査

したものであります。その調査結果によりますと、男女とも半数近い有効回答が寄せられ、それぞれの年代の雇用状況が的確に判断、把握されています。産業課で行われておりましたこの調査、今、経費の関係でしょうかストップ、中断されているそうでありますけれども、中高年齢者の就労実態を正しく把握する上では必要な調査だと思います。日野市でも、この種の意識調査をぜひ行ってほしいと思いますがいかがでしょうか、再質問をまずいたします。

次に、再質問に入りますけれども、いわゆる高齢化問題といいますと、すぐに介護、医療、年金、こういった福祉の立場からの問題が提起、議論がされます。しかし、それもさることながら、人生80年と言われる長寿国にふさわしい中高年齢者の働く受け皿づくり、これが大変に大きな課題であります。日野市第3次基本構想、基本計画では、そのところの認識を正しく持ちながら、施策の方向でどう雇用の創出をしていくのかが不明であります。今日、バブルが崩壊をしまして、お年寄りや障害者に限らず一般の就労希望者の就職問題も大変な時代であるだけに、なお一層、高齢者の就業機会が目に見えるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、部長の御回答の中に八王子高年齢就業相談所が毎週木曜日の午後、出張相談されている、こういうお話がございました。この出張相談の実績、例えば相談者の数とか、あるいは結果的に就労につけた数、これらについての再質問をいたしたいと思えます。

次に、シルバー人材センターの関連の再質問をいたしたいと思えます。シルバー人材センターが、今の部長のお話のとおり、その活動目的に沿って年々充実を図っており、市もその活動を支援するということは、これまでの経過の中で理解をいたしております。しかし、会員の方から、会員登録をしても仕事がないというお話をよく伺います。この一般質問の趣旨でも述べましたが、企業の御理解と御協力を得る中で、企業の社会的責任としまして、シルバー人材センター等への仕事の拡大を図っていただかなければならないと思えます。シルバー人材センターに任せっ放しの他力本願から、積極的な市の参加を願うものでありますけれども、いかがでしょうか。

続いて、再質問をさせていただきます。高齢者の就労には二つの意味があります。一つは、年金の支給年齢の引き上げなどによる生活の経済的基盤を確保するためであり、そして、もう一つのケースは、収入は年金等で一応安定しているけれども、就労することによって、社会参加や生きがいを見出すことを目的とする場合であります。しかし、高齢者には、就労するためにも体力的な限界があるかもしれません。そういう場合、そ

の人の体力に見合った就労形態を考えねばならないでしょう。また、個々の高齢者の持っている技術や能力にも違いがあります。高齢者の就労の相談、指導には、個々の高齢者にとって就労の持つ意味をよく把握し、適切な機関をうまく利用することが必要となってくるのではないのでしょうか。

そこで、具体的な質問を2点させていただきます。これも調布市のケースで恐縮でございますけれども、調布市では調布市在住の55歳以上、65歳未満の高年齢者を市内の事業所が常勤として6カ月以上継続して雇用している場合に、現在、年額2万円の奨励金を支給する制度があります。日野市もぜひこの制度を導入をしていただきまして、雇用促進に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

次に、職業相談室の設置についてであります。これも調布市のケースでありますけれども、調布市では、職業相談室を東京都の協力を得ながら常設しているとのことであり、調布市の事務報告書でも、平成4年度新規求職相談では368人が、平成5年度・481人、平成6年度は608人と上昇しており、着実にこの相談室が市民のものとなっております。この相談室をぜひ日野市にも設置してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、4点ほどの再質問をさせていただきます。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 高齢者の、まず就労実態調査についてであります。御質問の趣旨は十分理解をいたします。そうした方向で、今後検討をさせていただきます。

次の高齢者の就労機会が見えるものにしてほしい。また出張相談の実績についてであります。まさにこうした就労の機会というのは、企業、事業者の理解と協力が何よりも必要というふうに考えます。平成8年4月から11月までの東京都八王子高年齢者相談所の出張相談を利用された方は62名であります。そのうち2名の方が就職をしておる、こういうような状況であります。

次の高齢者の雇用促進奨励金についてであります。さきに御説明を申し上げましたけれども、国では55歳以上65歳未満の高年齢者を対象にしまして、公共職業安定所の紹介により高年齢者を継続して雇用しまして、助成金の支給終了後も引き続き雇用することが確実であると認められた事業主に対しまして、雇入れ後1年間に支払った賃金の4分の1から3分の1を助成する特定求職者雇用開発助成金制度というのがございます。これが国の制度であります。しかし、近隣では独自の制度を持っておる調布市の例が、今示されましたけれども、調布市だけが近辺では独自の制度を持っておるというものであります。こうした他市の状況も調査をしながら研究をしてみたい、こういうふうに考えま

す。当面、関係機関と連携を持って、今ある国の制度の普及、啓発に努め、高齢者の雇用促進に寄与していく、こういう考えであります。

次に、高齢者の就業相談室の常設をと、こういうお尋ねであります。現在、当市の場合、先ほどお話ししましたように木曜日に実施しておる、こういうようになっており毎週木曜日の午後、中央福祉センターでやっておりますけれど、調布市の例、これは常設であります。こうした回数をたくさん持つというようなことが必要と考えます。したがって、東京都八王子高年齢者相談所と十分協議をいたしまして、常設の方向で協議、検討をしていきたい、こういうように考えます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 再質問、3番目のシルバー人材センターの関係です。会員の増強とあわせて、雇用の機会の確保というのは、やはり本来の会員増強の目的でもあるわけです。仕事の拡大については植木の剪定であるとかふすま張りであるとか、こういった独自事業のPRとあわせて、シルバー人材センターの機関紙で「シルバー日野」というものがありますけれども、これを各市内の企業に配布して、企業の発注促進を図っているところでございます。これまで公共事業で425件、民間事業所1,169件の事業実績を上げております。また、これらの事業にかかわる就業者は延べ人数にして6,000名を超え、就業率は年間平均で61.1%となっております。ちなみに事例として挙げておられます調布市の例は60.4%という数字でございます。シルバー人材センターの目的は、先ほどお話があったように、高齢者が就労を通しての地域貢献ということが一つの大きな目的であるわけです。性格上、いわゆる生きがいを中心となっているわけですが、労働を通しての生きがいということで、その反対給付である一定の生活を維持するための経済的な利益、そういうこともある程度配慮しながら生活の安定にも貢献していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） それぞれ質問の趣旨に沿った御回答をしていただきました。ありがとうございました。若干、再質問の関係でまとめといいたいでしょうか、意見を述べたいと思います。

最初の質問の就労実態調査につきましては、その方向で検討課題とさせていただく、こういう御回答でありました。先ほども若干触れましたが、調布市では財政難というこ

との関係もありまして、この調査が今、ストップされております。そういう中で、日野市は非常に財政難のときに大変かもしれませんが、この調査をしていただける方向で検討していく、こういう趣旨の御回答をしていただきました。ぜひ近い将来の中で、この実態調査を実現していただきたいと思っております。

それから、再質問の二つ目の出張相談の関係であります。全体通しまして、主として雇用の創出をどう考えていくか、こういうことについて触れましたけれども、御回答ではございませんでした。結構であります。また出張相談の実績についても理解するところでございます。

先日いただきました基本構想、基本計画の中の1ページに、高齢者が要望する施策ということで、市民意識調査の結果が載っております。これは複数回答でありますから、完全にアンケートの結果が100%を超えておりますけれども、この中で一番高いのは所得保障の充実、これを市民の方が、高齢者が願っているんですね。45%ありました。あと施設の整備、住宅設備の改善や住宅の建設や提供、保健医療云々、こういうような科目がありまして、職業あっせんや就労の援助をしていただきたい、こういう方が16%いらっしゃるんですね。この先ほど申しました所得保障の充実と職業あっせんや就労の援助を足しますと61%、61ポイントになるんです。この高齢者が要望する施策の総合計は187ポイントなんですね。187ポイントのうちの61ポイントですから、約33%がこういった問題で悩まれていると申しましょうか、要望していらっしゃるんですね。これらに対する要望が非常に高いというふうに考えます。

ここで、突然ですけれども、市長にお伺いしたいんですが、今、日野市でお住まいで年金で生活していらっしゃる方がいらっしゃると思います。この場合の年金生活者は国民年金という年金で理解していただきたいんですが、どの程度年間いただいているか、受給されているか、もしおわかりであれば、ちょっとお答えしていただきたいと思いますが。

○議長（土方尚功君） 市長。（「簡単で結構ですから、簡単で。一言で」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君） せっかく立ったんですから。（「都合がありますから」と呼ぶ者あり）

日野市といたしましては、いわゆる経済情勢の中に、特に労働部門という位置づけは明確にはないわけでありまして、つまり労働行政は主として労働基準局労働監督省あるいは職業あっせんという形で、制度化したシステムで行われているのが現実の姿だと思います。

ております。ただ、バブルということと、また切り離して考えるべきだと思いますが、いわゆる高年齢時代と、こういう将来、本来永久に続くそういう社会情勢が生まれたわけですから、いわゆる高年齢者にいかに社会参加あるいは生きがいを提供するかという課題が、現実に必要な仕事だというふうに考えております。そして、今までこの社会保障が中心の制度となって、そして、一定の年齢になると、年金生活に入られる。年金生活の方を、また再雇用するということは本来は考えられなかったことであります。いわゆるリストラとか、あるいはバブル崩壊対策の原因を探ってみますと、結局労働力を海外に求めるとか、あるいは空洞化ということで、企業そのものが低賃金の海外に出ていってしまう。ますます国内では、労働力の高いということは評価が高いということですから、また生活水準のために必要だということですから大切なことではありますけど、いわゆる経済競争では、既に負けたというふうに見るべきかもしれません。そこで、状況が非常に混乱してくるわけではありますが、我々は地域社会として、いわゆる高齢者の社会参加、そしてまた生きがいづくりということで、この労働といひましようか、働くということの意味を再評価すべきだろう、このように考えております。

日野市の老人憲章、割合早くそういうことに着眼をしたわけですが、老人は経験や能力を社会に役立てるようその機会が設けられる、こういう建前を現在の社会情勢に必要なだというふうに感じております。なかなか、いわゆる雇用という形では、定年を伸ばすということは、また必要かもしれませんが、いわゆる社会保障という仕組みと、それから、社会保障という仕組みを最も重視してといいますか、年金で生活ができる、こういう本来的な解決手段があったわけですが、それが必ずしも今、通用、適用しないということであります。そのことと矛盾なく大きく解決をしていくという努力が、経済の活性化ということにおいても必要だと思います。高齢者人材センターの発想は、そういうことにあったわけでありまして、雇用ではなくて、社会参加という意味で、いわゆる会員として、その事業団に登録をしていただき希望、能力に応じて職種に就業していただく、雇用ではありませんから賃金という言葉も使われておりませんし、いわゆる配分金ということで、一定の労働時間に応じた配分金を受け取りになる、こういう非常に優れた、私は仕組みであるというふうに思っております。

日野市でどういうことができるかという、かなり具体的な問題があるわけですが、高齢化社会は将来は永久の社会的な姿と考えるべきだと思いますので、一定の事務所を持ち、あるいは一定の作業場を持ち、そういう形で現実問題として取り組んでいくべき重要な課題だというふうに思っております。

たまたま日野税務署の跡地が、あれは用地は新都市公社のものであり、それから、建物はリースだというふうに聞いております。10年に新庁舎に移られるということでありますから、あの場所を日野市で、ひとつ借り受けてシルバー人材センターの市域版をつくっていききたい、こういうふうに考えております。非常に重要な指摘をいただいたというふうに思っております。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 最後の一言で褒められまして、重要なことを私、再質問することを忘れそうなのですが、私は市長に対しまして御高説は伺いましたけれども、日野市の市民で年金生活を送っていらっしゃる方が、最高年額幾らいただいているかという質問をしたんですよね。なかなか御高説、伺ってしまいまして、そのお話がなかったんですが、もしわかっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 数値を存じませんので、担当者がわかっていたらお答えをさせていただきます。また、ここでお答えできませんでしたら、調査をしてお答えいたします。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 結構でございます。特にそのことを知っている、知らないことによつての議論を考えておりません。何か83万円程度しかいただいていないということなんです、国民年金の方は。やはり年金だけで生活をしていくということになりますと、1カ月7万円程度しかないんですね。そうすると、どうしてももう少し仕事をして収入をふやしたい、こういう気持ちは当然だと思ふんですね。そのことだけお伝えしておきたいと思ふます。

あと、再質問の中で、企業の雇用奨励金についてですが、御回答では、他市の状況も調査しながら、今後考えていきたい、こういうお話でございました。昨日、どなたかがおっしゃっていましたが、よい施策はどしどし取り入れていくべきだ、こういうお話もございました。ぜひ前向きに御検討していただきたいというふうに思っております。

それから、就業相談室の関係につきましては、常設に向けまして協議、検討していきたい、こういう前向きのお話をいただきました。調布市では常設され、多くの市民の方々が利用されていることをお話をしました。ぜひ常設に向けて努力をしていただきたいというふうに思っております。

ここで市長の方からコメントをいただきましたかったんですが、先ほどいただきましたので、そのことで結構でございます。

最後に私の意見を述べまして、この一般質問を終わりたいと思います。

日野市の中高齢者に対する就労相談、あっせんなど就労対策はおくれていると言わざるを得ません。老人福祉が全体的に進んでいる当市だけに、老人福祉の一環の働く場の確保が積極的に取り組まれていないのは残念なことであります。先進調布市では、高齢者の雇用促進奨励金交付要綱とか、あるいは障害者の雇用促進助成金交付要綱をそれぞれ市独自の要綱をつくり、助成や奨励金を出しています。高齢者の雇用促進に寄与していきたいとの御回答でございました。人材派遣会社が団体で高齢者の専門窓口をつくる、それぞれの民間のところでも高齢化社会に向かって雇用の問題は真剣に取り組んでいます。市もこの問題について、これからぜひ先頭に立って取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、この一般質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって15の1、高齢者の雇用拡大を望むの質問を終わります。

一般質問15の2、有効活用して欲しい市遊休土地の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○2番（佐藤洋二君） 引き続きまして、一般質問をさせていただきます。

東平山三丁目の清算事業団所有の旧国鉄宿舍跡地内の草が、季節になりますと大きく伸び環境や公衆衛生の面から好ましくなく、また、冬になりますと枯れ草となり火災の心配があるということで、跡地の近所にお住まいの方より清算事業団に除草してもらいたい、こういう連絡をいただくことがあります。その都度、事業団をお願いをし除草してもらいます。実は、この清算事業団所有の宿舍跡地の除草につきましては、年2ないし3回行っていますけれども、当然のことながら、除草後の跡地と未除草の跡地では、1区画を清算事業団と土地開発公社の二つの組織が所有していますので、土地管理上の差が出てきます。つまり、事業団で所有している跡地の方が、土地開発公社で管理している跡地より管理が行き届いているということでもあります。管理上の違いが生じたとき常に思うことは、この広く交通の利便のよい跡地を、子供たちのサッカーやソフトボールのグラウンドとして、あるいはお年寄りのゲートボールも含めて、公園のかわりに使うとか、また老若男女共通のラジオ体操のグラウンドとして使えば、跡地に常に人が出入りすることになり、雑草も生い茂ることなく除草の心配がなくなること。また遊休地を有効に使うことによって、市民に喜ばれるのではないか、こう思うわけであります。

今、私の住んでいるそばには、清算事業団の所有地、隣接の市土地開発公社の所有地、市が当初予定した消防署建設用地、また国有地などなどが広い面積を有しながら点在をしております。いずれも有効活用がされず荒れほうだい、あるいはそれに近い姿の現況にあります。市民の関心の高い貴重な公的な財産が、いわゆる宝の持ちぐされ的状态になっているわけであります。現状のような状態で放置されている土地について、市民から指摘を受けられる前に、土地取得の目的に沿った市有地に、あるいは次の利用が決まるまでは、先ほどお願いしました利用方法、またスポーツ以外でも地域に開放し市民に使っていただく、そんな立場で質問をいたします。質問は3点であります。

一つは、市が管理している土地で遊休地となっている土地の所在地、その面積、現状についてお伺いをいたします。質問の2です。これは公社になりますが、目的を持って取得した土地で遊休地になっているものがあれば、お伺いします。また、その遊休地の当面の活用方法についてお示しをしていただきたいと思います。質問の3番目。土地開発公社が所有している土地を日野市が借り受ける場合の法的手続について、お伺いをいたします。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 御質問の1点目でございますけれども、市が現在、管理している普通財産の土地で1件、100平方メートル以上の遊休地となっているものは13件で、7,467平方メートルあります。これらの財産は、有効活用するため、それぞれの土地の現状に合った暫定的な使用を行っております。主なものに老人農園やダストボックス置き場がございます。また、土地全体が空き地となっているところについても、その用途について検討を始めておるところでございます。

2点目の目的を持って取得した土地で遊休地となっているものですが、土地の取得の大部分は土地開発公社が行っておりまして、御案内のように、土地開発公社は事業主体である市の依頼に基づき区画整理事業用地、道路、公園、緑地、その他公共施設、または公用施設の用に供する土地の先行取得を行っております。平成7年度末の公社の所有地は147件で11万9,070平方メートルになります。そのうちの49.4%は区画整理事業用地でございます。このように先行取得した用地は、その用途に供する事業主体である市に売り払うこととなりますが、事業の進捗状況や財政状況の影響もありまして、その売り払いが遅延しているのが現状です。5年以上の長期保有地は63件に上ります。公園用地

や緑地用地はそのままの状態ですが、市に引き渡すまでの間の有効活用として、市民農園、老人農園、ゲートボール場、地区広場、駐車場、駐輪場として活用しております。

3点目の土地開発公社の土地の借り受けについての条件ですけれども、公社の定款並びに業務方法書の規定に基づきまして、公社が土地を処分するまでの間は、広場とか市の資材置き場、取得の目的に反しない範囲の施設などの一次使用が認められております。市が公社の所有の土地を借り受ける場合の手続は、土地一時使用願をもって申請するわけですが、公社はこれに一定の条件を付して許可しております。あくまでも市に引き渡すまでの暫定的な土地の有効活用ですので、当該土地の最終的な利用の妨げとなることのないよう留意しておるところでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） 御回答していただきまして、ありがとうございました。7点ほど再質問をさせていただきたいと思います。

今、部長からは、市が現在管理している100平米以上の普通財産遊休地の現況について、それぞれの土地の現況に合った暫定的な使用、また売却を含めその用途について検討を始めているという、こういうことであります。そこで、再質問の1点目でありますけれども、今、切りのよい1件100平米以上について御回答いただきましたが、100平米以下の遊休地の合計面積と、それらが使用目的の決まるまでの間、それぞれの土地の現況に合った有効活用のできるものがあるのかないのか、それについてお伺いをいたします。

再質問の二つ目は、土地全体が空き地となっているところについては、売却を含めたその用途について検討を始めているということですが、どの程度進んでいる話なのか、差し支えなければお示しをしていただきたいと思います。

3番目は、空き地となっている遊休地で、最も長い間、活用しないままに放置されていたところは、いつごろからそういうふうな現況になっているのか。また、平均どの程度の期間、遊休となっているのかについてお伺いをいたします。

再質問の四つ目は、市が目的を持って取得したもので、今、遊休地となっているものがあるのかないのか、これについてお伺いいたします。

再質問の5番目です。土地開発公社が所有する土地を市が借り受ける場合の手続として、公社が一定の条件を付し使用を許可するということですが、有償、無償の基準、また一定の条件とはどういうものがあるのか、これについてお伺いをいたします。

再質問の6番目は、空き地の管理について関連で3点いたしたいと思います。一つは、夏冬期におきます——夏、冬の夏冬期におきます除草、これはどういう方法で行っているのか、一つお伺いします。二つ目は、東平山二丁目の、当初、市が予定をしておりました消防署建設予定用地は、今、どういう現況になっているのか、これをお伺いいたします。それから、関連の三つ目は、公社が取得管理している東平山三丁目、元国鉄宿舍跡地の一部は、消防署建設用地となっていますが、現所有面積より消防署建設用地を減じた面積はどのぐらいの広さになるのか。また、残り部分の今後の取得予定について、どのようなお考えがあるのかお示しをしていただきたいと思います。

再質問の最後は、市のあるいは公社の遊休地で、当面の活用方法のないものについては、ぜひ地域に開放していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

以上7点、項目的には9項目ですが、再質問させていただきます。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 再質問のまず1点目でございますけれども、100平方メートル以下の遊休地の御質問です。10カ所で414.93平方メートルございます。面積は小さいものは1.57平方メートルから73平方メートルまでというような内容でございます。そして、土地の形状は必ずしも良好とは言えないものが多いわけですし、御質問にありますような広場的な有効活用のできるものはないと思われま。

2点目の御質問ですけれども、空き地についての売却あるいは用途の検討でございますが、市有地等の空き地についての売却につきましては、前回9月議会で2カ所の空き地について売却をしたい、これは日野駅周辺の土地でございますが、その売却の準備を進めておるところでございます。また、高幡にあります368平方メートルと、それから南平にございます寿徳寺の北側にございます土地につきましては、福祉関係の施設に使う予定でございます。そのような計画をしてございます。

それから、3点目の御質問の最も長い間遊休地となっているものについてのお尋ねでございますけれども、これは南平四丁目にあります179平方メートルの宅地でして、昭和40年の2種住宅の廃止後、現在までに至っております。遊休地の平均の期間は十数年になると思われま。

4点目の市が目的を持って取得したもので、遊休地となっているものでございますけれども、目的を持って取得しておりますので、ほとんど目的に沿って使っておりますが、一部浅川公会堂等の予定地については、まだ財政的な裏づけがございませんので、現在のところは、そのままになっておるところでございます。

5点目の土地開発所有地の貸し付け許可についてでございますが、これは日野市と日野市社会福祉協議会には無償貸し付けを行っております。それから、日野市の企業公社への貸し付けは有償で行っております。また、一定の条件とは、使用の目的、期間、管理等についてであります。

それから、6点目の空き地の除草ですが、基本的には年3回、6月、8月、11月に除草を行っております。それから東平山二丁目の、当初、消防署出張所の予定地として購入した土地につきましては、現在、西平山区画整理事業用地として管理しておるところでございます。それから、清算事業団の土地についての用途あるいは残りの部分につきましては、後ほど企画財政部長の方からお答えさせていただきます。

最後の質問ですが、遊休地の活用でございますが、土地を持っているということは、資産を持っているだけでなく適正に利用することが、本来の目的であるというふうに考えております。したがって、空き地のないように、できるだけまちづくり、地域づくりを目指した適正な土地利用を図ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは、旧国鉄平山宿舎跡地の関係について、私の方から回答させていただきます。

旧平山宿舎跡地につきましては、全体が9,587平方メートルございました。御質問の中にございました消防署の出張所の予定地として日野市が取得しておりますのが1,100平方メートルでございます。それから、土地開発公社が買収をしまして所有しております土地が3,490平方メートルでございます。残りの約5,000平方メートルにつきましては、西平山土地区画整理事業用地として、東京都新都市建設公社の方をお願いをし買収を進めているところでございますが、既に残りの約5,000のうち1,157平方メートルにつきまして新都市建設公社の所有となっております。したがって、残りの3,840平方メートルが、現在、国鉄清算事業団の所有となっておりまして、今後、新都市建設公社の方で買収を進めていただくということになっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） ありがとうございます。再質問の質問に対しまして、何点か確認あるいは質問をしなければならない部分があるんですが、議事の運営に協力するという立場の中で若干割愛をさせていただきますけれども、2点だけ質問をさせていただ

きたいと思います。

1 点目は、旧国鉄の宿舎跡地の有効活用についてお尋ねしたいんですが、前に大崎部長が企画財政部長のころ私が質問いたしまして、部長は「現状のままで置いておくということがあれば更地のままというのはもったいないということもございますので、何かに利用できればというようなことを考えておるところでございます」、こういう答弁をされております。ことしになりまして、江口和雄議員の方から、この問題につきましてやはり質問がされまして、野中企画財政部長の方から、「例えばスポーツ広場といいますかね、そうした形での暫定的な使用ということは可能だというふうに思っておりますので、今、買収済みのものにつきましては、そうした利用を検討してまいりたいというふうに考えています」、こういう御答弁がされているんです。現在、どのようにこの話が進んでおるのか、これ1点再々質問させていただきます。

もう一つは、この一般質問のねらいは、いわゆる遊休地を市民に開放していただきたい、これがねらいであります。7 番目でこの質問をいたしました。部長の方からは「所有から利用への概念に基づき、まちづくり、地域づくりを目指した適正な土地利用の推進を図っていきます」という非常に模範的なお答えがあったんですが、これは地域に開放していただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

この2点の確認と質問をさせていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 以前に、企画財政部長答弁ということで前向きな回答があったというようなことでございます。できる限りそのような希望は持っておるところでございます。ただ、財産を管理する土地開発公社といたしまして、先ほど申し上げましたように、一つの決まりがございます。それは一時的な使用とかいうようなことが主なものでございます。したがって、地元に使っていただくということで、一番可能なのは盆踊りとか、あるいは何かのイベントで一時的に駐車場として使っていただくとか、そういうようなごく短期なものであれば、財産を管理している土地開発公社としては許可できるというふうに思っております。

それから、以前答弁申し上げましたようなスポーツ広場とか、そういうような地区広場的なものになりますと、その管理がどこになるかというようなことで難しくなっております。したがって、これまでの検討の中では、この広場を社会教育なりあるいは生活課とかいう部署がそれなりの目的を持って使うということになれば、また利用ができようかと思えます。あくまでも、その土地を管理していく立場によって、使い方が限

られてきたりあるいは広くなったりするということでございます。できれば、全体をスポーツならスポーツ広場として管理できるような担当の考えがあればお貸しする、利用できるというようなことが言えようかと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君） 佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君） いわゆる私の質問に対する当時の大崎企画財政部長、それから、江口議員の質問に対する野中企画財政部長の答弁、これはそういったものも、いわゆる考慮しながらの答弁というふうに私は理解しているんですね。今になってちょっと逃げているといいましょうか、検討していないことを正当づけするためにそのようなことをお話しされているんじゃないか、こんな気がしてならないんですね。土地開発公社の持っている土地は、日野市が使うことについては無償でお借りできるわけですね。それが一定の期間という、期間が短縮されているというふうな話を伺いましたけれども、いわゆる一定の一時的な使用というのは、例えば1年なのか2年なのか、あるいは1カ月なのか、そういう難しい言葉の解釈もあると思うんですね。いずれにしても、とにかくこの議場におきまして、前向きな姿勢で地域に開放するというお約束をされたわけですから、その辺の回答は大事にさせていただきまして、これから庁内におけるいろんな会議の中で、この問題が一日も早く解決できるように特段の御配慮をしていただきたいと思います。

また、この質問につきましては、別の会議でさせていただきますけれども、きょう、1時間ということで予定しておりましたけれども、ちょっとオーバーしてしまいましたけれども、これをもって私の質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって15の2、有効活用して欲しい市遊休土地の質問を終わります。

一般質問16の1、市立総合病院の建て替えが本当に可能か ――実現に向けての課題を問う――の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔27番議員 登壇〕

○27番（小山良悟君） 佐藤議員には持ち時間を拝借させていただきまして、まことに恐縮でございます。御協力ありがとうございます。午前中で2問の質問をさせていただきます。きょうは特別快速で質問したいというふうに思います。

市立病院の建て替えの問題でありますけれども、16万市民待望の市立病院の建て替えがいよいよ実現するという段階になってまいりました。今、基本設計の業務委託が行わ

れているわけでありまして、これは9年の1月にそれが終了する。そして、さらに実施設計の業務委託が平成9年の2月から10年の3月まで。そして本体工事が平成11年の1月から13年の12月。で、新しい病院の開院が平成14年の4月の予定という、こういうスケジュールになっているわけでございます。計画はだれでも立てられるわけでありまして、問題は実施でございます。これだけのスケジュールが組まれているので、市立病院は何の問題もなくできるのかというふうに思うわけでありまして、この実際の実施の段階になったときに、いろんな問題も考えられますので、本当に大丈夫かということで、この時点で確認をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

特に心配なのは財源の確保でありまして、この財源については病院の建設基金が45億1,300万円、建設改良積立金が4億2,905万9,000円。補助金が――都の補助金ですか、39億3,340万円。で、いわゆる起債が、病院事業債が80億円を超える額になってきておりまして、当初の計画では71億円の起債の予定だったんですが、現時点でのこの財源の予定では80億円を超える起債であります。この起債を受けるのに、今の病院の経営の改善といいますか、いうものが強く求められるわけでありまして、またこの本体であります日野市の財政状況、これがまた厳しくなってきたとおりでありまして、この財政状況の認識については、森田市長と私どもとは大分違うようではございますが、非常に厳しい状況に追い込まれてきている。

今議会でも、財政の論議もされておりますけれども、改めて最近の財政の指数をちょっと申し上げてみたいと思うんですが、財政力指数が、平成元年が1.347で27市中6位だったわけですが、平成6年は1.142で27市中8位というふうに後退しております。で、経常収支比率が平成元年が69.5%で、27市中7位だったのが、平成6年は93.1%、随分はね上がっておりまして、27市中18位に大きく後退しております。また、公債費比率ですが、平成元年が9.2%、平成6年が9.8%というふうになっておりますけれども、実際は、この中に下水道事業の元利償還金あるいは病院建て替えに伴う公営企業債の元利償還金が含まれておりません。かてて加えて区画整理事業及び下水道事業における莫大な額の債務負担行為も将来の市民に返済の義務を課しているというふうに思います。さらには、250億円を超える土地開発公社の借入金も、市民にとっては大きな負担となっております。この借金の負担もかなり日野市も大きなものとなっております。

人件費比率が平成元年20%で27市中16位だったわけですが、平成6年は25.9%。これは27市中、高い方からいけば4位、低い方からいけば23位と、こういうことなんですけど、人件費比率も大幅に悪化しているという状況になってきております。積み立て

割合も平成元年が12.7%から、これは27市中13位だったんですが、平成6年は6.1%で、27市中21位というふうに、これもまた後退しております。

こういう状況の中で、義務的な経費、これがふえてくるのは当然でありまして、平成元年に35.4%、27市中11位だったのが、平成6年が43.6%で27市中17位、こういう状況でございます。こういう経費がふえますと、当然のことながら、投資的経費率が、これがまた悪くなるわけございまして、平成元年31.7%で27市中8位だったわけでありましたが、平成6年は14.5%、もう大幅に下がっておりまして、27市中もう最下位の方に位置しているというふうなことで、日野市にとっては、市民のいろんな行政ニーズがある中で、新規の事業展開がもうできなくなるというふうな状況に追い込まれる。

そういう日野市の全体の財政状況の中で、市立病院を建て替えてやっていくということではありますが、その建て替える資金の確保の問題、それから、病院ができてからのランニングコストといいますか、そういう運営の経費の問題、いろいろ大きな問題も抱えているわけございまして、この辺のところを、財政当局関係各位は真剣に検討し、将来に不安を残さないような形で対応していただきたいというふうに思うわけでございます。

事業の遂行上の問題として、まず建て替える前に平成7年11月に発表されました4－3ブロック既存公共施設の移転計画でございますが、個別の施設それぞれの実施とその内容を示していただきたいということでございます。幼稚園、保育園、それから支所がございます。消防署についてはある程度見通しがついているわけでございますけども、これの移転計画について、予定どおりいくのかどうか。また、多摩平支所についてはどうするか、まだその後発表されておられませんので、もうこういった問題も現実の問題として取り組んでいかないと、この事業が遂行できないわけでございます。それが、質問の第1点でございます。

第2点としては、財源構成の中で一番の問題であります起債でございますが、起債のチェックポイントといたしましては、施設設備の適正度、1床当たりの面積及び建設単価が著しく高くないかどうか。投資規模は医療需要から見て妥当な計画かどうか。それから、病院へのアクセスは確保されているか。駐車場の面積は適当であるか。病院の跡地計画はどうなっているか。

それから、2番目として、職員配置の適正度はどうなのか。100床当たりの職員数、夜勤体制あるいは1看護単位の職員数は適当か。あるいは業務委託がなされているかどうかということ。

3番目には、財源確保、一般会計からの繰入金あるいは市の財政状況はどうか。起債の申請額は妥当であるかどうか、適当かどうかということですね。

それから、4番目として経営の見通し。これが一番大事でありまして、とにかく新しい病院が黒字経営という形にならないければ、そういう計画が出されなければ起債が認められないということでございます。現状での経営の状況を見てみますと、平成5年度の医業収支比率、これが71.5、6年度が77.5、7年度が77.8でございます。いずれにしても、黒字ということは、この収支比率がもう限りなく100に近づいていかなきゃならないわけでありまして、遠く及ばない現在の数字であります。また、病床利用率が5年度、71.9%、6年度が75%、7年度が74%という推移でございます。病床利用率も低いわけでございます。病床利用率も95%ぐらいまでいかないと採算がとれないというふうに言われているわけでございます。病床の利用率でも心配なのは、今の病院の規模は162ベッドですけども、これでこの占床率でございます。300ベッドというふうにベッド数がふえたときに、果たしてこの医療需要としてこの占床率が上がるのかというのも、実は懸念の材料でございます。材料費の割合につきましては5年度が33.8、6年度が33.0、7年度が33.9ということでございまして、この材料費の削減も一つのポイントになるかと思います。一般会計からの繰入金、負担金ですが、2億9,982万2,000円が5年度、6年度が3億1,800万円、7年度が4億3,400万円という形で、補助金と合わせますと、平成5年度は8億5,800万円、6年度が8億5,900万円、7年度が8億2,200万円、こういう繰入金になっているわけございまして、この負担金、補助金というものが一般会計からの繰り入れとして、大きな病院になった場合にどの程度になっていくのかということも心配の材料でございます。職員の給与費の割合でありますけれども、医業収益に対する給与費としては、5年度が84.3%、6年度が74.4%、7年度が73.5%、5年度から比べればやや改善はされてきておりますけれども、まだまだ給与費の割合も高いということでございます。入院患者数については、これは先ほどの病床率との兼ね合いになってきますので、細かい数字は申し上げませんが、いろんな指数があるわけでございますけれども、こういったような現在の状況の中で、このうちの起債が受けられる事業計画というものを立てなきゃいけない。

それで、例えば給与費も50%台に下げなきゃならないという、起債の条件として示されているということでございますけども、この4年間の間にその50%台に持っていくのはどうやって持っていくのかという、現実の問題があるわけですね。また、医業収支比率の改善もどうやって改善していくのか。年間ごとの平成8年度はどうする、9年度は

どうする、10年度はどうするというふうに、具体的なやっぱりそういうスケジュールを組んで改革していかないと、計画は計画だけで計画倒れに終わってしまうということになるわけでございます。そして、実際に、基本設計とか実施設計はお金を出せば、これはもうできることで、もう実際に取り組んでいるわけでありましてけれども、設計はできましたけれども、いざ工事となったら起債が受けられなかったということになったら、これまた大変なことであります。

来年の4月、市長選挙がありますけれども、どなたが市長になられるかわかりませんが、もし今の森田市長じゃなくて、新しい市長だということになった場合に、今の計画がずさんのために、その4年後にこの病院の建設ができなかったということになると大変です。一般的に市民には、新しい市長にかわったから病院ができませんでしたということを言われかねないわけです。私どもの立場からすれば、今の計画がきちんとこれから4年間の間に立てる計画そのものがきちんとできないと、本当に病院が実現しないわけでありまして、その辺のところも非常に懸念材料としてあるわけでございます。安心して病院が建てられるという、この今後の計画について2点目として質問をしたい。

1点目は、既存の公共施設の移転の予定ですね。現時点での確認をしたい。2点目は、起債を受けるためのクリアできる条件を整えるための計画ですね、それを示していただきたい。以上でございます。

○議長（土方尚功君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） それでは、前半、第1点目の方の御質問につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

新病院の建設予定地であります多摩平四丁目3番地地域にあります既存施設は、消防庁の日野消防署多摩平出張所、それから市立第一幼稚園、市立多摩平保育園、多摩平支所、日野社会教育センターという施設がございます。このうち、社会教育センターにつきましては、当面現存のままとということで、土地利用を初めとした病院建設の事業を進めているところでございまして、また、消防庁の多摩平出張所につきましては、東平山三丁目1番地の22に移転をするということで進んでおります。この消防庁の方の関係の事業につきましては、設計について今年度予算措置がなされておまして、建物建設、移転につきましては9年、10年度に予定をされております。

次に多摩平支所につきましては、多摩平支所業務の本庁への統合という形で、支所そのものを廃止する方向で進めております。時期及び廃止等に伴う代替措置等も含め、庁

内で検討を重ねているところでございます。

それから、市立第一幼稚園、それから多摩平保育園につきましては、新病院の開院後は、現在の病院の建物の跡に建設をすることとなっておりますけれども、新病院建設工事開始から新病院完成までの約5年間になるわけですが、仮の施設で対応することとしております。当初の移転計画に沿いまして、第一幼稚園につきましては第六小学校の空き教室を利用する形で準備を進めております。また、多摩平保育園につきましては、当初予定をしておりました多摩平第一公園の使用については、この公園利用について、基本的に当初の計画としていたわけでございますけれども、ここで現在使用されておりますテニスコート、ゲートボールコート等の廃止あるいはこうしたものの代替施設等の関係等を考慮いたしますと、都市計画上の制約等もありますので、必ずしも利用者に対して……（「しっかり答弁しろよ」と呼ぶ者あり）少なからず不都合を与えるものという状況がありますので、この仮設場所の選定は、できる限り影響の少ない場所が望ましいということで、こうした観点から、再度利用場所について検討をしてまいったわけでございますけれども、多摩平下水処理場の跡地を利用するのが、よりよいのではないかとということで、現時点では判断をしております。現在、関係部署と具体的な利用方法等について協議を進めているところでございます。仮施設への移転につきましては、新病院建設着工を平成11年1月と予定をしておりますので、平成10年12月の冬休みの期間を利用して実施していく予定であります。この移転につきましては、関係各位の御協力と関係部署の協力を求めて進めていかなければならないというふうに考えております。また、園の運営上にも支障を来さないように十分に注意しながら、関係部署との調整を図って進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君） 病院事務長。

○病院事務長（高野英男君） 2点目の病院を建て替えるための計画は大丈夫なのかという御質問でございますが、ただいま議員さんの方から病院の建て替えの年次計画の問題、また事業費の財源内訳の問題等、御質問の中で出てまいりましたので、それは割愛させていただきますが、いずれにいたしましても、この病院を建てるためには病院事業債を受けなければできないわけございまして、その前提条件といたしまして、現在、経営健全化計画を策定中でございます。これについては、現在、東京都と調整中でございますけれども、この計画は平成7年から17年までの期間を策定するものでございます。計画の策定に当たりましては、主に東京都の指導項目、一つ目としては占床率の向上、90%により近づけなさいというものでございます。それから、2点目としては、100床

当たりの職員数110人以内、こういうものでございます。それから、3点目といたしまして、医業収益に対する人件費比率の逡減、50%台に近づける、こういう問題がございます。この3点につきまして、改善計画を策定しているわけでございます。この問題につきましては、既に病院の職員、要するに職員組合等にも提示をいたしまして、現在進めているわけでございます。

その主な内容と申しましょうか、具体的に挙げていきますと非常に多くなりますので、幾つかの具体例を申し上げたいと思いますけれども、人件費比率等を下げるためには、いずれにしても収益をふやしていく、それから職員給与費等の抑制をしていく、こういうことになろうと思いますので、ふやす方の材料としては、当然病床の利用率の向上を図るとか、救急患者の受け入れ体制を整備していくとか、それから、請求漏れの問題とか、または高度機器等の購入によりまして、1人当たりの診療単価を上げていくとか、こういうような方法が具体的には考えていけるところでございます。

それから、支出の方の削減の面では、人件費の抑制という問題が当然ございますので、平成9年から12年までの間、例えば定年退職者の不補充、要するに臨時職員で対応する、こういう問題を年度別に掲げておりますし、また民間活力の導入、委託という問題でもできる部署から順次やるというような方法で計画を立てております。また、職員の人件費を下げるために、できるだけ本庁との人事交流等によって、できる部署は年齢の低年齢化を図っていく、こういうような問題も考えているところでございます。

多くの質問をいただきましたので、少し早口になるかもしれませんが、説明をさせていただきます。

それから、施設設備の適正度は適切なのか、こういう御質問がございましたけれども、病院本体は現在、約1万9,500平米を想定しております。1床当たりの面積は約65平米ということになります。これは、東京都の補助基準の1床当たりの面積、65平米に匹敵するものでございます。単価的な問題でございますけれども、建物本体工事につきましては、基本計画では、免震構造を採用しておりまして、1平方メートル当たり消費税を含んで53万円を想定しているわけでございますが、東京都の補助基準における1平方メートル当たりの基準単価は52万3,202円でございます。面積及び単価の基準につきましては、平成4年に普通交付税に関する省令の一部改正、または、平成5年度に地方債の許可方針が改定されまして、面積とか単価の基準は廃止されております。しかしながら、最近建てる病院は、医療費の環境加算であるとか、食堂加算であるとか、差額病室の拡大等によりまして1床当たり70平米台のものが多くなっている現状にございます。

それから、投資規模、または医療需要から見て適当な計画かという御質問があったかと思いますが、現在、市内には六つの病院がございます。うち一つは精神病院でございます。精神病院を除く5病院での病床数でございますが、556床でございます。人口10万人当たりにいたしますと340.6床ということになります。これは全国平均及び南多摩の保健医療圏と比較してみますと、全国では平均の約3分の1、それから南多摩保健医療圏では2分の1ということでございます。南多摩保健医療圏の他市と比較しても、医療圏の中では最低、低い、こういうことになります。今後、医療需要の拡大、または人口の増加、高齢化等の関係から、需要についてはますます増大するだろう、このように予想いたしております。

それから、職員の配置の適正度、100床当たりの職員はどうかという御質問がございました。特に看護婦のことだと思いますが、新病院での施設、設備、医療規模及び運営システム等に対応する適正な定員管理並びに業務委託を、これからも考慮して検討していかなくちゃいけないというふうに思っておりますが、新病院では東京都の指導もありまして、100床当たり一応110人以下ということでございますので、109.3人を現在の計画では想定しているところでございます。具体的に言いますと正職員を300人、臨時職員を28人ぐらいで運営していきたいという計画でございます。それから、夜間体制でございますけれども、通称言われている三八体制ということで、1看護当たり24人を原則として想定しております。これには、患者さんの様子等によって、いろいろ問題がございますので、勤務体制等は今後もさらに検討していかなければいけないというふうに考えます。

それから、業務委託につきましては、より効率的な経営と患者サービスの向上が期待できるものについては、積極的に実施していきたいというふうに考えております。新しい病院、新病院で新たに委託を予定しているもの、要するに、現在計画しているものとしたしましては、外来病棟のクレークの導入、受付、案内ということでございます。それから、カルテ管理の業務、物品管理、それから搬送業務、職員食堂、外来食堂、それから中央監視機械室、防災センター、保安警備業務、電話交換業務等を予定しております。

それから、現在もう既に委託業務を実施しておりまして、さらに充実をしていくというものについて申し上げますと、受付業務、保険請求業務、現在も受付業務は12名常勤が入っておりますし、診療報酬時期には6名を10日程度採用しているということでございます。それから、あと清掃業務、リネン——お布団の関係でございます。リネン業務、

廃棄物、検査業務等は現在やっておりますが、さらに充実をしていかなければいけない、このように考えているところでございます。

次に財源確保の問題でございます。一般会計からの繰り入れという問題が一番大きな問題でございますけれども、現在の状況は、先ほども御質問にありましたように、平成8年度予算、補助金、負担金、出資金を合わせますと8億2,600万円を予定して予算が計上されております。それで、平成9年度以降につきましては、いわゆる赤字補てんの繰り入れですね。これは健全化計画では健全計画を目指しておりますので、これらをなくしていく、こういう方法で考えております。

新病院における起債、建物及び機械類がありますけれども、約80億円と想定をしておりますけれども、これはいろいろ総事業費の中でいくと50%前後の額になるわけでございます。それで、起債を起しますと、当然返すということになるわけですが、現在の制度では、建物に対する起債分につきましては、元金は5年据え置き30年、利子につきましては——金利につきましては翌年から、こういうことになります。

それから、機械類につきましては元金は1年据え置き5年償還、金利につきましてはもちろん翌年度から、こういうことになりますが、例えば利率を3.5%、こういうふうにして計算をしてみますと、平成17年度、建て替え後3年たったときでございますが、17年度の償還額は元利合わせて4億8,700万円になることが想定されます。

なお、機械と建物が進んでまいりますので、ピーク時期は平成19年、5億8,000万円ぐらいになるのではないかと、このように考えております。したがって、この起債償還金を加味した平成7年度の一般会計からの繰り入れは約12億円になるだろうというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、赤字補てん分の補助金は廃止の方向で努力いたしましたが、公立病院がゆえにやっております救急医療であるとかというような負担金をいただく部分がございまして、これを合わせてというお話でございます。

それから、これからの経営の見通しということになるわけでございますけれども、現在の病院は御案内のとおり、数回にわたる増改築等をして現状に来ておりますので、いろんなところで支障を来して、どちらかというと経営面においても悪影響を来しているというふうに思います。新しい病院ができた暁には、適切な医療サービスの提供はもとよりでございますけれども、施設、設備、それから医療規模に対応する適正なより効率的な運営システムの構築を図りまして、健全な病院経営を目指していきたい、このように考えております。

御質問にありました医療収支比率の関係でございますが、現在は77.8だと。これを先ほど申し上げました健全計画で計画しておりますのは、12年度で89%前後まで引き上げていきたい。それから、順調に新病院で稼働しますと97%台に持っていけるだろう、こういう試算でございます。

それから、病床利用率の関係でございますが、現在、平成7年度は74%でございます。これについては、議会でも前にも説明したことはあるかと思えますけれども、現在、2階病棟、3階病棟、外科、内科関係でございますが、ここは通常80から90%近く埋まっております。しかしながら、従来小児科病棟というのは31床あるわけですが、赤ちゃんが入るスペース、保育器があるんですが、これも1床に数えているような状況でございます。それから、産婦人科の24床、現在の少子化の時代を迎えて、なかなか小児科関係、産婦人科関係が埋まらない。さらには病院の現在の1床当たりの面積が35平米でございますので、2床部屋に2人の患者を入れると、機械とかモニターとかが使えない。したがって1床に使わざるを得ない。こんなような幾つかの条件がございます。そのようなところで、なかなか上がらないわけでございますけれども、今年6月からは患者さんに迷惑をかけない範囲でということで、小児科、産婦人科も病棟名を変えまして混合ベッド化し、小児病棟に大人の人も入っていただく、こんなような措置も考えているところでございます。

それから、職員の給与比率の問題の御指摘をいただきました。確かに平成7年度決算では73.5%という比率でございます。徐々にはおかげさまで低くなっておりますが、これを先ほど言いました定年者の不補充とか人件費比率を極力下げ、さらに医業収益の増収を図っていきまして、12年度には50%台、57%、8%台にぜひしたい、このように考えているところでございます。

それから、これからの見通しの中で患者数はどうなのかという問題がございましたけれども、現在、外来患者、平成7年度では1日当たり741名の方がお見えになっております。これを新病院ができて、一応想定としては1,000人を予定しているということでございます。開設1年、予定の14年から即1,000人は無理かもしれませんが、通常の年には1,000人の需要者があるだろう、このように見ているところでございます。

それから、職員の抑制という問題でございますが、100床当たりの職員数につきましては、現状では154.8という数字が出るわけでございますが、これは当然パート職員、常勤、パートも含んでの話でございますが、これを平成12年度には139人、130人台に落とすことによって、東京都等の理解が得られるだろうということで進めております。と

申しますのは、162床の病院で1日当たり740人も来る外来が多いという病院はなかなかないですね。本来ならば、入院の方の収入が多くなければいけないわけですが、日野市立は外来で持っているというようなことになります。外来の患者が多いということは、受付から医者から看護婦から検査、レントゲンからすべて多くしなければいけないという状況が出てまいりますので、130人台であれば御理解がいただける、このように確信をいたしております。

る計画の中では収入面、患者の増、または1日当たりの患者の収益の問題、それぞれ何%かということで計算をした経過がございますけれども、そのような計画を遂行していくことによって財源を確保していきたい。一にこれらの問題は、皆さんの御理解をいただくとともに、内部の職員の新病院に向かっての努力と申しましょうか、ある一定期間我慢できるかどうかというところに、正直言ってかかっているのではないかな、こんなふうに思いますので、これからも病院職員一丸となって、新病院に向けて努力をしていきたい、このように思います。

よろしくをお願いします。

○議長（土方尚功君） 小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 本来ならば、再質問して詰めていきたいところですが、きょうはちょっと時間の関係で指摘だけに終わらせていただきます。

財政部長の方の支所の件ですけれども、今もって検討しているというふうな話、もう前々からそういう話を聞いているわけですが、もう具体的に廃止するならするで、では代替措置をどうするんだとか、廃止するということ自体も、多摩平の住民に果たして理解していただけるかどうか、そういう難しい問題もあるわけでございますので、今の段階から、その作業をしておかないと、土壇場になって廃止します云々といっても、そこで反対が起きて移転ができない、病院の計画がそこでとまってしまうということになるわけですから、この多摩平支所の代替措置については——代替措置というか対応について、これは至急に市民に提示して、早くその作業を進めていただきたいということです。

それから、病院事務長の健全化計画について、今る説明がございました。事務長が立派に計画を立てていらっしゃるようでありますけれども、すべてこれを実際に計画から実践といいますかね、実施の段階でその計画どおりにいくためには、事務長の事務的な作文だけではどうにもならないわけでありまして、その辺のところを非常に懸念するわけであります。職員の数にしても、現在100床当たり150人を超える職員数でこれを110

名にするというふうなこととかですね、給与費の割合を現在73.5%、これを50%台に持ってくる。いずれにしても、業務委託にしてもそうですが、すべて職員、組合の合意がなければ、事がもうできないわけですね。計画倒れになっちゃうわけです。したがって、この計画を作成したら、もう一日も早く組合と合意を求めているいただきたい。それがなければ、単なるもう事務長の作文で終わってしまう。そうしますと、この病院の建て替え計画は幻の計画ということで、市民に淡い期待を持たらせて、結果的に何もならなかったということになるわけですので、そういうことにならないように強く警鐘して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって16の1、市立総合病院の建て替えが本当に可能か——実現に向けての課題を問う——の質問を終わります。

一般質問16の2、幼稚園の官民格差是正と今後の課題について問うの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○27番（小山良悟君） 幼稚園の官民格差の問題であります。9月議会で公立幼稚園の保育料の改定の条例が出されまして、今、これが継続審議中でございますけども、この審議の中でこの官民格差、これは何とかしなきゃならないなという思いで、今度の一般質問で取り上げた次第でございます。

この保育料の改定でありますけども、前回はいつ改定したかというのと、昭和60年、6,000円から7,500円に改定した。その前がその5年前の昭和55年に3,000円から倍額の6,000円に改定している。そして、昭和60年から今日まで11年間改定をせずにきていたということでございまして、行政当局の怠慢といいますか、適正な対応がなされていないということについて、私どももある意味では不明を感じるわけございまして、私立の方は昭和63年に428円アップしております。毎年少しずつ改定しておりまして、平成元年には82円、2年には363円、3年には582円、4年には923円、5年には650円、6年には930円、7年には620円、8年には950円というふうに、いずれも1,000円にならない金額で毎年、この改定をしているわけであります。これが、いわゆる正常な姿なんですね。年々、多少なりとも人件費なり物価なりが上がっていくという物価上昇率程度のアップはせざるを得ないわけでありまして、民間であればこそ、こういうことはシビアに改定せざるを得ないということであります。

ところが、税金におんぶしている役所は、もう11年間も放置したままだということで、これは別に日野市だけでもないようですけども、役所の体質といいますか、今、官僚の問題、いろいろ言われておりますけども、そういったモラルの問題とは別に、こういう

本質的な税金の使い方といいますかね、あり方について、もう少し真剣な意識を持つべきだろうというふうに思うわけでございます。

で、保育料だけの官民格差を見てみますと、昭和63年には700円の格差がありました。そして、平成元年には、逆にマイナス218円、私立の方が保育料が安かったんですね。平成元年はそういう状態でした。ところが、平成2年には145円、3年には427円、4年には1,350円、5年には1,800円、6年には2,730円、7年には3,350円、8年は4,300円というふうにだんだん格差が広がってきているわけでございます。これは、もう私立幼稚園に園児を通わせていない一市民の立場からしても、この不公平さ、同じ幼稚園教育を受けるのに、こんなに格差があっていいものかというふうな思いがするわけでございます。私立の場合には、このほかに入園料が平均8万円ぐらいでしょうか、払わなきゃいけないというふうなことで、非常に官と民の格差が著しい状況になってきたということでございます。この格差の改正もこれは何とかしなきゃならないということで、その格差の解消方法について後ほどお伺いします。

それから、そのほかの格差といたしまして、公立では、日本体育学校健康センター負担金という共済掛金でありますけれども、予算上では13万5,000円計上されているんですが、以前はこの公立の共済掛金は父兄の負担だったようでありますが、いつの間にか公費の負担になった。ところが、私立幼稚園の方の父兄に対する負担補助、援助はないということでございます。これも官民格差の一つでございます。

それから、心身障害児教育の補助金ということで、障害児に対する補助金ですが、私立には園児6人分で1人36万円の予算計上をしております。実際は、3人だそうですが、予算上では6人計上されております。公立の方は園児が10人分で1人当たり120万円の予算計上している。公立は120万円予算計上して、私立に36万円しか予算計上していない。これはもう私立も大変なわけですね。大変だから6人計上されても3人しか引き受けられないというふうな現状でもあるわけでございまして、こういったものは、官民格差の部分でございまして、こういった格差というのは、もう早急に是正する必要がある。これはもう私立幼稚園に園児を通わせている親のエゴとかそういうふうな立場じゃなくて、客観的にもう一市民の立場から見ても、こういった格差はもう是正しなきゃならないというふうに思うわけでございます。その是正については、後で触れますけれども。

それから、そういう格差の中で、最近の園児数の推移というのを見てみたいと思いますが、10年前の昭和61年度は公立が7園で590人、私立が11園で2,125人、合計2,715

人だったわけですが、平成8年度は公立が508人、私立が10園で2,016人、合計2,524人で、差し引き191人の減少でございます。公立は定数が270名で、1園平均が大体39人というふうになるわけでありませけれども、これを全部公立をなくしてしまうとどういうことになるかということになるわけですが、私立の定員が2,550人ですから、2,820人の受け入れ体制があるわけですが、それに対して2,524人しかいませんから、定数に対して296人、定数に満たないということになるわけで、これを公立幼稚園1園の平均39人で割ると7.58園、つまり現状の園児数では公立幼稚園は要らないということになるわけですが、これは一つであります。

そして、幼稚園の運営経費について触れますと、平成8年度の幼稚園費総額が2億9,689万2,000円、園児1人当たりの費用総額が58万4,433円になっております。私立幼稚園費の総額が2億5,206万2,000円。園児1人当たりの補助額が9万9,866円、こういうことになるわけございまして、先ほど申し上げた全部幼稚園を私立にしますと、9万9,866円掛ける508名の現在の公立の園児数を掛けますと5,073万1,928円ということになりまして、つまり2億4,616万円が浮いてくるということになるわけであります。

第1問目で日野市の厳しい財政状況を指摘いたしまして、今後ますます厳しくなる状況でありますから、この財政の改定といいますかね、改革については本当にもう真剣になって考えなきゃならない状態になるわけでありませから、私立幼稚園と公立幼稚園でこの教育のサービスの差はないはずであります。問題は経費の差だけでございませので、その辺のところも今後、考えなきゃならないんじゃないかというふうに思うわけございませ。

公立の幼稚園ですらそういう定数に満たない、私立も満たない、そういう状況の中でもう一つ指摘しておきたいのは、未認可幼稚園の問題であります。園児数が多くて公立、私立ともに収容できない、定数いっぱいでもうにもならないという状況の中では、未認可幼稚園の存在というのも、これはやむを得なかったというふうに思います。しかしながら、こういういわゆる認可された幼稚園ですら定数が満たないという状況であるわけございませので、未認可幼稚園あるいは幼児教室というふうなものについて、これも再検討を必要とするんじゃないか。多分、この未認可幼稚園あるいは幼児教室の経営者から、私は総スカンを食うと思いますけれども、しかし、日野市全体の市民のことを考え、日野市の財政全体のことを考え、そして、この幼稚園教育の実態を考えた場合に、是正すべきものは是正すべきだというふうに思うわけございませ。

現在、未認可幼稚園の保護者補助金は8,500円で25名、これは都もそうですけど、255

万円の予算が措置されております。都でも補助を出していない日野市独自の補助として、幼児教室の保護者援助経費というのが4,000円掛ける85人も出しているんですね。408万円ということであります。こうすることで、認可された幼稚園の定員不足の今日、もう役割を終えたと判断すべきじゃないかというふうに思いますので、この再検討も指摘しておきたいというふうに思います。

それで、統廃合の傾向、動きについて触れたいと思いますが、27市のうち公立幼稚園を設置しているのは日野市を含めて7市ございます。武蔵野市が1園、三鷹市が5園、府中市が3園、清瀬市が1園、東久留米市が4園、多摩市が1園、そして日野市が7園でございます。最近の出生率の低下は今後も続く傾向にあり、幼稚園児の減少傾向は避けれない状況でございます。したがって、集団教育及び幼稚園経営の視点から幼稚園の適正配置を考える時期に来ているんじゃないかというふうに思います。

各市の今後の統廃合の計画を申し上げますと、府中市は公立幼稚園に関する答申の中に、統廃合を検討すべきであるという内容が含まれております。東久留米市は平成8年11月7日に行った幼児教育対策協議会の答申では、公立幼稚園を1園整理していくべきであるとなっております。また、三鷹市は平成12年までに公立幼稚園を2園制にして3園とする予定だ、ということでございます。

駆け足で質問を続けさせていただいておりますけれども、いろいろな問題点を指摘させていただきました。今後の日野市の対応についてまず質問しますが、幼稚園の官民格差の是正、これはどのように努めるか、この回答をひとつお願いします。

それから、私立幼稚園保護者補助金のアップを図るべきではないかというふうに思います。

それから、心身障害児教育補助金の増額ですね。公立並みに補助してあげないと、この辺のところに対応ができないというふうに思います。また、日本体育学校健康センターの共済掛金の負担金を私立にも補助を出すか、あるいは公立の御父兄に負担していただくような形をとるか、いずれにしても公平な形にすべきではないだろうかというふうに思います。

そういったことで、官民格差をできるだけ早く解消して、その上で公立幼稚園の統廃合を正式に真剣に検討すべきではないかというふうに思います。官民格差のあるままで統廃合を論じますと、官の方からの父兄から猛烈な反対が出るのは、もう目に見えているわけでありまして、官と民の格差が全くなければ、そして、教育の質に差がなければ、そういった意味での定数が満たなければ、ある程度の適正配置もやむを得ないという理

解をいただけるわけですが、今日このまま格差を広げたまま放置しておいて統廃合などということは、とてもできないわけでございます。日野市民の生活を守る意味でも、是正すべきところはもう勇気を持って是正をするというふうにしていかなきゃならないと思いますので、市側のこの回答をお願いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 今、格差の問題いろいろお伺いいたしました。公立の幼稚園の立場でお答えをしたいと思います。今いろいろお話がございましたが、建物その他、多少の各園に対する差はあると思います。私立幼稚園はそれぞれの建学の精神と経営方針を持って教育しているということを聞いておりますし、そういうことでございます。保育料についても、それぞれが幼稚園の教育活動で多少違っております。そういうことで、毎年物価等によって改定されることを伺いました。

公立でございますけれども、先ほどお話がございましたように、当分の間、保育料を上げておりません。そういう点でございますけれども、この1番の質問の幼稚園の官民格差でございますけれども、保育料について限定して申し上げれば、先ほどありましたように4,000円以上の、今差がついているということでございます。その格差を、やはり是正をしなければいけない。できるだけ格差のないようにするということは同感でございます。

その次の格差の解消のための方策ということの御質問でございますけれども、格差の解消という問題ですが、保護者の面からいいますと、保護者の負担金でございますけれども、公の立場で市が補助金を出す、全体の市からの補助金によって格差を解消するという方法と、受益者という立場で負担をふやして格差を是正するという二つの方法があると思います。それは保育料あるいは運営に関する経費を含めたものでございます。現在、私どもで考えておりますのは、幼稚園、公立幼稚園についてはほとんど八十何%が人件費でございます。そういう中で、それを受益者負担ということで負担をしてもらうということは、はなはだ1人に対しまして五十数万円もかかっておりますので、そういう中ではできませんので、それをどの程度受益者として負担をしていただくかということを考えて、民間の保育料との格差をなくす努力をしていかなければならないというふうに考えております。

そういう形で、今後考えておりますけれども、人件費を除いた運営経費がどのくらいになるかと申しますと、その金額が受益者の負担をしていただく金額ではないかという

ふうに考えますので、そうしますと、約この実績の平成8年度の、前年度の数字でいきますと55万円の1人当たりの経費に対して、消費的というか、人件費を除いたものは11万円で約20%ぐらい、この経費のうちのそれが実際の経費になっておりますので、その範囲の中で私立との保育料の差を考えながら改正をしていくということが、格差是正の考え方として一つの方法としてあるんじゃないかというふうに考えます。

それから、毎年、私立が改定しているのに対して、公立は大分時間がたってしまうということに対しては、甚だそういう問題が遺憾だと思っておりますけれども、今後の問題といたしましては、定期的にそういうものを見ていく。毎年というわけにはなかなかいかないかと思っておりますけれども、そういうふうな考え方で格差をなくすということが必要ではないかというふうに思っております。

それから最後の将来の統廃合の問題でございます。昭和40年以前には、日野市は1園の幼稚園しかございませんでした。私立を補完する形で公立幼稚園を設置したということでございますが、公立私立の幼稚園が徐々に設置されて、現在では17園の幼稚園が設置されています。公立7園、私立10園でございます。公立幼稚園の園児数は昭和54年、742人をピークに減少してきています。この園児数の減少に伴い、学級数を調整することで対応してまいりました。40人を35人、35人を30人、それから、私立の関係で4歳児はやらないで5歳児だけ三、四年間やった経緯もございます。そういう形で経営の中で私立の状況、一緒にやっているということでバランスをとった内容で人数の調整をしてまいりました。

平成9年度の園児の募集につきましては、4歳児、270人の募集人員に対して274人の応募人員がありました。また、市内に住む幼児数の推移を見ますと、4歳児より1歳児に向かって増加傾向を示しております。その内容でございますが、今のゼロ歳児は1,453人、今の6年生、11歳が1,488人、今の1年生6歳が1,317人、最後に申し上げました1,317人が一番人口のどん底でございます。1年生が一番少ないんです。そして、5歳児が1,368人、4歳児が1,413人、3歳児が1,437人、2歳児が1,437人、1歳児が1,608人、ゼロ歳児が1,453人という具合にだんだん少しですけども、ふえているということですが、ふえるといっても横ばいの状態でございます。

したがって、幼稚園の統廃合ということですが、今後の幼児数の推移を見ながら検討していくということでございますが、来年度、小・中学校の適性配置に関する調査を進めておりますが、これはこれとあわせて委員会等を設置していただき、その中で三鷹市とかそういうもののよう内容について精査をしていただいて、こちらの方の内容

も十分検討しながら、将来に向けてのあり方を考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 私は統廃合の方を、今ここで全面的に議論して重きを置くつもりはなくて、とりあえずとにかく官民格差をまずなくせ、このことの実施をぜひお願いしたいわけであります。11年間もほったらかしにしたという、この行政当局の怠慢、もう本当にこのツケを後で背負わなければならないという形になるわけでありますけれども、そういう意味でいうと、今度の条例改正もこれはもうある程度やむを得ないかなという気持ちでおるわけですね。公立幼稚園の父母にも適性負担といいますが、いうこともやむを得ない措置だろうというふうに思いますが、あわせて官民格差をなくすためには、やっぱり私立幼稚園保護者の補助金のアップも、これはぜひ考えなきゃならない。これだけ、もう行政の怠慢で差がついた以上、行政の責任においてある程度是正していくということをしなければならないというふうに思うわけであります。

それと、先ほど申し上げた心身障害児の教育補助金とか共済掛金の対応とか、もうそういうものをぜひ、今予算編成の最中でしょうから、その点をぜひとも勘案して対応していただきたいと思うんですが、市長に、ぜひその辺のところを伺っておきたいというふうに思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市が特に人口急増期に私立と公立の形で幼稚園を設置しなきゃならなかった当時の経過のことをよく思い出しております。本来、一般的な社会資本は相当な長期間にわたって需要供給が一応のバランスで成り立つわけでありますが、人口急増期は、まさに私立幼稚園が不足ならば公立でこたえなきゃならない、こういう時期でありました。それぞれの存立の意味、役割分担、経過の中で一定のバランスをとってきたわけでありますが、多少バランスが変化しておるということであるならば、また適性なバランスの配慮も必要だというふうに思っておりますので、いろいろな問題を含めて、ひとつ十分御協議をしたり、また改正の方向づけをしていきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君） 小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 私立幼稚園を補完する意味で公立幼稚園ができたということの歴史の経緯から、もう既にその役割は終えているというふうにも言えるわけですので、いずれにしても、まずは官民格差、これをなくしてもらいたいということ

で、市長の方から今、一応の前向きの答弁というふうに受けとめさせていただきます。
大崎総務部長も今申し上げた私立幼稚園保護者の補助金のアップ、それから心身障害児
補助金のアップ、それから共済掛金の私立に対する補助、この3項目はぜひとも予算の
中で反映していただきたい、このことを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって16の2、幼稚園の官民格差是正と今後の課題につ
いて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後0時20分 休憩

午後1時35分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

助役。

○助役（坂口泰雄君） 説明員の変更について御報告申し上げます。

福祉部長の小俣ですが、不幸ができ、本日午後のみ欠席させていただきたいと思いま
す。かわりまして、老人福祉課長の入手が対応いたしますので、ひとつよろしくお願い
申し上げます。

○議長（土方尚功君） 一般質問17の1、平成9年度予算編成の基本方針について問う
の通告質問者、渡邊馨鴻君の質問を許します。

〔4番議員 登壇〕

○4番（渡邊馨鴻君） それでは、通告に従いまして平成9年度予算の編成の基本方針
をお伺いしたいと思います。

予算の編成に当たっては、市民要望を一つでも多く反映させていくのは当然でありま
すが、目まぐるしい社会変動の中、目の前は真っ暗といかないまでも明るい日差しにな
かなか見えてこない昨今、御苦労が多いことと思います。しかし、最近の予算編成と、
その執行ぶりを見るときに、非常に乱暴な気がするんです。何年か前にも指摘させてい
ただいたんですけども、組織は予算で動きます。市民活動も予算によって左右されます。
まず、予算というのは計画性がなければならないと思います。また、継続性、そして、
将来に向けての明るい展望、発展性というものもなければならない。基本的には、私は

そのように考えるわけですが、6年度予算の委員会でも申し上げたところでございますけども、今年度年度末のここへきて、一律5%の予算凍結というようなばかなことが、また起きました。私の知っている範囲では、最近3回目であります。記憶に間違いがなければ5%、そして10%、そしてことしの5%、残額の5%を一律に抑えるというようなことでは、特に大きな組織である学校などではにっちもさっちもやっていけなくなる。

日野市の教育予算は27市の中でも最低クラスです。それにその中には幼稚園も含まれる。それから、個別給食、自校方式の給食による出費も他市よりもかさんでいる。そういう中で予算削減のあおりを食って、子供たちが今使っている紙というのは、きょうお持ちすればよかったんですが、皆さんには想像もつかないような紙を使っています。前にも申し上げました。消しゴムは使えません。黒さは新聞紙よりもまだ黒い。厚さは、今申し上げましたように消しゴムを使えば破けてしまうような紙を使っています。そういうそれこそつめに火をともしような毎日の教育活動です。このまとめの最も大切なときにきて、なぜまた。非情な予算執行について、あるいは予算そのものの立て方、一体何を考えているんだろうかというような気がします。予算編成というのは、そんなずさんなもんなんじゃないでしょうか。一体何があったというんでしょうか。まず予算編成の基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

第2に、来年は市長改選の年であります。当然、選挙ですから、あるいは森田市長さんがまた再選されるかもしれません。あるいはほかの方が当選されるかもしれません。当然、そこには政策的経費というものも予算の中に盛り込まれると思います。その辺のところはどう考えておられるのか。

三つ目です。先日、市の広報に市の財政状況報告というのが大きく出されました。その中で、非常に今までになく詳しく書かれているので、感心して情報公開の時期で立派なものだというふうに見せていただいたんですけども、よくよく見ていきましたら、これは私の誤解というふうに、あるいは勉強不足ということでお答えいただくと本当にうれしいんですけども、市債の状況です。この市債の状況の中で一般会計の市債、それから、特別会計の市債、合計額五百五十八億二千何がしという額面が載っています。で、あれっと思ったんですが、そのほかに土地開発公社の長期借入金というのも、これも借金のうちに入るんじゃないでしょうか。これは235億ほどあると思うんですけども、あるいはこれはもっとふえているのかな。これは6年度の決算ですから、長期借入金というのは借金のうちには入らないんだということならば、またそれはそれでいいんですけど

ども、その３点についてまずお尋ねします。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 予算編成に当たりましては、御質問ございましたとおり、継続性といいますか、先を見通した一貫性というものが必要であるということについては御指摘のとおりでございます。毎年度、予算編成に当たりましては、予算編成方針をつくり、その基本方針に沿いまして編成をしているところでございます。その中で、歳入の見込み、そうしたものを一定の情報の中で積算をしてきているところでございますけれども、ただいま御指摘ありました今年度も、この時点で一部予算の執行に当たっての通知を庁内に出させていただきますが、その件についての御指摘もございました。この中で、経常的な経費の中で執行残額についての節減をお願いしたところでございますけれども、もちろんこれらの経費につきましては、市として内部の事務管理部門、そうしたものににかかわるものを主体に、その方針に沿って庁内に協力をお願いしているところでございまして、一般的な事業費、市民生活にかかわるような部門について、機械的に執行をとめるという方針ではございませんので、その辺につきましては、御理解をいただきたいと思います。

この時点でどうしてこういうふうなことになったのかという御指摘もございました。それにつきましては、もちろん税収等の見積もりの中で一定の見積もりをしてきたところでございますけれども、ここに至りまして、今回の12月補正の一般会計補正予算の中に提案をさせていただいておりますとおり、税収の減がどうしても見込まれるという事態になってまいりましたので、来年度の予算編成に向けまして、可能な限り内部で努力できるものにつきましては節減を図っていきたいということで、お願いをしているところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それから、来年度の予算編成に当たって政策的な経費といいますか、市長選を控えているということでの御指摘かと思いますが、これまでも市長選の当該の年の予算編成につきましては、予備費に一定の額の予備費を確保いたしまして編成をさせていただいているところでございます。前回の例ですと、３億円の予備費を計上させていただいたところでございまして、来年度の予算編成に当たりまして、基本的には同様の方針で臨むつもりでございます。

それから、３番目の市債の状況等についてのお話でございますけれども、財政状況の公表の中で市債の額を558億ですか、表示させていただいております、これにつきま

しては、いわゆる普通会計ベース、一般会計その他の会計と下水道等の事業会計の分を合わせた起債の分を計上しているものでございまして、土地開発公社の借入金につきましては、会計の中の計算とは別でございますので、ここには起債として計上してございませんので、その辺は別途のものだというふうにお考えをいただきたいと思います。土地開発公社の借入金についても、借入金——いわゆる借金といいますか、そういうものにももちろんかわりはないわけでございますけれども、いわゆる特別会計、普通会計の中には入らないものでございますので、財政状況の公表の中ではそのような記載をさせていただいているところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 時間もございませんので手短にお尋ねしますけども、土地開発公社の240億円は、ではどうして記載しないんですか。というのは、市民に要らざる誤解を与えるんですよ。これだけ今、日野市の財政は窮屈しているんだ、大変なんだということで、やはりそういった、今、財政部長がおっしゃるとおり借金の一部だということであるならば、何らかの形でもってこれだけ今、市の財政は圧迫されているんだということを明らかにした方が、市民に対して親切だし、またごまかしにならないと思うんです。

ここで見出しに「厳しい財政状況、3カ年で70億の減収」というようなことまでうたっているわけですから、その240億円にも上る借金を何らかの形で明示した方が、市民に日野市の実態をわかってもらう上には、とても大切なことだというふうに思うんですけども、市民は日野市はお金持ちだという考え方が、非常に蔓延しているんですよ。もう何人もの方が何回も指摘されていますから、僕もあえて言いませんけども、本当に昨今の日野市の財政状況というのは苦しくなっているわけですよ。大変だと思います。

いろいろな理由もあるんでしょうけども、そういう中で、それを苦しんでいるのは役所であり、我々議員もどうしたらいいんだろうということで、頭を抱えている状況の中で、一般の市民は、日野市はお金持ちなのに何だというような言い方をされますので、それを説明するのに大変なわけですよ。だから、せっかくこうやって財政を全面大見出しつきでもって出されるんだったら、もう少し親切に実態をわかってもらうような方法をとるべきではないかなというふうに思いますが、もう一度その辺いかがでしょうか。

市民に知らせる必要ないんでしょうか。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 確かに市財政の状況全般にわたっては御指摘のような

内容になるかというふうに思います。財政状況の公表の中では、先ほど申し上げました会計ベースでの処理をしたものについて、公表するという形でこれまでやってきておりましたので、形式的に言えば、別の団体という形になっている土地開発公社の関係については記載をしていないところでございます。

御指摘の部分につきましては、公表の範囲というものについて検討してみたいとは思っておりますけども、財政状況の公表の範囲としては、一応会計の中でのものを公表しているということで、公表の基準には合っているというふうには考えております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ぜひお考えください。先へまいります。

6年度の12月議会で、私は同様の予算編成についての質問をしております。その中で、市長さん、そして財政部長さんの方からいろいろ御回答いただいたんですけども、やはり日野市の今の重点課題は、最重点課題は都市基盤整備だと。そのために全力を挙げているんだというようなお話を伺っております。言葉としては、そういう都市基盤整備をやっていくわけだけでも、その中で多少地域間の格差が出てもやむを得ないけども、何とか将来の緑と清流のまちづくりを進める努力を理解してほしいというような、市長さんの説明がございました。また、財政部長さんの方からは、緊急性を考えて予算編成に当たっているというようなお答えをいただいております。僕もある程度理解して、それを了としたところでございますけれども、ところが、都市基盤整備、中でも区画整理事業に関してみると、これがさっぱり進まない。

一つの例を挙げてみますと、豊田南の区画整理に関していえば、一体どこがどうなったんだろう、どう変わったんだろうというくらいしか動いていません。で、このままですと、せんだっての小川議員の質問に対してかな、都市整備部長は2018年、「あと19年間かかる。」代がかわっちゃいますよ。みんなもう目の黒い人はそう何人もいないんじゃないですか。残っている自信のある人はそう何人もいないと思いますよ。

市長さんは「出るを制して入るを量る」と常々おっしゃっていますけども、私は逆な発想をします。入るを量るために出るを増した方がいいんじゃないか。逆な発想をします。ということはどういうことかといいますと、区画整理事業で考えてみますと、区画整理事業がきちっと済めば、そこに住宅が建ちます。（「税金を取ろうというんだな」と呼ぶ者あり）賢明な皆さんでもう先を読まれちゃって落としようがなくなっちゃうんですが、事業も始まります。ですから少々無理しても、後日考えたときに増収になるんじゃないか。今ぐずらんぐずらんやっても、必要な経費が豊田南だけで1億円、区画整

理全体でいうと19億円、一般管理費という形で支出されてんですよ。豊田南だけで1億円です。これで19年たちますと19億円が黙って消えてしまう。これが仮に10年でできたとすると9億円浮くということになります。（「そんな計算できないよ」と呼ぶ者あり）いや、今一般管理費は1億円かかっているんですよ。（「それはちょっと違う」と呼ぶ者あり）担当部長さんにお尋ねして、お前の頭が少し足りないということなら御指摘ください。私、予算書を見た範囲ではそのような計算ができたわけですけども。

ともかく何とか入るを量るために、この際、たとえ借金をしてでも出るをふやした方が、結局のところ、収入がふえるんじゃないかというふうに思うわけです。

また、豊南橋の話もありました。豊南橋早期着工というような話がありました。豊南橋で、ふれあい橋でたしか14億円、あれ単費じゃないですか。豊南橋いろいろ議論されているところですけども、慌ててやるよりも、まず面整備を急いで、ショッピング街、モール街とかというようなお話も出ていましたけども、そういうものの活性化を図れば、市全体の収益がふえるんじゃないか。

私は府中市の再開発事業を見学してまいりました。大国魂神社の前、それから中河原の駅前、非常にごみごみした昔なりの100年以上、それ以上前からの江戸時代からの町並みが一変されました。市の持ち出し金が大国魂神社の前に250億円と聞きました。それから、中河原駅前に100億円と聞きました。そういう状態の中で、「何、わけなく元を取ってみせる」というように関係者の方が言っておられましたけども、なるほど思い切ったお金の使い方をやるもんだというふうに思うんですが、確かに非常ににぎやかになってお客さんもふえて、商売がお店屋さんの方が再開発前に比べて非常に活気づいているのにはびっくりしました。

そんなことで、私はその区画整理の緊急性ということを取り上げてみたわけですけども、そこまでの区画整理に関して、ひとつ御所見お伺いしたいと思います、お願いします。

○議長（土方尚功君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 前段の事業の短縮の件でございますけども、数値的にはともかくといたしまして、事業が短期間に終わりますれば、その間の人件費でございますとか、利子計算をされておりますので、そういったものが軽減されて事業が早期に財政的にも済む。その分軽くなって助かるということも、当然ございます。また、まちづくりも早く終わった方がいいのは当然でございますので、早く終わらせたいという方策は、これからもいろんな形でやってまいりたいと思っております。

そこで、早くするためのいろんな手段といいますのは、今、庁内的にも練りに練っているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 庁内的に練りに練っているということですけども、具体的に市の予算が出ないことには、国なり都なりの補助金はつかないわけですね。何か特別な促進するための手だてというのはいないんですか。

○議長（土方尚功君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） いずれにしても、支出をこのまま市施行の6地区をこのまま進めるのではなしに、もう少し地域性の中で優先性等を持たせていく。そのためには、幾つか考えております。そして、今度は入る方でございますけども、この間も申し上げましたけども、今までは保留地につきましては、どうしても換地の上で余りいいところにいかないような部分が、非常に換地の上でありましたけども、今は次の段階で販売しやすいようなところに保留地を設置していこう、そして、変更できるところはそういうふうにやっていこうということで、まず保留地の販売がしやすい場所、それから、保留地が早く完成するようなところを、道路状況等もよく考えながら、まず保留地の確保をしていきたいというのが一つございます。

それから、新都市建設公社の立替金につきまして、今までは立替金をなるべく少なくして借金を少なくしていこうということでやってまいりました。今まで年間二、三億円しか立替金はなかったんですけども、それをもう少し立替金制度を利用させていただいて、必要な事業のところについて進めさせていただきたい。

それから、さきにお配りしました実施計画の中でも、繰入金につきましてもう少し前倒しにさせていただくようなこと、こんなようなことも考え、あわせて全く同時に東京都とか国にも補助金の増額を要望し、かつ各地区で全国レベルで余りました補助金なども、今までかき集めてやっておりましたので、そういったようなことも年度、年度で努力してやっていきたいと考えております。

そして、まちづくりに今までよりももう少し進め方でございますけども、四つほど一つの考え方の優先性とか緊急性を考えております。一つは、住環境で非常に早く改善を急ぐようなところ、それから、防災上どうしても緊急性のあるところ、交通安全のために、やはりどうしても早く道路をつくらなきゃいけない、都市計画施設の早期実現を図らなきゃいけない、ということで少しかういったところを選びまして、地域の中で優先性を

持ち緊急性を持った支出をして、そして入りもそのように量っていきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） その件については、非常に財政の根幹にかかわる問題だと思いますので、市長さんからコメントをいただきたいと思いますけども、再三申し上げておりますので、十分御承知だと思いますけども、網をかけられた区域の皆さんの生活ぶりを市長さん、ぜひ一度間近にして見ていただきたいし、お話も聞いてほしいと思うんですけども、これから18年間、19年間で網をかけられっ放しということになったら、相続は発生するわ、換地におびえるわ、家は直せない、建てられない、まあ精神的な重圧たるや大変なものですよね。経済的にも大変です。自分の土地であってお金が必要だから売りたいといっても、なかなか売れない。売る手続があるにはあるらしいですけども、その売るについて、相当の条件がいいところじゃないと買い主は手を出さない。それもいろいろ許可を取ったりというようなこともあって、そう簡単に売ることもできないし買い主にはたたかれる、不動産屋にたたかれるというようなこともあって、その人たちの多くは、最高49%の減歩をされているわけですね。半分減歩として取られている。その上、その後の自分の財産の処分さえできない。あるいは自分の住宅は換地されるので、直すこともできない。もちろん新築もなかなか許可にならない。

そういう中で、特に年配の方は嘆き悲しんでいるんですね。平穩無事であった過去のよき日を思い浮かべて、何でこんなになってしまったんだろうということで、目をしばたたかせている姿をよく見かけるんですけども、何とも慰めようがない。おれが死んだらどうなるんだろうというようなことで、大変嘆き悲しんでいるわけですけども、市長さんにも、ぜひ、市長さんが始めたことですから、市長さんの責任でもって何とか1年でも早く仕上げてほしいし、また市長自身も自分の仕かけた仕事が市長さんの目の黒いうちに、おれがやったんだということで見ていただきたいし、そういう意味からいっても、今、都市整備部長のお話のような方向がもとれるとしたならば、何とかそれがもっと積極的に推進されるような方向で進めていただきたいと思いますが、市長さんの所見をお願いします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御心配をいただく事情あるいはお立場になるほどと御理解をいただくことは、かなり難しいんじゃないかとは思っておりますが、少し視点を変えてお考えをいただきたいという気もないわけではありません。御心配の公共団体としての

財政事情、ゆとり豊かに市民生活を守る仕事が年々進められる環境にあるということは望ましいことではありますが、なかなか思うようにならないというもどかしさも、当然伴っておるわけであります。愚痴を言っても始まらないんですが、バブルの崩壊ということは全く予期しなかった。恐らくだれも予期しなかったから、こういうことになったんだろうと思います。

したがって、この状況もともあれ突破をしなきゃなりません。正常な社会現象ではないわけでありますけど、やっぱり突破する知恵をまた絞って乗り越えていかなきゃなりません。

それから、御心配の第1点。いわゆる土地開発公社が先行取得ということで、土地の相当量保有をしている。それを借金で賄っておる。その借金が、また何か財政一般を圧迫しているというふうな解釈は、我々はまだしていないわけであります。一方に、不動産という、土地という財産をはっきりと持っているわけでありますから、差し引き勘定で不良資産を持つてはいけないことはもうもちろんでありますけど、借金は借金として全く別会計の、将来は現在も評価してもプラス・マイナスすればプラスである。あるいは将来の仕事のことを考えると、大変先行取得という意味合いが非常に機能するというふうに考えたいわけであります。したがって、悲観的に考えるよりも、むしろ楽観的にということはよくないとは思っておりますけど、正々堂々と判断を下すということが、懸命な行政対応だというふうに御理解をお願いしたいと思っております。

それから、区画整理事業の施行、まさに日野市は全国でも特色のある自治体施行の区画整理事業。また、地主さん方が直接組合をつくって区画整理事業に取り組んでいた。これは過去の農村形態の何といいましょうか、公共用地と申しましょうか、必ずしも土地や道路が将来に対して十分でない、あるいは公園という公共の広場がない、こういうことを改める手段として、かなり法的な論理のかなう手法によって行える区画整理事業であります。事業は、また計画どおりなるべく早く完了できることは望ましいことではありますけど、たまたま特別な事情としての、いわゆる土地が値崩れした。ですから、今までの計画にかなり大きく狂いを生じた。それからまた、バブルの崩壊がまだ終わり切っていませんから、土地に対する需要が起ってこない。こういう、つまり不利益といえましょうか、区画整理事業には極めてまずい事情が降ってわいてきた、こういうことも伴っておるわけであります。

したがって、多少見直しをしたり、また施行期間の延期をすることによって、対応していくということにならざるを得ないというのが、実情にあるわけであります。

御指摘になるように、何かこう区画整理事業が特に豊田南の事業の中で人を苦しめるために存在しているようにおっしゃっているとすれば、大変我々も不本意なことでありまして、まだまだ将来に対する大きな希望と期待を持って、いいまちをつくるということの生みの悩みということで、ひとつ御理解をいただくのが、区画整理の一番表向きの説明になるわけであります。恐らく、個々にはかなり特別な事情もあるはずであります。また、その特別の事情を解決できないという仕組みではありません。必ず解決できるという仕組みを持っております。

抽象的でおわかりしにくいと思いますが、具体的に御相談をいただくことによって、今までも解決をし得たことも少なくはないわけであります。総括的な一般論として、ひとつぜひ日野市の現状が、何といたしますか、先の見通せないような困窮した状態にあるということでは全くございませんので、地方公共団体として優位の条件のいい、また将来性の展望のかなり高いまちになるということも、皆さんも信頼をしていただきながら宮々として仕事が進んでおるという状況であります。

経済活動の一つのありようとして、何といたしますか風に乗った状態あるいは一時疾風にあおられる状態、いろいろあるわけありますけど、それらを一つ一つ明確に整理、処理しながら進んでいくのが、私はまちづくりの仕事だというふうに考えておりますので、どうかひとつ視点を少し大きく持っていただきまして御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） それは重々承知しているつもりなんですけどね、余りにも時間がかかり過ぎるんですよ。それで、都市整備部長にもしつこくお尋ねしたんですけども、18年も19年もかかるというんじゃない、これは幾ら何でも我慢の限界というもんじゃないでしょうか。あと18年待ちなさいと言われたら、気が遠くなっちゃいますよ。あと3年だ、5年だ、10年だ、せいぜい10年ですよ。人間の我慢できる限界というのは。10年超すとね、10年一昔という話がありますけども、10年でも一昔ですよ。それをひとつ大きな広い気持ちで我慢せいと言われても、これは人間の感情というか生理的にも、これはだめですよ。で、何とか1年でも2年でも早まる施策を講じてもらえないものだろうかということをお尋ねしているわけです。ほかに方法はないんでしょうか。

○議長（土方尚功君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 市施行を中心とした6地区、組合施行の9地区を合わせて2018年ということ、今回の実施計画のバックデータをつくる上で基本といたしま

した。で、ここに至るまでは、やはり最初のバブルの崩壊時より1回、2回とローリングをした結果が、現在あるわけでございます。そこで、基本的には今まで年間100億円の事業費で職員数をそれなりにということで、基本的にはそういうことをしてきたわけでございますけども、財政事情等を考慮し、またある程度実現できる数値の見直しということで、上限をそれから約1割から1割5分落として85億円から90億円の間ぐらいに上限をいたしました。そういうふうにいたしまして、2018年というのを一つの基本にいたしました。したがって、もちろん市施行全部の地域がこれだけかかるということではございませんというのが一つでございますし、地域によってはこれより短くなるところもありますということでございます。

それから、日常生活の中で、やはり大変御不便をおかけしてはいけないのは当然のことでございます。特に家の改築、増築、それからやはり土地利用をするために居宅をおつくりになる、そういう方は今、市長が申しましたように1件処理で前はというと語弊があるんですけども、少し厳し目な形で御協力いただいたわけでございますけども、こういう事情でございますので、そういう日常生活に支障を来さないようなものを御相談の上で円満に処理をさせていただいている。そしてまた、解決をさせていただいております。

そういうことで、それとある程度、先ほど言いましたようにキーワードを四つ持ちまして、四つの中でやっていきますれば、余り見通しの暗いということではございません。やはりそこに住んでいらっしゃる皆様方が、ここは必要だな、こういうことが解決してよかった、そういうものの中で理解をしていただきますことによって、全部が全部2018年ということじゃございませんものですから、御理解いただけるのではないかな、このように考えています。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ありがとうございます。

とにもかくにも区画整理の早期実現を目指して、このことにつきましては、またやらせていただくこともあるんじゃないかと思っておりますけども、いずれにせよ、その網をかけられている地域住民にとっては、物理的、精神的な悩みがつきまとうものですから、再三申し上げているわけですが、一日も早い完成を心からお願いして、この質問は終わります。

続いて、やはり予算編成にかかわる問題なんですが、福祉関係です。この福祉の関連では、何といっても高齢者福祉の充実ということは、これはもう日本中の最大課題になっ

ているわけですが、私、日野の福祉のハンドブックを見せてもらって、何でこうなっているのかなと思って、非常に不安——不安というか、けげんに思っていたのですが、例えば日常生活用具の給付とかホームヘルパーの派遣とか寝たきり老人看護手当とか、いろいろこれだけ分厚いものがあるわけですが、これを見ても、これみんな申告制なんですよね、ほとんどが。障害者は、これは何か病院かなんかからいくみたいな感じですが、大体において申告しなきゃならない、こちらから言わないと受けられないというんで、知らない人が結構いる。広報などでもいろいろ知らせてもらって、読む人は読んでんでしょうけども、知らないお年寄りが結構いるんで、いろんな相談をよく受けるんですけども、そこで、昨年——これいつだったかなお伺いしましたら、これから高齢者の生活実態調査をするというお話がございました。やはりよく考えてみますと、それも何か往復はがきでやるというようなお話であったんですけども、その福祉の実態調査の、これをきちんとやっておかないことには、予算の立てようがないんじゃないかというような気がしてお尋ねするわけですが、この生活実態調査、これは一体どんな現状なんですか、お尋ねします。

○議長（土方尚功君） 老人福祉課長。

○老人福祉課長（入手 喬君） 行政が施策をつくって進めていく上で、その基礎となるのは、対象者の正確な把握であることは言うまでもございませんが、とりわけ高齢者福祉の場合、年齢に大きな幅がございます。それからまた、元気な方から介護を要する方までいろいろな方がいらっしゃいます。生活状況の差も大きいですし、その収入や住環境、家族構成などさまざま条件が絡み合っていることから、より詳しい基礎資料の収集が必要となっております。

現在、高齢者実態調査を実施しておりますが、本来この調査は日野市保健・福祉計画の見直し時期に合わせて、高齢者の生活状況や必要なサービスの調査を行いまして、計画に反映させていくものとして考えておりました。しかし、現実には、対象者を痴呆性高齢者に絞らざるを得ず、調査項目をいろいろな形で組み合わせまして有効活用していくように知恵を絞っているところでございます。

高齢化の進行に合わせまして、高齢者の自立援助に必要な福祉サービスを十分に整備していくことが求められておりますが、これには相当な財政負担が伴いますので、現状にそぐわないサービスは変更し、財政的なバランスをとることも必要と思われます。また、そのための判断基準も必要となってまいりますので、今後、的確な総合調査を行い、できれば何年か1度にローリングをかけていけば、福祉の発展につながるものと考えて

おります。

また、実態調査とともに日常業務の中でも高齢者の状況を把握いたしまして、コンピューターに記録して、実態調査の保管、それからきめ細かなサービスを提供するための基礎資料をつくっていくことが必要と考えております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） それで、その葉書の今、回答を求めているんだろうと思うんですけども、回収状況との中身、集約はまだかと思いますが、その回収状況なんかどんなぐあいになっていますか。

○議長（土方尚功君） 老人福祉課長。

○老人福祉課長（入手 喬君） 現在、この19日までが回答の期限でございまして、まだ回答が続々と集まっているところでございますが、私どもとしては70%程度集まってくればという目標を立てております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 私は以前申し上げたとおり、葉書で調査するというのは、これは老人にとってはなかなか苦痛なものでして、これは高齢者の心情を最も理解されているところの市長さんとお話しした方が、これは早いと思うんですけども、市長さんも非常にお元気でいらっしゃるし、自分が年寄りだなんて考えたことは一度もないんじゃないかと思いますが、本当に元気な方は元気なんですよね。本当に元気で頑張っているんですけども、ただいわゆる高齢者と言われる多くの人は、この間もこの席で申し上げましたけども、「方面委員」という制度を頭に置いているんですよ。だから、それはもう制度が違って、もうそういう時代ではないんだということを言っても、なかなか聞くもんじゃないです。昔、「方面委員」の制度のお世話になるということは、「非常に惨め、恥ずかしい」というような時代がございましたよね。これは、ある程度の年配の方なら御存じなわけですけども、その時代を知っているお年寄りにとっては、市の援助を求めるというのは、方面委員の援助を求めると同じ考えなんですよ。

だから、葉書でもって、そんな自分の生活実態を言うわけがない。私も身内がみんな80以上、最長齢は100歳までおばが生きましたのでよくわかりますが、100歳まで生きたおばも、死ぬ1週間前まではもう本当に何のお世話、余計なお世話というようなことで、自分でもって一切やっておりましたけども、もう人の世話になる、「ましてその方面委員の世話になる」なんていうことは、今70%ぐらい回答があるだろうというような話がありましたけども、僕はとてもそこまでいかないと思いますよ。

やはり、僕はそうではなくて、葉書でもって実態調査というようなことではなくて、お金もかかるでしょうけども、何とか1万8,000人の高齢者全員の生活実態調査、名前は生活実態調査というようなことになると、なかなか抵抗も出てくるでしょうから、仮に「高齢者福祉基本台帳」とかというような形でもって名前をつけてもいいと思うんですけども、そういうような形で、仮にこれが1年でできない、2年かかっちゃうというようなことが仮にあったとしても、この台帳を一度つくっておけば、あとは加除訂正で済むと思うんですよ。例えて言いますと、これは日野教育委員会学務課で作成している資料なんですけども、児童・生徒の推計表ですね。これは小学校、中学校28校のどこの学校が平成13年度にはどうなるかというのまでずっと児童数から学級数までわかっているんですよ。これ、恐らく男女もわかっていると思いますよ。これは市のデータに基づいて都の方に出して、都の方でもってまたこれをバックしてくるらしいですけどね。13年度までわかっている。だから、今コンピューターの時代ですから、少し時間をかけてもそういう具合に生活実態調査をきちんと打ち込んでおけば、あといつでもそれを引き出して、それをもとにいろんな福祉サービスが提供できると思うんです。

ひとつお年寄りの気持ちが一番おわかりになる、理解していただけるであろう市長さんに、ぜひお話に乗っていただいて考えていただけないもんか。一度つくってしまえば、もうあとは本当に自由に使えますのでね。それこそ所得制限をかけるにしても、本当に公平な形でもって所得制限をかけて、この人はこう、この人はもっと手厚くしなきゃというようなことが全部わかっていくと思うんですけども、これは一応の基本調査をしておいて、あと税務の方と照合すれば、本人の申請がなくてもわかりますよね。あと、面接調査で生活実態も把握できますよね。

ですから、そういったことをやれば、本当にいわゆる日野市はばらまき——ばらまき福祉だなんて内外からよく言われて、なかなか僕はそのばらまき福祉の意味がよくわからなかったんですけども、いろいろ勉強してみてそういうことがわかったわけです。ともかく何でも年齢でもって分けられるんですね。独居でも何でもひとり暮らしであろうと60であろうと80であろうと、この年齢に達しておれば申請をすれば、それもらえるというようなことが多いものですから、そんな悪口を言われたんだらうと思うんですけども、そういった意味で、高齢者の基本調査、名前はどうでもいいんですが、仮に「福祉調査」というようなことでもいいと思うんですけども、ぜひお願いしたいと思います。1万8,000人の高齢者の中には自立して立派に働いている方もたくさんいらっしゃいますが、そういう方も含めて調査しておけば、いつ何時何があっても大丈夫というような

体制がとれるんじゃないかというふうに思いますので、お願いしたいと思うんですが、12月7日、つい先日ですが、日野駅で60歳から70歳ぐらいと推定される女の方が、新聞では飛び込み自殺というような書き方をしておりましたけども、自殺と見ているということで調査しているというようなお話がありましたけども、この人は日野市の市民であるかどうかは別にして、一体どうして何でというような気がしてならないわけです。もし自殺だとしたならば、それ相当の事情、お苦しみがあったんだろうと思うんですけども、そういうことがあってはならないわけですね。私のうちの近くにも、ひとり暮らしのお年寄りが何人もいるものですから、とても気になります。高齢者の多い今日、近所に1人、2人おっても一向不思議はないと思うんですけども、そういう方を見るにつけて、ドアがあいているとかあいていないとか、板戸があいてるとかあいていないとかということで、非常に困るわけですけども、そういう意味からも、基本資料となる福祉政策の一番根本になる資料だと思いますので、ぜひ実現方をお願いしたいと思いますが、市長の御意見あったら伺います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢者の方々の実態調査を行って、なるべく正確な資料づくり、施策の資料となり得るものを整えていくということは、行政のまた大切な責任の第一歩であるというふうに言えるわけであります。御指摘のとおり、訪問をしてじかに直接会って聞き取り調査をする。そして、一定の基準の項目と、それから、ある程度能力のある者が一定の判断をする。それが、一番施策の基礎づくりのもとだというふうには思うわけでありますが、それをいかにして実施するかということが、確かに問題であるわけであります。今、担当課の方からお答えをいたしておりますのは、第1調査段階として、往復葉書を差し上げて、それに対する応答を記入していただく。これが考えられる一つの手段ということにはなるわけでありますが、御指摘のとおり、高齢者の立場の方々が、まだまだ社会福祉に依存をするということには、余り快く思っておいでにならない考え方をお持ちの方も確かにあるわけであります。一つの高齢者の権利として、日常生活を公的な機関をあるいは制度をできるだけ活用して、いろんな生活手段に、何といたしましょうか、活用していただくという姿が、だんだん経験を経ながら、ある程度機能している段階にはあるわけでありますが、確かに御指摘のこともあろうと思っております。

今、回答期待が7割と言っておりました。これも推測でありますから、第2回目の調査といたしましては、また適切な方法を考え、なおまた応答が不十分だとか不正確だと

いうことにつきましては、直接出向いて、やっぱり状況を把握をしてくるということが必要だと思っております。

そういうことによって、なるべく完全な資料として役立つものをつくっていく、こうすることが目的でございますので、今、御指摘のことは十分配慮していきたい、こう思っております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） ありがとうございます。御配慮をぜひお願いしたいと思います。

ちなみに東京都全体のデータ、調べた範囲でお話ししますと、昨年、平成7年度1年間で孤独死のお年寄りが約1,000人いるそうです。中には2カ月、3カ月後によく発見したというような方も新聞に出ていましたけれども、ごくごくまれのことだと思いましたが、約1,000人いるということでびっくりしました。その中で1,000人中60人は自殺だそうです。本当に長いこと、社会のために貢献してこられて、それでその最期はだれにもみとられず、中には自殺してしまう、中には飢え死にになってしまう、餓死してしまうというような惨めなお年寄りの方もたくさんいるようなので、まかり間違っても日野市からはそういう人を出してはならないというふうに考えますけども、ぜひ一番これは高齢者福祉の原本になるわけですから、これがないことには予算が立てられないわけですよ。これだけの実態だから、こういう予算を立てようということになっていくんだらうと思うんで、市長さんに御理解いただいたようなので、このことについては終わらせていただきます。

あと一つだけ、これは緊急的な課題と思って取り上げさせてもらいました。これは予算編成上、ぜひ考えていただきたい問題ですけども、7年の6月議会のときに、阪神大震災関連で、いろいろ学校、幼稚園や保育園等のことでお尋ねしたところ、市長さんの方から、とりあえず調査をして応急の取り組みをしているのが現状だ、公共施設の一定の構造上の安定度の調査が進まなければならないというふうに思っておる。災害はいつやってくるかわからないということでございますので、市民の方々にとにかく一段階の安心をしていただく、こういうことこそ当面の自治体の課題だというふうに考えて、迅速な対応を進めていきたい、こう考えておりますというお話がございました。

おかげさまで大変学校、保育園等、きれいになりました。特にトイレなんかも大分よくなって、方々の先生方からよくなった、きれいになったということで喜ばれておって、教育委員会の方の担当者は大変だったんだろうと思いますが、それにつけても、予算上

の問題で単純に見ますと、一番肝心かなめの老朽校舎の復旧というのが、遅々として進まないわけですね。現況の改修状況でいって、大規模改修が終わるのは一体いつなんだろう。それをまず伺いたいんですが、それと一緒に心配になっているのは、プールの老朽化、それから鉄棒の足が腐ってしまって中が下の方がもうがらんどうになっちゃっているというような、今にも倒れそうというような足があります。幸い鉄棒というのは連結していますものですから、1本あれしてもすぐひっくり返るというようなことはないんですけども、これは危険だなというのは結構ありますし、それから、登り棒とジャングルジムですね、あれなんかも相当ひどいところもあるわけです。学校校舎本体、それから、そういったいわゆる遊具と言われるようなもの、体育館、プール、そういった附帯設備の改修というのも、これも急務なんじゃないかなと思うんですが、教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 学校の大規模改修でございますけれども、その他プールとかいろいろございますけれども、計画学校の施設の整備についてでございますが、教育委員会としては学校設備、校舎、屋内運動場、それから校庭、プール等区分けをして年次計画の計画を立てておりますが、これを実施するに当たっては、先立つものはお金で予算でございます。日野市基本計画に基づいて実施計画に取り込んで実施をしているところでございます。そういうことで、できるだけ早い方がいいんですが、やはり予算が伴いますので、それに基づいてできるだけ早くやっていただけるように努力をしているところです。その計画に基づきまして、東京都の補助金とか国の補助金を協議をしながら、予算をつけていただいて実施をしているところでございます。委員会としては、早くできるように、それは願っているところでございますが、現在の財政状況ですので、理解をしながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） そうしますと、現在のような進捗状況で、一通りこれは至急改善しなくちゃいけないというようなのは、学校単位でいきましょう、学校でいきますと何年かかったら終わるんですか。具体的に何年計画で大規模改修が終わるというふうにお考えでしょうか。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 計画でございますけれども、計画でいきますと、それ

ぞれ学校をずっと進めまして、この計画では最後平山中の工事ということで2003年ということになっておりますけれども、そういう内容の計画がそれぞれプールの最終的年度は何年とか、各学校単位での計画はしております。そういう中で、財政との打ち合わせの内容で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） そうすると2003年になれば、これは一応施設も含めて最終年次が2003年というふうに理解してよろしいですか。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 計画がそのとおり進むかどうかということにつきましては、予算の問題もございますので、計画と実践が必ずしも現状では一致しないかと思いますが、計画の上はそういうことになっております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） では、財政の方にちょっとお尋ねしたいんですが、教育委員会から今、2003年というお話がありましたけども、その辺の見通しはいかがなものでしょうか。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） これまでも個々の事業について、予算編成にかかわることでお尋ねをいただくことがあるわけでございますけれども、ただいま主管部の方で御説明した内容が教育委員会としての計画だというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） だから、教育委員会の方で、それは財政との兼ね合いだと言ってるもので、今お尋ねしたんですけども。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 各部の計画につきましては、予算要求の際、十分なヒアリングをさせていただき調整をとらせていただくところでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） そうすると、2003年というのはあくまでもこれからの話、教育委員会独自の考え方ということで、財政の方としてはそこまで立ち入った計画はのんで

るわけじゃないと、そこまで考えはまだいってないということになりますか。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、正直申し上げて大変財政状況は厳しい中でございまして、現在、基本計画に基づく実施計画についても、先般御指摘があったような状況も招来しているような状況でございます。いろいろな要望をできるだけ実現できるよう、予算編成の中でも努力をしまっているところでございますけれども、それぞれの各部、各部署におきましても財政状況に応じた内容での計画の検討というものをお願いをしていかなければならない状況だということで、現在、当面の新年度の予算編成に臨んでいるところでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） 私は何も教員上がりで学校、学校とそう騒いでいるつもりはないんですけどね、学校の実態が余りにもひどいもので、それで申し上げるんですけど、床にひびが一面に窓側から廊下までびしっとひびが入ってしまう学校、それから、ピンポン玉を転がしますと、黒板の前から後ろの方までころころと転がっていってしまう、あるいは教室の真ん中辺まで転がって行って真ん中辺でとまるとか、完全に基礎の部分がおかしくなっているようなところ、それから、壁やはりにひびが入っちゃっている。これは専門家に耐震調査をかけないといけないんじゃないかというような気がするんですが、目視検査では一通り済んでいると思うんですけども、これは教育委員会に聞いた方がいいのかな、その目視検査でこれは危険だぞというような学校は何校あったわけですか。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 申しわけないんですけど、今、データをちょっと持っておりませんので、失礼します。

○議長（土方尚功君） 渡邊馨鴻君。

○4番（渡邊馨鴻君） わかりました。相当数の学校が危険校舎に入ると思うんですよ。壁、柱、はりにまでひびが入っちゃっている。これは財政部長もよく教育委員会の話を聞いてほしいと思うんですが、ちょっと大きな地震があったら、とてももたないということは再三申し上げてますけども、市長も昨年、こういうことこそ自治体の課題だ、迅速な対応をとということを明確に答弁しているわけだし、お金のあるなしはともかく、安全ということを第一に考えていただいて、危険のない学校ということを頭に置いていた

だいて、予算編成にはそういう観点から編成をしていただきたい。もう苦しいのは重々わかった上でお願いしているわけですが、できれば、どんなに大変な状況かというのを財政部でじかに見に行ってみたらどうかというような気がしますがね。企画の方には、そういう専門家の方もいらっしゃるわけですから、その方に現場を見ていただいたら、これは急がなくちゃいけないというようなことがおわかりになるだろうと思うんですけども、素人目に見ても、非常に何かのときには大変だな、何か地震でもあるときは、どうか夜になってほしいというような気持ちを痛切に感ずるこのごろなんです。予算編成に際しては、そういった危険度の解消ということをぜひお考えいただくよう願って、この質問を終わりたいと思いますが、遊具関係でもそうです。倒れてね、これは例があるんですよ。調布市の学校で鉄の遊具が倒れて、子供が死んでいます。そういう事故があつてからでは間に合わないですよ。それから、市内の学校でジャングルジムの不備で落ちて頭を強打して病院に連れていったというようなケースもあるわけですよ。だから、そういうのは、やはり市の責任を追及されても、設置責任を追及されてもやむを得ない。ではぶっ壊しちゃおうかと、そうはいかないわけですよ。

なかなか厳しい状態はわかるんですが、危険の解消ということをひとつ頭に置いていただいて、予算措置をされることを心から期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって17の1、平成9年度予算編成の基本方針について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の1、「下水道・南部地域医療施設・総合スポーツ公園・西豊田駅新設」この事業の進捗状況と今後の見通しを市民に明らかにせよ！の通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（江口和雄君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先ほどの質問でもございましたけども、平成9年度の予算の策定で財政当局は大変忙しい時期を迎えていることと思いますけども、関係する職員の方々には心から御苦労されておりますことに対して、敬意を表しておきたいと思います。

私の今回の質問は、『『下水道・南部地域医療施設・総合スポーツ公園・西豊田駅新設』この事業の進捗状況と今後の見通しを市民に明らかにせよ！』というタイトルでございます。平成8年もあとわずかで終わろうとしているわけでございますけども、年が新たまれば、すぐ市長選挙ということで、市民の関心も日を追って高まってきています。こういうような状況の中で、今12月定例会の告示日に行われました市長の定例記者会見の中では、マスコミ報道によって知るところでございますけども、森田市長はこの12月議会では次の選挙に出馬するかどうかの態度表明はしない、こういうことが報じられていたわけでございます。4月まで任期いっぱい一生懸命職務を行う、こういったことも報じられていたわけでございますけども、いかにも森田市長らしい態度だと感心をした次第でございます。

こういったような状況でありますけれども、今議会の一般質問の中では、今後の日野市を思う多くの議員の皆さんから、市長選挙をにらんでの内容が一般質問として取り上げられているわけですが、私も同様に今回の一般質問では、そのような視点で質問をしてみたいと思います。具体的な項目として4点を挙げているわけですが、もちろん、これ以外にもそういったことを前提として取り上げるとするならば、多くの課題もあるわけでございますけども、時間の制約の関係もございますので、4点に絞ってごく簡単にお伺いをしていきたい。

また、この内容につきましては、それぞれ過去何回ともなく多くの議員の皆さんから毎回のように取り上げられている内容ばかりでございます。そういった点では、この内容につきましては、市長選挙に限らず市議会議員の選挙やあるいは都議会議員の選挙でも、多くの方々が取り上げてきたテーマでもございます。私自身も同様でありました。森田市長も選挙のたびに、これらのテーマを公約として市民に示してまいりましたが、残念ながら、その成果はまだまだ不十分であります。今回取り上げましたほかにも、多くの未達成のテーマがあるわけでございますけども、今回は、この4点だけをしっかりと市民の皆さんに明らかにし、それぞれのテーマが現在どういう状況になっているのか、問題点は何なのか、あるいは解決するにはだれが何をすればよいのか、こういうことを明確にしておきたいと思うものでございます。担当部長、そして市長の考え方をお伺いしていきたいと思います。

最初にお伺いいたしますけれども、下水道の100%達成年度と、抱えている現在の問題点、さらにその解決策についてお示しを願いたいというふうに思うわけでございますけれども、下水道の普及率は人口整備率で現在約65%ぐらい。浅川処理区がおくれておりまして区画整理以外の地域での未整備地域の今後の計画を推定すれば、おおよそあと5年くらいで完了するとの見通しが示されていますが、そのような認識で間違いはないのか。それから、財政的にはどの程度必要かお聞かせいただきたいと思います。

なお、この問題につきましては、今議会冒頭の小川議員からの質問にもございましたので、簡単で結構ですので、改めてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、また都市計画道路との関係で、とりわけ3・3・2号線の関係では、これは国の事業ではございますけれども、日野市としてその見通しについて、現時点でどう見ているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

とりあえず以上お願いします。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君の質問についての答弁を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君） 下水道事業につきましては、特別会計を設けまして事業を進めているところでございます。歳入におきます一般会計からの繰入金に占める割合が高いために繰入金の額が事業期間に及ばず影響が大きくあらわれてまいります。昨年の決算状況から見ましても、下水道の歳入総額の約40%は繰入金でございまして、そのうちの60%は起債の償還金でございます。その額は18億700万円ほどになっております。これからも、この償還金につきましては、毎年約2億円程度の増額になります。この増額になりますと、建設事業費に影響が出てくるわけですが、これを影響の出ないようにさせるためには、繰入金の増額が必要になってまいります。このような条件が整うことによりまして、今御質問にありました区画整理以外での地域のおよそ5年で完了するというのが予定が立つわけでございます。基本計画におきましても、同様の方向を定めているところでございます。これからも財政状況を見ながら、効率的な事業の執行は努めたいというふうに思っております。

また、3・3・2号線の関係でございますが、用地の確保などはまだ見通しが全くございません。そこで、下水道の事業計画と整合が図れないために、管渠のルートの変更をこの年度内に法的な手続をしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1 番（江口和雄君） ありがとうございました。

今、上下水道部長の方から現状を御報告いただきました。とりわけ、この都市計画道路との関係におきましては、大変長い年月がこれからも必要かと思えますけども、ぜひ私も早く下水道100%達成したい、こういう観点から、関連部門に対します働きかけというものにつきましては、より一層お願いをしておきたいというふうに思うわけでございます。

平成5年の市長選挙のときには、5年後に下水道100%ということを市長は公約をいたしまして、残念ながら、その公約は果たせないわけでございますけども、当時6期目の公約として挙げた100%という数値でございますけども、その時点で果たしてそういうものを初めて立候補する方ならさも知らずでございまして、過去5期やられた時点で、5年後100%というふうに言われたということについては、私は意識的にやられているのか、あるいは100%、目標そのものが限られた部分のことを言っているのか、よく理解ができませんけども、そういったことを公約として掲げ、そのことについての指摘が多くの方からされているということについて、市長はどういうふうにそのことを認識されているのか、あるいは反省しているのかどうか分かりませんが、このたび配られました第3次基本構想なり基本計画を見ましても、流域下水道の整備促進については平成15年度、要するにこの第3次基本構想の達成年度、2003年でございまして、その時点でも依然として、さらに東京都に要請をする、こういう表現になっているわけなんです。事業としては、確かに一番金のかかる事業であるというふうに思いますが、大事なものは、やはり日野市としてのこの事業に取り組むやる気だというふうに思うわけです。

これにつきましては、ことしの3月議会の中で板垣議員が昭島市等の事例を取り上げながら、同様の指摘をしているわけでございますけども、ぜひ市長みずから先頭に立って、関係部門への働きかけなどを強力に推進していただきたいというふうに思うわけでございますけども、特にこの問題についてはいまだ未整備になっている地域の市民の皆さんに理解がしていただけるようなわかりやすい表現で、市長としての考え方を示すべきではないかというふうに思いますので、そのことにつきまして、ひとつ伺いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市内の公共下水道につきましては、都市化の方向の見通しとともに、都市計画手法のいろいろな手法、段階を経ながら、なるべく早く100%達

成を期しているということでもあります。選挙の際、いろいろ資料づくりのこともあるわけでありまして、100%目指すということは、そう市民に大きく御迷惑をかけたということではないのではなかろうかと思っております。（「考え方の違い。迷惑している」と呼ぶ者あり）

今、担当の方からお答えをいたしましたとおり、なるべく前提を明確に達成しながら早期実現が望ましいわけですが、前提となる御指摘の3・3・2都市計画道路等が、まだちょっとめどもたちませんので、そのルートを変えて実現を早くする、そういうことをいろいろ検討しているということでもあります。年次につきましては、担当の方からお答えをしたとおりに考えたいと思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

まとめの段階で、この後やりたいと思いますけども、ぜひ来年の市長選挙、どうのこうのというつもりはございませんけども、やはりこういう大きな事業については、私はしっかりと形であれば100%というのも数字ですけども、数値的に今どのぐらい進んでいるかというようなことを、やっぱり示していくということは大変重要でもありますし、先ほど区画整理との関係では2018年というような、これからの計画が示されましたけども、ああいうその期間が長いか短いかは別にして、そういう形のものというのは、やはりこれから市民の人にこういう行政の中身を知ってもらう上では、大変必要なことだというふうに思っていますので、今後もそういった点につきまして、ぜひ軽々な約束をしては困りますけれども、事実というものをしっかりと市民の方に示していっていただきたいなというふうに思っています。

次に、2番目の問題として、南部地域医療施設の問題ですけども、こういった方向に進めていくのかということについてお伺いしたいと思います。特に地域医療体制の充実につきましては、市立総合病院の建て替え事業を中心といたしまして推進がされているわけですが、一方では、医者が少ないとか医療施設がない、こういう地域住民の方々の強い要望でもあります南部地域の医療施設の充実等についても、長年にわたりまして、その必要性和実現に向けての努力がなされているわけですが、この問題につきましても、大変多くの議員さんから今まで議会で取り上げられてきているわけですが、

市といたしましては、市立総合病院がある中で、しかもその全面的な建て替え計画が

現在進行中ということの中で、新たな医療施設への取り組みということにつきましては、財政的な負担の問題も含めて、相当慎重に進めてきていることというふうに思います。このたび、その用地につきまして、一定のめどがたったようでございますけれども、市長の方のお話では、医療センターというふうな表現をされるわけでございますけれども、そういったこととして医師会との話し合いをさらに進めていくことが、考え方で示されてきています。実現には、まだまだこれも相当の期間が必要かと思いますが、この市立病院事業とあわせ、南部地域の医療施設あるいは医療センターということについては、市としてのかかわりはどの範囲までを考えていくのか。現時点で明らかにされている内容と、今後の運営あるいは財政負担の問題など含めまして、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、いわゆる南部地域病院、用地は確保できましたところまで到達し得ております。日野市の医療計画を考えます場合に、日野市の人口規模からいって、一般的な病床が500ないし600ほしいということは、現実の数字から出るわけであります。いろいろな経過を経ながら御理解いただいて、今、市立病院を300床規模で建て替えが進みつつあります。これとて大変な事業であることは、もう言うまでもありません。しかしながら、なるべく将来像に対して一定の見通しを持つということも行政の立場から、常に大切なことだというふうに思っております。地域の住民運動として、数多くの署名のもとに要請されておる南部地域病院であります。行政が無関心であっていいはずも、これもまたあり得ないわけであります。

したがいまして、当面は、用地の確保ができたという段階までであります。日野医師会と今、協議中だというふうに公式的には申し上げております。日野医師会でも真剣に御検討いただいていることではあります。どのような経営形態で将来像が描けるということまでにはなっておりません。したがいまして、なるべく早く医師会との一定の協議も経て、先向きの可能性の高い展望を持ちたい、このように考えております。経費のことにつきましては、医師会には、今申し上げておりますのは、建物とか将来の運営について、行政側が責任を持つということは、今のところ、財政的には不可能であります。したがって、土地を提供するという条件で将来展望がどのような形で持てるかということに絞って御検討いただきたい、こう願っております。

それから先のことは余り申し上げることも、現在では、具体的にございませぬので、そういう状況だというふうに御理解をお願いしたいと思います。土地があるということ

は、かなり事業としては的確性の具体化が伴うことでありますから、関心を持っていた
だく向きは決して少なくない、このように思っております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

そうしますと、市長の方からお答えいただきましたけども、日野市の今後の市として
のこのかわりについては、財政的な問題については既に土地の用意ができていますので、
これからはそういうので、運営経費ももちろん当然のこととして、一切市としての財政
的なかわりは持たんと、こういうことでよろしいわけでございましょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 原則的にはそう考えております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございました。

そうしますと、この問題につきましては、土地のめどが立ったということでもあります
と、日野市としての市民に対する南部地域医療施設の充実ということについては、既に
土地等の手立てがついているので、あとは医師会を中心に関係部門にもう任せてある。
要するに日野市としては、これは一定の決着がついたというような方向のことかという
ふうに、ちょっと極論ですけども、そういうふうにとらえるべきものじゃないかという
ふうに思いますけども、そこら辺のところについても、やはり既に市は土地は用意でき
ているので、あとはその地域の医療審議会とか、いろんな形のものがありますが、
そういった中にゆだねる、あるいは医師会との話し合いにゆだねるということで、市と
してはここについては一定の成果として、土地までの手立てはしたということについて、
この南部地域病院医療の充実ということについては、日野市のやる事業としてはもう外
してもいいんじゃないかというような気もするんですけども、そこら辺の認識でよろし
いのかどうか、そこら辺いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういう何といいましょうか、無定見な態度でいるというこ
とではありません。財政的には支援はできないが、土地を提供するということで、かな
りの要件の具体化には可能性ができた、こう思っております。なお、どのような運営で
市の保健医療行政全体をまとめていくかということも、またこれは行政の責任でありま
すから、土地だけ与えて、あとは野となれ山となれというような態度では全くありませ
ん。きちんとした責任を持ちながら、一定の指導と、それから将来展望を持って取り組

んでいきたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございます。

そういう確認しなくてもいいようなことを聞いたわけでございますけども、ぜひそういうことでなければいいだろうというふうに思います。今後の問題としては、やはりこの市としての所管、各団体との調整あるいは場合によっては大学病院等も含めた範囲になるのかもしれませんが、そういった部分の所管については企画財政部が窓口ということでもいいのかどうかということについて、ちょっとお聞きしたいんですけど、いかがなものでございましょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 現状では、地域保健協議会に公式の場として御相談をする相手あるいは御報告をする機関として、お話を進めておる状況であります。いろいろな角度の協議なり可能性をより高めるための判断も大切だと思っております。

議会が終わればといひましようか、新年度早々までには何か一步前進させたい、こう考えております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

恐らくこの問題につきましても、今後市民の人にとってみれば、市の指導なりその調整というものに対する期待感というものも大きいかと思えますけども、ぜひ市民の方から最終的には市がきちんとやってくれたということになるように、一層の御努力をお願いしたいというふうに思っています。

時間の関係もございますので、次の質問に入ります。3点目に、スポーツ施設の充実に関してお尋ねいたしたいと思います。総合グラウンド、野球場、体育館、この計画と進捗状況及び目標到達までの今後の手順についてお尋ねいたします。

総合グラウンドということでは陸上競技場があり、最近やっと公認の競技場として位置づけられたわけでございます。市民の森スポーツ公園というのが正式名称のようですが、あの地域には、体育館の建設も計画がされているわけでございます。しかし、これも多摩川のスーパー堤防の工事の関係、あるいは東町の土地区画整理地区内にある、こういったようなことから、なかなかその用地の確定というものができないなどの困難な障害があるようでございます。日野市のスポーツ施設の貧弱さということにつきましては、これまた多くの議員が指摘してきたところでございますけれども、市として使え

る土地がないというのが、結論から言えば、以前からの原因だというふうに言われているわけでございますけども、私、それだけではないと思うわけなんですよ。一言で言ってしまうと、要は言葉は悪いですけども、やる気がないということじゃないかというふうに思うわけですよ。とりわけ財政的な理由等をできない原因として、今まで述べられておられるわけでありまして。さらには、東京都や国との調整とか、他の事業との兼ね合いというようなことで、いろいろその障害ができない原因として言われているわけでございますけども、やはりこれにつきましても市長の相当強い指導力があれば、事業としては比較的簡単にできるんじゃないかというふうに、担当の部門ではそういう声も聞こえないわけじゃないんですけども、そこら辺につきまして、仮にそこに他の事業との兼ね合いがあっても、リーダーの強力なリーダーシップというものがあれば、今、市立病院をやっている最中だから、とりあえず市立病院を先行してといて、それが終わってからやるようなそのような言い方を今までしてきたわけですけども、同時並行でやるべき問題ではないかというふうに思いますし、やはりこれもやる気という一つ意思表示の問題として、担当部門の方々に一生懸命働いてもらえば、かなり進展するんじゃないかというふうに思うんですけども、今言いました野球場、体育館、こういったことにつきまして、まず最初に市長の方の決意といいますか、今までの遅々として進まないこの現状についての御認識をお伺いしたいというふうに思っています。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 意欲次第だという言い方で可能性のことを御指摘いただきました。そうであれば、ひとつぜひその方法を教えていただきたいと思うくらいでありまして、まちづくりの順序といたしまして、日野市が一番、何といいましょうか困ったことは、用地がなかなか確保しにくい。そして、大きな公共事業は、ほとんど市内にたまたま国有地というような形で保持されてきたその跡地を譲渡していただきながら、当ててきたというふうな現実があるわけでありまして、また、国有地はいろいろな当てにはいたしておるわけでありまして、原則は地価で買えということであります。なかなか貸してもらうこともかなり容易ではない、こういう実情で困惑をしているという事情は少なくないわけでありまして。現在、所在しますスポーツ公園は、これも農林省の蚕業——蚕の試験場が、かつては日野市の農地であったことは間違いのないわけでありまして、持ち主から譲渡を受けられたということだと思いますけど、約10ヘクタールが蚕業試験場の管理地として存続をしてあった。そのことが貴重な日野市自身が求めるスポーツの施設あるいは公園、そしてまた将来体育館もその範囲の中に用地を当てておるという状

況であります。淡水区跡も似たり寄ったりでありまして、これも約2ヘクタールほど国有地があるわけではありますが、今、その半分以上を有料で借りて市民に提供しておるという状況であります。金さえあればという思いは多々あるわけではありますが、それを露骨に言っても始まりませんので、いわゆる確保だけ、将来の約束も含めて皆日野市で買い取る。そして、日野市民の施設にするということは、もう当局でも理解をいただいておりますという状況であります。

かつて御提案いたしております第四小学校の建て替えは、万願寺区画整理地域のその淡水区の跡を一部込めた、保留地等も含めて予定を可能にしておるわけではありますが、これらもすべて買い取って、公有地化しなければ事業をおろすわけにもいきません。したがって、どういう工夫でそれを実施する方法があるだろうかということを、真剣に検討しておる状況であります。

多摩川に近い北川原公園が、まだ民有地もありまして、完全な取得にはなっておりませんが、あの場所はいわゆるフィールドの野球場となり得る条件があるのではなかろうかというふうには考えておりますが、一つの期待でありまして、どういう手順を経てということは、まだ未決定であります。

いろいろと考えをめぐらせて、何とか御指摘の言葉にもありますような貧弱だと言われないように、ひとつワンセットは完全に持ちたい、このように考えております。いいお知恵があったら、ぜひ御指導もお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

知恵を貸せということでございますので、改めて検討してそれはお示しをしたいというふうに思っておりますけれども、今、市長の方から触れられました北川原公園の野球場の問題でございますけれども、これにつきましては、これも第3次基本計画構想を見ますと、既に後期の5年後には建設というふうに具体的に書かれているんでございますけれども、私が今回取り上げました中の体育館とか他のスポーツ施設の中で、この野球場のそこだけは具体的に建設ということが示されているんですけども、その認識については文字どおり受け取っていいのかどうか、具体的に野球場の問題について、まずもう一つお聞かせ願いたいと思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 基本計画の中にはそのように記述されております。もちろん計画に沿って進めることを目標に、これから取り組むわけでございますけれども、

何度も申し上げますとおり、大変財政状況が厳しい中ですので、それを目標に取り組むところでございますけれども、現在、北川原公園の、要するに覆蓋部分の利用ということでございますので、その前段の利用計画等の計画といたしますか設計といたしますかね、そういうものにはまず取り組んで可能性を現実に近いような、内容を検討してみたいと思っております。

したがいまして、基本計画に後期の中で建設を目指すということで表現してございますことにつきましては、そのとおり目指してまいりますが、今後の実施計画のローリング等でまだ何年というふうに設定ができておりませんので、変更があるかもしれません。一応、そういうことを目標に考えております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） ありがとうございました。

実施計画も含めて、それぞれローリングしながら実施に向けて努力されるということでございますから、これ以上の答弁を求めても無理かと思えます。ぜひそういうふうに書いた内容については、ぜひ最大限の御努力を重ねてお願いしたいと思えます。

こういったスポーツ施設等については大変広い土地を必要とするのは、私が言うまでもないわけでございますけども、こういった時間の経過というものがますます事業の進展の妨げとなるということは、これはもう明白なわけでございます。そういった意味では、目指すべき方向が決まったのであれば、ぜひ一步でも二歩でもすぐにでも前進する形でできるところからやっていくということをしていかないと、やっぱりこれは、今こういう事業があるから、それが済んでからというような方法では、やはり実現には相当難しいんじゃないか、こんなような気もするんですよね。大変手法があったら教えろと市長に言われましたけども、そういう一つ一つ実績を確実に足跡を残していくということをしていかないと、恐らく最終的にはどんどん回りの条件が厳しくなってきた、できにくい環境というものがますます強まるというふうに思いますので、ぜひこういった点につきましても、十分そのことも御承知かと思えますけども、関係部門の一層の御努力をお願いしたいと思いますし、市長につきましても、引き続きそういった点でのリーダーシップを発揮していただきたい、このことをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、最後の4点目の質問ですけども、西豊田駅新設のための障害になっているものは何か。JRの経営方針、その内容から見れば、新設の可能性はゼロ%に近いというふうに思うんですけども、市はその内容をどう把握しているのかということにつきまして、お伺いしたいと思います。

この問題につきましても、今議会で田原議員が取り上げ、大変厳しい指摘をしてまいりました。過去におきましても、ＪＲ出身の佐藤議員を初め、多くの議員が何度となくこの市の姿勢を問いただしてまいりました。しかしながら、残念ではございますけども、一向に先が見えてこない。本当に新しい駅ができるのかというのが率直な気持ちでございまして、そういう駅が本当にできるかということについては、市民の前に、これもそろそろ明らかにするときではないのかという思いでございますので、そういう思いで私も質問を今回取り上げたわけでございます。９月の議会の中で佐藤議員が一般質問で行いました内容で、その議事録も十分に読ませてもらいましたけども、現状はほぼ言い尽くされているのではないかと、そういう感じがするわけでございますけども、さらにその内容につきましても教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず第１点は、所管部署として、現時点での西豊田駅新設の障害となっているものは何か。簡単で結構ですので、お伺いいたします。２点目は、ＪＲの経営内容、経営方針は、この問題では最大のポイントだと思いますけれども、所管部署はこのことをどう把握しているのかということにつきまして、わかればその内容を、これも簡単で結構ですので、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井 忠君） 今、西豊田駅の障害になっているものは何か、こういう質問がございましたけれども、まずＪＲの置かれている社会的背景から逐次説明させていただきますまして、最後に締めくくりとして、西豊田駅の現況を説明する、こういったことで御了承願いたいと思います。

昭和62年４月１日に国鉄が分割、民営化されまして、北はいわゆる北海道から南は九州までの鉄道網が六つの会社に分割されてスタートしたわけでございます。このそれぞれの会社は経営の健全化、それから輸送サービスの向上、これを目指して今日まで努力してきたそうでございます。その結果、順調にこの成果を上げてきているということでございます。国鉄が民営化された当時は、その債務が37兆1,000億円と言われておりまして、そのうち約40％に当たる14兆円余りをＪＲ東日本と西日本、そして東海の３社が負担して、その返済も順調にされている、こういう会社の背景がございます。

しかし、ここにきて国鉄時代に計画されました整備新幹線の未着工区間の促進に充てる財源の確保、これについて従来ＪＲ３社にとられておりました固定資産税の軽減措置額、年額約580億円について、この軽減措置が今年度で切れるところから、これを引き続き延長する条件としまして、国から整備新幹線の財源として、この同額を任意供出金

として国から整備新幹線の建設財源として、この額を寄附しなさい、こういった案が現在出ているために、各社は……（「もう少しね、前段を省いて」「そうそう」と呼ぶ者あり）いや、済みません。これを言わないとちょっと……。わかりました。では。

いずれにしましても、新規事業の採用、新駅をつくるに当たりまして……（「言うときもにこにこね」と呼ぶ者あり）現実では、いわゆるＪＲ本社の方では、新規事業の採用には、非常に慎重を期しております。特に採算制については重視しておりますし、このことから、事業化を目的とした投資計画を作成する際には、施策事業をまず優先している、こういうことでございます。したがって、それ以外の政策、請願駅等の採択には、技術的あるいは経営の見通し、そして費用負担の確認を決定する前に社内調整について相当の期間を要する、こういうことでございます。

したがって、西豊田駅の誘致、これについてＪＲ東日本の東京地域本社に、一応要請して、既に10年以上の実績を重ねてきているわけでございますけれども、この間に、私どもとしましては予備調査報告書を作成し、あるいは区画整理事業において条件整備を行い、そして、その結果が去る２月９日のトップ交渉で基本条件として３点が示されました。いずれにしましても、この３点を地元の課題としてクリアするために、政治的な能力を結集して対応するために、その組織体制の確立を進めている、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○１番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

大変長い間、参事もかかわってこられて御苦労も多いかと思えますけれども、今、問題点ということについて明らかにされました。これは、以前からも出ている問題なんでございますけれども、さきの議会のときに、市長にお伺いしたいと思うんですけども、新しく推進事務所ということがつくられたわけでございます。今回の行政報告でも、その問題が触れられ、あるいは田原議員の質問でも明らかにされましたけども、93団体への表敬訪問なり今後の推進体制編成への参加要請説明が行われた、こういったように書かれているわけでございます。

こういった状況の中で、最近この西豊田駅の問題等について、市長は、いずれ第三セクター方式で資金調達の問題も含めてというような言われ方をよくされるわけでございますけれども、この問題につきましては、前回の議会の中で市長から、いわゆる第三セクターというのについては要件をクリアするための地元負担を調達といいましょうか、そ

ういうまた第三機関に当てて資金を取りまとめるという形に、多分ならなければいけないだろうと、こう思っています。そういう意味で、よく世間で言われております第三セクターという言い方をしておるわけでありまして、何一つ準拠すべき法規とか、そういうような前例が、——前例は多少ありますけども、規定に沿ってというようなことはないわけでありまして。すべて総意工夫しながら、みずからの自治体並びに住民の皆さんの努力によって達成をする。そういうことが今のＪＲを動かす一番大きな理由になるだろうと思っていますと。そのような形をつくり上げて云々と、こうあるわけでございます。

こういうことなんですけども、どうもそのときのやりとりを聞いても、このことが本当に市の平井参事が担当でございますけども、企画財政部を含めながら、こういった第三セクター方式というものについては、十分練られた上で市長が発言されているのかどうかかわからないんですけども、この点について、第三セクター方式というものは、現時点では、市としてオーソライズされたものなのか、そこら辺について、簡単で結構ですので、市長の方から改めて、この第三セクター方式について、いずれということの問いかかけをしていますけども、どのくらいをめどにどういったことでやっていくのかおわかりになれば、市長の考えていること、市の企画財政部を含めて同様のレベルかと思えますけども、お話を願えればと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　西豊田駅に対します日野市民の期待感は、もう長い歴史も持っておりますし、また現実化してこそ解決と言える課題であるというふうに認識しております。どういう手法を用いることが適当か、具体的な考え方を進めなければならないわけでありまして、当初ＪＲでなくて国鉄でありました当時は、これは国の機関ということでありましたし、地方自治体が経費負担をするということはあってはいけなないと、はっきりした原則がありました。ＪＲも経営体でありますから、地元の自治体がじかに金を供給するということは、これも原則的に成り立ちません。したがって、第三セクターという発想が生まれてくるゆえんはそういうところでありまして、つまり資金を調達する方法、あるいは資金をプールする方法、今、ＪＲから示されておる条件をクリアする方法、そういう意味で適当ではないだろうかというふうに考えております。ある程度長期の融資も得られる機関として、また地方自治体が責任を持てる機関として、よその例を見ても、そういう形で資金調達をいろいろ工夫しておられる事情もないわけではない状況であります。

論議の分かれることかもしれませんが、私は地方自治体というのは夢を小さく持つべ

きではない、夢は将来に明るく持ってその実現に邁進する、その手段をいろいろ工夫することだというふうに考えております。悲観的に考えないで現実的に考えるということで、ひとつ御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

他の事例も含めながらそういった方式が一番いいだろうということで、最後は夢を小さく持つべきではないと、大変いいお話だなというふうに思っています。

残念ながら、いずれにしてもいつになったらその西豊田駅ができるんだろう、こういう駅ができることを今か今かと待っている地域の皆さんに対しての答えとしては、全く寂しい、こういうふうに言わなければならないと思うわけでございます。これだけ長い間かかって一向に進展がないこのテーマにつきましては、市としてあるいは市長として、一定の結論を出さなければならないのではないかとこのように、私は思います。最終判断の決定がJRにある中で、今まで論議してきたことがむだであったとは言いませんけれども、市がやるべきこと、そして地域の住民がやるべきこと、各団体がやるべきこと、事業所がやるべきこと、あるいは企業がやるべきこと、こういうようにそれぞれの果たすべき役割分担というものを明らかにして、それぞれが精いっぱい努力をしていくというようなことは、当然のことではないかというふうに思うわけでございます。

そういう形で展開がされてこなかったこの事業は、本当に市長が先頭に立って進めてきたのか大きな疑問でございします。市長は、最近になりまして、JRが示した三つの条件をことさら新しいことが出てきたかのような言い方をされるわけでございしますけれども、このことは初めからわかっていたことと、佐藤議員も指摘をしているわけでございしますけれども、私も全く同感でございします。しかも、この三つの条件が提示されたことを、市長はていのいい断り言葉ではないのかとも取れるとの認識を示されましたけれども、仮にJRの真意がそこにあるとするならば、より強い市長の決断が求められるのではないのでしょうか。また、市長はできるかできないかではなく、やり続けることが重要とも言われたわけでございしますけれども、これはオリンピックではないわけでございします。責任の所在がどこにあるのかわからないような進め方は取るべきではないと思います。私自身が新駅をつくることに反対をしているわけではありません。もちろん新駅をつくってもらいたいという気持ちは市民の立場で願っているわけでございします。

最後にお伺いいたしますけれども、今まで大きく4点について市の課題をお聞きしてまいりましたけれども、事業の成果につきましては、毎年所管部署から報告がされている

わけでございますけれども、このような大きな事業についてはいずれも相当の期間を要する事業であることは承知しているわけですが、それだけに行政課題として取り組むにはやりがいのある事業でもあると言えます。反面、なかなか市民から見て、その進捗状況がわからないような内容でもございます。単年度ごとの報告は当然だと思いますけれども、このような大事業については、最終目標に対しての達成率あるいは抱えている問題点、その問題点としてこれから何をやっていかなきゃいけないかということ、ぜひ市民から見てわかりやすい方法で知らせることができないのか。言いかえれば、昨日の多摩平団地の建て替え問題で夏井議員が、だれにもわかりやすい言葉で説明をしてくださいよと、こういう表現をしましたけれども、そういうような内容で市民にこういった長い間かかる事業については、何らかの方法で示していく必要があるんじゃないか、こういったことについては企画財部が、そういったことに知恵を絞って考えるのが所管かと思っておりますけれども、そこら辺につきまして、財政部長の方で何かこういったことについて市民への事業報告について、一工夫加えられないものか、こういった観点で、もし感ずるところがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） ここに取り上げられた事業にかかわらず市政全般の状況、それらにつきましては、広報活動等を通じまして、それぞれの主管部から広報その他を通じて市民にお知らせしていく努力を、これまでも続けております。今後も、御指摘があったような課題につきまして、機会をとらえてそうした状況について、市民にお知らせしていく努力をしまいたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 江口和雄君。

○1番（江口和雄君） どうもありがとうございました。

行財政改革が叫ばれているわけございまして、日野市もその大綱が示されました。ぜひ市民の目を見て、本当に市長さんを先頭にして日野市は一生懸命やっている、こういったことを言われるにはそれぞれの市長を補佐する立場の職員の方々、大変優秀な方ばかりそろっているというふうに思いますので、ぜひこういう選挙とかそういったことのたびにこういうことが争点なりになるわけでございますけれども、行政の仕事の進め方としても、そういう選挙とかなんかにかかわらず一定の大事業の進捗状況というものをわかりやすい方法で示していくというのは、これから本当に行政というものを市民が身近に感じるようになるためには、そういう工夫も必要かというふうに思いますので、そのことを重ねて関係部署に要請いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって18の1、「下水道・南部地域医療施設・総合スポーツ公園・西豊田駅新設」この事業の進捗状況と今後の見通しを市民に明らかにせよ！の質問を終わります。

一般質問19の1、「地域福祉のネットワーク」づくりの推進をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔17番議員 登壇〕

○17番（奥住日出男君） 『「地域福祉のネットワーク」づくりの推進を』と題しまして、一般質問をいたします。今回の質問のテーマでございます地域福祉ということになりますと市民生活全般にわたりますので、行政の方もすべて答えていただかなきゃならないということになります。時間がございませんから、高齢者の保健・福祉関係だけに絞って質問したいと思います。

今回の質問内容につきましては、保健・福祉計画にほとんど入っているわけですが、今までの御答弁あるいは現状を見ますと、どうも進捗状況が若干おくらしているような気がいたしますし、今後大丈夫なのかな。あと5年で達成できるかどうか大変危惧の念を持っていますので、現状を踏まえて、できることは整理をしていただきたい。お金がないというのはわかりますけども、そういうのは別にしまして、現在、いろいろとできているものは市民にPRも含めてどんどん教えていただきたい、こんな観点から取り上げたわけでございます。そういったことが高齢社会に向けての備えであるし、体制づくりであろう、こんなことが今回の質問の趣旨でございます。とりわけ、地域住民の協力、これはうたってあるわけでございますけども、最近、地域の方々の福祉に関する関心度というのはものすごく高まってきているわけですね。それだけ高齢者が多くなったのかな。私の近所にも軽い痴呆症の方も数名いらっしゃいますし、そういう方がどうしたら、うちのおばあちゃんなりおじいちゃんをそういったところに入れてもらえるのかしらと、こんな相談もふえてきていることでございます。その辺で、市民が本当に安心をして生活できるようにお願いしたいというふうに思います。

この保健・福祉計画の基本理念の中に地域連帯の創造というのがうたってあるわけでございますけども、さらに地域福祉の課題としてというのがございます。この課題が行政サービスが充実したとしても、地域の人々が支え合おうとする意識を持たなければ、地域福祉の水準の向上は望めない。市民の主体的な参加と行政サービスが結びついたとき、初めて高齢者、障害者を含めたすべての人々が活力あふれる生活を送ることができ

るまちが実現する、こういうふうに整理をされております。

こんな述べられ方がしているわけでございますけども、若干地域の方がどれだけそういった面に協力的であるかということ、ちょっと事例を申し上げたいと思うんですが、これはことしの7月の28日に生活保健センターにおいて、日野市の地域ケア研究所が主催いたしましてシンポジウム「地域ケアと緊急防災ネットワークを考える」ということが開催されました。このシンポジウムには阪神・淡路大震災で大変御活躍された——御活躍されたというと語弊がありますけども、御奮闘された西の宮市内の病院長あるいは特別養護老人ホームの園長、さらにはボランティアの責任者、この3名の方が講師としてお見えになって、災害時の課題や被災地の現状などについてる説明をされたわけでございます。この中で、私聞いていまして、日常の活動も含めて地域住民の協力の大きさというのを改めて実感をさせられました。

まず特別養護老人ホームの園長さんのお話でございますけども、これは尼崎市にある喜楽園という老人ホームでございます、50名が入所しております。そのうちの8割が痴呆症の方でございます、ここで何をやっているか。ここでは入所者を地域に溶け込ませるためにどんどん外出させているんですね。当初は、徘徊等でもって年間50回ぐらい搜索願を出された。ところが、最近は二、三回に減ってきたというんです。何でなんだろうと。それは、その地域にそういう方をどんどん出すことによって、地域の方々と顔見知りになった。で、施設に帰る道がわからなくなったという場合なんかには、そういう地域の方が連れてきてくれるという、こういう効果が出てきているということで、自信を持っていまだに同じことを繰り返しているという、こういうお話がされたんですね。

地域保健のこのいろいろ課題ということで、地域の人々が支え合おうという意識を持たなければだめなんだということ、これは心配御無用かな、こんな形で地域の方も一生懸命、今、高齢者が御近所にいれば、いろんなことでお話をしたりあるいはアドバイスをしたりという、こんな空気が日野市でも生まれているという、こういうことが報告もされております。

さらには、日本災害救援ボランティアネットワークの代表の伊永さんという方が、このとき最後に大震災のときの生々しい内容を数字的にお話をされたんですが、ああいう大きな地震ですから、かなり瓦れきの下に埋まってしまったという、もちろん圧死した方も相当いたんですけども、瓦れきの下から救出された方がものすごい、数千名いた。このうち、公的な形で救出された方、いわゆる公的な方が——自衛隊とか消防とか警察、

こういう方が救出した率が19%、あとの81%は地域住民が救出した、こういうデータを示されました。もちろんその地域住民の中にはボランティアもいたんですけども、実際にはボランティアの数がNHKが発表している数字と、そのボランティアセンターがつかんだ数字とものすごく差がありますから参考になりませんが、その方が言うには、ボランティアがかなり来たけども、真のボランティアというのは全体の30%ぐらいだった。中には悪いのがいて、大学の卒論にたった3日ぐらい来て判を下さいと。私はこういうことをやったと。確かにあなた——どこの大学の学生はこういうことをやりましたという判をもらって帰ると卒論になるんだという、こういう方もいたそうなんです。その方は全部、それは判を押さないで破り捨てたというような報告、当然ですけども、こんな余談も話されたわけでございます。

こんなことを見ますと、地域住民が果たしている役割というのが、かなりまじめに一生懸命やられている。ですから、保健・福祉計画の中で述べられておるこういった地域住民の懸念はない。地域住民を巻き込んでより一緒になって体制づくりを進めていきたい、こんなことを冒頭お願いして、4点について質問したいと思います。

まず1点目は、保健・医療・福祉の連携、これが当然こういう連携をやるのが、これからの地域福祉の大変重要なことになるんですけども、これが今どのように調整されて実施されているのか、こういうことをお聞きしたい。今、市の関連組織は福祉事業団、日社協あるいは女性社会事業協会等々がありますし、さらには民間でも10ぐらいのこういった組織がございます。ですから、そういう日野市の中で公的なもの、民間のもの、こういったものをすべて網羅したネットワークみたいなものをつくって、それをうまく回して地域住民にこんなふうにこんな施設がありますよと、こういう場合にはこうですよと、こういうこともどんどん情報として流していくことが大事かと思うんですね。で、実際に今、どう調整されているのか、これを1点目にお聞きしたい。

このことについても保健・福祉計画の中ではこういうことを言ってんですね。これは地域保健・福祉の向上に向けての課題なんですね。課題としては、いかに個々の行政サービスが充実したとしても、例えば福祉事業団とか日社協とか女性社会事業協会等々も同じようなことをやっていますけども、そういうものが充実したとしても、円滑に市民に提供されなければ、せっかくのサービスも有効に活用することはできない。当たり前のことなんですけども、そう言ってる。また、問題を抱えている市民が、そのサービスを知らないために、そのサービスを利用できないばかりか、さらに問題を深刻化させていく可能性もある、こういうふうに述べられている。

では、そのために何をやるんだと。これがどうもちょっと欠けているんじゃないかなということが、ちょっと懸念をされます。その辺からお答えいただきたい。

それから、2番目は、日野の保健所が来年の4月から（仮称）日野市保健・福祉センターというふう生まれ変わって利用されるという計画が示されました。このセンターは地域福祉の面で、どのような位置づけになるのかお聞きをしたいと思います。今までのお話を聞いていますと、それぞれ医師会なりあるいは歯科医師会、薬剤師会、東京都のいろんな相談業務、こういったところがそれぞれの部屋を、スペースを確保して事業をやるというふう聞いておりますけども、それは今後のことだと思いますけども、実際にその辺が、このセンターが日野市の福祉、こういう面で在宅サービスの、例えば拠点になるとか、あるいはそうじゃないよとか、そんなふうにならんとお答えをいただきたい。

それから3点目は、在宅介護支援センター、現在1個もないんですけども、この計画についてお聞きをしたいと思います。保健・福祉計画では平成12年度までに3館構想がございます。現在までは、（仮称）多摩川苑に1カ所、さらには来年4月からスタートする、ただいま申し上げた（仮称）日野市保健・福祉センターに設置されるということは聞いてますけども、あと1カ所はどこに設置されるのか。しかも、これ24時間体制でございますから、そういった職員の配置もどんなふうになるのか。都の計画では3人体制、介護センターは3人体制で、いわゆるケースワーカー、保健婦、介護福祉士、この3人が24時間勤務するというふうになってはいますけども、その辺がきちっと遂行されるのかどうか、これについてお聞かせいただきたい。

それから、最後の4点目。これは行政組織の改革についてお聞きをしたいと思います。前々から多くの議員が組織機構の改革については質問もされております。その都度、検討するあるいは検討された結果、改正された内容もでございますけども、今回も第3次基本計画の中で最後の方に載っておりました。効率的な組織づくりということで、市民にわかりやすく効率的な行政運営を推進するために、組織機構の改善と弾力的な組織運営を推進しますということで、これにも載っております。ですから、当然お考えであると思いますけども、今、保健・福祉医療、この相談窓口が保健と医療関係は生活文化部、それから福祉が福祉部というふうになっております。

いろんな、例えば1人の介護を要する方が保健と医療だけじゃないと思うんですね。そういうことをして、じゃ福祉の面はどうですかといったときには、「それは窓口が違いますから、あっちへ行ってください」と、こんな状況が今の日野市なんです。実際には、

在宅サービスということを考えますと、その所管の必要性というのは当然出てくるわけです。ですから、何か一つ、そういった窓口を設けることができないかどうか。

以上、4点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。

老人福祉課長。

○老人福祉課長（入手 喬君） 高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりには、保健・医療・福祉の連携が重要であります。行政組織内の医療機関、または健康課、社会福祉課、老人福祉課等の連携はもとより、行政と地域の非営利団体や福祉グループとの連携がより重要になっております。現在、市内には保健・医療・福祉に携わっている組織として、今御説明いただきました社会福祉協議会あるいはボランティアセンター、福祉事業団を初め女性社会事業協会、医師会の訪問看護ステーション、または非営利団体の愛隣舎、地域ケア研究所、ビスケット等々、そのほかにもたんぼぼの会とかさわやかなの会とか鈴の会とかたくさんの自主グループがございます。現在、これらの組織全体がネットワークされているというふうにはなっておりませんが、老人福祉課が事務局になっております高齢者サービス調整チームには、これらの組織の方々も何人が参加していただいております。個々のケースの問題調整や高齢者の課題についても、種々検討していただいているところでございます。この中に、今お話のあった非営利団体等の市民グループ等が、今後入っていただけるように考えていきたいと考えております。

今後、行政内部の組織的な検討を進めるとともに、市内の各種団体とのネットワークを図りまして、それぞれの特徴を生かした有機的な連携づくりをしていくべきと考えているところでございます。

それから、3番目の在宅介護支援センターの設置でございますが、日野市保健・福祉計画にございますように、確かに3館の設置を予定しております。計画全般についてはおくられているところでございますが、当面は多摩川苑福祉ゾーンに建設予定の特別養護老人ホームに併設していきたいと考えております。また、保健所の跡にも浅川苑のランチとして設置していきたいと思っております。在宅介護支援センターの基準でございますが、今お話のありましたように24時間施設にしていこうということが原則となっておりますので、本来は浅川苑に設置できればよいのでございますけれども、物理的な問題もございまして困難でございますので、その浅川苑のランチ方式というものを考えているところでございます。また、その場合の方法でございますが、昼間は今お話のありましたような3人体制ということでございますが、夜間につきましては、特別養護老人

ホームのこの浅川苑につなぎまして、緊急時のことは消防署とか警察署というところと連携をとりながら対応していきたいというように考えております。また、3館目はということでございますが、実際にこれらのランチ方式が可能であれば、そのような方法を他にもとっていきたいというように考えておりますし、また、新たな施設が建設できれば、そこに一緒に併設していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 日野保健所跡の利用についてでありますけれど、保健・医療・福祉部門が一体的、効果的に市民サービスの提供ができるような保健・医療・福祉に関する総合行政施設の将来像、こういうことをまず頭に置いて検討してまいりました。その名称につきましても仮称であります日野市保健・福祉センターとして利用していきたい、こういう考えであります。その場所につきましては、休日歯科応急診療所、これも設置をいたします。そして、福祉事業団に入ってください。その中に福祉機器、介護機器の展示室、こうしたものも設ける考えであります。また、訪問看護ステーション、医療の部門であります。これを入れる。それから、もちろん保健事業も活動できるような場も入れてあります。また、東京都の事業として残りますといえますか、東京都の義務的な事業、老人精神相談だとか難病相談、デイケアであります。また機能訓練、一般精神相談、酒害相談、こういうような事業も出張相談になりますけれども、一定の場所を確保いたしております。また、歯科医師会あるいは薬剤師会、獣医師会、こういうような団体さんの会議室として使っていただく、こういうような場所も確保いたしました。特に歯科医師会につきましては、休日応急歯科診療所に加えて、今後、高齢者訪問歯科診療というものを計画をいたしております。こうした活動の拠点にしていきたい、こんなような考えで利用をしていく計画であります。

特に高齢者社会に応じた地域保健、福祉体制の整理が緊急課題であります。在宅における要介護高齢者に対するサービス施策の拠点となる方向で利用をしていきたい、こういう考えであります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 組織改革といえますか、その関連のことについて私の方からお答えをさせていただきますが、組織全般の話につきましては、今、計画の中でも御指摘ございましたし、行財政改革大綱の中でもそうした取り組みをしていくという

ことで、方向を示しているところでございます。本日の御質問にかかわります保健・福祉関係の相談窓口的な業務、これにつきましては、組織全体の検討も必要なこともありますけれども、まずは相談窓口というふうなものの設置について検討すべきだということで、現在、関係各部との調整をしておりますが、当面、組織の改定といいますか、そういう形がいろいろ考えられるわけですが、現在の状況ですと、組織の肥大化を招くとか、そういうこともできませんし、また、人員の配置等についても大変現行の人員の中で対応していかなければならないというふうな問題もございます。

そうした中で、まだ最終的な結論に至っておりませんが、やはり窓口的に福祉・保健にかかる相談ができるような窓口を、基本的には福祉部内といいますか、そこを中心に窓口が置けたらいいのではないかとということで、検討を進めているところでございます。

○議長（土方尚功君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。

何点か再質問しますけれども、まず1点目の連携プレーでございますけれども、ネットワークづくりはまだできてないだけでも、これからつくっていくべきであろうというような趣旨の御答弁でございました。この福祉計画では、参加と交流の地域社会づくりの推進というのがございまして、もう方向性の検討は今年度で済みなんですね。来年度からは、検討結果を踏まえた強化策の実施になっているんですよ。これは、市民と行政と関係機関、民間事業所の連携施策ということでやるわけですが、どうなんですか。例えば早急にこういったところを整理をして、わかりやすいように市民の方にもお知らせしたいというようなことが検討ということになるんでしょうけども、言い切れませんか。目標を定めて、この中では後期でやるというふうなうたってあるんですけども、これも1点お答えいただきたいと思います。

それから2点目の件、これは今言われたように拠点という形になる、保健所の跡がですね。サービスの拠点となるのですか、そんなようなことですから、これは当然、来年4月からですから、それぞれ医師会なり歯科医師会等々の各機関の自主性に託す形になると思うんですけども、市としてこの辺を中心に回したいというようなことのように受け取りました。これはぜひ積極的に市民に情報として流していただいて、気軽に相談ができるようなそんな施設に、また拠点にしていきたい、これを要望しておきます。

それから、介護支援センター、24時間ということでちょっと余りはっきりしたあれがなかったんですけども、保健所の跡、このいわゆる保健・福祉センターの中に福祉事業

団が入る。そこを在宅介護支援センターというような計画が、今出されていますね。人の面に、今度はなるんですけども、通常どこでもやられているような、そういった24時間体制のセンターとしてスタートできるのかどうか、その辺の点をもう1点確認したいと思います。

それから、組織のことですけども、いつも部長の御答弁、どなたもそうなんですが、検討ということで終わってしまうんですが、ぜひこれは確かに組織の肥大化につながるかもしれませんけども、そうじゃなくて、今が逆に窓口が煩雑でもって大変じゃないかなというような気がするんですね。ですから、そういった必要性に応じて窓口をつくってもらえば、逆に今度はやりいいんじゃないかな、こういうことも行政改革の中——行革、行革というところとちょっと一方では必要性があるし、かといって、こういった福祉のサービスという面では、もちろんこだわってはいけませんけども、再編とか現有勢力の中でできると思うんですね、実際にやっているわけですから窓口で。ですから、そういう内部のあるいは部と部の間の中でのやりとりあるいはやりくり、そういった調整で、私は十分できると思うんです。ですから、その辺をぜひ言っていただきたいというふうに思います。

組織の改革についてはそういうことで検討していただくということですから、結構でございます。日野市の保健・福祉計画のサービス、いろいろずっとホームヘルプサービスから最後の在宅介護支援センターまで、これを整理しますと、それぞれ平成12年度の目標値が出ているわけですね。本当に今、できるのかなというような心配がないんではないんですが、今やっている最中ですから、まだ終わっていませんから、ぜひそれは努力していただいて進めていただきたい。今、65歳以上、たしか11.2%ぐらいになるんですかね、今ね。16万3,000人として1万8,000名だといいますから、そのぐらいになるんですか、11%超えていますね。そんな数値になっていますので、一気に今度は上がっていくでしょうから、いろんな相談が来たときに戸惑わないように、サービスの面の充実をしておきたいと思います。

1点目について、もう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 老人福祉課長。

○老人福祉課長（入手 喬君） 1点目のネットワークづくりでございますが、ネットワークづくりというのは最終的に福祉の風土づくりともつながってまいりますし、それをやらなければ全体がうまく機能していかないということは、今、議員さんがおっしゃられたとおりでございます。私どももその方向に向かいまして、地域の方々の協力をぜ

ひいただきまして、今後あらゆる団体、いろいろな団体に呼びかけをいたしまして、ネットワークをつくっていくように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。

最後に、ちょっと市長にお聞きしたいんですが、保健・福祉計画の中で老人保健施設、これの平成12年度達成目標というのがベッド数で出されているんです。227ベッド、こういう数字が出されているんですが、これが施設にしたら、施設ですから数で何カ所ぐらいになるのか。市長のお考えをお聞きしたいと思うんです。これも、この7月に喜楽園の園長さん、市川園長さんからお話があったことなんですけども、日野市は余りにもそういう施設が少な過ぎますねというお話だったんですね。今、有事の際に地域住民の協力を得ることができる範囲というのがある。さらには、地域で十分に視野に入れられるという、そういったことなんですけども、それができる施設をつくる必要があるんですよというようなお話があったんですね。

これは偶然にも、東京都が新ゴールドプランでそれを踏まえて考えた数字とほぼ拮抗しているんですね。東京都では、この老人福祉施設、いわゆる高齢者施設、在宅介護支援センターという形で見ているんですが、600カ所つくりたい。これをずっと人口別に見ると、日野市に当てはめると中学校区に1カ所の割合になる。市川先生がおっしゃったのも、人口一、二万単位で小規模でも多機能を持った高齢者施設を整備する必要があるんですと。この規模で介護を要する高齢者数は100から200人だと言っています。そうすると不測の事態が起こっても、地域で十分に視野に入れることができる、こんな分布なんですよということなんです。日野市の人口が16万3,000人、2万人に1カ所として8カ所。ちょうど中学校区に1カ所、こんな数字になるんです。

先ほど申し上げましたように、平成12年にはそういう老健施設が227ベッドというふうに出ていますけども、施設が何カ所か。市長、どうですか、その辺の市長が今お考えになっている平成12年度までに、このぐらいのそういった高齢者施設が必要だと。できるできないは別に結構ですから、どのようにお考えになっているのか、ちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） これまでも申し上げてきておると思っておりますが、御指摘のとおり、ちょうど中学校区1施設、8施設をと早く到達をしたい、このように原則的

には考えております。

○議長（土方尚功君） 奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君） ありがとうございます。

中間ですから、私だけかもしれませんが、実際にこの保健・福祉計画の進捗状況が非常に心配でございます。果たしてこのままいくのかどうか。もちろん担当部局は御努力されることは十分承知をしておりますけれども、財政面的なこと、我々が余りそこまで気を使うこともないし、要は税金がうまく還元されればいいわけですから、本当に高齢者がふえてきて、もうどうしていいかわからない。介護する方も、非常に今大変でございます。この間も宮沢議員の方から、12月3日の例の橋幸夫さんのお話がございました。私も2階の隅で聞いておったんですけども、私が受け取ったのは、橋幸夫と我々とはちょっとレベルが違うのかなと。私どもは、例えば年寄りと一緒にずっと同居している。ですから、元気なことよく知ってる。それから、急にこうなったという。片っ方は痴呆症になってから引き取ったものですから心構えが違うという、いろんなそういう差はあるにしても、あれだけの方が集まってきて立ち見席までできて真剣に聞いていた。涙を流していたということになると、ああいうのを見ますと、本当に高齢者のこういう福祉の問題、深刻でございます。

市長が、今、12年に向けて8館が早くできるように努力をしたいということでございますから、そのことを信じていきたいと思います。

いずれにしましても、今できているものはすぐ整備をしていただきたい。できるんですから、そういうものを市民の方に、今、日野市の高齢者施策はこんなになっていますよ、こういう厚い本だけでは読まないんですね。ですから、何かわかりやすいような感じでもって漫画的なものでもいいですから、何かあったらすぐ情報をくださいとか、地域でもってそういう方がいたら、そういう方をつけて、市長はこの中では地域連帯のことをマンパワーと言ってますけれども、そういう地域をうまく活用しながら、本当に不安のない生活を送っていただきたい。こんな形でもって早急にこのネットワークづくりをしていただいて、何かあったらすぐ情報をいただける、また聞きに來れる、こんなムードづくりだけはぜひ、お金がかかるわけじゃございませんから、早急に整理をしていただきたい、このことを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって19の1、「地域福祉のネットワーク」づくりの推進をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時56分 散会

12月11日 水曜日 (第6日)

平成8年
第4回定例会 日野市議会会議録 (第36号)

12月11日 水曜日 (第6日)

出席議員 (29名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
16番	天野輝男君	17番	奥住日出男君
18番	橋本文子君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	内田勲君
22番	馬場繁夫君	23番	夏井明男君
24番	黒川重憲君	25番	福島盛之助君
26番	旗野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員 (1名)

15番 土方尚功君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	保険年金課長	小 寺 瑞 彦 君
老人福祉課長	入 手 喬 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 本 間 ムツ子 君

議 事 日 程

平成8年12月11日（水）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時03分 開議

○副議長（鈴木美奈子君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問20の1、遅れ、遅れの豊田南区画整理事業の実施計画は、現在どのように変更されているのかの通告質問者、内田勲さんの質問を許します。

〔21番議員 登壇〕

○21番（内田 勲君） 皆さん、おはようございます。通告に従いまして質問を行います。

本題に入る前に、市長の方をお願いをしておきたいと思うんですが、今回も本会議が始まりまして、何日か過ぎましたけれども、この間に、市長選を前にしてか、森田市長、相当神経が高ぶっていると見えまして、挙手もしないで、議長に指されもせずに発言をしたり、振り向いて、せっかく答弁している部長をどなりつけたり、いろいろしていただきますけれども、私の場合はそういうことは許されませんので、十分注意をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本題に入りたいと思います。私の住んでおります豊田地域には、豊田南区画整理事業を通して、住みよいまちづくりを進めようと、積極的にこの事業にかかわりを持ってきた豊田南まちづくりの会がございまして。当会は、商店主の方や、農家の方、または現役のサラリーマン、そして元サラリーマン、あるいは主婦等々、さまざまな立場の市民で構成されておる会でございまして。年間の取り組みの中では、行政の協力のもとに、先進市の区画整理事業や駅前広場の再開発事業等の視察や、または庁内の関係部課長との懇談会等、実施してきております。この間、都市整備部の部課長や、上下水道部の部課長には、休日にもかかわらず御出席をいただき、本当に感謝を申し上げる次第でございまして。しかし、一向に進まない区画整理事業や、公共下水道事業については、地域住民から強い不満が出ております。また、担当部課長が交代することにより、現状説明や今後の進め方等々に大小のずれがあり、混乱をする部分がありますので、これらの点について、再度確認をする意味もありまして、今回の質問を取り上げました。

それでは早速ですが、まず次の項目についてお尋ねをいたします。5点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目は、計画に対する進捗状況と遅れている理由。

2点目、豊田駅南口商店街の再配置と移転計画及び駅前広場についての考え方。

3番目が、公有地の有効活用についての考え方。

4番目が、地下駐車場は計画どおり進めるのかどうか。

5点目が、用水や貴重な植物の保存をどう考えているのか、以上5点について御答弁を願いたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田勲さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） まず第1番目の、進捗状況と今後の進め方でございますけれども、豊田南の平成7年度末の進捗率は、事業費ベースで12.6%ということでございます。今の財政状況等を考えますと、当初よりおくれを来しておるわけでございますけれども、それには豊田南、前段では少し、換地のことについて手間取りましたということが一つ、それから次の段階では、財政状況等の中で、特に国や都の補助金、それから保留地の確保の段階で、なかなか思うようにいかない部分がございました。そこで、このままではなおおくれを来すということでは、豊田南区画整理事業で、いいまちを、住みよいまちをつくっていくということの中では済みませんものですから、まず豊田南の場合には、国道の予定地から駅前に向かう3・4・19号線という都市計画道路がございます。この道路の建設を早く進めようと。そうしますと、いわゆる駅付近の皆様方への利便性もさることながら、やはり防災上も早く解決していく必要がございますものですから、3・4・19号線の駅前への道路をまず確保して、そのためのことを集中的にやっていく。それから段下につきましては、かなりのペースで、事業費は先ほど12.6%でございますけれども、段下については、かなりのペースで進んでございますものですから、それをつなぎ合わせるという意味で、なるべく段下もある程度進みますけれども、集中的にはそのように進めたい、このように考えております。そのために、収入の確保につきましては、なるべく保留地の処分を早く、それから新都市建設公社の立替金等をもう少し有効的に利用して、このような形で収入の確保に努めてまいりたい、このように考えております。

南口の商店街の再配置ということでございますけれども、南口の皆様につきましては、換地の部分で若干のまだ課題がございますけれども、おおむねの落ちつきを見せておる、このように判断をいたしまして、一つは広くには、駅前広場に面する四つの街区についてこのまま建て替えるのではなしに、共同ビル、最終的には法定再開発等までいけばい

いなと、そんなようなことで、資料提供等しながら勉強会を進めているところでございます。とりわけ、いわゆる立体換地ということで、駅の東側の部分の換地の皆様には、具体的に立体換地という形で、地元の皆さんにもその床に入ってくださいまして、市の一定の公共施設等、公益施設等もそこに入りました立体換地でのビルの建設を考えております。いずれにいたしましても、これからの豊田駅の付近での商業活動、事業活動が安心して進められるような、また楽しいショッピングができるような、そういうまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

それから、土地の有効活用でございますけれども、保留地につきましては4万平米予定してございますが、事業用地でございますので、事業のために、早く開店をするために、なるべく早く処分をしていきたい、このように考えております。

地下駐車場でございますけれども、地下駐車場につきましては、都市計画決定、事業決定をしてございます。先ほど3・4・19号線の開通を早期にということで進めておりますので、それにあわせまして、ほかの補助金を入れて、ここには進む予定でございますので、現在のところ、予定どおり進めていきたいと考えております。

豊田南のまちづくりをいたしますときの一番の入り口は、住みよいまちをつくる、あわせて、豊田南の自然の材料といたしましては、あそこには立派な、きれいな用水がございます。それから崖線沿いの緑がございます。当初の段階の事業計画では、ある程度そこを少し改変をして、まちづくりをしようということに考えてございましたけれども、その後、事業計画の変更をいたしまして、なるべく用水は残すように、それから崖地のところで、必要最低限以内のものについては、崖地の緑を残すよう、そういう形を今、事業計画の変更を終わっております。あわせて、ふるさと顔づくりということで、区画整理事業に関連する違う補助金を、特別に国の補助金をいただくような形で、さらにあの用水が発展的にまだまだ広がりがあるような、そんなような形のまちづくりを基本的には考えて、現在、そのために進んでおる状況でございます。貴重な植物、貴重な用水がなるべく残るというのを基本にしながら考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） ありがとうございます。

それでは再質問をさせていただきます。まず1点目の、進捗状況なんですけど、おくれしていることにつきましては、いろんな理由があると思うんですが、とにかくできるだけ早く進めてほしいということを要望しておきたいと思うんですが、その中で3・4・19号線ですね、豊田駅南口から浅川に向かっての道ですけれども、これを早めるというこ

とですので、これは非常に豊田地域の中では住宅が密集しているところでございますので、ここに手が入ってきますと、いよいよ区画整理が始まったなという印象は非常に受けると思うんですね。それから、その道ができることによって、非常に駅へ行く方々の利便性というのも出てきますので、区画整理のいい点が早目に見えてくるんじゃないかなと思いますので、ぜひこの進め方につきましては実行していただきたいなと、こういうふうに思います。

それから、さらに今、南口のところの中でも、既に市の保留地であるとか、それから一部もと畑だったところとか、それから会社の寮であるとかがありまして、比較的大きな建物がある部分がございます。この辺の大きな建物を二つ三つ早目に浅川の方の換地のところに移動しますと、相当なスペースが出てくると思いますので、その辺もあわせてやれば、南口の駅前の区画整理がかなり進んでくるんじゃないかと思いますので、それもぜひ検討していただきたいというふうに思います。この辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから2点目の、商店街の移転計画あるいは駅前広場の件でございますが、私も豊田南の方々と、特に先ほど言いました会の方々を通じまして、いろんな御意見を聞いているんですが、その中から出されることであるとか、あるいはそこに入っていない商店街の方々を見ていまして、どうもこの駅前の商店街の方の中には、土地を借りている方、あるいはお店を借りている方、こういう方がいますので、この方々が、なかなか区画整理の輪の中に入ってきていないんじゃないかな、こんなふうと思うんですね。ですから、比較的商店街の方が区画整理について余り関心を持っていないといいますが、どうせすぐできないだろうとか、あるいは、もうこのお店も自分の時代で終わりだということですので、新たに投資をして新しいお店に入るとか、自分のお店を建て替えるという意欲が余り感じられないんですね。そういう中で、先ほど部長が言われていたような構想を持っていても、なかなか話に乗ってこないんじゃないかと思うんですが、その辺は今後、どういうふうに進めるのか。本来ですと、もうこちらの方、相当進んでいないと、意外と時間のかかる部分じゃないかなと思っているんですね。それが住んでいる方々がそういう姿勢ですし、市の方の対応も、なかなかそこへ手をつけていないということがありますので、これも至急やらないといけないことじゃないかなと思うんですが、この辺の進め方について再度お伺いをしたいと思います。

それから、保留地の有効活用なんですが、最近は南口に放置自転車等は非常に少なくはなっておりますけれど、まだ大分駅前に放置されている自転車がございます。そ

れから、駅前にちょっと買い物に來たり、あるいは喫茶店等でちょっと話をしようというこゝで來た方が、自転車を置く場所がないんですね。市の駐輪場もできますけれども、これは月極めですので、ちょっと30分、1時間預けるというわけにいきませんので、どうしてもそういう人たちは、お店の前であるとか、駅前に置かざるを得ないんですね。しかし、その駅の近くには、公有地といいますか、保留地といいますか、いろいろあるんですね。そういうところを今は囲いをして、草が生えほうだい生えているような状況ですので、ぜひそこを開放して、自転車ぐらゐは置けるような形にしていいただければ、非常に助かるんじゃないかなというふうに思います。それと、そういった保留地が、あるいは公有地が、草が伸びほうだいなんですね。でも、毎年のように私は、関係部署に草刈りをお願いしているところなんです、市民の方からそういう聲が來て、私もやっている面が多いんですけども、市民の方から言われるまでもなく、積極的に管理を十分やっていただきたいなということをお願いしておきたいと思います。したがって、この3点目については、この有効活用について、そういった土地を開放する気があるかどうかお聞きしたいと思います。

地下駐車場でございますが、駅広の下に駐車場ということですから、駐車場があれば便利なのはわかりますけれども、この駐車場をつくることによって、相当費用がかかるわけですね。そのために、その出入り口の道路幅も広げなくてはいけないということで、費用並びにその用地確保にもいろんな工面がされなくてはいけない点があると思うんですが、そういった投資効果ですね、費用をかけたり、時間をかけたり、いろんな苦労してつくった割に、本当に利用者がそんなにいるんだろうかというふうに思うんですね。今、豊田の南口には、朝は相当、出勤される方を家族の方が駅まで車で送ってくるというケースが見られるんですね。こういう方々がこれから駅前に車を預けて、それで通勤なりするのかどうか。人によっては、自宅へ帰って有料駐車場へ置いて、また昼間は昼間で、駅前の有料駐車場へ置くと。二重に駐車料金を払うような方がふえると思うんですね。そういう中で、本当にこれ、つくっても、利用者が、市が考えているほどいるんだろうかということもちょっと懸念されるんですね。予算等に余裕があれば、もちろんつくっていただければありがたいんですが、その辺の投資効果との問題を、このバブルがはじけた現在、もう一度見直す必要もあるんじゃないかと。場合によっては、規模等も考え直す必要があるのかなというふうに思います。その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

5点目につきまして、用水と貴重な植物ということでお尋ねしましたけれども、これ

は森田市長にもお聞きしたいんですが、市長が言っております緑と清流ですね、この清流というのは、どの部分を言っているのか。日野に隣接する多摩川、あるいは浅川も含まれるのかどうか、その辺をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

それから、植物等もできるだけ保存をしていきたいということなんですが、現在、既に浅川の堤防近くは、以前田んぼであったところを、土を入れて、堤防の高さに合わせてきております。今までの堤防の北側ののり面、この辺がすべて埋まってきております。しかし、あの堤防を歩くときに、いろいろこう見てみますと、かなり貴重な植物が、雑草とまじって生息しているんですね。この浅川の南平の方の堤防については、趣味の会の方々が、場所場所によっては、さくをして保存をしているところがあるんですが、北側には余りそういうのは見られ——余りといいますか、私、見ていないんですけれども、そういう手が打たれていないと。しかし、よく見ると、先ほど言いましたように、非常にかわいらしい花が咲いていたり、年々減っていくような山野草も残っております。見る人が見ればわかるんですが、余り興味のない人を見ると、どれも雑草に見えると思うんですが、恐らくこれが15年、20年先になりますと、貴重な植物ということになると思うんですが、それが無造作に埋められてしまっているんですね。ですから、あと残された堤防、これからも埋める部分が出てくると思うんですが、そこに生えているような植物ですね、どれが貴重かということは難しいと思うんですが、それを抜くのは大変ですから、埋める前にそっくりはいでしまって、雑草ごと今後、この区画整理地内に建設予定の公園の一部にそういうものを、はがしたものをそっくり盛って残すというようなことをしたらどうかというように思うんですが、その点についてどんなふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

とりあえず、以上5項目についての御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 第1点目につきましては、めり張りを持った事業の進め方をしようという内訳につきましては、いわゆる具体的には、3・4・19号線のあけ方をどういふうにしていくのか、かなり駅付近には密集をしてございますものですから、その家の移転計画等がかなり複雑でございます。実はそこを先にやるための実質的なそういう実施計画というものを今作成中でございます。そうしますと、御指摘にございました空き地の部分について、かなりそこに仮移転をしなきゃいけない部分もございまして、空き地のまま、そのままある程度ほかへ利用できるというものもございまして、もう少し時間をいただきまして、駅前へ進むべき3・4・19号線並びに、

それにアクセスします、付随します各道路の生活道路につきましては、実施計画をもう少し練りますので、その段階で用地の利用がほかへ当分の間、できるものについては、なるべく土地の有効利用をするのが当然でございますので、そういう形で御理解いただければありがたいと思います。もう少し時間をいただきたいということでございます。

それから、商店会の皆様は、特に借地借家の方が豊田の南口には多いわけでございます。私どもの反省といたしましては、今まで、もう少し緊張感を持ったような形での説明に欠けていたのではないかな、ということは反省してございます。そこで、今までは大家さんと借地人、借家人の方との調整がかなり、換地も含めていろいろございました。一定の落ちつきを見せましたものですから、もう少しきめ細かく豊田南の駅付近のまちづくりについて説明をしなきゃいけないということと、商店会の皆様には、今までも話しておりますけれども、もう少し回数を重ねてというようなものを考えております。それから、これからは、より自分お一人ひとりの今後のことになりますものですから、きめの細かさも、将来展望を踏まえた上で、もう少し専門家等の御意見もその中に入れながら、今後の商業・事業経営についてのことも踏まえた上での地元の皆さんとの話をしていきたい、このように考えてございます。

それから、駅付近の駐輪場等への転換につきましては、先ほど申し上げましたようなことを踏まえて、もう少し長く、空地があるところについては、なるべく有効利用を図っていきたい、このように考えております。地下駐車場につきましては、事業決定をした段階と環境的にかなり違ってきております。まちをつくった時点での需要供給の関係も今後かなり、いわゆる日本の社会がバブルの崩壊で変わったということが一つ、それから地価でございます。土地の方の値段でございますけれども、やはり昔は、公共用地の下を、地下を掘って行って、そこへ駐車場をつくるということのメリットがあったわけでございますけれども、特に商業地の地価の下落がかなり激しくございますので、そうしますと、わざわざ地下に大きな費用をかけてというようなこともございます。そういうようなことを考え、またまちづくりの状況等考え、今のところは決定されているのは、基本計画の段階でそのように決定しております。今後、その時期になりましたら、当然のことながら、実施計画をつくるわけでございますので、その時点で、いわゆる状況の変化に応じたものの整理をしまして、進めるべきは進めていきたい、このように考えております。

植物の件で、私が答えた方がいい部分についてだけ答えさせていただきますと、豊田南につきましては、東京都の環境影響評価条例に基づきます、環境影響評価を行ってご

ざいます。事業の一定の進みました段階では、事後調査というのを条例に基づいて行うようになっております。したがいまして、今御指摘がありましたことにつきまして、事後調査の段階で、今のような植物についても、また調査をし、必要であれば、必要な措置をしなきゃいけないのは当然だと考えております。５番目につきましては、私の方は以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市がまちづくりの柱として、「緑と清流を取り戻そう」というスローガンを掲げております。緑の概念は、いわゆる植物の、あるいは樹林地の緑ということでありまして、それから清流と申しますのは、日野市が恵まれております背景である河川、それから用水、その他の水路、それらをすべて水の流れるところには清流を取り戻そう、こういう考え方でありまして。清流といいます内容は、言うまでもなく、見た目に自然水として清潔な状態であること、そしてまた、生態系として動物や植物や微生物が生活できる、こういう自然の姿を指摘しているつもりであります。特別の指標というよりも、ごく自然な指標で結構ではないかと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君）　　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　　どうもありがとうございました。

大体考えはわかりました。最後の植物の保存の件なんです、公園に堤防の植物を移すという点についてはいかがでしょうか。

○議長（土方尚功君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　　手続上のことは先ほど申し上げましたけれども、その中で、事後調査の中で、当然仮にそういうものがあるといえますれば、豊田の中に公園が何カ所もできますので、移すことによって、うまく生き続けるというか、そのまま移植することが可能であれば、そのようにしたいと考えております。

○副議長（鈴木美奈子君）　　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　　それではもう一度、５点について申し上げておきたいと思うんですが、まず進捗状況との関係なんです、とにかくこの地域は、当初は猛烈な区画整理の反対運動があった地域なんですね。それが市の方の御努力と、地域住民のいろんな勉強会の中から、区画整理に賛成していこうということで、今積極的に参加する市民がふえてきているわけですが、それにしても、この進捗状況が思った以上におくれておりますので、いろんな問題が出てきているんですね。例えば、増改築をしたいけれども、してもまた移転するようであるということから、それが３年先なのか、５年先なのか、

10年先になるのか全く見当がつきませんから、待つべきなのか、進めちゃうべきなのか、そういうふうに迷っている方がたくさんいます。既にそれを待ち切れなくて、市の方をお願いに来て、一筆約束事をとらされて、それで新築した人もいますね。そういう状況でございます。ですから、おくれることがいろんな理由があるかと思いますけれども、おくれることによって、非常に迷惑をする方がいますね。市のこういった施策に協力しながら、自分に非常に大きな、一生のうちに1回あるかないかの建て替えであるとか、新築を持つ、マイホームを持つというような方が、なかなか持ちにくいというようなこともありますので、とにかく一日でも早く進めるような形をとっていただきたいということを再度要望したいと思います。

商店街につきましても、今部長がお答えになりましたように、いろんな環境の商店主がおるわけですね。そういう中には、もちろんそれで生計を主としている人がおりますけれども、中にはむしろ、生計のためというよりも、生きがいとしてやっているような方もいるわけですね。そういう方は、恐らくこの区画整理を境に、そういったお仕事もやめなきゃならないだろうという方も出てくると思います。そういう人たちに対して、どのように説得していくかというのは非常に難しいと思うんですね。ですから、これは本当に誠意を持って、積極的に行政がまちへ出てきていただきまして、そういう、特に借地であるとか、借家の方ですね、そういうテナントに入っている方々についても十分な配慮をしていただきたい。今までは、地権者とは多少お話はしていると思うんですが、そういった人たちとの話し合いが非常に欠けているんじゃないかと思いますので、ぜひこれは積極的にやっていただきたいというふうに思います。

それから最後に、5点目に言いました用水の件でございますけれども、ぜひ、現在ある用水を、区画整理の中で埋めるようなことなく、市長が先ほど言っておられましたけれども、なるべく自然の形でぜひ残していただきたいというふうに思います。

それから植物についても、これは今堤防にあるのは、野草といっても、雑草に近いものですから、恐らくこれ、そっくりはいで、一たん保留地等に移しかえておいて、公園ができたときの一部に、もと浅川にあった植物ということで、ある一角を指定して植えていただければ、十分移植はできると思いますので、ぜひ研究をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思うんですが、次は道路関係と下水道の件でございますが、御存じのように、この地域内には3・3・2号線が予定されております。それから3・4・19号線ですね。あるんですが、まずこの3・3・2号線が国

道だということなんですね。八王子の高尾の方から町田街道からずうっと、西から東に来て、最後は八王子の北野の卸売センターの横を通って浅川に橋をかけて、平山に入ってきて豊田を抜けていくと。で、万願寺を抜けて国立インターチェンジ方面に抜けていくと、こういう道路でございますが、国道だというお話は聞いているんですが、私たちが調査した中では、まだ国道という認定はされていない。それから特段申請も出ていないというふうに聞いているんですが、本当にこれは国道なのかどうかですね。それから今、そういう準備がどのぐらいまで進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

それから3・4・19号線は、具体的にはいつから着手するのかですね。先ほど、こちらの方を早めるというお話でしたけれども、実際に着手するのはいつかということをお伺いしたいと思います。

それから3点目が、下水道事業でございますけれども、これを毎回、本会議の委員会の中で、前回の市長選のときに、5年後には下水道100%にしますという、森田市長の側のいろんな政策の中で書かれているわけですね。それは市長のきのうの答弁では、それができていないからと、そんなに市民に悪い影響を与えていないようなニュアンスの話をされましたけれども、確かに一步一步進んでいることは進んでおりますけれども、特にこの豊田地域というふうに限って見たときに、同じ市民の中で税金を払っているんですが、この豊田の方は、下水道の上では、本当に恩恵を受けていないと思うんですね。区画整理の今対象になっているこの範囲だけ見たときに、下水道は何%進んでいるのか。確かに一遍にできませんから、どこかが先で、どこかが後になると思うんですが、何で豊田が一番最後なのか。恐らく豊田ができなければ、平山もできないと思うんですね。要するに豊田と中央線と浅川の間ですね、平山なり豊田の地域が日野市の中で一番後になるわけです。恐らく90%下水道が普及しても、豊田にはまだ下水道ができていないと、こういう状況じゃないかと思うんですね。何で豊田がそうならなきゃいけないのかと。それを聞いても無理な話だと思いますけれども、したがって、どうせ豊田が最後になるのであれば、それは順番でしようがないと思うんですが、その遅くなる時期を少しでも早めていただきたいと思うんですね。それから、下水道はおくれたけれども、そのかわり豊田にはこういうものをつくりますよというようなこともあっていいんじゃないかと思うんですね。今豊田には、中央図書館がございまして、そのほかには特段、市民が楽しみにして使うような施設もございません。したがって、もう少し豊田の地域には、別な意味で税金の還元をしてもいいんじゃないかなと。その辺についてお考えがありましたら、これはぜひ市長にお伺いをしたいと思います。

それから、その下水道の少しでも早めていただきたいということにつきましては、通常は、区画整理で道路をつくって、そこからまず本管を埋めていくわけですね。しかし、この豊田の区画整理事業地内には、既に区画整理が終わった状態に近い形の第一豊田荘地域と第二豊田荘地域がございます。ここはもう道路が区画されているので、この区画整理の対象地域から外されているわけですね。ですから、もう既に、その中には本管を埋めてもいいはずなんですね。ですから、せめてそういった地域だけでも先に道路の中央に下水管を埋めていただきたいんですね。生活排水はそちらへ流すと。で、それがずっと流れて下へ行った場合には、まだ先ができていませんから、現在U字溝から来て流れているところへ合流させて、現状のとおり、最終的には現状の流れになるんですが、その第一豊田荘なり第二豊田荘の地域内だけは、もう下水ができていような形がとれるんじゃないか。将来、その出口に公共下水道の本管が来たら、それにつながんというようなことをしていただければ、現在のように、雨水と生活排水が同じU字溝に流れ込んで悪臭を出したり、あるいは1週間に一遍、あるいは月に一遍にという形で、住民が掃除をしているわけですね。そういうことも、生活排水さえその下水道の方へ流していただければ、そんなに掃除もしなくても済むし、においもなくなるんじゃないかと思えますので、ぜひ、その程度のことは先にやっていただきたいということを思っておりますけれども、その点について検討していただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

以上3点についてお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君）　都市整備に関する方を先に御説明をさせていただきます。

いわゆる甲州街道のバイパスといたしましては、日野バイパスというのがございます。それは現在、万願寺の区画整理事業からこの市役所の前を通過して多摩平団地の中に抜けている日野バイパスというのがございます。日野バイパスにつきましては、建設省の内部手続として、事業に着手する場合、ルート承認というのを建設省の内部事務で行われるわけですが、当然、日野バイパスにつきましては、そういう事務が行われていまして、ずっと事業化をして、進められるところについてはかなり進んでおることとでございます。お尋ねの豊田南地区につきましては、市役所の前から、川辺堀之内の地区から八王子の方に向かいますが、八王子南バイパスと建設省の中では区分をして呼ばれている地域でございます。この八王子南バイパスにつきましては、建設省がそのように呼称をしているということとでございますけれども、このいわゆるルート承認の手

続がまだされておりません。区画整理の事業上は国道ということで、国からの補助金、国からの負担金等をもらう手続をし、今もそういうふうにやってるおるわけですが、実際に着手する側でのルート承認等については、まだ建設省がいたしておりません。そこで、このルート承認、早く着手をしてもらうということは、ここ数年来、ずうっと機会あるごとに理事者が行って、国等へも説明をし、その促進をしているところでございます。一番近い時期では、この12月に入りましても、相武国道事務所の方に自治省が参りまして、行く手順を整えつつあります。そういうことで、この3・3・2号線につきましては、早期に国側で責任を持って着工してもらいますまでの間は、区画整理側では仮にという形の中で、その付近の整備をしていきたい、このように考えております。

あと3・4・19号線の着手の時期はいつかということでございますけれども、平成9年度に着手を——結論からいいますと、平成10年度からちゃんと着手していきたい。来年度の中で、その準備をし、口をあける程度はしていきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、かなりの家の移転をしなければいけませんし、その仮移転先から含めると、もう少し計画を練る必要がございますものですから、9年度には準備をして、10年度から進めていきたいと考えてございます。

私どもの方は以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 上下水道部長。

○上下水道部長（清水啓治君） 第一、第二豊田荘の生活雑排水だけでも流せるようにというお話ですが、雨水管が入るか、あるいは污水管が入るかという形になるんですが、雨水管につきましては雨が専門でございます。それから污水管につきましては雑排水、あるいは污水が入るわけですが、その辺が、暫定的に入れることによって、どういう使い方ができるかどうか、この辺あるいは下流の方の接続がうまくいくかどうか、早速ちょっと検討してみたいなというふうに思っています。いずれにいたしましても、少しでも早くに使えますように、調査をしてみたいというふうに思っています。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 担当で一応お答えをしたと思いますが、いわゆる3・3・2号線、別の名前は国道20号線のバイパスであります。したがって、現在の事業の管理は、まだ東京都段階に置かれておるわけですが、間違いなく将来は国道として位置づけられる大きな交通体系の一環であるということになります。

それから豊田区画整理事業、かなり欲張った形で中央線から浅川の水系まで広域にわ

たって区画整理事業を進めておる段階であります。日ごろ申し上げておりますとおり、区画整理の地域といたしましては、今申し上げました3・3・2号線、あるいは豊田の公共施設の大きな存在であります第二小学校、これらのちょうど豊田区画整理事業の中心的公共施設と申しましょうか、用地を、坪でいえば1,000坪、平米で申しますと3,000平米、これらを保留地として設計をしております。したがって、区画整理事業では、またそれを市が買い取ることによって、財源を提供する、財源を負担するという形にもなるわけですが、いわゆる複合文化施設、三つの国政事業にそれぞれ事業の完成の中心という役割を果たすような、そういう公共的複合文化施設をつくるという計画であります。

それから、豊田の駅前、現在区画整理中ではありますが、その上に再開発を施行するという予定も流れておるわけでありまして、したがって、日野市の一つの顔となるような公共建築物、特に会合のできる会場を持つ、また、宿泊あるいは食事のできるような、そういう施設をぜひ誘導したいというふうには考えておりますが、今のところまだ、特定をするという状況ではございません。そういう将来にわたって、多摩平側とのいわゆる歩行者による交通体系を整えて、活力のある状況をつくり出すというふうに目指しておる次第であります。いわゆる商店街形成が、地主さん、あるいは建物の所有者、またその中の入店者というふうな、かなり複雑な状況も現実にあるわけであります。区画整理の場合は、地権者というのを主なるかかわりになって事業が進められるものですから、借地者はまだともかくといたしまして、特に入店者というのは、直接にはかかわりのないような形ではありますが、私はこれが一番いけないと思っております。民法関係のことにもなるわけですが、きちんとした将来像を描いて、また描けるようにいろいろな計画を仕組んで、そしてどなたにも御不満や批判が残らないような、そういう総合的なまとめ方をしていかなきゃならないという課題があるわけですが、ぜひそのように理解をいただくとともに、また御協力を願ういろいろな手だてをつくっていききたいというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） それでは、今の3点についてもう一度お願いと再質問をさせていただきます。

まず1番目の、3・3・2号線につきましては、ルート申請もしているということなんですが、これからも積極的に進めて、その辺をはっきりさせていただきたい。それと、できるだけこれも、この道路の工事には早目に着手をしていただきたい。要するにこの

地域に東西南北の広い道路ができれば、相当この地域の交通の便もよくなると思いますので、とにかく道路を早くつくるということに積極的に取り組んでいただきたいということは要望しておきたいと思います。

それから、下水道事業については、検討するということでございますので、ぜひ真剣に検討していただきたいというふうに思います。次回聞くようなときには、スケジュール等も聞くつもりですが、きょうは突然の質問ですので、そこまではお聞きしませんけれども、早急に検討して、いつごろからできるかどうかということを、返答をまたいずれお願いしたいと思います。

最後に市長にもう一度お尋ねしますが、この下水道事業100%完成というのは、市長としてはいつごろを考えているのか。先ほど言いましたような、選挙ビラでは5年後ということなんです、それはもう、とても無理な話ですけれども、また来年になると市長選が始まりますので、この辺で、またいいかげんな数字を出されると困りますので、現在市長は、この下水道がいつごろ100%できると考えているのか、直接市長の考えを聞きたいと思うんですが。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 早ければ早いほどいいことはもちろんでありますし、いろいろ前提となる道路の整備、それらもあるわけでありますから、私は80%程度に到達することは、かなり目標の中にいえるというふうには思っておりますが、100%というのは、完全に、いろいろ手順があって、完成をしてできることであります。したがって、5年という考え方、8年という考え方、10年という考え方、それぞれ理由なしとしないと思っております。できるだけ早くということが一番具体的な目標だというふうに思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） いろんなことを市長は言いましたけれども、市長が直接言ったかは別として、市長が選挙に立候補したときのビラの中に、5年後は100%ということを書いてるんですよね。選挙のときには、それだけははっきり言うのに、どうしてここでははっきり言えないんですか。何か5年か、7年か、10年かなんていう言い方をしていますけれども、とにかく100%といった場合に、その100%を市長はどうとるか、市長の考えで結構ですから、これ、市長選のときに大事なことなんです。我々もこれから市長選闘うのに、下水道はどのぐらいにしようかというのを考えなきゃいけないでしょう。森田市長も恐らく出るんでしょう、また次回。そのときに、また3年後だと言われても

困るんでね、市長が言わなくても、市長を応援する人が適当なことを書く場合もあるんですね。それで市民は、市長が言ったと思って、市長に入れるわけですよ。ところが、ふたをあけてみたら、全然進まないということもありますので、もう一度お尋ねしますけれども、市長、出ないんだったら答えなくても結構ですけども、出るつもりがあるんでしたら答えてください。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういうこととは全く無関係で、責任を持つということは当然でありますし、選挙陣営の公約は、もちろんまた私自身の責任でもあるわけでありますので、せいぜい努力をするというふうに申し上げるのが、現在の心境であります。

○副議長（鈴木美奈子君）　内田　勲さん。

○21番（内田　勲君）　4年前には、5年後100%ということをはっきり言って、きょうになると、はっきり言えないんですか。これが市長の考えですね。きょうの段階で、そうとっておきますけれども。で、市長、今回の冒頭に言いましたように、今回は市長、本当に初日の朝一番から相当、神経が高ぶっていたのかしれませんが、いろいろなミスをしていますよね。ある部長さんが答弁しているのに、こちらで答弁している。市長はこっちで、2人が一緒に答弁したり、指されもしないのに立ってみたり、後ろを向いてどなってみたり、相当今回、市長は神経が高ぶっているみたいなんです。何でなのかと考えたんですけど、ひょっとすると、市長の推薦母体の方で、次期市長選に向けて、候補の選考が始まって、推薦者を募って、14人だかに絞ったということなんですけれども、聞くとところによると、市長はその中に入っていないみたいですね。ですから、そこから出てくる人と、市長は市長でまた別にやるようだと思うんでね。この辺、はっきりしないと、市長、もしかしたら危ないですよ。7選はちょっと難しいんじゃないかなと思うんだけど。できれば森田市長には、ぜひ出ていただいて、勇退じゃなくて、決着をつけたいと私は個人的に思っているんですよ。ですから、市長が出ないと、ちょっと私も、熱が入らないんですね。市長、ですから、もう一度聞きますけれども、その辺、はっきり言った方がいいんじゃないですか。出る気があるんだったら、ちゃんとここで言っておいた方がいいですよ。じゃないと、また応援する人が、いいかげんなことを書きちゃうので。下水道はいつできるかわかりませんということですか。早くつくるために努力するというだけで、いいんですか、それで。もう一度お尋ねします。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　時期が来たら、態度表明も明確にいたします。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） 以上で、この質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって20の1、遅れ、遅れの豊田南区画整理事業の実施計画は、現在どのように変更されているのかの質問を終わります。

一般質問20の2、平成6年度に建設工事着工予定の（仮称）豊南橋はいつ完成するのかの通告質問者、内田 勲さんの質問を許します。

○21番（内田 勲君） この豊南橋につきましては、御承知のとおり、車道橋にしてほしいという請願と、行政の計画のとおり、人道橋にしてほしいという請願が出ております。したがって、車道橋にするか、人道橋にするかという審議は、委員会の方で十分やっていただけるというふうに思っておりますので、この場ではそれにはなるべく触れないようにしたいと思います。したがって、行政の言っておりますこの豊南橋が、現在どんなふうになっているのか。本当にこの豊南橋は、人道橋ということのできるのかどうか、その辺を明確にきょうはお聞きしたいと思うんです。この建設については、第2次基本計画の中で示されておりますけれども、いまだに姿が全く見えてきておりません。現在の進捗状況についても、ほとんど報告されてきておりません。その計画の内容は、平成3年度に基本設計を行いまして、平成4年度には調査、設計、及び測量、地質調査、平成5年度には実施計画の策定、平成6年度には工事着工と、完成がいつだか、ちょっと資料には載っていないんですが、恐らく2年ぐらしかけた平成8年度、恐らく今年度中には完成する予定だったと思うんですが、今全く浅川の土手へ行っても、特に工事しているところも見当たりません。それが現状でございます。

そこでお尋ねをいたしますが、5点ほどお聞きします。まず、橋の担当課ですね、当初、水路清流課ですか、の方に担当課があったと思うんですが、現在はどうかしているのか。まず担当課についてお尋ねします。

それから、当初の計画、現在どういうふうになっているのか。

それから、この河川管理者との協議はなされているのかどうか。もしなされているんでありましたら、その内容をお伺いしたいと思います。

それから財政計画、これをどのように捻出するのかお伺いをいたします。

それから、参考までにお伺いしたいんですが、万願寺歩道橋の建設費用は、当初の計画では、国あるいは都の補助金を受ける計画だったと思うんですね。ところが、人道橋ではということで、補助金が出ないために、区画整理費用を充当したと。私の記憶では、区画整理費用が余ったからそれに充てたというように聞いているんですが、その辺の事

情をお伺いしたいと思います。

以上5点お願いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田勲さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 豊南橋の建設についての御質問でございますけれども、豊南橋の架橋につきましては、ただいま話にありましたように、第2次基本計画の実施計画の中で、後期事業として、平成2年から平成5年に実現できる計画で調査研究を進めてまいりました。自然と調和する安全・快適なまちの施策の中で、水と親しめるまちづくりとして、二つの人道橋が計画されております。そのうちの一つの橋でありますふれあい橋は、平成3年4月に完成しております。その後、豊南橋につきましては、平成3年より調査、設計をし、平成8年完成を目指した計画をしてまいりましたが、建設省との架橋駅の協議のおくれ、建設省の築堤護岸の改修工事が継続していること、また、（仮称）豊南橋の下流に位置しております、都市計画街路であります都市計画道路3・4・14号線が現在、事業をいたしております。平成4年12月より着工いたしましたこの事業に多大な時間と資金を要することから、この架橋計画が遅延している状況にあります。また、今後の計画につきましては、各事業の進捗状況と調整しながら、架橋に向けて努力してまいりたいと思っています。平成3年に、当時というんですか、建設部の中の水路清流課から土木課の方に現在移っております。ふれあい橋が完了後、たまたま水路の職員の欠員が生じまして、それに際しまして、土木課に移っている、このような状況になっております。

それから2点目の、河川管理者との協議についてでございますけれども、管理者とは再三協議、今までしてはいますけれども、建設省の法線の決定、これがなかなか決定しませんので、平成5年、6年と延びてきております。その中で最終的な協議の中では、橋の計画位置、そういうものが決定すれば、協議いたしましょうということで、現在に至っております。

それから、財政計画でございますけれども、（仮称）ふれあい橋の場合、当初から人道橋ということで計画してきておりますので、財源につきましては、約11億ということで現在試算をしております。

それから、ふれあい橋との関連で、その財政の中で、万願寺土地区画整理の中で、その金を出しているんじゃないかというような御質問だと思いますけれども、万願寺の区画整理の場合は、区画整理法第135条に基づきまして、非常に区画整理内の利用が多いということで、約資金の80％を区画整理事業で持ち、あとの20％、これは一般財源で持っ

ております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） 担当課はわかりました。理由がちょっとおかしかったね。まあ、いずれ、理由はともかくとして、現在土木課ということですので、それはわかりました。

それから、計画がどうなっているかということですが、もろもろの理由でおくれていますと、こういうことなんですね。それで、先般の一般質問の中でも答えられておりましたけれども、市長は、この橋の位置が決まらないことに対しては、堤防の高さが決まらないからと言っているんですよ。それで、建設部長は、今も言われましたけれども、いろんな改修工事がやられているというようなところを理由に挙げていますね。私が土木課で聞いたら、区画整理との整合性を持たせたと言うんですね。全く聞く人でみんな違うんですよ、理由が。特に区画整理と整合性を持たせたなんていうのは、全くおかしい話で、これはどういうことだと言ったら、区画整理がおくれているからおくれているんだと言うんだよね。都合のいい話で、都市整備部の方のおくれていることをいいことに、それに便乗してしまおうということだと思うんですけど、これはまず違うと思うんですね。それから、改修工事や何かやっているからということもあろうかと思うんですが、それがあからいって、これから建設省のいろんな堤防の工事をやったら、もう一生これはできないということになってしまう。それはそれで理由があると思うんですが、やっぱり橋をかけるのであれば、もっと積極的に取り組んでほしいと思うんですけども、どうもそういう姿勢が感じられないんですよ。

それから財政計画ですね。どこから資金を捻出するんですかと言ったら、11億かかります、というだけだったよね。私が調べましたら、車道橋をつくる場合には、国や都から補助金が出ますね。それから歩道橋も出るんですね。歩道橋の場合、どういう場合が出るかといいますと、——あ、人道橋ですね、の場合に、特定交通安全施設としての歩道橋の場合でしたら、補助率は2分の1から10分の9出しますよというんですね。しかしこれは、大変採択基準が厳しいらしいんです。それからもう一つ、2番目が、歩行者専用道路整備事業というのがあるんですね。これは安全・快適な歩行者空間のネットワークの形成ということで、国から2分の1、それから都の方からも出ます。それから三つ目が、ジョギングロード整備事業、都市生活者の通行に加えて、健康保持増進、ゆとりと潤いの空間のためにということで、ジョギングロード整備事業でしたら、補助金を出しますと、こういうことなんです。だからいずれにしても、この三つのどれかに特定し

てもらえれば、補助金が出るということでなんですね。ところがいずれにしても、先ほど言ったように、基準が非常に厳しいそうです。ですから、当初、万願寺のふれあい橋につきましても、補助金の申請をしたけれども、見事に振られちゃって、補助金が出なかったんですね。それで、区画整理の方から、区画整理費の費用を80%ですか、それから一般財源から20%回したというんですね。私が心配するのは、人道橋をつくるのはいいと思うんです。橋がないよりも、人道橋があった方が、確実に南平の人たちと豊田の人たちは行き来できまして、お互いに南平の駅、あるいは豊田の駅を利用するにも楽になりますし、タクシーに乗っても一直線で行きますから、車道なら車の便利性も出ますし、人道橋でも歩いてでも今度は、今までだと、ちょっと歩くにはきついかないところ、直接歩いていけるようになりますから、いずれにしても、橋がかかるということが非常に市民のためにいいんですね。ただそれを人道橋どまりにしてしまうか、車道橋にするかということなんですから、そこはきょう触れませんが、ですから人道橋をつくるという前提で私、お伺いしているんですけれども、まずこの補助金を受けられる見込みがあるのかどうか、それをまずお聞きしたいんです。

それと、もしこれが受けられないということであれば、じゃあ、その資金はどこから持ってくるのか。今財政が本当に厳しいところで、私の見る限りで、まず橋に一般財源から予算を持ってこようなんていうことは、とってもじゃない、考えられないと思うんです。今後、今より財政状況がよくなるというのは、5年、10年先へいつてあるかどうかといっても、ちょっとそういう見通しもないと思うんで、じゃあ、どうやってつくるのかと思っているんですが、再質問としましては、今言ったようなところから、細かいところは飛ばしまして、理由を聞いてもしようがないので、いずれにしても、本来なら、ことしあたりできるはずの橋が全くできていない。しかもそういうことが市民には全然知らされていなくて、平成6年8月1日付の広報には、6年の8月1日といいますと、さっき私が言いましたように、どういう状況かといいますと、工事を着工していきやいけない時期なんだよね。そのときに、そのことは全然触れていなくて、その広報の中に何て書いてあるかというと、「今まで、橋の比較設計や河川及び隣接した地域の調査、景観上の配慮について検討してまいりました」。そして最後の方には、「日野の新しいシンボルを目指す（仮称）豊南橋の実現に向かって、市民の皆さんの協力をお願いします」。市民に何を協力させるんですか。本来なら、工事を着工していきやいけないのに、全然やっていなくて、平気でこんな文章を書いているんですよ。本来でしたら、そこへ書くべきでしょう。もしこの時期にこの記事を載せるのであれば、本来でしたら、

もう工事着工で、平成8年度には完成する予定のこの橋が、これこれこういう理由でおくれていますけれども、さらに今後も努力して、いつごろできますという内容、それについて市民に協力をお願いしますというのなら、話はわかりますけれど、全くおくれていることを触れていなくて、いかにも今まで全く考えていなくて、これからやるんですよというね、おくれているなんていうことはもう、全く感じられないです、この中では。これを初めて見た市民は、おくれているという印象をとれないんですよ。恐らく南平、豊田の知っている方は、とんでもない記事が出たと思うかもしれません。こういう姿勢が私は理解できないんですね。これ、部長が建設部長になる前に出たものですから、ここで部長に言っても、申しわけないと思うんですけれども、現在担当の部長なので、これは記事を書いたのは土木課ですよ。土木課はこういう文章を平気で出すようなところですよ。ですから恐らくこれから5年、10年おくれたって、またそのころ同じような文章を出すんじゃないですか。10年ぐらいたってから。検討しています。市民の皆さん、御協力くださいと。何を協力したらいいのかわからない、市民は。その辺についてもお尋ねしたいんですが、まず資金ですね、資金をどういうふうに捻出して、その11億を捻出して、実際につくるのかどうか。

で、いろいろ私が調べますと、これは建設委員会の中で検討するのに参考にしていただきたいんですが、まず日野のこういう状況の中で、人道橋では補助金はつかないでしょう。しかし、車道だったら、かなりつく可能性あるんですよ。ですから言うと、どうしても橋が欲しい。金がないから、予算をとるんだとなれば、車道橋を計画すれば、補助金が国なり都からとれば、実際に市から持ち出す資金はうんと少なく済むんですね。総工費は歩道橋、人道橋よりも車道橋の方がかかりますが、だけれど、補助金が出る分、うんと安くなるんですね。それはあくまで参考の情報でございますけれど、これはもう部長、十分承知の上で言っているんだと思うんですけれども、そういうこともあります。ぜひ、その2点、この広報の件と、それから資金の捻出方法についてお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 資金計画についての再度の御質問でございますけれども、人道橋として国、都の補助金、これにつきましては、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、そういう項目はございます。しかし、現在のところ、全国レベルの中では、ほとんど補助がつかない、このような状況で来ております。したがって、財源といたしましては、市の一般財源からということで、ただいま考えておるところでございます。

それから、2番目の広報の件につきましては、先ほども申しましたとおりの私の認識でございます。

それから2番目の中で、1番の中で関連しまして、車道橋であれば、補助金がつくんじゃないかというふうなことでございますけれども、たまたま日野市で浅川にかかっている橋は、6橋ございます。その中で、都市計画決定をしているもの、それから幹線道路として位置づけをしているもの、これら全部交通の配分等を整合いたしまして、それぞれ将来の車の流れ、そういうものでは対応ができております。そんな関係で、新しい車道橋ということで建設する場合には、建設省の許可、あるいはよほどの事情がない限り、許可にならない、これも一つのということで、我々確信しておるところでございます。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 助役。

○助役（鈴木栄弘君） ちょっと補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1点の、補助金の関係でございますけれども、今議員さんの御指摘のとおり、その橋の種類によって、補助金の状況が皆変わってきます。内容も変わってくるということでございます。今担当部長の方で説明したとおり、この歩道橋については、非常に補助対象としては厳しいんじゃないかなろうかというふうなことでございます。そこで、前段の部長の説明にもございましたとおり、これは今後区画整理事業とも協議していかなければいけない話でございますけれども、この橋が豊田の要するに区画整理に及ぼす効果ですね、その効果に応じて、区画整理事業の中で一部負担することができる、これは法律の中でそういう規定があるわけです。したがって、これは今後、豊田の区画整理の審議会の皆さん、権利者とも協議をしていかなければいけないわけですが、そういう中で一つ見出せないかというのがあるわけです。これは万願寺もそういう位置づけの中で、万願寺の土地利用がそれだけ上がるということで、その比率を出して、万願寺事業の中で負担をしたという経緯があるわけです。これは区画整理法の第135条の該当ということで、当然事業計画の変更も必要になってまいりますし、そういう手だても今後は検討していかなくちゃいけないということでございます。なお、その人道橋に対しても、補助の形態が幾つかあるわけでございますので、これから担当の関係する部局と、よくそこら辺のところは実際交渉してみたいというふうには考えております。

それから、おくらしていることについてのPRでございますけれども、これは大変、そ

ういうおくらてゐる状況の中でのPRというのゐ、多少欠けていたのかなというふうに思ひます。何らかの機会に、そういうものを補足していきたくなというふうに考へております。

それで、先ほどもちょっと、そのおくらてゐる理由、これは言ひわけだと言へばそれまでなんですけれども……（「もう、結構です」と呼ぶ者あり）じゃあ、以上そういうことです。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） まず、財政計画ですけれども、やはりこの人道橋にする場合に、人道橋としての補助金というのゐ、もう難しいと。それから、車道橋としてもかなり難しいと確信していると。つまらないところで確信するんだね。補助金が欲しいときに、出そうもないというときに、非常に難しいと確信しているなんて、そういうときには言ってもらいたくないね、確信なんていう言葉を。とにかく努力するっていうんならわかるけれど。それで、場合によっては、区画整理の事業費からも一部考へられないかと、こういうことなんですけれども、とんでもないですよ。区画整理事業は、今金がなくて、それでおくらおくらになっているんです。さらにこれから橋をつくるために、こっちの費用なんていつてね、それはないでしょう、ちょっと。豊田の人たちが、本当に大事にしていた自分の土地を、減歩という制度のもとに提供して、そういうものから区画整理の費用を一部捻出しているわけですよ。確かに国なり都なり、あるいは市からの財源を使うわけですけれども、貴重な市民からのそういった協力ののもとに、区画整理が進んでいるわけですよ。そういうのを、自分たちの区画整理の方がもう、金がなくておくらしているというのに、万願寺のときみたいに土地が高く売れる時期ならいいですよ。今、土地の値段がどんどん安くなっちゃっているわけですね。それで、売れるかどうかはわからないわけですから、とにかくこれからもさらに区画整理の費用がないために、おくらる可能性があるんですね。そういうときに、ちょっとそこに、橋にっていうのは、回せる余裕がある場合は、私もいいと思うんですけど、まず私、これこそ難しいんじゃないかと思うんです。ましてや豊田の人たちは、車道橋にしてくれという請願を出しているのに、それで南平の人は人道橋にという請願を、これはかなり、ある政党が意図的にあおったところも私、あるかなと思うんですね。

それで、そのおくらしていることその他については、きょうは時間が余りなくなっちゃったので、この程度にしますけれども、それで最終質問に入っていきたいと思うんですが、まず議会事務局長にお尋ねしたいんですが、今議会、12月議会に豊南橋に関する請願が

出されましたけれども、その請願の文面中に、9月議会に提出された豊南橋を車道橋にという請願に添えられていた車道コースによると、「私たちが今住んでいる南平、平山地区の民家やアパートが取り壊され、畑もつぶされることになり、大変驚いております」と、こういう請願文が出てきたんですね。これはだれかが地域へ行って、9月議会にそういう請願が出たぞということで、地域の人にお話ししたんだと思うんです。ですから、それは確かにそこへ当たった人は大変だと思うんです。確かに豊田の地域では、当初そういうことも考えました。だけれど、南平の人との話し合いが進んでいないからということで、一方的に豊田の地域の人たちだけで、仮のコースだと言っても、つけるのは好ましくないだろうということで、途中で変更して、コースはつけないで、ただ車道橋にしてもらえないかという請願に変えて出したんです。ところが、その提出する前の情報で、南平の地域の方におった人がいるんですね、恐らく。それでこういう請願になっちゃった。市民はそんなこと知らないからね。知らないで、聞けば、びっくりするわけです。当然だと思うんです。いかがでしょうか。そういうのが出されたんでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 議会事務局長。

○議会事務局長（加藤侃一郎君） ただいまの御質問でございますけれども、平成8年の9月9日に受け付けました請願の中では、コースにつきましての具体的な記述はございません。以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） わかりました。そういうことですので、恐らく請願を出された方は、誤った情報を聞いて動いてしまったんだと思うんですが、その内容はともかくとして、南平の人が車道橋ではなくて、人道橋が欲しいという希望があるんだろうということは十分わかりましたけれども、そこで、また都市整備部長にちょっとお伺いしたいんですが、この南平に仮に車道橋をつくって、道1本、北野街道方面へ道をつくただけで、こういう請願が出てくるんですね。その人にしてみれば、自分の家だとか、アパートが取り壊されちゃう、畑もつぶされちゃうのは大変だと。これは当然だと思うんですが、豊田には至るところに道をつくるんですね、これから。さっき言いました、じゃあ、仮に豊田の一番密集地を通ります、豊田の南口から浅川に向かってつくります3・4・19号線ですね、この道路1本つくるのに、どのぐらいの人が、ここで言うように、自分の家を壊さなきゃならない、あるいは動かなきゃいけない、畑がつぶされる、田んぼがつぶされるという人がどのぐらい、およそで結構です。この道1本つくるだけで。本当に大ざっぱで結構です。

○副議長（鈴木美奈子君） 都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 突然ですので、手元に資料がないんですけれども、先ほど言いましたように、ちょうどこれから実施計画を練るところでございます。仮に道路に当たっている方だけ数えれば、家だけは大体目見当で二、三十件ですけれども、ただ、その人たちに動いていただくために、周りが動いていただかなきゃいけない。区画整理の手法はそういう手法ですから、少なくとも3・4・19号線だけであの延長を考えますと、やっぱり100件ぐらいの家の方に動いていただかなければいけないんじゃないかなと思いますけれども、資料がございませんので、おおむねという前提条件で、区画整理の手法であれば、そのぐらいになりますということです。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

そのように、豊田の地域では、今言ったような、この3・4・19号線だけでもそれだけの人がいろんな意味で影響を受けるわけですよ。そのほかに、国道となるはずの3・3・2号線だとか、いろんな道をつくっていくわけです。そういうことによって、それこそ何千軒のオーダーにのって動くようになると思うんです。そのぐらいのことを覚悟して区画整理に賛成をして、今協力をしているわけです。それが南平の地域では、道を1本つくることを考えている人がいるよという情報だけでも、これだけの騒ぎです。ですから、建設部長、もしこれからどうしても費用が捻出できなくて、車道橋にせざるを得ないときには、相当考えないと、とてもじゃない、車道橋なんてできないですよ。橋を渡ったら、必ず真っすぐ道が行くと思って、そういう考えだけでやると、こういうことになってしまうんです。ここに住んでいる——どこへ橋をかけるかまだ決まっていなんでしょう。ですから、どこに道を、たとえ真っすぐ抜けるとしても、橋が車道橋になって、真っすぐ北野街道へ道をつくるとしても、どこへつくるかわからないんです。私の家がつぶされるとか何とかなんていうことは、全然言える話じゃないと思うんです。でも、どこか縦に道をつくれば、だれかそういうことに該当する人は何軒か出てくると思うんです。ところが、必ず橋を渡った道が真っすぐ行かなきゃいけないことはないんですよ。上へ向かって下へ向かってもいいし、あるいは橋を渡ったら、すぐ右へ曲がる、左へ曲がるという道にしたっていいわけでしょう。ところが、ずっと最近の話を聞いていると、車道橋をつくったら、必ずその道は真っすぐ向こうの方に行かなきゃいけないと、そういう一つの考え方だけで話している。今までの建設委員会の中の担当部署の話もそうです。京王線をまたいで、上へ出るにしても下へ出るにしても、北野街

道に着地するのは難しいという一点張りでしたね。確かに難しいと思うんですけども、物理的にできない話でもないんですけども、それが難しいんだったら、前へ行ってだめなら、横へ行くという方法もあるでしょう。私はそれだけをきょうは言っておきたいんです。もし車道橋を検討するのであればですよ。一つの考え方でだめだだめだと言わないで。大変だというのは、できないということとは違うんです。行政は楽なことだけやっていればいいということではないですからね。大変でも可能性があったら検討してもらうのが、行政の仕事でしょう。とにかく歩道橋、人道橋では、私は金が捻出できないと思うんです。企画財政部長、どうですか。一般財源からこれから捻出する。ここで出されたこの、もう時間が余りなくなっちゃったんで、実施計画、第3次日野基本計画、3年出ましたけれど、ここに豊南橋なんか全然のっていないんです。のせられるわけないよね、金がないから。市民はまたこの先、これから来年、再来年、2年でぐらいいかなりこの計画が進んで、人道橋ができるんじゃないかと思っているけれど、とんでもない、3年間、何にもものっていないんですよ、ここに。

それからもう一つ、「京王線南平駅周辺地区市街地整備計画策定調査報告書」というのがありますね。これは平成3年度。これの後ろの方にのっている図面を見ますと、これは今申し上げましたように、南平の整備計画ですから、南平の地域が中心にかいてあるんですが、ここにはちゃんと橋がかかっている、道がそれに真っすぐつながっているんです。こういう絵がのっているんです。これはもう、確実に橋が人道橋でも車道橋でも、ここでちょうどこの、こうしては困りますよという請願が出ているでしょう。ここに書かれているような、ちょうど同じ場所です。南平都営のわきを通して、それからさらにもう一つの平山の都営住宅の右側に、都営住宅の処理場やなんかあるところをつたぎって行くわけですね、真っすぐ。この道があるんです。これは南平と豊田の請願者が言った内容じゃないです。市がかいているんですよ。図面にちゃんとのっているんです。だから、ここが人道橋になろうと、なるまいと、ここには道ができるんです。これ、大変ですよ。橋が人道橋でしょう。恐らくこの道をつくるだけでも。対策を立てられた方がいいと思うんですけど。それで、企画財政部長、本当に11億なんていう金はいつごろなら出せるんですか。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 豊南橋建設関係の財源でございますけれども、豊南橋そのものを現在の計画に沿って、その財源をとということになりますと、これまで担当部長の方で答えをさせていただいているとおりの内容だというふうに思います。いずれ

にしても、一般財源が必要になるということは、これは事実でございまして、正直に申し上げます、これまでの審議の中でも、いろいろ財政問題の御指摘を伺い、そのような財政状況についての御説明をさせていただいているところでございますけれども、大変財政状況が厳しいという状況の中で、今、この財源11億を、最終的にどうなるかは別としても、こうした経費を何年までにという形で今実施計画等でお示しできる段階でないということで、今回の基本計画等についても、検討事項の一つとして挙げさせていただいているという状況でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） 当面、3年間の中で考えられないというので、のせなかったということですね。10年か15年ぐらい先なら大丈夫なのかね。

○副議長（鈴木美奈子君） 企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君） 率直に申し上げます、10年先をどうというふうに言われましても、なかなか現在の経済状況、あるいは税財政の制度改革等の中で、なかなか見込みがつきにくいということで、短期間の予測でも、正直申し上げて、精いっぱいその時点での情報で判断をしているところでございますけれども、見込みと違った形になってくるといふ現象も起きておりますので、10年先はどうかというふうに問われましても、なかなか確定的な答えができないということが正直なところでございます。いずれにしても、それぞれ過去に計画化した事業、この事業に限りません。延びているものもございます。ただ、それぞれの計画については、事情が許す範囲で、できるだけ早く計画化をし、取り組みたいという気持ちに変わりはございません。

○副議長（鈴木美奈子君） 内田 勲さん。

○21番（内田 勲君） 企画財政部長の答弁のように、3年間の間でももちろん考えられない。その先10年ぐらいでもよくわからない。見通しが全然立っていないんですよ。ですから非常に、人道橋をつくるんだなんて言っているけれども、実際にできるかどうかというのは、危ないんですよ、非常に。もう一度よく検討してほしいんですね。つくるんだったら、もっと資金計画をきちんと立てて、もっと金の計画をきちんと立ててもらいたいんです。それで市民に正確な計画を出してください。人道橋できるんだったら、つくってくださいよ。ぜひ建設委員会の中では、この辺についても御検討いただくようお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって20の2、平成6年度に建設工事着工予定の（仮称）豊南橋はいつ完成するのかの質問を終わります。（「議長、議事進行」と呼ぶ者

あり)

議事進行の発言があります。これを許します。米沢照男さん。

○30番（米沢照男君） この豊南橋の問題については、昨日、私も一般質問をやりました。ただ、ちょっと事実確認が異なっています。そのことだけはっきりさせておきたいと思いますが……（「委員会でやれ、委員会で」「議事進行じゃない、そんなのは」と呼ぶ者あり）この豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願が9月議会に提出をされました。先ほど議会事務局長から、つまり車道貫通のですね……（「議長、こんなおかしいですよ。議事進行じゃないですよ」と呼ぶ者あり）発言中ですから——議事進行ですよ。（「議事進行じゃない。議事と関係ないよ」「休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）議事進行の発言中です……

○副議長（鈴木美奈子君） 議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時43分 再開

○副議長（鈴木美奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の1、国による保健医療制度の改悪に反対し、社会保障を目的とした国民健康保険制度を守れ！の通告質問者、中谷好幸さんの質問を許します。

〔10番議員 登壇〕

○10番（中谷好幸君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「何人も社会の一員として、社会保障を受ける権利を有する」。これは1948年に国連総会で採択された世界人権宣言の一節であります。社会保障は基本的人権の一つであることが国際的にも確認されておりますし、日本でも憲法第25条で「生存権の保障」、それに対する国の義務が定められています。医療保険制度は、年金、生活保護などともに、社会保障制度の根幹を構成し、もしも病気になったり、けがをしたりした場合は、だれもが最善の医療サービスを受けることができる権利を保障するものであります。しかし、政府・厚生省は、80年代の臨調行革による相次ぐ改悪に続いて、90年代に入っても、例えば91年の高齢者の患者負担を引き上げる老人保健法の改悪や、92年には、健康保険への国庫負担率を引き下げる健康保険法の改悪、あるいは差別医療を全年齢に拡大する医療法の改悪、そして94年の付き添いの廃止、病院給食を有料化する健康保険の改悪と医療保険制度をどんどんと後退をさせてまいりました。そして、来春の通常国会には、医療保険制度の抜本的な改悪を進める法案を提出する準備を進めています。

最近、厚生大臣の諮問機関である医療保険審議会や、老人保健福祉審議会が相次いで

建議書や答申を提出しています。最初に政府・厚生省の医療保険制度の改悪の動きについて、市当局が把握されているところをお尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さんの質問についての答弁を求めます。保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） 1点目の質問でございますけれども、私どもの把握している範囲でお答えをしたいと思います。

医療保険審議会は、医療保険制度の抜本改革に向けて、113項目の制度改正メニューを決め、この中から当面5年程度の改革メニューといたしまして、38項目を課題として掲げております。その主な施策では、1番目といたしまして、現行ではスライド制の定額負担である老人の一部負担について、1割から2割の定率負担の導入。2番目といたしまして、被用者保険、被保険者の1割負担から2割負担の増。3番目といたしまして、薬剤の患者負担3割から5割負担の導入等、患者負担の見直しを具体的に掲げております。また一方では、医療保険制度の役割の見直しで、給付の重点化を図るために、改革の項目では、軽医療の給付の除外、例えば風邪等の軽医療については給付を除外するというようなこと、それから給付率の引き下げ、検査給付見直し等を課題に掲げております。もう一方では、医療保険制度の構造見直しの中では、老人保健制度の見直し、特に1995年（平成7年）の老健法改正で、3年以内に老健拠出金の基本的見直しが規定されております。具体的な検討は、老人保健福祉審議会の場合となるわけですが、老人保健料相当分先充て方式と、老人加入率の段階的な上限引き上げのセットで取り組みが再浮上する可能性も高いと見られております。

また、本年11月、医療保険審議会は、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」と題する建議書をまとめております。この中で、9年改正では、抜本的な見直しに着手するとともに、その方向に沿って、緊急の課題である医療保険の財政収支の均衡を図るために、必要な改革を実施する、というような方針が述べられております。その中で1番目といたしまして、医療機関の機能分担と連携の強化。2番目といたしまして、社会的入院の解消と長期入院の是正。3番目といたしまして、在院日数の短縮等。4番目といたしまして、医師、歯科医師の需給の見直し。5番目といたしまして、薬剤使用の適正化。6番目といたしまして、医療における情報の提供と患者の選択。7番目といたしまして、健康保持の促進。8番目といたしまして、人口の高齢化への適切な対応。9番目といたしまして、政管健保の財政運営方式。10番目といたしまして、医療保険財政の健全化。11番目といたしまして、給付と負担の見直し。12番目といたしまして、

診療報酬体系の見直し。13番目といたしまして、特定療養費制度の拡充。14番目といたしまして、保険者の機能の強化。15番目といたしまして、総合的な医療情報システムの構築等の項目で提言を行っております。

かいつまんで申し上げましたけれども、私どもの方でつかんでいる改革について、概要をお答えいたしました。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。

今幾つも述べられましたけれども、その中心は、患者負担をふやすということであります。例えば70歳以上の患者負担ですけれども、現在、外来が月2,020円、入院1日710円の定額制から、1割から2割の定率負担へ変えようというわけですから、これは現行の2倍から4倍の負担をお年寄りに押しつけようとするものであります。また、この間の医療保険審議会の建議書では、この間削減されてきた医療保険への国庫負担率の回復については、一言も触れていないというのが特徴であります。そして、こうした医療保険の改悪を進めてきたのは、厚生省の中樞幹部であります。岡光前事務次官の問題が今、大きな話題となっておりますが、彼は、老人保健福祉部長や保険局長を歴任してきた人物であります。国民は、消費税の増税とともに、このように医療保険制度の改悪を進めることは絶対に認めない、そういうふうに思います。このことを確認して次の質問に移っていきたいと思います。

国民健康保険ですけれども、国民健康保険法は、第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」というふうに定めています。そして、第4条で「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」と国の義務を規定し、国庫負担を義務づけているわけであります。これは憲法第25条の理念を受けたもので、戦前の旧国法が相扶共済、すなわち相互扶助の理念を基本にして、国庫の負担がなかったことと根本的に異なる点であります。ところが、80年代の臨調行革以来、国民健康保険制度についても、国はどんどん改悪を進めてまいりました。1984年に国保の国庫負担制度が大改悪されて以来、国庫負担は削減され、その分、被保険者と自治体の負担がどんどんとふえているわけであります。

そこで質問したいと思いますけれども、日野市の国民健康保険会計の歳入に占める国庫支出金の割合は、1984年の改悪以前と今日ではどのように変化しているのか。1983年度の決算、1995年度の決算でどのようなになっているのかということを説明していただく

とともに、なぜそのようなことになったのかということについても説明をしていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） 2点目についての御質問にお答えしたいと思います。

まず御質問の、1983年（昭和58年）でございますけれども、このときの国庫補助金は、全体に占める歳入の52.3%でございました。それから1995年（平成7年）でございますけれども、この国庫負担金の割合は27.4%でございます。つまり24.9%の減、金額で3億3,800万円ほどの減となっております。

それで、どうしてこのようになったのかというようなことを、年度を追ってかいつまんでお答えしたいと思います。1985年（昭和60年）10月から、国庫補助金は退職者医療制度の創設に伴いまして、従来の医療費ベース、いわゆる医療費の総額の45%プラス臨時財政調整交付金5%からなっておりました。その改正がございましてからは、医療給付費ベース、簡単に申しますと、一般被保険者の療養給付費、一般被保険者の療養費等でございます。これの50%へと変更されております。これにより、1985年（昭和60年）でございますけれども、国庫支出金は前年度比15.8%、約2億900万円の減となっております。また1988年（昭和63年度）、保険財政基盤安定制度が導入されました。この財源につきましては、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1という負担制度になりました。この保険財政基盤安定制度というのは、国保会計はやはり財政基盤が弱いということで、軽減措置がとられております。この軽減措置に見合うお金を、今言った比率で国、都、市が負担する制度というのができました。1993年度から1996年度、平成5年度から平成8年度の間に おきまして、この国の定率制度が定額制度と変更になり、1993年度から1995年度、平成5年度から平成7年度におきまして、合計4,400万円ほどの減額となっております。また1991年、平成4年度からは、事務費のうち、職員給与が一般財源化されまして、前年度比で72.3%、約5,900万円の減額になっております。さらに1992年度（平成5年度）、事務費は賃金、委託料、負担金の一部が一般財源化されまして、前年度比52.1%、1,192万円ほどの減額となっております。また1994年度（平成6年度）では、国民健康保険運営協議会の運営経費、職員の研修費、保険証の作成経費のみの事務費が限定され、前年度比87.6%、900万円ほどの減額となっております。ほかにも部分的な改正があるわけでございますけれども、大きな影響についてお答えさせていただきます。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） 大変丁寧に説明をしていただきましてありがとうございます。
1984年の制度改正以前、1983年の国庫支出金の割合が52.3%であったのが、今日では27.4%、2分の1以上が国庫負担によって成り立っていた国民健康保険制度が、4分の1しか国庫支出金の負担がない、こういうふうな現実が制度改正を追って説明されたと思います。そこで、国保会計の逼迫の原因ですけれども、よく加入者の高齢化とか、低所得者の増大というようなことが言われるわけでありますけれども、しかし私は、本当はそうではないのではないかというふうに思います。確かに医療費は増大しているわけがあります。しかし、社会保障を目的とし、国が国保事業の健全な運営に責任を持つことを明記した国民健康保険制度の立場からいえば、高齢化などによって医療費が増大をすれば、本来、国の責任は一層大きくなり、国の負担をふやすのが当然であります。ところが、逆に国の責任負担をどんどん後退させてきた、ここに国保財政逼迫の一番大きな原因がある、というふうに私は考えます。この点について、市当局の考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） 質問の3番目でございます。国民医療費の増大でございますが、1995年度（平成7年度）で約27兆2,000億円に上っております。平均で毎年6%前後、金額にして約1兆円ずつ増加をしているような状況でございます。このことは、赤ん坊からお年寄りまでを含む国民1人当たりの平均で、年間22万円の医療費として支出されております。その額が毎年1兆円ずつふえているというわけでございます。特に老人医療費は、高齢化の進展に伴い、毎年8%前後と高率で増加をしております。金額にいたしまして8兆7,000億円に上っております。また、老人1人当たりの年間医療費は、それ以外の方の5倍に上っております。

このような医療費と経済成長の伸びとのギャップを前提にした試算でございますけれども、2010年に医療費の国民所得比は13%と予測され、現在の1.8倍の負担が必要ということになります。これを政府管掌健康保険の保険料率に機械的に当てはめてみますと、1994年の8.2%、平均月額で約2万3,000円でございます。これを2010年に当てはめてみますと15.1%、現在価格で月額4万3,000円に引き上げる必要があるという試算になります。将来にわたる負担増が被保険者の大きな負担増になることは好ましいとは言えません。また、国民健康保険が、先ほど議員さんからお話がありましたとおり、第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする」。また第4条では「国は、国民健康保険事業の運

営が健全に行われるように努めなければならない」と規定されております。国民健康保険が社会保障である以上、国民医療費の増加が、そのまま被保険者の負担になるようなことは好ましいとは言えません。医療保険審議会、老人保健福祉審議会などで種々の論議がされていますが、前段で申し上げましたとおり、将来にわたる大きな課題ですので、幅広い論議が必要と考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） 医療費の増大ということが強調されましたので、一言私の意見を述べておきたいと思うんですが、「厚生白書」の1995年版によりますと、日本の国民医療費は、先進資本主義国の中では、かなり低い方に抑えられています。例えば国民1人当たりの医療費は、1位のアメリカが1人当たり38万円に対して、日本は24万円で第10位となっています。GNP比では、1位のアメリカが13.4%に対して、日本は6.59%で第21位であります。日本では医療費がなぜ低く抑えられているのかということについてもいろいろ議論がされていまして、その要因の一つとして、国民のすべてが医療保険に入って、病院を自由に受診できることが挙げられています。早期受診により、重体化する以前に治療が受けられ、かえって医療費が低く抑えられているということも指摘されるところです。いずれにしても、医療費の増大は、先ほども言いましたように、日本の経済成長、豊かさからいえば、十分に国が負担できる、こういうふうに私は思います。

それで、次に、国保税の問題について質問したいと思います。東京都国民健康保険連合会が「東京の国保」というパンフレットを出しています。この6月号ですけれども、この中に平成7年度の保険者指導検査結果市町村東京福祉局多摩事務所が出した資料があります。このことについて少し説明をしていただきたいと思います。この中で国保税の問題について二つの点が指摘されております。一つは国保税の付加限度額、もう一つは国保税の付加割合についてであります。このまま読みますと、まず国保税の付加限度額についてですけれども、「平成7年度における国保税の付加限度額については、最高50万円から最低35万円と著しい格差が生じている。とりわけ40万円未満が9保険者もあるが、これは全国的にも多摩管内保険者のみに存する問題点となっていることに留意していただきたい。もう一つは、次に保険税の付加割合については「応益割が平成6年度、多摩管内保険者で全体で23.7%と低く、すべての保険者の応益割合が35%未満となっており、著しく応能割に偏重している状況になっている」、こういうふうに指摘をしているわけでありまして。日野市の国保税の付加限度額は41万円、応能・応益割は恐らく82

%と18%ぐらいの割合だと思うんですけども、この指摘からいうと、これは問題だというふうに言っているわけですが、一体どこが問題だと東京都の福祉局多摩事務所は言っているのか。このことについて説明していただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） 4点目の御質問でございます。国民健康保険に対する国の指導等含めたお話で答えさせていただきたいと思います。1995年、平成7年11月に東京都の指導監査、それから本年9月に厚生省の指導監査がございました。この関連からお答えをしたいと思います。

1点目は、保険給付費に見合う国保税を確保すること、これが1点目の指摘でございます。これが後の応能・応益割にも関連してきますので、説明をしておきたいと思います。国保税は、地方税法第703条の4第2項により「一般保険者にかかる療養給付費保険者負担分等の支給に要する費用の見込み額の65%に相当する額に、老健法の規定によります拠出金の納付に要する費用の額から、当該費用にかかる国庫負担の見込み額を控除した額の合算額が国保税の付加総額となるように税率を定めること」とされていることを根拠とする指摘でございます。日野市の付加総額に対する税率は約30%でございます。

2点目は、付加限度額の低い設定についてでございます。国保税の付加限度額を低く設定することは、負担能力のある所得階層の国保税を据え置くことになり、その分低・中所得層の負担が過重になり、被保険者間での負担の不公平が生じることになるので、地方税法第703条の4第17項に規定されている「付加限度額52万円」の基準に近づけるよう、必要な措置を講じなさい、というような指導でございます。日野市の付加限度額は、先ほど議員さんのおっしゃったとおり、41万円でございます。

3点目は、付加割合の偏りについて、地方税法第703条の4第3項により「標準課税総額に対する標準付加割合が、応益割50%、応能割50%とすること」とされています。これに基づく指導でございます。日野市は応益割17.72%、応能割82.28%になっております。以上が都、国の監査によります指導の内容でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） 一つは、付加する税そのものが小さくなっており、一般会計からの持ち出しが大きいという指摘、一方、もう一つは、限度額を引き上げろということ、三つ目には、応益割をもっとふやせと、こういう説明だと思うんです。それで、もうちょっとこのパンフレットを見たいと思うんですが、付加限度額なんですけれども、こういう

ふうにこのパンフレットは言っているんです。付加限度額については、低・中間所得層の負担の軽減を図る観点から、早い段階に、地方税法または国民健康法施行令に定める基準に達成するようにしていただきたい。今おっしゃったとおりなんですが、これ、字のとおり読みますと、低・中間所得層の負担の軽減を図る観点から、すなわち低・中間層の負担の軽減、減税をやって、そして高い部分は付加限度額で増税をやれと、字のとおり読めば、そういうふうに読める。こういう読み方でよろしいですか。

○副議長（鈴木美奈子君） 保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） この表現が全く正しいとは言えないと思います。いわゆる低・中所得層に負担が偏ることを防ぐということであって、低・中所得層の負担を軽くする、いわゆる今の仕組みの中で軽くすることじゃなくて、偏りを防ぐというふうな文章だと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） 答えはそうだと思うんですが、この字のとおり読めば、軽減を図ると書いてあるんですよ。これは本当に矛盾した文書で、まず付加限度額を上げて、そして低・中所得者層の軽減を図るといったすぐ後に、今度は応益割をふやせと言っているわけです。応益割をふやせば、低・中間所得者層の負担は大きくなるわけですから、矛盾をすることを言っているわけですね。結局、上も下も上げろというふうなことを言っている。大変な文書になっていると思うんです。それからもう一つ、こういうことを言っているんですね。負担の公平化や平準化を図る観点から、これが上も下も上げよということなんですけれども、被保険者に対しては、広報等によりPRを行い、理事者、国民健康保険運営協議会や議会に対しては、積極的に働きかけ、制度の趣旨を十分説明し、理解を得るように努めていただきたい。で、一つわからないのは、これはだれが、だれに指示をしているのか。恐らく文書から見ると、保険者に対して指示をしていると思うんですが、保険者の代表は市長になるわけですから、しかし、市長が市長に説得しろというふうに書いてある。非常にわかりにくい文書なんですけれども、非常に内容的にも、またこの筋道からいっても、非常にわかりにくい指導ではないかというふうな点だけ指摘しておきたいというふうに思います。

次に、日野市における国民健康保険税の見直し問題について質問したいと思います。国保運営協議会が国保税の見直しについて諮問されています。その内容は、付加限度額を現在の41万円から46万円に引き上げるというものであります。私は国保運営協議会の席で、大きく3点の疑問を提示いたしました。

第1に、国保税の見直しは、昨年3月に行われたばかりであります。来年4月からの実施としても、まだ2年間しか経過していない。日野市の行革大綱でさえ、公共料金手数料の見直しは4年に一度としているのに、なぜ今見直しなのかという点が1点です。

第2点は、国民健康保険の見直しという説明文書をいただいているのですが、この中には、国民健康保険の目的である社会保障の位置づけが、言葉として一言も述べられていない。ここから読み取れる値上げの理由は、今おっしゃられたように、上からの指導なんだということだけしか読み取れないということです。

三つ目には、現状の国保税が被保険者にとってどのような負担となっているのか、保険者の痛みをどのように考えているのか、全く伝わってこない。改めてなぜ、今国保税の見直しが必要なのかということについて質問したいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 保険年金課長。

○保険年金課長（小寺瑞彦君） 5点目の御質問でございます。付加限度額の改定については、本年11月の第3回国民健康保険運営協議会に諮問を申し上げ、現在、御審議をいただいているところでございます。協議会では、種々論議をいただいております。次の協議会には、答申を検討していただける予定にもなっております。

まず1点目の御質問でございますが、「日野市行財政改革大綱」の中で、財源の確保という中に、国保税の付加限度額の見直しということで記載をされてございます。この限度額の見直しが過去3年、あるいは2年というような定期的に見直されては実はきていないわけでございます。長いときは、5年間ほど全く検討されず、あるいは6年間、改正もされずというような時期も出ております。その中で、日野市の付加限度額がかなり低いというようなことにもなっていることは事実でございます。見直しの理由につきましては、先ほど質問4のところでも申し上げましたとおりでございます。

2点目でございますが、御指摘のとおり、国民健康保険の目的は社会保障であります。したがって、社会的弱者に過度の負担がかかることは、当然避けなければならないと思います。一方では、国民健康保険事業は、国からの団体委任事務として法令に基づくさまざまな指導監督を受けていることは事実でございます。保険税につきましては、地方税法第703条の4第2項、第703条の4第17項に付加総額に対する税率及び付加限度額が規定されております。御質問4のところでも申し上げましたような保険税の仕組みとなっております。なお、社会的弱者に対しましては、今後とも施策の充実を図っていくことは大切なことだなというふうに思っております。ちなみに現在、応益割が35%以上になりますと、7割、5割、2割というような軽減制度もありますが、十分とは言えな

いと考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　　私は、日野市における保険税が標準世帯において、所得階層ごとにどのような税負担になっているのかというのを調べてみました。これがグラフなんですけれども、所得金額が31万円から1,000万円までで、所得に対する保険税の割合ですね、率であらわしてみたわけです。このグラフのとおりなんですけれども、所得金額が31万円とか50万円の段階というのは、今お話になりました軽減措置が働いておりますから、一定低くなるわけなんですけれども、これは軽減措置というのは、たしか住民税の基礎控除を受けるような低い世帯ですね。ところが、75万円になると、負担率は5.8%、200万円で4.5%、所得が高くなると低くなっていて、1,000万円では4.1%。税の負担はまさに所得が75万円から200万円の、本当に低い世帯での負担が一番大きくなっている、こういう現実があるわけです。このグラフというのは、国民保険税というのが、社会保障の体裁をとっているとはいえ、低所得者にとって、いかに過酷な税であるかを示していると思います。そして、国保の加入者は、こうした低所得者層が多いというのが特徴であります。1993年のデータですけれども、日野市の国保加入世帯のうち、62%が所得金額で200万円以下の世帯となっています。先ほど言いました国の指導、あるいは東京都の指導は、平準化の名のもとに、応益・応能割の比率を50対50に持っていこうと。で、応益割を引き上げ、応能割を減らすように、こういう指導をしているわけなんですけれども、この応益割をふやせというのは、まさにこの負担の大きいところをもっと負担を大きくしろということを指導しているんですね。この言い分は、社会保障を目的とする国民健康保険制度を根本から破壊するものだとは私は言っているに等しいというふうに思っています。

今議会で行財政改革が議論となり、国保会計への一般財源からの繰り入れはふやさざるを得ない、というふうな答弁もあったわけなんですけれども、なぜふやさざるを得ないのか。高齢者、低所得者の加入がふえているにもかかわらず、国保の運営に責任を持つ国が、それに見合った補助をふやすどころか、補助金カットを進めているからであります。日野市が応益割を抑え、一般財源から相当の繰り入れを行っているのは、社会保障を目的とする国保制度を守り抜き、高齢者や低所得者の基本的人権、生存権を守るためだ、今課長もおっしゃられましたけれども、そういう観点からやられているわけであります。今回の国保税の見直しは、法律で52万円と設定されている付加限度額を46万円に上げた

いということですが、主に1,000万円以上の所得の世帯の負担をふやすものとなっております。それより低い階層への直接の影響はないと思います。その点で、私はこの程度の見直しはやむを得ないのかなとも考えるんですけれども、しかし、社会保障を目的とする国保制度を守り抜くという決意を抜きに、国や都の指導があるからというような受け身の姿勢で安易に引き上げということは許されないと思うんです。例えば付加限度額を上げることになりますと、国の指導に反して、応益割じゃなくて、応能割をふやすことになるわけですね。そうすると、今度は応益割をもっとふやさなくては行けないという圧力になってくるんです。そういうふうな決意はきちっとしておいていただきたいというふうに思います。

地方自治法の第2条に、地方自治体の仕事とは何なのかということが例示されています。その冒頭の第1項には、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」と書かれています。地方自治法が自治体の仕事の第1に、住民の安全、健康、福祉の保持が掲げられている意味は大きいと思います。国が社会保障を切り捨てる、財政的にも絞り上げて、財政運営を困難にさせています。しかしその中でも、市民の基本的な人権を守り抜く、その保障の根幹をなす国民健康保険制度は、あらゆる努力をして守り抜くという決意が重要になっています。改めてその決意をお聞きしておきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 助役。

○助役（坂口泰雄君） 医療保険の制度改革につきまして、ただいまさまざまな御指摘をいただきました。御質問の中にございましたように、医療保険審議会、あるいは老人保健福祉審議会、これらによりまして、それぞれ今回、改革案、いわゆる赤字解消のための患者負担増というような意見書等が提案されているところでございます。市といたしましても、国の医療保険制度改革によります影響が、社会的弱者に多大な負担とならないよう、全国市長会を通じまして、国民健康保険等に関する要望といたしまして、一つには、給付と負担の公平を基本とする医療保険制度の一元化等、抜本的な改革を行うこと、また、同改革に当たっては、都市自治体の意見を十分尊重するとともに、市町村及び被保険者の負担増とならないよう配慮すること、二つには、保険税負担の平準化を推進するとともに、低所得者の負担増とならないよう、保険税軽減措置の充実を図るため、保険基盤安定制度にかかる国庫負担を定率2分の1負担に還元すること等、国に要望しているところでもございます。これからも、これら改革については、国民、とりわけ社会的弱者にしわ寄せにならないよう、あらゆる機会を通じてまして、国に働きかけをしていく所存でございます。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君）　　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　　平準化というのと、低所得者の負担を抑えるということとは矛盾しているんですよね。私、全国市長会のその意見書には、そのまますべて賛成することはできないわけですけども、きちっとそこら辺を押さえておいてほしいと思います。

幾つか要望と意見を述べたいと思います。日野市行革大綱の答申は、次のように述べています。「地方自治体は、財政責任にこたえるため、行財政の改革を行い、効果的な財政運営を心がけるとともに、自主的財政運営を行えるように、常に国に対して、財政自主権、ひいては地方自治を阻害するような不合理な施策を是正するよう主張し、この実態を市民に明らかにする努力が必要である」、このように答申は述べています。先ほど紹介しました東京都のパフレットは、国民健康保険の運営に責任を持つ国が、補助金をカットするなど、制度を後退させていることには一言も触れずに、国なりに応益割をふやせとか、付加限度を上げよとか、住民負担をふやすことのみPRせよと指導しています。私は、PRすべき中身が違っているというふうに思います。まず市民に明らかにすべきことは、社会保障を目的とする国民保険制度を守り抜く決意であります。その上で、国保財政が一体どうなっているのか、リアルな実態こそ市民にPRすべきだと思います。日野市行革大綱の答申が言うように、地方自治を阻害するような不合理な施策を是正するように、国や都に強く物を言うとともに、この実態を市民に明らかにしていく努力が必要と考えます。

次に、医療費の増大をいかに抑えるのかということについての考え方です。先ほども、日本の国民医療費は、外国と比べても、先進国と比べても、かなり低く抑えられているということを指摘しました。この原因として、だれでも国民健康保険を初めとする医療保険制度が充実して、だれでも自由に診療を受けることができる、そういう制度を国民がつくってきた、そういうふうな原因が挙げられています。早期受診によって、重体化する前に治療が受けられ、かえって医療費が抑えられているという側面があるわけです。ところが、政府は、国民の負担をふやすことが、医療を受けることを抑制し、医療費を抑える方策であるかのように言って、医療保険制度の抜本的な改悪を進めようとしているわけです。このことに対しては、10月22日に日本医師会が「21世紀に向けての医療保険制度改革案」を発表していますが、日本医師会も、このような政府・厚生省のやり方を批判し、患者の負担増は、ただ受診抑制を与えるだけで、病院を自由に受診できるといふ皆保険制度の最大のメリットが失われかねないとし、老人医療費は定率負担でなく、

定額負担とすべきとしています。患者の負担増は、一時的に受診を控えるがあっても、かえって病気を重くし、長期的には医療費の増大を招くことは明らかであります。この点でも、政府の医療保険制度の改悪に反対し、社会保障を目的とする国民健康保険制度や医療保険制度を守り抜くことが重要になっていると思います。

三つ目には、健康を保持増進する事業を積極的に推進することこそ、医療費を減らす最大の方策であります。ところが、この保険事業はなかなか進んでいないわけでありす。9月市議会で、国民健康保険加入者の成人病検診の受診率について質問したところ、次のような数字が報告されています。平成7年の受診率で、大腸がん検診が10.48%、これが最高であります。胃がんが4.41%、子宮がんが7.97%、結核0.14%、乳がん2.47%、肺がん1.23%で、近年横ばいの傾向であります。日野市の国民保険の財政基盤を本当の意味で立て直しを図るためにも、保険事業を抜本的に強化する必要があると考えます。

四つ目に、医療費を本当の意味で抑制するためのもう一つの問題が、厚生省の相次ぐ腐敗事件をあぶり出しました。厚生省保険局の1993年の薬剤費に関する推計という報告書があります。ここに総医療費に占める薬剤費の割合というデータが載っています。日本の総医療費に占める薬剤費の割合は29.5%、約30%であります。これはアメリカの3倍、ドイツやイギリスの2倍という数字になっています。薬害エイズの問題では、厚生省と製薬会社の恐るべき癒着の実態が明らかになりましたけれども、薬剤費に欧米の2倍、3倍の支出をすることに、本当に合理的な根拠があるのか、メスを入れなければならない課題であります。

岡光前事務次官の問題では、こうした問題は、薬剤だけの問題ではないということが明らかになっています。入院して食べる医療食や寝具類まで、政官業の利権の種になっていたことが明らかになりました。例えば医療食品、厚生省は78年、病院が医療用食品を使った場合、診療報酬を加算することを決めました。同じハウレンソウやサバの塩焼きでも、栄養成分を表示して、医療用食品として登録するだけで、健康保険からの支払いがふえ、値段も1.5倍にふえる。医療食品に認定を与える検査機関が日本医療食協会ですけれども、この協会は、日清医療食品を一時、販売業者として、他の業者を排除する。日清医療食品に独占販売をさせていた事実が明らかになったわけです。この4月になって、公正取引委員会が独占禁止法違反で排除勧告を行い、初めて厚生省は、診療報酬の加算をやめました。しかし、制度発足から廃止までに、一千数百万円の公金健康保険財政から支出され、特定の企業に法外なもうけを保障してきたわけでありす。日

清医療食品の社長は、小山容疑者の利権のためにつくられたトンネル会社、JWMの大株主であります。日本医療食糧協会の理事長は、厚生省の天下りで、年収は5,000万円、総理大臣より多かったということでもあります。病院寝具協会も、構図は全く同じで、この業界にも協会の会長は、小泉厚生大臣が務める、事務局長も厚生省のOB、この二つの業界から、わかっているだけで17人の政治家に政治献金が行われていたということも明らかになっています。選挙のたびごとに橋本首相や小泉大臣などの厚生族議員に献金が行なわれ、その都度診療報酬が引き上げられてきた、営利団体の企業から献金を受けるということも問題ですけれども、しかし、国民の税や保険料、あるいはボランティアなど、国民の善意で成り立つ、慈善で成り立つ福祉を食い物にし、私腹を肥やし、わいろや政治献金を支払われていた、このようなことは、国民は絶対に受け入れられない。ですから、医療費の問題について言っても、このような金権腐敗を徹底的に解明し、政治家や官僚、業界の癒着を断ち切る、このことが大事になっている、というふうに思います。

以上の点を指摘して、最後に市長にも質問をしたいと思います。今議会で市の行財政改革について問われたことに対して、市長や関係部長からそれぞれ、市民サービスを切り捨てることはしない、福祉は守り抜くという決意を聞きました。市の財政を取り巻く環境の深刻さを最も切実に理解されている市当局が、このようなきっぱりした態度を表明されたことを、私は深い感動をもって受けとめました。東京都の青島都知事は、公約に違反して、臨海部開発を続行し、進出企業から受け取っていた権利金まで返却するというような、大企業奉仕の姿勢を強める一方で、革新都政時代に築かれた、そして鈴木都政さえも手をつけられなかった東京都のすぐれた福祉の施策を根こそぎ切り尽くそうというような動きを進めている状況の中で、森田市長や市の幹部の皆さんの姿勢は際立っていると言えるのではないかと思います。社会保障を目的とする国民健康保険制度、高齢者や低所得者の命綱とも言える国民健康保険制度についても、ぜひ市民とともに守り抜いていただきたいと思います、市長の御見解をいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は、先日のどなたかの質問に対しましても、いわゆる現在行われております行政改革、あるいはリストラ、バブルの崩壊という、全く一般庶民がかかわらない形で、異常なと言っているぐらい経済成長を、言うなれば短時間に遂げてきたという状況は、一面には評価されたわけではありますが、やっぱり急成長であればこそ、またバブル崩壊のような現象の条件をつくっていた、こういう反省が成り立つんで

はなかろうか、というふうに申し上げました。そして、本来、政治や経済も含めて、福祉の増進こそ本来人類社会の目標であって、経済開発はその手段であるべきだという、いわゆる因果関係は、私は、もう非常にはっきりと今日の社会では理解された根拠だというふうに考えております。

したがって、いろいろな財政上の思いがけない異常な厳しさの状況ももちろん対応していかなければなりません、そのために、せっかくでき上がった、構築されてきた福祉の施策を早々とカットしたり軽減をしたりして手がけていくということは、順序としては本末転倒であると、こういう基本認識でおります。特に地方自治体という立場は、一番市民生活と密着した立場でありますから、何と云っても、力の弱い立場の方を、いわゆる社会保障、社会福祉の形でしっかりと支えてあげる、一番仕事の責任の多いところだと、このように考えております。

かつて革新都政と言われた美濃部都政のころに、私どもも革新自治体として、いろいろ学ぶものがあつたわけですが、シビルミニマムの発想ということは、私はなるほどということで、いろいろな政策の考え方を教えていただきました。そのシビルミニマムを低くしないということが、やっぱり社会の進歩という実質上の指標でなければならない、こういうふうに考えております。考え方にはいろいろ試行錯誤もあることもあるわけですが、地方自治体の役割としては、そういう考え方であるということ、平素申し上げているとおりであります。

また、革新市政とか都政とか言われる革新の政治は、日本国憲法を正しく推し進める、守るだけではなくて、推し進めるというところにあるべきだと思っております。そのような考えで日野という市政の場をしっかりと方向づけをしていきたい、このように考えておるのが日常の私の信条であります。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） ありがとうございます。質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって21の1、国による保健医療制度の改悪に反対し、社会保障を目的とした国民健康保険制度を守れ！の質問を終わります。

一般質問21の2、長期不況と規制緩和の下で苦境におちいる中小零細の建設業を守れ！の通告質問者、中谷好幸さんの質問を許します。

○10番（中谷好幸君） 通告に従いまして質問をさせていただきます。9月の市議会の一般質問で、市内の中小工業の振興策について質問いたしました。今回は、市内の中小

建設業の振興について質問したいと思います。

建設業の仕事の約4割が公共工事が占めていると言われています。日野市では、公共工事における地元優先発注が貫かれておりまして、請け負い工事の件数では86.3%、金額でも84.3%が市内業者への発注となっています。恐らく都内の自治体の中でも、公共工事においては、市内業者発注率が一番高い自治体になっているというふうに思います。しかし、この間の景気の低迷や、自治体の財政事情も影響しまして、工事そのものの絶対量が減っていること、そのため、小さい仕事にも市外の大手などが参入するなど、競争がますます激しくなり、市内の中小零細の建設業者は、大変な苦境に陥っています。例えば東日本前払い金保証協会という団体の「市町村前払い金保証実績表」というデータがありますけれども、日野市の業者の市の公共工事の請け負い実績は、今年度は10月現在で17億円であります。これは前年度の同月比22%減となっています。昨年の最終請け負い実績は31億円でありますけれども、このままでは28億円ぐらいにとどまるだろうというふうに予想されています。最高時の請け負い実績が48億円というところがあったわけですから、最高時に比べて四十数%の減と、かつてない落ち込みが予想されています。1991年の少し古いデータですけれども、市内には423の建設業の事業所がありまして、3,652人の人々が建設業に従事されています。これは全従業者数の6%に相当するわけです。公共工事の発注のあり方は、これらの方々に重大な影響を与えているわけがあります。地元発注率86.3%という数字は、今述べましたように、かなり努力された数字でありますけれども、仕事の確保のために一層努力をしていただきたいという立場から、幾つか質問をしたいと思います。

第1点は、財政事情もあって近年は、大型の請け負い工事というのは減っています。その中でも比較的大きな工事が市営住宅の建て替えであります。一昨年と昨年度にわたって建て替えされた下田市営住宅は、総額5億円弱の工事でありますけれども、市外の大手のゼネコンによる仕事となりました。その理由は、PC工法、いわば大手の住宅メーカーで壁や床をつくって、現地で組み立てるといような方法だということが採用されて、市内の業者は参入できなかったということであります。聞くところによりますと、東光寺の市営住宅の建て替えについても、今年度設計予算がついておりますけれども、やはりPC工法を採用する方向であるのではないかというようなことも聞いています。どうしてPC工法でなければならないのか。都の市営住宅では、別の工法が採用されて、地元業者でも十分可能な仕事として行われているわけですが、この点でも、できる限り地元業者が参入できる条件を整えるべきだと考えますけれども、御見解を求めま

す。

第2に、区画整理事業や下水道建設において、新都市建設公社に委託されている事業があります。最近、新都市建設公社が発注する事業に、市外の大手ゼネコンが進出著しいと言われています。例えば組合施行の区画整理事業でありますけれども、幾つか地元業者が締め出されるという事態も生まれていると聞いています。市が直接発注する仕事でなくても、新都市建設公社は、市も出資しているわけですから、一定の発言権もあるのではないかと思いますけれども、やはり日野市では、地元業者を優先し、地元業者の育成に当たっているんだという、そういうような方針はぜひ説明していただきたいと思います。

第3に、これは9月市議会の質問でも取り上げて、御答弁をいただいているわけですが、再度確認したいと思います。それは、これから予想される大型の公共工事である多摩平団地の建て替えや、市立病院の建て替えであります。9月市議会の御答弁によれば、多摩平の建て替えは、公団の事業であり、協議して実現を図りたい、という答弁を得ています。市立病院についても、大規模な工事であるが、できるだけ分離発注を考え、地元業者に発注できるよう検討したいと、積極的な答弁を得ているわけでありませうけれども、このことについて改めて確認したいと思います。

以上3点についてお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 地元業者への発注というような観点から御質問がございました。市の工事の市内業者への発注でございますが、御質問にもございましたように、発注率は件数、また金額においても80％を超える率でございます。このほかの100％に至るまでの差につきましては、市内では請け負い業種のないような機械設備工事、あるいは電気装置、そういうような特殊な工事があるからでございます。したがって、市内で請け負い可能なような工事につきましては、ほとんど100％近く発注をいたしておることが言えます。お尋ねにございました市営住宅の建設方法でございますけれども、これは技術面のことでございますので、私どもが直接ではございませんが、発注する立場から、窓口としてお答えしたいと思います。市営住宅の建て替え工事につきましては、これまでもPC工法、つまりプレキャスト鉄筋コンクリートづくりという方法でやってきております。その工法をとっている理由は、市営住宅につきましては、国の補助率がよいこと、あるいは都の補助率もよいわけですが、その国の補助の基準の中で、やはりこのプレキャスト鉄筋コンクリートづくりが一つの目安になっており

ます。そのようなことから、国の補助基準に基づいて、一応設計に当たっていると。もう一方、このプレキャスト鉄筋コンクリートづくりは、工期が短縮できることや、あるいは工事現場での騒音などが軽減できる、また周辺道路への影響なども軽減できる、また一種の工場生産でございますので、経費も安くできるというようなメリットもございまして、この工法を採用しておるところでございます。

それから2点目の、区画整理事業や下水道事業の工事の新都市建設公社の発注の件でございます。この事業につきましては、市が委託しておる仕事でございます。そういうことから、委託者としての立場で、できるだけ地元の業者を指名するように、地元業者に発注するということ、機会あるごとに求めています。特に年度の初め、1年間の工事の打ち合わせをするときには、当然このことを申し上げているところでございます。また、区画整理の中の組合施行につきましても、同じように地元優先ということを指導しておるところでございます。

それから3点目の、多摩平団地の建て替え、あるいは市立病院の建て替えの件でございます。多摩平団地の建て替え工事につきましては、協議が整えば、またその協議の中に地元業者の育成という意味から、できるだけ採用していただくようにということは申し入れることができるかと思います。また、市立病院の建て替えですけれども、これは100億円というような大規模な工事でございます。この大規模な工事については、また大規模に見合った業者選定が必要でございます。一般的にはゼネコンが該当するわけでございますけれども、9月にもお答えいたしましたように、できるだけ地元の業者が参入できるような方法を検討してみたいというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） 要望を述べておきたいと思うんですけれども、市営住宅の場合、例えば都営住宅の建設も、同じように国の基準に基づいて行われていると思いますけれども、PC工法でやられている例というのはほとんどないということであります。また、PC工法をする場合も、JVを組むとか、分離分割発注をやるとか、そういうふうな努力で、本当に仕事が絶対量が少なくなっている中で、ぜひそうした努力もやっていただきたいと思います。こういうふうな発注の仕方というのは、大手ゼネコンに一括発注するよりも、発注する側の手間は大変かかる、大変な仕事だというふうに思うんです。いわば発注する側の力量にかかる問題ではないかというふうに思います。地元の業者が仕事をとれば、下請もほぼ100%日野市内のまさに零細業者の仕事につながっているわけで、ぜひそういう御努力を、今本当に苦境に陥っている業者を救うためにも、ぜひ御努

力をしていただきたいというふうに思います。

そのことに関連して、もう1点質問したいと思います。それは、公共工事の契約の際には、工事請け負い内訳書を添付することを義務づけ、それを公表することができないかということであります。地方自治法などの改正では、契約は総価方式というのがとられているわけですが、そのために、労務費や法定福利費、安全経費などの工事内訳が不明で、下請の企業や労働者の支払いに際しては、減額されても中身がよくわからない、こういうふうな仕組みになっているわけであります。御承知のように、建設業界は、重層的な下請構造があり、下にいくほど矛盾が著しいわけであります。末端の下請業者は、見積もりを出しても、結果的に幾らもらえるかわからない段階でもう仕事にからなくてはいけません。契約書も交わさずに、相手の言い値で仕事をするというような前近代的な実態もあります。こういうふうな点を是正する上でも、極めて有効であるし、公共事業として本当に役割を発揮させるためにも、こういう制度をぜひ実現させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 工事の内訳書でございますけれども、現在では、工事の契約に添付する書類としては、そういうような内訳書は義務づけておりません。お尋ねにありましたように総価主義でございます。工事の内訳としては、いろいろ数値は出るかと思いますが、これは受注業者が、その会社の企業努力によりまして、いろいろ単価を出してございます。したがって、それぞれの請け負い業者によって、単価が異なってくるものが多いわけでございます。どれが一般的標準なのか、市場価格なのかというようなことまで判断することはなかなか難しいところがあるわけです。そういうようなことの中から、内訳書が省略されまして、あくまでも総価で、それで工事の内容につきましては、契約書の約款、あるいは図面、仕様書、これによって請け負い業者の仕事を拘束しておりまして、出来高を見て、検査をしているというような内容になっておりますので、現在、国あるいは東京都それぞれの公共団体も、この総価主義をとっておるわけでございますが、以上のような理由から、工事内訳書をとるということは困難であると考えております。

○副議長（鈴木美奈子君） 中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君） 建設省は、工事費公正証書制度というのをとっていて、これは落札者だけに提出されるものですが、一応契約金額が1億円以上、工期6カ月以上のものに実施しているわけです。根本的には、地方自治法を改正して、総価方式を改

めるということをやらなくてはいけないわけですが、例えばこういうふうな制度を採用するということもできるのではないかと思うんです。それから、このことは、下請企業や労働者を守るという点で重要であるだけでなく、税金の有効利用という点でも重要だと思うんです。厚生省汚職では、元請が丸投げをしても、実態を把握できなかったということがあるわけですが、税金が使われる事業だからこそ、下請企業や労働者にきちっと、労務費や法定福利費、安全経費が渡っているかどうか、そういうふうなことをチェックしていく上でも重要だと思いますし、発注者として当然そのような監督責任があると思います。いろいろ難しい条件もあると思いますから、ぜひ研究していただくようにお願いしたいと思います。

日野の学校給食が〇-157で、地元の野菜を使っているということで、大きく全国で話題になりましたけれども、この給食の地元産野菜をつくるということは、発注者の側にとっては、とても手間がかかることで、ふぞろいの野菜で、安定的に入らない。しかし、子供たちの給食のためにということで、職員の方々はいろんな苦勞をされて、だんだんと制度として発展してきたというふうに言われています。主権者であり納税者である市民のために仕事をするという立場で、この苦境に陥る中小、とりわけ零細業者の皆さんを守るという点でも、ぜひいろいろ研究をしていただきたいということをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木美奈子君） 21の2、長期不況と規制緩和の下で苦境におちいる中小零細の建設業を守れ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時32分 再開

○副議長（鈴木美奈子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の1、高齢化社会への対応について（北九州市行政視察に学ぶ）の通告質問者、旗野行雄さんの質問を許します。

〔26番議員 登壇〕

○26番（旗野行雄君） 通告の質問をする前に、一言市長に申し上げておきたいことがあります。今回の一般質問の内容をずっと見てみますと、老人福祉に関連する質問が8

人の方から出されております。約3分の1ですね。これは高齢者社会を反映してのものだと思いますが、それはさておきまして、一つは財政問題に対する質問が幾人かの議員からなされました。どういうわけか市長は、沢田議員とか、あるいは馬場議員でしたか、質問された途端に、姿勢をかたくして、ちょっと表現は悪いんですが、ヒステリックな回答をする。どういうわけかなと私思ったんですが、一つは、市長の責任を追及されるのが怖いと。いや、日野の財政は大丈夫なんだよというようなことを、答弁が繰り返されました。そして、将来展望は大丈夫なんだと、こういうことを言われるわけです。それはそうです。将来、この日野の財政が破産状態になるということは恐らくあり得ないでしょう。しかし、余り今の現実の状態を見ると、いろいろの数字を見ても、確かに危機的状況にあることは間違いない事実であるわけです。ひとつ現状を直視して、その辺を足元をしっかりと見詰めて、さらに将来を展望してもらいたい。このことを要望しておきます。何か市長、これについて答弁はありますか。

○副議長（鈴木美奈子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりだと思っておりますので、御意見を十分聞かせていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君）　旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君）　今、国、地方を問わず、非常に財政はどこの市へ行っても、あるいは国を見ても、厳しいわけです。それですから、非常に日野の財政が危機的状況にあると認めたところでこれは市長の、市長もそんな発言をされましたが、ある程度は責任はあるかもしれませんが、これは社会経済情勢の変化によって、こういう状況になったんだということは言えると思います。

ここに一つ数字を示してみますと、96年度の国内総生産、GNPですね、対財政赤字がどの程度になっているかと、こういう指数があるところで紹介されておりました。日本が実に7.4%だそうです。それに対して、米国は2.8%、ドイツが4.1%、フランスが4.3%、イギリスが4.8%ということです。かつてよくアメリカが双子の赤字に苦しんでいると。国際収支の赤字ですね、一つは。それから財政赤字です。その時分は私、他人事のように聞いていたんですが、現在はむしろ日本が世界でトップの財政赤字を抱えていると、こういう状況だと思います。

それについてせんだって、我々の会派の皆さんが加入している三議連という組織があるわけですが、研修会を今月の1日でしたか、開きました。そのときに、東京都の瀬田副知事、これは三多摩担当の副知事ですが、これはタイトルは三多摩についてのことが

メインですが、その中で冒頭、東京都の最近の財政状況を報告、話がありました。今、8年度末に5兆8,000億円から5兆9,000億円の地方債の発行残があるそうです。そして、経常収支比率が96.3%だと。今9年度の予算編成をやっているわけですが、その財源不足が実に5,000億円あるんだそうです。何とかこれを調整しなければならないということのようです。9年度が5,000億円、10年度、見通しとしては、4,300億円ぐらいにしたい、10年度末にはこれを解消したいんだと、こういうような方針でいるようです。今のままで起債を続けると、いわゆる起債制限団体というのがあるんですね。これに指定されると、自治体の実勢が失われる。極力これは避けたいということもあります。さらに、ここで都の職員を4,500人ぐらい定数削減をしたいということもありますし、公共事業費はおおよそ利率にして30%ぐらい、最悪の場合には切り詰めなければならないというようなことを報告がありました。これはどこの自治体へ行っても、ほぼ同じような状況ではないかと思うわけであります。

これはさておきまして、ひとつ市長、これからあのような不穏当な、議員の皆さんだっで、一生懸命財政事情を勉強して、非常に危機的状況だという認識のもとに立って、何とかしなければならないということで一般質問でも発言されているわけですから、失礼な答弁はこれからしないでもらいたい、このことを要望しておきます。

高齢化社会への対応についてということですが、夕べの懇談会の後私、まだ本屋が歩いておりましたので、本屋に寄って、きのう発行されたある月刊誌を買い求めて、けさちょっと出がけにタイトルを見たわけですが、その中にこういう記事が入っておりました。タイトルは「幻想を捨て、快適な老人国家を」と、こういうタイトルです。この当初の分だけちょっと読ませていただきます。

21世紀の日本は、人間でいえば還暦を過ぎた老人になる。見た目はかっぶくのいい金持ちの老人だが、実は皮下脂肪のつき過ぎで、肝硬変、高血圧、心臓疾患、筋力低下、老人性痴呆などが進行している状態と言った方がいい。人間の場合、こうなってしまうと、幾ら努力しても、若返ることはない。老化社会の運命もこれと同じである。心機一転、行政改革その他の改革を断行しさえすれば、若返って、ますます成長を続け、経済大国の地位を維持していけるとするのは残念ながら気休めに過ぎない。といっても、日本が急激に落ちぶれたり、貧乏だった昔に後戻りするわけではないけれども、将来、1人当たりの所得では、アジアの新興諸国に追いつかれるようなことがあっても、金持ちの一つにとどまることは間違いない。今は人間も長生きするが、日本の状態に老後も長くうまくやれば、かなり長い間、現在の快適な状態を維持することはできそうである。

ところが、社会の老化の一番わかりやすい証拠は、人口の現象である。21世紀に入って、間もなく日本の人口はピークを迎え、その後は減り続けることは確実と見られている。厚生省の低位推計よりもさらに急激に人口が減っていくという予測がある。出生率の上昇がない限り、このままいけば、あと1,000年もたたないうちに、日本の人口はゼロになる。数字的にはこういうことに、理論的にはなるはずです。これは日本が老衰と死の道を歩み始めたことを意味している。事は文明の衰亡といった高尚な話ではなく、日本人という動物が、生殖能力を失って数が減り続け、ついには絶滅に至るという単純明快な話にすぎない。

まだずっと続くわけですが、要するにじゃあ、どうしたらいいかというと、出生率が上がり、若い人間がふえて、人口もふえるようになるか、あるいは人口が減っても、生産性だけは奇蹟的に上昇していくか、そのいずれかを実現しなければならないけれども、両方ともこれは実現は不可能である。ということで、以下延々と書かれているわけですが、日本人は絶滅への先頭に立っているとか、いろいろ書かれておりますが、私、ちょっと目を通してただけですから、以上、ちょっとエキセントリックな表現ですが、事実のある面では的確にとらえている記事ではないかと、こういうふうに思います。

それで、幾日か前の新聞に、通産省の通産大臣の諮問機関である産業構造審議会というところから答申が出されました。30年先の日本はどうなるであろうかということが書かれております。大体高齢化がピークに達するのが2025年だそうです。今いわゆる税と社会保障費の国民の負担率が、国民所得の約38.9%という数字がありますが、それが恐らく2025年には、実に73%に上昇するのではないかと。財政赤字がたしか今、国、地方合わせて440兆円とか言われておりますけれども、2,100兆円ぐらいになるのではないかと、こういう見通しのようです。高齢化比率、これが今たしか14.5%ぐらいですが、それが25%を超えると。今よりも11%ぐらいふえるのではないかと、こういう数字も出されております。さっき言った国際収支の問題ですが、年々これも悪化して、恐らくその時期には、国際収支も赤字になるのではないかと、こういうようなことも書かれております。

それじゃあ、どうしたらいいかということがあるわけですが、一つは、これから新成長産業を育成する。いわばよく言われておりますけれども、高付加価値型、研究開発型の産業に期待するよりないであろう。一つは公的分野の見直し、公共投資を削減するとか、社会保障制度も見直ししなければならないんじゃないかというような問題もあるようです。いずれにしても、これから高齢化社会を迎えて、非常に日本の将来もそんなに

楽観できないということが言えるのではないかと思います。

その中で、経済成長率も2010年、ちょうど中間点ですが、大体その辺までは実質1%ぐらい年にですね、成長は見込めるであろうと。ただし、それ以後は、給与水準は大体マイナスになるのではないかと。毎年0.3%ぐらい国民の給与水準は減少せざるを得ないのではないかとということも言われておりますし、一つはこういうことが言われているわけです。財政赤字はどんどん拡大する。そして、それにおいて、金利は上昇する。設備投資はそうなると、あんまりしなくなる。そうすると、景気は悪くなる、税収は上がらなくなる。そしてまた、財政赤字が拡大する、こういう悪循環を繰り返すということも言われているわけです。

これは前置きですが、せんだって、北九州へ行政視察に我々の会派で行ったわけですが、あそこで非常に高齢者比率が高く、今、全国平均よりも1%以上高い。近い将来、幾年か先には20%ぐらいになるのではないかと、こういうようなことが言われておりました。そのときに会派の仲間と、日野市はどのぐらいなんだろうかと。まだたしか低いはずだよと。9%かそこいらかな、というようなことを雑談で交わしたわけですが、帰って調べてみますと、今約11%です。11%ちょっと超えたところだろうと思いますが、年々高齢化は急激に日野市でも進行しているようです。国際連合の定義によると、大体7%を超えると高齢化時代、14%を超えると高齢社会と、こういうふうな定義のようです。日本が昭和45年、日本全体で見ると7%を超えて、今14%を超えておりますから、その間、24年かかったそうです。ところが私、数字で調べてみたんですが、もうそれこそ、そんなことでなく、十数年で日野の老年人口も比率にして14%を超えるのではないかと、というようなことですが、その辺、もし調べた資料がありましたら、この高齢者比率の将来推計を教えてくださいということの一つ。

それからいま一つ、日野は、老人福祉は非常に手厚く行われているということで、かなり他の市と比べて、老人福祉についてはお金を使っているのではないかと。こういうことで、27市のこの老人福祉費について、どういう数字になっているだろうかと、私、調べてみました。これは資料は、市民1人当たりの老人福祉費が幾らというのはこれは、資料に出てくるわけです。いま一つ、老人、いわゆる65歳以上のお年寄り1人についてどのぐらい各市で老人福祉にお金を使っているだろうかと、こういう数字はなかなか出てこないの、私、幾つかの資料を頼りに計算機で調べてみました。日野の場合、これは平成6年度の決算の数字ですが、老人福祉費が市民1人当たり1万8,227円と、こういうのは資料にあります。老年人口がその時点で幾人で何%かという資料もありますの

で、それと突き合わせて計算してみましたら、17万5,730円と、これが6年度の決算に見る老人1人当たりの老人福祉費の支出額です。27市の平均が19万4,900円という数字が出ております。ということは、日野市の高齢者に対する高齢者福祉費の支出は、17万5,000円の19万4,000円ですから、2万円ぐらい平均よりも少ないという数字が出て、私、これはおかしい数字だと思ってびっくりしたんですが、これが真相のようです。ずうっとこの数字を、他市の状況を見てみますと、さすがに武蔵野市あたりは、1人当たり38万6,000円、日野市の約倍ぐらい使っております。支出されております。三鷹市が23万円、府中市が23万円、昭島市はちょっと落ちますけれども、調布市も20万円、中には田無市ですか、30万円以上高齢者1人当たりに支出されているようなケースもありますし、福生市が実に43万円という数字であります。これは単年度ですから、あるいはこの年度に、何か特別に老人福祉施設をつくったとか、そういう事情はあるかもしれませんが、平均よりも2万円ぐらい単純にですね、27市の平均よりも2万円ぐらい日野の老人福祉費は1人当たりが少ないんだということは、言われているように、それほど老人福祉に対して、老人に対して金を出していないんだというような数字が出てくるわけですが、この辺について担当者の答弁をお願いしたいと思います。どんなことでこんなことになっているのか。

○副議長（鈴木美奈子君） 旗野行雄さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、日野市の高齢者比率の推計、見通しからお答えいたします。

日野市の総人口は、ここ数年、16万二、三千人の横ばいではありますが、65歳以上の高齢者人口は、毎年0.5ポイントから0.6ポイントの上昇が続いております。ちなみに平成8年は、約人数で1万8,000人余り、高齢者率は11.02%であります。日野市保健福祉計画では、平成12年の高齢者比率を12.9%と予測しておりますが、このままで推移しますと、平成12年、西暦2000年には、この予測を若干上回るのではないかと考えられます。13%台に突入する可能性もあると見込まれます。東京都の統計部の予測数値では14%。日野市の人口が、65歳以上の人口が14%の壁を突破するのは、大体西暦2004年ごろではないかと思っております。2005年の予測数値は14.47%となっております。

次に、1人当たりの老人福祉費の費用の数字を挙げられたわけですが、平成6年度の数値と言われるのは、恐らく「類似団体別市町村財政指数表」という地方課で出した資料だと思いますが、おっしゃるとおり、日野市の1人当たりの高齢者に対する老人福祉費の費用は、市民1人当たり1万8,227円という数字であります。これは額では

多少あるでしょうけれども、この数字で見る限りでは、上位から14番目に属しているようであります。平成8年度の手元に各市の予算の比較表がありますが、おおむね今議員さんの御指摘されたとおりの傾向は、平成8年度予算を見ても出されているのではないかなと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） これについては、これ以上どうこう言っても仕方のないことですが、一つは、昭和63年ですか、初めて7％を突破したのが。そして、恐らくこの推計でいきますと、6年度がプラス0.6％、7年度が0.7％、それから8年度が0.6％、こういう数字でふえておりますので、平成13年あるいは14年の時分に14％を突破するのではないかと。ほぼ間違いないと思います。実に13年間で7％から14％。高齢社会と言われる14％に達するのに、たった13年間しかかからないということです。スウェーデンですか、あれが、あの国の高齢化比率が7％から14％に達するのに約80年かかっている。そして、フランスに至っては、百十何年かかったんだそうです。実に急速、急激に高齢化が進んでいるということが言えると思います。

ところで、これは北九州市へ行政視察に行ったときに配付された資料なんです。「保健福祉リポート '95」というタイトルですが、これは一般には2,000円で売っているんだそうです。我々にはまさか金を徴収なくて、無料でいただいたわけですが、いわば北九州市のゴールドプラン、これは平成2年に、正式にいえば「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」というものだそうですが、それに基づいて義務づけられた各自治体の保健福祉計画と言うべきものです。実によくいろいろなことが書かれておって、私感心したんですが、帰ってきて、これが日野市の保健福祉計画です。平成6年度から10年までを手法とする計画ですが、読んでみますと、内容については大筋のところはそんなに北九州市のこれに書かれていることも、日野のこの福祉保健計画に書かれていることもそんなに差はありません。一つは保健・福祉・医療の総合化ですね。一つは地域の住民参加での地域ぐるみの福祉を推進する。これが大きな2本柱のようです。帰ってきて、よくこの二つが基本的には内容は似ているねと言ったら、いや、そうですよ。これは中央から来るマニュアルがありまして、それに沿って書かれているんだ。似ているのはこれは当然ですよと、こういうことが、ある職員の口から出ましたが、確かにそういえばそうかもしれません。書かれていることは、この福祉保健計画でもよく書かれております。

ただ、問題は、果たしてこれがどの程度実現する意欲があるか、どの程度実現してい

るのかということだと思います。北九州市というのは、昭和38年ごろですか、門司、小倉、若松、それから八幡、戸畑と、この5市が合併してできた、約現在の人口が110万人ぐらいだと思います。区制をしいておりまして、7区に分かれております。ちょうど一つの区の人口が、日野市の人口とほぼ拮抗するぐらいな規模であります。北九州市でどんなことを今実行しているのか。このレポートの内容がどの程度実行されているのか、聞くなり、この資料に基づいて調べてみました。

一つは総合化ということですが、もちろん、政令指定都市ですから、多少、対応の違いはあっても、これは当然のはずですが、北九州市の場合について言えば、市としては保健局というのと民生局ですね、今日野でいえば福祉部と言っていいかもしれませんが、これを統合して、これは行革の一端とも言えるわけですが、保健福祉局に統合した。そして、縦割り行政の弊害をなるべくなくして、総合的に高齢者対策を実施するんだと、こういうことです。

いま一つは、地域福祉の問題ですが、区単位で保健福祉センターをつくる。そしてさらに、これは地域を小さく分けて、小学校区別に市民福祉センターをつくろうと。そこを在宅介護なりの中心に、センターにしようということのようです。そして中央では、市段階では、総合保健リハビリテーションセンター、こういう施設をつくろうと、こういう仕組みになっております。小学校が約140校あるんだそうです。それですから、140の小学校区単位に市民福祉センターをつくろうと、こういう構想のようで、かなりこれが、まだ100%というわけにいきませんが、実行されておるようです。そして、人的には、区の推進協議会にしても、地域の推進協議会、こういう組織をつくるわけですが、医師会とか医療機関とか社会福祉協議会のメンバーとか、自治会、婦人会、老人会、あるいは行政機関も入りまして、地域ぐるみで老人福祉対策を考えようと、こういうことのようにあります。幸い公民館がここに70館あるんだそうです。それからとりあえずこの市民福祉センター、小学校区別のですね、それは公民館を充当し、公民館のないところにはやむ得ず何か、こういう建物なりを建設しようという構想のようで、かなりこれが実現しているようにあります。日野でも校区単位の校区コミュニティという組織はつくり始めておりますが、主に対象が、問題が、たしかごみ対策、あるいは防災対策だと思いますが、ひとつ、せっかくそういう組織があるんですから、いまちょっと考え直して、これからの市政の最大の課題であります高齢者対策についても、ひとつ地域ぐるみでこれに対応しようという姿勢をつくれればと、こういうように私は思うわけですが、それについてどういう見解か質問したいと思います。

それから、これは区単位ですが、「年長者相談コーナー」、こういう組織をつくっております。これは各区の、政令指定都市ですから、保健所を持っております。いわば保健所と福祉事務所を合体して一つの組織をつくった。各区分にあるわけですが、その中に一つの部署として「年長者相談コーナー」という部門をつくったということです。これはもう、100%実行されているようです。内容は、ケースワーカーと保健婦を常駐して、年長者のいろいろ相談に応じているということのようです。かなり利用度も高いようです。さらに、これは区役所へ出向けない人に対しては、出前で相談に応ずるということまでやっているようです。宮沢議員でしたか、一般質問の中で、法律的な高齢者の相談にもどうのこうのというお話がございましたが、この中には「法律相談コーナー」までつくってあるんです。これは毎日毎日じゃないんですが、定期的に弁護士を頼んで、お年寄りの法律相談に応じているということもやっておるようです。この辺、日野市でも相当お年寄りからの、もしこういう施設をつくれば、利用度も高いんじゃないかというふうに考えますので、ひとつ検討してもらいたいということが一つです。

あと特養とか、ホームヘルパーとか、そういうことについては、そう差はないわけですが、ホームヘルパーについては、こういう資格があるなしは別にして、地域ぐるみでひとつ老人福祉に対応するということで、かなり希望者はあると。それには人数的にも事欠かないんだ、というようなことも聞いてまいりました。

以上のことについて、ひとつ答弁をお願いします。

○副議長（鈴木美奈子君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 福祉の地域連携のあり方について、一つの示唆を与えていただくわけですが、福祉の地域連携という意味では、地域の非営利団体、福祉団体や自主グループとの連携を今現在、どのように進めていったらよいのか、研究検討を進めている段階であります。自治会や校区コミュニティといった面的な広がりを持つ組織との連携は、まだ今のところ検討段階には入っておりません。しかし、福祉の充実には、近隣関係で助け合いであるとか、見守りが欠かせないことは当然であります。福祉の風土づくりがこれからの行政の重要な目標と考えております。また現在、日野市社会福祉協議会で「地域福祉活動計画」の作成作業が3カ年計画で進められているわけですが、この中にも自治会との連携や、福祉の風土づくりはどうしたらいいのか、市民がみずから何ができるのか、これらの論議が進められております。私ども行政の立場としても、縦割りの組織を超えた幅広い対応と連携が必要であるということを身をもって痛感しているわけであります。

相談業務の件であります。「年長者相談コーナー」として今、御紹介いただきました。保健所、福祉との合体、あるいはケースワーカー、保健婦なんかを配置したこの相談コーナーのお話ですが、機能的にはやはり、高齢者在宅サービスセンターの機能ではないかなと思います。この在宅サービスセンターの場合は、新ゴールドプランでも、約2万人に1カ所、おおむね中学校区に1カ所の配置ということが、このゴールドプランの中にはのせられておりますし、その国のゴールドプランを受けて、東京都の在宅福祉推進プランというものの中にも、やはりそのことが述べられております。約東京都下で600カ所これから整備していくんだという、そういう内容です。日野市においても、これらのことを踏まえて、在宅介護支援センター、これは保健福祉計画の中にもものっておりますので、着実に推進してまいりたいと思います。法律相談の件については、一般的な法律相談として、既に日野市でも対応しているわけですが、出前相談という、こういうような仕組みはないにしても、常に相談業務があれば、必ずしも市の窓口でそれに対応しているだけではなくて、それぞれ相談者のお宅へ訪問したり、家族の人のお話を聞いたり、御本人の様子を見たり、そういうようなことを日常的に行っております。

ホームヘルパーの件につきましても、これに対するホームヘルパーの資格取得意欲というのも、日野市民にも高いものがございます。徐々にこの研修の機会を広げ、より高い資格、今現在は、底辺を広げる意味で、3級ヘルパーの養成というのを力を入れているわけですが、これからは市独自でも2級ヘルパーの養成をしながら、さらに高度の身体介護までできるような資格者を養成していくのと同時に、登録制度を創出しながら、これらのマンパワーの活用に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） 市長の見解を承りたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 制度にのって、今福祉部長がお答えをしましたとおり、具体的なステップは今進みつつ、展開をしているといいましょうか、あるいは確保の状況を、実現に向かっておるという状況であります。今御指摘にもありました、特にこの間、御質問のありました、いわゆる痴呆の方の財産保全、あるいは相談から始まると思うわけですが、日野市内にも資格を持っておられる司法書士の方々に一度相談をしてみたいということで、今予定もしたりしております。それから校区コミュニティの発想をもっと機能を持たせるために、場合によったら、退職職員を配当するぐらいな、そうい

う実員のことも考えてみたいと思っております。

○副議長（鈴木美奈子君） 旗野行雄さん。

○26番（旗野行雄君） この日野市保健福祉計画、これを読ませていただきました。書かれていることは確かに、まことに結構な話なんです、計画の策定ばかりではだめなわけで、これをぜひ、できる範囲内で早急にその分野で実施してもらいたいと思います。

昨日、渡邊議員から話が出ました例のアンケート調査、これは私のところにも来ております。けさ出かけにちょうど見つけ出しまして、アンケート内容をちょっと読んでみますと、まず「だれと同居しているか」。「妻」と、あるいは「親」と、あるいは「子供」と、「孫」と。それから「現況状態がどうか」ということで、これは寝たきりや何やかんやと。「今のところは異常ありません」。それから「現在どのような福祉サービスを必要としていますか」ということでいろいろ、「住宅が欲しい」とか、「デイホームが欲しい」とか、「給食が欲しい」とか、「ショートステイを希望する」とか、こういう欄が幾つか10ばかり書かれておりまして、最後にこういうあれがあるわけです。「御家族や同居の方にお尋ねします。高齢者に痴呆性の症状が見られますか」と。これは本人ではなく、家族についての質問で、「見られる」「見られない」。見れるとしたら「まだ人の助けを必要としない程度です」。また、当然2番目は、「日常生活の一部または大半において、人の助けを必要とする」と、こういうアンケートです。私もこの中では、このアンケートの対象になる人は、たしか議員さんにはいられないはずですが、たしか私一人かと思えますけれども、家内が、お父さん、ここのところどう書く。かなりお父さんも忘れっぽくなっちゃって、これは痴呆性の症状が始まっているよと、こう言われまして、こっちへ丸しましょうかと、こう言われたわけですが、まさか議員をしているのに、痴呆性の症状があるなんていうことは幾ら何でもやめてくれよということで、こっちへ、見られない方に実は丸をつけておきました。いろいろあるわけですが、こんなことも、これは単にアンケート調査だけにとどまらず、あと追跡調査ということも必要かと思えます。ひとつ、いろいろな施策、確かにこれからは急激に、冒頭申し上げましたように、高齢人口が日野市においてもふえるわけですから、ひとつしっかりした施策をこれらも実現してもらいたい。このことをお願いしまして、終わります。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって22の1、高齢化社会への対応について（北九州市行政視察に学ぶ）の質問を終わります。

一般質問23の1、良好な住環境を守り、住民の安全を確保するために、ふえ続ける住宅地の通過車輛問題に対策をの通告質問者、佐瀬昭二郎さんの質問を許します。

〔9 番議員 登壇〕

○9 番（佐瀬昭二郎君） それでは、通告に従いまして一般質問いたします。大分お疲れのことと思いますけれども、できるだけ手短に質問しますので、答弁なされる理事者の方々にも御協力をよろしくお願いします。

まず、冒頭教えていただきたいんですが、日野市の自動車の保有台数が、この10年ほどの間に、どう変化してきたのか、10年前、5年前、今日、一番最近のデータというような、その程度で結構ですので、教えていただけないでしょうか。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さんの質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 日野市内の自動車の保有台数の過去10年間における推移でございますけれども、貨物自動車、乗用車、それから特種車、それに軽自動車等を含めました総数で申し上げますと、昭和60年に4万696台ございました。それから平成元年に4万8,546台でございます。それに平成6年でございますが、全体で5万7,742台となっております。したがって、10年間で1万7,042台の保有台数の増となっております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さん。

○9 番（佐瀬昭二郎君） ありがとうございます。

私もちょっと、もう少しさかのぼって調べてみました。いただいたデータをもとに、もう少しさかのぼるとどういことが見えてくるのかということで調べてみたわけですが、1975年の総保有台数が2万339台であります。この年以前のデータは、実は簡単には出てこないんですね。『とうけい日野』がこの年から始まる。この年を100として計算をしますと、1985年（昭和60年）が200、そして1990年（平成2年）が253、さらに1994年（平成6年）、一番最近でわかっているデータですが、284、車の台数はこの20年ほどの間に、3倍近くにふえてきています。さらに、車の種類で比較をすると何が見えてくるのか。1965年が日本の「モータリゼーション元年」であるというふうに言われているわけですが、当然、最初にふえていった車は、業務用の車輛だろうと思います。この間、今紹介した1975年以降の傾向を見ますと、例えば貨物自動車の普通車は、1975年を100として、1994年は178という、かなり落ちついたふえ方、変な言い方ですが、そんなふうになっておりますが、一方、乗用車の普通車は、1975年を100とすると、1994年は902ということになるわけであります。ですから、この20年ほどの間の基本的傾向は、車がどんどん一般の家庭に普及をしていって、家庭の保有する車の台数が1台

から2台にふえていく、そういう傾向がどんどん進行したということが読み取れるわけ
であります。

先ほど言いましたように、全国的な状況についてもちょっと触れておきますと、「モータリゼーション元年」と言われている1965年の全国の車の保有台数は724万台、それが1994年、このデータは『建設白書』に載っているデータであります、1994年が6,499万台。先ほど高齢化のテンポについて旗野議員が紹介されていましたが、日本は欧米社会に比べて、本当に急速に車の台数がふえてきたということがよくわかるわけであり
ます。

私は、健康のためということもありまして、しばしば自転車で日野の市内であるとか、近隣のまちを走るわけではありますが、この四、五年の間に、どんどん車の量がふえてきていることを実感しております。多摩市などでは、大変太い立派な道路が整備をされております。鎌倉街道、それからそれにつながる多摩センター通りというんでしょうか、あの通りなどは、今行きますと、本当に大量の、道を整備すると、大量の車があそこにさらに流入してくるということで、まるで窒素酸化物の大きな川が流れているんじゃないかと思えるような光景にまでなっているわけであります。

もう一つデータを御紹介したいと思うんですが、旅客輸送における機関分担率、どういう移動手段に頼っているのか。自動車、鉄道というような比較ですね。それから貨物はどうかと。データがやはり『建設白書』に載っております。これによりますと、1970年（昭和45年）、自動車が48%、鉄道が49%、ちょうどこの年あたりに逆転をしているということです。さらにさかのぼって1950年、55年を見ますと、自動車は16.6%、鉄道は82.1%ということであります。今日はどうなっているのか。1994年、自動車が60%、鉄道が34.3%、これは旅客であります。貨物はもっと抵抗が激しくて、1950年、55年、自動車が11.7%、これに対して鉄道が52.6%でした。貨物の場合は、船の割合が大きくなるわけですが、それはきょうは無視をします。これが1994年には、自動車が51.3%で、鉄道はわずかに4.5%であるということになっております。

このデータは何を示しているのか。私なりに解釈をしますと、高度経済成長期以降、経済がどんどん拡大する。当然、物流の流れもどんどん拡大をし、大きくなっていくわけではありますが、その拡大のテンポに合わせて、公共交通機関を必要に合わせたテンポで整備をすることを怠ってきた。多くの部分を車による移動に頼るという歴代の政府の交通政策の方向がここに示されているんだらうと思いますが、そのツケがたまりにたまって、今いろいろな問題を引き起こしているのではないかと私は考えるわけであります。

幹線道路に車がどんどん入り込んで、そこで渋滞が引き起こされたり、あるいは道路が車で飽和状態になるという事態になれば、当然、運転者は抜け道を求めて、そばにある住宅地の中に車をどんどん入れ込んでくると。そういう住宅地への通過交通の増大ということが今、全国的にも大きな問題になってきております。

そこで、まず伺っておきたいんですが、日野市内でも通過交通が問題になっている場所が幾つもあると思うんですね。そこに住んでいる住民の方々から、この問題を何とかならないのかというような声が、当然主管課の方にも寄せられきておると思いますけれども、その状況について、把握されている範囲で結構ですので、教えていただければというふうに思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 市内で通過交通が問題になっている地域でございますけれども、立日橋の開通によりまして、通過交通がふえたということで、日野駅の北側、日野本町四丁目の区域、それから東豊田陸橋の開通によりまして、東豊田三丁目地内、特に堀之内踏切を渡った先でございますけれども、この2カ所が問題ということに現在なっております。以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君） もう1カ所忘れていらっしゃるんじゃないでしょうか。私が住んでいるのは、通称鹿島台、高幡橋から高幡橋交差点を直進をして上っていったところが鹿島台で、さらに尾根を越えると三井台という地域があり、坂をおり切ったところを左折をしていきますと、中程久保の信号ということになるわけですが、この地域も近年、通過交通の量がどんどんふえ続けて、通過交通が集中している道路に面し生活している住民の方々から、悲鳴に近いような声が上がってきております。

実は3年前になるんですが、この鹿島台の自治会の道路交通問題特別委員会というところが、通過交通の量について調査をしました。調査方法については、市の管理課に教えていただいて、どういう方法がいいでしょうかということを教えていただいて、カウンターも貸していただいて、委員会のメンバーが総出で調査をしたわけですが、この3年前の調査でどういうことがわかったのか。地図を持ってきました。ここが高幡橋で、高幡橋交差点、橋の方から直進をして、くねくねと曲がった道を上っていくと、ここに信号があります。ここから上が鹿島台ということになるんですね。この道を右折をしていくと、三井台に抜け、中程久保に抜けるということになるわけですが、一番通過交通が多かったのが、この信号の場所です。下から上ってきて右折をしていく

車、上から下ってきて高幡橋におりていく車。ピーク時が朝の8時台で、通過交通は1時間で740台でした。このときの調査は、全部で6ポイントで行っております。今申し上げた道路に沿っていないほかの場所は、がくんと通過交通量が減るわけであります。ですから、ほかの地点を走っている車は居住者の車で、この問題となっている道路をこの朝の8時台に走っている車の大部分は、通過交通であるということが、この資料は管理課の方にもお渡ししておりますので、同じ結論になっていると思いますけれども、ということが明らかになったわけであります。

この740台という車の量がどういうレベルのものであるかということについても、ちょっとお話をしたいんですが、その前に写真を見ていただきたい。市長にもお渡ししました。今申し上げました鹿島台の入り口の信号で撮影したものです。ことしの11月25日、朝8時9分、これが鹿島台の入り口の信号から上を見たところです。ずらっと車が並んでいます。同じ場所で、同じ時刻に下を写すと、やっぱりずらっと車が並んでいて、何が起きているかということ、高幡橋交差点から始まって、車がずうっと数珠つなぎになってこのカーブのところまでつながってしまうという。ここまでひどいのは、そうざらにあるわけではないんですが、信号の少し下まで車がつながるというのは、もう日常茶飯事というような状態になって、どんどん住宅地の中に、その住宅地とは関係のない通過交通が、動物園通りや川崎街道の渋滞を避けるために入り込んできている。その車の量をどう考えるかということであります。道は天下の公道でありますから、だれが走ったって文句はないだろうという意見だって、一方ではあり得るわけだけれども、そういう議論の範囲を超えているのではないかと私は思うわけであります。

日野市は毎年、主要な市内の幹線道路で交通量の調査をしています。国道と都道ですね。これを見ますと、これは1994年の調査結果であります。相模原－立川線、動物園方面から来て、京王線の踏切を渡って日野橋まで、現在、立川行きのバスが走っている都道であります。この都道のピークの時間は7時台、7時から8時の間で、ピーク時交通量が757台です。行き帰り、両方向ですね、交通量が757台。もう一つ、豊田－高幡線という都道があります。高幡橋から市民プール、二小の前を通って豊田へ抜けていく道であります。この道路のピーク時間帯は8時台で、ピーク時の交通量が521台。この鹿島台から三井台、中程久保に抜けていくこの道路のピーク時の交通量は、3年前で740台でありますから、ピーク時における車の通行の状況は、まさに幹線都道並みになっている。歩道もない、そういう住宅地の生活道路がそういう状態になっているというわけであります。これはもう、受忍の限界を超えていると言わなければならないのではな

いかと私は思います。市の認定路線ですから、一応名前がついておりまして、幹線市道Ⅰ－５号線ということになっています。高幡橋交差点から中程久保まで。このⅠ－５号線が住民にとって、大変危険な状態になっているということは、市の方でも把握されているようであります。後でもちょっと中身を紹介しますが、1994年の３月に取りまとめられた『日野市道路整備計画調査報告書』というのがありますが、この中で、交通事故発生危険箇所が市内全域で９カ所認定されているんですが、そのうちの１カ所が、この幹線市道Ⅰ－５号線です。鹿島台から上って行って、その道路の坂道の中ほどから三井台の坂道の中ほどまでの区間が、交通事故発生危険箇所だというふうに、市の方でも状況を把握されております。

また、先ほど東豊田陸橋ができたおかげで、完成したおかげで、東豊田地域で通過交通がふえて困っているという話がありましたけれども、反対側でも困っているんですね。南平台と南が丘の間に入って、南が丘を上って三井台、中程久保を抜けていくあの路線、二級幹線市道ですが、この道路も最近、通過交通がどんどんふえてくる。この先一番橋通りが拡幅され、一番橋が立派にかけかえられたら、一体どうなるのかと、住んでいる方が大変不安に思っているらしい。南が丘の地域というのは、片側に歩道がついているんですね。ところが、片側には歩道がない。だから、鹿島台でも全く同じでありますけれども、自分の玄関先というか、門を出るとすぐそこを車がびゅんびゅんと次から次へと通過する、そういう状況になっているわけです。まさに本当に受忍の限界を超えている。独自の対策が必要となってきている、そういう事態になっているのではないかと私は思います。

そう思っているのは私だけではなくて、建設省などもこの問題について対策を考え始めています。日野だけではなく、全国的に住宅地内への通過交通の問題というのが問題化していて、建設省がどんなことを言い始めているのかを若干調べてみました。

これは1993年７月に発表された『第11次道路整備５カ年計画』、建設省道路局、建設省都市局が合同で取りまとめた計画であります。この中にこのような記述が出てきます。「また、住宅地や商店街等の生活エリアにおいて、路地の復権事業など適切な交通規制と連携して、コミュニティ道路、ハンプ、これは道路にでこぼこをつける手法ですが、歩行者専用道路等の整備を推進し、通過交通の排除による歩行者、自転車の安全確保を図る」とございます。かなり過激な言い方です。排除してしまうということ、そういう、これまで日本の道路行政は、日野市も同じだと思いますが、狭い道路を広くして、歩行者の安全に歩けるスペースを確保するとともに、道路はできるだけスムーズに通れるよ

うにするということを主眼にして進められてきていると思いますが、その発想を転換せざるを得ない。居住地域の安全を確保するためには、あるいは住環境を確保するためには、これまでの道路行政を180度転換した、全体として変わるわけではなくて、ある地域について、エリアについて転換した考え方で進めざるを得ないということの一種の宣言のような文書であります。そういうこともあって、排除という大変きつい言葉で書いてある。

それから今年度の『建設白書』、ここにも同じ問題についての言及があります。暮らしの安定性向上のための道路整備の推進という項目で、コミュニティゾーンの形成、コミュニティ道路という考え方からコミュニティゾーン、面的に整備をするという考え方にどんどん考え方が進んできているようであります。「居住系地区等において、通過交通の進入を抑え」、これは抑制というような表現よりちょっとやわらかくなっています。「地区内の暮らしの安全を確保するため、公安委員会によるゾーン規制とあわせて、道路管理者によるコミュニティ道路等の面的整備を行う事業を創設し、整備をする」。いよいよ始めるぞという話であります。歩道等の設置が困難な道路に対するハンプや狭窄等を組み合わせる。わざと物を置いて、道を狭くして、スピードを出さないようにする。あるいは道をくねらせるというような手法を取り入れようということを提言をしております。

そして、ことしの8月15日の朝日新聞に、市政図書室で配付されておりましたから、皆さんもごらんになっていると思いますが、建設省と警察庁が、地域内の安全環境に配慮したコミュニティゾーンを2000年までに、全国300カ所で整備する。三鷹市などをモデル地区として仕事を始めるぞということになった、という記事が載っております。これでも出ているように、道をくねらせる、あるいはハンプをつくるというようなことが具体的な絵として描かれている。

一方、日野市の道路交通行政がどんな歩みをたどってきたのかについても簡単に触れておきたいんです。幹線市道の指定などは結構昔の話です。1971年に最初の指定がされているわけですが、道路整備方針について、私の知る限りで、近年、2回の調査報告書が取りまとめられています。一つは1985年の『日野市幹線道路見直し調査報告書』ですが、このときの道路整備の基本的考え方は、この報告書の「はじめに」の部分で、次のような記述があります。日野市における道路整備の中で特に重要とされる拡幅にあっては、つまり狭い道路が残っていると、その幅を広げないと、車がスムーズに通れない、あるいは歩行者の安全のためのスペースを確保できない。拡幅こそが主要な

課題だということで、この仕事を進めるフローチャートでも、一番出口のところに道路拡幅計画というのが位置づけられているわけであります。これは日野市のまちの成り立ちからいってもうなずける面があります。現在、区画整理などが多くの場所で行われていて、道路交通、あるいは歩行者の安全にも十分配慮した道路があらかじめ建設されるということになっておりますけれども、60年代に日野市の都市化は急速に進むわけでありまして、特に南部地域などでは、かなり無秩序な都市開発が進められた。そのために、かつての農道がそのまま車道として道路として使われるというようなところが少なくない状況が今でも場所によっては残っているぐらいでありますから、この道路を何とか幅を広げようと、そして住民の安全とスムーズな車の流れを確保しようじゃないかというのが、当然の流れだったと思います。

もう一つ、先ほどちょっと言いました、1994年3月の『日野市道路整備計画調査報告書』、これも基本的な枠組みは一緒であります。一つひとつの狭い道路に個別に対応するのではなくて、面的に日野市全体の道路計画をつくって対応しようではないかというところで大きく前進している面がありますが、道路整備という上での考え方の骨格は変わりません。しかし、その中に一部新しい視点が入ってきているわけであります。「通過交通の排除等により、良好な居住環境の確保を目指す」という一文が入ってきておって、通過交通問題に配慮をする、通過交通問題があるんだよということを、発生しつつあるんだよということを意識しているということがわかるわけでありますが、残念ながら、通過交通の問題を解決するための方策については一言も触れていない。まさに将来の課題だというような位置づけになってしまっているわけです。

さきにきょうも紹介しました、鹿島台、三井台、南が丘地域など通過交通の大量の進入で、住民の安全と良好な居住環境が脅かされている地域に対しては、調査報告書に取り入れられた新しい視点を大胆に生かして、通過交通の排除、抑制のための新たな道路交通政策の展開が今求められているのではないかと思います。その点、市の担当部局としてはどのようなお考えをお持ちかお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） 道路交通行政の見直しというようなことでただいま質問があったわけですが、道路交通環境の整備は、道路整備の最大重要課題として考えております。ここ数年、道路交通は、自動車保有台数の増加による交通需要の変化や、生活行動の多様化等による市民意識の変化など、大きく変わってきておるのも事実でございます。今求められていることは、安全、円滑、快適であり、そのための対策に

ついて検討が必要と思っております。御指摘の中程久保から高幡への通過交通についてでございますが、現状の通過車輛の流れを見ますと、高幡踏切と川崎街道との交通渋滞の影響によるものと思っております。将来的には、高幡踏切の立体化や、川崎街道の拡幅によりまして渋滞が解消され、円滑な走行が可能となりますので、中程久保や高幡からの通過交通は分散されるものと考えております。いずれにいたしましても、通過交通に対する道路交通環境の検討は必要であり、交通管理者と十分に調整を図りながら、対策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君） 今後の見通しについては、若干楽観的過ぎるんじゃないかと思っています。先ほど最初に、日野市の車の保有台数の話をデータを出していただきました。私が追加で調べたものについても紹介しました。あれをグラフにすると、直線で真っすぐ、5年置きにデータを落としていきますね、グラフに。落としていくと、それがきれいに直線になる。どんどんふえ続ける。少々道路を整備して広くしても、確かに一時期は渋滞が解消するかもしれないけれども、流入する車がどんどんふえ続けるというのが今起きている事態ですから、そう簡単なことではないだろうというふうに私は思いますが、そこのところは見通しの違いですから、これ以上やろうとは思いません。ただ、最後のところで、通過交通に対する道路交通環境の検討は必要だと。政策を新たに展開する、検討を始めるよというお答えでしたので、その点を積極的な御答弁というふうに受けとめさせていただきたいと思います。

これまで、先ほどもちょっと紹介しましたけれども、日野市の道路交通行政の考え方というのは、まちづくりの成り立ちの特質も反映して、どうしたら車をスムーズに流すことができるのかということに重点がどうしても置かれてきた。しかし、ここまで車がふえてしまうと、やはり住民の安全、それから住環境の保全、そういうことを重点に置いたら、地域を限定した、これまでと発想を転換した、通過交通を抑制する、あるいは場合によっては排除をするというような手法を導入した道路交通行政が新たにもう一つの柱として導入されるべきではないのかというふうに強く考えるわけであります。ぜひ、仕事をそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

この問題で最後の質問であります。いずれにしても、これまで日野市は、通過交通問題について、どうそれに対応するのかという政策を本格的なものを持っておりませんでしたから、当然、実態調査も行われていないと思います。通過交通の問題にどう対応す

るのかということ、もし政策を考える、対策を考える場合には、通過交通の実態はどうなっているのかということをとにかく調べていただかなければ、何事も始まらないというわけであります。ぜひ、この通過交通の問題で悩んでいる地域、それほどたくさんあるわけではないと思うんですね。先ほど部長がおっしゃったのは2カ所で、それに私のきょう紹介したところを入れると3カ所ということになりますが、とりあえず本当にこの3カ所について通過交通の実態を調べる取り組みを要求したいと思います。通過交通の問題というのは、交通量がふえて、どんどん車が入り込んで、交通事故等で生命、安全が脅かされるという面がありますね。それから大気汚染と騒音、震動により住環境が脅かされるという側面があります。建設部の管理課だけでは対応し切れない問題を含んでいます。公害の主管課がこれにはぜひ積極的にかかわって、協力関係を持って、できるだけ速やかに実態調査をしていただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鈴木美奈子君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。どうぞ。

○9番（佐瀬昭二郎君） 時間が気になって、少し早口になっておりますけれども、お許しいただきたいと思います。

今手に持っているのは、日野市内21カ所で測定が続けられてきた窒素酸化物の調査結果表というものです。この手の調査は、継続的な調査をしなければ意味がないですね。傾向がどう変化しているのかわからなきゃいけませんから。だから恐らくこれは、21カ所というのは、かなり以前から設定されて、ずうっと継続的に調査されてきたという場所だと思うので、ですから、例えば15年前ぐらいのいわば大気汚染調査の考え方でこのポイントが設定されているんだろうと思います。ぜひ、これに、せっかく調査してきたものですから、このポイントは継続するのは当然のことですけれども、それほどお金がかかることではないと思うので、ポイントをふやしていただきたいですね。

先ほども言いましたけれども、私が知っている場所は、鹿島台、三井台、南が丘の地域です。その例をとりますと、この地域で言いますと、この通りですね。通過交通がどんどん入り込んでいる通りのこの沿線と、とりわけ反対側におりた、南におりていった三井台の地域というのはすり鉢状の地形ですから、大変な大気汚染状況になっているんじゃないかと思うんですが、この沿線の大気汚染の状況と、こちらの、余り車が通らな

い地域の大気汚染の状況、同じ住宅地内で一体、通過交通によって、環境にどのような影響があらわれているのか、地域によって、場所によってどう違うのかというようなことも、ぜひ、通過交通のいわば環境に及ぼす影響を明らかにしていく上でも必要な調査だと思いますので、そのようなことにも配慮した調査をぜひ実施していただきたいと思いますが、そのことについてもお答えいただきたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 建設部長。

○建設部長（友野豊三郎君） ただいま御指摘のありました市内の3カ所、あるいは4カ所になろうかと思いますが、これらについて早急に現状の実態調査を行ってまいりたいと思っています。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君） はっきりとお約束いただきましたので、これ以上聞くことはありません。この質問はこれでおしまいにします。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって23の1、良好な住環境を守り、住民の安全を確保するために、ふえ続ける住宅地の通過車輛問題に対策をの質問を終わります。

一般質問23の2、日野の城館遺構を市指定文化財にの通告質問者、佐瀬昭二郎さんの質問を許します。

○9番（佐瀬昭二郎君） それでは、引き続き質問させていただきます。

この、今手に持っている本は、議会図書室にある本です。『精説文化財保護法』という本です。この本は椎名慎太郎さんという方が書かれたものですが、この本の頭のところに、長年、文化財保存運動に取り組まれてきた考古学者ですが、甘粕健という方が、一文を寄せられています。その中にこんな部分があります。「文化財は、あらゆる地域に存在し、そのすべてが固有の価値を持って、個性豊かな地域の歴史的環境を形づくっている。それが今日では、もはや一部の専門家や特権者のものではなく、広範な地域住民の学習と知的創造の源として自覚されつつある」という言い方がされています。文化財というのは、文化財とかかわる人間によって、さまざまな価値性を持つ領域です。専門家にとっては、学術的価値が問われるということになるでしょうし、あるいは芸術的価値が問われるという視点からの文化財のとらえ方もあり得ると思いますし、また社会教育の視点から、いわば住民の学習の素材として文化財を位置づける仕方もあると思いますが、そういうそれぞれの立場からの文化財の位置づけではなくて、住民全体に文化財がどういう普遍的な価値性を持つのかということで、この甘粕さんは、それは文化財が歴史的環境を住民に提供している、そのことにあるのではないかと主張されている

わけであります。この本が書かれたのは1977年ですから、今から20年ほど前の話であります。

このように、文化財を歴史的環境を形づくる要素だ、というふうに位置づける考え方がこの当時に、文化財保存運動に携わっている人々の間で始まったようなんですね。ですから、まだごく一部の人々の考え方でした。それが今日では、かなり広い人々に、そういう考え方が受け入れるようになっていないのでしょうか。例えば日野の環境基本条例でも、保全すべき環境要素に「歴史的環境」ということがしっかりと明記されています。そのことにも、このような文化財の考え方が広く広がってきたということが示されているのではないかと思います。

日野市は、実に文化財の豊富なまちです。文化財の担当者、担当部局にいる方々は、大変な苦勞をされて、その日野市の文化財について市民に知らせる努力をされておりまして、何せ日野市の場合は、現在も広範な地域で区画整理事業が行われていて、文化財の担当者たちが、行政発掘に追いまわられている。なかなかゆっくり時間をとって、市民とひざを突き合わせて、日野の文化財について語り、資料を提示して、というようなことが、一生懸命いろいろ試みているけれども、十分にはできないという悩ましさを持っているようであります。それでも多くの貴重な文化財が発見されてきております。最近の例を三つだけ、ちょっと御紹介したい。最初に御紹介するのは、今発掘が進められている七ツ塚遺跡、区画整理の組合施行が始まっている場所ではありますが、道路用地を今発掘しております。ここで旧石器が出土しました。ちょっと、どういう時代の、どういう生活のものだというコメントをもらおうと思って電話をしたら、電話でしゃべるだけでは心もとないと思ったのか、文書で担当している調査員がコメントをくれました。

せっかくいただいたものですから、ちょっと読んでみますと、「本遺跡における旧石器時代の遺物としては、主として旧石器時代後期のナイフ型石器——こんな小さなものです——とそれに伴う剥片（石器を製作したときの残りカス）等が大量に出土している（点数は800点に及ぶということであります）。それらの多くは、現在から約14,000年から16,000年ぐらい前の所産と推定され、その材料は長野県和田峠産もしくは箱根産の黒曜石が多く用いられているようである。また、前述の時代よりさらに古い、約3万年以上前の所産と思われる石器も比較的少数ながら出土している日野市内の他の遺跡では、これまでに南平遺跡や神明上遺跡などで旧石器時代の遺物が出土しているが、その中にある七ツ塚遺跡の出土例は量的に非常に卓越したものであり、旧石器を使用していた

人々がその場所で生活し、なおかつ旧石器をその場所で製作していたことが確実に推定できる点で注目に値するものである。また、多摩川流域の他の場所に比べ、日野台地ではこれまで旧石器の調査例は比較的少なく、この時代の人々の生活について不明な点が多かったのだが、七ツ塚遺跡はこれまでの成果に加えて将来的にも遺跡範囲全域にわたる出土が期待される大規模な旧石器時代遺跡であり、日野台地及び多摩川流域全体の同時代の生活を語る上で欠かすことのできない存在であろうと思われる」と、調査員の桜井さんがコメントを書いてくれました。

これは日野の歴史を考えていく上で、本当に大発見と言っていると思うんですね。旧石器時代の生活のにおいがする場所が、日野市内で初めて見つかったんです。さらに大量の旧石器が発掘される可能性がある。これは一番最新の文化財に関するビッグニュースであります。

あと二つ、ちょっと古い話になるんですか、1991年から1993年にかけて、百草園内でトイレを水洗化する、新しい水洗トイレをつくるということで、あそこは遺跡の包蔵地に指定されておりますから、何かするときには必ず発掘をするわけであります。発掘が行われました。そのときに、これもびっくりするような数ですが、4,000点の中世のかわらが出てきたんですね。ほとんどがかけら、割れた状態で出てきた。あの百草の地域には、昔から真慈悲寺というものが、平安末期から鎌倉期にわたって、非常に大きなお寺が存在したということが知られているわけです。文献資料でもそのことが書かれております。浅草の浅草寺や、国分寺の武蔵国分寺と同じぐらいの規模のものだと推定されるような資料が残っているわけではありますが、その場所がわからなかった。いろんな場所に、ここが真慈悲寺があった場所であると推定する人がたくさんいて、議論百出で、なかなか場所がわからなかったわけではありますが、このときの発掘調査で、大量のかわらがこの百草園内から出てきたことによって、幻の真慈悲寺のあった場所がほぼ確実に、現在の百草園の場所であるということがはっきりしてきたわけであります。これも日野市の古代末期から中世初期にかけての貴重な文化財であります。

それからもう一つ、1990年から調査が始められて、1994年にその結果がまとめられたわけではありますが、高幡不動の本尊、不動明王像の中から胎内文書が出てきた。室町時代初期の、というより、もっと厳密に言うと、南北朝期の武士の書簡が出てきました。ほかの用途に使うつもりだったらしく、仏像の判こがべたべた押してあって、もうほとんど読み取れないような状態になっているんですが、それを専門家が苦労して解読をしたものが1冊の資料集としてまとめられております。この書簡は、常陸の国、今の茨城

県の方に動員されて戦場に出かけた山内経之という、浅川の北岸、江戸時代で日野宿の地域を支配していたと考えられている御家人が、留守宅にあてて出した手紙であります。お金がなくなっちゃった。何とか借金をして送ってくれよとか、馬がだめになったので、戦死した者の馬を借りて使っているだとか、よろいがほころびてしまったとか、余り勇ましくないことがたくさん書いてあるんですね。

日野市の市史編さんの専門家の方のトップにいらっしゃる児玉幸多さんが、この資料について、こういう中世の武士の生活のにおいがする、息吹が伝わってくるような、戦記物など勇ましいものばかりが書いてあるわけですが、そうではない、その手の資料は全国的に見ても、これが初めてだと、資料集に寄せた文書で書いています。そして、児玉さんがおっしゃった、大変価値の高いものだということが全国的にも評価されて、たちまちこの古文書は、国の重要指定文化財ということになったわけであります。ついでに胎内にあったお不動さんの方も高い評価を受けておりまして、こちらも一緒に国の重要指定文化財ということになっております。これなども、大変貴重な、日野に残されている新たに発見された文化財である。こんなことをしゃべっていると、本当に時間がどんどんたつばかりで、幾らでも日野の文化財については、その貴重な点について指摘することができますが、本論に入ろうと思います。

日野市に残されている城郭遺構、城館遺構についての話であります。厳密に言うと、城館遺構というような言い方をしなければいけないんですけども、長たらくて面倒くさいですから、城という言い方で、省略した言い方をさせていただきます。実は2年前の1994年の6月定例会でも、この問題を私、別の大きなテーマで質問したときに、部分的に取り上げました。そのときには、日野市内で私が知る限りで確認されている城館遺構、お城は6カ所でした。その後1カ所新たに確認されて、現在では7カ所ということになっております。一応お城に悪いので紹介しておきますと、西から平山城、それから川辺堀之内城、ゴルフ練習場の南側、それから南平城館、それから高幡、高幡不動の裏山です。それから三沢、高幡台団地の北側、それから百草園、それから大宮八幡、落川の鎮守様のある場所です。全部で7カ所の城館遺構が、ごくごく規模の小さいものですが、というのは、滝山城と比べるといいんですけども、発見されております。このうち、高幡城と三沢の城館の遺構については、戦国末期にこの地域で、七生村地域で活躍した三沢十騎衆と言われている地侍の集団もかかわっていた可能性がある場所があります。これらの城館をぜひ市の文化財として指定をしてもらいたい。一つもまだ市指定文化財になっていないですね。地面を指定するわけですから、地権者の同意を得な

くてはいけないというような問題があって、そう簡単ではないことはわかるんですが、既に私が質問して以降でも、この城館遺構の部分的な破壊が進んでしまっています。持ち主が文化財だということをわからないものですから、自分の生活の必要や観光上の必要で、どんどん改善していつてしまうんですね。

実は日野の城は、いろんな文献資料とも突き合わせて考えると、これは日野市に在住の中世史家の峰岸純夫さんなどが、そういうふうにおっしゃっているわけですが、戦国時代の半ばで使われなくなっていると。戦国時代の半ばで、鎌倉時代の末から戦国時代の半ばまで、日野市の浅川の北岸、南岸を支配していた高麗一族が、後北条氏によって追い出されてしまう。その時期に城として使われなくなってしまった可能性が高いので、地域に伝承が残っていないんだというような説を唱えていらっしゃいますけれども、不思議なことに、古くからお住まいの方々の間でも、日野に城が存在するということは一切言い伝えとして残っていません。しかし、遺構を確認すると、確実にそこは城であるということになるわけであります。

2年前の6月定例会で私、この問題を取り上げて、日野の城を文化財として指定するようお願いしたいわけであります。これに対して、当時の大谷社会教育部長、それから長沢教育長はそれぞれ、「文化財保護審議会の委員の皆さんの意見も聞きながら、前向きに検討したいと思います」「文化財保護審議会とも十分話を詰めまして、予備調査であれ何であれ、一定の方向づけをやっていくよう努めてまいりたいと思っています」と、かなり積極的な答弁をされているわけです。それから2年たちました。まず、この問題について教育委員会としてどのような取り組みをされてきたのか、そのことを教えてくださいたいと思います。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さんの質問についての答弁を求めます。生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君） 日野の城館遺構を日野市の指定文化財に向けて、教育委員会として、その後どのような取り組みがなされてきたのかということでございます。このことにつきましては、当時、1994年6月の定例会直後でございますけれども、7月に日野市の文化財保護審議会が開催されております。その席上で、ただいま御質問のありました趣旨に沿いまして、いわゆる城館の市指定文化財への指定の可否につきまして諮りました。まず意見としましては、調査を実施して、その結果をもとに検討したらいかがなものかという意見が多数を占めたところでございます。それを受けまして、保護審議会としては、調査費の予算化を進めるというような結論を出しております。それに

よりまして、教育委員会といたしましては、文化財保護審議会の意見を参考にしまして、御指摘の城館も含めまして、その他の調査のおくれている各種の文化財もございますので、それらの文化財に関する調査を年次的に進めるということで考えております。その中で、まず第1期といたしまして、7カ年の調査計画を立案しまして、調査に向けて努力をしているという中でございます。その中で、この城館の調査につきましては、文化財保護審議会の意見をもとにしまして、2カ年間にわたって実施するという計画を持っております。初年度におきましては、いわゆる見取り調査というんでしょうか、それを予定し、2年度におきまして、一部試掘調査を実施するような計画を持っております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君） どうもありがとうございました。

私が2年前に質問して以降の成果としては、こういうものがあります。日野市ふるさと博物館の紀要第4号で、一昨年、ふるさと博物館が、市民を対象にしたフィールドワークを中心にした講座を組みました。「日野の中世城館を探る」という、今部長がおっしゃった城館というのは、城と館と書いて城館と読むわけですが、それで城館研究という学問分野がありまして、その専門家の協力のもとに、実際に日野市に残っている城や館の跡と考えられている場所を歩いてみて、その結果を、こういうのを縄張り図というんですけれども、どういうふうに郭が配置されているのか、どこに縦堀があるのか、どこに空堀があるのか、どこに土塁があるのかというようなことを、実際の2500分の1の地図の上に落としていくんですね。そうして、そこにかかれたものがこういうものである。こういうものを収録した特集号の紀要をつくっております。ここで見取り調査をし、実際は表面観察ということです。見取り調査をし、そして実際に縄張り図をかいて、それを添付した形で、この紀要に収録されているのは四つです。平山のお城、それから高幡不動の裏山、それから川辺堀之内、そして百草園、四つの城館について、縄張り図を作成した上、文書も含めて、この紀要に収録してあるわけであります。これは日野の博物館の文化財にかかわる分野、ブランチだと思いますが、初めて日野の城を公式に取り上げたという意味で、画期的な取り組みだったというふうに思います。それまでは私のような素人を含めて、いわば城好き人間がそのあたりを徘徊しているんだと言われても仕方がないような、日野の城に関しては状態だったんですけれども、専門家がかかわって日野の城を、城館史を一つひとつ確認をしていったという作業を始めて、日野市の教育委員会がかかわって行われたということでもあります。

そこで、ほかにもいろいろと、ここは城じゃないかというようなことがここに収録されていますけれども、私の読んだ限りで、城館研究というのは、見取り調査と縄張り図をそれに基づいてかくと、あるいは文献資料を調べて、その城館の性格をいろいろ調べ上げるといような手法でやるわけでありまして、その長い伝統を持ち、大きな蓄積を持っている城館研究の手法をしっかりと使って調べられているのが、今挙げた四つであります。平山、高幡、百草園、川辺堀之内、これらについては、少なくともこの——あ、もう一つ大事なのを忘れました。南平城館もそうであります。入れて五つであります。この少なくとも五つについては、日野市が城館として確認してもよいのではないかというふうに思うんですね。つまり、改めて試掘をするなんていうことをしなくても、見取り調査のこれまでの成果と、それに基づいたもう一度、文化財の保護担当がそこを見取り調査をすると、専門家と一緒に。ということで、十分城館として認定するだけの情報が集まっているのではないかと思うんですね。で、試掘が必要なのはどういう場所かということ、どういう局面かということ、例えば空堀がこう残っているんだけど、これをずうっと掘っていくと、底がV字形になっているのか、底が平になっているのか、掘ってみなくてはわからないという、そういうところは文字どおり掘らなければわからない世界なんですけれども、しかし、くどいようですけれども、中世の城館というのは、半埋蔵文化財なんです。半ば埋もれている。表面にかなりの遺構が残っていて、ちゃんとした技術と専門性を持った人が調査をすれば、そこが城館であるかどうかは、細かい廓の配置だとか、縄張りの認識に幅があるということはあるわけですが、城館であるかないかについては、5人見れば、5人がみんな、これは城ですといような世界ですね。ぜひ、そういう方向で、これは城ですと確認してもよいのではないかと思うんですね。いかがでしょうね。

○副議長（鈴木美奈子君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長（小澤春童君） 御指摘のとおり、城を文化財として指定するためには、そこが城館遺構であるということを確認が大前提になるわけでございます。ただいまの例として挙げられました5カ所のうち、平山あるいは高幡不動、百草園の3カ所につきましては、御指摘のように、複数の研究者により、幾つかの見取り図が発表されております。そこが山城であるといような認識も広く形成されつつあるというのが現況でございます。

ただ、それぞれの研究者によっては、その城の、今議員さんも若干御指摘がありましたけれども、その見解の異なる部分も多くあるのも事実でございます。やはりその辺も

検討を加えねばならない問題も多々あります。例えば、高幡不動の裏にございます愛宕山にあると言われております山城につきましても、研究者によっては、見取り図に若干の差異があるというようなこともございます。郭、土塁、それから縦堀等について見解が異なる部分もございます。教育委員会として指定に際しましては、やはり調査を実施し、城館遺構であることを確認するのみならず、その年代等までも明らかにしていく必要があらうかと考えております。

また、文化財として指定するには、ただいま議員さんから御指摘がありましたように、所有者の同意を事前に得なければなりません。そのためには、文化財として指定するには、だれにでも納得していただけるような資料が教育委員会として、また逆に求められるわけでございます。例えば平山城という話もございましたけれども、平山城と言われる部分につきましては、そのかなりの部分が日野市で所有するところでありすけれども、しかし、研究者によって、主郭——主な郭でございますけれども、主郭とされる部分の大半が、個人やあるいは開発会社の所有する民有地、そういう部分もあります。また、平山の場合ですが、その境界の確定されない部分もまだ多く残っているわけでございます。この境界の確定につきましては、別の部局で来年度より3年ほどかけてその部分を確定していくというような作業が行われるというふうに聞いております。しかし、教育委員会といたしましても、城館遺構の文化財の指定に向けてのいわゆる調査の実施をするように、今後もさらに努力を続けていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○副議長（鈴木美奈子君） 佐瀬昭二郎さん。

○9番（佐瀬昭二郎君） かなり踏み込んだ御答弁で、大変ありがとうございました。

この城館遺構というのは、日野の城館、お城は、そのほとんど大部分が、樹林地の中に眠っているんですね。城館を文化財として指定することが、樹林地を保全することとも完全に一致するという、そういう特性を持っていて、日野の城館の場合ですよ。そうでない場所も1カ所ばかりあるわけですが、そういう側面からも、文化財指定の意味合いを位置づけていただければというふうに思います。

ただ、先ほどもちょっと言いかけたことですが、一部破壊される例が出てきているんですね。例えば百草園内では、百草園の城を見る場合に一番特徴的なのは、出入り口なんですね。普通の家は、スムーズにずっと入っていくようにつくるのが当たり前ですが、城は簡単に入れないように複雑な構造でつくるわけです。そういうのは虎口、虎の口と書いてコグチと読むわけですが、その百草園で最もはっきり残っ

た虎口を、遊歩道を整備するために半分ぐらい埋めてしまいました。削ったのじゃないことが救いですが、埋めてしまいました。

それからごく最近の例では、高幡不動で、高幡不動に鐘楼があります。お正月になるとみんなが上って行ってこんこんと除夜の鐘を打つという、あの鐘楼が建っている場所が、あのお城の腰郭の一つだというふうに、多くの城館研究者が城図にかき落としているところではありますが、人の流れをスムーズにするために、その腰郭に手を加えて、通路をつくってしまいました。これも文化財の一部破壊ということになってしまいます。また、これは幸いに食いとめられたんですけども、日野文化財の関係者と都市計画の担当者の御努力で食いとめられたんですけども、高幡不動の裏に墓地があります。あの墓地を沢沿いに大規模に拡張して、600ばかりの墓地を区画をするという計画が持ち上がっていました。当初の計画では、地山の一部を削ることになっていました。削る部分に、あの高幡城の一番大きな特徴は、大規模な縦堀があることなんですが、縦堀を監視するための腰郭、縦堀というのは斜面に真すぐ堀を掘り込むんですね。横移動ができないようにする。斜面を横に移動できなくするという話なんです、この縦堀を監視するための腰郭が一番下についていて、その部分が削られそうになっていたんですね。これについては、市の文化財の担当者と都市計画の担当者が立ち会って、高幡不動の方も、高幡不動にとっても貴重な観光資源ですから、その部分は地山を削る計画は変更して、すべて埋め土で、土を埋めていくという手法で墓地を造成するという事になったようであります。しかし、いつまでも文化財指定がおくれて、放置されたままであると、やっぱりそこを使っている人が、自分の使い勝手のよいように次々と、悪気がなくても、手を加えて、少しずつ破壊が進むということが既に始まっているわけです。

それからさらに心配なのは、川辺堀之内と南平の城郭、残念なことにまだ私の知る限りでは、城館の専門研究者が1人しかそこを確認していないんですね。ですから、先ほど部長の話でも、複数の研究者によって確認されなければということで、城館としてまだ教育委員会として公式に認めるわけにはいかないよというお話でしたけれども、この部分は遺跡の包蔵地に指定されておられません。ですから、簡単なものでもいいから、私は城館であるかどうかを確認するのに掘る必要はないと思っています。掘らなくても城館として確認することは可能だと思いますけれども、しかし、遺跡の包蔵地として指定するためには、やっぱり試掘をしなければなりません。本当に簡単なものでもいいから試掘をして、ぜひその川辺堀之内の城館が存在する場所と、もし出てくれば、確認されれば、南平城館が存在する場所について、遺跡包蔵地指定を早急に進めていただきたい、

これは要望したいと思います。

最後に、その南平城館について、若干話をさせていただきます。一番最近に確認された城館遺構です。これは大田蜀山人という有名な江戸時代の文人がいますが、彼が、自分は太田道灌の子孫だというふうに思い込んでいたらしくて、祖先の資料を収集するんですね。その中に含まれている絵図です。字ばかりの絵図がある。ここに浅川が流れていて、その北岸と南岸に、先ほど言いました鎌倉時代の一番おしりのころから戦国時代の中ごろまでこの地域を支配した高麗一族がどう分布していたのか、勢力を張っていたのかということが文字で落とされています。ここが不動堂山です。高幡不動、その隣に越後屋敷、西側に越後屋敷があります。この越後というのはどういう人かということ、同じ大田蜀山人が集めた資料の中に、これは前にも紹介しましたがけれども、高幡不動堂の座敷次第という、高麗一族が集まりを持つときに、どういう順番で座るかということを書いた資料なんですね。これを見ると、ここに越後守というのが出てくるんです。平山越後守、これは田之口村——田之口村というのは、現在の高幡です。だから高幡の地域に平山越後守という高麗一族の一員がいて、その屋敷が不動堂山の西隣にあったということが資料的に見えているわけですね。さらに後北条氏関係の資料が残っています。1580年、後北条氏が滅亡する10年前のことですが、北条氏照が朱印状を出して、高幡にある平山大学之助の知行を、大学之助から取り上げて、宇野藤八郎という、いわばもともとの自分の北条氏の家臣に与えるという、そういう資料が残っています。で、この平山大学之助というのは多分、越後守の子供か孫かに当たる人だろうと思うんですが、資料的に、そしてなおかつこの資料では、大学之助の屋敷は領主の直轄地だと。だから、勝手に手を加えてはならないというただし書きがついているんですね。そうすると、資料的にいっても、この地域に平山越後守と名乗った人、高麗一族の一員ですが、その人々の屋敷、居館が存在したということが見えてくるわけであります。そして、ちょうど一番後に、最近になって発見された南平城館は、南平と高幡の地境に沿って遺構が残っています。南平と高幡の地境にちょうど小さながけがあるんですが、あのがけのがけ面を利用して、土塁と腰郭と城壁が今でも100メートルぐらいの長さで残っているんですが、ここなども本格的に発掘をすれば、時代と、それから一体どういう人がそこに住んでいたのかなんていうことが見えるかもしれませんけれども、完全な民有地で、かつ遺跡包蔵地の網がかかっておりません。この地域は、もう既に南の半分には会社の社員寮が建てられている。多分、発掘はされていないんだろうと思うんですね。包蔵地に指定されていませんから。ぜひ、まだ畑も残っておりますし、開発の計画などが持ち上がったと

きには、とにかくあの発掘ができるような関係にしておくことが大事なのではないかと思うので、そのことを最後にお願いをしておきたいと思います。ぜひ、遺跡指定、城郭として確実だと教育委員会が位置づけることができる城館については、早く文化財指定を、なおかつ遺跡包蔵地の網がかかっていないところについては、遺跡包蔵地の網をかけることを急いで必要な手だてを講じてやっていただきたい。そのことを最後に御要望申し上げまして、質問を終わります。

○副議長（鈴木美奈子君） これをもって23の2、日野の城館遺構を市指定文化財にの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時34分 散会

12月12日 木曜日 (第7日)

平成8年
第4回定例会 日野市議会会議録 (第37号)

12月12日 木曜日 (第7日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 小野口 純 子 君

議 事 日 程

平成8年12月12日（木）

午 前 10 時 開 議

日程第 1 一般質問

（議案上程）

日程第 2 議 案 第 76 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（請願上程）

日程第 3 請 願 第 8 - 32号 宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願

日程第 4	請 願	第 8 - 33号	自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する 請願
日程第 5	請 願	第 8 - 34号	「1 %節電」に関する請願
日程第 6	請 願	第 8 - 35号	東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関 する市への提案に関する請願
日程第 7	請 願	第 8 - 36号	日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、 捺印の不要を求める陳情
日程第 8	請 願	第 8 - 37号	「1 %節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に 呼びかける請願
日程第 9	請 願	第 8 - 38号	豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願
日程第 10	請 願	第 8 - 39号	日野市にオンブズマン制度を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第10まで

○議長（土方尚功君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問24の1、国道日3・3・2号線、日3・3・4号線の促進について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員登壇〕

○16番（天野輝男君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

この種の質問は、私は今までに数えても12回ぐらいやっておるんです。そして、この都市計画道路に入ってくるところの下水道の普及、発展のためには、日野3・3・2号線、日野3・3・4号線の促進というものが、日野市の大きな役割をしてくるということを学んできたからであります。これを一日も早くつくってほしいという要請を、今回まで、勘定してみると大体12回ぐらいやっております。

そして、当然、国道ですから、国道のバイパスということになりますと、その付近には騒音や排気ガスとか、そういう面で迷惑がかかるわけです。そして、その地域の住民が被害者にもなりかねない。そういう中で、やはり私は、少なくともこういう国道の促進によって、その中に下水道の本管を埋設してもらって、そこを利用できれば、私はそれなりに、また地域の皆さんにも納得していただける部分があるんじゃないかという形の中で、この質問を繰り返してきたわけであります。

ことしになりまして、国の政局は急が変わってまいりました。選挙になる運びになりました。そして、私たちが応援しておりましたところの自由民主党の候補者が初めてこちらへ来たものですから、何か実績をつくらなくてはいけないという形の中で、私は、日野市ですよ、日野市の実績をつくるために、このことをやりましょうという形の中で、私は候補者に言ったわけです。そうしたら、ちょうどそのときは国会の開催中だったものですから「ちょっと、おれは行けないけれども、私から電話しておくから秘書と一緒に行ってくれ」という形で、私が行ってまいりました。

私たちが行ったときに、副所長と国道の担当課長が参りました。そして、我々が圧力をかけるんじゃないかと思ひまして、物を余りよく言わないんです、初めは。そして話をしておりました。「これをやらないと私のところの代議士も危ないから、ひとつ助けてほしい」というお願いをいたしまして、その中からいろいろ話が出てきたわけです。

私は、そういう面で、特に3・3・4号線の部分については、この部分は6年前に私どもが、相武国道事務所の副所長の方から「あそこをどうしてもやりたいんだけど何とかしろ」という要請を受けておりました。そして、この問題に取り組んでいたんです。しかしながら、なかなか窓口がなかったんですが、そういう窓口ができてまいりまして、多摩川に橋をかければ、仕方がない、応じよう、という話が出てきたものですから、私が支持しておりました代議士を通して、こういう形の中で話がつきそうだから少し話を進めてほしいというお話をいたしまして「本当におまえ大丈夫なのか」という確認をとりましたが、大丈夫だといって、6年前にこの土地の、まず調査費がつきました。翌年に測量費がつきました。そして、この土地は、もう用地買収しようというところまできましたら、運がいいか悪いかわからないけれども、フセインのクウェートの不法侵入によって、日本の援助金ですか、義援金ですか、これが10兆円行ってしまった。そこに、残念なことに神明から川崎街道までの用地費が、はまっちゃったと。そして、現在まで全然見通しがないまま来たわけです。

私がその話をしている中で気がついて、ここはぜひやってほしいと。それで「これにはまだ問題があるんです」ということになったんです。何が問題があるんですかと聞いたら、今、多摩川の橋げたがかかっている近くに石材店がありまして、この、私は用地買収は全部解決していると思っていたんです。そうしたら、この用地がまだ買収がすべて終わっていないと。代替地が終わっていないという話になったわけです。

それはどういうわけですかと私はお聞きしました。そうしたら、考え方がちょっと甘かったんですね。堤防をかけますと廃河川敷になりますから、簡単にこの土地が廃止になるだろうと思っていましたら、その土地は何代もさかのぼらないと登記できない。そして、登記できないから代替地にして変えることはできない。そして、よく話を聞いてみますと、そこはだめだから前の建設、多摩精機というのと、関口製作所とあるんですね、そこを何とかしないと坪数が合わない。そこで暗礁に乗り上げちゃって、建設省では金がないから何とかしてくれという東京都の下水道局の方に言うと、いや、まだ日野市の場合には、今、2基稼働していて十分それに対応できると。だから日野で先へ行かないと、この用地は全部買うことができないという話で、折り合いがつかなかったわけです。

私は、日野市の開発公社が金で、要するに栄町の方の農地を買ったわけですよ。そして、それを全部買えば解決がつくのかなと思っていたんですが、解決がついていなかった。そういう中で、私は少なくとも、これは東京都と相武国道事務所の方で話し合いな

がら国道を、要するに今、橋げたがかかった。そして平成9年度までには何とか片側通行でもやらなければいけないという中で、一生懸命やっていたいておるわけです。そして、この道路をもっと測量するということになると、やはりどうしたって、この石材店のことが一番問題になっているんです。これを解決しないと先に進まないわけですね。

そして、この話を聞いているうちに、これは石材店の代替地を探さないことには、幾ら何でも国道を半分通して片側通行なんていう、そういう仕事ではどうにもならぬと思ひまして「わかりました。私どもがまた代議士の方に行って、この問題を解決するように努力しましょう」と言ったら、相武国道事務所の方では「ぜひそうしてください。私たちは役人だから、国の予算をあれもこれもよこせということは言えないんです。この部分、ぜひ協力してください。国の方から言ってもらえれば、それなりのまた動きがあると思います」と。こういう形になっていたんです。

そして、そのときに言ってくださったことは、日本全国の国道で、要するに道路の予算がついても執行できないところのものが必ず出てくるから、そのときには国道3・3・2号線の、まだ万願寺区画整理の部分で取り残している部分があるから、そっちにつながめしようと、ここまで言っていたいたわけですから。だから、この問題については、私は一日も早く解決しなきゃいけないなということを強く感じておるわけです。

そして、国道3・3・4号線、これは神明から来て2号線につながっていく、この部分ですね、これだけは相武国道事務所の、要するに国道バイパスの計画にのっておるんです。ところが、3・3・2号線の、堀之内からずっと豊田に行って西平山に行く、この部分の計画図すらないんです。それで私はびっくりしてしまったんです。だって、私はこのことを12回も質問しているんですから。それで、こうやります、ああやりますというから、できているとばかり思っていたわけですから。そうしたら全くその部分が進んでいなかったという形で、ちょっと私ものがっかりしたんです。

といいますのは、当初、西平山の区画整理事業が許認可がとれたときに、地権者の方が模型図をつくって私のところへ持ってまいりました。それで平山橋から西へ行っところの国鉄の車庫の跡地の角ぐらいまでのところが、42名で取り合いになってしまおう。それで、そんなところへ、ふたもかけないといっておると。これじゃ地域の人が協力しても何の意味もないと。だから、この部分を何とかしてもらえませんかという形で、私が、こういう要望があるからやってほしいという形で、一緒に行っていたいたんです。そうしたら、日野市ではまだこの件については1回も相談に来ておりませんという回答

が返ってきた。だから、あなたが行かせてくれと。そうしたら話し合いに応じるように言っているから、ぜひこの問題を、地域の皆さんの要望であるならば、ぜひ行かせてほしいということを、そのとき私は言われて、再三、この質問をしたと思うんです。

そういう中で、私は、日野市の市民のためを思って、そして事業展開をしていくということであるならば、私はそれなりに、もっともっと汗をかく必要があるんじゃないかなということを感じておるわけであります。

そして、先ほど申し上げましたような、石材店のところの部分は北川原公園になるわけですね、一部ね。それで国道、そして処理場と、日野市もかかわりがあるわけですよ。この用地買収については、日野市ももっと積極的に協力すべきじゃないかということをおっしゃっています。

まず、この点について、見解を教えてくださいたいと思います。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（河内久男君） 甲州街道のバイパスとして位置づけられております、御質問の前段のが日野バイパスといわれるところでございます。御質問の後段が八王子南バイパスと建設省で呼称しているところでございます。

日野バイパスにつきましては、万願寺の区画整理事業、神明、それから多摩平の豊田の区画整理事業の中で、おおむね、あいておりますけれども、肝心なところについて、まだつながってございません。

そこで、建設省が特に今、力を入れております多摩川の新日野橋につきましては、それから万願寺の区画整理事業までの間につきましては、建設省の方で鋭意努力をさせていただきまして、日野市といたしましても、その間が290メートルでございますけれども、側面から御協力をさせていただいております、現在に至っております。

一つは、用地の先買いについて、市の公社が代行で買って置いて、国が国庫債務負担を起こしてもらって返してもらう、そういう制度で御協力をさせていただく。

もう一つは、地権者への御協力ということで、万願寺区画整理事業の中で、かなりなつながりがございましたものですから、そういったものの中で御協力、それからいろんな協議を側面からさせていただいてきました。

そこで、大きな山が今月中に、おおむね何とか協議が成立するだろうといわれております。つい先週も、最後の詰めの確認の協議を相武国道事務所で行ってまいりました。おおむね、それで行けると思っております。

万願寺から、この市役所の前までのところのうち、今の川崎街道までの間につつまし

ては、現在の買収率が65%まで上がりました。1軒、買収を行いましたものですから、上がりました。あと35%につきましては、なるべく早く買っていただく、そういうようなこと。それから、そのために何か日野市として協力をしなければいけない、させていただくということの中で、この1年間に限って申しますれば、理事者を先頭に1回、2回、それから私どもといたしましても、十数回、相武国道事務所にはお願いをして協議を重ね、それから、この年度末に向きましても協議を重ねるということにしております。

八王子南バイパスにつきましては、まず一番西側、西平山の区画整理事業、それから東の方へ来て豊田の南の区画整理事業、この2地区につきましては、国道の位置づけをさせていただきながら、今まで回数は数え切れないほど相武国道と打ち合わせ、関東地方建設局とも打ち合わせをさせていただいて、この両区画整理事業が成り立っております。

それから市役所の下の方岐点になります川辺堀之内地区につきましては、920メートルでございます。その大体、3分の2につきましては、地権者のおおむねの御協力をいただきながら区画整理事業で進めてまいりましたけれども、財政的なもの、人的なことを考えまして、地区計画で変えて、そこで直接、買収というような形を、建設省とこれから詰めていきたい。

具体的なメニューといいたしましょうか、なっていないのが、残りの3分の1の部分でございます。この3分の1につきましては、かなり密集した住宅地が張り着いてございますものですから、今後、これらにつきましては、具体的なメニューをこれからよく地元の皆さんとも協議しなきゃいけないと考えております。

そういうことで、日野市といたしましても、この甲州街道のバイパスが受け持つ効果、やはり甲州街道の混雑を含めば、あとはやはり経済的なこと、地域の文化の発展、そんなことを考えますと、やはり車公害から守りながら、この道路は早期に完成することを基本に考えておりまして、現在も鋭意努力をしている最中でございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） ありがとうございます。

この問題で再質問をさせていただきたいのは、用地の先買いで、一部日野市の、要するに開発公社で買いましたですね、それで今後も当然この用地は道路用地だけじゃないですね。あの石材店の移転ということになるとね。その部分についても協力するところ

ろはするのか、そのあたりをもう1点ね。

そして、八王子バイパスの件で、確かに区画整理事業が始まっておところの西平山区画整理事業、豊田南の区画整理事業については、これは当然、区画整理事業を通して道路用地をあけてきていますから、この部分については、つながるわけですね。その、つながらない部分が実際あるでしょう。その部分を、一時は組合施行の区画整理事業をするということができたけれども、ここは実際、日野市の経済状況が厳しいという形の中で、この部分の事業はとまってしまっておるわけですね。そういうところをどのように解決していくのかということをお聞きしたい。

そして、神明から川崎街道までのこの部分ですね、同意市民が3分の2とることとありますので、この部分のあと3分の1ですから、少なくとも日野市でそれなりに用意していないと思いますんで、この部分も早急に具体的に示させていただけるのかどうか。

この3点、ちょっと教えてください。

○議長（土方尚功君） 鈴木助役。

○助役（鈴木栄弘君） まず、流域下水道の処理場用地、それから都市計画道路の3・3・2号線、それからあそこにあります北川原公園、この石材店の用地は、この3カ所にまたがっているわけです。この石材関係の買収につきましては、これは基本的には東京都の流域下水道が代替を用意をして、そこへ行ってもらおうという形で、今日まで来ているわけです。

問題は、その代替の用地、これは八王子分になるわけですが、ここに大部分、もう既に見取されております。ただ、肝心の部分がまだ残っておるという状況でございます。まだ、そこに移転する状況になってないというのが、今の状況でございます。

たまたま流域の下水の方でございますけれども、これは水処理の施設がそこにできるわけですが、年次計画を追ってできていくものですから、当面は、すぐ手をかけなくても、現時点では処理場関係の事業そのものは、しょうがないような形で運営されておることとでございます。

いずれにいたしましても、そういう状況、この道路関係、それから市の公園の一部分になっている部分もあるわけですから、これらを早くやるためには代替の用地を先に整理しなければいけない、こういう状況にあるわけです。これからも流域の方に事あるごとに早くやるように要請はしていますけれども、なかなか進まないというのが今の実態でございますので、再度、強く要請をしていきたい、こういうふうに考えております。

まず、3・3・2号線のうち日野バイパスという、これは議員さんが先ほど言われているとおり、もう事業認可をとっている、国として事業化されている路線ですね、この路線につきましては、当面、川崎街道までまず一つ、今の現状の川崎街道ですね、これまで、ひとつ先行で通る形で、今、市で精力的に、役所の前のこの通りに一気につながれば一番よいわけですが、こういう事情でございますので、まず第1期として、そこまで早くつなげたいという形で、今そういう努力をしている。近いうちにまた相武の方とも、市の応援体制についても協議をしていく、こういう段階になっております。

それから先の方につきましては、この接続の部分は具体的にいつというふうな動きは、今のところ出ておりません。

八王子、要するに日野バイパスでございますけれども、この大部分は区画整理の中で手当てされるわけですが、そのあいた部分、この地域につきましては、基本的にはまだ建設省としてはルート承認されていない、事業化されていない路線でございます。ただ、されていないんですけれども、この前後を区画整理事業等を行っているわけですから、相武国道、それから関東地方建設局ですか、大手町にあります、こういうところの関係部局とが、この促進については、その都度、協議もいたしておりますし、要請行動も行っております。

特に、南多摩協議会、こういうものも含めて、これは各市の市長さん、それから議長さんも入っておりますけれども、こういう中での要請行動も、それと同時に行っておると。それと別に市独自でも、日野市、国立市も含めて、そういう要請行動を別個にさらに行っていると。そういう状況でございます。

ただ、現状としては、基本的には区画整理以外の地域につきましては、買収でもって原則としてやっていただく。ただ、現時点では、まだルート承認されておりませんので、要請はしていますが具体的な話にはなっていない。そういう状況でございます。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 大体はわかっておるんですが、ただ、とりあえず日野バイパスについては、そうしますと、当初はこの日野バイパス分の用地については、相武国道事務所の方で買ってくれる、単独でやるという形だったんですが、これは今、日野市で買ってきているわけですね。その点が1点。

それと、八王子バイパスについては事業認可がなっておりませんから、やはり事業認可をとるという形になりますと、豊田南、西平山の区画整理事業だけの用地では足りませんからね。その道路のある程度、見通しを立てるためには、まず調査費をつけてもら

う、そして測量費をつけてもらうというような作業が当然、必要になってくると思うんです。やはり今、南多摩協議会、これは道路の方でしょうか、そっちの方にもお願いをしておるという形でありますので、ぜひ私はここに、八王子バイパス分については、一日も早く事業認可を受けられるように努力をすることが一番の近道だと、このように思うんです。そして、そういうような形で、日野市の要望が強ければ、市民の要望が強いという形で作業を進めていくなれば、あるいはこれらの問題も解決する道があると私は思いますんで、この部分、事業認可を一日も早くとれるような努力をしてもらえるのかどうか。

この二つの点をちょっと教えてください。

○議長（土方尚功君） 鈴木助役。

○助役（鈴木栄弘君） まず第1点目でございますけれども、万願寺の区画整理境から現在川崎街道まで、この区間につきましては、基本的には建設省で単独で買収をどんどんやっていただければ一番いいわけでございますけれども、財源的に非常に厳しいというところでございます。したがって、市が、では先買いをそういうものでできるだけ応援していきたい。

ただ、手当てをするにしても、国は当然、それを債務の確約をいただかないと、市が買う場合でも、なかなか買い切れないわけです。そういうふうな形の今、協議をさせていただいている。そういう応援をしていきたい。こういうことで今、協議をしているということです。

それから日野バイパスでございますけれども、豊田の地域ですね、堀之内地域、この地域の測量費、それから調査費ということですが、国は、まず前段でルート承認をしない限り、先の手当ては一切出てこないわけです。ですから、先にルート承認というのをしていただく。こういう運動を精力的に各方面からいろんな形で行っておる、こういうことで御理解していただきたいと思います。これからも続けていきたいとします。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 万願寺の区画整理事業から川崎街道部分については、先ほど私がちょっとお話ししましたように、そういう部分については、日本全国の国道の執行でできなかったときの予算を持ってきて少しずつ埋めていきますと、こういうことは私は確認をとっておりますので、ぜひその部分については、そういう中で綿密に話をしていくなれば少しずつつながってくる可能性がありますので、なお努力していただきたいと、

このように思います。

八王子バイパスの部分ですが、特にルート承認云々言っても、やはり区画整理事業の中で、国道の用地としてあけてきているわけですから、当然、私は、区画整理事業をするときに、この地域にはこういう道路が入ってくるというのがわかるわけですから、その時点で、私は承認をとるべきだと思うんですよ。そうじゃないと、地権者の皆さんが、この道路を利用させてもらえなければ困ってしまう部分があるわけでしょう。下水道という、そういう大きな問題が絡んでいるわけですから。少なくとも私は、これらの問題は同時進行で進めていってもらわないと、大変御迷惑がかかってしまう部分があるわけです。

だから、先ほど申しましたように、この国道の周辺の人には、当然、騒音とか排気ガスの被害が多少あるわけですから、そういう面で、私は、これらの問題を解決してあげるためには、少なくとも地域住民のための意思を思うならば、こういう問題は一日も早く解決してあげなきゃならぬじゃないかということを、強く感じておるわけです。そういう面で、ぜひ、この区画整理で穴があいているわけですから、ルート承認なんかできないわけじゃないですよ。ないと私は思いますので、ぜひ前向きで努力していただきたいということを思います。

そして、この道路を利用しなければ一切、下水道の事業も、浅川中央幹線の方へ入ってこれないわけですね。そして8年ぐらい前、私はこのことで——南多摩処理場が稼働になった当時ですから、8年ぐらい前です。そのときに私は、下水道の使えるところと使えないところがあって、これでは日野市民として不満が募ってくるんじゃないですか、だから少なくとも、この国道を早くつなげてくださいと、こういう私が質問をしたときがあったんです。そうしたら森田市長さんは、西平山の地域の下水道については当然、北野街道の方に流域下水道の八王子分が入ってきていましたから、そこに浅川を横断させて、そこにつなげる計画を考えたいと。それは、早く下水道を解決しなきゃいけないという形の中で、そういう意見があったんだろうと思うんです。

だから私はそのときにも、そういうことよりも、少なくとも国道の促進が先ではないですかと。それをやることによって当然、その国道を利用させていただけるわけですから、この部分については、あくまでも国道を促進をすることを考えた方がよろしいんじゃないですかということをお話したわけです。

そして、今、日野市の中で、特に堀之内の地域の部分については、一部、都道を利用して下水の管をいけて、このまま万願寺の区画整理事業の方につなげていく計画を考え

ているように聞いておるんです。そして、こういう形で一日も早くつなげてあげるとい
うことが、ある程度、市民のためには必要なと、このように思うわけです。

しかしながら、私は、やはりこの国道を促進することによって、だから当然、区画整
理事業ではもうできない部分が出てきてしまっているわけですから、まずルート承認を
してもらって、調査費をつけて、測量費をつけて、そして具体的に進んでくるようにし
ていただきたいと、このように思うんです。

そういう中で、私はこれらの問題に対しても、八王子バイパスについてはルート承認
が必要であるということであるならば、まず、これを受けてくださいよ。そして受けら
れるように最大限の努力をすることが必要ではないかと、このように思うわけでありま
す。ぜひ私はそういう面で、平山、西平山、また豊田南の区画整理事業を協力している
皆さんも、そのことを大変期待している、このように感じておりますので、日野市もま
た、各市南多摩の道路の協議会とか、そういうところからお願いしていただきながら、
そしてこの国道のバイパス分を一日も早く解決できるようにしていただきたいと、この
ように感じているところであります。

そしてこの問題を解決するということになると、なかなか難しい部分もあるでしょう。
しかしながら、一つ一つのかかわりですから、私たちが一生懸命訴えるならば、そして
要請するならば、そんなに難しい問題ではないんじゃないかということを感じておりま
すので、ぜひこの問題についても積極的に取り組んでいただきたいということを感じて
おります。

最後に市長から、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（土方尚功君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　天野議員さんから、議会の都度、いろいろ激励をしていただ
いておるわけであります。我々も全く同感でございまして、国当局あるいは都当局、そ
れぞれの主管部分にかかわって促進方を要請しておることは、御承知のとおりでありま
す。

区画整理事業という、市民、皆さんの御理解のある手法によりまして、豊田区画整理
部分、あるいは西平山区画整理部分、既に、ほぼでき上がっております、用地の確保も
できております万願寺区画整理部分、そういう形でルートをつなぐことになっておりま
す。たまたま湾岸戦争等の特殊な事情によって国費が一方に集中された、そういう過去
の経過もありまして、不本意な状況にもなっているわけであります。

それから、御指摘の大興石材という企業であります、私の方も、もう既に解決でき

たものというふうに思っておりましたけれど、実質的には行く先をあっせんしてあげなければならないとか、そういう、いわゆる代替の主張を強硬に行っているわけでありまして、もう少し行政当局としては、公共事業の立場から強い姿勢がとっていただけないものかということも感じないわけではありませんが、なかなか金がないということも背景にあって、慎重を期しておられる感じがいたします。

御趣旨は、特に天野さんの見識あるいは人脈によって、いろいろと工夫をしていただいていることを大変ありがたく感じております。一層、努力をいたしまして、あらゆる手段を、正確に推進をする主張も行って、市民の御期待並びに日野市の事業の促進に積極的に取り組まなければならないということは、もう御指摘のとおりでございますので、今後ともよろしく願いをしたいと思います。

また、御指摘、御激励に対しましては率先して打開に努めてまいることを、都度、申し上げておる次第でございまして、一層、強力に行っていきたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） ありがとうございます。

それで、そういう協力をしていただけるんなら、とりあえず大興石材の代替地として、あそこに多摩精機と関口製作所というのがあるんですが、この二つが、あれは準工区の中でしょう、準工の土地に移らないと当然、一つにならないわけですね。だから移る場所を日野市で、日野市の人ですから日野市のどこかに予定してあげれば、そうすると、ある程度、めどが私は立つと思うんです。そういう部分もぜひ協力してあげていただきたい。そして、これらの問題を解決していただきたいということを要望していきたいと思います。

このようにして、日野市の中でもだんだん変わりつつある、この区画整理事業を通して開発行為が進んで、日野市の中でもだんだん住みやすいまちができてくると、このように思うわけです。そういう面で、やはり地域差があってはならないと私は思うわけです。だから地域差をなくすためにも、この八王子バイパスの部分の要請を、まずルート承認をさせながら、そしてここに国の補助金がもらえるような、最大限、努力していただきたいということを要請しまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君） これをもって24の1、国道日3・3・2号線、日3・3・4号線の促進について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時03分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問24の2、多摩川苑福祉ゾーン特養ホームについて問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員登壇〕

○16番（天野輝男君） 引き続いて質問をさせていただきます。

特別養護老人ホーム設立をめぐる不詳——不詳事というのは、世間を騒がせていることは御承知のとおりであります。特別養護老人ホーム設立をめぐる怪しげなうわさを耳にするところであります。

このときにおいて、日野市においても多摩川苑の施設整備に多額の補助金を交付するということもあり、日野市においては、世間でうわさがないということを御承知とは思いますが、やはり市民に明言しておく意味で、これらのことを質問させていただきます。

本来ですと、ここに私どもは特別養護老人ホームの施設整備計画の資料をいただいたわけであります。この金額というものは、基本計画の中に載っておる、その金額と同額のものであります。今、実際問題として、建築費は下がっておるわけですね。そして、社会福祉医療事業団から交付するところの特別養護老人ホームの工事費の単価は、坪当たり約70万円前後であります。しかしながら、日野市の場合においては、この工事費が1平米当たり51万ですから、約150万に相当するところの坪単価でありますので、まず、このあたりから、この工事費の概要、そして坪単価は幾らか、私が言ったのは間違いないと思いますけれども、このあたりから教えていただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、多摩川苑の福祉ゾーンの概要につきましては、お手元の資料に記載されているとおりでございます。

総額で42億2,940万4,000円ということで、これは財源内訳ということで都の補助金あるいは日野市の補助金ということで、土地の部分が載っているわけです。それを差し引いて、それを6,000平米余りの建築単価で割り出したものが、お手元の今おっしゃった数字ではなかろうかと思います。

ただ、純粹に、この建築単価につきましては、東京都にこの社会福祉法人が計画書を提出している段階ですから、詳細なことはまだ申し上げることはできませんけれども、本体工事、これは共通スペース、あるいは建築、直接の費用、電気、給排水、外構、こういった主体工事のほかに、冷房設備であるとか暖房設備、あるいはエレベーター、浄化槽、スプリンクラー、こういったようなものを積み重ねていって、さらに工事事務費、いわゆる設計管理料に充てるものですが、それを総体して算出された数字ではないかと思います。

以上のこの工事の内容については、東京都でも日野市以上に多額の補助を出すことになっていますので、相当厳しい審査が行われております。建築単価面積で国の補助基準、単価で言いますと、平米当たり31万1,000円というのが補助基準でありますけれども、現実にはその単価で建築することは不可能でございます。この補助基準の単価、補助単価というのは、現実にはなかなか実際と……ある程度かけ離れた数字でもあります。そこで、さらにいろんな市としての建物に求める快適性であるとか、あるいは地域に開かれた施設であるとか、周辺の環境にマッチした施設であるとか、省エネ対策だとか、そういうようなものをグレードアップしていただくことによって、この数字が算出されてきております。現在の状況の中では適正な額ではないかと思っております。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 適正な価額という言葉が出てきましたけれども、幾つの特養の計画を見せていただいたんですが、それは資料が出せないという形なんです。ということは、要するに国と東京都と自治体、そして、このほとんどを補助金でやっているのが現状なんです。日野市のように、それはグレードが高いのかどうか知らないけれど、私は専門家じゃないからわからないけれど、これを見せたら、この図面そのものも古い図面だというんだな。それで、ことし、特養の設計も若干、変わってきているらしいですね。変わってきていて、これは古い設計だよという形なんです。そして、この建物をつくるのに150万もかかるころの設計ではないと。そういう形になったわけです。

だから私は、あえてこれらの施設をつくるに当たっては、少しでも余計に日野市のお困りになっているところの、この特養の今、待ちベッドの人が136名ぐらいいるんですか、その中で、この人たちを入れていただけという形であれば、これは出さなければならぬものは出さなければいけないでしょうけれども、しかしながら、この工事費がまず高過ぎるんじゃないかということを私は言われているわけです。

そういう中で、私は、例の彩福祉グループの丸投げ工事では坪単価が65万ですよ。

そういうことから見ても、余りにも高過ぎる工事費じゃないか。これだけ出せば、200床できちゃうんじゃないですか。そういう面で、私は、この社会福祉法人マザーズというのを選んだのは、どういうところから選んだのか。そのあたり、吉富議員が、この間質問しておりましたですね。そして説明だと、要するに実績があると。確かに実績がありますね。そして都市型経営をしておるといようなことが言われましたけれども、このあたりの、何でここを選んだのか、そのあたりが、ちょっと明らかないではないですね。だからそのあたり、要するに社会福祉法人を選んだときのいきさつというものを明らかにしませんが、坪単価が高いんだから、このあたりをやっぱり明らかにいたしませんと、私は市民に対しても大変申しわけないことだと、このように感じておるわけです。（「わかるわけないでしょう」と呼ぶ者あり）わかるんですよ。

この部分の、要するに工事費が、これは一応こういう形で東京都の方に申請を出して、今、補助対象を受けようとしている段階ですから、これが通るかどうかということが、これはわかりませんですわな。

そういう中で、私は、少なくともこのマザーズを選んだところの理由をもう少ししっかりと聞いておかなきゃいけないんじゃないかということを思っておるんですが、このあたりを、しっかり答えていただけないでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 選定方法につきましては、吉富議員の質疑の中でも答弁をさせていただいたとおり、この法人の選定の基準を庁内につくって、坂口助役以下、それぞれの職制が参加して、最も適正な法人であるという判断のもとに、これを選定した経緯がございます。

前回は御説明したとおり、この選定基準は、建設に意欲がある法人であること、それから実績のあること、都市型老人ホームの建設経営が可能な法人であること、これは痴呆対策等も十分、経験のある法人であるという、それから日野市民を100%入所させることが約束できること、そのほか在宅サービスについて相当経験のあること、これらが一つの選定する基準になって、何回かの検討の結果、この法人を選定したということでございます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） それでは、少し質問を続けさせていただきたいと思います。

今、特別養護老人ホームの、老人の処遇の評価ランクというのがついてきているんで

す。今までは固定型ですから、特養に入居させてしまうと死ぬまでそこにいてもらうという形の特別養護老人ホーム。ところが最近は、要するにゴールドシルバープランに基づくところの、お年寄りに自活のできるような道を開いてやるというような形の中で、特別養護老人ホームの老人の処遇について、評価ランクがついているんです。

初めは寝たきりで入ったお年寄りが、お世話をすることによって多少、自分で自分の用が足せるようになったとか、また、そのお年寄りは今、一たん家に帰ることができるという老人ホームもできてきておりますね。そういうことを、まず御存じなのかどうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） いわゆる老健施設と呼ばれているものは、それに当たると思います。いわゆる中間施設でございます。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） それは老人保健施設じゃなくて、特別養護老人ホームでも、そういう施設ができてきている。だから、それを御存じですかと聞いているわけです。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 現在、私が承知しているのは、その医療機関であることと、特別養護老人ホームと、要介護の人たちが入居できること、それから中間施設の3種類と承知しております。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 特養は、もともとそういう施設ね。——いやいや、老人保健施設はそういう施設だった。ところが特養でも、そういう形の施設に今、変わりつつあるんです。だからそれを社会福祉法人マザーズがそういうこともしっかりとやっておられるのかどうか、そのことを御存じなのかどうか、そのあたりを。そういうことも社会福祉法人マザーズを選んだときの検討資料になっておるのか。そのあたり、いかがですか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 特別養護老人ホームというものの性格からして、いわゆる相当、身心に支障があって、常時、介護を必要とするという方が実際には必要になってくるわけです。その人たちのための施設であります。もちろん理論的には介護を続けることによって病状なり状態が好転するということは十分期待をしながらやるわけですが、実績とすれば、なかなかそうならないということが、今の医学水準からしてもなかなか難しいという現実には直面していることは事実であります。

もちろんそういった好転をさせるための努力というのは、十分していただいていると

いうことでございます。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） ここで押し問答をしても仕方ありませんから……。

ただ、これからの特別養護老人ホームというのは、処遇の評価ランクというのがあって、そして初めは寝たきりで入ったお年寄りが元気になって、自分の用が足りるようになって、歩いて、一時、家に帰ようなことができるようになる、これが政府で求めているところの老人の施設なんです。これもだから特別養護老人ホームにも、そういうものが求められている。実際そういう施設ができていくということを、私は申し上げておきたいと思います。

そして、お年寄りを収容して、その中で生活する中で一番リハビリに必要なことというのは入浴サービスとか、こういうものも実際、問題になってくるわけです。それで、このマザーズの入浴サービスというのは週何回入れるような計画でいるのか。このあたりも検討されたわけでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 入浴サービスについても、もちろん地域開放型、地域の方たちにも十分使っていただける機能と設備を設けているわけですが、ちょっと資料が見つかりませんが、今のところ、とりあえずここに要請するのは、現在、各市で、市内各入浴サービスの基準をもとに、それからスタートしていきたいと思っています。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） そうしますと、週何回入っているかということは、検討対象にならなかったと。

しかしながら、入浴サービスというのは補助金が交付されるわけですね。そういう中で、このあたりが入浴サービスというようなことも何回、こういう形でやっておりますというようなものが明らかに出てこないまま、日野市の財源を大幅に導入するわけですから、一つこういう部分については私は納得できない部分があるわけです。そういう面で、やはりそういうことも検討材料として、そしてしっかり吟味しなければ、だって、今こういう形で、要するに日野市の財政困難な時代ですからね、時期ですから、それなりにやはり綿密に調べて、そして最も優れておるところの施設をつくるということが、私は日野市民のためになると、このように思うわけです。こういう問題もぜひ参考にしていただきたかったなということを感じております。

そして、この法人に行って、特別養護老人ホームの試食をしたり、そういうこともしたか、しなかったか、このあたりいかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） もちろん助役以下、経営しているところの説明を聞き、実際に体験しております。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） そうすると、当然、特別養護老人ホームですから、流動食の人もあると思うんです。ミキサーで飲み込みやすくするような食事の人もあるわけですね。そして、そういうものをやはり試食をしてみないと、中に入ったときに、そういう問題がある人に対するところのチェックも十分把握できないと思うんです。だから私は、そこまでやってないと思います。そういう面から、もう少し慎重に対応しなきゃいけないんじゃないか、このように感じておるわけです。

そして厨房の面積ですよ、これは200食つくるという形だと、設計上、ちょっとこれは無理があるんじゃないかという専門家の考えなわけです。そしてこの食事を、こんな面積の小さいところの厨房で十分可能なかどうか、このあたりも検討されたかどうか、いかがですか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） そのあたりは私どもが一番心配しているところでありますし、当然このあたりは確認しております。可能であるという回答を得ております。

○議長（土方尚功君） 天野輝男君。

○16番（天野輝男君） 可能ということですね。厳しいという形なものですから、このあたりも十分考えていただきたいと、このように思うわけです。

そして、先ほどから申し上げているように、これからの特別養護老人ホームというのは、中でリハビリ、機能回復をするところの訓練室というものが一番問題になってくるんです。訓練をするから寝たきりの人が立てるようになり、そして1歩でも2歩でも動くことができるようになるという、そういう機能訓練室というものが特別養護老人ホームの中であっても、一番かぎになってくるわけです。

そして、5階にできるわけです、この建物が。103平米ですよ。これだけでは、約29坪ぐらいの坪数では、ちょっと小さ過ぎるんじゃないかということを感じておるわけでありまして。その部分については、協議なさったわけでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君）　この施設に求められる機能としては、いろいろあるわけですが、併設する在宅サービスセンター等の機能とも、あわせ活用しながら、ニーズに対応していきたいと思います。

○議長（土方尚功君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　日野市民の施設として、そして日野市民が快適に住め、訓練を受けることによって自宅の方に、たまには戻ってこられることもできるというようなことが、やはりこれからの高齢者社会におけるところのお年寄りの対応としては、最も必要なことではないかということを感じておるわけです。そういう意味で、ぜひ、この特養に介するところの機能訓練室も、この事業に合ったところのしっかりしたものを考えていただきたいということを感じておりますので、よろしくお願いします。

そして、寝たきりというお年寄りとは、これからは、寝たきりでは希望がないですね。そして少しでも自分のことや、自分の趣味を生かすとか、そういう形のものが必要になってくるわけです。だから少なくとも特別養護老人ホームを2年も3年も待たせているうちには、途中でくたびれてしまうんです。施設に入りたいと思いながらも、そして家族に負担をかけながら亡くなっているお年寄りも多いのではないかと、このように思うわけです。

人間は生きていく限りは、食べ物が問題になると思うんです。自分がどういうものが食べたいという形の中で、食事が、私はこういうものが食べたいと要求できるような、これから施設じゃなきゃいけないと、こういうことになっているんです。だから私は、食事サンマならサンマ1品じゃなくて幾つか選ぶ、要するに1週間なら1週間のメニューをつくって、木曜日のお昼はこういうメニューが何種類かある、夜は何種類か、こういうメニューがある、その中から好きなものを選んで食べてくださいという形のものが必要になってくる。みんなが同じものを食べて、そして同じような形で寝ていたんでは生きがいも、よし、もうちょっと元気になろうというような意欲がなくなってしまうわけです。そういうものも、やはりしっかりと考えていただかなきゃならないということを感じておるわけです。

そして、今、幾つも申し上げましたような、こういうものがやはりこれからの特別養護老人ホームには要求されてくるわけでありまして。今、リハビリの訓練をさせる理学療法士というものが今、大変、国家試験も難しくなってきた、絶対数が足りないんです。そういうものが日野市で、これをつくったときに確保できるかどうかということは、またなかなか難しい問題であると思いますし、やはり少なくともそういう資格がある人を

しっかり据えつけて訓練を受けさせるということを、絶対に忘れないでほしいということを強く求めているかなければいけないと思います。

とりあえずは、この施設については、今、東京都の方に出しておるということでありますので、今、私が質問させていただきまして、その私の質問を十分生かしていないという中から見ましたら、やはり本来ですと、もう1回これを白紙に戻して業者の選定もすべきじゃないか。だって、日野市で莫大な115億以上のものを、用地と両方を入れたら出すんですから、当然、そういうようなものを私どもは要求しなければならないんじゃないかなと、このように思うわけです。

その面で、ぜひ私は、この部分の問題が解決しない限り、恐らくこれは東京都へ一つ一つ上がってきて試算を出してくれば、こんなばかげた数字じゃないと思います。もし、このままつくるといったら相当どうかしていますよ、これは。そういう面で、私はこれらの施設を日野市民が100%利用するという施設でありますから、これはもうなくてはならないものですから、つくらなければいけないと思いますが、しかしながら、この今、私が幾つかの点を聞いて、新しい試みで政府も動いてきておりますから、要するにお年寄りが、うば捨て山のような施設に入って一生を終わってしまうんでなくて、やはり自分で生きる道を開いてあげるような、いろいろな細かい配慮が必要であるということを、ぜひわかっていただきたいと思います。

そして、こういう形で出ましたけれども、とりあえず日野市の中では、土地をかうための補助金を1割以上出すんだと。そして平成9年度に交差点の一部の補助金を出すという形のものですが、これが東京都の方で少なくとも認められればいくでしょうけれども、そのあたりは私も定かじゃありませんから、これ以上、突っ込んだ話はできませんけれども、お年寄りの施設というものは時代とともに変化して変わってきているということを、ぜひ認識していただいて、そして建築費が1坪、これは社会福祉事業団の積算ですから、そこでは70万なんです。それを150万も出す市町村がどこにあるかということを書いて、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって24の2、多摩川苑福祉ゾーン特養ホームについて問うの質問を終わります。

一般質問25の1、来年度に向けて痴呆性高齢者の福祉施策について問うの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

〔18番議員登壇〕

○18番（橋本文子君） 議長からお許しをちょうだいいたしましたので、質問に入りたい

いと思います。

12月3日の例の人権集会に向けての橋幸夫さんの講演会につきましては、宮沢議員とか、あるいはまた、ほかの方たちも触れておられました。ですから詳しいことをここで申し上げる気はありませんけれども、非常にたくさんの市民の方がおいでになって、しかも立ち見が大変多かったというふうなことで、最後まで立ち見のまま熱心に聞き入っておられた多くの市民の方々がお帰りのとき、とてもさわやかで、よかったという表情をされながら帰られたことを思いましても、大変すばらしい有意義な企画だったんじゃないかというふうに、私も感じています。そしてまた、痴呆性の高齢者の問題がいかに深刻で、人ごととは思えない、すべての人たちの関心事であるというふうなことも、はかり知ることができたわけでございます。

前回、9月議会の私の質問に対しまして、部長の方から、こんな御答弁をちょうだいしております。

もう一つの重点課題は、痴呆性高齢者の対応です。痴呆性高齢者は東京都の調査では65歳以上の4.1%を占めております。この率を日野市に当てはめると約700人以上になります。この件も基本的には実態調査の結果を見て対応することになりますが、現状でも痴呆性高齢者はもとより、その家族の御苦労は折に触れて聞くところであり、早期の対応が必要だと考えております——このような御答弁をちょうだいしたわけでございますが、さらにさかのぼって、昨年の12月議会で、私は日野市の高齢者、特に痴呆性の高齢者の実態調査をしてほしい、そのニーズを十分、把握しなければ、ケアのやり方についても適切な計画が立てられないのではないか、というふうな発言をしながら、調査の必要性を強く要望いたしました。

そして、ことしの96年度の予算では600万円という調査費が計上されたわけでございます。担当部課長及び助役、最終的には市長の英断で、いち早く対応していただいたということに、心から感謝を申し上げたいと思います。

昨日でしたか、旗野議員も少し触れておられましたけれども、12月の初めごろ、65歳以上の市民の皆様のところへ往復はがきによる調査のためのアンケートが届けられたことと思います。ともうしますのも、私もことし65歳になりました。旗野議員お1人ではありません。もう1人、生年月日の同じ方がいらっしゃいますので、約3名は、このはがきを受けたことになるわけですが、痴呆性高齢者の実態調査に特に焦点を当てただけであるということで、私もこれから、その御家族にとっても大変いい方向が見えてくるんじゃないかということで、とても期待をしているところです。

単刀直入に御質問を申し上げていきますけれども、第1の質問といたしましては、痴呆性の高齢者、当然、アルツハイマーの方も含むわけですが、その実態調査の内容と進捗状況について、もう一度、私からもお尋ねをしていきたいと思います。

1問1問、御質問したいので、まずはこの点、御答弁いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、痴呆性高齢者の実態調査の内容と進捗状況について、お答えいたします。

高齢者の実態調査は、第1次調査として65歳以上の市民、1万8,700人について、往復はがきによるアンケートを行っております。おかげさまで、今のところ回収状況は順調でありまして、今、返送されつつあるところであります。

アンケート調査の内容は、はがきのためスペースに制約がございまして、必要最小限の5項目に絞り込んでおります。家族の有無、及びひとり暮らしの把握、それから健康状態と寝たきり高齢者の把握、現在、必要としている高齢者サービスについて、それから痴呆性高齢者の有無、さらに痴呆性高齢者の介護の必要度などで構成されております。これらの項目を組み合わせ、24時間ホームヘルプ事業等にも、かなり正確な判断材料が得られるのではないかと考えております。

このアンケートの回収は12月中に完了し、1月には第2次調査として、地域の民生委員さん等の協力をいただいて訪問聞き取り調査を行って、痴呆性高齢者の実態をさらに正確に把握したいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） どうもありがとうございました。

12月いっぱいには何とか調査を終えて、第2次の調査は、また年が明けてから対面をする形でさらに調査を行ってきたいというふうな御答弁が、今ちょうどできました。ぜひそれを少しでも早くまとめていただければと思います。

財政がどんなに厳しい状態になりましても、従来以上に一層細やかに、手厚く予算の上でも配慮せざるを得ないというのが、もしあるとすれば、それは福祉の分野であり、その中でも待ったなしの緊急性の高いテーマは、痴呆性高齢者の問題ではないかと考えております。

そして、ここでもう一つ認識をしておかなければならない問題を申し上げますと、痴呆症という状態は病気の種類だということです。私たちが日ごろから、がんになりたく

ないと思っけていても、ある日、突然、がんという病気は好むと好まざるとにかかわらず起こり得る病気です。それと同じように、痴呆症になりたくないと願っけていても、この病気も、どんな人でも起こり得る、だれに起こるかわからないけれども、起こり得る病気なんだっけということを、私たちは認識をしておく必要があろうかと思っけています。

長寿社会になればなるほど、人生50年のころには予想もしなかった、がんや痴呆性の人口がふえてまっけています。そして、それは当たり前なんです。このことは橋幸夫さんも強く強調しておられたと思っけています。

デンマークでも80歳以上の4人に1人は痴呆症状を持っけていることがデータで示されていますけれども、その症状の出方は、人によってかなり違っけというふうに言われています。

浅川苑の特養ホームに入居されている50人の人の中でも約8割ぐらっけてが、この痴呆症という病気になっておられます。その深刻さは、はかり知れないものがあるように思っけています。職員の皆様には、本当に御苦勞なことだと思っけています。

さらに特養にもまだ入れない、デイサービスでさえ1年先になるか、2年先になるか、全く見通しが立たない方たちもたくさんおられます。そういうお年寄りを抱えている御家族、中でも直接、介護に当たられている、例えば息子の連れ合っけてであるとか、本人の連れ合っけてであるとか、あるいは娘さんであるとか、そういう方々は本当に言葉に言いあはわすこともできないほど深刻なものを抱えておられます。

妄想がひどくなると、決まって出てくるのは、お金の問題だというふうに、よく指摘をされています。もともと持っけてもいなかった、そのお財布を取られたとっけて騒ぎ立てる。そして人を泥棒呼ばわりをする。息子が夕方「ただいま」と帰っけてくると、「あんた、どなた様ですか」と本気で問っけてかけるわけなんです。もっとひどくなると、自分の排泄物をもてあそぶ。あるいは、それを壁に投げつける。さらにひどくなると、食べてしまっけ。本当に予測できないようなことが起きるわけなんです。こんな症状が出始めたら、介護者の人権どころではありません。介護者が先に倒れてしまっけても不思議はないというのが現実でござっけています。

そこで、質問を三つほどさせていただきたく思っけていますが、2点目、3点目、4点目をまとめて質問をさせていただきますので、お答えの方も、まとめて御答弁いただければありがたいと思っけています。

2番目の質問は、こういっけてことです。市の公的責任で、来年度はどのような方策が考えられているのでしょうか。

3点目、民間の施設との連携について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

4点目、痴呆性高齢者を家族に持っている人やボランティアの方たちのグループ活動への支援策についても、どういうお考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

この4点目のボランティアの方たちのグループというのも、先般、日社協でお伺いいたしましたところ、ちょうど20グループあるということで、本当に多くのボランティアの方たちが活発にこの日野市の中では活動しておられるんだなということを、つくづく感じさせられて、感動もいたしました。

以上、三つの質問に対して御答弁をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、来年度の事業についての考え方であります。

厳しい財政事情の中で、事業内容を精査しながら極力、経費節減に努める一方で、市民要望の強い課題を中心に事業を展開していきたいと、まず考えております。

来年度の重点的な項目としては、施設関係では、特別養護老人ホームの建設、民設民営であります。この事業を最優先させております。在宅では、やはり今お話しの痴呆性高齢者のデイケア事業を何とか実現したいということで考えておりますが、今まだ具体的な動きとしては、現状では、そういう状況でございます。

特養ホームについては、市長の行政報告のとおりですが、痴呆性事業については、今お話しのとおり、待機者も多いわけです。また、家族の負担あるいは御苦勞を考えますと、一刻も早く実現したいという考え方に、かわりはございません。

痴呆性事業は、本来、在宅サービスセンターで実施するということが非常に望ましいわけですが、浅川苑においても、また栄町のサービスセンターにおいても、一般デイ事業で手いっぱい状態で、痴呆デイは週1回実施しているだけであります。このため、毎日実施する、いわゆるE型のデイケアになっていないわけで、今後、E型の痴呆デイサービスを民間施設の手をかりながらでも実施したいと考えているところであります。

また、市内に痴呆性高齢者を抱えた家族のグループ、今、20グループとおっしゃいましたが、月に一、二回、自宅や市の施設を利用してボランティアとともに自主的なケア事業を実施しておられます。これらのグループからも常時使える場所を確保してほしいとの要望もございます。この実現も課題であります。

いずれにしても、これからの高齢者福祉は、民間法人や市民団体との協力、連携が欠かせないものであります。幸い市内には、さまざまな非営利団体、民間グループが生まれておりますので、これらの方々と連携を深めながら高齢者の自立支援を、効率的

に、効果的に達成できるように、公的責任を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございます。大変、積極的な来年度の施策について御答弁いただいたことに感謝いたします。

在宅の介護支援センターについては、一昨日でしたか、奥住議員の質問の中でも、やりとりがございました。

デンマークの福祉政策を勉強していきますと、今のような北欧のデンマークとかスウェーデンとかノルウェー等言われているような、高福祉の国になっていった、その最初の始まりは、何から始まったのかなということを知ることができるわけですが、初めにつくったのは、やはり今申し上げた在宅介護支援センターだということなんです。そのことをつくるのを手始めとして、もろもろの福祉の事業を広げていったというのが実態のようでございます。

日本でも多くの方が、この支援センターの必要性を語るようになってまいりましたけれども、その内容については、理解が、かなりまちまちではないかというふうに私は感じています。職員同士の間でも、あるいはその言葉を口にして多くの市民の皆様の中でも、在宅支援センターというのがどういう性質のものを、よく考えないで、言葉として割合簡単に使っておられるような気がいたしますので、その在宅介護支援センターをどのように日野市では理解をしておられるのか、その役割をどのように考えておられるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 在宅介護支援センターについては、助成制度なんかもございます。その中で、いわゆる義務づけられている項目というのが、一応一つのパターンではないかと思っております。

日野市で、今、考えている在宅介護支援センターについても、その基本的な役割をそのあたりに求めているわけですが、まず、高齢者の総合相談あるいは助言、生活状況の把握、2番目が、保健医療・福祉の各組織への連絡調整、3番目が福祉サービスについての広報、それから福祉機器の展示、普及、このあたりが主要な仕事の中身になってまいります。これらは、地域の身近なところでこれらのサービスが受けられるということが最大のメリットであります。

また、今後、導入される予定の公的介護保険制度の中では、重要な項目で、要介護者

のケアプラン作成というのがございます。このケアプラン作成の重要な役割を、この在宅介護支援センターの要員が担うことになるのではないかと思います。日野市でも、保健、福祉、医療の連携が最大の今、課題となっております。現場における調整組織として必要な機能と考えているところでございます。

24時間型相談対応が必要なことということで、制度的には特養ホームなど24時間施設への併設は原則となっておりますが、私どもとすれば、とりあえず多摩川苑の特養の中に併設される予定の在宅介護支援センターは別としても、最初にそれまでに手をつけなければならない保健所の跡地等を利用しての在宅介護支援センターの考え方は、この24時間型の施設がないということで、浅川苑のランチという形で、夜間はそちらに切りかえる形をとって、実質的な24時間の対応をしてみたいと考え、今、東京都とも、そのあたりを協議しているところであります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございました。

今、質問いたしました在宅介護支援センターについては、この議会でも多くの方の質問にお答えになる形で、先般も老人福祉課長の方からも同じような考えが示されております。

いずれにいたしましても、痴呆性のお年寄りを抱えておられる御家族が、施設に入っている方も含めてになろうかと思いますが、この16万市民の中で恐らく700人ぐらいはいらっしゃるだろうという推計がある。そして、市で今、何とかお世話できているのは浅川苑で、50人の中で多分40人ぐらいが痴呆性の方がお世話になっているであろうと。さらにデイサービスとして、水曜日に浅川苑では9名、栄町では8名の17名。デイサービスでさえ17名しかカバーできていないという実態がある中で、今、部長がお答えになられた、例えば民間、市民団体との協力や連携が欠かせないというふうな御答弁をいただきました。そして、市内にはさまざまな非営利団体や民間グループが生まれているという認識も語っていただきました。それで、それらの方々と連携をすることが非常に高齢者の自立援助に対して効率的なんだというふうなことも、御答弁いただきました。そのあたりを市長はどのように、このやりとりを聞きながら、お感じになられたのか、最後に御答弁がいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 高齢社会の進行に伴って、いろいろな現実的な対策を要する課題が、だんだんと具体化しつつあるということは、よく承知いたしております。

そして、基本的には学術の進歩でありますとか、国の対策の基準化でありますとか、医学上の、また工夫、いろいろあるはずであります、当面は何らかの介護という形で地域でできる具体的なサービスを、求めに応じて必要な度合いを進めていく方法しかない、こういう状況にあると思っております。

したがいまして、新たな市民の方々のいろんな活動にも十分、御協力をして、また公的な施設等も活用をして、具体的に、なし得る対応を速やかに具体化していきたい。このように考えております。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございました。

私はずっと、この高齢者問題、議会のたびに追いつけて、行政側のお気持ちもお聞きしながら、今、一番やっぱり最初にやらなければいけないのは痴呆症の方々への、そしてそういう痴呆症の御家族を持っておられる多くの市民の方々が、それぞれが人権が守られて、それぞれが自分の時間が持てて、みんなが緩やかな形で連携を保ちながら、このまちの中で福祉の風土づくりができると同時に、制度の上でも施策の上でも十分な保障がされることが大事だろうと思います。

そして、今、市長も御答弁くださいました。おおむね部長のお答えいただいたことをお認めいただいての御答弁であったというふうに、私は今、認識を新たに持っています。民間でちゃんとやっておられるところは、この日野市の中でもたくさんございます。痴呆症の問題は待ったなしです。ということで、時と場合によっては委託提携することも大事だろうというふうなことまで、今、せっぱ詰まった社会状況だということを考えれば、お願いをしたいわけです。

いずれにしても、市長みずからまちの中を歩いていただいて、どういう民間の施設があるのか、どういうすばらしい事業が民間で行われているのか、ぜひ、ごらんになっていただいて、次の予算に生かしていただければと思います。

どうもありがとうございました。このテーマは、これで終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって25の1、来年度に向けて、痴呆性高齢者の福祉施策について問うの質問を終わります。

一般質問25の2、多摩平団地建て替えに伴う、住民と市長との「四つの約束」を守れの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君）　今、タイトルは議長の方から読み上げていただきました。きょうは、思いっきり一張羅を着ましてね、本当に和やかに行政側と質疑応答をしながら、いい御回答がいただければと思って、私は大変優しい気分で、今、質問をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回、本会議の中で、多摩平団地の建て替え問題については、去る9日、夏井議員、吉富議員、鈴木議員と、お三方から、それぞれ視点を変えながらの質疑応答が展開されております。

私も、去る9月15日のことでございました。まず、質問をする前に、公団がどんな体質のところかというのを、ちょっとお話ししたいと思うんですが、その9月15日の11時15分、NHKのテレビ番組でございました。たしか菅直人さんが、公団について、このとき語られているんですよ。公団は準備金という項目で272億5,600万円も利益をごまかして計上しているんだと決算報告で出しているということが、報告されました。それについて、厚生省あるいは建設省、さまざまところへ問い合わせ、なぜそんな準備金という名目が必要なのか、どういう意味なのかということを問いかけてみたら、大量の退職者が発生したとき大きな負担がかかるから、そのための準備金なんだと。272億5,600万円ですよ。それで、では過去にそういう大量に退職者が出るような事態が、この何十年間か長い間、公団は仕事をしてきているわけですから、あったのかという問いに対して、それは全くありませんという答えが返ってきたそうでございます。

もともと公団は利益を上げてはいけない団体なんです。だから利益金として計上することができないんです。その利益金を準備金という形でごまかしながら、今申し上げた272億5,600万というお金が蓄えられているということが、この9月15日には暴露されたわけでございます。

それから先般、鈴木議員とのやりとりの中で、市長も、こう答えておられます。テレビで公団のことが、やはり11月に放映されたそうで、私は見ていないんですけども、それをごらんになった市長は、こうおっしゃっています。「11月のテレビは奇異に思い、不信感につながっている。腐ったというよりも、法治国家で、よくもごまかしたものだ。日本民族が、よくここまで低下したものだと感じた」というふうな市長の御答弁がございました。いろんな角度から、どう見ても、その腐った体質というのが、今、徐々に明らかにされ始めているわけでございます。

そこで、私は、この本議会でいろいろとやりとりをされた中から、最初に何点か疑問が残った部分についてお尋ねをしていき、最後に一番重要な点について、お答えをいた

だけだと思います。

私は、今回、四つの住民との約束を守れということで、質問を出しているわけでございます。四つの約束というのは、もう皆さん御承知のとおり、一つは「市は建て替えの基本合意を公団と結ぶには事前に住民の合意を得ること」、二つ目は「市は用途地域の変更を行うことによって住民が不利益を受けないようにすること」、三つ目は「家賃については公団が建て替え指定する前に公表してもらう。その家賃を住民が承認した後で建て替え指定をすること」、4番目は「市長は今後も住民集会に出席し住民とともに建て替え問題を考えていく」。

この四つの約束を守ってほしいということで質問を今回することになったわけですが、住民の合意がなければ建て替え指定ができないと思うがという質問が、たしか、これは夏井議員からございました。市長の答弁は、できるだけそうあってほしいと思うので努めていきたい、という御答弁でございました。

私は、その後に、もう一つ続けて言っていたきたいことがあるんです。努めていきたいといっても、努めたけれども住民の合意がないのに建て替え指定をされたときは、どうなさるのか。この点を1点、お聞きしたいというふうに思っています。これは質問になりますね。

次のは確認でございますが、「開発協力金を財源として社協センター建設資金として考えていないということでもいいですね」というのは、これも夏井議員の質問だったと思います。答弁は「言っていません」という御答弁でございました。これは、そのとおりでよろしゅうございますね。

それから3点目は、「年金で暮らしている人が年金で暮らせる家の確保ができるためには住民参加の手順が大切である。その上で建て替え指定をしてほしいのだ」という質問に対しては、御答弁として「全く公団とは話し合っていない。したがって、1月の建て替え指定はない」というふうに、おっしゃっておられます。この点も、そのとおりかどうか。そのとおりなら、そのとおりと、後でお答えいただければと思います。

4点目、団地に住む高齢者の実態調査、ニーズの調査をということで、それが大事じゃないかという鈴木議員の御質問がございました。答弁といたしましては、「今はできないが必要なことは調べる。とても重要だと思っている」というふうなお答えでございました。建て替え指定はこれらの調査を行った後でなければ意味がないと思うんです。つまり、実態調査、ニーズの調査をした後でなければ、建て替えの計画は立たないと思うわけです。そういうことで、このニーズに沿ってつくるようにしなければ意味がないが、

その点どう思われるかという、この四つの疑問、あるいは、それでいいですねという確認、御答弁を、まずいただきたいと思います。

お願いいたします。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 対公団にせよ、あるいは対この議場におきましても、文言は基本的な考え方として申し上げておりますし、また御理解もいただいておりますと、このように思っております。

いわゆる多摩平団地、三十数年前に建てた住居でありますから、今日的な水準といいましょうか、基準、ゆとりある居住環境として建て替えることは必要だろうというふうに、基本的には認識をいたしております。

その建て替えを実行する過程において、まだ将来対策をいろいろすると心配だ、こういう御指摘のことであります。なるべく心配は少しでも少なくするように、解明を目指しながら一步一步、事業の具体的な前進を図っていくということは大切なことだろうというふうに思っております。

なにか、言葉の解釈の仕方、それが信用になったり、なにか信用しないとらえ方になったり、不本意なことが、しばしばあるわけですが、努めて、なるべく正確を期して一步一步、信頼関係が公団とも、あるいは住民とも、また議会でいろいろ関心を提供していただいている皆さんにも、なるほどというふうに展開ができれば幸いだと思っております。

いわゆる国策機関としての日本住宅都市整備公団、本来、事業の趣旨に正確に沿って、国民の住環境を福祉の内容に立って、そして改善を図ろうということは、公務員あるいは準公務員の当然の姿勢でなければならないというふうに、私は理解しております。したがって、一機関の内部に公務員らしくないことが起きたり、あるいは経営体自身がいろいろな放漫経営などを行って、そして非難が生まれる、そういうのは本当は仕事相手にはしたくないわけですが、機関でありますから、そういうことに乗せられないようにしながら、正しい姿勢を追求をするということは、また地方自治体としても一つの役割であっていいんじゃないかと思えます。

J Rにいたしましても、あるいは住宅公団、それらの市民生活との大変深い関係の、日野市として求めること、あるいは当面することがあるわけですから、そういう観点に立って、言葉の言ったことはもちろん責任を持つわけですが、一番よく基準として問われます建て替え——何というんでしょうか、認可というんでしょうか、確

認というんでしょうか（「指定だよ」と呼ぶ者あり）、これも、この間も申し上げました。機関と機関との信頼関係に立って、あらかじめ態度を決めて臨むということではなくて、その場、その場の当然の判断がある。こちらが、お住まいの方などと既に一定の、なにか条件を決めて交渉するということは、相手に対して私は信頼関係にはよくないと思いますから、この間、毅然として対応いたしますという言葉で答えましたとおりであります。

今でも御質問のそれぞれに対しまして全くそのとおりでありますので、ひとつ、おおらかな気持ちで御理解をお願いをしたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 最後に、一つ質問する前に、こういうお話をさせていただきましよう。

先月のことでした。南平の、ある住民の方が家を新築されたんです。そして85歳の親御さんを、たしか北海道からだったと思いますが、新築をしたからいらっしゃい、一緒に住みましょうということで、親孝行をするつもりで呼び寄せられた。ところが、この85歳の親御さんは、何が不満だったか、首を吊って自殺をされました。

先日の橋幸夫さんのお話の中でも、橋幸夫さんは、新築をするまではお母様とは別々に暮らしておられたようですが、まあ、これも親孝行をしたいと思われたんだと思います。家を新しくつくられて、きれいな家、家具も新調して、それまでお母様が使っておられた家具類はみんな処分をされて、新しく建てられた家にお迎えになった。この環境の変化が、実は橋幸夫さんのお母さんが痴呆に入られるきっかけになったんだ、そういう意味のことをおっしゃっておられました。

どちらも、もともと住んでいたところから、新築という新しい家に移ることができたんだけど、大きな環境の変化によって高齢になっている方にとっては、それが大変なデメリットとして、本人が望むと望まないにかかわらず出てきてしまうという、これは実証ではなからうかというふうに、私は感じています。

今、多摩平団地で、だんだん高齢化していかれる住民の皆さんが、家賃の問題で住めなくなったとき、どこかほかへ移らなければいけない。たとえ市が、どこか別のところへ「ここにお住まいなさい」と家の保障をされたところで、これまで住んできた環境から違ったところへ行くことによって、友人関係は断ち切られてしまう。それまでに築いてきたあらゆるものが分断され、断ち切られていく中で、だんだん自分の殻にこもっていったら、何が起こるかわからないというのが、人間のさがではないかというふうに、私

は感じています。

今、多摩平住民の皆さんが一番気にしておられることは、緑を大事にしてほしいということもありますが、それにも増して家賃がどうなるのかということなんです。果たして年金で暮らしていける家賃で、新しく建て替えられた公団住宅に住めるのかどうか、そのことを一番おそれておられるわけです。

先般の鈴木議員のお話の中でも、公団は2月に市民会館を借りているじゃないかというお話がございました。2月2日に確かに借りておられるんですね。何のために借りているんだろうと、私もつくづく考えてみるわけですが、別に公団に聞いたわけではありません。今、市民会館を借りるということは、1月に建て替え指定をして、その説明を2月2日にしようという魂胆ではないかというふうに思えて仕方がないんです。

それで、鈴木議員と同じ質問をもう一度ここでさせていただきたいと思うんですが、団地に住む高齢者の実態調査、ニーズの調査をということを質問されたということは、先ほど申し上げました。2月に予約している市民会館、もし、この日に公団側が裏切れば、白紙に戻すのかという御質問に対して、はっきりとしたお答えがなかったものから、その1点、今、改めて私も伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） なにか推測はいろいろおありのようですが、私も頭がいい方じゃありませんので、意味がよくわかりません。疑ってかかるよりも信頼をしてかかるという方が、私は世の中は正確な判断ができる、こんなふうに思っております。

したがって、よく周辺からも事情を聞きまして判断をしなきゃなりません、イエスカノーかという質問には、私は今、答える用意がありません。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） それでは、言葉を少し変えながら、この四つの約束の中の言葉を引用しながら御質問をいたします。

家賃については公団が建て替え指定する前に公表してもらう、これについてはいかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） いつかの席で、私は、家賃負担というのは一般論として所得の2割程度が適当だという言い方を申し上げたことがあります。別の専門家で、やっぱり2割程度ということを行っているようですから、2割程度を基準として家賃の設定のされる、そういう建て替えをやってくださいというふうには言おうと思っております。

ます。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 家賃の2割程度ということになると——失礼いたしました。所得の2割程度ということだと、例えば20万の年金の方は約4万円の家賃、国民年金の方は多くても6万1,000円ぐらいですから、6万円の2割というと、6、2、12……もう、あの辺で計算をしてくださっているんで、私はこれ以上、申し上げる必要もなさそうですが、そういうお考えでしたら、今度、三者会談はいつ、三者会談と申し上げますのは公団と市長側と、それから住民、その三者でのお話し合いは、次はいつになるんでしょうか。それをちょっと、お聞かせください。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私は一々存じませんので、事務当局からお答えをさせていただきます。（「次の話し合いはいつでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君） 鈴木助役。

○助役（鈴木栄弘君） まだ、具体的な日程等は定まっておりません。これから検討してみたいと思います。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） まだ決まっていないそうです。では、その決まった日がわかって、その当日が来て、三者が集まった日に、先ほどお答えいただいた収入の2割程度の家賃で家賃を設定してくださいと、住民の前で市長の方から公団に対してお願いをしていただけますか。お聞かせください。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の仕方には、かえってお答えをしない方が、私は自由で、言うことが言えると思っておりますので、そのように御理解をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 皆さん、どんなふうにお聞きいただいたでしょうか。

では、もう一つ、家賃を住民が承認した後で建て替え指定をすることというのが、四つの約束の中に入っておりますが、この建て替え指定の前に家賃を住民が承認しなければいけないんだということについては、ここで再確認をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 考え方については、責任を持つと言っているわけですから、

そのように御理解ください。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 今の御答弁で、責任を持つとおっしゃっていただきました。

「家賃を住民が承認した後で建て替え指定をすること」という文言に対して、市長は責任を持つということでございますから、建て替え指定が家賃の約束もなく行われることはあり得ないという、私は今、その認識を持ったんでございますが、大変おつらい立場であろうと思うわけですが、市長を信頼して、日野市の行政を信頼して、一生懸命ついてこられた多摩平団地の皆さんが、本当にこの、今、がけっ縁に立ったとき、市長が住民の立場に立って毅然としてやってくださるかどうかな。

継続して住み続けることができるかどうかということを、本当に生涯の中で今ほど、多分、深刻な問題を抱えられたことはないと思うんです、多摩平団地の住民の皆さんは。（「住んでみなきゃわからない」と呼ぶ者あり）——住んでみなきゃわかんないという声が聞こえていますけれども、人間は推測することができるんです。いろんなことをおもんばかって、自分の体験したことがないことでも推測することはできます。それが人間なんです。余り失礼なことをおっしゃらないでください。

そういうわけで、私は今、市長が信頼してほしいと。信頼に足るだけの行動をこれからも行うということを約束して下さったと認識いたします。家賃設定の前に、建て替え指定はない。ということになれば、まだまだ家賃の交渉というのは、そんな半月や1カ月では終わらないと思いますので、2月2日の市民会館、公団住宅は早くキャンセルなさった方が、お金の面でもお得じゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺は、ちょっと行政側から公団側に示唆をしていただけないでしょうか。事務担当の方でも結構ですが。いかがでしょう。むだなことをなさるともったいないですよって。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私は、仕事をつらいと思ったことは一度もありませんので、つらい立場だなんていうふうには考えておりません。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） 建て替え指定の説明をしようとして市民会館をとっておられる公団さんに、まだお金が戻ってくる段階で教えてあげた方が、私は親切じゃないかと思うし、その日が、ほかの方が使いたいといったとき、市民会館がより有効に利用されるというふうなことを考えますと、一日も早いうちに、そのことは公団側に教えて差し上げる方が親切ではないかと私は思っています。

きょう、私と理事者側のやりとりをお聞きになって、住民の皆さんはどのようにお考えになられたか、お感じになられたかは、それぞれの胸の内でお任せをしたいと思いますけれども、私は、きょうの市長の言葉「任せてください」と、これまで言ってこられた、それで「信頼をしてほしい」と言ってこられた、その市長を、この場では私は信頼をしていきたいと思います。

というわけで、この質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって25の2、多摩平団地建て替えに伴う、住民と市長との「四つの約束」を守れの質問を終わります。

一般質問25の3、女性センター事業の「女性相談」についての通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君） 1995年度、日野市事務報告書、136ページ、ここで女性相談の内容とか件数が出ています。一番多いのは夫の暴力、浮気、サラ金、離婚、これが39件というふうなことで報告されております。

また、もう一つの第3次日野市基本計画の中でも、女性相談についての予算が示されています。女性相談の予算、今年度ですね、96年度同様、来年も65万5,000円という予算になっています。ということは、ことしと来年は同じ方法でやっていこうというお気持ちなんだろうと思うんですけども、私は少し内容を考えていただきたいということがありまして、きょうは、この質問をさせていただいているわけですが、質問は二つに分けて行ってまいります。

日野市立女性センターの相談事業、もう何年か続けてられています。この相談事業、先ほど、一番多いのは夫婦関係の件で39と申し上げましたが、そのほかに子供のことや自分の生き方とか近所づき合いとか、身心の病気とか、結婚問題とか、家族のこと、あるいはセクハラ、住宅問題等、いろいろあるようでございますが、残念ながら相談できる日が水曜日しかないんです。水曜日だけという設定になってしまいますと、ほかの曜日でなければ都合のつかない人もいるはずですし、せっかくのいい事業が十分、利用されないということにもなりかねません。

ですから、私がここで提案をしたいのは、基本的には月曜日から金曜日まで、相談を受ける体制を整えるべきだというふうに思っています。そして、日によっては夜も行う。あるいは、それが無理であれば火、木、土という形で、働く女性のために夜の時間とか、土曜日とか日曜日とかという曜日を工夫しながら、何とかこの女性相談をより広げていただきたいというふうに思っているわけです。これが第1点目の質問でございます。い

かがでしょうか。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 現在、市で実施しております女性相談でありますけれど、今お話がありましたように、週1回、水曜日でありますけれども、午前9時15分から午後4時までというような中で、1名の相談員が担当しまして、電話と面接、このような方法で相談を行っておると。こういう状況であります。

年間の相談件数を見ましても、平成6年度、7年度、ともに120件程度というのが相談件数であります。この相談件数も増加傾向にあるという状況でもあります。

この相談事業というのは、三多摩27市を見ましても、女性相談事業を実施している市は7市ございます。その1週間の実施回数でありますけれども、これを見ますと5回、5日と申しますか、これが1市ございます。3回が3市、2回が1市、1回が1市、これは当市でありますけれど、月2回が1市と、こんなような三多摩の状況でもあります。また、夜間に実施しているというような市は、1市ございます。

この女性相談事業の拡大、充実ということを図ることからも、今後、相談日数の増、それから夜間の開設などを検討していきたい、このように考えております。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ありがとうございます。御検討いただけるということで、5日やっているところもあるそうですから、また夜間やっているところもあるそうですから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

私の友人で、百草にお住まいの方ですが、東京都の女性相談の仕事をなさっている方がおられます。あるとき、私は「日野市では女性相談にかかわっている人は何人ですか」という質問を受けたことがございます。当然、1人ですから「1人ですよ。そして水曜日だけです」というふうに言いましたところ、それはまずいとおっしゃるわけです。特に相談員が1人というのはまずいんだと。最低3人の方が、1日に出るのは1人でもいいんですけども、難しい問題が出てきたときに、時と場合によっては3人が同じテーブルに集まって、こういう難しい問題、相談されたんだけども、どう思いますかとか、私はこう思うんだけども、あなたはどのようなお考えをお持ちでしょうかという、これは二人でもだめなんだそうですね。3人いることで、初めて平らな回答が出てくるんだそうです。というふうなことで、「日野市は早く女性センターもできた先進市だし、もうとっくにその辺は解消していると思ったんだけども、ああ1人ですか」ということで、首をかしげられておりました。

当然、相談に来る方は、迷って迷って、考えあぐねて相談に見えられるわけです。窓口をたたくときというのは本当に思い切って、行こうか、どうしようかという、その迷いの後に来るものですから、小さくなりながら、恐る恐るというのが実態ではないかと思います。受ける側も、すぐ即答できることもあれば、できないこともある。相談員が3人いれば、先ほど申し上げたように情報交換をしながら3人の知恵を集めて、いい解決策が見出していけるようにしなければ、だめなんじゃないかというのが、私もそういう考えでいます。日本には、昔から「三人寄れば文殊の知恵」という古いことわざもあるわけですが、本当にそういうことだろうと思います。

その中に、できることなら法律に明るい人、弁護士等がいれば一番いいと思うんですけども、法律に明るい人も1人選んでいただくというふうなことで、これから御配慮いただけないかという質問をするわけです。今、やっていらっしゃる方がどうこうということを申し上げているわけではありません。その方も含めて、さらに2人ふやしていただくというのが、私はよりいい方法じゃないかと思っているわけです。

百草の方がおっしゃるには、女性相談を受ける前には大変な訓練を受けるそうです。そして徹底的に鍛え上げられた人が窓口に着いて、来る方の御相談を受けているというふうな、丁寧な女性相談をしているというふうなことでございますから、もし、そういう人材が必要ならば、十分に訓練された人も何人もいるようだし、御紹介することできますよというふうなお話もございました。

以上のような私の考え方を踏まえた上で、御見解をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 相談事業というものは、言うまでもなく相談者と相談員の信頼関係によって成り立つと。これが一番大きな要素だというふうに思っております。

先ほど御紹介しました7市の状況を見ましても、7市中、これは複数でありますけれども、2名で対応しておるといふようなところが3市ございます。相談員の複数化につきましては、相談員相互の相談件数の事例研究、また情報交換、こういうのが非常に必要になってくるだろう、こういうふうにも思っております。そうした自己研鑽によりまして、より適切な助言、相談をすることができるというふうに考えております。したがって、相談回数の増等を考えまして、相談員の複数化につきましても検討をしていきたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） どうもありがとうございました。

今、私が申し上げたより、さらに一歩進んだ御回答、御答弁をちょうだいして、うれしくなっています。2人が一度に対応するという、そこまでできれば本当にベターだと思います。そういうことで、ぜひ来年の予算に、ことしと同じ65万円では足りなくなると思いますので、よろしくその辺も御配慮願えればと思います。

市長、その辺、一言、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） よく、お話は承っております。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） どうもありがとうございました。必ず実現をしていただけるものと信じて、この質問を終わらせていただきます。

○議長（土方尚功君） これをもって25の3、女性センター事業の「女性相談」についての質問を終わります。

一般質問25の4、可燃ごみは、公害を出さないために紙袋を指定せよの通告質問者、橋本文子君の質問を許します。

○18番（橋本文子君） 私は、ことしの5月と、それから先般、11月でしたか、広島に、ごみのことで視察に行っていました。秋の方は、私どもの会派と、それから共産党さんの会派と、9名で広島にお邪魔したわけですが、きょうの質問とは違いますが、広島は「シェイプアップ・プラン」なんて、これは5月にいただいたものですが、リサイクルに大変、力を入れている市だということがわかりました。

きょうは、そのごみの問題の中でも公害に焦点を当てて、もう余り時間がありませんから詳しく述べる時間はないようですが、その公害の中でもダイオキシンということで質問をさせていただきます。

かつて十何年前に、私もごみの焼却炉から出てくるダイオキシンについては一般質問をさせていただいたことも、今、思い出しますし、そのころはまだ「ダイオキシンで何だ」というふうな一般の風潮もありまして、なかなか理解をいただけないというふうなことがございました。

ダイオキシンといえば、私も思い出しますが、あの忌まわしいベトナム戦争です。ベトナム戦争で米軍によって投下された枯れ葉剤で、ベトナムの国では、さまざまな障

害を負った子供たちがたくさん生まれてしまいました。ベトちゃん、ドクちゃんのことでも皆さん、御記憶にまだまだ残っておられて、ああ、あの話かというふうに思い浮かべていただけたらと思うんですが、そのほかにも無脳症というふうな、全くひとりでは生きていけないような、生まれても間もなく死んでしまうような子供たちが、たくさん生まれています。これは余りにも有名で恐ろしい過去の歴史でもあるし、まだ現在も続いている歴史だというふうに私は認識を持っています。

ここに愛媛大学の農学部講師の脇本忠明さんという先生の、ダイオキシンについてのレポートがございます。ちょっと文章を引用させていただきますと、ダイオキシンは催奇形性、発がん性、生殖毒性などの急性毒性があります。ダイオキシンは食べたらころっと死ぬものではありません。モルモットの致死量は0.6ピコグラム、ピコグラムというのは100億分の1グラムのことでございます。非常に少ない量で、1カ月ぐらしかけて、やせ細って死ぬというものでございます。ダイオキシンの発生源がすべてわかっているわけではありませんが、大部分は燃焼系です。燃やすという行為の後に出てくるということ、ここでおっしゃっているわけです。この先生は、小型の焼却炉を買って、お調べになったそうです。主として紙を燃やした場合は、ダイオキシンは出てこない。ただし、プラスチックを燃やすと、途端に、が一んと高くなって、それは大変な数値を示したというふうに書かれています。

ダンボール3キロを燃やしても出なかったダイオキシンが、塩化ビニールを10%加えると、一気に3,281ピコグラム——これは1平米についてですが——にもなりましたと報告されているわけです。1年間で約3,000ピコグラム、これは1平方メートルについてですが、空から降ってくることがわかりました。それが水田などに落ちてきて、私たちは、そこでとれた米や野菜を食べるという行為をしているわけですから、空から降ってきたダイオキシンを、私たち日常的に食べると死んでしまう。だけれど、ダイオキシンは防ぎようがない。では、どこから出てくるか。焼却炉から出てくる。どこのまちにもあるわけですね。

厚生省は、6月28日、ダイオキシンの1日の摂取量、耐用1日摂取量といいますが、それを10ピコグラム、1キログラムに対してですね、10ピコグラムとするという中間報告をまとめて、ごみ焼却施設の調査をするよう指示しました。ダイオキシンは、ごみ対策の一環として発生しているのですから、私たちがごみ対策をどうしたらいいかというのが当面の課題になろうかと思います。

最も大事なことは、ごみを燃やさなければダイオキシンは出ないわけですが、今の現

実では、燃やさないというわけにはいかないわけです。だとしたら、どうすればいいか。一つには、根っこは塩素ですから、塩素を使わない。余り使わないという生活姿勢が必要になってこようかと思います。

それともう一つは、今、私がきょう質問のポイントはそこにあるわけですが、今、日野市では、可燃ごみを出す袋は材質を問いませんということで、どんな袋でもいいということになっているものですから、塩素系の塩化ビニールも当然、可燃ごみの中に入っているわけです。素人は、なかなか、これが塩化ビニールなのかどうなのかというのは、区別がつきにくいものですから、いっそのこと、そういう化学物質の袋に入れて捨てるのはやめて紙の袋にしたらどうでしょうか、というふうなことが、きょうの私の質問のテーマでございます。

ダイオキシンを出さないために、そしてそのダイオキシンを私たちが体の中に取り込まないためにも、可燃ごみを出す袋は紙袋にできませんかという、これについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（中里正市君） ただいまは御提案をいただきました。関連する条件につきまして、少しく述べさせていただきますと思います。

今、東京都下27市、よその市を例に挙げるのを旨とするわけではありませんが、武蔵野さん、小金井さん等、6市が指定袋制度であります。しかし、その中身は、どの袋にしてほしいということではなく、専らポリエチレン系統の袋を推奨されております。

当市では、御存じのように3,900カ所の排出基地、拠点がありますが、2,400カ所がダストボックスであります。1,400カ所が袋出しということで、お話のとおり、どの袋にということは指定しておりませんが、ごく最近、市内を当たりました結果を若干申し上げますと、市内のスーパー、コンビニ、代表的なところをおよそ10社余りの業者に聞き取った結果でも、かつては確かに御心配の塩素系を含むビニール、塩化ビニールの袋という時代もありましたが、最近では高密度のポリエチレン系統の袋が、いずれもそうでありました。

そのことを実態調査しまして、その実、ほっとしたというのも実態としてありますが、いずれにしても、袋系統はポリエチレンの高密度、低密度という二種類と、それからあとは紙袋と、それから最近、東京都も事業系ごみをそうなったような炭カル入りの、30%とか40%、石灰岩を燃やしたもの、石灰灰をまぶしてつくった袋がありますが、それになっておりまして、確かに燃やすということは、物の別を問わず、いわば灰になっ

たり、それから排気になったりということで影響があるんでありますけれども、最近はや袋については、そういう状況で進んでおるということであります。

さて、紙袋となりますと、全国的にはまだ余り学べる例がないんでありますけれども、中にポリエチレンをコーティングするとか、薄い被膜をつくる二重袋のようなことをやっていると、良質の、紙質のいいものでないと厳しいということで、環境に与える優しいごみ燃焼には紙袋がいいんでございますけれども、出し方、あるいは水切り等が十分でありませんと、破れたり、それから作業能率上も、いまいち厳しいということも懸念されますが、いずれにしましても、1世帯、月に五、六十枚のレジ袋が標準的に使われているようで相当の量になりますので、お説のとおり、紙袋をすぐ導入する方法もありますが、そういった、いわば袋のごみになる、燃やさざるを得ないものの商品に向けての市民協力を求めるPR等も積極的に進める一方、環境に優しい焼却施設の維持のためにも、総合的に検討を加え、ダイオキシンの問題につきまして、それに通じないような、あわせて今後は厚生省もお話のとおり、まだ最後の基準は出てまいっておりませんけれども、ダイオキシンにつきましては、施設改善が行く行く求められてくるのは——当市の場合は、幸い63年三月の完成でありますから、都下の施設の中では優等生のクラスであります、いずれ、それにも増して改良等に努力する所存であります。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 橋本文子君。

○18番（橋本文子君） ボックスの中を部長みずから調べられたということで、ボックスの中じゃなくスーパーですか、調べられたということで、高密度あるいは低密度のポリエチレンが多く使われているようだ、塩化ビニールは非常に少なくなっているというふうな、今、御見解を話されましたけれども、まだまだ塩化ビニールは残っています。例えば、スーパーで使う袋だけではなくて、お米を入れる袋とか、さまざまなものに、まだまだ塩化ビニールが使われています。となると、何でもいいですよというふうに日野市ではなっていますから、当然、手当たり次第、その辺にある袋は使われて不思議はないんです。

先般、私どもの、この議会でも、全会一致でダイオキシン排出規制に関する意見書というのを、内閣総理大臣、厚生大臣、通商産業大臣、環境庁長官にあてて送らせていただいたという経過もございます。大変危険な化学物質を、私たちの暮らしの中から、どんな微量も出たくない、出さないという決意を持つとすれば、やはり袋は、この袋でなければいけませんとか、塩化ビニールはこういうものですよというふうに、口で言っ

てもなかなか、何というんでしょう、市民にはわかってもらえないということがございます。

ですから、あえて私は紙袋と申し上げたわけですが、最初に申し上げました広島市では、有料の紙袋で、みんな可燃ごみは出しているというお話でございました。ということで、これから将来的にはそういう意味での有料は仕方ないだろうなというふうに、私は思っています。なかなか見分けがつかない塩化ビニールとポリエチレン、だとすれば、紙ならばわかるわけですから。今、部長のおっしゃった、多少、中にポリエチレンを張って指定した袋で、これならば燃やしても大丈夫ですよという袋で、みんなが協力する。そのためには、ごみを減らせばいいんですよ。たくさんごみを出せば、袋をたくさん使わなきゃいけない。そして、捨てるごみも、日の出に持っていく灰も、ふえるわけです。

そして、灰の中に出てくるダイオキシンよりも、実は煙として空気中に目に見えない形で出ていくダイオキシンの方が、はるかに、はるかに、量が多いんです。ですから、日野の中でも、あるいは浅川やら、多摩川の中にも、このダイオキシンが降っては落ちて、地球を汚すという結果もつくっているわけで、何とか工夫をして、塩化ビニールを全く使わないという方策を考えていただきたいなというふうに思います。

さっき、炭カルなんていう部長のお言葉がございましたが、普通、炭酸カルシウムということですね、炭酸カルシウム入りの袋なら大丈夫というふうなことで、何か工夫をしていただけないか。自分の家から、自分のまちから、自分たちの暮らしから、ダイオキシンは微量だに出さないぞという決意を、私たち日野市民は、そして東京都全体に広めていければ大変うれしいと思います。そのために、どうぞ先進市として頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ということで、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土方尚功君） これをもって25の4、可燃ごみは、公害を出さないために紙袋を指定せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時38分 再開

○議長（土方尚功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問26の1、就学時健康診断について再度問うの通告質問者、執印真智子君の質を許します。

〔14番議員登壇〕

○14番（執印真智子君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

来春の小学校入学に先立って、ことしも10月から11月にかけて市内各小学校で就学時健康診断が行われました。この就学時健康診断の目的につきましては、3月議会の一般質問で適正な就学についての指導、教育の円滑な実施に資する、教育委員会で決めるという回答が学校教育部長からあり、学校保健法第5条にもうたわれていますように、就学の措置であることが確認されました。

就学の措置ということは、わかりやすく言いますと、就学時健康診断の目、耳、歯、知能などの検査により身心の障害の程度を把握し、それぞれを通常学級、心身障害学級、盲・聾学校、養護学校などに振り分け、それらへの通学を指導していくことと思います。

現在、日野市内では、いわゆる通常学級と呼ばれるクラスの中で、さまざまな障害を持った子供たちがクラスの友達、担任やその他の先生とかかわり合いながらの学校生活の中で、ともに学び合い、お互いの存在を認め合う実践を行っています。そこでは、障害を持つ子も、もたない子も、地域の学校という一つの社会、空間の中に一緒にいることによって、いろいろな個性を持った子供、つまり、いろいろな個性を持った人間が当たり前前に社会に存在しているのだという、実に当たり前のことを毎日の学校生活の中で一緒に学び合っているのではないかと考えます。心身障害教育の保障ということを重視する余り、すべての子供がともに生き、みんなが違う存在だということを学び合い、育ち合う権利が、ずっと軽視され続けてきたのではないのでしょうか。

それでは、3点につき質問をいたします。

1点目は、3月の一般質問後、就学時健康診断について広報でのお知らせ、保護者への通知の仕方、上級児童の手伝いをどのように変えたのでしょうか。上級児童の手伝いについては、何校が手伝いをさせ、何校がやめたのか、前年度と比べたときの変化も含めてお教えてください。

2点目は、今年度の健康診断対象児童数、受診者数、健康診断を受けなかった児童の数、そのうちの就学時健康診断の拒否者数をお教えてください。さらに、この健康診断によりまして、就学相談を受けている人数をお教えてください。

3点目は、就学時健康診断を受けなかった保護者への対応についてお教えてください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 1 番の質問ですけれども、就学時健診についてはどのように変えたかということでございます。

今年度の就学時健診につきましては、広報では、単に就学時健康診断の案内のみを掲載いたしました。対象児童の保護者への通知で、就学時健康診断の趣旨、健診内容、日時、会場等を案内いたしました。また、都合が悪く、指定校で受けられない場合は、他の日時の学校でも受けられる旨のお知らせをしております。

上級児童の健診の手伝いでございます。少しずつでもなくしていく方向で努力をしているところでございますけれども、なお、上級児童の健診の手伝いを廃止した学校は昨年より 1 校ふえたということなんで、合計 11 校というふうになっております。なお一層努力をしてまいりたいと思います。

1 の 2 番でございます。今年度の就学時健康診断の対象児童が合計で 1,377 名でした。受診者数は 1,335 名、拒否をした人は、その中の 4 名でした。その前の年は、たしか 3 名だと思います。それで、健診をそのときに受けなかった人がございますが、合計で 42 名おりますが、私立の方へ行くということで 27 人、就学相談中 5 人、外国在住 2 人、転入予定 2 人、連絡がとれなかった人が 2 人という内訳です。そういうことになっております。

就学相談者数でございますが、現時点で 3 回、就学相談をいたしました、16 名でございます。1 月に 4 回目を開く予定になっております。これが最後でございます。

1 の 3 番の、健診を受けない保護者への対応でございます。健診会場へ事前の連絡がなく来られない方については、基本的には会場からお電話をいたしました。そういう形で、一応、連絡をしております。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14 番（執印真智子君） ありがとうございます。

3 点目につきまして、ちょっと質問をさせていただきたいんですけれども、受けなかった保護者には会場から電話をしたということなんですけれども、また、ことしも突然、訪問をされたということが報告をされているんですが、その辺の、なぜそういうことになったかというようなことは、部長はつかんでいらっしゃいますか。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） その辺をちょっとつかんでいないんですけれども、そ

ういうことはないということでやるように指示をしたんですけれども、留守の家の人には「本日、何々小学校で就学時健診を行いました、お見えになりませんようでしたので、御連絡させていただきました。お手数ですが、一度、下記まで御連絡くださいますようお願いいたします」という文章は、これ、できておりますけれども、そのほかで、そこへあれしたとかということは、ちょっと聞いていないんです。

以上でございます。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） その辺がちょっと、もう少し調査をされて来年度に生かしていただきたいところなんですけれども、私の方では、先ほどのように会場から電話をしたんですけれども、電話番号がわからないおうちがある。そういうところは直接ポストに書類を持っていった。ピンポンを押してしまって、たまたま、いた人が出てきたという状況のようなんですけれども、そこまでする必要があるんだろうかということを、私たちは感じております。

恐らく、忘れていたら困るという非常に丁寧な対応をしていただいているんだと思いますので、ありがたいというふうに考えればありがたいんですけれども、いろいろ私たちも話し合ってみましたけれども、こんなに丁寧な対応をされたことが今まであるだろうか。例えば、予防接種を忘れて「忘れてますよ。整理日はいついつですよ」って、わざわざ自宅まで訪ねてきて、そんな対応をされたことは恐らくない。これは担当課も違いますから、その辺のところも承知をしておりますけれども、就学時健康診断だけ、やはりこのような対応になっていくというのは、そういう気持ちがないというのも担当の方にお話を伺って、よくわかっておりますけれども、やはりどうしても就学措置をするために子供の状況を見ておきたいんじゃないか、というふうに思われても仕方がないような対応になってしまいますので、その辺は十分に今後、配慮をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。突然、家庭を訪問されるということは、やっぱりされる側からしますと非常にプレッシャーを感じることですので、そのあたりをお教えいただきたいと思います。

それ以外のことで、広報、それから保護者へのお知らせにつきましては、去年までとはかなり変わってきて、就学時健康診断が教育委員会の仕事であるということがはっきり書かれているとか、それから保護者へのお知らせの中では、協力をうたうということで、強制ではないということが、その中に感じられるということで、改善された点がありまして、一応の評価はできるというふうに思っております。しかし、広報では、就学

時健康診断の目的とか内容、これは私、前回、世田谷の例を出しながら、決して強制ではないということもはっきり書いてほしいというふうをお願いをしたんですけれども、その辺が抜けておりました。

それから、検査項目というのも削除しておりまして、ここについては大変後退をしているという感じを受けました。

それからさらに、保護者の通知の中では、去年までありました知能検査の項目がなくなっているということで、これは知能検査を実施しなかったのかどうか。実施したのであれば、その内容について伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 家庭への訪問の件ですけれども、3月の議会ですら御指摘を受けまして、その次の健診のことはどうするんだということを担当者が十分検討をして、注意をしながらやりました。

世田谷区の問題についても、十分にそれを見ながら検討した結果、あのようになったわけでございます。これは教育委員会の事務局の考え方として受け入れてやっていたということでございます。

1番と2番というか、その内容については十分、改善をしまいったというふうに思います。ただ、自宅への問題ですけれども、本当に丁寧だったということなんですが、やり方が非常に不親切だという話もありましたので、そういう面で丁寧になっていったのかというふうに思いますけれども、十分その辺に配慮してやったつもりでございますが、今、御指摘のようなことがあったので、ちょっと反省をしたいと思います。

それから知能テストですけれども、今のところ市販のものを使用しているところと、学校独自のものを使用しているところ、知能テストをやりました。また、面談だけのところなど、各学校でそれぞれ行っております。今後、教育委員会として知能テストの方法や何かについて、来年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

来なかった保護者への対応なんですけれども、最後の方の2回ぐらいは、直接ポストに入れないと間に合わないということがあったらと思うんですけど、20校やっているわけですから、さらに整理日があるわけですので、郵送で済むところは、もう郵送に

していただきたいし、そこまで丁寧な対応をする必要があるんだろうかというような気持ちも、してはいますけれども、とにかく突然、家庭を訪問するというようなことは今後、一切ないようにしていただきたいというふうに思います。

知能検査なんですけれども、これは恐らく今、検査することによって措置をしやうということなんだと思いますけれども、親の方は、子供がこの検査を受けて、知能検査を子供が受けているということも知らないで、これを受けることになってしまうということになってくるわけですね、きちっと書いておきませんと。これはプライバシーにかかわることですし、人権にかかわることですから、はっきりと情報を出していくべきだというふうに考えております。この辺も、ぜひ、やらないのが一番いいというふうに考えますけれども、来年に向けて検討をしていただきたいと思います。

就学相談なんですけれども、16名ですか、相談をこれから受けるということなんですが、ぜひここでは、親がどういう教育を子供に受けさせたいかということを十分に尊重していただきたいというふうに思います。いろいろ伺いますと、いわゆる教育のプロという皆さんが集まって、絶対あっちの学校に行った方がいいとか、絶対この学級に行った方がいいとかというふうになりますと、親の方はどうしても世話になる感じというのを持っておりますので、自分の子供を地域の学校に入れさせたいというふうに思っても、なかなかそのことを主張し続けられない弱さというのを持っていることも確かですから、その辺を十分に配慮していただきたいと思いますが、これについては、もう一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 学校教育部長。

○学校教育部長（谷 正幸君） 16人の方は既にもう御相談に見えているわけですが、最終回のは来年あるというお話でございます。

それで、実際にその子の将来を考えて、どういうところがいいだろうということでの相談でございます。そういう中で、最終的には保護者の考え方を十分尊重しながら、先ほど申されたように普通学級に入る人、特殊学級とか養護学校へ行く人、そういうふうになります。そういうことですので、その辺は強制して、うちの方で、どうしてもここだとか、あそこだとか、そういう話にはなりませんので、十分その辺のことは御両親の話をよく聞きながらやってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） それでは、ぜひその辺は、よろしく願いいたします。

そうは言いながらも、なるべくだったら、こっちに行ってほしいとか、こっちに行っただ方が伸びますよということで、どうしても身障学級とか、ほかの学校に行かせようとする、という言い方も変かもしれませんが、そういうふうになりがちだと思いますので、その辺は十分に対応していただきたいというふうに思います。

知能検査につきましては、私、あるところで、普通学級の先生をやっていて、その後、身障学級の先生を長くやった方のお話を伺ったことがあるんですけども、知能テストというのをやりますと、教える側が、つまり先生が、例えばその子の成績が伸びなくても、これは自分の教え方の問題ではない、もともとあの子は知能テストの成績は悪いんだというふうに思ってしまうということなんです。そういうようなことも聞きましたし、知能だけで人間がはかれるわけではありませんので、この辺はまた十分に検討をしていただきたいというふうに思います。

子供たちには他者を受け入れていく力というのが、すごくあるというふうに思います。私の知っている方も、普通学級に、いわゆる障害があるというお子さんを通わせていますが、ここに来て大変悩まれました、学校を変えようかということも考えたようですが、やっぱり周りの子供たちが、その子を受け入れていく力があるということに気づいたときに、やっぱりこのまま地域の中で子供を育てていきたいというふうに、また結論が出たようです。

その子供たちに、そういういろいろの人を受け入れる力があるものを摘んできたのが、就健の制度ではないかというふうに思います。そして、分離教育ではないかというふうに思います。他者を受け入れる力を摘んでいくということは、これから高齢化社会に向かっていくときに、自分と違うもの、ゆっくりしか行動ができないもの、耳が少しずつ聞こえなくなっていくもの、それからいろいろな機械を使えないもの、そういうものを排除していったら、そういう芽を逆に育てていくことになるというふうに思いますので、この辺は、本当に人間が本来持っている力を生かしていくというところに立って、これからは進めていただきたいというふうに思います。

就学時健康診断が学校行事ではなくて、教育委員会の仕事だということがうたわれました。そして、強制ではなくて協力を求める文面が保護者の通知に盛り込まれたのは、教育委員会の御努力だというふうに感じております。

しかし、障害児の発見、適正就学の措置が、就学時健康診断のもともとの目的でありますから、この就学時健康診断は、プライバシーや人権にかかわる性質を常に持っているわけですから、その部分について、あいまいな方向へ持っていくことなく、はっ

きりと市民へ知らせた上で実施することが、まず市民へ、教育委員会への信頼をつなげていくことになるのではないかと考えております。その中でしか、本当の信頼のきずなは生まれしないのではないかということを申し上げ、そして、さらなる御努力をお願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって26の1、就学時健康診断について再度問うの質問を終わります。

一般質問26の2、このままで日野市は超高齢少子化社会を乗り切れるか——目指すもの、限界、担い手をどう構築するのか——の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○14番（執印真智子君） それでは、質問をいたします。

少し前から若者たちの間で、超という言葉がはやっています。表題にある超高齢少子化社会の、超という字です。「超むかつく」とか「チョベリバ」、これは超ベリーバッド、とんでもなく非常に悪い、直訳すると、そうなるのでしょうか。若者の流行語を言葉の乱れときらう人もいるでしょうが、私は、その世代の感性が伝わってくる、愉快的造語だと思っています。

さて、超高齢社会の超は、国連の定義によると、高齢化率が21%を超えた社会のことです。日本は2005年に、この超高齢社会に入るのだそうです。世界で初めて日本が超高齢社会になる、つまり世界で初めての経験を、これから日本が迎えようとしているということになります。

高齢化と少子化はセットになっていますから、私は表題のように、超高齢少子化社会としましたが、これは当たり前すぎて、超つまらない造語かもしれません。この超高齢少子化社会は、当然、日野市だけが抱える問題ではありません。特に日野市とつけたのは、一つには、日野市は福祉がいいといわれているからです。その評判に引かれて日野市に引っ越しされる方も多いと伺っています。確かに365日対応の老人給食や理美容券など、高齢者に手厚いと感じさせる施策は多いと思います。早くから福祉事業団もでき、ケアの部分も充実しているようにも見受けられます。しかし、来るべき超高齢社会には、どこまで対応できるのでしょうか。

この9月議会では、高齢者に手厚いとされている理美容券の所得制限の議案が否決されました。私は、所得制限に賛成をした1人として、このままの税金の使い方には、正直、不安を感じています。理美容券の所得制限の意見討論の中でも触れましたが、元気なときは理美容券が配られ、外出のきっかけにもなり、きれいにしていられたとしても、

うっかり寝たきりになったときには移動入浴サービスが月2回しか受けられないという現状に、愕然としています。うっかり寝たきりという表現をしたのは、幾ら気をつけていても事故に巻き込まれるなど、世の中には寝たきりになってしまう要因が、たくさん転がっていると思うからです。そのとき、月2回しか入浴できないのは、寝たきりの本人にとっても、もちろん不快なことです。が、介護する側にとっても介護の負担が大きく、たまらない状況だと考えます。

「幸せに老いるために」という映画がありました。諸外国の高齢者の方々は、朝になったらシャツやドレスに着がえ、女性はネックレスで首元を飾り、老いても日々人生を楽しんでいるという感じが、画面から伝わってまいりました。一転して日本の高齢者の画面になると、寝巻きのままであったり、どの人も、いわゆる老人カットという男性か女性かわからないような髪型をさせられ、画面からは老人臭が伝わってくるようでした。私は、決して差別の気持ちからこのようなことを言っているのではありませんが、今の福祉のありよう、日野市で言えば理美容券や移動入浴サービスの施策の進め方に、そのままつながっているような気がしているからです。

少子化についてもいろいろ言われておりますが、高齢化が進めば労働力不足が起こり、女性の社会参加を支援して、労働力不足を補う必要が出てまいります。女も家庭に入って良妻賢母をしているといわれたり、労働力不足を補うため社会参加しろといわれたり、社会の都合で、あるべき姿を押しつけられるのは、たまらないものがありますが、女も男もともに働いて、ともに子育てをする、そしてともに介護をするという社会が作りやすくなっているという意味では、今の状況は、いいきっかけになるのかもしれませんが。

高齢化を加速的にしているのは、出生率の急速な低下ですが、女性が子どもを産み育てながら働き続けられるシステムをつくり出さないと、さらに出生率は下がり、高齢化は進むということになってまいります。少子化そのものについては、乱暴な言い方だと批判されるのを覚悟で言いますと、社会状況が整っていないのに何も女は無理して子どもを産む必要はないと、私は考えています。自治体によっては、出産祝い金を設けるなどして出生率の向上を目指しているところもあるようですが、地域の事情を考慮に入れたとしても決していい方法ではないと私は考えています。

地球規模の環境汚染の中に子どもを産み落とさなければならないことや、高齢社会を担うための働き手として、自分自身も産まれた子も組み込まなければならない現実を思えば、そうそう産む気になれないのは、正直な女性たちの気持ちだと思います。抜本的な対策が進まないうちは「こんなんじゃ産めないわよ」と、少し粘って社会を変えて

からでもいいのではないかと考えております。

しかし、そうっておりますと、これから子どもを産みたいという女性に対して、先に産まれた者として役には立たないわけです。現実はどうやって、きょう、あした、子育てをしていこうかという方がいらっしゃることは確かですし、介護をしている方があることも確かです。

日野市には、福祉事業団と並んで、女性社会事業協会があります。女性の社会参加を促すための事業であることは承知をしておりますが、ケアをするという点では、事業団と重なっている部分があります。女性の社会参加や女性の自立を進めるための一つの役割を、女性社会事業協会が担っているのですから、少子化にどのように対応できるのかの問題ともつながってきます。少子化の問題が女性だけの問題でないのは当然のことですが、女性社会事業協会をつくった以上は、その役割をどう果たしていくのか、また問われていると思います。

今議会では、行財政改革や来年度予算について多くの方から質問が出されました。大変厳しい状況にあることは、だれもが認識をしていると思います。国の施策の問題はもちろんあるでしょうけれども、市は、市として、現実に合わせて目指すものや限界を明確にすべきではないでしょうか。何をやめ、何をつくり上げるか、市民に理解を求めながら税金の使い方を変えていかなければならないときに来ていると私は考えています。そして、行政の役割、市民の役割を明確にする時期にも来ていると思います。さらには、安心が、お金や金券を配るだけでは得られないことが見えているのですから、マンパワーという安心をどのようにつくり上げていくのかを考えなければなりません。その担い手をつくり上げられるかどうか、基礎自治体の力量があらわれてくる時代なのではないかというふうに考えます。

それでは、まず質問をさせていただきます。

ただいま述べてまいりましたように、日野市は福祉がよいと評判になるような、さまざまな施策をもって高齢者施策の展開をしておりますが、行政の役割をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。基本姿勢をお教えいただきたいと思います。

また、同様に、女性社会事業協会では、その役割をどのようにとらえていらっしゃるのでしょうか。

2点につき、お答えをお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 行政の役割について、まず答弁させていただきます。

障害を持った人や高齢者だけでなく、生活援助に関するさまざまな問題が、福祉部には集中してまいります。福祉の仕事を進める上で最も基本的な姿勢であるべきと、常々徹底しているわけですが、その内容は、やはり自立支援であります。人権の擁護であるとか自己決定への支援、援助、これらも重要な眼目であろうかと思います。福祉事業団あるいは日野市社会福祉協議会等の団体で独自の事業が展開されており、これらの事業を必要に応じて組み合わせながら有効に活用することで、福祉の対象となる人の自立支援を進めているところであります。

市民ニーズは多様であり、生活の質も変化し、福祉の多様なサービスメニューを求められております。サービスの量と質、その確保が必要となっておりますが、おのずからそれには限界が生じてまいります。

そこで、福祉関連企業を初めとする非営利団体や市民グループとの連携、あるいは役割分担が重要になってまいります。基本的なサービス基盤の整備は、当然のことながら行政の仕事であります。それだけでは賄い切れない個人の生活事情に合わせた、きめ細かな、あるいは弾力的なサービスの提供は、いわゆる民間非営利団体等のお力をおかりすることが不可欠な状況であると考えております。

もう一つの課題としてやはり重要なのは、福祉の風土づくりであります。近隣の高齢者や障害者を持った方たちの日常的に見守っていただく目と、ちょっとしたことでも困った人たちへの差し伸べていただける地域の手が必要であります。支え合う地域の実現、このことが最も重要であり、これから近隣や行政側としても重要なテーマととらえて、今後このことを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（土方尚功君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　女性社会事業協会、この設立趣旨もそうでありますけれど、これは女性センターの外郭団体に位置づけて、女性の社会参加、それと相互扶助の事業活動を展開して、生き生きとした思いやりのある地域社会の発展に寄与することを目的とする、こういう設立の趣旨であります。

御存じのとおり、男女平等社会の実現ということに向かって、女性が積極的に社会に参加、参画できるような一つの間、この間を設けるというのが大きな市の支援でもあります。女性各人が持っております能力の提供、それと利用をする、こういう会員同士が互いに助け合って積極的に社会参加を図る、こういう目的に市の施策として設立をしまして、活動をしていただいておりますということでもあります。

そうした中で、この女性社会事業協会も年々、会員も増加しております。現在の中では230名もの会員を抱えております。その方たちがいろいろな方面で、要するに労務と申しますか、提供をお互いに会員同士でしていく。まさに大きな社会参加、参画であります。

そうした中で、その活動内容といいますと、保育支援あるいは妊婦の支援だとか、技術的労力の提供、専門的な知識、技術の提供とか、そうした多岐にわたる活動であります。これをもって大きく社会に参加、参画してほしいと、こういうような支援を市の方もおしておるということでもあります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

市の役割というのは自立支援だということと、女性社会事業協会の方からいろいろと御説明をいただいたわけです。

この質問をしますときに、市民から見ましたときにいろんな施策があって、何でもやっもらうのは、それはもちろんありがたいんですけども、本当にこのまま、それで成り立つんだろうか。市民の側ももう少し、自分たちにとって何が一番必要なのかということを考えられる市民にならないことには、こういう超高齢化社会には生き続けられないんじゃないかというところで、この質問をしているわけですけども、次の質問に移らせていただきます。

少し具体的なことになりますけれども、福祉部の施策の中に、補装具の交付、それから日常生活用具の給付、住宅の改造事業というのがあります。これは社会福祉課の障害者関係と、老人福祉課関係のものがあるというふうに思いますけれども、現在はどのように給付の決定がされているのでしょうか。これまでは、補装具については東京都の専門相談機関である心身障害者センターが行っていたというふうに伺っております。また、日常生活用具の給付、住宅の改造は、市のケースワーカーによる決定がされてきたと思います。

身体障害者の関係については、1996年4月、つまりことしの4月から補装具の相談、判定業務を事実上、区市町村におろすことを決定したというふうに伺っております。それによって生じた問題点は何なのか、市としては、その人、その人に応じた給付をするためにどのような方法をとっているのかを、お尋ねいたします。

また、その中に市の家庭奉仕員の意見はどの程度、生かされているのでしょうか。

2点目の再質問といたしまして、家庭奉仕員の施策について伺います。

現在、市のヘルパー、福祉事業団、家政婦紹介所が、高齢者や障害者のケアに入っていると思います。保健福祉計画によれば、高齢者福祉施策では、前期、平成6年から8年では、ヘルパーが常勤換算で59人、利用回数、年間5万7,783回となっております。また、障害者、障害児福祉施策では、同じく前期で、派遣世帯100世帯、ヘルパー26人となっておりますが、実績はどのようになっているのでしょうか。計画に達していない分は必要がないのか、それとも民間団体や市民事業がその部分を担っているのか、状況をどのように把握されているのでしょうか。

次に、女性社会事業協会については、依頼があったけれども受け入れられないケースというのは、あるのかどうかお尋ねをいたします。あるとすれば、女性社会事業協会が受けられないケースをどこが担っているのか、その把握はされているのでしょうか。

3番目の再質問は、2番目の質問とも関連する質問ですけれども、昨今、市民による痴呆性老人のグループケア、高齢者向けの食事会、市民団体によるホームヘルプサービス事業が、日野市の中でも動き出していると伺っております。その把握について、お尋ねをいたします。

また、保健福祉計画によりますと「市民団体、グループ活動の育成、支援施策の項目で、事業名、市民団体との連携強化、事業内容、活動の振興を目的に、市と市民団体等との連携を強化します」とあり、事業計画では、前期、6年から8年に懇談会等の実施とありますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、生活用具の給付等についてから、お答えいたします。

身体障害者や高齢者の生活支援策として、補装具の交付あるいは日常生活用具の給付、住宅改造事業等がございます。補装具については、つえ、補聴器、義眼等、比較的簡易なものは、医師の意見などにより市町村で交付できるようになりました。これは96年4月1日以降ということになります。義歯、装具等の判定が難しいものについては、身障センターが引き続き窓口になっております。

また、高齢者の日常生活用具、住宅改造については、退院に伴って即必要とされる場合や、比較的余裕のある場合など、いろんなケースがありますが、退院の際してはできるだけ病院の医師、ケースワーカー、OTやPTの意見を聞いております。在宅生活をしている場合でも、対象者によっては保健婦やヘルパーの意見を取り入れて給付するようにしております。

高齢者の日常生活用具の事業は、ここ数年、急激な増加傾向にあります。この需要に対応して、対象者にあつた的確な用具を給付するOTやPT等の専門職員の配置が必要となつてまいります。また、それらの専門職と現場関係者により判定委員会のような組織の設置が重要な課題となつてまいっております。

次に、家庭奉仕員、ホームヘルプ事業についてであります。現在、市で把握しているホームヘルプ事業は、市のヘルパーと家政婦紹介所に委託している分、さらに福祉事業団の在宅ケア事業であります。

また、対象者を障害者や高齢者に限らず、児童、父母、保護士など柔軟に対応して、活動内容も多様に実施しているBeすけっと等の、あるいは女性社会事業協会等の組織がございます。

また、ボランティアセンターでは、主に特養ホーム等の施設への紹介をしているのが実情であります。

保健福祉計画にありますヘルパーの確保計画についてであります。現在、このヘルプ事業の実績を見てみますと、ヘルパー数、要介護者、サービスの対象者、あるいは活動時間数、活動件数等を、それぞれの団体ごとに集計して見ますと、トータルでヘルパー数が538人、要介護者は560人、対象ですね、それから活動時間数は21万6,224時間、活動件数は5万7,332件となります。

さらに、女性社会事業協会では、会員数は210人、活動時間は2,740時間、活動件数は1,197件。Beすけっとの場合は、ヘルパー数が37名、要介護者、対象は139人、活動時間数は2,486時間となります。

これを保健福祉計画に置きかえた場合、これを常勤換算という形で保健福祉計画の中にはヘルパーの数が載っているわけですが、活動時間数を年50週として、1日7.5時間を、時間数を算出すると、これを1年間の常勤1人という感じになりますので、割替えますと障害者関係でおよそ36人、高齢者関係では41人という数字が出てまいります。したがって、計画数には達しておりませんが、今ではその他の市民団体等の積極的な活動もあって、現在のところは待機者はいないという状況であります。必要なホームヘルプ活動が実施されているという判断をしております。

また、市の窓口ヘルパー派遣の相談があつた場合には、ケースワーカーやヘルパーが訪問をし、本人や家族の状況、介護力や費用の負担問題なんかを勘案しながら、ヘルパーの業務内容、派遣回数等を決定してまいります。この時点で、他の必要な福祉制度も紹介したり、あるいは紹介ヘルパーや事業団、あるいは土、日は家庭へといった介護

パターンを決めてまいりますので、だれが、どのようなケアを行っているのか、大枠において把握しているところであります。そして、必要に応じて連絡を取り合いながら調整を行っているところであります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 協会の中で、要望があったケース、これにこたえられないケースがあるのかということでもありますけれど、会員同士の中での労力等の提供と利用の関係でありますけれど、こうした要望が会員さんから協会の方に電話連絡等まいります。これについて、協会の職員がコーディネートをしなが利用をしていただく、こういう関係になるわけですけれども、こたえられない、応じられなかったというようなケースはございません。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございます。

福祉部長からは、ケアの時間についてはBeすけっとという団体、これは市民事業体だと思うんですけれども、これも含めて今のケアは足りているというようなお話だというように思うんですけれども、行政として、これをどういう位置づけにしてあるのか。私は、行政のケアがどういう状況になっているのかというのを、お尋ねしたわけなんですけれども、この辺をちょっと整理してお答えいただけますでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 集計の仕方が、ちょっと混乱いたしました。いわゆる行政がかかわっている独自の事業としてのヘルプサービス事業では、やはり若干、保健福祉計画に定める目標とは異なると。

また、もう一つ、考え方として、現在の保健福祉計画の中で、件数で載っていたり、これはなかなか実態がつかみにくい目標であるということもありますので、このあたりは見直しの中で、一応もう1回、再構築する必要があるんじゃないかと思っております。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） わかりました。

それでは、Beすけっとという名前も出てまいりましたけれども、私も、ある市民事業体の活動の状況というのを借りてまいりましたけれども、前年度、95年4月から96年3月、これが件数がちょっとないんですけれども、高齢者のケアの割合が15.8%、病気

及び障害の割合が61.9%、産前産後が5.8%、それから保育、これが16.5%というふうになっております。

それが今年度の上半期、96年4月から96年9月ですけれども、これが高齢者が28.8%、前年度からすると相当やっぱり伸びているんです。あと、病気及び障害、これが53.6%、産前産後のケア、これが8%、これも伸びております。保育ほか、これが9.6%というふうになっておりまして、こういう市民事業体の実績から見ても、高齢者のケアの依頼がふえている。それから産前産後の依頼というのがふえているということが、わかんと思います。

先ほど生活文化部長からは、女性社会事業協会が受けられないケアはないというふうなお話があったんですけれども、先ほど、これは福祉部長から実績の報告というのをいただきましたけれども、Beすけっとが2,486時間、女性社会事業協会が2,740時間、これを見てまいりますと、Beすけっとというのは3年目ぐらいの組織だろうと思いますが、社会事業協会というのは、ここで6年目を迎えるんですか、それぐらいの実績の違いもありますし、それから市が1,000万円の補助金を出しているということにもなっているわけですが、こういうそれぞれの実績というのを見ていったときに、本当に女性社会事業協会が応じられないケースはないというふうに言い切っているのかどうかというのを、一つ考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

私は、もちろん、それぞれ利用する側が利用しやすい方、もしくは自分の考え方に合った方を選んでいけばいいというふうには思いますけれども、しかし、ここでこういう数字が出てきているときに、もう少し女性社会事業協会としては、こういう状況の分析をして、これから先どういうふうに進まなければいけないのかということを考える時期に来ているんじゃないかということを感じますので、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、市民事業体の、やはり調査によりますと、その団体にケアをしている利用者の約半数が、行政のかかわるケアと民間のケアを重複して利用しているという結果が出ています。例えば、月、水、金に行政のケアが入ったら、火、木、土は民間のケア団体が入るということになっています。それから、行政のケアが入りにくい時間帯に民間のケアが入っているということです。例えば、夜、なるべく遅く、おむつ交換とベッドまでの移動をしてほしいという依頼があるそうなんです。今、夜10時にそのケアに入っているということです。

もちろん先ほどお答えいただきましたように、ケースワーカーやヘルパーの方が、へ

ルパーの業務内容や派遣回数を検討されているのだというふうに思いますし、民間のケア団体に依頼するのは、それはその人の考えと経済状態というふうになるのかもしれませんが、市の委託ヘルパーというのは3時間1単位ということのようですので、1時間来てほしいというようなときには民間の方が便利に動けるといことがあります。

このような状況で、私が申し上げたいのは、重複していろいろな団体のケアを受ける利用者が、今後、ふえ続けるだろうということです。その一つの家庭に幾つかの団体がケアに入ったときの連携をどうするのか。どの団体がイニシアチブをとってケアの計画をつくっていくのかということだというふうに思います。

先ほど、市の役割が自立支援であるというふうにお答えをいただきましたけれども、複数の団体がケアに入っていましたときに、ある団体は、本人が望むままに寝かせておくし、ある団体は、残された機能を少しでも使いながら、老化や寝たきりを一日でもおくらせようとする、そういうふうないろいろな介護が一つの家庭の中で起きてきますと、介護される高齢者の立場からすると、ある日は思うようになり、ある日はつらいというふうに思うかもしれませんので、そういう状況も踏まえて、だれが、どのようなケアをしていくのか。全体的に1人の人に対してのケアプラン作成のためのネットワーク化というものの必要性を私は感じておりますが、市としてはどのようにお考えでしょうか。

それから補装具や生活用具給付事業につきましては、東京都の施策が市におりてきたということもありまして、市としての苦しさというのもあると思いますけれども、税金を有効に使うことを考えていきますと、人の手配に、先ほどお話もありましたけれども、判定委員会のようなものをつくって、きちっとした判定をしていくというところにお金をかけるべきではないかというふうに思っております。専門家、つまり医師、理学療法士、作業療法士、心理判定員などが判定することによって、総合的で客観的に判断することで、税金を有効に使うことができるのではないのでしょうか。

在宅介護支援センターの構想もありますから、それとともに補助器具センターのようなものをつくり、判定の専門家がいて、日常生活がわかったケアの人とともに自立のための補助器具について話し合う仕組みが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

また、介護保険の導入に際しては、厚生省も地域の農協や生協などの非営利組織をマンパワーの育成の中で考えています。これまでも日野市も官主導の福祉施策を進めてきたと思いますが、それだけでは足りない時代になっています。保健福祉計画の見直しに

当たって、民間団体、特に市民事業体、非営利組織をしっかりと位置づけて、その育成を計画上に明記するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

もう一つ、女性社会事業協会についての質問ですが、先ほども申し上げましたように、産前産後のケア依頼、または保育園の早朝の送りというのが、民間団体に大変ふえているというふうに聞いております。市の補助金で運営しているわけですから、働く女性への対応をするために、もう少し積極的な働きかけをしなければいけないのではないかということが、先ほどの質問と、これは重なりますけれども、私は社会事業協会は事業の部分は女性センターと統合して、もっと女性の人生をトータルに考えた事業展開が必要ではないかというふうに思っております。

先ほど御説明の中で、女性の社会参加の促進、お互いの持っている技能の交換というような、そういうようなお話もありましたけれども、さらに進んで、女性の起業、業を起こすですね、そういう講座を組むというようなことをしまして、地域に女性の働く場をつくり出すことが必要ではないでしょうか。女性の労働力が片方で必要とされている状況がありますけれども、女子大生は女性であるというだけで、入り口で就職活動から外されてしまう。

この間も、ある市民の方が、もう本当にひどい状況だというふうに、その方はお父さんでしたけれども、娘が勤めるところがないと。行ってみるんだけど、東京大学と何とか大学以外の方はお帰りくださいというふうに言われてしまって、とにかくひどい状況だということが言われておりました。そういう大学による差別というものもあると思いますけれども、この二、三年、氷河期というような言われ方で女性の就職が語られている中で、そういう社会に対して希望が持てるはずがありませんし、そんな社会を信頼できるはずがないということになってまいります。つまり、子どもをたくさん産もうと思えるはずがない社会だというふうに考えます。

三鷹市では、地域保健福祉計画の中に、ワーカーズコレクティブの育成を入れ込んでいます。これは高齢者の方が働く場をつくるということなんですけれども、三鷹市にお聞きをしましたら、官主導の福祉から民間主体の福祉の展開を目指しているので、地域保健福祉計画の中にワーカーズコレクティブの育成を入れ込みましたというお話でした。

ワーカーズコレクティブについて、ちょっと説明をしますと、働く意思のある人が集まって、それぞれが出資し、経営も共同で行う事業体であるということ、つまり資金も労力も知恵も持ち寄って事業を興し、だれかに雇われるという形ではなく、主体的に

働き、民主的に運営をしていく、それがワーカーズコレクティブということです。

ついでに、世界の状況もお話をいたしますと、ワーカーズのような労働者協同組合の流れは、ヨーロッパやアメリカに源を発しています。ヨーロッパでは、ワーカーズコープは19世紀前半、フランスに起こりました。産業革命の影響で仕立て職人、靴職人などの中にストライキが発生し、その参加者の自衛のために、自分たちの職種の製品を生産販売する作業所を協同組合的に組織したのが始まりといわれています。その後、こうした動きはヨーロッパ全土に広まりますが、第二次大戦後のスペインのモンドラゴンというまちに設立された労働者協同組合、ウルゴールの運動は、協同組合による地域社会の実現、成功例として世界じゅうの関心を集めています。

最初に本格的な労働者協同組合ができたのは——ここからは日本の状況ですけれども——1920年、大正9年ですが、これは1943年、昭和18年には軍の指導で株式会社になりました。戦後は敗戦の混乱の中で、生産合作社という共同経営体が全国的に広がりました。それはヨーロッパやアメリカのワーカーズコープと同じ組織原則を持つものであり、一時期、その役割を果たしました。しかし、政府の支援が薄く、1949年、昭和24年、ようやく企業組合として法制化されたときには、ほとんどが壊滅してしまっていたということです。

それから30年後の1982年に、神奈川の協同組合がワーカーズを設立し、東京でもその2年後発足し、現在、60以上あるということなのですが、ここで、この話を持ち出したのは、言いましたように女性社会事業協会がその役割をもう少し見直してほしい。参加するだけでなく、お互いの能力を生かし合うだけでなく、地域に働く場をつくり出していくような、その原動力になってほしい。そうして地域に働く場をつくり出していないと、女性が子どもを産みながら、仕事をしながらまちの中で暮らしていこうということが難しいだろうというふうな視点から、このことを質問をしています。

以上、お願いいたします。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 先ほど依頼の、要するに要望があった中で受け入れないケースがあるのか、こういう御質問でありました。ございませんと申し上げました。今、会員さんが230名ばかりおります。こうした中で、会員さん同士の助け合い、こういう関係の中で、要望が会員さん同士の中では可能であったんだと、こういうことであります。

これから、すべてこういうふうな中、行っていただければよろしいわけですが、場合によりましては民間のあるいはケアを利用するというような場面も出てくるんじゃないか、こういうようなことも考えられるというふうに思っております。今の中では、それだけの要望が会員さん同士の中で解決できておる、こういうことであります。

社会事業協会の、それと女性センターとの関係でありますけれど、女性社会事業協会というのは、前にも説明しましたように、一つの活動の場であるんだと。社会参加を図ることを目的とした活動の場であるんだ、こういうような位置づけの中で、女性センターの方は女性問題の解決に向けての企画、あるいはそうした中の啓蒙、こういう活動をやっていく、こういうような位置づけで動いております。よく、同じようなことをやっているんじゃないかというようなことが言われますけれども、それが無いような中で、一つのことをやる場合にも共済関係というような位置づけの中で、事業を実施しております。

今回、特に日野男女平等社会推進プランというのが、多くの関係の皆さんの御協力を得て、でき上がりました。その中でも、雇用の場における男女平等の推進というような中で、女性の起業、要するに業を起こす、こうした関係についても多くの技能、施策、あるいは心構えに関する講座の開設というような項目で取り上げております。こうした御質問のあった女性の起業の講座等についても、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） まず、ホームヘルパーをそれぞれ違った団体から派遣した場合、いろんなちぐはぐな対応で、サービスを受ける側の非常に不信感なり迷惑をこうむるというおそれは、当然あるわけです。お互いの信頼関係の中でホームヘルプ事業は成立するわけですので、おっしゃるとおりケアプラン作成の必要性というのは高いと思います。また、調整には市も重要な役割を持っていると考えております。

補装具の有効な活用のために、補装器具センター的な要素を持った機能をつくるべきであるという御指摘であります。これは、現在、考えております在宅介護支援センターの中に展示機能があるわけですが、この展示機能にプラスする機能として、これらの機能を配置したらどうかという御提案かと思います。専門職員であるとか、人材も必要であります。今後、十分、検討してまいる課題であろうかと思っております。

それから、民間団体の把握等、市も含めたネットワーク化の問題がございます。市民及び市民団体の活動については、およそ把握はしているところであります。痴呆性高齢者の家族とボランティアセンターで、デイケアは、その活動の難しさについては十分承

知しております。せめて活動の場所が提供できないかと考えているところであります。

次に、ネットワークについては、先ほど申し上げましたように保健福祉、医療の連携を図ることが大きな目的でもありますし、いろんな団体との連携、これは避けて通れない今後の課題であります。

高齢者サービス調整チームというのが、今現在、庁内には設置されております。このチームには、実務者会議というものがあり、医師会あるいは民生委員、高齢、身障、生保などのケースワーカー、あるいはヘルパー、保健婦、各施設の担当、病院関係者等で構成されております。これらを日常業務の中でも生かすように努めているわけであります。日常的に問題が発生するごとに関係する機関が連絡を取り合いながらケアプランについても検討し、解決の方向に向けて努力しているところですが、今後は地域の中で、さまざまな分野で活動されている市民団体やグループにも参加していただく必要があると思っております。全体的なネットワークを考える時期に来ていると思っております。

保健福祉計画の見直しの中に、この民間団体あるいは市民事業の役割を明記すべきとの御提案であります。この件については、保健福祉計画、ちょうど、ことし、来年にかけての見直しの時期であります。これが策定された後、各種のプランが、障害者プランであるとか、新ゴールドプランであるとか、各種の東京都の推進プランだとか、いろんなものが出されております。また、整理の実情、実績もまた、今現在、前期を終わろうとしている段階での実績も固まっております。これらを踏まえて、全体で見直しをするわけですが、今おっしゃられた民間団体の役割というものも、何らかの形で重要な検討課題になってはいかがでしょうかと思っております。

この団体によっては、必ずしもその運営なりサービスのあり方に問題を感じるところがなしとも言えないものもございます。これら過去の実績等についても十分、調査したりして、少なくともサービスを受ける方たちの不利にならないような注意も必要になってはいかがでしょうかと思います。

いずれにしても、これからの福祉団体の福祉計画の実現には、すべてを行政だけで実現するには限界がある。これは先ほども申し上げたとおりであります。すべての皆さんの参加と協力をいただきながら、この実現を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） ありがとうございました。

やはり生きていく市民の側から、人の手配というのをぜひ進めていただきたいという

ふうに思います。

あと1点だけ、女性社会事業協会の件でお伺いしたいんですけれども、現在、いろいろな施策をしていると思いますけれども、理事会もありますから、理事会の中で、現在の事業のありようについて、見直しですとか、このままでいいんだろうかというような意見はあるのか、ないのか、そこだけ、もう一度、お聞かせください。

○議長（土方尚功君） 生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君） 運営につきましては、理事会制を持っておりまして、常に事業についてと全般的なことについて、自由なお話し合いを設ける、また懇談会、こんな形式も設けております。

女性の目的は、積極的な社会参加、参画を図るんだというのが一番の大きなねらいであります。それに対しては、どなたもそうであってはならないというようなことは、ございません。

ただ、言えることは、今230名の会員さんがいらっしゃる。この方が多く活動の場が与えられればよろしいわけなんですけれど、なかなかそうはいかないというのが実態であります。労力の提供、それを利用する、その関係がすべての方に届くような、要するに実績についてどうしたらよいのかと、こういうことがよく言われる課題であります。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） そういう課題については理事会で話がされているということだと思いますけれども、この辺については、もう少し女性社会事業協会がアンテナを高くして、どういう状況に今あるのかということを、しっかり見ていていただきたいと思いますし、理事会もあることですから、そちらで十分にまた話をしていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたように、女性センターと女性社会事業協会の役割、それからケアを持っているその部分の役割というのを、もう少しまちの中で明確にしていっていただきながら、本当の意味で女性の社会参画に役立つようなものにしていていただきたいということを、お願いをしておきます。

それから、一番最初に述べましたように、理美容券の議案が9月議会で否決ということになりました。所得制限をすることによって1,600万円が他の施策に使えるのではないかということでしたが、お金や金券で福祉を進めることは既に過去のものではないかと、私は考えております。

武蔵野市は、市長の諮問機関である「成熟社会における福祉のあり方を考える懇談会」で、老人福祉手当、敬老金や敬老記念品などの現金給付制度は転換の時期と指摘をしたということです。介護保険の導入によって、老人福祉手当の廃止というのが予定されているというふうに考えます。当然、現金給付制度については見直しが必要になってくるというふうに考えますが、行財政改革について、福祉の部分では、それが含まれていないというふうに、先日、参事から、ほかの方の質問の中で説明がありましたけれども、これについては、担当としてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（土方尚功君） 福祉部長。

○福祉部長（小俣雅義君） 行政改革大綱の中では、福祉部門におきましても人的な要素、つまり平成9年度で一部、定数外の職員、つまり定数内から定数外へ外す方策というのをを出して、今現在、交渉中であります。さらに、全体の職員配置基準の見直しということも課されております。

一般的なその他の業務では、一般に事務事業の見直しという項目の中に、具体的な項目としては載っておりませんが、当然、その新しい福祉サービスを構築するために必要な事務の見直しということは、日ごろから考えていなければならない問題であろうかと思えます。

特に、今お話がありましたように、新しい公的介護保険制度が間もなく施行されるということになりますと、今お話がありましたように、確実には老人福祉手当という、月5万5,000円が現在、支給されるわけですが、こういったものは新たな介護保険制度の中に組み込まれるという形で、廃止の方向と聞いております。あわせて、東京都の敬老金の問題であるとか、その他のいろんな動きの中では、これの見直しというのは詰められるのではないかと考えております。特に、公的介護保険制度の中の40歳から64歳までの保険料というものは、一たんプールされて、それぞれの各種のサービスの程度に応じて分配をされるという仕組みになってまいります。

そこで、ここでは市単独事業に充てることもできるということになりますので、新たな事業の構築と合わせて、いろんな大きな仕組みとしての変更を迫られることは確実ではないかと思えます。この新しい介護保険制度の導入の準備に当たっては、そのあたりも含めながら十分、検討してまいる問題であろうかと思えます。

以上です。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） どうもありがとうございました。

これから見直しをしていくということで、そうでなければ私たちの暮らしは成り立たないだろうというふうに私は考えております。

ずっとですね、この質問を通して、とにかくマンパワーの確保、それからケアを受ける側が安心して暮らせるものをつくるために、どうしたらいいんだろうかということで質問をしまりました。

最後に市長にちょっとお尋ねしたいんですけれども、市長は、10月7日の市長の月曜スピーチの中で、この理美容券の条例改正の件に触れられています。「年初の第1回定例会に提出し継続審査になっていた老人健康管理理美容券給付事業に関して、条例改正を内容とする議案が委員会と本会議の採決で否決されました。いわゆる所得制限導入を内容とする改正議案でしたが、採決による賛否の数が、わかりにくいくらい伯仲ではなかったかと思います。過去の論議に、ばらまき福祉と批判された本市独自の施策ですが、これからはそのような批判のあり得ない結論と考えたいと思います」というふうに、話をされているわけです。

これは、いわゆる本会議の採決による賛否の数がわかりにくいくらい伯仲でということも、ちょっと違ったかなというふうに思いますけれども、あの条例が否決になったということが、これは、ばらまき福祉ではないというふうに、みんなが認めたということではないというふうに私は考えているんです。それは、皆さんの意見討論の中でも、もちろん出ているわけですが、これはそれぞれ御本人にも確認して、そういう意味ではありませんねということで、お話を聞かせていただきました。

例えば、宮沢議員は、ちょっと後の方だけ読ませていただきますけれども「福祉の整合性をしっかりとつくった上でのトータルプランを提示していただきたい。この上での反対、否決の思いを込めたことでございますので、御理解の一点をいただきながら、ぜひ一層の充実を図っていただきたいと思います」

また天野議員は「委員会の中で、私どもは終始この制度の見直しについては福祉の事業のトータルの見直しをすべきである。そして行財政改革が、この答申が出てきております。そういう中で、この問題を十分、審議していただいて、お年寄りも納得できるような形で、そして私たちが納得できるような形で、こういう所得制限を導入するとしても、そういう形の中から見出していただきたいということを意見として、私はもう一度言います」ということで、反対をされているわけなんです。

提案された側の最高責任者として、職員の方に向かって、こういうスピーチをされるということは非常におかしなことだというふうに私は感じております。ここで、この議

案が否決になったからといって、先ほども言いましたように、ばらまきではないということにはなりませんし、これだけ超高齢化に向かっていくときに、未来永劫このままでいいというふうな判断を出しているとは、私は考えていないんです。ぜひ、そのところを市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（土方尚功君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市長。

○市長（森田喜美男君） いろいろ御質問をいただきました。時代背景のある一つの論理の発展であることを、よく理解いたします。

たまたま、福祉施策に対します所得制限のことで、トータルプランの第一歩というふうに思っておるわけでありまして、今、御指摘のあったような表現は、少々皮肉な言い方かもしれません。十分、反省をしながら、これからも努めてまいりたいと思っております。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 市長、今、皮肉な言い方だったかもしれないというふうにおっしゃいまして、私たちもみんなで、いわゆる市民がこれをみんなで読みまして、これは一体何だろうと。私たちもこれからの高齢化に向けて真剣にこの議論をしまして、それで、もう賛成だということにしたわけですが、みんなでこれを読みまして、これは恐らく否決に回った議員に対する皮肉ではないだろうかという意見が、確かに出ました。でも、そういうものを何も職員に向かって言うことはないわけですし、真剣に市長が、やっぱり今、福祉のあり方を変えていきたい、そのために、ここで所得制限をかけるんだという、本当に胸の中にその思いがあって、市民生活の大変さというのがわかっていたら、絶対こんなふうにはおっしゃらなかったというふうに、私は思っています。こういうふうにおっしゃったことも、あんまりだというふうに思いますけれども、今のお答えも、余りにひどいんじゃないかというふうに私は感じています。

それで、市長には、今本当に実態はおわかりになっていないんじゃないかということをお私は申し上げましたけれども、私もお年寄りの介護というのは、したことがありますけれども、祖父とは一緒に暮らしましたから、そのときの状況というのはよくわかっ

ておりますけれども、自分自身が介護をしたわけではありませんから本当に骨身にしみているかといわれると、そうではありませんけれども、幼児の世話というのは10年、もうちょっとにわたってやりましたので、その大変さというのは想像ができます。

24時間労働ですから、昼も夜もなく世話をしていると、疲れてくるんです。それで排泄物の始末をしておりますと、自分が何のために生きているか、わからなくなってくるということが、疲れていると一緒にあるわけです。それは、子どもがかわいかったり、それから自分の父親、母親が大事だったりするのは、また違う思いだというふうに思いますけれども、みんなそうやって介護をしたり、育児をしたりということをしているわけです。

日本労働組合総連合会というところの要介護者を抱える家族についての実態調査によりますと、「介護を受ける者に対して憎しみを感じたことがある」これが3人に1人、それから「介護を受ける者に対し虐待したことがある介護者」これは実に2人に1人ということなんです。

こういう状況になってしまうような福祉の施策しか、現在は日本の国の中になんていうことなんですけれども、こういう状況の中で、市民の方、ある方にお会いしたときに、天然石のネックレスをしていたんです。大変きれいなものだったんで、私が「きれいなネックレスね」というふうに言いましたところ、彼女は「これはパワーが出るように、いつも肌身離さずつけている」というんです。どうしたんだろうと思って、よく聞いてみますと、とうとう同居のおばあさんが寝込んでしまったと。彼女はお年寄りの介護に夢中になって、それで、ある日、ふと気づくと小学生の子がとても元気がなくなっていて、精神状態が少しおかしくなっていたということなんです。介護にかかりきりになっていて、子どもに寂しい思いをさせていたんだろうというふうに言っていましたけれども、すごく、かかわっていない者からすると、何というか、石を身に着けて、そのパワーで自分が介護していこうなんて、どうかしているというふうにしか思えない、もしかしたらそういうふうにしただけ感じられない人もいるのかもしれませんが、私は、こうやって、みんな現実ががんじがらめになって、1人で頑張っている人がいっぱいいるんだなということを感じまして、見た目だけのきれいさの施策をいつまでも、やっばり進めていちゃいけないんじゃないかというふうに感じたわけなんです。

それで、もう一度、市長にお伺いをしますけれども、これは、やっぱり市長が認識違いをされていたということだと思うんですが、その辺をもう一度、お答えいただけたらと思います。

○議長（土方尚功君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 失礼な思い違いであったというふうに、質問があれば答えるのが正しいと思っております。

○議長（土方尚功君） 執印真智子君。

○14番（執印真智子君） 質問があれば正しいと思いますというところに、何かまだちょっと、私としては不満なものがありますけれども（「来週の月曜日に言ってもらいなよ」と呼ぶ者あり）、これから来年の4月に向けて、どういう福祉の仕組みをつくっていくかということを、私たちがもう少し話し合わないといけないだろうというふうに感じております。

今回は全体的な質問をしましたけれども、時代に即した新しい発想でのまちづくりをしないと、新しい時代の担い手は育たないというふうに思っております。

先ほど担当部から、先ほどの議会の意見のニュアンスというのも、私から伝えるのもおこがましいんですけども、お話をさせていただきましたし、全体的な見直しをしていただいて、再度、全体的な、総体的なケアを含んだ福祉の仕組みというのを提案をしていただきたいと思います。

それから、女性センターと女性社会事業協会については、先ほども申しあげましたけれども、再度申し上げますが、もう少しアンテナを高くして、今何が必要とされているのか、抱えている問題点は何なのかということを、十分に話し合いを進めていただきたいというふうに思います。

それから、市民事業、これは福祉計画にも入れますということで、先ほどお話がありましたし、十分にネットワークをつくってやっていっていただけるというふうに考えますが、これを福祉に位置づけるということと、それから女性の起業を促進する、これが超高齢少子化社会を乗り切る一つの方策になるはずですので、積極的に進めていただきたいことをお願いいたします。

市長には、本当に市民の生活をわかって、4月まで頑張っていたきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（土方尚功君） これをもって26の2、このままで日野市は超高齢少子化社会を乗り切れるか——目指すもの、限界、担い手をどう構築するのか——の質問を終わります。

これより議案第76号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第76号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、日野市一般職の職員の給料及び扶養手当を改定するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君） 議案第76号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

それでは、新旧対照表によって御説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。

まず7条、扶養手当の関係であります。7条の第4項は、扶養親族のうち配偶者がいない場合の第1子を除く満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、加算する額を2,500円から3,000円に改めるものであります。

次に、恐れ入りますが、改正案で御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

まず、別表関係であります。3ページは給料表の別表第1を、次の4ページあるいは5ページは、別表第2及び別表第2の2を、それぞれ改めるものでございます。

本年度の給与改定につきましては、国及び東京都の給与勧告を参考に、給料表1及び給料表2の適応者は0.95%、5ページにございます給料表3の適応者につきましては、0.94%で改定を行っております。

次に、6ページの付則でございますが、第1項は、施行期日及び適用日を定めたものでありますが、この改正条例につきましては、平成8年4月1日に遡及して適用するものであります。

第2項の最高号級等の切りかえにつきましては、参考資料にありますので、よろしく申し上げます。

第3項は、給与の内払いという規定になっております。

以上、条例の改正部分について御説明申し上げましたが、本年度の給与改定の内容等につきましては、お手元に給与改定の概要、及び平成8年12月期期末勤勉手当資料を配

付させていただいておりますので、御参考いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。小島　久君。

○6番（小島　久君）　1点だけ、確認をさせていただきます。

かつて自治省あるいは都の地方課、これらからラスパイレス指数の指導を受けていたわけでありますけれども、最近、このラスパイレス指数の関係は余り耳にしなくなったわけでありますけれども、この給与改定によって、どの程度の、国を100とした場合です、日野市はどの程度のラスパイレス指数になっているのか。あるいは、27市中、どの辺の位置まで是正されたのかどうか、1点。

それから、この参考資料を見させていただきますと、つまり、かつて通し号俸制という給与表でございましたけれども、これは何年からかわかりませんけれども、いわゆる一部、職階制の導入という表現になるのでしょうか、いわゆる行政職の1、1表の1等級から3等級まで、あるいは4等級から6等級までの表を見せていただきましたが、若干の職階制の導入がなされております。かつて27市の中でも、通し号俸という市が、かなりあったと思います。現在は、どのような状況に変化されておりますのか、日野市のような状況に変化されているのかどうか、その辺もあわせて、2点だけ伺っておきます。

○議長（土方尚功君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　まず第1点目は、ラスパイレス指数の御質問でございます。国の給与に比較いたしまして、地方公共団体の給与がどの程度の状況かというのを指数にしたものでございますけれども、一時は、国に比較いたしまして10%以上の差があったこともありました。年々、給与について、改正の都度、改めてきております。それから、職員の構成内容も変わってきております。そんな中で、10%を超えるものから、最近では年に1%ずつぐらいは下がってきておるところでございます。

ちなみに、前年度、まだ8年度は正式に出ておりませんが、平成7年度につきましては、108.3という数字になっております。

それから、この給与改定がラスパイレスにどう影響するかということでございますけれども、現在のこの改定は、国の人事院勧告と同じ率でやっておりますので、ほぼ変わらないというふうに判断しております。

それから、27市中、どのくらいの位置づけかということでございますが、一時は、全国の上位に入ったこともございます。各市の給与の改定状況、是正状況によって、年度によってかなり違ってきてはおるわけですが、日野市の場合は、27市の中では上位の方

にあるというふうに言えます。

御質問の2点目で、通し号俸制というような御質問だったわけですが、通し号俸制につきましては、御質問にございましたように、等級の中で一部、額を調整して、職務給に近づけておるのが実態でございますが、この改正が最近、ベースアップの率が1%というような低い額なものですから、なかなか格差といいますか、間差を上げることが難しいわけでございますが、給与改定がかなり引き上げられるようなときがあれば、また、その職務給にふさわしい給料に近づけることができるかというふうに思っております。しかし、その改定のアップのこととは別に、職務給につきましては、やはり職員組合と毎回、切りかえについては話し合っておるところでございます。

このような通し号俸の市がどのくらいあるかというようなことでございますが、東京都27市のうち、たしか11市ばかりが準通し号俸という言葉を使っておりますが、そういうような内容になっておりまして、かなり前から職務給というような話が出ておりますけれども、まだまだ他市も、なかなか切りかえられないというような実態でございます。

以上でございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方尚功君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第76号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第8－32号、宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第8－32号の常任委員会への付託は会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたしま

す。

これより請願第8－33号、自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する請願、請願第8－34号、「1％節電」に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第8－33号、請願第8－34号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第8－35号、東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する市への提案に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第8－35号の常任委員会への付託は会議規則第134条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第8－36号、日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情、請願第8－37号、「1％節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第8－36号、請願第8－37号の常任委員会への付託は会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第8－38号、豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第8－38号の常任委員会への付託は会議規則第134条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第8－39号、日野市にオンブズマン制度を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第8－39号の常任委

員会への付託は会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。

委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は12月19日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時19分 散会

12月19日 木曜日 (第8日)

平成8年
第4回定例会 日野市議会会議録 (第38号)

12月19日 木曜日 (第8日)

出席議員 (30名)

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邊馨鴻君
5番	吉富正敏君	6番	小島久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	旗野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市 長	森 田 喜美男 君	助 役	坂 口 泰 雄 君
助 役	鈴 木 栄 弘 君	収 入 役	落 合 豊 君
企画財政部長	野 中 勝 美 君	総 務 部 長	大 崎 茂 男 君
生活文化部長	小 野 宗 市 君	環 境 部 長	中 里 正 市 君
都市整備部長	河 内 久 男 君	建 設 部 長	友 野 豊三郎 君
福 祉 部 長	小 俣 雅 義 君	上下水道部長	清 水 啓 治 君
病院事務長	高 野 英 男 君	学校教育部長	谷 正 幸 君
生涯学習部長	小 澤 春 童 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	遠 藤 治 二 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局 長	加 藤 侃一郎 君	次 長	中 野 修 君
書 記	橘 達 雄 君	書 記	山 田 二 郎 君
書 記	田 倉 芳 夫 君	書 記	鈴 木 俊 之 君
書 記	立 川 智 君	書 記	堀 辺 美 子 君
書 記	永 野 裕 子 君		

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所 所 長 関 根 福 次

速記者 佐 伯 実和子 君

議 事 日 程

平成8年12月19日（木）

午 前 10 時 開 議

（議案審査報告）

（総務・文教・厚生・建設）

日程第 1 議 案 第 70 号

平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）

（総務委員会）

日程第 2 議 案 第 2 号

日野市行政手続条例の制定について

日程第 3 議 案 第 64 号

日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案 第 67 号	日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案 第 68 号	日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について (文教委員会)
日程第 6 議案 第 53 号	日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (厚生委員会)
日程第 7 議案 第 66 号	社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定について
日程第 8 議案 第 71 号	平成 8 年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号) (建設委員会)
日程第 9 議案 第 65 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案 第 69 号	日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11 議案 第 72 号	平成 8 年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 12 議案 第 73 号	平成 8 年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 13 議案 第 74 号	平成 8 年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 14 議案 第 75 号 (取り下げ)	市道路線の認定について (建設委員会)
日程第 15 請願 第 6 - 64 号 (請願審査報告)	清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 (総務委員会)
日程第 16 請願 第 8 - 18 号	東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情 (文教委員会)

日程第 17	請 願	第 8 - 19号	教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情
日程第 18	請 願	第 8 - 25号	「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情 (厚生委員会)
日程第 19	請 願	第 8 - 13号	「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため 日野市障害者雇用促進援助事業の適性実施に関する 請願
日程第 20	請 願	第 8 - 35号	東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する市への提案に関する請願 (総務委員会)
(継続審査)			
日程第 21	請 願	第 8 - 16号	消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情
日程第 22	請 願	第 8 - 29号	法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情
日程第 23	請 願	第 8 - 33号	自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する 請願
日程第 24	請 願	第 8 - 34号	「1%節電」に関する請願
日程第 25	請 願	第 8 - 36号	日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、 捺印の不要を求める陳情
日程第 26	請 願	第 8 - 37号	「1%節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に 呼びかける請願
日程第 27	請 願	第 8 - 39号	日野市にオンブズマン制度を求める請願 (厚生委員会)
日程第 28	請 願	第 8 - 3号	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開 示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずること を求める陳情
日程第 29	請 願	第 8 - 12号	「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため 障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する 請願
日程第 30	請 願	第 8 - 22号	公営斎場の建設に関する請願
日程第 31	請 願	第 8 - 24号	高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券 の交付に関する陳情

(建設委員会)

- 日程第 32 請 願 第 6 - 57号 減歩の諸点について見直して下さいの陳情
- 日程第 33 請 願 第 6 - 58号 住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情
- 日程第 34 請 願 第 6 - 59号 3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情
- 日程第 35 請 願 第 7 - 11号 多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願
- 日程第 36 請 願 第 8 - 14号 WTO協定改訂・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願
- 日程第 37 請 願 第 8 - 26号 豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願
- 日程第 38 請 願 第 8 - 30号 豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置することを求める請願
- 日程第 39 請 願 第 8 - 31号 豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願
- 日程第 40 請 願 第 8 - 32号 宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願
- 日程第 41 請 願 第 8 - 38号 豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願

(継続審査議決)

- 日程第 42 文教委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 43 議会運営委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 44 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 45 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 46 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件
- 日程第 47 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(議案上程)

- 日程第 48 議員提出議案第18号 第9次治水事業5カ年計画策定に関する意見書
- 日程第 49 議員提出議案第19号 国民負担を大幅に増やす医療保険制度の改悪に反対する意見書
- 日程第 50 議員提出議案第20号 消費税率5%への引き上げに反対する決議
- 日程第 51 議員提出議案第21号 特定目的借上住宅を多摩平団地に導入を求める意見

書

日程第 52 議員提出議案第22号 東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する意見書

日程第 53 議員提出議案第23号 教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書

日程第 54 議員提出議案第24号 東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から第54まで

午後1時04分 開議

○議長（土方尚功君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

本件については4常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君） それでは御報告申し上げます。

議案第70号についてです。総務委員会は、12月の16日に開催され、委員及び説明員の皆様の御協力のもと、スムーズに委員会が運営されましたことを初めに御報告させていただきます。

それでは、ただいま議題となりました議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務委員会に付託されました歳入全般、歳出のうち議会費、総務費、消防費、第2表、繰越明許費、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正につきまして、審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

質疑としましては、減税補てん債に関連して、来年度以降の減税と消費税5%の影響をどのくらいと推計しているのかがありました。それについては、消費税が5%になることにより、地方消費税、18億円の増収が見込まれるが、制度減税の継続と消費譲与税の廃止により、差し引き10億円程度の減収になると試算されるとの回答がありました。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（夏井明男君） それでは文教委員会の方に付託されました内容について御報告申し上げます。

主な質疑の内容についてでございますが、まず学校関係の消毒の関係の予算が問題に

なりました。いわゆる今回の緊急的な課題の内容として計上されたものかどうか、継続的なものとしての取り組みなのかどうかということが第1点であります。

それから経費5%削減の方針と影響が、いわゆる文教費の消耗品費の切り詰めとの関係で、現場への影響がどういうふうになっているかという話であります。市の方としても5%削減ということを展開をしているけれども、現場の教育の関係に影響がないような配慮をして運営をしているということでした。

さらに細かいことになりますが、光熱関係、ガス代等の当初予算との違いが指摘されたところでありますが、これも例年どおりの予算の対応の中での取り組みということでは理解していただきたいということでした。

それから市民プールの委託の対象ですが、本会議でも問題になりましたが、この辺についての質疑もなされたところであります。すなわち企業公社から社協センターへの移行ということが、今回、指摘をされたところでありますが、この市民プールの委託の過去の変遷をたどって、どういうふうな対応でなされてきたかということでもあります。現場への実効のない対応とすると、直営がやはり望ましいという意見に従って、このような対応というふうな御答弁でございました。

以上、文教委員会として付託されました案件につきましては、原案のとおり全会一致、可決を見ました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君） 厚生委員会に付託されました歳出のうち、民生費、4億1,048万2,000円、衛生費、2,612万5,000円、労働費、15万円の補正額、それぞれ審査を行ったものでございます。

補正内容は、当初の見込み人数、対象人数がふえたことであるとか、あるいは施設の改善、さらには人件費の補正等が主なものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（小川友一君） 建設委員会に付託されました議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）、歳出のうち、農業費、商工費、土木費につきまして、委員会として慎重審査をした結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第70号、平成8年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号、日野市行政手続条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君） ただいま議題となりました議案第2号、日野市行政手続条例の制定につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本条例は、行政運営における公平性の確保と透明性の向上を図ることによって、市民の権利や利益の保護に資することを目的とするものであり、平成8年第1回定例会より継続審査となっていた案件であります。

4回にわたる委員会審査の中で、主な質疑としては、条文の読み替え規定等、理解しづらい部分を整理できないか、また行政指導に関して、「住みよいまちづくり要綱」や「福祉施設整備要綱」等との関連はどうなるのかといった質疑がありました。このことにつきましては、本条例は国の法令や都の条例に準じたものであり、近隣各市で制定、あるいは制定を予定しているのと、条文と基本的に同一であること。また、「住みよい

まちづくり要綱」等、本条例と関係してくる要綱との関連についてであります。本条例で規定する行政指導は任意の協力を求めるものであって、強制的なものではないこと。また、本条例では要綱は対象外となっており、当該要綱との整合性を条例の施行までにさらに詰めていきたいとの回答がありました。

本委員会では4回にわたる慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第2号、日野市行政手続条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君） ただいま議題となりました議案第64号、第67号、第68号につきまして、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例は都市計画税の税率の特例を来年度も継続し、税率を100分の0.25とすることを内容とするものであります。

本件につきましては慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、選挙運動用自動車の使用とポスター作成にかかる費用の公費負担額の改正を内容とするものであります。

本件につきましても慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この条例は、公職選挙法の改正を受け、関係条項を整備するものです。

本件につきましても慎重審査の結果、全会一致、原案どおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第64号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第67号、日野市議会議員及び日野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第68号、日野市議会議員及び市長選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（夏井明男君） それでは文教委員会の審査結果について御報告を申し上げます。

この議案第53号は継続分でございます、前回に引き続き慎重審議をさせていただいたところであります。

日野市の当局の方からも具体的な委員の要求がありまして、豊富な資料をいただいた

ところであります。保育料の改定の理由が数点、語られたところであります。さらに多摩地域の公立幼稚園の現況、さらに公立幼稚園の経費がどのように構成されているかの資料、また日野市の私立幼稚園の入園料、保育料の調べの調査、公立、私立幼稚園の保育料の負担金の格差の情報、さらに公立、私立幼稚園の主幹部局の一覧、7点目としましては幼稚園に今後整備を検討するような備品の品目等、多彩にわたった資料をいただいたわけであります。

主な質疑の内容を御紹介いたしますと、なぜここで、いわゆる保護者へ負担をかける保育料の改正になったのかということが問題になりました。さらに、この負担の根拠の標準というものはどの辺において、過去、なされてきたのか。現在においてどういう標準で立てているのかということであります。それから、さらに逆の立場で、私立の幼稚園の補助金を増額する形で、格差是正ということも考えられるのではないかとという点も指摘をされました。さらに、これに付随しまして、公立幼稚園が、なぜ日野市においてが多いのか。その経過、存在理由、その点から、この条例案を検討すべきではないかという指摘もございました。さらに心配としては、この公立の幼稚園のいわゆる値上げがなされますと、今度は私立の幼稚園の値上げの誘導、連動を呼ぶのではないかと、そういう心配があるのではないかとという指摘もなされたところであります。

それから、今後、整備を検討する備品の具体的な設備の不足の問題、それから消耗品を含めた備品の具体的な内容についても質疑討論がなされたところであります。

さらに根本的な問題として、公立、私立で格差があるということは、これは当然のことではないかと。むしろ、その前提の上でおのおの公立、私立の幼稚園の運営がされており、また理念的にもそのような形をとっているのであるから、格差是正ということで、これを平等にしていくという考え方はいかなものかという指摘がなされたところであります。

さらに根本的な問題として、公立の7園を全部廃止をしていく方向、私だけの運営ということも現状の体制の中でも可能であると。将来的にはこういう課題も追求していくことが十分大切なのではないかとという方向性の指摘もされたところであります。

それから私立幼稚園の補助金の実態の内容についても踏み込んだお話がございました。さらにこれに関連をしまして、行政改革の一環としての話だと思いますが、幼児教育、今の幼児教室、今、言葉があれですが、前の言葉になると思いますが、幼児教室の将来性の問題もにらんだ質疑もされたところであります。

根本的には、いわゆる目先の対応だけではなくて、この値上げの問題を長期的な観点

から見ていかなければ解決に結びつかないという指摘もございました。

さらに私立幼稚園と公立幼稚園の具体的な教育の中身として、主幹がどこで扱うかということもなされたところであります。

以上、多くの議論がされたところでありますが、議案第53号については賛成多数で可決をした次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。田原茂君。

○12番（田原　茂君）　それでは、議案第53号につきましては、議案に反対の立場で一言意見を申し述べさせていただきます。

まず、初めに申し上げなければならないのは、今回の提案の仕方、提案の理由が納得できないということであります。最初、提案されました9月議会の提案の理由といたしましては、その趣旨は、民間の私立幼稚園との格差を少しでも縮めたい、こういうことがその趣旨ではなかったかと思います。その後、審議の中で、民間との格差是正を値上げの理由とすべきではないとの議論の中で、今度は取ってつけたように、それらしき資料を提出し、今度は保育料改定の基準なるものを今議会の委員会で提出してきました。このような改定基準があるのではあれば、なぜ最初の9月議会の提案のときに提示できないのか、提示していないのか、このこと一つをとってみても、今回の提案がいかに場当たり的なものかと判断せざるを得ないわけであります。

また、議論を通じて現今の幼児数の減少に対して、私立、公立の役割は何か、幼児教育の充実とは何か等々、幼児教育を取り巻く全体的な環境というものに対する一つのビジョンというものが全く感じられませんでした。また、幼児数の減少に伴い、現在の公立幼稚園7園については、もはや統廃合問題についても避けて通れない課題であろうと思います。そのようなことには一言も、一言も触れずに、ただ幼稚園の保育料だけ値上げをするということは、市民の理解は到底得られないことだろうと思います。

このような観点から、願わくば、先ほど申し上げましたような幼児教育を取り巻くもろもろの課題というものをしっかり議論していただいた上で今後のビジョンというものをしっかりつくっていただきたい。その上で、もしまたそういう議論の中で、また統廃合というものを含めた全体的な議論の中で、その中でまたさらに保育料値上げがどうしても必要なんだという議論が出てくるのであれば、そのときにはきちっとしたまた提案理由を示していただいて、再提案をしていただきたい。このような観点から、今回のこ

の議案第53号につきましては反対をせざるを得ないという立場から、このような意見を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） 中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 幼稚園保育料の改定議案について、原案賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

議案は、現行、月額7,500円の保育料を1,500円値上げして9,000円にしようというものです。12年ぶりの料金改定であります。人件費を除く幼稚園運営費に占める保育料収入の割合は、当初、130%を超えていましたけれども、12年間の据え置きで、今日では60%台となっています。

委員会の審議の中では、保育料父母負担の基準として、人件費を除く幼稚園の運営費をその上限とするという一つの基準が示されました。地方財政法の施行令では、職員人件費を住民に負担させてはならないという税外負担についての原則が定められていますが、そうした点を踏まえての幼稚園保育料のあり方が、一つ整理された点は評価できると思います。

また、委員会の質疑の中で、保育料の値上げ分は教材教具の充実など、幼稚園運営の改善を図るということについても確認されたところであります。公立幼稚園の保育料は、幼児教育の機会を保障する上からも、できる限り抑えるべきであると考えますが、以上の2点を踏まえ、今回の値上げはやむを得ないものと認めるものであります。

委員会では、公立幼稚園の存在意義をめぐる議論がありました。少子化の中で、公立幼稚園の存在意義が薄くなり、幼稚園経営は民間にゆだねてもよいのではないか、公立は統廃合すべきではないかという議論がありました。この点についても一言意見を述べておきたいと思います。

日野市では、かつて幼保一元化を掲げ、幼児教育センターを中心に幼児教育のあり方について研究、検討された経過があります。その原点は、幼子が一人一人、何を求めているのか、何を要求しているのか耳を傾けよう、子供たちの立場に立って考えよう、行政の都合で子供を区分けしている現在の教育行政のあり方を考え直そうということであったと思います。

このことは、子供の権利条約が、児童が権利の主体者であるということを宣言し、子供にとって最善の教育環境を整えることをうたっている、この精神と共通しているものであります。まさに先駆的な意義を持つものであったと思います。

そうした立場で考えるならば、日野市が他市に例を見ない7園もの公立幼稚園を経営

している意義はますます重要になっていると思います。幼児の減少は底を打ち、少しずつ増加傾向に転じているという報告もありました。比較的安い保育料で児童教育を保障している意義はますます重要であります。私立幼稚園や住民運動がつくっている幼児サークルなど、多様な選択可能な幼児教育の場を保障することも大事であります。

さらに公立の幼稚園が地域の幼児教育、子育てのセンターとして果たさなければならぬ役割などを考えると、公立の幼稚園は統廃合どころか、ますます充実させなければならない課題になっていると思います。

今日の政治情勢は、一人一人の子供の人権を尊重するために、より豊かな教育環境を整える方向に逆行する動きが目立っています。都は私立幼稚園の父母負担軽減に所得制限を導入するとか、保育の補助金を大幅にカットしようとしています。国は幼児教育どころか、義務教育の国庫負担さえ削減する動きの中で、日野市が幼児教育について公的責任を果たそうと努力していることは極めて貴重であります。私立幼稚園への助成の充実も含め、幼児教育の一層の充実のために御努力をいただきたい、このことを願って意見とさせていただきます。

○議長（土方尚功君） これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（土方尚功君） 挙手多数であります。よって議案第53号、日野市立幼稚園の保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第71号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君） 議案第66号の審査について御報告いたします。

現行の社会福祉法人に対する助成の対象は、日野市区域内に事業を営むものと規定されておりますが、今回の臨時特例条例につきましては、八王子市内に事業を営む社会福祉法人に対する助成も行えるようにしようというものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第71号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。補正額、2億1,418万5,000であります。内容は、過年度分の確定に伴う補正でございます。

以上、委員会での慎重審査の結果、可決すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第66号、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例の臨時特例条例の制定、議案第71号、平成8年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第69号、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（小川友一君） 建設委員会に付託されました議案第65号、議案第69号、2議案とも慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第65号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第69号、日野市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号、平成８年度日野市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第73号、平成８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第74号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件を一括議題といたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（小川友一君） 建設委員会に付託されました議案第72号、議案第73号、議案第74号、３議案とも委員会としては慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第72号、平成８年度日野市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第73号、平成８年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第74号、平成８年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号、市道路線の認定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（小川友一君） 建設委員会に付託されました議案第75号、市道路線の認定については、現地調査を行い、その後、委員会として慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議案第75号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第6－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（小川友一君） 建設委員会に付託されました請願第6－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願の件であります。

本請願は請願代表者より、都合により取り下げたいとの旨の書類が提出されました。委員会ではその取り下げを承認した次第でございます。よろしく御審議のほど申し上げます。

○議長（土方尚功君） ただいまの委員長報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって請願第6－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願の取り下げの件は承認することに決しました。

これより請願第8－18号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（森田美津雄君） 請願第8－18号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情について、総務委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、東京自治体労働組合総連合中央執行委員長、斉藤武彦氏から提出されました。都補助金の一方的削減・廃止の反対と、事務移管に際しての十分な財源保障を求めることなどを内容とするものであります。

総務委員会としましては、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって請願第8－18号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する陳情の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第8－19号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情、請願第8－25号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（夏井明男君） 請願第8－19号、請願第8－25号につきましては、内容が同趣旨の内容でございますので、一括審議させていただいた次第であります。

この両請願とも前回の議会の継続分でございます。その間、具体的に委員の方より、学費の状況についての問いに対して事務局より具体的な資料をいただきました。いわゆる請願、陳情の提出状況ですが、提出があるかないか。提出日、特に審査の結果等について具体的な詳細な資料をいただいた次第であります。

慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決した次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって請願第8－19号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める陳情、請願第8－25号、「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第8－13号、「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため日野市障害者雇用促進援助事業の適性実施に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君） 厚生委員会の審査報告をいたします。

平成8年6月10日に受け付けました本請願、委員会で慎重審査を重ねてまいりました。請願内容は、現行の日野市障害者雇用促進援助事業要綱にうたわれております障害者の雇用援助に関するものでございますが、適用されているものがまだまだ限定されている、その枠を広げてほしいという内容でございます。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（土方尚功君） 挙手多数であります。よって請願第8－13号、「共に楽しく暮

らせる町づくり」の实践推進のため日野市障害者雇用促進援助事業の適性実施に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第8-35号、東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する市への提案に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（板垣正男君） 厚生委員会の審査報告をいたします。

平成8年12月6日、受け付けました本請願、委員会での審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって請願第8-35号、東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する市への提案に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第8-16号、消費税率の引き上げと地方消費税創設に反対する陳情、請願第8-29号、法務局出張所の統廃合計画等に関する陳情、請願第8-33号、自衛隊が参加する日野市防災諸活動の実施に関する請願、請願第8-34号、「1%節電」に関する請願、請願第8-36号、日野市議会に提出する請願又は陳情に署名を行う際、捺印の不要を求める陳情、請願第8-37号、「1%節電」の実施を日野市の公共施設及び市民に呼びかける請願、請願第8-39号、日野市にオンブズマン制度を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本7件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第8－3号、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場に関するデータ開示と同処分場の実態調査と抜本的対策を講ずることを求める陳情、請願第8－12号、「共に楽しく暮らせる町づくり」の実践推進のため障害者福祉団体の自立促進の公的援助実施に関する請願、請願第8－22号、公営斎場の建設に関する請願、請願第8－24号、高齢者に対する鍼・灸・マッサージ（三療）割引券の交付に関する陳情の件を一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本4件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第6－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第6－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第6－59号、3・3・2道路幅を他地区並に28メートルとし保留地を確保してつけ換地に充当して下さいの陳情、請願第7－11号、多摩平団地の建て替えに伴い住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願、請願第8－14号、WTO協定改訂・セーフガードの発動など都市農業を守り発展させる施策を求める請願、請願第8－26号、豊南橋の計画変更と豊田南地区の用途地域及び地区計画の見直しを求める請願、請願第8－30号、豊南橋計画を従来の計画通りに人道橋として設置することを求める請願、請願第8－31号、豊南橋を計画通り人道橋で早期実現を求める請願、請願第8－32

号、宗教法人安養院の寺院及び墓地の建設反対に関する請願、請願第8－38号、豊南橋を人道橋として計画通りに促進を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本10件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第42、文教委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

文教委員長より、文教委員会の所管する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第43、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より、議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第44、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたしま

す。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第45、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第46、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第47、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議員提出議案第18号、第9次治水事業5カ年計画策定に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小山良悟君。

○27番（小山良悟君） 議員提出議案第18号、第9次治水事業5カ年計画策定に関する意見書であります。

文案はお手元に配付しました要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第18号、第9次治水事業5カ年計画策定に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第19号、国民負担を大幅に増やす医療保険制度の改悪に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。中谷好幸君。

○10番（中谷好幸君） 議員提出議案第19号、国民負担を大幅に増やす医療保険制度の改悪に反対する意見書でございます。

文案についてはお手元の資料のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（土方尚功君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第19号、国民負担を大幅に増やす医療保険制度の改悪に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第20号、消費税率5％への引き上げに反対する決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○29号（竹ノ上武俊君） 消費税率5％への引き上げに反対する決議でございます。案

文はお手元に配付してあると思いますので、全会一致、決議していただきたくお願いをいたします。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（土方尚功君） 挙手多数であります。よって議員提出議案第20号、消費税率5%への引き上げに反対する決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第21号、特定目的借上住宅を多摩平団地に導入を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 議員提出議案第21号であります。特定目的借上住宅を多摩平団地に導入を求める意見書。文案のとおり、皆様の手元に配付されているとおりの内容でございます。よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第21号、特定目的借上住宅を多摩平団地に導入を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第22号、東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君） ただいま提案されました意見書案の案文につきましてはお手元に配付されたとおりでございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第22号、東京都の「保育室等運営費助成事業の見直し」に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第23号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。夏井明男君。

○23番（夏井明男君） 先ほど請願第8－19号、請願第8－25号を採択させていただきましたが、それに基づきました意見書の提出でございます。文案につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第23号、教職員の給与費半額国庫負担などの義務教育費国庫負担制度の堅持と除外された費用の復元を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第24号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。森田美津雄君。

○8番（森田美津雄君） 議員提出議案第24号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する意見書でございます。案文についてはお手元に配付したとおりであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（土方尚功君） 質疑討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方尚功君） 御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第24号、東京都の区市町村に対する各種補助金の一方的削減に反対する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。これをもって平成8年第4回日野市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時04分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長	土	方	尚	功
---------	---	---	---	---

署名議員	福	島	盛之助
------	---	---	-----

署名議員	旗	野	行雄
------	---	---	----

